幣の過剩が物價昂騰を齎らすことはひろく事實の證明するところである。例へば金坑のある地方においては物價の高きことを知る。またこれを歴史に照すも貴金屬の激增は常に物價の暴騰を促した。その著るしき例は、第十六世紀におけるアメリカ大陸の發見後、百二十餘年間同地において多額の銀が產出され、これがヨーロッパ大陸にも流入し、ために銀の價値は暴落し、銀を標準とする一般商品の價格の昂騰を結果し、十九世紀においてカナダ及び濠洲の金坑發見後においても同様の結果を見た。いち早くこの現象を指摘したのは、フランスのジャン・ボーダン (Jean Bodin. 1530—1596) で、彼は「マレツロアの一般物價及び貨幣の騰貴に關する奇説に對する駁論」(一五六八年) 及び「貨幣價値の騰落に就いて」(一五七八年) において、物價の昂騰が金銀產額の增大に因ることを論述し、その後ジョン・ロック (John Lock, 1632—1704) は「利子の下落及び貨幣價値の昂騰に就いて」(一六九一年) において貨幣數量説を明確に説いた。ロックによれば、貨幣に對する慾望は各地ともに同一で、その用途も亦殆んど變化することがない。從つて貨幣數量の減少は貨幣の價格を高め、同一量の貨幣で從來よりも多量の商品を購入せしむるであろう。之れに反し、貨幣數量の增大は貨幣の價格を低落せしめ、同一量を以て從來よりも僅かなる商品としか交換し得ない。貨幣はあらゆる商品と交換し得るものだから、これに對する要求に變化がない。從つてその用途は常に充分、乃至充分以上であるから、他の商品の如く需要供給の關係を顧慮する必要なく、單に數量だけでその價値を決定し支配することができる、といふのである。貨幣數量説を代表してゐる學者は上述の外、ゾンバルト (Sombart, Der Moderne Kapitalismus)、ウイツクゼル (Wicksell, Geldzins und Güterpreise) ジード (Gide, Principes d'Economie Politique) ルヴアズール (Levasseur, Le Goût de la Vie, Revue éconon. internat.) ケンマラー (Kemmerer, Money and Credit Instruments in their Relation to general Process.) 及びアーヴイング・フイツシアー (Irving Fisher, Die Kaufkraft des Geldes) 等である。貨幣數量説の反對者としての立場をとつてゐる學者は、ゼボンス (Jevons)、リハルド・ヒルデブラント (Richard Hildebrandt)、レキシス (Lexis)、メンガー (Menger)、ロッツ (Lotz) シュピートホッフ (Spiethoff) 等である。貨幣數量説に對する有力なる論駁あるに拘はらず、貨幣存在量の多少が價格の變動を惹起することは誤りはない。それは「他の事情にして等しいとすれば」云云の制限においては事實に合して居る。例へば輸出超過その他の事情により國內貨幣流通高が急激に增加し、そのために物價騰貴を來たす傾向を有つことも、歐洲戰爭直後の我國の物價騰貴の如きも貨幣數量説の理論を實證したものである。**參考書** 上揭學者の著書の外、O. Spann, Die Haupttheorie der Volkswirtschaftslehre, 1923. 等及び經濟學史の著書。(住谷悦治)

貨幣制度〔各國〕 (Monetary System. Geldwesen. Les Systèmes monétaires) 〔**概説**〕貨幣制度の問題はおのづから貨幣の本位問題を中心とする。而して列國を通じて貨幣の本位制度に關する問題が相互に相關聯して著しく惹起せられて來たのは、一八七三年ドイツにおける幣制改革を轉期としそれ以後のことである。その以前における幣制は謂はば各國各のマチ〳〵であり、これを概括的に見て金本位制を採用してゐた國々は、イギリス及び英領植民地の二三、トルコ、ポルトガル、ベルギー等であり、ドイツ、オーストリー、スウエーデン、ノールウエー、ロシア、エジプト、印度等は大體に於て銀單本位制を採用してゐた。以下、主要國につき貨幣制度變遷の事情とその現狀との概略を述べる。〔**イギリス**〕現在における英本國の貨幣制度卽ちその金本位制度の基礎は一八一六年の貨幣法にある。それ以前においては同國は金銀複本位制を採用してゐた。卽ち十八世紀のはじめ、ニユートン (Newton) が金一磅に對し銀二十一志の法定比價を定めて以來、時々の狀況に應じて銀貨二十二志或は二十一志六片等に規定され、兩者並び流通せしめられたのであるが、所謂グレシアム法則の作用を蒙り、時には銀貨のみ流通し時には金貨のみ流通して複本位の實をあげ得ざるに至り、遂に上記一八一六年において恰も銀貨の驅逐された機會を捉へ、爾來典型的と稱せられる金本位制の基礎を確立するに至つた。而して右一八一六年の制定は、次で一八二三年に完全に英蘭銀行の兌換制度が復活してより此のかた一九一四年歐洲大戰の開始に至るまで約百年、その間一八七〇年及び一八九〇年の兩年において多少の變更を見たるほか、その本位制の基礎に搖ぎなく又何等の制限を受けずして實行されて來た。いまこのイギリス貨幣制度の基礎的要目を摘記すれば次の如くである。(一)金貨を本位貨幣とする。(二)金貨の種類を額面一磅と半磅との二種とする。一磅金貨の量目は一二三・二七四グレーン、品位は九百十六位三分の二とし、半磅金貨の量目品位もこれに準ず。金貨は自由鑄造を認める。(三)一磅の二十分の一を一志、一志の十二分の一を一片、一片の四分の一を一ファージング(Farthing)とする。(四)銀貨は一志につき量目八七・二七二七三グレーン、品位は後に述べる如く從來九百二十五位であつたが一九二〇年五百位に下げられた。銀貨の額面は、五志、四志、二志、一志、六片、三片等。(五)この他に青銅貨あり、種類は一片、半片、ファージング。(六)金貨は無制限法貨であるが、銀貨は二磅まで、一片及び半片、銅貨は一志まで、ファージング貨は六片まで法貨として通用する。然るに歐洲大戰の勃發してイギリスのこれに參戰するや、流石のイギリスも輸入超過巨額にのぼり國際貸借は甚だしき逆調に立つに至つた結果、一九一四年八月四日、政府は勅令をもつて金銀貨幣並びに地金を條件附戰時禁制品として事實上においてその輸出を禁止し、英蘭銀行また正貨の兌換を停止した。終に一九二〇年に至り、公然金輸出制限法を制定するの擧に出た。他方において同年までに銀貨漸騰し、この年一オンスにつき八十九片半を呼び市價に換算すればまさに金一對銀一〇・五三の高價であり、その銀貨の流出は保全し難き事態に立到つた。そこでこれが對策として政府は銀貨品位を五百位に引下げ、金銀法定比價を一對七・七二に相當せしめて始めて銀貨鑄つぶしに對する安全を期するのほかなかつた。かくて金銀輸出制限法は一九二五年十二月末日まで持續されてその廢止を見るに到つたが、同年には暫行法たる金貨本位法が布かれその廢止を見ずして今日に到つてゐる。

〔**ドイツ**〕ドイツにおける幣制の確立は、普佛戰爭後ドイツ帝國の組織せられると同時である。卽ち當時ドイツ帝國全體を通ずる幣制確立の熱烈な要求の結果として、フランスより獲たる五十億法の償金を基礎として一八七一年十二月並に一八七三年七月の法律によつて統一的幣制を布き、金單本位制を確立するに至つた。この諸規定の目指すところは固より單純なる金貨本位制である。然るに在來ドイツ聯邦間に行はれてゐた貨幣制度は銀貨流通を主位に置くものであり、其結果銀貨の流通する分量は頗る多額(百分の六五・七)であつた。それ故に政府は徐々にターレル銀貨を回收して金貨に引換へ、事實上の跛行本位制を脫れようと試みつつあつたが、時恰も銀產出額の增加と北歐諸國の金本位制への移行の結果として、銀價滔々として下落し、政府の銀地金賣却策(といふのは補助銀貨の鑄造高には法律上制限があり、從つてターレル銀貨の補助銀貨への改鑄には限度があつたから)は一八七九年に至り漸く放棄せざるを得ないこととなり、以後暫くは跛行本位に安んずるのほかなかつた。然しながら永く跛行本位の弊害を蒙ることは國際金融上イギリスと覇を爭はんとするドイツの忍び得るところではなかつた。まづ一九〇〇年、次で一九〇七年、更に一九〇八年の法律をもつて一方において銀貨の需要を大ならしむる方策を施し、他方において補助銀貨流通額を引上げ、かくてターレル銀貨の流通を禁止してこれを漸次に補助貨に改鑄するの方針を確立した。卽ちターレル銀貨の流通を禁止した一九〇七年十月一日を以つてドイツはまづ法制上にも實質上にも金貨本位に立つたといふべきであらう。然しながら斯くして漸く確立したドイツの幣制は、云ふまでもなく歐洲大戰によつて根柢から破壞されてしまつた。戰ひに臨むや、ドイツは謂ゆる非常事變法を制定し、まづ正貨の兌換を停止し、次で貸付金庫の設定や帝國銀行の制限外發行の課稅免除やその他の方法によつて、兎もかくも莫大なる銀行券發行の可能性を創出した。かく、正貨兌換停止のもとに正貨の流出を防ぎ、依て以て銀行券の流通價値を維持せんとするのがその根本策であつた。然しながら銀行券の增發は勢ひさけ難い。帝國銀行は益す政府に對し直接に資金を貸付け、國債、國庫債券の引受を行はざるを得ず、その結果一九一九年六月末における銀行券並に貸付金庫證券の發行高と金貨準備との比は二分七厘九毛といふ割合で、戰前における帝國銀行券發行高と帝國銀行所有金貨準備との比の五割三分六厘に比較すれば事態の急迫はまさに火を睹る如くであつた。しかも金貨は今やその帝國銀行の準備以外には國中何處にも求められない。恰も戰ひは敗れた。ヴエルサイユ條約の結果はドイツに對し莫大の金貨の引渡しを迫つた。償金の支拂は殆ど不可能事と見られざるを得ない。一九一九年末、マルクの暴落は紐育宛伯林爲替相場で既に八・二五ドル(平準相場は獨貨四〇〇マルクに對し米貨九五・二八六ドルである)、一九二〇年末五・二四ドル、一九二二年末〇・〇五八六ドル、一九二三年末においては遂に〇・〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、一に達した。而してこの最後の破滅的暴落は云ふまでもなくルール地方占領後における財政破綻のための紙幣濫發によるもので、一九二三年十二月末日における銀行券發行高(單位十億マルク)は實に四九六、五〇七、四二五、〇〇〇であり、之に反し金貨準備は前年末の半分に減じてゐる。むしろ政府はマルク價値維持の萬策を試みたが、その根柢に財政の極度の紊亂と國際支拂の逆勢とがある以上如何ともなし難く、益す不安の狀況に陷りつあつたが、遂に一九二四年八月のロンドン會議における聯合諸國代表のドーズ案採用と一方過渡政策としてのヘルフエリッヒ等の發案になる所謂レンテン・バンクの設立とによつて、さしもの財政紛亂も始めて安定の曙光を見ることを得た。まづレンテン・バンクの何であるかを簡單に記述しておく。レンテン・バンクは帝國銀行(ライヒスバンク)と並び行はれた特殊の發券銀行であり、その資本金は農耕地の所有者及び商工業者に拂込ませたのであるが、拂込の方法としては前者には土地抵當證書、後者には土地或は財產の抵當證書を作成して拂込ませた。これらの擔保物件を究極の支拂準備として五分利附のレンテン債券を發行し、この債券を引替準備として所謂レンテン・マルク紙幣(額面は一マルク、五マルク、十マルク、五十マルク、百マルク、五百マルク、千マルクの七種)が發行された。一九二三年十二月末現在における資本金(資本金並に積立金に對する保證擔保額)は三十二億金マルク、發行額も從つて資本金の增額されざる限り增加しない。レンテン・マルクと紙幣マルクとの換算率は、一九二三年十一月廿一日に定められた公定相場によれば、一兆紙幣マルクが一レンテン・マルクに當る。このレンテン・マルクの比率が定められると同時に對英米紙幣マルクの爲替相場も定められ、その結果磅や弗に對する相場が一定して來て事實においてドイツの貨幣はこのレンテン・マルクの出現以來次第に安定を見るに至つた。かくて紙幣マルクの整理稍やその緒に着くに至つて、ドーズ案のもとに帝國銀行とレンテン・バンクとを包含して新たに國立銀行が設立され、一九二四年八月三十日新貨幣法を制定し次で十月十一日これを實施するに及び、漸くにして再び金貨本位制に立歸ることを得た。新貨幣法によれば、(一)金貨本位制に據る。(二)、ライヒス・マルク(Reichsmark)を貨幣價値の單位とし、一ライヒス・マルクの百分の一をもつて一ライヒス・

ベニッヒとする。鑄造される貨幣は、二十、十ライヒス・マルク（以上本位金貨）、一乃至五ライヒス・マルク補助銀貨、一、二、五、十、五十、ライヒス・ペニッヒ補助貨幣。(三) 純金一キログラムをもつて二十ライヒス・マルク金貨百三十九個半を、十ライヒス・マルク金貨二百七十九個を鑄造す。品位は九百位とす。(四) 從來の金貨は當分ドイツ國金貨とし、銀貨も當分ドイツ國銀貨として通用せしめる。(五) 二及び四に規定された金貨並にドイツ中央銀行の發行するライヒス・マルク銀行券は無制限法貨とし、同じく同上規定の銀貨は二十ライヒス・マルクに限り、その他の貨幣は五ライヒス・マルクを限り法貨とす。(六) 從來の本位マルクをもつて債務支拂に當てる場合は、債務者は一兆マルクをもつて一ライヒス・マルクに相當するものとして支拂ふことを得。(七) 補助貨幣は各種合計して人口一人につき五十ライヒス・マルク以下の割合をもつて鑄造する。**〔フランス及びラテン同盟諸國〕**フランスの幣制は一八七六年を境として前後二期に分つことができる。フランスにおいて金銀並び行はれたのは事實上において一七八五年以來のことであり、謂ゆる複本位制として金一銀一五・五の法定比價の制定せられたのは一八〇三年である。その後金銀比價の變動によつて屢ばその基礎に可なりの動搖を經驗したに顧みて、一八六五年イタリイ、ベルギイ、スウイスの諸國を糾合して複本位制の基礎を鞏固にし、依て以てその效果を大ならしめんとする目的をもつて結ばれたのが即ちラテン貨幣同盟 (L'Union Latine) であつた。いまこの同盟によれば、一〇〇、五〇、二〇、一〇、五フランの金貨、五、二、一、〇・五、〇・二フランの銀貨及びこの他に補助貨幣があるが、同盟國に流通するのは上記金銀貨に限られ、金貨のすべて及び五フラン銀貨をもつて無制限法貨とし、且つその金銀兩本位貨幣の法定比價は一對一五・五であつた。しかるにこの法定比價を基礎とする複本位制は、一八七三年以來の銀價下落のために一大頓挫を來たさざるを得なかつた。即ち一八七三年には銀塊の市價一對一五・九九となり、更に一八七四年には一對一六・一七となり、フランスを始め同盟諸國においては巨額の金が流出すると同時に銀の洪水に見舞はれたのであつた。かくて一八七六年遂に五フラン銀貨の鑄造を中止したのであるが、玆において此の年以後歐洲大戰時に至るまで、フランスは跛行本位制の典型をなすに至つた。歐洲戰爭のためにフランスの幣制がその土臺を薄弱にしたことは云ふまでもない。戰後疲弊せる財政の彌縫策として增稅政策をとらずに主として公債に依つた同國政府は、その結果として巨額の公債とフランス銀行借入金とを荷ふに至つた。加之、一方においてドイツ賠償金は當初の豫定の如く這入らず、漸くドーズ案によつて決定されたドイツの支拂年賦額は、しかしながら到底公債借入金の整理に充つるを得なかつた。打續く歳入不足を埋合はせるために賣出された小額公債の流通は、かくして漸くフラン慘落の前兆を示しつつあつたが、ルール占領後は事態益す惡化し、一九二三年十月頃より一九二四年三月にかけて遂に未曾有のフラン激落を見るに至り、フランスの貨幣制度は主としてフランス政府財政の不如意の結果一大危機に遭遇したのであつたが、同三月九日このフラン慘落善後策として大統領ミルラン、首相ポアンカレーをはじめ藏相、フランス銀行總裁その他財界巨頭によつて開催された財政會議を轉機として、財政整理の著々進められるに伴ひ、イギリス並にアメリカの金融資本家の救援を俟ちてフランは漸次恢復の途を辿り、その幣制の基礎も漸く危機を脱するを得た。**〔アメリカ合衆國〕**合衆國の貨幣制度は大別して二期に分ち得るであろう。まづ建國の一七九二年より一八七三年までを、大體複本位制を基礎としてゐたものと見れば、一八七四年以後は事實において金本位制に偏してゐたと云はねばなるまい。即ち一七九二年に採用された幣制においては、本位貨幣として金銀の弗貨があり、その比價は一對一五で、純粹の複本位であつた。十九世紀に入つて銀價次第に下落した結果、一八三四年には上の法定比價は一對一六・〇〇二に變更され、更に一八三九年には一對一五・九八八に改められて一八五三年に及んだ。しかるに、十九世紀中葉カリホルニア及びオーストラリアに金鑛發見され、從つて金價下落し、その結果アメリカの銀貨は急激に海外へ流出せんとする事態に立到つた。これを防止するため補助銀貨の含有純量を低下せしめ、且つその自由鑄造を廢止するに至つたのが一八五三年二月であつた。それゆゑに、合衆國における純粹の複本位制はこれをもつて先づ一つの瑕疵を得たわけであるが、しかも一八七三年二月に一弗以上の銀貨の鑄造が停止されるまでは實質において金本位制であつたことは云ふまでもない。これに反し、一八七四年六月、銀貨の法貨としての流通資格が五弗に制定せられて以後は、まづ實質上金本位制に傾いたといふべきであろう。時あたかも南北戰爭の後で夥しい不換紙幣が流通してをり、その整理は近き將來における兌換復興にかかつてゐた。一八七八年漸くその紙幣兌換が復興せられんとするに際し、それまで實質上行はれてゐた金本位制の基礎を固むべきか、それとも再び複本位制に歸るべきかが當時の大問題となつたわけであるが、結局においてこの年謂ゆるブランド條例の制定を以つて政府は折衷的な處置に出づるに至つた。ブランド條例もまたこの方策を更に徹底せしめんために設定されたシャーマン條例（一八九〇年）も、ともに當時の銀貨主義者の要求を容れた銀塊吸收策であり、要するに前者は銀塊と引替へに銀貨もしくは銀貨證券を交付し、後者は大藏省紙幣を與へるのであつた。斯くの如き折衷策の結果は、勢ひ銀貨並に銀貨證券の發行額增大し、總じて通貨流通額の過剩を來たさざるを得なかつた。しかも銀價は依然として騰貴せず、むしろ下落をつづけたが故に、當然に金貨の海外流出の傾向を來しつつあるとき、アメリカの經濟界には一八九〇―九一年の不景氣が襲來した。銀貨の不安なるを避け

て、金貨の取付に向ふのは當然である。即ち一八九三年の恐慌を惹起したわけであるが、それと同時にアメリカもシャーマン條例の愚擧を廢棄するに至つた。かくして合衆國においては、一九〇〇年の新貨幣法により新たに安定の基礎がつくられるまでは、その幣制は全く不安の浪に襲はれつづけてゐたのであつた。今ま一九〇〇年の新貨幣法によれば、量目二五グレーン、品位千分の九百の金を弗となし、他のすべての貨幣はこの弗貨と同價を以て流通することとし、この同價流通の維持は大藏卿の義務とし、從來シャーマン條例等による購入地銀は補助銀貨に改鑄され、かくて、ともかくも金貨をもつて貨幣の價値の基礎とする新しき土臺の上に立つに至つた。而して歐洲大戰の結果は、他の諸國における慘害に反し、ひとりアメリカのみは莫大の金貨を吸收することとなり、國際貸借上においては一個の確實なる債權國となるに及んで、今やその弗貨の對外價値は他の何れの國よりも確實性をもつに至つた。アメリカ合衆國の金貨本位制の基礎は愈よ鞏固であると云へよう。**〔英領印度〕**印度は長く銀貨本位制の國であつたが、一八九三年以後謂ゆる金爲替本位制をとるに至つた。その銀本位制を放棄した所以は、云ふまでもなく當時の銀塊相場の下落の結果、主として英本國との間の爲替相場關係上甚だしき不利の事情に立つたが故にほかならぬ。今、現制度の基礎をなしてゐる一八九三年における改正の要目をあぐれば、(一) イギリスのサヴエレーン並に半サヴエレーン金貨を以つて法貨とし、一志四片を一ルピー (Rupee) の割合をもつて通用せしめる、(二) 政府は右の割合をもつてルピー銀貨を發行する、(三) ルピー銀貨は無制限法貨であるが、その自由鑄造は停止する、といふ制度である。次で、一八九九年に至り、印度及び倫敦に金貨資金を準備し、これに對して金爲替手形を發行することを制定し、謂ゆる金爲替本位制を採用するに至つた。この結果、ルピー銀貨の金貨價値をして英貨一志四片から實質的に變動なからしめんとする目的は大體において達せられてゐた。しかるに、歐洲大戰の開戰以來、これまでの趨勢とは逆に銀塊相場は暴騰し、從つてルピー銀貨はその額面價値以上に騰り、ここに印度のルピー銀貨は直に地金溶解の危險に臨んだがゆゑに、一九二〇年二月ルピー銀貨の金價値を一ルピーにつき二志に公定し、以てこの危機に處し銀貨流通の安全を期するを得た。**〔サヴエート・ロシア〕**古きロシアにおける貨幣の流通は眞に健全の狀態にあつたことは稀れであり、むしろ永き亂脈の歷史とも云ふべきであつた。ただ聖ピータースブルグ時代の最後において、即ち十九世紀末における銀本位時代と二十世紀初頭より大戰直前に至るまでの金本位時代とが、この專政國最後における健康復活の時代であつた。この戰前の金本位制は純金七七四グラムを以つて一留（ルーブル）とし、これを貨幣單位とするもので、一九一四年前半におけるその貨幣流通は可なりに安全の基礎の上に立つてゐた。今ここに記述するサヴエート・ロシアにおける貨幣制度は、上述の舊ロシア貨幣流通が大戰の結果根柢から破壞せられると同時に、一九一七年十月以後革命政府によつて採られた通貨政策から一九二四年の改革以後に至る約十年間の變遷に限る。今それを大別して(一)一九一七年以後一九二一年に至る所謂戰時共產主義時代のそれと、(二) 一九二一年の新經濟政策以後一九二四年の改革まで、(三) 一九二四年の改革以後、の三時期に分ちて簡單に記述する。(一) ロシアは開戰後銀行券の金兌換を停止し、戰時需要は銀行券增發の一途をもつて補塡してきたが故に、一九一六、一九一七年に至つてはその物價に及ぼす影響漸く甚だしく、物價騰貴愈よ甚だしく二月革命（一九一七年）當時の留貨幣の購買力は戰前の約三分の一に下落した。下落せる貨幣價値をもつて增大しつつある國家支出を補塡しようとするが故に、銀行券の增發は二月假政府の樹立以來は一層甚だしく、十月革命の頃においては一留の購買力はわずかに十コペツクに過ぎず、ここに貨幣制度も舊ロシアと共に完全に破壞せられたのであつた。いふまでもなく、一九一八―二〇年の間におけるサヴエート政府はその根本政策において一切の資本主義的從つて又貨幣經濟的關係を廢止し、貨幣が全く不必要となるやうな一つの經濟組織の確立へ向つてゐたのであるから、かうした通貨の紊亂は當時としてむしろ止むを得ない。とはいへ實際においてサヴエート政府がその戰時共產主義を遂行する上においては、新經濟狀態に適應するその行政機關を維持運用し、運輸交通を促進し、工業の經營を活潑ならしめざるを得ぬことは無論で、しかもそのためには物價騰貴と相俟つて更に多額の貨幣を必要としつつあつた。かくて貨幣は急速度に膨脹し、一九一七年から一九二一年に至る間に貨幣流通額は正に百倍したのであるが、物價はこの貨幣量增加率の更に八十倍、即ち八千倍の騰貴を示した。ゆゑに貨幣流通場裡においては硬貨幣はもとより驅逐されて紙幣のみ流通し、しかも舊き紙幣が信用絕無に歸してしまうと更らに新名稱の新紙幣を發行するといふ有樣であつたから、少くとも形式上においてはそこには七十八種の紙幣が存在してゐた。かくて資本主義的貨幣制度は全く破壞されつくして、一九二二年七月の法令によつて革命以前の紙幣、中間假政府時代戰時共產主義時代の紙幣の流通が禁ぜられるまでは、五百萬乃至六百萬分の一に下落した、殆ど無價値なるルーブルの氾濫をつづけたのである。しかし乍ら以上の如き幣制の混亂そのものがその政府の抑も企圖したところでなかつたのは云ふまでもない。しからば、貨幣廢止へ至らんとするその經濟政策の根本において一體如何なる方策が積極的に支持せられたのであつたか。それは貨幣支拂をば貨幣を用ひざる計算によつて、云ひかへれば小切手や指圖證書をもつてするところの帳簿上の振替計算によつて、代位せしめることであつた。一九一八年三月二日の法律、同じく八月十日の命令、一九一九年一月二十三日の法律、一九二〇年一月六日の法律等は、みな各種の取引が貨幣の現實的使用な

くして行はるべき旨を定め、かつ次第にその範圍を擴張してをり、又一九二〇年七月の徴發法の如きも規定を超過して所有する現金を强制的に國庫預金たらしめんとするもので、明らかに貨幣使用の制限を目的としてゐたのである。(二)一九二一年の新經濟政策の採用とともに、貨幣政策も一歩退きて貨幣廢止政策から貨幣制度復舊政策に轉じた。根本的な變化としては貨幣所有使用權の復活、即ち從來の貨幣所有額の制限を撤廢したことである。同年六月卅日及び八月十六日の法律即ちこれであつた。この新經濟政策の結果として貨幣經濟擴張せられ貨幣流通の圓滑をはかることができて、物價に對しては前年に比してやや好影響を及ぼすに至つた。しかし乍ら貨幣に關する重要なる改革は、實際において新經濟政策實施の後期即ち一九二二年より二三年にかけて實施せられたのであつた。即ち、原則として一般に貨幣經濟が復興されたのであるから、いま何よりも焦眉の關心事となるのはその沒落せるルーブル貨幣の價値の問題である。新たなる價値尺度の探索である。云ひかへれば、新たなる貨幣經濟組織への移行の中心問題は、サヴエート留紙幣に依る價値計算から何らかの他の確固たる新貨幣本位への移行であつて、要するに大戰前の金ルーブル本位への復歸にほかならぬのである。かくして種々なる豫備的な立案方策が試みられて後、一九二二年四月廿七日人民委員會は、戰前留をもつて支拂締結をなせる官廳又は私人の契約は有效であり、四月一日以後は國立銀行に依つて定められ現在相場に依り遂行さるべしといふ法律を公布した。即ち價値尺度としての金の勝利は確立された。サヴエート・ロシアは明かに金ルーブル復活への一途を辿りつつあつたのである。かくして一九二二年十月十一日より國立銀行（その設立は一九二一年十月）の銀行券發行權は發動することとなり、謂ゆるチエルヴオネッツは原理において金を代表しつつ十一月末より實際に流通場裡に出現するに至つた。チエルヴオネッツの發行規定の要點は次の如くである。(イ)一チエルヴオネッツは一ゾロトエック七八・二四ドウリヤ純金に等しく、戰前の十留金貨に當る。(ロ)銀行券は一、二、三、五、十、二十五、五十チエルヴオネッツ額面とする。(ハ)發行された銀行券は、その四分の一は貴金屬又は外國の安定なる貨幣をもつて、四分の三は實却容易なる商品又は短期有價證券をもつて保證準備とする。チエルヴオネッツは漸次一般に流通するに至り、一九二三年一月の流通額三十五萬チエルヴオネッツは翌二四年一月には二千四百九十萬チエルヴオネッツに上つた。而してそれが採用された主要目的であるところの價値單位の確立、價値の安定の一事は兎もかく大體において實徹せられることができた。しかし乍ら當時においてもルーブル紙幣は未だ整理せられてゐたのではなく、依然チエルヴオネッツと並行して發行せられてゐたのである。むしろ留紙幣に對する不信認が銀行券チエルヴオネッツの一般的流通を支持せる點もあるのであり、且つ銀行券は額面大きく小額の支拂に充つることは出來ないといふ重大な不便があつた。しかも留紙幣の下落は益す甚だしく、ここではグレシアム法則とはまさに正反對に、良貨チエルヴオネッツが惡貨留紙幣を驅逐する狀態にあつた。かく一九二三年のロシアには從來の留紙幣と銀行券とが並び行はれてゐたが、それはしかし謂ふところの複本位制とは異るものの、しかも事實上において別々に變動する二個の並行せる本位を實現してゐるが他方は不斷に下落してゐるが、從つてその間の變動するにも由なき有樣である。從つてこの狀態を根本より革新せざるかぎり、サヴエート・ロシアの貨幣制度は到底これを確定することは出來なかつたのである。一方は安定し

(三)一九二四年の貨幣改革の主要問題、次いで小額の銀行券乃至それに代位する貨幣證券の問題であつた。いま、これらの諸問題の解決と見らるべき一九二四年二月五日以後發布せられた諸法律による同改革の內容を摘記すれば、次の如くである。(イ)小額銀行券の代用として國庫券（Schatzscheine）を發行し、その額面は五、三、一の各金留とする。而してその銀行券に對する價値關係は法令上明瞭に規定せられなかつたけれども事實上において國立銀行その他の金融機關が新國庫券十留を一チエルヴオネッツを以つて引換に應じたがゆゑに、後者を支柱として前者は確保せられるに至つた。(ロ)國庫券の發行額は制限せられてをり、即ちチエルヴオネッツの流通額の半を超ゆることを得ない。この發行額の制限は、貨幣流通總額に對する立法者の戰前における經驗に基づいたものであつた（以上二項二月五日の法律）。(ハ)留紙幣の發行は二月十五日以後停止。當日まで發行者乃至官廳に保有せる留紙幣は全部破棄する。然し二月十四日以前の發行にかかる流通中のものは法律に依つて定められた回收日まで依然法貨と認める（二月十四日の法律）。(ニ)銀貨銅貨に關するその法定價格その他の諸規定。銀貨銅貨の引換證の發行及びその引換證は一九二五年一月一日までに鑄貨と引換ふべしてふ規定等（二月二十二日の法律）。(ホ)留紙幣回收相場に關する規定。即ち同年三月十日から實施されたもので、一九二三年型の留紙幣は五萬留をもつて國庫券一金留に等しく、それ以前の發行の分もすべてそれ〴〵この比例に從ふとされた（三月七日の法律）。かくしてサヴエート・ロシアの幣制は數年に亘る紊亂を經たる後、一九二四年をもつて理論上は全く金本位制に立ち歸り、少くとも貨幣流通の上においては同國は再び世界資本家諸國家と同じ基礎の上に立つといひ得るのであるが、しかしこれを以て直に同國が資本家國家に復歸したといふが如き俗見の容れ得べからざるは多言を要すまい。（日本）我國の貨幣制度の全貌を述べるには明治以前における幣制の變遷をも含ましむるのが當然であろうが、玆には現代の關心を重じて明治以後のそれに限ることとする。いまこれを次の四時期に

大別して見るのが便宜であろう。(一)明治四年新貨幣條例の實施より明治十一年に至るまで、(二)明治十一年以後の幣制紊亂より十九年の整理時代に入るまで、(三)明治十九年兌換銀行條例の實施より明治三十年まで、(四)明治三十年金本位制制定以後現在まで。(一)明治以前における我國幣制は、まづ慶長六年における德川幕府の金銀貨の制定を起點として、その後約三百年大體これを基調として幾多の變遷を經て來たのであるが、幕末に近づきてその幣制は漸く紊亂に紊亂を加へてゐた。幣制の改革は明治維新創業の大きい仕事の一つであつたが、政府は明治元年以來その調査に着手し、明治三年始めて新式の貨幣を鑄造し、同時に銀貨を本位とする新法律を制定したのであるが、その實施に先立ちて銀貨本位を不可とし金貨本位に改むべしとの主張を容れ、明治四年五月金貨を本位とする新貨條例が布かれるに至つた。その要目をあぐれば、(イ)九百位の金貨（二十圓、十圓、五圓、二圓、一圓）を以て本位とし、無制限流通を許す。(ロ)補助貨幣として八百位の五十錢以下の銀貨をつくり十圓を限つて法貨とする。この他銅貨の補助貨あり。(ハ)貿易上の便宜をはかり九百位の一圓銀貨の自由鑄造を認め、開港場に限つてメキシコ銀と共に無制限的流通を許す。この新貨條例の發布より明治十一年に至るまでには左したる幣制の變更はなく、ただ明治八年太政官布告第三十五號によつて、メキシコ銀貨驅逐の目的をもつて專ら目に於て從來の貿易銀を稍や越える新貿易銀の一圓銀貨が鑄造されたのを主たる變更とする。(二)明治四年の新貨條例は一方において自由鑄造の許された大額面にのぼる銀貨を並存したけれども、その流通區域は單に開港場のみに限られてをり且つそれは外國人の納付する海關稅その他の諸稅や內外人間の取引決濟のためのみに充てられてゐたのであるから、この條件の主旨はもとより金貨本位制といふを妨げるものではなかつた。しかるに、當時特に西南戰爭の後においては不換紙幣の流通夥しく、加ふるに世界の銀價は明治六年以來次第に下落の趨勢にあつたがゆゑに、わが金貨は漸次驅逐され又海外に流出して殆んど正貨の流通は見られない狀態であつた。そこで、銀價下落によつて蒙る損失を除かんとし、且つは正貨の流通を希望してゐたわが政府は明治十一年五月布告をもつて從來開港場に限られてゐた貿易銀の流通區域を擴張し、これを無制限法貨として全國に流通せしめるに至つた。ここにおいて從來の一圓銀貨は明かに本位貨幣の資格を得たわけであるから、我國の幣制はこの時をもつて金銀複本位制に移つたと云ふことができる。しかし乍ら貨幣流通の實際はどうであつたかといへば、當時西南戰爭の後をうけた政府紙幣の濫發に加ふるに明治九年八月以來の國立銀行紙幣の增發があり、從つて不換紙幣の氾濫は紙幣の價格を甚しく下落せしめ明治十四年にはその極に達したのであつたが、その結果として物價は騰貴し、正貨は金銀ともに驅逐される有樣であつた。かくてもとより複本位制は完全にその實績を擧げることは出來なかつたのである。(三)不換紙幣濫發の結果として音に複本位制の堅實なる運用を見るを得なかつたのみならず、物價の奔騰、輸入超過、正貨流出、投機の流行等、政府は殆んどその弊に堪えず、不換紙幣の整理は朝野をあげての焦眉の問題であつた。ここにおいて明治十七年五月兌換銀行券條例の發布を見、十九年一月より日本銀行をして兌換銀行券を發行せしめこれが整理に當らしめることになつた。しかも當時銀價は依然として下落しつつあつて、その金銀比價はわが國における金貨と舊貿易銀との比價より遙かに開きがあつたので、日本銀行券に對しても政府紙幣に對してもともに金貨兌換を行はずして銀貨兌換を實施したが故に、このとき以來明治三十年の改革までわが幣制は銀本位制を採つたものと云はねばならぬ。(四)兌換銀行券條例をもつて不換紙幣の整理につとめた結果、政府紙幣は漸次その流通を絕つに至つたが、一方において世界の銀價は依然低落の一途を辿り、明治三十年に至つては平均金一圓三四・三四に達した。この銀價の下落の影響を蒙つたのは固より我國のみではなく、既に早く歐米諸國は金本位制に移行してこの銀價變動より受くる弊害を免れてゐた有樣であるからその影響は益す我國に甚しかつた。しかし銀價下落は必ずしも有害の影響のみを傳ふるものでなく一方においてその有利なるものもあつたが故に、このとき我國における輿論は銀本位制維持を主張するもの、金本位への移行によつて世界の趨勢に從ふべきことを力說するもの、又金銀複本位の優越を理論的に唱導するもの等、何れも相讓らぬ有樣であつたが、政府は明治二十六年貨幣制度調査會を設置し、これら各種の論者實際家を委員に任じてまづ當時の金銀價格變動の原因並に影響を調査せしめ、それに基づき各委員の幣制改革の要否並に方針を立論せしめた結果、政府はその報告に基づき金本位制採用に向つてゐたところ、恰も日淸戰爭による償金の獲得はこれが實施の好機會を作るに至つた。これ即ち明治三十年の貨幣法であり、その金本位制はその後多少の改正を經て今日に及んでゐる。いま現行貨幣法の概要を摘記すれば左の如くである。(イ)價格の單位を圓とし、純金量目二分をもつて一圓とす。圓の百分の一を錢とし、錢の十分の一を厘とす。(ロ)金貨は二十圓、十圓、五圓の三種とし、何れも本位貨幣なるがゆゑに無制限法貨であり、自由鑄造を許し、その鑄造手數料を徵しない。(ハ)補助貨幣には、銀貨、白銅貨、青銅貨あり、五十錢以下種々の額面に分たれ、その法定支拂制限額は、銀貨は十圓、白銅貨は五圓、青銅貨は一圓とする。尙ほ右貨幣法制定の後、兌換銀行券條例も改正されて銀貨兌換は金貨兌換に改められ、また日本銀行準備金中銀貨及び銀地金の額は引換準備總額の四分の一以下に限定せられるに至つた。參考書　經濟大辭書（同文館）。山崎覺次郎、貨幣銀行問題一斑。堀江歸一、貨幣銀行外國爲替（上）。其の他貨幣論に關する諸著作。Muhleman, Monetary System of the World, 1897. Shaw, The History

of Curency. G. F. Knapp, Staatliche Theorie des Geldes, 1905. K. Helfferich, Das Geld, 1903. 詳しき文献は L. Elster, Wörterbuch d. Volkswirtschaft について見らるべし。尙ほサヴエート・ロシアに關するものは Jurowsky, Die Währungsprobleme Sovetrusslands, 1925. (その英譯よりの重譯「勞農露國の通貨政策」田中義丸氏譯) 及び Gordon, La Réforme monétaire dans la Russie des Soviets, 1924. 等を主なるものとす。(笠信太郎)

カベー (Cabet, Etienne 1788—1856) 第十九世紀佛蘭西の空想的社會主義者。エンゲルスは共産黨宣言序言に於て空想的共産主義者としてウイルヘルム・ワイトリングと併稱せらる。一七八八年デイジョンに生る。富裕の家庭に育ち高等教育を享け辯護士となる。もと小ブルジョア的共和主義者でブルジョア王政から迫害せられたが、反對派の爲めに議會に選出せられ勇敢に其の信念の爲めに戰ひ、七月革命後(一八三〇年)コルシカの太守に任ぜられ後統制違反に依て罷免。更に自己の機關誌に據てルイ・フイリップを排擊、一八三四年二ケ年の禁錮に處せられロンドンに逃亡。オーウエン主義者の運動を觀察しトマス・モーアの「ユートピア」の講義を聽いて共産主義者となつた。佛蘭西へ歸來一八四二年ユートピア小說「イカリア旅行記」を書いた。この著と共に彼の名は廣く知られ、共産主義思想の普及に大なる貢獻をなした。後其の思想の實現を期し亞米利加に渡り、一八四八年テキサス(Texas)に百萬エイカーの土地を購入の上共産團體を作り、イリノイのナウヴオ(Nauvoo)に四百人より成る共産團體を組織するに至る。前者の企圖の失敗に依て團員のため詐欺として告訴せらるるに及び後者の團體にも紛亂を招き一八五五年ナウヴオ共産體の自黨と共にセントルキス(St. Louis)に移住、翌年十一月八日同地に死す。彼は民主主義の理想は共産主義に依て始めて完全となる、而して共同又は共産(Communauté)を最も自然なる制度であると說く。仁慈なる自然に對する信賴は彼の全理論構成の出立點となる。自然が地上に存する一切のものを全人類の爲めに凡てを凡ての爲めに造出せること、空氣、光線、熱に對する平等權とひとしく土地と其の所産に對する平等權を自然が人間に賦與せること、社會的・政治的不平等の導入が自然法則の侵害なることを信ずる。彼は斯くて人類の少數者の爲めに富と支配とを、多數者の爲めに貧困と抑壓とを生ずる不平等こそは、利己、利慾、名譽心、吝嗇、冷淡、不人情のごとき富者の凡ゆる惡德と嫉妬、羨望、憎惡のごとき貧者の惡德との根本原因に外ならぬと主張する。而も人間の理智理性を信賴することによつて暴力手段を排斥し共産主義の實現を專ら道理の說教に俟つべしとなした(Cabet, Credo Communiste)。其の企圖の佛蘭西本國に於ける實現不可能なることは聽て自ら了知するに至つたところであり、爰に亞米利加に於ける共産體建設の試みとなつたのであるが、其の友愛・共同福祉による共産主義植民地は彼の生前・死後を通じて現實には共に成功の機會を有たずして終つた。**主著** Histoire populaire de la Révolution Française de 1789—1830. 4 vol., 1840. Voyage en Icarie, 1842. Le vrai Christianisme suivant Jésus-Christ, 1846. Almanach Icarien 1844, 1845. その他特にイカリア植民地及び其の過程に關する數多の小冊子並に雜誌。(服部英太郎)

カメラリズム (Cameralism. Kameralwissenschaft) ドイツの官房學は十七世紀より十八世紀に亘つてその形態を整ふるに至つた。官房學なる名稱を得たのは十八世紀初頭である。當初は王侯の官房事項を取扱ふ一つの技術上の必要に發したもので、それが知識の一體系と見られるに至つても、尙ほ王室の收入を維持し、増殖し、管理するための財政官吏に必要なる技術的知識の集成を意味するものにほかならなかつた。故に當初においては官房學は、政治、法律、財政、經濟思想等と技術との混成に他ならなかつたが、まづ次第に法理學より分離し、次でこの知識集成の中心理念たる王侯の私的理財てふ領域を出で、一般的な經濟政策の事項をも包むに至つた。十七八世紀はその盛花期ともいふべく、それは西歐一般に行はれたマーカンチリズム思想のドイツに於ける一特殊形態とも見られ得るものであつた。十九世紀に入つては、英佛における經濟學の影響をうけてその技術的方面は次第に離脫するとともに、社會的諸科學の分化發達につれて官房學そのものも存立の基礎を失ふに至つた。しかし官房學は十九世紀のドイツ經濟學に對して幾多の根跡を殘してゐる。官房學の講座がドイツの大學に設けられたのは一七二七年のことであるが、官房學の鼻祖ともいふべきは一五七五年ストラスブルグ大學の法律學敎授に任ぜられたゲオルグ・オブレヒト及び同じく法律學敎授ベゾルトであつた。次で重要なる人物はボルニッツ及びクロック(一五八三—一六五五年)で、これらの學者は一般に貨幣と稠密なる人口の重要性を說いた。ゼツケンドルフ(Seckendorf, 1626—1692)は「ドイツ君主國」をもつて、ベツヘル(J. J. Becher, 1635—1682)は「政治講義」(Politischer Discurs, 1667) をもつて、更にヘルニック(Hörnigk)はその著「墺太利は意志一つにて凡てに優越するを得」(Oesterreich über alles, 1684) をもつて、官房學者として重要の地歩を占める。十八世紀に入つてはヨアッキム・ダリース(Joachim Georg Daries)がその「官房學第一原理」(Erste Gründe der Cameralwissenschaft, 1756)の中に組織的敍述を試み、ユスティ(J. H. G. von Justi, 1702—1771) も Staatswirthschaft, oder systematische Abhandlung aller ökonomischen und Cameralwissenschaften, die zur Regierung eines Landes erfordert werden, 1755. なる著書の中に官房學說の集大成を試みた。官房學は本書においてその絶頂に達すると同時に、本書はその決算であるとも見られ得る。以上述べたるもののほかに官房學派に屬する人々には、フオン・シュレーデル(一六四〇—一六八八年)を始め、ガッセル、デイツマー、ツインケ等がある。十九世紀に入つてはシュマルツ(Schmalz, Encyklopädie der Kameralw., 1819)、ラウムスタルク(Raumstark, Kameralistische Encyklopädie, 1835)、ラウ(Rau, Über die Kameralw., 1825 等の官房學研究家が出た。**參考書** 官房學に關する研究書として上述十九世紀諸學者のほか、近年においてはアメリカの Small, The Cameralists. 及び L. H. Haney, History of Economic Thought. (大野信三氏譯、經濟思想史) 等がある。(笠信太郎)

賀茂眞淵 復古主義者。元祿十年遠州濱松の一神官の家に生る。號を縣居と云ひ國學者を以て知らる。京都に荷田春滿の門に學んで後江戶に出でて講學し、延享三年田安家の抱儒者となつた。その著はすところ多く古道、日本文獻學に係り、殊に萬葉の研究考證解釋に至つては他の追隨を許さず後世典據として貴重せらる。萬葉考並別記、眞淵公美問答へ、歌意考、國意考、祝詞考等の著述最も世に知らる。その彼を以て復古主義者となす所以は、蓋し當時德川治下の厭制と搾取とに因り庶民の生活困憊を極め饑爭地に滿ちて所謂道義頽廢し人心萎靡し、他方町民階級の勃興を背景として多少の淸新の氣見られるも多く俗惡なる唯物主義、浮薄なる現實主義、打算的な實用主義滔々として橫行し、形式主義的儒學と權道的覇道論亦た行はれて擧世混濁の裡に在り、這般の狀勢をよく利導し得るもの、實に質實雄健の萬葉主義に則り、天地の道を道とし天地の心を心とする古代に就くあるのみとなす彼の中心思想によつてである。彼が王道を說いて陰に德川政府を貶したるの點に於いて正に彼れは革新論者であつたが、その改新の標的を彼が詩的憧憬によつて理想化せる古代に求めた點に於いて彼は正に歷史主義・理想主義者であり復古主義者であつた。**參考書** 武島又次郎、加茂眞淵。岩波版、世界思潮講座。(東井金平)

火藥 (Gun Powder) 〔**沿革**〕 火藥は以前にあつては專ら武器として利用されてゐたが、産業革命以後に於ては鑛業用としても著しき發達を見た。火藥發明の起原に就ては定說はないが、大體に於いて紀元六世紀から七世紀にかけて支那に於いて發明されたと云ふのが通說である。當時の支那は唐朝時代で、その文明の程度は其の頃のヨーロッパを遙かに凌ぎ、火藥の外燃料として石炭や瓦斯の利用さへ行はれてゐたのである。十三世紀の初頭、戰爭に生涯を託したジンギス・カーンは蒙古を征服し、遠くパミール地方、トルコを席捲したが、其の超人的な勝利は訓練された人馬の外に火藥の使用に負ふものだとの說が歷史家の間に有力である。然りとすれば當時既に火藥は蒙古にも移入されてゐた譯だ。十三世紀の中葉伊太利人マルコ・ポーロの東洋訪問は種々の文物を歐洲に輸入したが、其の中に火藥があつた。其の後英人ロージャー・ベーコンによつて化合藥として改良されたが、歐洲に於て武器として實用化されるに至つたのは十四世紀以後である。爾後火藥は歐洲に於いて無數の戰火の試練を經て異常に發達し、東洋諸國は再び之を逆輸入せざるを得ない立場におかれた。我國に於いて火藥が初めて輸入されたのは天文元年(一五二六年)ポルトガル人の種子島漂流の際である。當時歐洲に於いて火藥は既に鐵砲火藥として使用されて居つた。其の後日葡間通商開けるや鐵砲火藥製造術も移入され之に種々の改良も加へられた。日露戰前無煙火藥の發明が下瀨博士によつてなされ世界的な名聲を博するの技術に到達したが、大觀して戰用火藥の近代的發達は日露戰後に於ける歐米技術の輸入に之を俟たねばならなかつた。〔**火藥と社會の進化**〕武器の進化は戰爭の形式を變革する。火藥發見前の戰爭は個人的戰技と腕力によつて決定された。然るに火藥の發見によつて火砲の發達するや戰爭は集團を單位とするに至り、それが漸次大規模化され軍隊の編成を改革せしめ、ひいては權力の所在を移動せしめた。卽ち中世紀に於ける戰爭を職業とする貴族、武士階級は火砲の發達によつて沒落し近代的軍隊組織が之に代つた。かくて封建制度は倒れ中央集權的國家の統一成り資本主義制度發達の礎石をなした。我が國に於いてはそれが既に元龜天正の戰國時代に萠芽したが、其の最も大規模に現れたのは明治維新前後の頃からであつた。而して現今に於いては世界の各國はそれぞれ厖大なる火藥製造所を有し、且つ戰時は直ちに火藥製造所と化し得る幾多の化學製造所を擁してゐる。火藥は又礦鑛業、土木事業に革命をもたらした。卽ちダイナマイトの利用である。而して我國に於いて鑛業作業上に之を移入したものは文久年間幕府に雇はれて北海道の鑛山調査に從事した米人パンペリーである。(高橋龜吉)

カラハン (Karakhan, 1889—) 一八八九年にチフリスに生る。一九〇七年に印刷工として勞働に從事し、その後ペトログラード、ヘルビン、ウラジオストック等各地で共産主義の宣傳に努めた。一九一四年の大戰當時は共産黨のペトログラード委員として活躍したが、一九一五年に逮捕され追放に處せられた。一九一七年には全露中央執行委員會の組織に參與し、續いてペトログラード・サヴエート幹事に選擧された。同年十月革命の際には革命委員となつて活躍した。十一月にはブレスト平和會議の委員の一人となり、一九一八年二月には外務參與官に、更らに、外務人民委員會次官に命ぜられた。ポーランド駐剳勞農使節として外交界に知られ、ついで北京へ代表として來り、その間日本との協商の任に當つた。クラシン(Krassin)及びリトヴイノフ(Litovinov)と共にチチエリン(Chicherin)幕下の三星として、サヴエート・ロシア外交部に重きを爲してゐる。(住谷悅治)

カリニン (Kalinin, M. Iwanovich 1875—) 現代ロシア・サヴエート社會主義聯邦政府の中心人物で、一八七五年にツウエルに生る。家は貧農。少年の頃、父を助けて農業に從事し、十三歲の時に初めて小學校に入學したが間もなく退校した。その後、半農・半工の勞働をつゞけた。最初はツウエルの鐵道に働いてゐたが、後に旋盤工と

してプチロフスクの軍需品製造工場に働いた。一八九八年にロシア社會民主黨が秘密團體として組織されると同時にその黨員となり、組織及び宣傳に努めた。この間逮捕さること二十回に及び、或時は投獄され、またシベリアにも追放された。而も彼は巧みにペトログラードに潛伏しては秘密運動を行ひ、或は田舍に逃れて畑を耕した。一九一七年の革命後は全露勞兵會長となり、一九一八年にはスエルドロフ (Swerdorov) の死去の後を襲うて中央執行委員長となり、爾來サヴエート・ロシア政府の樞機に參與して今日に至つてゐる。彼は純粹のロシア農民出身として農民の信頼を一身にあつめて居り、その純朴な活動はレニンにも多大の期待を受けた。一九二〇年四月以後、全露農村の宣傳旅行をしば〳〵實行し、深く農民の事情を視察した。勞農ロシアを一つの村落と見れば、彼はまことに善良なる村長の如き役割を果して居り、「全露村長」なる別名さへ持つてゐる。彼はロシアの統治者ではなく、眞にロシア農民そのものであり、しかも勞働者と農民の提携すべきことを主張してゐる。レニン主義を信奉し、それを實行しつつある者と言ふべきである。(住谷悦治)

ガリバルヂ (Garibaldi, Giuseppe 1807—1882) 一八〇七年フランスのニース（當時サルジニア領）に生る。家業を繼いで水夫となり地中海を航海してゐたが、一八三四年マッチニと共にイタリー共和政治を布かんとして兵を擧げた。がこの運動まんまと失敗し、彼は捕へられて死刑の宣告を受けた。然し彼は護送の途中逃れて南アメリカに渡り、ウルガイ共和國の客員となり一八四八年赦されて歸國するまで同地に止つた。歸國後彼は再び同志と共和國建設運動に從つたが、また失敗してニューヨークに亡命した。この頃イタリーに於いては統一運動が漸く目覺ましくなつたので彼もまた歸國して兵を擧げ、一八五九年にはサルジニア軍の一將としてオーストリア軍と戰ひ、翌年にはシシリー島を占領し、ナポリを取り、これをサルジニア王に獻上して遂にイタリー統一の覇業を完成せしめた。この意味に於いて彼はカヴールと共にイタリー統一の功勞者に數へられてゐる。然し彼の眞意は單なるイタリーの統一にあつたのでなく、實にイタリー共和國の實現にあつたと言はれてゐる。されば彼の組織したイタリーの「炭燒黨」こそ社會主義運動の先驅をなすものであると說くものがある。イタリー統一後彼はカプレラ島に隱退して農耕に從ひ淸貧の中に一八八二年七十六歲を以て病歿した。(河野密)

ガリレイ (Galilei, Galileo 1564—1642) イタリーの天文學者にして物理學者。一五六四年イタリーのピサに生れ、一六四二年フロレンスに死す。一五八八年ピサ大學に招聘せられ後パドア大學に於いて數學を敎ふ。一六一〇年フロレンスに赴き數學者及び哲學者として著聞す。一六一六年コペルニクス (Copernicus) の地動說を支持してローマ敎會に召喚せられたが、爾後自說を曲げコペルニクスの說に就て述べざることを誓つて辛うじて赦された。然し一六三二年「世界組織に就ての對話」を公にして罪に問はれローマに召喚監禁せられた。翌年赦されてフロレンスに歸り、此處に隱退して餘世を送つた。彼は物理學上に於いてガリレオの法則を發見した外、天文學上に於いても太陽の黑點を發見し近代自然科學の端緒を開いた。哲學上に於いては從來の自然哲學が倘奔放なる詩的幻想に捉へられてゐるのを排斥して自然を純機械的に說明することを企て、デモクリトスの世界觀を復活し、分析と合成の經驗的方法を用ひて新方法論の道を拓き、認識論上に於いて卓拔な見解を述べてゐる。**主著** 世界組織に就ての對話。新しき科學に就ての對話。(河野密)

ガル (Gall, Heinrich Ludwig Lampert 1790—1863) 「最初のドイツ社會主義者」と呼ばれる。初めは官吏としてクレーヴ、ドュッセルドルフ、ルクセムブルグ、トリエール等に住んで居たけれ共、ナポレオン戰爭後のドイツ民衆の窮乏は彼の心をいたく動かし、此處に社會の狀態を深く省察するの機會を與へられ、初めて社會の不正を把握するに至つたけれ共、當時彼の思想はその熱心にも拘はらず、社會の支持を得る事なく、彼は遂に官途を辭して、專心その財を傾けて社會改良に志すに至つた。此くして彼の企てた犯罪人、醜業婦等のアメリカ移住も彼の美しき幻想を打壞して、美事なる失敗に終り、彼は益す四面楚歌の狀態に陷つた。已むなく再び官途に歸り蒸溜器の發明等によつて主義宣傳の資を調達しつつ奮鬪した。彼はイギリス及びフランスに旅行し、オーウエン、サン・シモン、フーリエー等にも面識があり、彼は社會主義の國際的運動をも起さんと計畫した。一八二八年に創刊した「人類愛小誌」(Menschenfreundliche Blätter) は讀者の少きため續刊せらるるに至らなかつた。彼の思想は彼の主著「我が望み、我が活動」(Mein Wollen und Mein Wirken, 1815) に書かれて居る。而して其處には既に近代社會主義の根柢をなせる資本主義社會の批判が明かに認められ、勞働階級の團結の必要が强調せられて居ると云はれて居る。(後藤信夫)

カルヴイン (Calvin, Jean 1509—1564) カルヴインはフランスの人、Picardie の Noyon に生る。初め法律學を修めたが、後人文主義の學に親しみ更に神學を研究して、遂に宗敎改革運動の大立物となつた。彼はその思想のためにパリからバーゼルに逃れ、續いてジュネーヴ、ストラスブルグ等を轉々したが、一五四一年再びジュネーヴに招かれ、爾後生を終る迄この地の宗敎及び政治のために改革運動に盡瘁した。宗敎家としての彼は、聖書のみがキリスト敎の眞理の唯一の源泉であるといふ新敎の原理を、最も徹底的に體系づけた。然し單なる敎理の樹立のみでなく、その實現のために改革運動に形式と秩序とを與へ、且つ之れを實行したことにその特色がある。Dunning の言を籍れば、ルウテルが神學者、メランヒトンが哲學者、ツヴイングリが政治家であるに對して、カルヴインは立法者であつた。從つて政治經濟の實際及び思想に於いて、彼は右の

何人よりも多くの關係を有する。彼の政治思想はその聖典的大著「キリスト敎の敎」(Institutio religionis Christianae. 初版一五三六年、最後の增補版一五五九年）の第四卷に窺はれる。これに從へば、萬物は神の榮のために造られたものであり、國家も亦地上に於ける神の支配を基礎づけ、神に奉仕することを使命とする。而して國家の統治者は、神に選ばれて神意を果たすものなれば、その目的のために行使せられる諸々の權力は充分の存在理由を有つ。人民はこれに服從する義務がある。たとへ暴君と雖も、そは神が罰として下したものであるから、これに反逆することはできぬ。但だ暴君が神意に反することを命ずる場合には、これを去つて王の王たる神に從ふべきのみと。かくて彼は、理論上は世俗的目的を有つ國家と敎會との區別を說きながら、實際上は國家を敎會の手段とした。彼が都市國家ジュネーヴのために制定した敎會法(Ordonnances ecclesiastiques) は卽ちその實行であつて、敎會の最高機關たる長老會(Consistoire)は、嚴酷なる敎會の規律に從はざるものを國家の官吏に引渡して罰せしめた。瀆神のために死刑に處せられるもの、奢侈享樂のために重罪を課せられるものが極めて多く、ジュネーヴは神政國家と化した。かくの如く彼自身は宗敎上に於ける個人の尊嚴の思想を政治上に徹底させるに至らず、寧ろ貴族政治に同情を有つたけれども、形式上は兎も角民主的であつた。敎會の制度及びその創立になる最初の新敎大學を通じて、その思想はフランス、オランダ、イギリス等に於ける自由主義となつて發展した。而して神政政治の思想は後にドイツに於いて Stahl の受繼ぐ所となつた。經濟上では彼は、勞働を尊重し精勵忍苦節儉の德を說き、ルウテルの農業偏重の傾向に反して、職業を平等なりとして商業の生產的價値をも認めた。又所有者は神の受託者として財産を神の榮のために使用すべきものであるとの考へから、所有權の存在理由を認め利息をとることをも是認した。この故に M. Weber は、資本主義精神はカルヴイン主義に醸成されたと主張した。尙エンゲルスはその唯物史觀から、神の恩寵を受ける選民は豫定されてゐるとのカルヴインの豫定說は、商業界に於ける利得又は損失が、當人の才能や活動とは無關係に環境に據つて生ずるものであるといふ事實の宗敎的表現であると論じた。**主著** カルヴインの全集五十九卷は Corpus Reformatorum vol. 29—87, 1863—1900. として載錄せられあり。Institutio にはイギリス語譯（一八四七年）、ドイツ語譯（一八八七年）あり。**參考書** 藤谷光之助、產業史上に於けるカルヴイン（國民經濟雜誌二三ノ二—三)。筐森建三、宗敎生活と經濟生活（商業と經濟六ノ一)。Beza, Vita Calvini, 1575. Kampschulte, T. C., Seine Kirche und sein Staat in Genf, 1869—99. Choisy, L'État chrétien Calviniste à Genève 1902. Schwarz, T. Calbins Lebenswerk in seinen Briefen, 1910. 倘カルヴインと資本主義との關係に就ての文獻は、Handwörterbuch der Staatswissenschaften 4. Aufl. に於ける Calvin の項參照。(河村又介)

カルテル (Cartell. Kartell. Syndicat) **〔意義〕** カルテルとは、諸企業がその獨立性を失ふことなくして結合し、自由競爭を廢止して市場を獨占するをいふ。各加盟企業の獨立が單に制限されるのみで廢止されない點において、トラストと異なる。但し兩者の區別は程度の問題にすぎぬ。抑も資本主義的企業の結合は、第一には價格を支配するや否やによつて部分的結合と獨占的結合とに分れ、第二には組織の形式上より加盟諸企業の獨立性が制限されるか廢止されるかによつて利益協定と企業合同とに分れるが、これに從へば、カルテルは獨占的利益協定であつて、トラストは獨占的企業合同にほかならぬ。ゆゑに兩者の相違は加盟諸企業の形式上制限される程度の差に止まり、實質的にはカルテルにあつても利益協定の契約內容如何によつて各企業の技術上の獨立性は廢止されうる。ともかく、カルテル及びトラストは今日の金融資本時代の獨占的傾向を特徵づけるものである。**〔種類と發展過程〕** カルテルの目的は價格釣上げによる利潤の引上げであつて、この目的は最も單純なる形態においては價格協定カルテルによつて達せられる。これの前段階として條件協定カルテル（支拂期限・送料などの販賣條件のみの協定）の作られることがある。しかし價格は需要供給によつて決定されるから、供給が統制され生產額が協定されねばならぬ。かくて供給制限カルテル又は生產協定カルテルが生じ、また供給を地域的に統制するためには販路協定カルテルが生れ、今日では其の國際的組織も決して少なくない。なほ供給の統制が進めば供給割當カルテルとなり、これは總供給額を豫定して各加盟者に割當てる。これらの凡ゆる協定にもかかはらず、自己の生產の擴張によつて生產費を低下しうべき個々の加盟者は、協定を無視または廻避しようとする。ここにおいて各加盟者が各自に販賣することを禁止してカルテル所屬の中央販賣部を設け、全生產物の販賣を統轄するに至る。かやうにして加盟各企業の商業的獨立が失はれて商業上の一單位となれるカルテルはシンジケートと呼ばれる。このシンジケートが單に販賣を獨占するのみでなく、他方において一般の注文を引受けて各加盟者に割當てるかぎりでは同時に需要割當カルテルでもある。このほか需要を統制せんとするものには、勞働カルテルと購入カルテルがあつて、前者は雇傭勞働の條件やストライキ對策やを協定し、後者は原料その他の共同仕入を行ふ。**〔カルテル價格とカルテルの史的傾向〕** カルテルの目的は獨占價格の設定による利潤の引上げである。ここにおいてカルテル價格の問題が起る。價格は無政府的社會生產の現象形態であり、價格の高さは勞働の社會的生產力に依存するが、この價格法則は競爭によつて遂行される。ゆゑに獨占的結合による競爭の廢止は價格法則の實現を不可能ならしめ、かくて價格は客觀的に定められる一定の大きさではなくなり、マルクスのいふ如き價値論もまた止揚されざるをえない。抑もカルテルは漸次

波及する。いま鐵鑛業がカルテル化して價格を高めるとすれば、銑鐵業者の生産費は昻騰する。しかも銑鐵の販賣價格は直接これがために昻騰することはないから、銑鑛カルテルの利潤率の昻騰は銑鐵業者の利潤率の低下となる。この低下を免れるためには、銑鐵業者は或は鐵鑛業と縦に結合して企業聯合を作るか又は横に結合して銑鐵カルテルを作るほかない。後の場合には、銑鐵業者は購買者としての力を振ふのみならず、販賣者としても獨占價格を設定しうる。やがてカルテル化は銑鐵の購買者（製鋼業者や機械製造業者など）にも波及せざるをえない。かく、カルテルは非カルテル産業の利潤を犠牲として自分の利潤を增すのであるが、かやうにして生ずる兩者の利潤率の相違は、利潤率均等化の努力となつて漸次カルテルを全産業諸部門に波及せしめる傾向をもつ。そして全般的カルテルの發生するに到れば、全資本主義は無政府的生産から意識的生産に轉化する。かくて總生産額は意識的に統制され、價格の設定は名目上に止まり、それは單にカルテル貴族と爾餘の社會大衆とへの總生産物の分配を意味することとなる。かくて價格は人間の結べる物的關係の結果ではなくて、人間が人間に物を分配する單なる計算方法となり、貨幣は不用となる、けだし問題は物の分配にあつて價値の分配にあるのではなくなるからである。かくて社會は、對立的搾取的形態においてではあるが、しかも意識的に統制されることとなる　これは社會主義的形態の直前の形態を示す。附。カルテルとトラストとは同じ經濟的職能を有するから「トラスト」の項で述べた點はなるべく省いた。なほ「獨占」や「金融資本」などの項目をも參照されたい。**參考書**　林要譯、ヒルフアデイング・金融資本論、第三編。Liefmann, Kartelle und Trusts, 1905. Die Unternehmerverbände, 1897.（林要）

爲替　商業が進み市場のみを目標として生産する所の資本的生産方法が發達すると、最早商品は貨幣に對しては販賣されず、何時何日に支拂をなすと云ふ文書上の約束に對して販賣される。所謂爲替手形（Bill of exchange）はかかる販賣人が支拂人たる債務者に對して振り出された、一定額の貨幣を販賣人自身に對して或は第三者に對して支拂ふべき指圖證である。故に例へば東京の甲、大阪の乙に對して千圓を支拂ふべき債務を負うと同時に東京の丙、大阪の丁に對して千圓を請求するの債權を有する時、甲は丁に宛てて振り出された爲替手形を丙より讓り受け之を乙に送附する時は乙は此の手形を以て丁より千圓を受け取る事が出來る。斯くする時は、甲乙及び丙丁は互に一片の信用證券を以て債權債務を決濟し得、現實に貨幣の授受なく、爲替手形そのものが貨幣たる機能を盡すこととなる。併しながら、實際に於ては甲は何人が爲替手形を所持するか、丙は何人が之を必要とするかを知らず、又互に之を知るも甲丙の債務、債權が金額及び支拂期日に於いて符合することは困難なので、手形の需要者と供給者との間に立ちて之を仲介する機關が必要となる。爲替業務は早くから産業資本家及び商業資本家の出納方たる銀行の一職能となつた。即ち銀行は爲替手形を買入れて顧客の爲めに取立てに當ると共に、之を支拂資金として爲替手形の需要者の爲めに銀行の支店又は約束銀行宛の爲替手形を賣渡し、斯くて手形の需要者と供給者とを仲介する。之即ち爲替である。爲替手形が一覽拂なる時は小切手と變らないが、爲替手形は寧ろ或る一定の期間後の支拂約束である事を特徴としてゐる。從つて爲替手形の流通には支拂人の「引受」(Acceptance)が重要なる要素となる。「引受」なき爲替手形は信用貨幣の性質上事實上反古に等しい。爲替には内國爲替と外國爲替（Foreign Exchange）とがある。内國爲替は國内に於ける貨幣の支拂手段の職能に基づく信用取引であるが外國爲替は國際間の商品流通が發達するに伴ひ世界貨幣の支拂手段としての職能に基づく信用取引である。例へば甲國のA乙國のBに一萬圓の商品を賣却した時、甲國のCは乙國のDから一萬圓の商品を買入れたとすれば、CはAがBに振出した爲替手形を買入れ之をDに送る。斯くてDはBに之を呈示して一萬圓を受け取り四人間の債權債務關係は貨幣の介入なくして決濟せられ得るのである。斯かる國際間の債權債務關係の生ずる原因は（一）國際間の商品輸出入（二）資本の輸出入（短期、長期を問はず、又他國の公社債券株券の買入であると、外國の政府、公共團體、會社等の債券發行に國内に應募するとを問はない、又現金であると商品であるとを問はない）（三）運賃傭船料、保險料、口錢、利子、利潤の支拂（四）外國在留者の諸經費（五）其の他不時の原因に基づく受拂、例へば獨乙の賠償金の如き其の重なるものである。是等の原因に基づいて爲替手形の供給及び需要が生ずる譯であるが、其の價格即ち爲替相場は如何にして定まるか。元來外國拂手形の金額は通常支拂地の貨幣を以て之を表示するものであるが、之が賣買は賣買地の貨幣を以てするが故に、手形の賣買せらるるや直に外國貨幣と自國貨幣との交換比例を現出するものである。是即ち爲替相場で、之を表示するに一定額の自國貨幣を以て標準とする事があり或は一定額の外國貨幣を以て基礎とする事がある。前者を受取勘定又は邦貨建の相場と稱し、後者を支拂勘定又は外貨建の相場と云ふ。爲替相場は手形の需要供給の關係によりて上下するものであるが、金本位國の間に於いては、金の出入自由なる限り關係國の正貨の重量比例（法定平價 Mint Par）を中心として、金本位國と銀本位國との間に於いては、兩國の正貨金銀の比價を中心として一定の限度内を上下するものである。即ち例へば受取勘定の建方に於いて爲替相場著しく下落する時は、外國に支拂を爲さんとする者は手形の買入を止めて正貨即ち金（又は銀）を輸送し、又爲替相場著しく騰貴する時は手形の所持人は之を賣却することを止めて支拂地に送附し正貨の廻送を受くる事となるので、受取勘定の建方に於いては下は法定平價に運賃、保險料、手數料、利息等の正貨輸送費を加へて所謂正

貨輸入點（Import Point）、上は法定平價より輸送費を控除した正貨輸送點（Export Point）、要するに正貨輸送點（Specie Point）を超える事は無い譯である。爲替手形は元來信用證券なるが故に、支拂期限の長短、信用の厚薄により て相場が異るのは云ふ迄もない。〔**購買力平價說**（purchasing Power Parity）〕以上は金或は銀本位制國間の爲替相場の決定であるが、例へば世界大戰によつて世界的に金本位が事實上廢棄せられた場合の如く不換紙幣國間の爲替相場は如何にして決定せられるか。スウエーデンのカツセル教授に從へば兩國に於ける通貨の購買力の平價によつて決定せられると云ふ。例へばアメリカで一九一三年に一弗で買へた物が二弗を要し、イギリスで一九一三年に一磅で買へた物が二磅半を要するとすると兩國間の爲替相場は4.86弗＝1磅を平價とすれば、4.86×2÷2.43＝4即ち4弗＝1磅であると云ふ。此の見解は戰後の爲替相場の説明としてカツセルによつて唱導せられ現在多くの信奉者を有つてゐる。此の見解に對しては、（一）貨幣の購買力の算出が容易でないこと、殊に卸賣物價指數を採る場合と生活費指數を採る場合とでは購買力も異る事（二）購買力平價が爲替相場を決定すると云へると同時に爲替相場が購買力平價を決定すと云ひ得る事（三）又兩國の物價は絶えず變動するが故に之を平價と名付くるは不當である事等の批評が擧げられてゐるが、金本位制の作用が停止したる場合の爲替相場の決定の説明は斯かる方法より外仕方が無いであろう。併し素より購買力平價説が純粹なる不換紙幣國間の爲替相場を説明し得ないのは云ふ迄もない。蓋し斯かる國と國との間には何等の共通の尺度單位も存在しないので、購買力平價の算出せらるべき基準が無いから。大戰中猶ほ爲替相場が立ち得たのは、世界各國が依然として世界貨幣金を終極に於いて廢棄せず、金は一定の價格本位でなかつたとしても價値尺度としての作用を止めず、從つて戰前の法定平價を標準とすれば、兩國に於ける夫々の金紙の開きが一應計算され得たからであると云はねばならない。**參考書**　山崎覺次郎、銀行論、同、若干の貨幣問題。堀江歸一、貨幣・銀行・外國爲替。George Clare, The A. B. C. of the Foreign Exchange. Viscount Goschen, Foreign Exchange. Ottomar Haupt, Parités et Arbitrages. Deutsch, Arbitrage. Withers, Money-changing. John Todd, The Mechanism of Exchange. Franklin Fisher, Foreign Exchange Explained. Spalding, Primer of Foreign Exchange. Whitaker, Foreign Exchange. Keynes, A Tract on Monetary Reform. Gustav Cassel, Theoretische Sozialökonomie 4. Aufl. Dorp, Abnormal Deviations in International Exchanges.（友岡久雄）

河村瑞軒　事業家。初め名を七兵衞と云ひ後平太夫と云ふ。江戸の一貧家に生る。性敏捷にして業才商略あり。明曆三年江戸に大火あるや儲金を携へて自身木曾に至り木材を締買ひして巨利を收め、江戸に歸りて上下の土木を請負ひ萬金を得、諸有司に出入して運上し幕府に用達して利達を圖り、終に寛文十年幕府に召出されて奥羽運漕の事を司るに至つた。後ち大阪安治川、淀川、長柄、中津等の諸川を浚渫改修して名利共に得た。一下賤の身より起て巨富を掌握し士分に列するを得たるの事實は、一面業に座、問屋の制弛み近世資本主義經濟の漸く擡頭し個人の經濟的活動自由となれるを證し、他面此の事實と相俟つて當時の武士階級の如何に經濟的に困窮し如何に町人階級を遇することの厚かつたかを物語るものである。彼の致富の徑路に就いて觀るも木曾の木材を締買ひしたるの事實は「問屋に拘らず相手勝手に商人と取引し得」ることを示し、江戸大火の後大いに家宅を起したるの事實は已に「武家の邸内に商人及無籍の徒を居住せしめ」、「江戸近在地子地の賃借」行はれたるを明證し、諸川の改修は資本主義經濟の發達と共に交通の便を開くの事如何に緊要なりしかを如實に示すものである。**參考書**　日本經濟史に關する諸著。（東井金平）

簡易保險（Industrial Insurance. Volksversicherung Assurance populaire）簡易保險は國民中中産階級以下の者を對象とする生命保險であつて、中産階級以上の者を對象とする普通の生命保險に對して小生命保險と云ふべきものである。從つて簡易保險は、一種の社會保險として數へることが出來る。今普通の生命保險と異る點を擧ぐれば、（一）保險金額の少額なること。例へば、我國の普通生命保險の金額の最低は五百圓であるが、遞信省の簡易保險の金額は最高四百五十圓、最低貳拾圓に制限されて居るのである。（二）無診査なること。生命保險に於いては、病者弱體者が特に多く加入する危險を防ぐ爲めに通常醫師の診査を行ひ、不適當の者を排除する。併しながらそれには比較的多くの費用を要するので、簡易保險に於いては之を節約する爲めに診査と殆ど同樣の效果を持つ、保險金削減期間を設けるのである。例へば我國の簡易保險に於いては加入者が加入後一年以内に死亡した場合には既に拂込んだ保險料丈けの拂戻をなし、二年以内に死亡した場合には保險金額の半額を支拂ひ、滿二年後に死亡した者に初て全額の保險金を支拂ふと云ふやうに、加入當初の一定の期間は保險金を削減して支拂ふのである。但し其の期間中でも加入者が災害又は傳染病に罹つて死亡した場合には保險金の全額が支拂はれる。（三）保險料期間が短期なること。普通の生命保險に於いては保險料は多くは一年拂半年拂であるが、簡易保險に於いては加入者の便宜の爲めに三月拂一月拂一週拂等が採用せられる。又支拂の方法に付ても郵便切手を代用する等の便法が講ぜられる。（四）保險料を單位として保險金が定められること。保險金の少額なることを特色とする簡易保險に於いて、若し普通生命保險の樣に保險金額によつて保險料を定むる時は保險料に端數を生じ取扱上甚だ不便であるから、例へば一月拂保險料十錢に對し三十歳の者の終身拂込終身保險金額は四十圓四十錢と云ふ樣に、保險料を單位として保險金を定めるのである。簡易

保險は第十九世紀の中葉先づ英國に於いて起り後各國に普及し、主として民間會社によりて行はれて居るが、我國に於ては大正五年漸く國家の獨占事業として遞信省簡易保險局によりて行はるるに至つた。當時我國に於いて民營是か官營非かの議論が甚だ盛に行はれ、簡易保險に於ける積立金が共公的社會施設に融通せられることが官營の一特色として擧げられたのであるが、此の問題は容易に決し難い問題である。**參考書** 保田信三郎、簡易生命保險論。Manes, Versicherungslexikon, 1924.（錦織理一郎）

感覺（Sensation. Empfindung.） 特定の性質及び強度をもつた刺戟によつて生ずる要素的意識内容である。感情が主觀的であるのに對して、感覺は刺戟そのものの性質に歸せられる意識の客觀的内容をなす。生理學的には刺戟が感覺器官に加はり、その興奮が神經を通つて大腦の中樞に傳へられて感覺を生ずると説明してゐる。心理學では表象は感覺によつて基けられると考へる。ギリシアの哲學者エンペドクレスは、外部の物質が小孔から眼耳等に這入つて感覺を生ずると見、デモクリットは原子の複合したものが物體の表面から離れて心に入り來つて感覺を惹き起すとした。プラトンは身體組織の震動が心に感覺を喚起すとし、アリストテレスによれば感覺器官の潛在的に含むものが刺戟と共に實現されるのが感覺である。ライプニッツは感覺をもつて不明瞭な知覺と見る。カントは物自體が受容的感性を觸發することによつて感覺は生ずると考へる。フイヒテによれば自我の活動の抵抗として感覺は實践的なる自我みづからの産物である。ブレンターノは感覺は物的現象であり、精神現象の本質をなすところの志向性を含まないと主張する。コーヘンによれば、感覺は内包量を有する、それは實在の指標たるにとどまり、それ自身が存在するのではない、またそれは思惟の制限となるのではなく、却つて思惟によつて基礎付けらるものである。（三木清）

官業 〔**意義**〕 國家が營む企業である。官業收入はダルトンの所謂「販賣價格」收入であるが、通常官業收入と使用料收入とは區別せられ、官業收入は公企業收入であり、使用料收入は公營造物收入であるとされてゐる。公企業と公營造物との區別は前者が私企業と等しく收益主義によるものなるに反し、後者は公益を目的とし報償主義費用補塡主義によるものとされてゐる。例へば授業料入場料等を徵收する官立學校帝國圖書館等は公營造物であるが、國有鐵道の如きは公企業即ち官業とされてゐる。要するに國家が生産手段の所有者たり、其處に於て生産的勞働が行はれ剩餘價値の生産せらるるものが官業である。資本家社會に於いては國家は集合的資本家としてこの剩餘價値の搾取者であるが、プロレタリア國家に於てはこの剩餘價値がプロレタリア自身によつて占有せらるるばかりでなく、それ自身社會的生産として社會化せられた勞働組織の中核を爲す。資本主義が所謂自由競爭より獨占に轉化し更に私的資本家的獨占から國家的資本家的獨占に推移するに及んで、官業の範圍も擴大しその地位も重要となつた。就中世界戰爭當時及び戰後の國有主義及び最近の所謂國家資本主義的傾向は官業及び官業收入の地位を益す重要ならしめた。故に官業には獨占的企業と然らざるものとを區別することが出來るが、近代的官業としては獨占的官業が重大である。〔**我國の官業**〕は諸國に比して頗る多く、所謂國家資本は總額二十六億圓を超えてゐる。然も右の中には郵便電信電話事業の資本額は含まれてゐない。昭和三年度に於ける官業收入（一般會計）四億一千六百萬圓に達する。特別會計に屬する官業、例へば國有鐵道は昭和三年度に於いて作業收入六億五千四百萬圓、益金一億四千萬圓である。郵便電信電話事業は獨占的官業であつて、遞信大臣の管理に屬し、その資本額は不明であるが、年々遞信費として豫算に計上されるのみでも一億四千二百萬圓（昭和三年度）に上り、郵便電信電話收入は二億四千萬圓に達する。全國郵便局の勤務員集配人はその數十三萬を超え、東京には遞友同志會なる遞信從業者の勞働組合が組織せられてゐる。帝國鐵道も亦獨占的官業であつて地方的な小距離鐵道（地方鐵道及び軌道）を除く他はすべて國家によつて敷設經營せられてゐる。その延長總哩數七千九百九十三哩（大正十五年）に達し私設會社線の二倍半である。その固定資本額は二十六億圓を超えてゐる。使用從業者總數は十九萬人を超え、まさに政府最大否我國最大の企業と謂ふことが出來る。その純收益も前述の如く莫大である。この從業員の間に芽生えた勞働組合全日本鐵道從業員組合は田中内閣のために非常な彈壓を受けた。製鐵所は商工省に屬しかの九州八幡に存在する我國最大の製鐵所である。その資本額一億三千萬圓を超え、使用勞働者數二萬を超える。之は獨占事業ではないが、その莫大な生産設備は民間製鐵業より隔絶し殆ど經濟的獨占に近い性質を有してゐる。煙草製造はまた政府の獨占する所である。之は所謂專賣のためであつて、專ら獨占價格を設定して收入を得ることを目的とするものであるから、所謂財政的獨占であつてその收入は消費税と選ぶ所なき性質を有してゐる。その收益昭和三年度に於いて一億六千八百萬圓、資本額は六千萬圓に近く、使用勞働者數三萬七千を超え、專賣局工場は全國に渡つて散在してゐる。陸海軍も亦多くの兵器製造工業を營んでゐる。陸軍造兵廠、被服廠、糧秣廠、千住製絨所、衞生材料廠、各鎭守府要港所屬の工廠工作部、海軍火薬廠、同燃料廠等之である。就中海軍工廠及び陸軍造兵廠は我國最大の金屬工業である。從業勞働者は陸軍に於いて金屬一萬五千人纖維三千人を超え、海軍に於いて金屬四萬九千人化學工業二千人である。勞働組合としては海軍勞働組合聯盟及び陸軍に於いては專賣局從業員等と共に官業勞働總同盟所屬組合がある。以上の他我國の官業としては造幣局、印刷局があり、又森林經營も之に含ませてよいだろう。斯の如く我國の官業は現在頗る厖大であるが、我國の資本主義發達の搖籃期に於いて官業の演じた役割の大きかつた事も看逃せない。**參考書** 一般財政學教科書の他、國有化社會化に關する著述。（三宅鹿之助）

官業勞働總同盟 官公營事業に從事する勞働者の團體を以て組織された同盟體。〔**創立事情**〕官業勞働總同盟の組織は大正九年四月一日、小石川勞働會（大正八、十八月東京造兵廠、王子火工廠の爭議の時組織されたもので、官業最古の組合）と向上會（大阪工廠機械工、地方工場機械工、大阪陸軍被服支廠縫工靴工よりなる組合）との協議の結果兩者の提携成立し、三日提携大會を開催した時に胚胎するものであつて、其の時の決議の第一條に「吾人は東西兩砲兵工廠從業員の提携を以て官業勞働者の大同團結に入る第一歩たらんとす」と云つてゐる。次いで大正十年三月東京に於いて總同盟組織聯合協議會を開き、交通勞働組合、小石川勞働會、八幡同志會、向上會の四團體がこれに參加した。總同盟の規約はこの時に決定され、當局に對し勞働條件の改善及び共濟組合の規約改正等に就いて陳情した。同年十二月十一日より大阪に於いて臨時大會を開き、軍縮淘汰の對策、職工規則の改正等を議した。次いで大正十一年に入り、前記向上會は八木會長に對する不信認問題に因んで内紛を惹起し、爲めに八木一派は獨立して別に純向上會を組織したのである。かくて新たに對抗者を出した向上會は飽く迄其の優越的地位を確保せんとして、大阪、京都、名古屋の各專賣局に於ける煙草勞働組合及び名古屋向上會と合して十三年二月官業勞働總同盟關西同盟會なるものを組織した。而してこのことは關東方面にも影響を與へ、翌十四年二月、小石川勞働會、日本勞働聯盟、陸軍現業員組合、工友會の四團體は關東同盟會を組織し、更らにこの氣運に乘じて二月九日名古屋に於いて開催した全國大會の席上、關東關西兩同盟會の他に八幡同志會を加へ、各組合一致の下に形式上にも完備せる官業勞働總同盟の組織を見たのである。〔**綱領**〕(一)團結の力に依り着實なる方法を以て勞働條件の維持改善並に社會改造の目的を貫徹すること。(二)組織なき官公業勞働者に團結を促すと共に純眞なる他の勞働團體と提携して共同戰線に就くこと。(三)加盟團體の統一を圖ると共に官公業勞働者に共通せる各種の勞働問題を解決すること。〔**組織**〕本部は委員組織による合議制である。各加盟團體及び加盟組合の行政は、絶對に自治に任かされてゐるが、何れも略ぼ總同盟の規定に準據した委員若しくは理事組織の合議制度によつて凡ての問題を協議執行してゐる。〔**現勢**〕加盟團體―關西同盟會（大阪向上會、大阪煙草勞働組合、名古屋向上會）九州同盟會（勞働組合同志會、小倉革正會）東京官業勞働組合の二同盟會、六支部、組合員一二、六〇〇名。勞働總同盟、日本海員組合、海軍勞働組合聯盟等と共に右翼團體の中軸をなしてゐる。政黨關係―社會民衆黨系。本部所在地―大阪市東區越中島町八六〇、幹部―西浦宇吉（會長）川村保太郎（主事）。機關紙―官業勞働新聞（月刊）。（莊原達）

還元（Reduktion） フッサールの純粹現象學の用ゐる現象學的領域發見の方法である。心理學的事實から本質を、事實的普遍性から本質普遍性を導く仕方を「形相的還元」と云ひ、そして實在的世界の外在を許す心理學的現象に對して、所謂主觀と客觀とをそれが本來あるところの意識の兩契機として考察するために、凡ての超越者を排除した純粹内在界を導く仕方を「先驗的還元」と云ふ。このやうにして純粹現象學は自然的立場から二つの還元を通してその領域に達することが出來る。併し形相的還元は一般に本質學に共通するものであり、現象學をして現象學たらしめるものは特に先驗的還元である。從つてこのものは特に「現象學的還元」と呼ばれてゐる。**參考書** Husserl, Ideen zu einer reinen Phänomenologie und phänomenologischen Philosophie.（三木清）

ガンジイ（Gandhi, Mohandas Karamchand 1869― ） ポルバンダール（Porbandar）に生る。十九歳の時ロンドンに赴き法律をさむ。一八九三年に南亞に在つて彼の地に於けるインド人移住民の自由獲得のために永い間苦難の多い鬪爭に身を投じて居た。彼一流のトルストイ主義に基く無抵抗主義は此の時代に造り上げられたのであるが、一九一四年に設置せられたる調査委員會の提案によつて移住インド人の状態に著しき改善が與へられたのを見て、故國に歸つた。爾來彼はインド自治運動と結び、專ら精神力による印度解放の國民運動を興した。彼のとつた手段は徹底的に強力を否定するものであつて、イギリス政府に對する抗議は所謂非協同運動となつて現れて居る。それは、インド人は政府の役所から手をひき、立法乃至裁判にも參與せず、兒童はイギリス政府の學校から退學せしめると云ふ如き運動である。又インドの經濟的獨立を全うするために彼は外貨の排斥を企て紡車を以て紡ぎ、手を以て織つた布を用ふると云ふ運動を起した。一九一九年のパンジヤブその他の暴動はその根源をかかる國民運動に發して居る。彼は熱情の人であり、その辯舌は常に率直であり、同胞の苦難を常に自らに迄及ぼして進んで苦行を體驗した。「聖者」(Mahatma) の稱號はかかる所より冠せられたのである。一九二二年捕へられて六年間の禁錮に處せられた。併し一九二四年病の故を以て釋放せられた。その頃よりして彼の勢力は昔日の如くインド人の間に強大でないと云はれて居る。併し、彼の高清なる殉教者的風格と徹底せる理想主義が多くの人の心を惹きつけて居る事は疑ふ可くもない。又一九二八年十二月に開かれた全インド國民會議は彼の主張を容れて外國織物不買、手織木綿奬勵主義を可決した。今後インドの國民運動が如何なる方向をとるか、經濟的不能とも考へ得らるる彼の外貨排斥等が何の點まで行はれうるか、さうして彼ガンジーが之等の事情の推移と如何なる關係に行動するかは別問題として、彼の今日までなせる仕事のみを以てしても彼の名はインドの國民運動史上に特筆大書せらるべきものである。（後藤信夫）

慣習法（Customary Law. Gewohnheitsrecht. Droit co-

ntumier) 慣習法とは、社會に於ける慣行によつて發生した社會生活規範が不文の原形のまま（卽ち「成文法」に對して「不文法」と呼ばれる）社會の中心力（例へば國家の主權）によつて法律的規範として承認强行されるものを云ふ。卽ち社會の中心力が其の慣習の違反者を壓迫制裁して其の慣習を勵行することが必然的に豫期され、人民が此の豫期によつて其の慣習を遵守續行する樣になると、單なる慣習がここで法律的規範たる慣習卽ち「慣習法」になるのである。而して社會が發達して國家を成すに至つても、慣習法が存在し得べき道理は異ならぬのであつて、國家以前の社會及び初期の國家にあつては慣習法が頗る重きをなして法律の全部又は大部分を占めたことを想像し得る。次いで國家が段々强大になつて中央集權國法統一が企圖され又文字の使用が普及されると共に、成文法が次第に用ひられる樣になつたのであつて、第十八世紀末から第十九世紀初にかけては寧ろ「成文法萬能」傾向となり、慣習法の效力を認めぬ旨が國法に明言されるに至つたが、其の後又其の風潮が緩和され今日の諸國は概ね成文法の傍らに少くも補充的に慣習法の效力を認める。殊に英國では慣習法が重きをなし、例へば憲法からして不文の慣習法である。我國でも「法例」第二條に「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セザル慣習ハ、法令ノ規定ニ依リテ認メタルモノ及ビ法令ニ規定ナキ事項ニ關スルモノニ限リ、法律ト同一ノ效力ヲ有ス。」とあり、又商法第一條には「商事ニ關シ本法ニ規定ナキモノニ付テハ商慣習法ヲ適用シ、商慣習法ナキトキハ民法ヲ適用ス。」とある。卽ち慣習法は原則として成文法を補充するものであるが、商事に於いて商法に特別の規定がない事項につき民法の原則と慣習とが異なるときは、其慣習が民法の規定を排して法律として適用されるのである。公法の方面でも、例へば帝國議會の議事法など慣習法が成文法を補充して居るものが少くない。**參考書**　穗積陳重、慣習と法律。（穗積重遠）

感情 (Feeling. Gefühl. Sentiment.) 感情は古くは感覺と同じ種類のものと見做されてをり、それが區別されるに至つたのは近代のことである。かく區別されて感情は意識體驗のうち主觀的な側面を意味する。普通にそれは快と不快との二つの種類に分たれてゐる。ヴントは個々の意識內容に對する統覺の反應が感情であると考へ、これを分析すれば、快と不快、緊張と弛緩、興奮と沈靜の三つの方向が見出されるとする。感情の感覺とは異る性質として擧げられるのは、それが統一態をなし、個人的であり、しかも感覺から獨立には存せず、空間性を有せず、反對の感情に變化すること、痲痺し易きこと等である。リップスによれば感情は自我體驗であつて、心的過程が精神に對してとる徴候である。感情をもつて一種の認識と見做す者には、プロチヌス、ロック、ライプニッツ、ヴオルフ等がある。ヘルバルトは感情をもつて表象の狀態及び交互作用であると考へた。しかし感情を精神生活に於ける最も根源的なものと見做す者も多い。なほ美學者は感情を對象感情と人格感情とに分けることがある。フオルケルトの如きは人格感情を更に分つて主觀の反應としての關與の感情と主觀的狀態感情とを區別してゐる。（三木淸）

函數 (Function. Funktion. Fonction) 數學に於て或る變數xの各の値に對し他の變數yの一定の數値又は一定の數値の一組が常に對應する場合に、yはxの函數であると云ひ、$y=f(x)$ の如き式で之を云ひあらはす。xが連續的に變じても、之に對應すべきyの値は不連續的であることも勿論可能である。又yが一つの變數xに關係するばかりでなく、他の變數x'、x''等にも關係し、それらの値の變化に對應して亦一定の變化を行ふこともあり得る。かやうな場合にはyはx、x'、x''等の函數として云ひあらはされ、數式上 $y=f(x, x', x'' \cdots)$ の形に記される　例へば物體の運動エネルギーEを時刻も及び位置坐標x、y、zの函數として見做す場合に $E=f(t, x, y, z)$ と記す如きである。之等の場合に通常、變數x、x'、x''等、又はt、x、y、zの五ひに獨立なものとして認められる。（石原純）

關稅 (Customs Duties. Zölle, Droit de Mutation)〔意義〕關稅の定義に關しては大體二說がある。いづれも關稅が商業政策の一手段としての課稅であると見ることに一致してゐるが、それが國境を經由する貨物に課稅する租稅であるか、或は廣義に、ある一定の地理的境界線を出入する貨物に課稅するものであるかについて分れる。嚴密を尊ぶならば後者を妥當とすべきであるかも知れないが、問題の現代における實際と重要とについて見るならば、前者の明確なる定義で滿足すべきであると思ふ。蓋し關稅の事實はこれをローマ帝政時代にも遡り得るとはいへ、現代における關稅は實に近代國家の成立に伴ふ現象であり、近代國家特に資本家國家の發達につれてその商業政策の名の下に初めて重大の役割を演じてゐるがゆゑに、關稅の問題も、從つてこの視點から窺ふことが何より肝要でなければなるまい。かく見るならば、關稅の課稅目的より見られる財政關稅 (Finanzzölle) と保護關稅 (Schutzzölle) との純粹においては特に後者が重視せられねばならず、又課稅理由からこれを見れば、輸入稅、輸出稅、通過稅の範疇のうち、特に輸入稅が資本家社會にとつて最大の關心をもつ。その他の種々なる觀點よりせられる關稅名目、即ち內地關稅と國境關稅、實物關稅と貨幣關稅、手數量關稅と租稅關稅、從價稅と從量稅の如きは、多く技術的種別以上の意義をもち得ない。それゆゑに、ここでは主として輸入關稅の、特に保護關稅を繞る問題に限り、最近の關稅政策の趨勢とその意義とに觸れるのを至當とするであろう。〔輸入關稅とその現代にもつ意義〕輸入關稅は財政關稅と保護關稅とに區別され得るがゆゑに、まづ財政關稅から見ると（一）財政關稅は單に國庫の收入を得るを目的とし、國內產業の保護を目的としないものをいふのであるが、それには、（イ）國內において生產せられず從つて外國の供給をのみ

仰ぐところの商品に對する輸入稅、（ロ）財政上の必要から國內生產品に消費稅を課する場合に、これと負擔の公平を期し、從つて內國消費稅の目的を達するための輸入品課稅の二種があるといひ得る。財政關稅は直接にはただ國家財政の上にのみ重要の關心があり、資本家的生產に對しては保護關稅の如くに直接の關係はないが、資本家政府の政策は財政關稅に籍口して事實上保護關稅を布くことあり、また保護關稅に籍口して財源捻出のために財政關稅を行なふことがあり、兩者は實際において相重疊せる場合が多い。（ハ）保護關稅。保護關稅は內國の產業を保護しようための關稅で、產業保護主義にもとづくものであるが、その保護主義たるや自由競爭の地盤の上に立つ資本家經濟の必然的副產物ともいふべく、資本家的世界經濟の內部において謂ゆる自由貿易主義に對する。然しながらそれは、自由主義に對立するもの、乃至自由主義の止揚を意味するものではなくして、あくまで自由主義的資本家經濟の內部に生滅する現象である。普通保護關稅の種類を分つて、（一）內國において全く消費稅に服しない商品と同種もしくはその代用品たる商品に課する輸入稅、（二）內國において消費稅に服する商品と同種もしくはその代用品に、內國消費稅と同率以上に課す輸入稅といふ風にいひ、同時にその本質を說明するのであるが、これでは單に異語同義を繰り返すにすぎない。吾々は保護關稅の資本家社會に對する內面的意義を檢討するため、保護關稅の機能の變遷を見るのが肝要であろう。保護關稅は謂ゆる育成關稅(Erziehungszölle)からカルテル關稅 (Kartellzölle) へと推移してゆく。育成關稅は資本主義初期における保護關稅である。言葉をかへればそれは產業資本時代の保護關稅である。自由競爭を基礎とする產業資本時代においては、商品輸出國たる地位にある各國は、その資本の外國市場征服の武器として自由貿易主義をとる。育成關稅はこの種の自由貿易主義に對抗すべく、立ち遲れの資本家國のとる必然的自己防衞の手段である。しからばこの育成關稅の特質は何かといへば、（一）その關稅障壁の高さは、それをもつて輸入を絕對に禁止するほどの高さではあり得ない。それは外國の先進の產業に追ひつくのがその目的であるから、この目的に適應する限度に止まる。といふのは、元來內地產業が幼稚なのであるから、そこには國內の需要を滿すといふ條件が附隨してゐるからである。（二）この關稅は勢ひ過渡的一時的のものである。といふのは、育成の目的が達せられてのち迄もこれを維持するならば、他國をも同一の方策に出でさせ、今度は商品輸出といふ自己の新しい目的を達し得ないからである。（三）內地產業育成の所期を達して輸出國に轉ずるに至つたのちには、この關稅はもはや價格釣上げの作用をもたない。蓋し、それは自由競爭を地盤としてゐるがゆゑに、この瞬間から內地の供給過剩を生じ內地價格は世界價格に低下するであろう。（四）最後にそれは一產業部門の育成に奉仕するのを原則とする。かやうに育成保護關稅は商品輸出時代の關稅の形態であるが、資本蓄積の進展につれ、自由競爭は轉化して獨占形態の時代に入り、資本主義はトラスト、カルテルの支配時代に到達する。ここに、關稅の產業育成的作用が、消極的作用が轉化して、カルテル保護の作用へ、進取的作用へと變はる。カルテル保護關稅は、（一）育成關稅に比して高率であり得る。蓋し、それは一方において比例的に高き獨占價格を作り出し、また從つて比例的に高率のカルテル利潤を生むからであり、他方においてその產業の基礎は獨占的に强力であり後顧の憂ひがないからである。（二）同一の理由から關稅引上げの努力が外見上永續性をもつ。（三）その關稅は一產業の利潤を高めるのみならず、他のカルテル化せる產業にも、連帶的に特別利潤の分け前を齎らす。（四）從つて、この保護關稅の高さに應ずる貢稅を內地の全消費者から徵集する。（五）更にこの利得を割いてダンピングを行ひ、外國市場の攻略に向ふ。かくて、保護關稅は完全に大資本進擊の武器に轉化するに至つた。歐洲大戰後の世界主要資本家國の趨勢はこれであり、自由主義の祖國たるイギリスすら保護政策に轉じたのである。それは資本主義の獨占的形態たる帝國主義時代の一樣相を語るものに他ならぬ。〔關稅の轉嫁〕關稅轉嫁の問題は從來、關稅の負擔者が輸入國であるか輸出國であるか、又は關稅が消費者の負擔となるか生產者の負擔となるかの問題を中心として抽象的に論ぜられて來てゐる。そしてこれが答案として　關稅が納稅者から負擔者に轉嫁するか否かは、課稅後における被課稅品の價格が課稅以前よりも騰貴するか否かにかかるといふ命題が與へられてゐる。吾々はこれを原則的に承認していいであろう。そして上に述べた如く、最近における關稅の轉向が價格構成作用に如何なる割役を演じつつあるかを見るならば、關稅轉嫁の方向は、近時の關稅政策の眞相とともに露骨にその正體を暴露してゐるのを見得るであろう。**參考書**　商業政策に關する諸著書。林要譯、ヒルフアーディング・金融資本論。（笠信太郎）

關稅同盟 (Zollverein) 一般的には隣接せる獨立國の間に於いて關稅壁を撤去し、自由なる共通通商區域を設定することであるが、歷史的には一八三四年プロシアを主盟として當時の北獨十八ヶ國間に締結された特殊の協約を指す。ここでは專ら此歷史的事實に就て說明を加へる。奈翁戰後一八一五年に創立された獨逸同盟は事實上墺太利の支配下にあつたので、プロシアは銳意謂ゆる「小獨逸」統一に努力することになつた。當時迄プロシア領は夫々特異な歷史と經濟的發展を持つた處の諸州から成立してゐ、然もその配屬分離がめまぐるしく行はれた。此時になつて此の離合政策は一段落したが、その結果プロシア領となつた諸州は全體的に地理的集團をなしてはゐず、殊にライン・ウエストフアリアはハノヴア及びヘツセ等によつて他のプロシア領から分離されてゐた。かかる狀態の下では經濟的統一の要求は特に强烈とならざるを得なかつた。關稅同盟の前身

たる一八一八年のプロシア新關稅が、始めから果してどれ程積極的に經濟的統一の雄圖を包藏してゐたかは疑問とされるが、ともかくも自國內に殘存した煩雜な內國關稅區制を撤廢はした。だが新關稅施行後も、初めの十年間は別に關稅同盟的企圖を語るやうな事實は殆ど起らなかつた。が一八二八年にヘッセ・ダルムシュタットがプロシアの關稅區域に參加したのを轉期として、漸く關稅同盟的機運が動き來つた。然るに恰も此の頃バヾリアとウュルテンベルヒとは南方同盟を締結し、又他方サキソニイ、ハノヴァ、チューリンゲン諸州、ハンザ諸市等を中心とする中部同盟もあつた。プロシアは先づ南方同盟と適宜な締結をして中部同盟を打破した。殊に道路敷設政策を巧に利用して、小國の迎合を克ち得た。かくて一八三三年までに中部及び南部を屈服せしめて關稅區域の擴大的統一を遂行することが出來た。がハノヴァ、ハンザ諸市その他若干の北方諸州は遂に此の關稅同盟に參加しなかつたが、彼等は自由貿易的商•農國であつたから關稅同盟の效果を强く蒙ることはなかつた。此の同盟の出現は獨逸產業の發展に一期を劃した。此の頃から道路及び特に鐵道の敷設が行はれ始め、相俟て市場の擴大、通商の便宜を著しく促進し、延て技術の發展を召致するに重要な寄與をなした。新關稅は始め寧ろ低率であつたが、漸次製造品の稅率を高め、內地の新興工業を英國の侵入から防いだ。（小島精一）

管仲 周襄王七年卒、西紀前六四五年。管仲字夷吾、潁上の人、春秋時代齊桓公をして諸侯に覇たらしめ、夷狄を攘ひ、制度を改革した大政治家である。老子、孔子に先立つ凡そ百年に卒してゐる。著書は漢志に八十六篇とあるも今は七十六篇殘る。管仲以後の事績まで挿入してあるの自著ではない。法家の鼻祖とされ、その思想は三綱領を治國の根幹とし、三本、四固、五事をその政策とする。富民、敎育、敬神が三綱領の要點で「倉廩實、則知禮節、衣食足知榮辱」がその二つを現はす。三本は治者の資格、四固は治國方法、五事は富强策である。植林、灌漑、農業、牧畜、儉約を五事とす。その外山鑛を開き、魚鹽を採り、關市の稅に富强を致し、アジア的古代の農業經濟に鑛漁業、關市の制度等が加味せられしを見る。覇者の道德論、虛靜主義などは管子に後世附託されたのであり、功利を主とした經濟政策が其の根本で法治は從である。**參考書** 管子七十六篇。胡適、中國哲學史大綱卷上。渡邊秀方、支那哲學史概論。其の他。（佐々弘雄）

カンティヨン (Cantillon, Richard)「一般商業性質論」の著者。彼の生涯は分明でないが、パリの國立文書館に於ける文書やイギリスに見出された遺書等によつて察するに、彼はアイルランド人で一七〇〇年代の初めパリで銀行業を營んでゐたものらしい。その「一般商業性質論」は一七五五年頃の出版にかかり、三編より成る。第一編では富を定義すると共にこれが根源を土地及び勞働なりとなし、勞賃の變動、需要と供給との調節、內在價値と市場價値との關係等を論究する。第二編では物々交換、市場價値、通貨、信用、利子等の問題を考察し、第三編では外國貿易や銀行等を研究してゐる。この書の影響の大なりしは、彼に學びしものの中よりグウルネエ、ケネエ、ミラボオ、チュウルゴオ等の傑出せる學者の輩出したことによつて解る。それはミラボオの「人間の友」を生み、ケネエの「經濟表」とスミスの「國富論」とに大きな示唆を與へたと云はれる。彼の經濟學的見解は、マアカンティリズムの經濟思想とイギリスに於けるフィジオクラット的先驅者の或るもののそれとを基礎とするものであるが、彼はイギリス人の論理的考へ方とフランス人の體系的性向とをよく渾然結合せしめることによつて兩國經濟學の發達に貢獻したのである。**參考書** Palgrave's Dictionary of Political Economy. Higgs, Six Lectures on the Physiocrats, 1897. （山村喬）

カント (Kant, Immanuel 1724 1804) 彼は批判哲學の祖である。一七二四年四月二十二日、ドイツのケーニヒスベルグに微賤な革具工の第四子として生れた。中學時代にはラテン文學に興味をもち、大學に入つてからは自然科學に意を向けて、ニュートンの物理學を學ぶと共にライプニッツ＝ウォルフ哲學に影響された。五五年匿名出版の「天體の一般的自然史および理論」には後年カント＝ラプラースの星雲說と呼ばれる意見が述べられ、潮波による地球自轉障害の理論と共に自然研究史上の功績とされる。七〇年論理學および哲學の正敎授となれる際の開講演說「感覺界および叡智界の形式と原理について」において批判哲學の基礎がおかれ、この論文を敷衍して八一年に「純粹理性批判」(Kritik der reinen Vernunft) が出版され、この說を平明に述べたものが「プロレゴメナ」(Prolegomena, 1783) である。同じ趣旨により「實踐理性批判」(Kritik der praktischen Vernunft, 1788) 及び「判斷力批判」(Kritik der Urteilskraft, 1790) をも公にした。一方、大學の總長にもなつたが、八六年ウイルヘルム二世卽位して宗敎言論等を彈壓しカントも筆禍を被つた。雜誌で禁止された論文を集め「單純理性の限界內における宗敎」(Die Religion innerhalb der Grenzen der blossen Vernunft, 1893) と題して出版してより益す當局の忌諱にふれ一度は緘口令にかかつたが、後、新王の卽位とともに再び自由を得て講義を始め著述に從つたが、漸く老衰して九七年以來休講し、一八〇四年二月十二日逝く。その日常生活の規則正しきを以て有名であつた。彼は初めウォルフの哲學とニュートンの物理學との間に彷徨し、次第に形而上學を脫却して經驗論や自然科學に接近したが、結局批判哲學に結論を見出した。それは獨斷主義と懷疑主義とを調和し大陸の理性論とイギリスの經驗論とを綜合せんとする試みであつた。知識の材料は經驗より來るが其の形式は理性そのものの作用であつて、この形式は論理上經驗に先だち其の基礎をなすものとされるから、批判哲學はまた先驗哲學とも呼ばれる。

それは實在の問題を顧みず その個々特殊の研究はこれを諸科學に委し、專ら個々の特殊研究の依つて生ずる根據を究明せんとする。從つて一方、明かに科學とは對象を異にするのみならず、他方、科學の認めえざる形而上學的な靈魂や宇宙神の觀念から離れる。しかし道德を論ずるに際しては右の形而上學的觀念を要請として認むべきことを說いて 自然界の必然に對して道德界の自由を認めた。この必然と自由との背反を避けるために「判斷力批判」において自然の目的觀や審美判斷を論じ、更に附隨的に宗敎や法律を論じたが、要するに、カント哲學は知識および文化の論理的基礎を示さんとするに止まつた。社會的にみれば、彼の思想はアダム・スミスが經濟學において爲し遂げたところを哲學において爲し遂げたものである 即ち當時遂行されつつあつたブルジョア革命の觀念的武器たる自由主義や個人主義に哲學的根據を與へたものである。（林要）

關東大震災 大正十二年九月一日午前十一時五十八分四十四秒發震した關東の大震はその震害安房、上總、下總、武藏、相模、伊豆の諸國に絕大の慘害を與へた。その性質は非火山性、構造性、震央は大島北東の附近(今村說)或ひは相模灣北部（中村、志田說）にあり、振幅は四寸で數多の餘震を伴ひ、(翌年一月十五日震幅一寸九分の强震あり)慶安元年、元祿十六年、安政二年と同樣東京に大被害を與へた。水道の斷水、通信連絡の斷絕、家屋の可燃性、暴風(二十六、七米)のため都市は火災によりその被害を倍加した。東京は千四十八萬五千四百七十四坪餘、全面積の四割三分五厘を燒失、罹災戶數三十七萬四千餘、全潰三千八百餘、半潰四千二百餘、全燒三十六萬六千餘、死者五萬九千餘、行衞不明一千餘、負傷者一萬五千六百餘に及ぶ。橫濱は三百九十萬坪を大震火災によりて失ひ、宅地面積の約八割に當る。住家は五萬五千八百餘卽全體の六割燒失、一萬八千餘卽ち二割倒壞、死者二萬三千四百餘、行衞不明三千百名を下らずと云ふ。兩市とも橋梁、官公私營造物、水道、瓦斯、電力、交通機關、船舶等大破壞されたこと云ふ迄もない。此の大震災の災禍中最大なるものは經濟上のそれであり、二百億と概算するものもあるがそれはその損害程度の多大なりしことを表示する。先づ物資供給は震災當時焦眉の急を要した。倉庫、商店、家庭の物資の燒失及び秩序紊亂のため取引休止したこととの二原因のため物資の缺乏は言語に絕した。食料、燃料、建築材料、藥品、衞生材料等がそれである。非常徵發令を憲法第八條により發布し（九月二日）これ等の材料を「內務大臣に於いて必要と認むる時は其の非常徵發を命ずることを得」る事とし、その拒否、藏匿に對しては「三年以下の禁錮又は三千圓以下の罰金」に處することにした。臨時震災事務局官制を布き（九月四日）その事務を勵行した。九月十日頃には食糧供給の見込がつき九月末日に東京向け發送濟の米六十八萬四千餘石、東京に蓄積した數量三十六萬石、配給二十五萬石、その他味噌、醬油等の物資豐富であつた。各町內有志、在鄕軍人會靑年團等の自治的活躍に待つこと多大であつた。居住は、學校、諸官公署、社寺、華族、富豪の邸宅の利用の他、陸軍天幕急造バラックによつた。バラック建築材料は二十七、八萬石を調達し東京府十七萬餘、神奈川縣三萬餘を配給した。衣服は慈善團體が主として分配した。暴利取締令（九月七日）は非常徵發令、臨時震災救護局の二方策と相待つて、救濟應急の實を擧げた。「暴利を得るの目的を以て生活必需品の買占若は賣惜を爲し又は不當の價格にて其の販賣を爲したるものは三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す」るのである。一時白米二升六圓で賣つたものすらあつたが、配給の充實、同情的輸入による物資の豐富と相俟つて此の勅令は效果を收め一時三十三、四圓に昇つた大阪期米は二十圓臺に落ち農家救濟のため却つて米價釣上げを行ふに至つたほどである。更に臨時物資供給及び特別會計令（九月二十二日）を發布して復興に要する物資の供給を容易ならしめんとしたのである。臨時震災救護事務局の事務は復興院に移り著々その步をすすめた。かくて復興材料は內外にむかつて注文され、殊に米國は他方面からの投機的注文に應じないで日本政府からの注文に應ずるの提議を爲した。財政上の處置としては、第二豫備金、國庫剩餘金より震災救護、震災應急、戒嚴等の爲に一億三千萬圓の緊急支出を爲したばかりではなく、租稅の減免徵收猶豫を斷行して罹災者を保護した。此の國庫剩餘金の涸竭は財政不振と相俟つて財政的危機が迫つたので大正十三年度豫算は極度の緊縮方針をとることにした。租稅徵收減免並に猶豫の爲めに欠陷五千萬圓、募債中止による缺損三千萬圓計一億一千萬圓の歲入減を見る實情であつた。併し此の全額を經費の節減及び事業の繰延に依つて補塡することは結局不可能であつた。復興豫算については內務省都市計畫局及び東京市橫濱市の「防火防震設備を完備せる」大都市計畫は十五億圓を要し、大藏省の同意を得ず、「帝國財政の現狀及び將來」を考慮し、「復興院の計畫は全般の施設を通じ實質を主として外觀を從とし專ら市民の實際生活に適應せんことを以て根據とし、國力と民度とに顧み其の負擔に堪え得る程度に於いて縮少して貰ひたい」希望を有してゐた。結局閣議の決定を經た復興豫算案は大正十二年度以降七箇年繼續事業總額約七億三百萬圓であつた。臨時議會に於いて政友會は一億三千五百萬圓の大削減を加へ、根本的改造を主張する修正案を出したため山本內閣もこれに屈從せざるを得なかつた。中央財政だけでなく、地方財政の整理緊縮が企てられ一般に既定計劃の整理縮少を爲して財政の建直しが努力された。一面對獨宣戰前英國政府の處置に倣つて「私法上の金錢債務の支拂延期と手形等の權利保存行爲の期間延長」の二項より成る約一ヶ月のモラトリアム(支拂猶豫令)を發布して一般經濟界の安定を維持した。然しながら一般金融界は、當時既に歐洲大戰中生產機關に巨額の投資が爲され戰爭終熄とともに需要も減退し、歐洲生產の復活のため大正九年の恐慌等を生ずるほどの大打擊を蒙むつてゐたので

ある。投下した資本は利潤の上らぬ儘に固定化してゐた。而も民間の事業も收益の上らぬままに現狀維持をやり、配當其他の諸決濟の爲めの借金を加へ、銀行家も貸出先の整理を行ひ得ず貸出七八割も固定化し、政府も亦時宜に適せぬ不急事業を繼續して資本を固定せしめた。震災前日即ち八月末迄に、輸入超過四億五千萬圓、預金合計四十五億餘なのに貸出合計五十一億圓(全國交換所組合銀行の勘定)、日銀の兌換券の制限外發行も一億八千圓餘であつた。かかる狀態のまま震災の大打撃をうけたので貸出先の破綻、擔保物件の滅失、預金取付のため銀行は致命的影響をうけたのである。正金、臺灣、興業、勸業、三菱、住友等の運動となり、モラトリアム勅令の發布を見、更に日本銀行損害の政府補償、日本銀行擔保貸出の擴張等によつて、資金流通の道をはかるに至つた。日本興業等の手を經て、大小の工業家への融資等もなされたのである。けれども保險に就いては東京府神奈川縣の總契約高三十四億と推定し損失七割とせば二十三億八千萬圓の損害額である。震害は保險契約から排除されてはゐるが各政黨をはじめ輿論起り、殊に東京市會は「全額拂戻」の猛運動を起し「火災保險の支拂に關し、市民は保險協會又は會社へ請求して氣勢を添へられ度き」旨の宣傳の掲示をかかげたりした。保險官營論へ起つたが結局一割の見舞金の支出並に政府の保險會社に對する貸付が政府並に關東關西保險業者の合意のもとになされることになつた。而も臨時議會に於いて、政友會憲政會等は火災保險金貸付案を審議未了にしたので、一割提供も中止の破目に陷り、銀行工業等資本家救濟に於ける程度に中小資本家たる罹災者の救助は可能ではなかつた。これ等の他國內取引、貿易、運輸、倉庫、一般商品生産に對する震災の打撃は、凡そ百五十乃至二百億の富の損滅の外に加算されなければならない。約言すれば高橋龜吉氏の指摘せる如く(明治大正産業發達史)事業界の整理の不逆捗のところに大正十二年の關東大震災の打撃が累加し終に昭和二年春の金融大恐慌と云ふ形に於いて、その顯現・爆發を異樣に刺激した一面を否定し得ないけれども大體に於いては破綻を暴露したと言へるものであつて、大震災は要するに産業合理化途上に重大な影響を及ぼせる突發的天災であつた。政治上の影響はその中樞組織の混亂せしめられた點に盡きると思ふ。唯だ勞働問題に於ては失業勞働者(警視廳調査七萬八千、總同盟調査三萬三千)智識階級の失業小商人、婦人失業勞働者等に就いては組合、職業紹介所等の勞力または建議等の外政府の施設として見るべきものがなかつた。總同盟の罹災者救護委員會の活動、各種失業者の職業紹介、內外からの救護義金募集の外、常任委員、執行委員から成る協議委員會にて失業防止(官公營事業には絕對防止)失業救濟(復興事業促進並にこれに勞働組合參加、工場勞働者職業紹介所設置、失業保險の實施、震災による失業者手當制定、失業救濟委員會設置並にこれに勞働組合參加、等)社會施設(勞働者住宅及び合宿所設置、勞働者本位の公設質屋設置)等を主張した。反之「知識階級、職業婦人、小商人等の失業は彼等の間に團結の力の皆無であつたことと平常他の一般勞働者と何等選ぶ事なき一種の勞働者階級であると云ふ階級意識が彼等に全く皆無であつたことに原因し最も悲慘な失業狀態を齎らした」と「大震災經濟史」は指摘してゐる。政府及び市當局の失業對策は專ら中央、地方職業紹介所によつて行はれた程度にとどまり、救濟事業の最末端に位せるの觀を否定し得ない。殊に大杉榮夫妻等の甘粕大尉による謀殺、龜戸に於ける平澤氏等勞働組合員の殺害、その他勞働運動者等の壓迫事件、朝鮮人問題等は反動的テロリズムの暴擧であつて、震災史の一大汚點であると謂へる。朝鮮人問題は橫濱市貯藏してあつた那覇物爆發物貯藏庫の爆發及び市內各商店に於ける爆發物は火災に伴つて爆發し、恰も巨彈を放つが如く時に空中に炸裂し殆んど戰場と異ることなく」と敍してゐるのに見ても、無稽の流說に發端せる不祥事であつたと推測される。此等の諸事件が急進運動を異樣に刺激した一面を否定し得ないけれども大體に於いては山川氏の立論、總同盟の宣言等に於いて表示されてゐるように理論的偏倚から現實的傾向に轉向し大衆的團結へ向つた。殊に國際勞働運動に於いて第三インタナショナルの救援は拒否されたけれども、第二インタナショナルの歐洲數百萬の組合員または米國A・F・Lの救援運動によりこれとの公的の連絡交涉の發生したことは特筆に値する。**參考書** 改造社編、大正大震火災誌。時事新報社編、大震災經濟史。等(佐々弘雄)

カント派哲學 (Kantianism. Kantismus. Kantianismus. Kantisme) カントの流れを汲む哲學。(一) ラインホールト(Reinhold, 1758—1823)、マイモン(Maimon, 1754—1800)、ベック(Beck, 1761—1842)——これらの人達は通例、半カント派(Halb-Kantianer)と言はれてゐる——等の哲學。(二) シルレル、フイヒテ、シエリング、ヘーゲル、シュライエルマツヘル、ショーペンハウエル、ヘルバルト——これらの人人の哲學も、意味や程度はそれぞれに多少異なつてはゐるが、一般にこの名をもつて呼ばれうる。(三) リープマンの「カントに歸れ」を先頭に、十九世紀の後半から現代にかけて、さまざまの方向からカントの眞精神を生かさうとしてゐる諸哲學をわれわれは特に新カント派(Neo-Kantianer)と呼んでゐる。**參考書** 桑木嚴翼、カントと現代の哲學。田邊元、カントの目的論。岩波版カント著作集(既刊、純粹理性批判上卷、實踐理性批判、プロレゴーメナ、道德哲學原論、道德哲學、論理學、自然哲學原理、一般歷史考其の他)。Paulsen, Kant. Simmel, Kant. Cassirer, Kants Leben u. Lehre. Rickert, Kant. (谷川徹三)

廣東政府 廣東政府の起りは段內閣の際に對獨宣戰から議會と衝突し、國會は解散されたので、議員の一部は廣東に集まり、南方諸省も相聯合して獨立を宣言し、國會解散

反對、約法擁護を標榜し、北京政府に對抗して廣東に軍政府が造られ、非常國會を召集して全く南北分立するに至つたことにある。時に大正六年八月である。かくて軍政府は孫文を大元帥に唐繼堯、陸榮廷を元帥に選出し、各部總長を任命して一通りの形式を整へた。然るに其の後南方派內訌が起り廣西派の陸榮廷を中心とする軍閥團と孫文の民黨一派とは衝突し、軍閥團は新たに護法各省聯合會議を造つて北京政府に對抗し、軍政府は有名無實となり、軍政府は大元帥を廢して政務總裁七名の合議制とし、孫文は同志と共に日本に去つた。時に民國七年の始めである。非常國會內では孫派は反對の政學會のため壓迫された。翌八年には上海に南北和平會議が開かれたが失敗した。其の後南方に於ける國民黨と政學會との抗爭は繼續し、遂に千戈に訴ふるに至り國民黨議員悉く退はれて上海に去り、政務總裁の大部も去つた。然るに大正九年に至り孫派の陳炯明は廣西派を追ふて廣東を恢復し、孫文は七年五月二十七日廣東軍政府を廣西派に奪取されてより二年三ヶ月の後再び廣東に復歸した。かくて孫文派は大總統となり反對派を驅逐し多年の政敵廣西の陸榮廷と戰ふて之を追ふた。然るに孫文と陳炯明との間に不和を來し、十一年六月十六日夜、陳は廣東のクーデターを行ひ、孫文は辛じて身を以て逃れ、孫派議員も全部驅逐された。然るに孫派は間もなく勢力を恢復して廣東を占領し、大元帥府を設け、十二年の勞頭堂々たる新宣言と綱領を發表した。其の後廣東政府は國民革命の中心機關となつたが、孫文の死後、十四年九月大元帥を廢して政府を委員制に改め、次で北伐成功して武漢其の手に入るや大正十五年十一月十一日廣東政府は武昌に移轉するに決した。**參考書** 波多野乾一、現代支那。(長野朗)

觀念 (Idea. Idee. Idée) 普通には我々の意識內容のうち比較的に統一性及び固定性を有する感覺の綜合、表象を指す。ロック、バークレーなどは觀念といふ語をこの意味で用ゐてゐる。しかるにこの語はもとギリシア語の ἰδέα より由來したものであり、これはまた εἶδος と同義で、本來は形態或は形相を意味した。それは主觀的な意識內容ではなく、却つて事物の客觀的な本質または實踐の規範となるべき目的である。觀念がこのやうな意味に使はれるとき、それは特に「理念」といふ言葉で現はされることがある。プラトンに從へば觀念は日體に於いて存在するもの、事物の永遠なる原型である。それは普遍的なものであつて、現實の個物はこのものを分有することによつてでなくされ得る。カントによれば理念は存在でなくして却つて當爲である。それは先驗的な理性概念であつて、我々の活動を絕えず統制するところの必然的なる原理であり、我々はそれに限りなく接近し得るけれども決して到達することなき無限なる課題である。ヘーゲルはかかる當爲としての理念の思想に反對して、再びそれを存在として解した。理念は彼にとつてもとより單なる心理的事實でなく、また主觀から獨立に存在する實體でもなく却つて最も具體的な、動的なる存在そのものである。ただ理念のみが眞實に在る。個人精神もこのものの一象面に過ぎず、自然と雖も他在にほかならない。それはその發展の過程に於いて一切のもののうちに自己を顯現するところの世界理性である。觀念は自己の根源に限りなく還りゆくことによつて認識及び存在を基礎付けてゆくところの方法として規定されてゐる。(三木清)

觀念論 (Idealismus. Idéalisme.) 經驗から獨立に存在する實在を否定し、存在するものは經驗を成立せしめる我々の精神に於ける觀念のみであり、經驗的認識はこのものの結合にほかならぬと考へる立場である。觀念論の代表者として擧げられるのはバークレイである。彼は比較的に統一性及び固定性を有する感覺の綜合、表象を指すことであると說いた。かく個人の精神に存する觀念のみを認める點から、このバークレイ流の觀念論は主觀的觀念論と稱せられる。しかるに若し物が存在するとは知覺されることにとどまるといふ考を徹底するならば、他人の精神も一種の精神も觀念にとどまるべく、ただ我の精神のみ實在するといふ說に窮極しなければならぬ。これを獨我論(Solipsismus)といふ。客觀的觀念說といはれるのは、經驗は觀念を內容として成立するも、その觀念の統一及び相互の組織が個人精神に限局せられざる、超個人的、普遍的なる意識一般に固有なる先驗的形式によるために客觀性を有すると主張する立場であつて、カントがこれを代表してゐる。カントは經驗が實在の模寫でなく、却つて超個人的な主觀の綜合統一によつて成立することを說く。形而上學的觀念論の典型をなすものはプラトンのイデヤ說である。イデヤは自體に於て存在するもの、卽ち主觀から獨立に、心の外にそれ自身として存在するものである。從つてプラトンの哲學は認識論的には觀念論でなくして實在論である。これに對してカントの觀念論は、認識論的または批判的觀念論と呼ばれる。認識論的觀念論の根本をなすものは觀念の雙幽である。それは、主觀なくして客觀はない、如何なるものも意識の內容として與へられ、意識を超越したものは認識することが出來ない、と考へる。絕對的觀念論はかかる認識論的觀念論とプラトン流の觀念論的實在論との統一を目標にしてゐると見做され得る。絕對的觀念論は觀念をもつて活動する主觀と解し、これが最も現實的なものであり、物はこの最も具體的な精神の契機若くは現象であるに過ぎぬと說く。フイヒテによれば、外界は絕對的自我の產物であつて、自我の無限なる活動の自己制限として措定される。ヘーゲルは自然をもつて絕對精神の自己疎外にほかならぬと考へた。(三木清)

カンパネラ (Campanella, Thomas 1568—1639) 文藝復興期に於けるイタリーの自然哲學者。一五六八年イタリーのカラブリアに生れ、一六三九年フランスのパリに死す。一五九六年その著「感覺にて論證された哲學」が教會

のアリストテレス派の反感を買ひ、二十七年間獄舍に投ぜられた。一六二六年赦されてローマに移り、一六三四年フランスのパリに赴き、フランス王室の優遇の下に晩年を送り、一六三九年病歿した。彼はイタリー自然哲學の祖とも言ふべきテレシウス (B. Telesius 1508—1588) の說を祖述し、獨自の自然哲學を樹立した。彼はスコラ哲學の自然を超自然的なる神より說明するのを排し、自然を生ける神の啓示なりと解して、自然認識の根柢を感覺と經驗にをき、主我的認識理論に到達した。彼は人間を小宇宙とし、大宇宙との結合を論じて廣大なる哲學體系を立て、また哲學はよりよき新らしき社會組織を生ずべきであると云ふ考へから「太陽の都」を書いて理性政治を讃美し、世俗的生活と宗教的生活とをこれに依つて合體せしむることを說いた。彼は教會の立場からアリストテレスを排斥して、アリストテレスの實在論に依據するスコラ哲學の忌諱にふれたが、彼の理性政治は卽ち法王政治に外ならなかつた。彼は博識多才、その著述は自然科學、歷史、政治論、詩論、戲曲等甚だ廣汎に亙つてゐる。**主著** 感覺にて論證せられた哲學。實在哲學四卷（「太陽の都」はこの第三部にあたる）である。（河野密）

韓非子 「韓非是韓國的公子、與李斯同受學於荀卿。當時韓國削弱、韓非發憤著、攻擊當時政府」「所養非所用、所用非所養」と謂ひ韓國興起の爲め、雜勢、問辯、定法、詭使、六反、五蠹、顯學等の諸篇を著はした。韓王用ゐず、國力不振、秦始皇韓非の書を讀み之を恐れ韓を攻むるに際し、韓王の使者として入秦して秦王を說いたが、李斯、姚賈の讒言の爲め下獄、李斯の送れる藥を仰いで自殺す。西曆前二三三年。漢書藝文志に載する韓非子五十五篇、皆今日に傳はる。前述の七篇がその中心學說である。彼は申木宮、商鞅の法術を兼ね法家の大成者と謂はれるが、孔、孟の亞流荀子が性惡說を執つて禮を重じたのを繼承し、老子に造詣深く喩老、解老の二篇を現はしてゐるので、儒道の兩思想を兼備してゐたとも謂はれる。性惡說に出發し、法治論を主張し、商子と共に重刑主義をとるが、その施行に當つて治者は無爲自然、其の心を虛明にして爲す可しとする。法術とは此の意味である。參驗と稱し、實證主義をとり、實用と稱して、功利主義を立て、國家經濟の根源と爲したのである。そして政治の極致を無爲にして化する社會狀態の理想にあると謂ふので黃老の影響大と謂はれる。喩老、解老、大體、說疑諸篇で智術を否定し主靜自ら治ると論ずるのは一面治者の治政方法を說いたと共にこの理想境を指示したものである。唯だ此の理想は理念的のもので、現實社會に對しては司馬遷の所謂「慘礉恩少」なきその立場は法治、實用に終始せるものである。「古人極於德、中世逐於智、當今爭於力」（通權）「以輕罪、爲民道也、非亂國也、則設民陷也、此則別謂傷民矣」（重刑）と云へるがその根本學說の一斑であつて、虛無に對しては「所以貴無思爲虛者、謂共意無所制也。夫無術者、故以無爲無思爲虛也。夫故以無爲無思爲虛者其意常不忘虛 是制於爲虛也。虛者謂共意無所制也。今制於爲虛、是不虛也」と謂つてゐる。胡適が法的觀念小史なりとして、第一種に不變の法、(天經の意)、第二種に「火必熱」「員無直」等經驗所得の齊俗之法、第三種の刑賞的法律、第四種に「平準之法」と四段の變遷を說き法家並に韓非子は第三種の「治衆之法」を主張すと論ずるは妥當である。主道に「道者萬物之始、是非の紀也」「虛靜以闇見疵」と云ふは道、虛靜と謂ふも結局治衆の法、臣下統率の方法に歸着するからである。「用法之相忍、而棄仁之相憐也」と云ふのがその立場である。故に法は上下に適用される。「法者、憲令著於官府、刑罰必於民心、賞存乎愼法、而罰加乎姦令者也」「法不阿貴繩不撓曲、法之所加智者弗能辭、勇者弗敢爭刑過不避大臣、賞善不遺匹夫、故矯上之失、詰下之邪、治亂決謬、絀羨齊非」と。**參考書** 胡適、中國哲學史大綱卷上。渡邊秀方、支那哲學史概論 宇野哲人、支那哲學史講話。土尾風洲、韓非子鈔註等。（佐々弘雄）

カムプマイエル (Kampffmeyer, Paul) ドイツの社會主義者にして著述家。社會民主黨員。**主著** Die Entwicklung des Kapitalismus in Deutschland. Die Hausindustrie in Deutschland 等。（石濱知行）

ガンベツタ (Gambetta, Léon 1838—1882) フランスの政治家。一八三八年カホールに生る。パリに出て法律を學び、急進思想家を翕合しナポレオン三世の專制政治と鬪ふ。一八六九年國會議員となる。翌年プロシアとの宣戰問題起るや、その討議に非戰論を唱へ一時輿論の非難を受けたが、開戰と同時に國防の爲めに努力し、ナポレオン三世廢せられ共和政府成るに及んではその閣員（內相と陸相とを兼ね）となりパリの防備に盡力す。パリ包圍せらるるや巧みに他に逃れ、更に軍を率ゐてプロシア軍の擊退に當らんとした。併しプロシア軍擊退は終に成功を見ることが出來なかつた。彼は斯くもフランス共和國の防禦のためには努力したが、決してパリ・コムミユーンの味方ではなかつた。其の後併し彼は保守的勢力とも亦鬪つて來た。一八七九年、共和黨を率ゐて下院議長となり、一八八一年には自ら首班として內閣を組織した。權勢の地位を去つて間もなく翌一八八二年拳銃の傷が因となつて死去す。（小岩井淨）

ガンボン (Gambon, Claude-Ferdinand 1820—1887) フランスの社會主義者。一八二〇年三月ブールジュ市に生る。初め辯護士を業とし後判事となる。勸むること僅かに二年、一八四八年共和制となるや直ちに之を支持する事を聲明し、その年ニエーヴル州から選出されて國會議員となる。一八四九年流刑に處せらる。大赦によつてフランスに歸るや一八七一年立候補し、再び國會議員に選出さる。間もなくパリ・コムミユーンの起るに及び之に參加し三月廿六日には選ばれてその委員の一人となる。コムミユーンがヴエルサイユ軍のために攻擊されつゝに壞滅するに到つてスウイスのローザンヌ市に亡命した。彼は死刑の宣告を受けたが、大赦の後再びフランスに歸國した。一八八二年又國會議員に選ばれた。一八八五年常備軍廢止案を議會に提出した。議會に於いては彼は社會主義者の列に加つてゐた。**主著** La Revanche. La Dernière Révolution.（小岩井淨）

干友仁 陝西三原の人。舊同盟會のメンバーである。前淸の擧人出身。日英に留學。光緖末年上海に歸つて共和革命の宣傳に從ふ。民立報に發表される彼の文章は當時非常に有名なものであつた。南京臨時政府なるや交通次長となる。一九一七年陝西に歸り、陝西靖國軍を組織し佁維峻、胡景翼等を率ゐて時の督軍陳樹藩を追はんと苦戰したが、胡の背反で失敗し再び上海に去り、爾後あまり表面に出でず。國民黨の改組に當つて中央執行委員となり、現在に及ぶ。一九二五年北京に入り許世英內閣の內務總長となる。國民軍の退出後これと行を共にして綏遠に赴く。後武漢政府の政府委員として漢口に活動し、兩政府統一後は南京に移り、依然政府委員として在り、一面馮玉祥派の一勢力として認められて居る。人格者として人望あり。歲四十八。（鈴江言一）

官吏制度 (Civil Service. Beamtentum. Fonctionnaire) 官吏制度の發生は近代國家の起源と同じであると見て差支ない。中世の領土的國家及び等族社會に於ては、君侯の役吏がその主君に對して有してゐた關係は私的契約に基けるものであつて、その內容を規定したものは權力的若しくは服從的關係であつた。近代國家の概念の發達と共に君侯の私臣が公法上の契約に基く所の國家の官吏となり、その內容はその個人の人格及び勤務能力に依つて齎らされる誠實關係である。從つて近代國家に於ては、その時代の遲速、その態樣の相違はあるが、何れも一定の公法的規定によつて官吏の權利義務は定められるやうになつたのである。その一例として、一七九四年のプロシアの普通法が擧げられるが、その第二篇第十章に「國家官吏の權利義務」なる一連の規定がある。これが後に獨逸の各邦に及び、十九世紀に至つて獨逸帝國の成立と共に、一八七三年の「帝國聯邦官吏法」となつたのである。最近に於いて、革命後は獨り聯邦の官吏のみならず各邦、自治體及びその他の公共團體の吏員をも統一的に規定する新たな官吏法が一九一九年に制定され、その規定の內容に於いては多くの改正と擴張とが行はれたのは云ふまでもないが、その輪廓は既存のものに負ふてゐるのである。卽ち官吏制度は憲政上の變革にも拘はらず進化的な發展を遂げてゐると見られ得る。他の諸國に於いても、形式上は獨逸の如き統一法に缺くる所があつても、その實質に於て或は個々の法規に於いて官吏制度は一箇の公法上の存在となつてゐる。英國に於いては、一七〇一年の踐祚令 (Act of Settlement) に於いて裁判官の地位が保障せられ、一七八二年のバークの行政改革案に於いて一般官吏は從來全く國王若くは權力者流の情實推薦の下に在つたのが改められ、やがて十九世紀の中葉に於いて、マコーレー、トレヴエリアン及びグラツドストーンの行政職改革によつて今日の體制を具ふるに至つた。佛國に於いても、アンシアン・レジーム時代に於いて今日の官吏制度の端を發し、ナポレオンの執政の下に官吏の任用や俸給に就ての制度が確立した。爾來官吏に關する統一法規の制定に關する提議は幾度か爲されたが、諸種の事情に妨げられてその實現を見てゐないが、個々の法規によつて官吏制度の法制は完全に備つてゐる。我國の場合に於いても、明治二年の官制改革によつて、名は大寶の古制に則つたがその實は歐米諸國の例を模したものである。十五年には服務規律を設け、十八年には官紀五章、十九年には各省官制通則を發布し、更に二十年には文官試驗規則を制定し、やがて三十二年に至つて文官任用令を完成した。その他多くの個別的法令によつて官吏の任用、昇進、俸給、服務規律等を規定した。行政法上官吏に關する規定は、未だ統一法こそ無いが先づ完備してゐると言つてよい。官吏制度の理論的概念に就ては、直接法規の規定する所ではないが學問上略ぼその概念は定まつてゐる。國家に對して一定の公法上の契約關係によつて勤務する者を指稱するのである。從つて、假令國家の經營する事務又は企業に從事する者と雖もその雇傭契約が純然たる私法上の關係に基く者は之を官吏とは言はない。之等は通常從業員と謂はれてゐる。また假令國家と一定の公法上の契約關係によつてその役務に從事する者であつても、一定の官職の遂行に當らざる者、例へば軍人、軍屬、小學校教員の如きは純然たる官吏ではない。その他官吏の性質として、一定の有限なる期間を限つて就職せず原則として特別の規定なき限り終身たること、一定の俸給の支給を受け生活を保障せられること、或は一定の公の義務を負ふと云ふやうな事項が擧げられるが、是等は必ずしも官吏の本質的要件を爲すものではない。斯くの如く官吏制度の概念を定むるとしても、その實益があるかどうかは一箇の疑問である。官吏制度を廣く解釋し、國家の事務又は企業に從事する官吏並に從業員を含めて之を官吏制度と總稱し、その政治的、經濟的及び社會的機能を考察することが今日では寧ろ實益あることではないかと思はれる。これは近代國家の性質が最近に於いて再び轉化を遂げつつあることと相互に因果關係ある事柄である。從つて官吏のみに特別の性質を認め、國家の從業員を會社の從業員と同一視するのは、今日では寧ろ機械的な區別となりつつある。現代の國家概念を妥當に定むることによつて、國家と一定の勤務關係を有する者の範圍又は種類を適當に定め得るであらう。要は現代國家の職能と官吏制度との關係が缺く可らざる重要性を有することを認識すれば足る。**參考書** 星一、官吏學（大正七年）。美濃部達吉、日本行政法〔總論〕（大正八年）。F. Wolfstieg, Das Beamtenreichsrecht nach Inkrafttreten der Reichsverfassung, 1921. H. Preuss, Deutsche städtische Amtsrecht in Preussen, 1902. H. Finer, Britisch Civil Service, 1927.

A. Lefas, L'état et les fonctionnaires, 1913. (蠟山政道)

官僚軍閥 區切りのはつきりせぬ漠然たる言葉ではあるが、政治上では政黨に對立し之を非とする思想的立場に立つ一團の勢力を指稱することになつて居る。要するに閥族的寡頭政治から純然たる政黨政治に移るまでの過渡期の產物と觀ていい。之を我國の沿革に照して考へると、維新早々の政界に於ては、纏つた一團の政治的勢力としては所謂薩長藩閥の外にはなかつた。百姓町人は全然政治的自覺を缺き、士族階級といへども概して云へば政府に對立して團結するの考はない。偶々あつても封建の餘習たる割據的精神に妨げられて團結の實を擧げ得なかつた。征韓論を機として爲政階級が分裂しても、野に下つた者は遂に一團の勢力に纏ることにはならなかつた。從つて廟堂に殘つた者も、相手がない所から自然團體的勢力としての自覺は乏しかつたと云へる。而して彼等が此意味に於ての自家の勢力をはつきりと自覺したのは、西南戰爭後板垣の自由民權運動に刺戟されてからの事であらう。其後士族の有識階級に地方の豪紳を加へて自由黨・改進黨等の政治運動が起り、之に對立して藩閥は益々壘を堅うしてその侵攻に備へたのであつた。斯くして我國の政界は漸く藩閥對政黨の對立となる。斯の形勢は日清戰爭の頃まで續いた。日清戰後に於ては政黨の發達にも目覺しいものがあるが、藩閥の側に著大な變遷のあつたことを看過し得ない。一は閥族政治の門戶解放である。政務の複雜は結局廣く人材を天下に求めねばならないことになる。夫れに割據的精神の漸く薄らいで來たと云ふ事情もこの勢を助けた。その結果此階級は最早藩閥と云ふ名を以て呼ぶには不適當なものとなつた、乃ち之に代つて官僚と云ふ名が用ゐられることになる。次には軍閥の擡頭だ。戰爭は軍人の階級を政治的隸屬の地位より解放した。陸海軍大臣は武官に限るとの制度も軍人の政治的地位を確然たらしめ、漠然ながら軍閥なる特殊階級を成立せしむるに與つて力があつた。如上の事情からして日清戰後は、政黨の勢力に對立するものとしては藩閥に代つて新たに官僚軍閥と云ふものが現れたのである。沿革上またその思想上藩閥の系統を承繼するものなるは申すまでもない。而して官僚軍閥の政治的勢力は大正の末期に至つて著しき減退を見たが、而も仍ほ時に政界低氣壓の源泉となり、意外の風雲を捲き起すだけの惰勢的威力を喪つては居ない。

(吉野作造)

官僚政治 (Bureaucracy. Burokratie. Bureaucratie) 官僚政治の概念には狹義及び廣義の二種がある。狹義の官僚政治とは、君主國に於て行政組織が君主に隷屬し、その方針に從ひ君主に對してのみ責任を負ふ政治を謂ふ。故に歷史的、一回的の政治樣式を指す。反之、廣義の官僚政治とは時代的差別と制度の推移とに關せず政治組織の中樞部が專制的・集權的に行ふ政治を謂ひ、普遍的・形式的な概念構成である。前者がその時代、組織、樣式に就いて、具體的・個別的な內容をもつに反し、後者は單に政治の諸組織、諸樣式に就いての抽象的形式を謂ふ。故に具體的用語法としては前者を意味し後者は形容詞句的（官僚政治的）と解する。(一) 狹義。「君主的警察國家時代にては國家に於て行政的機能は政治と分離し、政治家とは、行政的機能のための技術的補助機關、即ち役人、下僚及び大臣等の一群のものの中樞機關としての君主を請ふ。君主は君主の自己目的をもつ存在となり來る所の官廳の手をかりて統治を行ふのである。此點にこそ此の組織の官僚政治としての特徵を觀取し得る。即ち官僚政治には政治家・指導的爲政者は存在せず、たかだか行政官や事務長官があるのみで、これ等は最後の責任を負擔する政治的中央監督機關の指令に從つて執行機關として活動するに過ぎない。」(Waldecker)。官僚政治の純粹なる形態はこの專制的君主國に於て見出し得る。併し立憲君主政體も謂はば半官僚政治である。即ち民權の伸張につれ立憲政治が施行せられ、官僚組織の首腦部として內閣制度が發生し、これは君主及國民代表に對し責任をもつ二重的地位に立つ。英國の責任內閣制がその典型で、大陸に於ける該制度は舊來の純粹な官僚政治型に近く、議會に對する責任は裝飾的分子 (Dekorationsstück) が多かつた。日本でも憲法上及び政治上天皇に對する輔弼の責任のみと解する官僚主義は憲法制定後憲政擁護運動以前まで優勢であり、其後は一部反動思想を除けば自由主義的立場が通說となれること明瞭で吾人の所謂半官僚政治、內閣の二重的地位の時代となつた。立憲君主政體は君主專制政治に對する憲法上政治上の保證が存在し民意が政治に反映し純然たる官僚政治の發生を防止する。此兩個の場合は純粹と不純粹との差はあつても等しく歷史的用語に於ける官僚政治と謂ひ得る。(二) 廣義。ホイスが「官僚政治とは官廳 (Bureau) が支配的である所の國家生活の狀態」即ち「事實上または想象上官吏團體、官廳に國家の根本的權力が存在すること」を謂ひ、「法律・政治的構成がどうであるかは問題でない」と論じてゐるのがこれに當る。メルチオール・パリイ (Melchior Palyi) がボルシエヴイキが舊官僚組織の代りに一時地方委員會の興起を促し、後再び新しき中央集權を齎らしたことを說いてゐるが、ラッセルはこの點に官僚政治 (廣義の) の再生を指摘する。ポール・ダーグラス (Paul Douglas) もコレクテイヴイズムに於ける官僚政治の可能を論じ、ゼロック (Hilaire Belloc) の理論等を例證してゐる。國家以外の社會的團體內の官僚政治的傾向はトラスト・カルテル內部の機構、金融寡頭政治または勞働組合內の幹部主義等を擧げ得る。 **參考書** Merriam, Burnes, Political Theories, B. IV. Handbuch der Politik, V. T. Hensa, Politik. G. Jellinek, Allgemeine Staatslehre. M. Bloock, Petit Dictionnaire Politique et Social. (佐々弘雄)

キ

ギールケ (Gierke, Otto 1841—1921) オットー・ギールケは近代に於ける一大歷史派法學者であり、ゲルマン法の大家である。彼はブレスロー大學 (1871—1884) ハイデルベルヒ大學 (1884—1887) ベルリン大學 (1887—1921) の教授として民法學を講義しつつ學問に奉仕すること實に五十年、その發表した研究は一萬頁に達してゐる。ギールケが其の學的生涯を通じて抗爭した點は法律學に於ける抽象的個人主義と形式的概念主義とである。彼は個人主義に對して團體主義を提唱し、形式的概念論に代へるに實質的實證理論を以てした。然し彼の法人論にしろ團體實在論にしろ社會法論にしろ各種の組合的團體論にしろ總ての理論は其の研究の中心的對象である團體論に基いてゐる。即ち彼の學問の中心點は團體法論である。ギールケの團體法論はゲルマン法の團體の研究によつて把握した團體構造論である。彼の團體法論は法學のために一つの新しき世界であり、團體主義的法學の樹立のために缺く可からざる方法論的基礎觀念である。"全體內に於ける團體の單一性と成員の數多性との組織的結合" が團體法論の指導概念であると共に又彼の全法學的研究のプログラムでもある。 **主著** Das deutsches Genossenschaftsrecht, 4 Bde. Die Genossenschaftstheorie. Deutsches Privatrecht, 3 Bde. Johannes Althusius. (石田文次郎)

キエンタール會議 (Kienthal Conference. Kienthaler Konferenz. K. Conférence) 世界大戰に反對したる諸國社會黨少數派たる「チンメルワルド派」が一九一六年四月スウイスのキエンタールに開いた國際會議。チンメルワルド會議の項を見よ。(田中九一)

歸化 (Naturalization. Naturalisation. Naturalisation.)

歸化の法律上の意義は、外國人がある國家の國民的資格または市民權を獲得することを意味する。その成立要件としては、當該國家及び本人の承諾が必須的である。併し以前に歸屬せる國家の承認は必ずしもこれを必要としない。以前の權利を國民に拒否したり、または特定の場合には達成し得られないような條件を附して許容するにとどまることは有りがちである。然し國籍は原則上一つに限るが、同一個人に就いて二個の國家が國籍の存在を主張することがあるわけである。これは、(一) には、歸化が國籍喪失許可を待たずして許容される場合に生ずるが、これの場合だけではなく、(二) には、法制上、一方に封建的法律によつては、その土地に於ける出生を以て國籍決定の要件とするもの (Jus soli) がある (英國及び北米合衆國の如し) と共に他方には、羅馬法の原則を採用する國では父の國民性をその決定要件とするもの (Jus sanguinis) があることにも起因するのである。此の爭點は條約上特定の定めなき場合には實際上の目的のために次の如き諒解に依つて解決されるのが通例である。即ち、A國家は國民がB國家の領土內に事實に居住してをり、且つB國家が何等かの名目上 (jus soli, Jus sanguinis の執れによるかを問はず) 自國の國民としてその國籍を與へんと欲し、或は逆に絕する場合には、これに對し抗議を爲さぬと云ふ一般的慣習によるのである。英米獨佛日等に於ける實際上の國籍問題も參考に價する。これ等は國際私法上の法律問題としても意義あるばかりではなく、同時に、移民政策、植民問題と關連し、且又民族問題その他一般的に政治上の國際關係の問題としても意義がある。 **參考書** Bouvier's Law Dictionary. Encyclopaedia Britannica. Allegiance, International Law. Bar, Private International Law. Hansard, Laws relating to Aliens. Cutler, Law of Naturalization. Cockburn, Nationality. Cogordan, Nationalité. Hoffter, Europäische Völkerrecht. Hall, Foreign Jurisdiction of the British Crown. Westlake, International Law. (佐々弘雄)

機械 (Maschinerie. Machine. Machine) 人類は、直立することにより手を步行以外に自由に使用し得ることによつて、動物と異なる文化をなすことを得た。自由なる手はその手をもつて作つた道具を使用して、そこに人類の經濟的發達の可能を實現し得たのである。道具の發達は人類の經濟的發展の根本をなした。ところが第十八世紀に至つて機械が發明せられて、そこに所謂產業革命がおこり、人類の經濟的發展は飛躍的な躍進を遂げた。道具と機械とは、しからば、如何なる點に於いて異なるか。數學者や機械學者は、道具は單純なる機械であり、機械は複雜なる道具であると言ひ、兩者間に何等本質的の區別を認めざるがごとくである。またある學者は、動力が人間である時にこれを道具と稱し、動力が人間力以外のものである時にこれを機械と稱してゐる。かかる道具と機械との區別論は、未だ充分に兩者の差異を認識してゐない。機械は本質的に異なる三個の部分より成つてゐる。動力を作り出す運轉機 (Bewegungsmachine) 運動を調節し、運動を傳達し、運動の方向を變更する傳導機 (Transmissions Mechanismus) 及び以上の兩機構によつて作業する作業機 (Werkzeugmaschine oder Arbeitsmaschine) がそれである。第十八世紀の產業革命の出發點となつたところのものは、實にこの作業機の部分である。この作業機は、しかし、よく觀察するときは、大體に於いて手工業者または工場手工業者の使用した道具が形態を變じたかまたはより複雜化したものである。しからば如何なる點に於いて道具と機械の區別が存するかと言へば、嚴密の意義に於ける道具の多數が人間の手から機構 (Mechanismus) に移され、それらが單一の動力によつて運轉されるとき、そこに機械となるのである。か

くの如き機械の發生及びそれの發達は、それ自身として生産力を高め、勞働時間を短縮し、勞働を容易ならしめる可能性を有してゐる。しかしながら、我々はかくの如き物理的存在としての機械のみを考へ、一定の社會關係内に於ける存在物としての機械の性質を忘却してはならぬ。現在資本主義的社會關係のもとに於いては、機械はまさに前に述べた物理的性質と全く反對の結果をもたらしてゐる。マルクスは言ふ。「そもそも機械なるものは、それ自身として觀察すれば勞働時間を短縮するが、資本家的に使用すれば勞働日を延長する。それ自身としては勞働を容易にするが、資本家的に使用すればその强度を增加する。それ自身としては自然力に對する人間の勝利を意味するが、資本家的に使用すれば人間を自然力の下に隷屬せしめる。それ自身としては生産者の富を增加せしめるが、資本家的に使用すれば生産者を貧窮化せしめる」かくして、經濟學上より機械を觀察するとき、それを一の社會關係のもとに於ける存在として把握しなければならぬ。**參考書** Karl Marx, Das Kapital, Bd. I. Dreizehntes Kapitel.（石濱知行）

議會 (Parliament. Parlement) 議會と云ふ言葉は帝國憲法に於て帝國議會の文字が使用されて以來一般に用ひられる樣になつたけれども、それまでは「國會」と云ふ言葉が用ひられて居つた。外國語のパーリアメントと云ふ語は、佛語のパレー (parler) 卽ち「話す」と云ふと同じ語源を有するもので、互に議論すると云ふことを意味したものの樣である。然し今日では特殊な意味を有するに至つた。(一)政治の議論をする所を意味するのみならず (二)諮問機關でなくて決議機關であり、更に (三)人民の一部又は全部を代表してその政治的意思表示の爲めに設けられた機關であり、(四)國家その他の政治團體の立法作用の運用及び豫算の確定に參與して被治者側の意見を表明するために發達した制度だと云はねばならない。嚴格な意味に於いて現代ロシアのサヴェート (Soviet) やスウイスの數カントンに於けるランデスゲマインデ (Landesgemeinde) などを包含すべきや否や、甚だ不明であるが、廣い意味ではこれらをも含むものと考へねばなるまい。議會制度の起源は明確でない。原始社會の酋長會議や人民會議はその搖籃であつたとも考へられ、ギリシアのブーレー (Bule) やローマのコミシア (Comitia) なども亦その前身だつたと考へられるが、現代立憲國家の有する議會制度は封建制度の下に行はれた等族會議の分化發展に外ならぬものであつた。我國に於いても維新當時の立憲思想家は、我にも議會制度が古くから在つた樣に說いて居るが、これは等族會議や諮問會に屬するものであつた。明治十二年府縣會が開かれて以來と雖も國會論が旺盛になり、立憲政治の布告と同時に議會制度が成立したのであつて、歷史的に見れば議會制度は立憲政治下の一機構として現はれ出でたものと云はねばならぬ。議會に關する學說はプラトンの「法律論」やポリビウスの「ローマ史」などに既に見ることが出來るけれども、代議制度としての議會論は中世末期に於いてマルシリウス (Marsiglio of Padua) やオッカム (William of Occam) の政治論に初めて現はれ出したものである。議會制度については今日二院制 (Bicameral) をよしとされて居るが、現今一院制 (Unicameral) の國家も少くない。例へばユーゴースラビア、フインランド、エストニア、ブルガリア、トルコ、ルクセンブルグなどは一院制である。ノールウエーの議會 (Storting) は一院として選擧された上でその1/4が Lagting を構成し、3/4が Odelsting を作ることになると云ふ特殊な組織を有して居る。議會制度に關する今日の問題としては、(一)代議制度 (Representative System) に對する反對論、卽ち「代表」が不可能なことだと云ふ論がある。この論は「意思の包括的讓渡は不可能なり」とするルソーの說に出發し、直接制度 (Direct Democracy) の主張に基づくものであるが、現今「機能主義」(Functionalism) の政治思想に於けるひとつの論據となつて居り、コールが最も徹底的に其の著、Labour in the Commonwealth の中で論じて居る樣に、各人の一致せる特定の目的の範圍に於いてのみ代表關係は可能で、全社會生活が單一の地域的代表によつて完全に代表される筈はないと云ふことは眞理である。ここに機能代表論と機能分權論が生れて來たのである。次にもつと卑近な問題としては (二)上院改革論がある。英國が一九一一年來實行せる如く、三回以上下院の可決せる議案につき上院の否決權を奪ふと云ふ制度や、新ドイツ共和國上院の如く、協贊權を持たずして單に提案權と拒否權のみを持つが如き、或はアイルランド共和國憲法の如く、下院に於ける豫算の先議權を認むるのみならず、全然上院の豫算審議權を剝奪し、その他の法律案についても、下院通過後一定期日内に審議を了せねばならぬと云つたやうな、上院の權限縮少に向つて居る。要するに現代の社會問題の紛糾につれ議會制度の將來は甚だ悲觀されて居る。何れ選擧法が職能的に改正さるるのみならず、現代既に着々諮問會の形式で實行されつつある經濟會議又は產業議會 (Industrial Parliament) が今日の地緣代表制による議會と併ぶところの地位に立ち、ついでは漸次前者が後者にとつて代るに至るのであろうと考へられる。**參考書** Pollard, Evolution of Parliament, 1920. Zoncker, Parliamentarismus, 1914. Gerloch, Parliament, 1907. Ilbert, Parliament (Home Univ. Libr.). Finer, Representative Government and a Parliament of Industry, 1928. Ford, Representative Government, 1924.（今中次麿）

機械打毀 「資本家と賃勞働者との抗爭は、資本關係それ自身と共に開始せられるものである。此の抗爭は全マニュファクチューア時代を通じて猖獗を極めて居たが、資本の物質的存在樣式たる勞働要具それ自身に對して勞働者が抗爭するようになつたのは、機械の採用以降に屬する現象である。彼等は生產機關の此特殊の形態を以て、資本制生

產方法の物質的基礎なりとし、これに對して反抗するのである。」(マルクス、資本論第一卷第四篇第十三章、機械及び大工業、第五節勞働者と機械との抗爭)。機械の使用は第一に從來の勞働者の如き筋力を有せざる婦人兒童をして勞働に從事せしむる事を可能ならしめた。更に又機械よりする勞働能率增進は從來の生產關係に入つて居た勞働者に無慈悲に作用した。勞働の過剩と勞賃の低下は機械の利用と同時に勞働者の生活を脅威した。而して勞働者は殆んど本能的に新しき機械を自分達の不倶戴天の敵と考へて、之に反抗したのである。十七世紀、十八世紀より十九世紀初めにかけてヨーロツパ及びイギリスに於いてかかる反抗が機械打毀なる直接的强力行動に現はれた例は數多くある。暴民が新しく設置せられた工場を襲つて之を破壞したり、新しく持來らされた機械に火を放つたり、たたき毀したりしたのである。當時彼等には彼等の生活をおびやかす所のものが機械そのものではなくして、機械の資本主義的利用にある事、而してその資本主義的利用の根柢をなす社會形態にあると云ふ事がまだ理解せられて居なかつたのである。（後藤信夫）

機會均等主義 機會均等主義は遲れて支那に出現した米國によつて唱へられた。當時各國は各の支那に政治的經濟的勢力範圍を定め米國をして進入の餘地なからしめた。米國は滿洲の鐵道に失敗し、ここに機會均等門戶開放を叫ばざるを得ざるに至つた。卽ち之によつて列國の勢力圈を打破し、米國資本の進入を容易にせんとした。この政策は各種の場合に於いて現はれて居る。卽ち第一は大正七年七月に米國によつて提出された新財團である。其の中には諸國の現に有つて居る借款優先權を新財團に讓り渡すことと云ふ項目あり、且つ其の範圍は政治借款の外經濟借款にも亘つて居る。卽ち列國の支那に築いた優越權を拋棄せしめた後に歐洲戰によつて膨脹した米國の大資本を投下せんと試みたものである。殊に其の目標は日本の滿洲に於ける鐵道優先權を拋棄せしめんとするにあつたと云はれ、ために日本の新財團參加は滿洲優先權の問題を中心にかなり紛糾したが、遂に妥協點を見出して參加に決した。次には大正八年に米人顧問により提出された支那鐵道の共同管理案である。この案に於いても米國は機會均等門戶開放の主義に基き、列國の關係して居る鐵道の權利を悉く新しい管理機關に提供させ、全支那の鐵道を統一して列國の共同管理とし、米國自ら牛耳を握らんとするにあつた。然しこの計畫は將に成功せんとして失敗した。其の後支那の財政整理の問題が起つた際にも米國は同樣の主張をした。華府會議はこの主義を更に一步進めたものであつて、機會均等、勢力圈打破は判る所に條文となつて現はれて居る。殊に滿洲の門戶開放問題に關しては日本をして滿蒙に於ける鐵道其の他の投資優先權を放棄させ、更に進んで日本の商租權に均霑する權利ありと解明した。實際に於いて列國の勢力圈なるものは次第に崩壞し、米國の機會均等主義が勝利を得つつあるのである。**參考書** 新財團關係文書。東京通信社發行、華府會議の大觀。（長野朗）

機械工業 （範圍及び沿革）機械工業とは造船、車輛、原動機、電氣機械、工作機械、製紙用機械、鑛山用機械、兵器等の製作を指し、其細目は擧げて數ふべくもない。元來機械は道具の發達したもので、後、水車等の動力も利用せられ其起原は古い。併し近世機械の出現は大體にジエームス・ワットの蒸氣機關の發明を劃期とする。從つて近世機械製作工業の歷史はそれ以後に始まる。ワットの蒸氣機關發明が產業革命を齎らし、紡績を初めとして鐵道、汽船等の動力機械化が行はれ、大に機械の需要を喚起したが、近世機械工業の先驅をなしたものは紡績機である。而してその後に於ける石油の動力化、電氣の發見並にその動力化は機械工業の革命を迫り、今日にあつては蒸氣機械、電力機、油力機等の動力機、殆んど人力を要せざる程度にまで人力の節約に發達しつつある作業機、機械製作機、精巧なる兵器等驚くべき發達を示し、凡ゆる工業の基礎產業となつてゐる。現在機械工業國として世界に覇を爭つてゐる國に英米獨の三國がある。(**我國の機械工業**) 德川幕末、外患内憂に備へる爲め幕府は外國より軍艦數隻を購入し、この修繕の必要から造船類似の工業所を設立した。これ我國機械工業の初めであるが、しかしそれが漸く發達のスタートを切つたのは、明治初年、或は幕府より引繼ぎ、或は新たに建設した官營造船工場であつた。其の後海運の發達、鐵道の敷設、紡績工業の發達、陸海軍器の需要等のため、艦船、機械、車輛類の需要は激增したが、我機械工業はこれに應ずるの實力未だ成らず、その大部分は之を輸入品に俟たねばならなかつた。然るに日淸役後政府は一方に造船業に莫大の保護奬勵を與へ、一方に兵器の自給自足方針を採り、かくて八幡製鐵所を創設し、陸海軍の兵器諸廠を擴張する等官營工場を新設擴張すると共に、他方民營の兵器關係工場をも保護するに至り、我機械工業中、造船、兵器關係工場は稍發達を見た。而して日露役後政府は又内地製艦主義を決定して更に造船事業の發達を圖つた。此の結果明治四十年迄は建艦の七割四分までは輸入に依頼したが、四十年以降に於いては、大體に於いて自給自足を遂げてゐる。加之これと前後して、鐵道の國有と共に鐵道需要品の内地自給自足方針をたててその關係工業に保護を與へた。かく歐洲戰前の我機械工業は概して政府の國防的見地の下に保護を加へられたる事業を中心にして、之に關連せる事業の發達が漸くその脚場を築くに至つたと云ふ程度であつた。而して明治四十四年の保護關稅主義の採用は、此の形勢を更に有利に導くに至つたが、未だその發達は極めて遲遲たるものであつた。然るに歐洲戰爭は我工業界に未曾有の好景氣を齎らし、各種の機械工業は俄に股賑の狀を呈した。之を戰前(大正三年)に較べるに、全機械工業の拂込資本金に於いては戰前の六千三百萬圓に對し戰後(大正九年)には二億六千萬圓に飛躍し、生產額に於いては九千七百萬

圓から八億二千萬圓と約八割の激增を示してゐる。而して、昭和元年に於ける我機械工業は(器具工業を含んで)其の生產額五億三千九百萬で全工業生產額の八%を占めてゐる。其の內譯の主なるものは（括弧內は百萬圓單位）車輛(七二)船舶(六三)原動機(二一)等であつて、其の他は數十萬圓より數百萬圓に至る幾多の細かき生產品から成立つてゐる。而してこれを外國貿易の方面から見るに、その重なるものは輸出に於いて車輛及び部分品（一一）、機械及び部分品（一一）輸入に於いては自動車及び部分品（一八）、瓦斯石油熱氣機關（一三）汽船（一一）紡績用機械（一〇）等である。猶ほ現在內地に於ける主要なる機械工業會社としては、陸海軍の官營工場の外、民營としては三菱、川崎兩造船所、浦賀船渠、橫濱船渠、東京石川島造船所、函館船渠、大阪鐵工所等造船の傍ら各種機械工業を營むものを第一とし、次いで芝浦製作所、東京瓦斯電氣工業、大阪機械工作所、富士電機、日本車輛製造所、新潟鐵工所、東京鋼材、日立製作所、汽車製造等がある。**參考書**　高橋龜吉、明治大正產業發達史。（高橋龜吉）

議會主義 (Parliamentarism. Parliamentary Government) 議會主義とは現代國家の主要なる政治的態樣たる立憲政體の一種を指して謂ふ語であるが、その意義に就ては廣狹二方面あることを注意しなければならぬ。民選機關たる議會を重要なる國家機關と認め、之を通うして人民參政の實を擧げ、人民の自由を保障すると云ふ民主主義又は衆民主義を稱して議會主義と謂ふ場合は廣義の場合である。而してこは同時に歷史的發生的意義にも叶つてゐる用語例である。然しながら、この意義に議會主義なる語を解する時は、その餘りに廣きに失し、その下に於いて議會と他の重要なる諸國家機關との關係が明かにされざるのみならずその關係に種々なる形態ある事實を說き得ない。從つて廣義に於ける議會主義は一箇の政治上の主義として如何なる點が本質的特徵を有するものなるかを示さざるものであつて、概念的嚴密を缺如せる用語であると言はねばならぬ。ここに於いてか、現代國家に於ける議會の地位に着眼してその一定の形態を具ふるものに對してのみ議會主義の名を與ふる場合がある。或は又議會なる政治的制度が實際上活動する機能の心理的な特徵に着眼して、一定の形態又は過程を有する政治的活動が國家的活動と認めらるる場合にのみ議會主義と名づくるのである。これらの用語例は之を狹義の議會主義と名づくべきものである。ここで特に說明を要するのはこの狹義の場合である。この場合を分つて更に二種類とする。第一は議院內閣政治を政治上の主義とする場合であつて、この場合の議會主義は、議會の存在を認むるを以て足れりとせず、その議會に特定の地位を與へてゐる場合のみを云ふ。第二は、議會政治を以て單に民選にかかる議員をして國政に直接參加せしむると云ふ丈けの意味ではなく、その選良の與ふる國政への承認及びその承認が與へらるるまでの過程に於いて國政に對する自由なる公開の討議が行はれると云ふ事柄の政治上の價値を積極的に認むる政治上の主義を意味するものである。從つて、ファシズムやボルシエヴイズムの如きは、見方の如何によつては一種の民主主義又は衆民主義であるとされても、議會主義でないとされるのは、この意味に於ける議會主義と對照される場合である。議院內閣政治は主として英國に發達し、これを範として諸國に普及したものであるが、その要件は二つある。その一は、內閣大臣は議會に席を有さねばならぬと云ふことである。その二は、內閣は議會殊に下院に於ける多數の信認を保有する限りに於いてその地位を保つと云ふことである。この二箇の要件は結局一の事柄に歸着するのであつて、內閣は議會の下に從屬するその執行委員會に過ぎないと云ふことである。而して、議會に於ける多數とは、最も勢力ある一箇の政黨若しくは數箇の政黨の聯合に外ならぬから、議院內閣政治は政黨內閣政治と同義語となる。然しながら、こは制度の實質から言つたものであつて、法律上は內閣と議會とは對立して居ることを妨げない。即ち前者は解散權を以て議會に臨み、次の議會を自己に有利なものとすることが出來る。又內閣が議會に從屬すると言つても、政黨の事情如何によつては、內閣の議會に對する地位は强弱定まりが無い。二大政黨の場合には內閣の地位は牢固で、小數黨の分立してゐる場合には內閣の地位は議會の意思に左右され勝ちである。承認公開政治たる意義に於ける議會主義は政治的過程に一黨一派の獨裁的專行を排し、輿論による公開的決定に價値を認むるものである。かやうな政治的心理を尊重することは、結局他の方法に依るよりも國家意思の決定、政策內容の樹立に對して妥當であると云ふイデオロギーを前提としてゐる。このイデオロギーは遠く近世初頭の合理主義、自由主義に根ざしてゐることは疑ひない。これに對して現代のデモクラシー的發達の結果、種々なる批判が生じ、或る特定方法に依る社會改造を意圖する一黨一派の行動的イデオロギーと衝突するに至つた。伊太利のファシズムや露西亞のボルシエヴイズムが議會制度を停止し或は排斥したのは、そういふ議會主義のイデオロギーと反する他のイデオロギーを有するに至つたからである。議會主義の有する仕組みとイデオロギーとが、將來如何なる方途に推移して行くかは今日何人も豫斷し得ざる問題である。**參考書**　森口繁治、憲政の原理と運用（昭和四年）。J. Bryce, Modern Democracies, 2 vols., 1923. W. Hasbach, Die parlamentarische Kabinettsregierung, 1919. R. Redsolb, Le Régime parlementaire, 1924. C. Schmitt, Die geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus, 2 Aufl., 1926. L. Wittvoger, Demokratie und Parlamentarismus, 1928.（蠟山政道）

機械論 (Mechanism. Mechanismus. Mécanisme.) 狹義に於いては物理學上凡ての自然現象を物體の運動に歸せんとする立場を意味する。最も廣く用ゐられてゐる意味に於いては機械論は原因結果の法則に基づく說明の立脚地一般を指してゐる。機械論は普通に目的論に對立せしめられる。目的論とは目的手段の關係即ち合目的性の見地から現象を考察する立場であるが、目的もまた目的原因（Final cause, Zweckursache）として一の原因と見做され得るとするならば、機械論に謂ふ原因は特に作用原因（Efficient cause, wirkende Ursache）であつて、このものは機械的原因と呼ばれて前者から區別される。このとき因果關係は機械的因果と稱せられるものであつて、機械論とは即ち機械的因果による說明である。自然科學に於ける法則的認識の對象となつてゐるのは機械的因果であるから、自然科學は一般に機械論に立つてゐるといはれる。しかるにかかる因果關係の認識はそれが數量的に規定されるに從つて完全になり得るが故に、機械論は現象の數學的說明の意味を含んでゐる。機械論の最初の代表的な主張者はデモクリットであつて、エピクロス學派がこれを發展させた。コペルニクス、ガリレイ、デカルト、ニュートンなどによつて機械論に動かし難き位置が確保されるに至つた。カントは機械的因果をもつて自然の構成原理となし、合目的性はこれに反して規制原理であるに過ぎぬと考へた。自然の機械的說明にあたつて躓となるやうに見えるのは、生物の現象である。古來生物の現象をもつて機械的に說明し盡し能はざる生命原理に基くとする生氣論（Vitalism）は、機械論に反對して廣く行はれてゐる。しかし、科學の進步と共にここでも機械論が次第に勢力を占めつつあるやうに思はれる。（三木清）

企業 (Undertaking. Unternehmung. Entreprise)〔**意義**〕シュモラーは企業を定義して「個人、家族、もしくは團體が、習慣及び法律に依つて定められた或る永續的の形式に從つて、商品又は勞務を規則正しく市場に供給することを企て、その賣買より生ずる利益をもつて生計を營み、少くとも收支相償はしめんことを目的として勞力及び資本を投じ、使用するときは、これを企業といふ」と云つてゐる。この甚だ細心なる、しかし乍らなま優しい定義では、近代企業の本質を闡明するには甚だ不足であるやうに思ふ。尤も、企業は單に歐洲文明の最近數世紀のみならず、古代文化の末葉においても可成りの發達を示したものであるが、企業の意義は近世資本主義の發展と結びついてのみ特に重要である。近世的企業は資本主義の中核をなす從つて近世的企業とは、大まかにいつて、利潤の獲得を目的とするところの經濟單位であるといひ得よう。〔**企業形態**〕企業の形態は、まづ對象たる事業の種類如何によつて異らざるを得ない。農業は家族の勞働によつて營まれること多く、從つてその大農的な企業としての發達は遲い。これに反し商業は早くより企業として大規模に行はれ、工業は近世に至つて手工業的親方的經營から大工場による集團的な大企業に轉じた。しかし、これらを一貫し、企業形態の變遷として最も重要視さるべきは．（一）個人企業から（二）株式組織企業へ、更らにそれから（三）カルテル、トラストへの發展であろう。カルテル、トラストについてはそれぞれの項において述べられるが故に、ここには個人企業と株式會社とが近世資本主義發達に對してもつ本質的重要性を述べる。從來個人企業と株式會社との區別は、主としてその組織形態の相異や、又はそれに伴うて起るところの企業としての長短得失を標準として、兩企業形態の根本に觸れることをしなかつた。「金融資本論」の著書ヒルファーデイングは、この區別を資本關係にもとづいて根本的に確立した。彼によれば．例へば產業株式會社は、まづ第一に產業資本家の職能の變化を齎す。產業株式會社は、個人企業の場合と正に正反對に、產業資本家をして原則として產業的企業職能から解放する。即ち、個人企業における資本家は、所有職能と企業職能とを一身に結合してゐるのであるが、株式會社はこの二つの職能の分離を原則とする。更に云ひかへれば、株式會社は、事業の經營と資本の所有とを分解せしめ、資本の使用者としての企業資本家をば、單なる資本所有者もしくは利貸資本家に近づかしめる。その著しき結果として、ここに從來固定的であつたところの資本が動員される。云ひかへれば、資本は株券といふ有價證券の形態をとり、そしてこの株券の賣買は企業そのものから分離される。そこで株主の資本なるものは．企業に投下されてゐる資本の回轉からは獨立に、隨時に回收され得るに至る。ここにおいて、或る最低限を超える貨幣額は、みな株式會社において他の貨幣と結合し以つて產業資本として用ひられ得る。このことは、一般に企業に對して個人企業とは全く異る創業の容易さと遙かに大なる膨脹力とを與へる。株式會社のもう一つの特徵は、謂ゆる創業利得である。企業者利得は、利潤を生む資本を利子を生む資本形態に轉化することから發生するものである。例へば或る工場が商品生產に百萬圓を要するとし、そして十パーセントの利潤をあげるとするならば、利率五パーセントの場合にその工場の生む利潤高は、二百萬圓の資本に對する利子に見積られることとなる。いまその工場が株式會社に變る場合には、その株式資本を二百萬圓と定めることができる。そこで工場の價値を差引いた百萬圓の過剩が創業利得として發起人のポケットに這入る。かくの如き創業利得は、株式會社を普及せしめ、從つて個人企業乃至個々の產業資本家をして所在なからしめ、そして結局には產業をして銀行の、即ち金融資本の、支配下に委ねしめる一の原動力となる。即ち金融資本主義化の行程が、創業利得の存在のために、單に競爭のみがこれを促進せしめるよりも遙かに急速に進展する。また、これによつて經營の形態は勢ひ大經營となり、またトラスト、カルテルてふ獨占的合同の種々なる形態の下において他の經營との合併がずんずん促進せしめられる。**參考書**　上田貞次郞、株式會社經濟論。林要譯、ヒルファーディング・金融資本論。增地庸次郎譯、シュモラー・企業論。（笠信太郎）

饑饉 我國に於ける饑饉は主として常食品たる穀物の不作より來る食量缺乏又は其價格の暴騰するより一般人民の生活困難又は餓死するに至ることあるを指して云ふのである。上古以來饑饉に襲はれたる史實に乏しく無いが、中世以前のことは姑く措き玆には主としては德川時代に起りたる饑饉に就て記するであろう。德川時代に於ける饑饉としては寛永十八年及び十九年の饑饉（此年人畜多く死す）、明曆元年の饑饉（此年備前國大に飢ゆ）寛文九年の饑饉（此年京畿大に飢ゆ）延寶元年及び同二年（此年大に飢え死者多し）天和元年（此年餓死するもの多く飢民に食を與ふること數月）元祿九年及び十四年の饑饉（此年江戸にては本所法恩寺前に非人小屋を建つ）正德三年の饑饉及び享保十七年の饑饉（此年西國大に飢え、餓死するもの十六萬九千人と傳ふ、伊豫の義農作兵衞の出でたるも此年である）寳曆五年（東北地方及び四國地方飢ゆ）天明三年（關東地方は淺間山噴火の爲めに、農村を凶荒に歸せしめ、北陸西海地方は暴風雨の爲めに凶作至る）同四年（東北地方を始め全國を擧げて饑饉に陷らしめ食糧暴騰して都鄙の細民大に困窮す）天保四年及び同七年（諸國大に飢え餓死するもの無數であつたと云ふ）。斯の如く德川時代のみに於ても饑饉に襲はれたる年は頻々であつたが、饑饉の原因中最も其被害の地域廣くして襲來度數の滋かつたのは東北地方に於ける早冷であつた。之に亞ぐものは秋熟時に於ける暴風雨、夏期に於ける旱魃又は蟲害であつた。此等の天然的被害に對しては當時の農學者例へば宮崎安貞、大藏永常、貝原益軒等の學者が豫防法を敎ふる處が無いでもなかつたが、當時に於ける農學進步の程度を以てしては見るべき效果が無く、一たび此等の天然的危害に襲はるれば稻作の凶荒を招きて、當時の封建經濟の財政源泉が脅かさるるばかりで無く、庶民階級の生活逼迫し、遂に一家を擧げて餓死するものさへあつたのである。今天明三年陸奧地方に於ける饑饉の慘狀の一端を示す爲め「饑饉考」の一節を拔錄すれば「此年、同國青森、鰺ケ澤地方にては米穀皆無にして饑に堪へ兼ねし領內一圓、制禁も中々に行き屆かず、暴徒を捕へて入牢すれば却て餓死を免るるの幸を得たりとて、繋獄を悅べりとぞ、一町に十人も二十人も倒れ死する者有り、然るにても母子の愛情は深き者にて、三十歳ばかりの婦人が二三才の幼兒を背負ひ、七八歳の子の手を引きて飢疲れて步ゆみもならざるを見て、餘りの憐れさに少の粥を與へし者ありしに、斯くまでに飢ながらも、其身は食はずして先づ其子に食はせ居たり、翌日に至り、其母餓死したれば、背に有る子は這ひ出て、母の乳房に取附き、微なる聲して啼き呼び、一人の子は死に垂んとして母を呼ぶ聲、雪夜の寒風吹き送りて聞ゆ、其慘狀實に筆紙に盡し難し、死せし者は最初の程は所々に穴を掘りて埋めたれども、幾百と云ふを知らぬ程なれば、後には誰も世話して埋むるもの無く、道路に橫はりて犬や鳥の餌食となるのみ―漆派立と云ふ村にて子供の泣聲餘り哀れに聞えし故、隣家のもの往きて訪ひしに、未だ生ける子供の腹へ親の喰附居しとぞ、又二本木村の某は其娘の死したるを喰ひ、或は祖母の死肉を喰ひしと云へり云々」と、以て其の慘狀の一端を知るべしである。農村が凶年に襲はるれば、其結果として農民暴動即ち百姓一揆の起りたる事例が尠く無い。東北地方に於いて其例が殊に多いようである。天保七年に於ける甲斐の郡內騷動も饑饉が原因であつた。饑饉に對する應急策としては所謂代用食として葛の根、「りようぼ」の葉、藁の莖等を用ひさせたが、救荒食として最も成功したものは德川時代の中期以降西南地方より分布せられたる薩摩芋であつたが、東北地方の氣候は此の作物に適しない爲めに、其の恩典に與らなかつた。薩摩芋を諸地方に移入したる功勞者として江戸地方では靑木昆陽、山陰地方では芋代官を以て知られたる石見國大森の幕府代官井戸正明の名が普く知られて居る。饑饉に對する平時の備へとしては藩廳又は村々に於いて設備せられたる圍米制度なるものがあつた。平時一定量の糀を貯へ置き、事無ければ毎年其の中に新糀を入れて古糀と交替せしむるものである。又夫の社倉、義倉及び常平倉は一面に於いては饑饉の豫備米となり、又は價格調節の作用をなすものであつたことは云ふ迄も無い。**參考書** 著者不詳、饑饉考（寫本、筆者所藏）。橫山良介編、陸中饑饉考（同前）。三輪希賢、救餓大意（日本經濟叢書第六卷）。小野武夫、德川時代百姓一揆叢談（下卷）中の「郡內騷動」）。（小野武夫）

技術 （Technique. Technik） 技術は最も廣義には人間が一定の實際目的を達する爲に如何なる手段を使用し、それを如何に使用するか、人間の行動の仕方であると云ふことが出來るであろう。從つて苟も人間の行動が一定の目的を追進するものである以上人間の如何なる行動にも技術的なるものが規制的なものとして現はれる。人に話をするにも、本を讀むにも、スポーツするにも技術が伴き纒ふであろう。併し吾々が玆に問題にするのは左樣な技術一般ではない。玆で說明するのは、ゴットル（Friedrich von Gottl-Ottlilien feld, Wirtschaft und Technik in G. D. S. Bd.）が Realtechnik と呼んだ所の、人間が物質的生活を營む爲めに、有機的自然であると非有機的自然であるとを問はず、感性的外界に作きかけて慾望充足の手段財貨を獲得する人間の行動に現はれる技術的なものに就てである。而も斯くの如く人間が其の外界に作きかけるに於いては出來るだけ勞費を少なくして出來るだけ大なる效果を獲得しやうとすると云ふが如き主觀的意味の技術が問題ではなく、寧ろその時々の一定の「社會的勞働手段の組織」（ブハリン）に現はれる所の客觀的技術が問題である。蓋しかかる技術こそ最も根源的なる技術である許りでなく、その時々の社會の體制そのものの決定要因であるからである。人間は經濟的にその物質的慾望を充足する爲めには、必然に自然に作きかけ自然を變形して自分等の慾望充足に供せねばならない。換言すれば、財貨を生產せねばならない。生產は此意味では人間と自然との交互作用であつて吾々は之を勞働過程と云ふ。此の場合は自然（勞働對象）と人間の勞働とが究極の二要素であるが、生產力が多少とも發達して來ると、勞働者と勞働對象との間に介在して前者の活動を後者に傳へる所の勞働手段が加つて勞働過程の三要素から成る事となる。勞働過程の最初期に於いては、例へば果實や魚介の採取の樣に、人間自身の身體の諸器官が勞働手段として役立つのであるが、勞働過程が或る程度の發達を遂げると、啻に人間外の自然物が勞働手段として彼の身體の諸器官の代りに役立つ許りでなく、既に勞働によつて變化された、換言すれば豫め加工された勞働手段が用ひられる。此の勞働手段の使用は、既に或種の動物にもその萠芽を見ないではないが、寧ろ人間の特徵であつて、フランクリンは人間を定義して「道具を造る動物」と云つた。故に勞働過程は勞働手段と勞働對象とが共に生產手段として勞働が生產的勞働として互に結び付いて働く過程である。所で一の勞働過程が效果的であるか否か即ち勞働の生產能率は、一定時間の勞働によつて造り出される所の生產物の量によつて表はされる。所で一定時間の勞働中には直接の勞働許りでなく、機械や材料に體現された過去の勞働も計算されねばならないから、勞働の生產能率は、（一）生產物の多少、（二）直接に支出された勞働量及び（三）生產手段の量に係つてゐる。然るに（一）は（二）及び（三）に係つて居り、（二）の勞働の質と量は元來（三）の生產手段によつて左右される。吾々は原料、助成材料等の勞働對象、機械や道具等の勞働手段の質及び量を知れば又（二）及び（一）も知る事が出來る。併し勞働對象は更に勞働手段によつて決定されるが故に、勞働の生產能率は勞働手段によつて決定される。所で人間は生產に於いて啻に自然に作きかくる許りでなく、人間相互に作きかけ、一定の社會秩序の下に生產する。故に勞働手段は、勞働手段としては一の生產部門に於いて互に結合せられてゐる許りでなく、一の社會に於いても互に一の體制に結合せられてブハリンの所謂「社會的技術」を成してゐる。故に勞働の生產能率は「社會的技術」によつて決定されると云ふことが出來る。然るに人間が自然に作きかけるに當つて協働する一定の社會秩序の形式そのものもその時々の「社會的技術」端的に云へば勞働手段によつて決定される。卽ち近代產業が示す樣な複雜な生產手段の體制に對しては近代的な複雜な分業（職業）と夫に對應した階級構成とが對應し、古代の產業が示す樣な單純な生產手段の體制に對しては古代的な單純な分業と夫に對應した階級構成とが對應する如く、社會的技術に對應して一定の勞働の配分―分業、一定の剩餘勞働の收奪―階級が生ずる。（「分業」及び「階級」の項參照）。蓋し分業及び階級は夫々本來社會的勞働の生產力の一定の發展に對應するものであるが、その社會的勞働の生產力の發展は、就中「社會的技術」に對應してゐるからである。**參考書** 小島精一、工業政策。Marx, Das Kapital. Zur Kritik der politischen Ökonomie. Engels, Anti Dühring. Bucharin, Theorie des historischen Materialismus. Kautsky, Materialistische Geschichtsauffassung. Von Gottl-Ottlilienfeld, Wirtschaft und Technik. Sombart, Der Hochkapitalismus. （友岡久雄）

義人同盟 （The League of Justice. Der Bund der Gerechten. La Fédération des Justes.） 一八三六年、フランスに亡命してゐたドイツの共和主義的革命家達によつて作られ、「共產主義同盟」の母體をなした結社である。一八三二年ドイツではフランクフルト事件、ハムバッハ事件等が起り、續々パリに亡命する者が出たが、フランスでも一八三四年のリオン及びパリの一揆のため共和主義運動が壓迫を受け、同九月には結社取締法が出された。そこで亡命中のドイツ勞働者、記者、學生等が集つて秘密結社に隱れる事となり「亡命者同盟」(Geheim-Bund der Geächteten. La Fédération des Bannis) を作つた。それは一八三四年より一八三六年まで續き、「亡命者」（Der Geächtete. Le Banni）を機關紙として出版自由の擁護から進んで、ドイツ國家の解放と甦生、並に社會的及び政治的の自由平等、及び民族的統一の確立を目的とし、數百人の亡命手工業職人より成つた。同盟の指導者は元ゲッチンゲン大學の私講師 Theodor Schuster と元ハイデルベルヒ大學私講師 Jakob Venedey の二理論家であり、後者が Boerne や Lamennais に私淑し、宗教的感情的共和思想を懷き、階級鬪爭よりはジャコビン式非常手段の方を謳歌したるに反して、前者は Saint Simon, Sismondi, Louis Blanc 等に倣つて社會組織の變革による平等社會の實現を意圖し、階級鬪爭、資本の集積、國營事業等に關してラッサーレ說に類似した立場にあつた。さればフェネディ派が漸く頽勢に至つたに反してシュステル派は勞働階級の間に勢を占め、その數五百名に達し、中央集權的組織を堅めて、一八三六年「亡命者」を廢刊すると共に、パリを中心に新たなる結社を作り國境を超えて各地に支部を置いた。之を「義人同盟」といひ勢力益々旺であつた。大部分は手工業職人であつて、半ば宣傳半ば陰謀を目的として、ドイツ國內に暴動の勃發するのを待つてゐた。同盟員十人が一 Gemeinde を作り、その代表十人が一 Gau を作り、その代表が Halle を作り、それが選出した代表者を同盟の指揮者とし、公選によるものであつて絶對支配權を之に與へた。總長は輔佐(Beistand)及びその集つて作る Beihalle に行政、財政、庶務、調停等の事務を行はしむ。有力分子は Karl Schapper, Heinrich Bauer, Wilhelm Weitling 等であつたが、一八三九年五月のブランキー叛亂の彈壓後、フランス政府の壓迫に會つて前二者は追放せられてロンドンに移つた結果同盟の中心地も同地に移つた。翌年作られた「公認ドイツ勞働者敎育協會」(Der öffentliche Deutsche Arbeiterbildungsverein)を同盟の外廓として成員の增加を計り、Josef Moll 等の參加を得て一八四六年頃には優に五百の團員を有した。

ロンドンに移つて以來、同盟は頓に國際的色彩を加へ、各國の亡命者も參加し、外廓の協會も「共産主義的勞働者教育協會」(Kommunistischer Arbeiterbildungsverein) と改稱し、Alle Menschen sind Brüder.(總ての人間は同胞なり）といふ標語を掲げた。然し、更に同盟は人類同胞の思想を深めてプロレタリア意識にまで進む必要を感じ、その頃漸く聲名擧がらんとしつつあつたマルクスとエンゲルスとの加盟を勸誘した末、一八四七年一月に至つて愈々 Josef Moll を派遣して正式の承諾を得た。同年六月一日、同盟の正式の第一回大會がロンドンに開かれ、舊式な陰謀的色彩を思はせる神秘的舊名を改め、「共産主義同盟」(Der Bund der Kommunisten) と稱し、同大會を直ちに新同盟の第一回大會と見做した。之によつて同盟の組織は民主的となり、純然たる國際的宣傳結社となつた。(以下「共産主義同盟」の項參照)。**參考書** 嘉治隆一、共産黨宣言の歴史的背景(「社會思想」二卷三—七號、一九二三年) Grünberg, Carl, Die Londoner Kommunistische Zeitschrift und andere Urkunden aus den Jahren 1847, 18-48. 1921. Andler, Charles, Le Manifeste Communiste de Karl Marx et F. Engels, Introduction historique et commentaire. (嘉治隆一)

季節勞働 (Seasonal Work) 季節勞働とは、その産業の繁閑が甚しく季節の變化によつて影響せられる勞働又は作業を云ふ。季節によつて影響を受けるが故にこの産業は多く大規模の工場經營となり得ず、手工業的の低度の發達段階に止り、且つその故に資本の額が小さく充分の設備と經營とをなすことが出來ないから、必然的に季節の變動によつて影響を受けることとなる。季節勞働に於ける勞働條件は以上の説明で明かなる如く、低惡ならざるを得ない。時間は繁忙期に於いては長く、他の場合には極めて短いか、又は全然雇傭を得ることが出來ない。賃銀も同樣であり、多くの場合、時間拂ではなくて出來高拂であり、その計算の標準なる率も著るしく低惡であつて、屢ば、スウェツチング・システム（その項參照）と關聯してゐるのである。その職場も不衛生であり、採光、安全、通風、その他何れも充分ではない。特殊な構造を有する季節産業の職場もあるが、多くは普通の町の借家であつて、特殊な設備がある譯ではない。この種の季節勞働に屬する産業は男子及び婦人帽製造、洋服製造、毛皮製造、清涼飲料水その他であつて、これらのものは最も季節の變動を受け易いのである。而して一定の繁忙期をすぎるや否や、その收入は減少し、或は全く失職するに到るのである。これらの仕事の經營者は何れも請負業者であつて、これを更に下請負に出すのである。季節の繁閑が直接に自己の手によつて事業を經營することを許さないので、斯の如き方法をとるのであるが、これらの中或るものは、例へば清涼飲料水の如きものにあつては、相當の資本を要し、從つてこの種のものは大工場に於て生産せられてゐて、季節の變動を受けるにしても、常に一定の割合の生産をなし續けて、平均した生産をなし、從つてその雇傭も略ぼ一定してゐるが、低廉なる飲涼水(例へばラムネの如き)にあつては、季節の影響を受けることが極めて多いのである。相當の大資本を投じて經營すれば、季節の變動によつて著しく影響を受けることがないやうにはすることは出來るが、一般的にはスウェッチング・システムの如き勞働條件によつて下請負制度を通じて生産をなす方が遙かに工業主の利益でもあるので、この季節勞働の一部のものは、大工業に移つても依然としてあるものは季節勞働の特色を保持してゆくであろうと考へられる。この勞働に於いて注意すべき點は、勞働者が多く近代的のものではなく、婦人及び少年などが多數を占め、低廉の賃銀が愈よ彼らの生活を窮乏化すると云ふことであり、而してウエッブの云ふ幾百萬の市民が自己の過失からではなく、定時的にその生活を中斷されることである。**參考書** Webb and Freeman, Seasonal Trades. Van Kleeck, Seasonal Industry. (松澤兼人)

ギゾー (Guizot, François 1787—1874) フランスの政治家、史家、學士院會員。彼は最初ソルボンヌ大學の最も令名高い教授の一人であつたが、頓て政界へ身を投じ、ルイ・フイリツプの時國務大臣となる。彼はチエールの論敵として反動的役目を演じた。一八四八年の共産黨宣言の冒頭に共産主義の怪物を退治せんが爲に結ばれた神聖同盟の一員としてギゾーが槍玉に擧げられてゐるのは人の知る所である。果せる哉、翌一八四八年自由黨の權利回復要求を拒絶した爲め遂に「二月革命」を誘發するに到つた。史家としての彼の功績には顯著なるものがある。**主著** L'Histoire de la Révolution d'Angleterre. L'Histoire de la Civilisation en Europe et en France. 此の外に L'Histoire de France racontée à mes petits-enfants. があるが、これは最初の四卷のみが彼の手になり、殘りは彼の娘ウイツト夫人により完成された。猶ほ彼の Mémoires も亦頗る政治的興味の深いものである。**參考書** Larousse Universel. vol. I. (風早八十二)

貴族政治 (Aristocracy. Aristokratie. Aristocratie) アリストクラシーは本來優秀なる者の政治の意義であつたが、後には一般に少數者の政治を意味するに至つた。それは、アリストテレスの政體三分説に於いては君主政治及び民主政治と並立する政體であり、マキアヴエリ以來の近代の學説に於いては君主政治と對立するところの共和政治の一種として民主政治と並列する。貴族政治に於ける參政者の資格は種々の條件によつて決定せられる。最も典型的なのは血統によつて定まり、特定の門閥の出であることを資格とするものである。財産を條件とするものもある。即ち金權政治である。就中大土地所有者が著しい。祭司僧侶等超自然的力を有するとの迷信によつて、支配階級に屬するものもある。その他軍人、官吏、大商業、特殊の工藝等の職業乃至官職の故に參政資格を與へられるものもある。而してその資格は屢ば互に相重なり合つてゐて、その資格獲得の起源に遡れば、征服民族が被征服民族を壓迫する爲に確保した政治的地位である場合が通常である。故に、この階級は固定的であることを常則とし、被支配階級も容易にこの支配階級に入り得るやうになれば、それは漸次民主政治に近づく。支配階級の所屬者が全部直接に政治に携るものを直接貴族政治といひ、支配階級中の一部が選ばれて實際政治の衝にあたる場合には之れを間接貴族政治といふ。貴族政治は、ギリシアの古代に最も普通に行はれた政體で、インドやエジプトに於いてもその實例がある。近代では革命に至る迄のドイツ帝國を、各支邦の君主による貴族政治であると稱するものも少くないが、それは寧ろ立憲君主政治と稱した方が適當である。サヴエートロシアも、無産者の獨裁といふ形式から云へば、貴族政治の範疇に屬するけれども、これをかく呼ぶことはこの語の歴史的用法に反する。要するにこの政體は近代に於いては全く意義を失つた——勿論、如何なる民主政治と雖もその實質から云へば常に少數者の政治ではあるけれども。然しながら、古代には、多くの學者から最も完全な政治として推奬せられたところのものである。モンテスキユーの如きも、支配階級相互及び支配被支配階級間の節制を以てこの政體の長所とした。一般的に云へば、この政體では保守主義になり易く、又支配階級が傲慢になつて、軍事以外の職を輕蔑する傾向が強い。**參考書** 小野塚喜平次、政治學大綱上卷（明治三六年）。Platon, Staat. Aristoteles, Politik. Montesquieu, De l'Esprit des Lois, 1748. Baudrillart, Aristocratie (Bloc, Dictionnaire de la politique, 1873) Bluntschli, Allgemeine Staatslehre, 6 Aufl., 1886. (河村又介)

北畠親房 具平親王の末裔、後伏見以後五朝に歴事して時望あつた。よく有職故實に精通し、その博識藤原宣房、源定房に越え世以て後三房と稱した。著はすところの神皇正統紀、職原鈔、元々集等洽ねく世に喧傳せられてゐる。鎌倉幕府の實權源氏北條氏に移り、平氏の統を繼ぐ北條氏が元の入寇を期として漸く衰兆を示すや尊氏之に代つて源氏の統を立てんとした。親房この混亂期に會して政權を再び大氏上たる天皇氏に歸して大化改新の王朝時代に復せんとして頻りに籌謀し、その宗家に於いて南北二統の對立を見るに至るや、建武四年神皇正統紀を表はして歴朝の事歴を述べ、其の正權を糺し、更に翌年職原鈔を著はして大いに吉野王統の擁護に力めたが大勢には抗する能はず、終に正平九年失意の中に死んだ。蓋し族長制業に廢れて封建制漸く興らんとするの過渡期に於ける彼は忠實なる大宗家の家僕たりしを示したものであつた。(東井金平)

キッド (Kidd, Benjamin 1858—1916) イギリス社會學者にして著述家。一八七七年から一八九六年の間官職に就いてゐた。十九世紀、評論の評論等の諸雜誌の寄稿家として知られてゐる。彼の著 Social Evolution, 1894. は有名で多大の興味を喚起したものである。その所論は、進歩は自然陶汰と生存競争に不可避的に依據すると云ふ點から出發する。故に社會主義は、此の闘爭に反對する近視眼的な勞働階級の裡から生起したもので、持續し難い、寧ろ國家の活動を増大するの結果に終るであろう。また、産業の所有管理を確保するよりも、寧ろ總ての獨占を防止することにより競爭を保證するの結果になるであろう。彼の信ずるところによれば宗教は超合理的な制裁によつて愛他主義を教ふることによつて文明に大なる貢獻をなし、その結果は、社會の貧弱な分前をうくるものをして、より多くをうくるものと共に、有效に完全な狀態に到達し得る地位を與へ、且つ個人をして競爭に必要な條件に從はしめるに至る。かくせしむるには宗教的制裁以外に個人の合性中には何等の制裁が存在しないのである。Principles of Western Civilization の中で、彼は西洋文明を完全な組織として取扱つてゐる。即ち將來によつての完全な現在の調整と云ふ立場から云つて完全な組織であると見る。**參考書** Bliss, New Encyclopaedia of Social Reform. (佐々弘雄)

木戸孝允 本姓和田、小字小五郎、孝允は其の名、桂氏の養子となる。國政を執るに及んで準一郎と改む。驕悍不羈だつたのを改めて立志したと云ふ。吉田寅次郎と友交す。劍を齋庭彌九郎、學を江川太郎左衛門、勝麟太郎等にうける。長藩邸に有備館を創立す。元治元年藩邸を幕兵に襲はれ歌妓まつ子に庇護されて命を全ふし、歸國せんとせしとき俗論黨と正義黨の抗爭猛烈、益田、福原、國司三老屠腹し正義派勢力を失ふ。俗黨黜れて召還され大監察として內政外交を統べる。王政復古後夙に版籍奉還の必要を痛感し先づ藩公を說き、更に東京にて大久保を說くに、薩藩に國費の不貲を憂ひ「石高十分の一を献ぜん」との意思があつた際なので、遂ち意思一致するを得た。明治二年薩長土肥封土人民奉還し諸藩これに倣つた。封建制變革の最大事業であつた。征韓論では大久保派に加擔したが、八年內閣の軋轢以來素志と違ふもの多く九年參議を罷む。彼は漸進立憲主義者であつた。明治十年四十四才にて卒す。**參考書** 大日本人名辭書。皆川嘉一郎編、孝允傳。(佐々弘雄)

歸納法 (Inductive Method, Inductive Inference. Induktion, Induktive Methode, Induktionsschluss. Méthode inductive, Raisonnement par Induction.) 特殊、個別から普遍を導く推理、若くはかかる推理によつて普遍的命題、普遍的法則に到達する方法を云ふ。即ち個々の場合に主(S)及び客(P)が結合して存在するといふ事實から一般的SとPとの結合を導く仕方である。例へば「M_1, M_2, M_3…はSである」、そして「M_1, M_2, M_3…はPである」、故に「凡てのSはPである」と云ふが如きそれである。このやうな推理はつねにただ蓋然性を要求し得るにとどまり、絶對的、論理的確實性をもたない。けだし個々の場合を凡て盡すことは不可能であるからである。それ故にそれは不完全推理とも呼ばれる。個々の場合に於けるSとPとの關係が枚擧され、それが一定の法則のもとにあると

いふことは、**誓約**法の安全の論理的理由とはならぬ。寧ろPとQとの因果關係またはP依存關係がその安全の理由であるる。「完全誓約法」と稱せられるものは、個々の場合が凡て擧げ盡され得る場合で、この場合にのみ誓約法は絶對的確實性を有する。本來、誓約法は因果關係の原理を前提として成立するのであつて、それによつてこの原理が成立するのではないやうに、思惟の最高原則もまた誓約法に依存せず又それから得られるものでないのである。ソクラテスは誓約法を普通的概念獲得の論理的方法とし、アリストテレスは完全誓約法のみを學的として認めた。誓約法を高く評価するに到つたのはフランシス・ベーコンからであつて、彼はそれによつて演繹的推理を學的に無條件であると考へた。しかし普通の誓約法を彼は稱讃しようとしたのでなく、却つて彼はかかるものを幼稚なものとしたのである。彼の謂ふ眞の誓約法は觀察、比較、實驗に基くものである。誓約法の理論を大成したのはジョン・スチュアト・ミルであつた。彼によれば、誓約法は個々の場合に見出されたものを凡ての類似的場合に適用する推理であつて、從つてあらゆる誓約法は「自然の齊一」を唱々裡に大前提としてゐる。カントは誓約法が論理的、先天的前提を基礎とすることを力說した。**參考書** Bacon, Novum Organon. J. S. Mill, System of Inductive and Deductive Logic. Apelt, Theorie der Induktion. Sigwart, Logik. Jevon, Principles of Science. (三木清)

規範 (Norm. Norme) 行爲、行動の標準、理論的態度の規準などを意味する。思惟の根本概念のひとつであつて、最高の規範があれば、それから諸規範が從屬的、依存的に演繹される。思惟、行爲、制作にとつてそれぞれの理想的目標としての最高の規範が存在する。これらは、論理的なものにとつては眞、道德的なものにとつては善、藝術的なものにとつては美である。規範も思惟、行爲等の目的が目的判斷達されるための、普遍妥當的なものの存在にとつて必然的なものである。**參考書** Windelband, Präludien. Wundt, Ethik. H. Kelsen, Hauptprobleme der Staatsrechtslehre. Simmel, Hauptprobleme der Philosophie. (三木清)

機密費 機密費は、議會に於いてその內容を說明する必要なさる全く政府が機密の問之を自由に使用し得る金額である。それがなければ、決算を檢査することによつて政府の行動を監視束縛する役割をもつ會計檢査院も政府に屬する機密に就ては、それが如何なる方面に使用せられたかを檢査しない。そこで機密費は政府常路者にとつて問題となつた機密費事件の如く國民に對して疑惑の種を蒔く所のものである。昭和二年度機密費に於いてこの機密費は左の如く計上されてゐる。

外務省	
本省	一、五八六、四五七円
內務省	
本省	一、七〇〇、〇〇〇
地方廳	八三、六六〇
大藏省	
本省	九六、〇〇〇
臨時國勢調査部	一〇〇、〇〇〇
司法省	
本省	八〇、三〇〇
檢事局	六八、〇〇〇
遞信省	
本省	三、七五〇
計	二、四七、五〇五

右は一般會計のみであり然かも「項」迄に就て算出せるものである。(三宅虎之助)

救世軍 (Salvation Army) 救世軍は特別なる原理と組織とを有するキリスト教の團體であつて、その原理と組織とは、第一世紀の初代キリスト教徒の信仰であり、その組織とは軍隊組織を傳道の方法として採用してゐる事である。その創設者は、ウイリアム・ブース(William Booth)であり、彼の妻カザリン・ブース(Catharine Booth)は大なる貢獻があつた。最初にこれらの人々が傳道し始めた場所が東ロンドンのヲワイトチャペルの附近であつたので、救世軍は軍營事業乃至は貧民傳道に力を注ぐことになつた。實に軍隊の組織が採用せられその名が掲げられたのは、一八七七年クリスマス前であつた。その年末には八一小隊、一二七士官、一九八七傳道者が出來た。この新運動は民衆の宗教を徹底せしむることにあつたので、全國に亙つて大なる感動を惹起し、それだけ非難もあつた。そのために官憲の壓迫もあり、初期の士官の投獄せられるものが多かつた。一八九〇年、ニューヨークに開かれた第一年に外國傳道のための特別集會がロンドンに開かれ、各地に遠征が企てられた。日本に對しては一八九五年(明治二十八年)九月四日十四名の士官達が到着し戰が開かれた。第一年の終りに五個の小隊、五百人の改心者、十數人の赴會事業は、この外、勞働紹介所、結核養所、救世軍病院、社會植民館、婦人ホーム、その他がある。救世軍宿舍、救世軍病院、社會植民館、婦人ホーム、その他がある。**參考書** Coates, The Prophet of the Poor, the Life Story of General Booth. Nicols A. M., General Booth and the Salvation Army. (松澤兼人)

キユーバ (Cuba) 〔歷史〕一七六三年—一六三年の有の短期間を除いてはコロンブスによる發見以來一八九八年迄スペイン領であつた。巴里條約によりその年スペインの主權は廢止されたが、その結末は合衆國の武力干渉によりスペインを驅逐し、キューバ獨立す。一九〇一年憲法制定し大統領、元老院、代表議會をもつ共和國となる。アメリカはキューバ獨立に危險な條約を外國と結結せぬこと、歲入の不足を補ふため起債せぬこと、合衆國に干涉權あること、海軍根據地を與ふることを提案し認められる。一九〇三年の通商條約で兩國關係に一歩を進めた。一九〇六年からの內亂のため一九〇九年まではアメリカ委員會臨時政府を組織す。〔土地人口〕四四、一六四方哩。人口三、五七九、五〇七(一九二八年)〔經濟〕砂糖(一、六〇〇、〇〇〇トン)煙草(一、一三三トン)ヱー九二七—八年)ベネー草カオ(輸出シガー八、四九三、一二三、〇〇〇)シガレット箱一、四六六、九八九弗、葉煙草一、一七四、五八九弗の外ココアヲ二九、四六六弗)も起る。プランテーション三八、〇九、三〇二七、五七四、六二〇ヘクトル、アルコール二〇、九八、五七五リットル、バナナ等を產す。一九二八年から珈琲產多し。バインアップル、

年迄スペイン領であつた。一八九八年—一九〇二年の米國領時代に於ける經濟的發展は著しいものがある。一九〇二年の米國との通商條約で砂糖關稅の引下げ、米國への輸出增加、米國資本の流入、米國人の土地所有權の獲得等が行はれた。一九二八年の輸出總額一、三〇〇萬弗、輸入總額一、四〇〇萬弗、輸出入共に米國が第一位を占めてゐる。一九二八年の國家豫算は歲入歲出共に一、一〇〇萬弗である。**參考書** Coates, The Prophet of the Poor, the Life Story of General Booth. Nicols A. M., General Booth and the Salvation Army. (松澤兼人)

救濟貧民の生活狀態を描寫し、精神的の救濟の外に肉體的の救濟の必要を說いたものである。かくて、この社會事業の資金を作るために一八六六年ブース夫婦によつて書かれた「最暗黑のイギリスとその救濟」(Darkest England and the Way Out)は、當時の

救濟制度 (Systems of the Poor Relief) 救貧制度の意味を國家の法制によつて定められた國家的制度と見れば共だ判然たるものであるが、ただ一般に救貧に關する社會事業的施設を指すものとすればその限界は極めて漠然たるものである。それがなければ、決算を檢査することによつて政府の行動を監視束縛する役割をもつ會計檢査院も政府に屬する機密に就ては、それが如何なる方面に使用せられたかを檢査しない。そこで機密費は政府常路者にとつて問題となつた機密費事件の如く國民に對して疑惑の種を蒔く所のものである。昭和二年度機密費に於いてこの機密費は左の如く計上されてゐる。

外務省	
本省	一、五八六、四五七円
內務省	
本省	一、七〇〇、〇〇〇
地方廳	八三、六六〇
大藏省	
本省	九六、〇〇〇
臨時國勢調査部	一〇〇、〇〇〇
司法省	
本省	八〇、三〇〇
檢事局	六八、〇〇〇
遞信省	
本省	三、七五〇
計	二、四七、五〇五

右は一般會計のみであり然かも「項」迄に就て算出せるものである。(三宅虎之助)

救世軍 (Salvation Army) 救世軍は特別なる原理と組織とを有するキリスト教の團體であつて、その原理と組織とは、第一世紀の初代キリスト教徒の信仰であり、その組織とは軍隊組織を傳道の方法として採用してゐる事である。その創設者は、ウイリアム・ブース(William Booth)であり、彼の妻カザリン・ブース(Catharine Booth)は大なる貢獻があつた。最初にこれらの人々が傳道し始めた場所が東ロンドンのヲワイトチャペルの附近であつたので、救世軍は軍營事業乃至は貧民傳道に力を注ぐことになつた。實に軍隊の組織が採用せられその名が掲げられたのは、一八七七年クリスマス前であつた。その年末には八一小隊、一二七士官、一九八七傳道者が出來た。この新運動は民衆の宗教を徹底せしむることにあつたので、全國に亙つて大なる感動を惹起し、それだけ非難もあつた。そのために官憲の壓迫もあり、初期の士官の投獄せられるものが多かつた。一八九〇年、ニューヨークに開かれた第一年に外國傳道のための特別集會がロンドンに開かれ、各地に遠征が企てられた。日本に對しては一八九五年(明治二十八年)九月四日十四名の士官達が到着し戰が開かれた。第一年の終りに五個の小隊、五百人の改心者、十數人の赴會事業は、この外、勞働紹介所、結核養所、救世軍病院、社會植民館、婦人ホーム、その他がある。救世軍宿舍、救世軍病院、社會植民館、婦人ホーム、その他がある。**參考書** Coates, The Prophet of the Poor, the Life Story of General Booth. Nicols A. M., General Booth and the Salvation Army. (松澤兼人)

キユーバ (Cuba) 〔歷史〕一七六三年—一六三年の有の短期間を除いてはコロンブスによる發見以來一八九八年迄スペイン領であつた。巴里條約によりその年スペインの主權は廢止されたが、その結末は合衆國の武力干涉によりスペインを驅逐し、キューバ獨立す。一九〇一年憲法制定し大統領、元老院、代表議會をもつ共和國となる。アメリカはキューバ獨立に危險な條約を外國と結結せぬこと、歲入の不足を補ふため起債せぬこと、合衆國に干涉權あること、海軍根據地を與ふることを提案し認められる。一九〇三年の通商條約で兩國關係に一歩を進めた。一九〇六年からの內亂のため一九〇九年まではアメリカ委員會臨時政府を組織す。〔土地人口〕四四、一六四方哩。人口三、五七九、五〇七(一九二八年)〔經濟〕砂糖(一、六〇〇、〇〇〇トン)煙草(一、一三三トンヱー九二七—八年)ベネー草カオ(輸出シガー八、四九三、一二三、〇〇〇)シガレット箱一、四六六、九八九弗、葉煙草一、一七四、五八九弗の外ココアヲ二九、四六六弗)も起る。プランテーション三八、〇九、三〇二七、五七四、六二〇ヘクトル、アルコール二〇、九八、五七五リットル、バナナ等を產す。一九二八年から珈琲產多し。バインアップル、

鐵道(一九二六年)一六〇一年、エリザベス女王勅許狀を有するキリスト教の團體であつて、その原理と、第一世紀の初代キリスト教徒の信仰であり、その組織とは軍隊組織を傳道の方法として採用してゐる事である。その創設者は、ウイリアム・ブース(William Booth)であり、彼の妻カザリン・ブース(Catharine Booth)は大なる貢獻があつた。最初にこれらの人々が傳道し始めた場所が東ロンドンのヲワイトチャペルの附近であつたので、救世軍は軍營事業乃至は貧民傳道に力を注ぐことになつた。實に軍隊の組織が採用せられその名が掲げられたのは、一八七七年クリスマス前であつた。その年末には八一小隊、一二七士官、一九八七傳道者が出來た。この新運動は民衆の宗教を徹底せしむることにあつたので、全國に亙つて大なる感動を惹起し、それだけ非難もあつた。そのために官憲の壓迫もあり、初期の士官の投獄せられるものが多かつた。一八九〇年、ニューヨークに開かれた第一年に外國傳道のための特別集會がロンドンに開かれ、各地に遠征が企てられた。日本に對しては一八九五年(明治二十八年)九月四日十四名の士官達が到着し戰が開かれた。第一年の終りに五個の小隊、五百人の改心者、十數人の赴會事業は、この外、勞働紹介所、結核養所、救世軍病院、社會植民館、婦人ホーム、その他がある。**參考書** Coates, The Prophet of the Poor, the Life Story of General Booth. Nicols A. M., General Booth and the Salvation Army. (松澤兼人)

キユーバ (Cuba) 〔歷史〕一七六三年—一六三年の有の短期間を除いてはコロンブスによる發見以來一八九八年迄スペイン領であつた。巴里條約によりその年スペインの主權は廢止されたが、その結末は合衆國の武力干涉によりスペインを驅逐し、キューバ獨立す。一九〇一年憲法制定し大統領、元老院、代表議會をもつ共和國となる。アメリカはキューバ獨立に危險な條約を外國と結結せぬこと、歲入の不足を補ふため起債せぬこと、合衆國に干涉權あること、海軍根據地を與ふることを提案し認められる。一九〇三年の通商條約で兩國關係に一歩を進めた。一九〇六年からの內亂のため一九〇九年まではアメリカ委員會臨時政府を組織す。〔土地人口〕四四、一六四方哩。人口三、五七九、五〇七(一九二八年)〔經濟〕砂糖(一、六〇〇、〇〇〇トン)煙草(一、一三三トンヱー九二七—八年)ベネー草カオ(輸出シガー八、四九三、一二三、〇〇〇)シガレット箱一、四六六、九八九弗、葉煙草一、一七四、五八九弗の外ココアヲ二九、四六六弗)も起る。プランテーション三八、〇九、三〇二七、五七四、六二〇ヘクトル、アルコール二〇、九八、五七五リットル、バナナ等を產す。一九二八年から珈琲產多し。バインアップル、

救貧制度 (Systems of the Poor Relief) 救貧制度の意味を國家の法制によつて定められた國家的制度と見れば共だ判然たるものであるが、ただ一般に救貧に關する社會事業的施設を指すものとすればその限界は極めて漠然たるものである。それがなければ、決算を檢査することによつて政府の行動を監視束縛する役割をもつ會計檢査院も政府に屬する機密に就ては、それが如何なる方面に使用せられたかを檢査しない。そこで機密費は政府常路者にとつて問題となつた機密費事件の如く國民に對して疑惑の種を蒔く所のものである。昭和二年度機密費に於いてこの機密費は左の如く計上されてゐる。

外務省	
本省	一、五八六、四五七円
內務省	
本省	一、七〇〇、〇〇〇
地方廳	八三、六六〇
大藏省	
本省	九六、〇〇〇
臨時國勢調査部	一〇〇、〇〇〇
司法省	
本省	八〇、三〇〇
檢事局	六八、〇〇〇
遞信省	
本省	三、七五〇
計	二、四七、五〇五

右は一般會計のみであり然かも「項」迄に就て算出せるものである。(三宅虎之助)

救世軍 (Salvation Army) 救世軍は特別なる原理と組織とを有するキリスト教の團體であつて、その原理と組織とは、第一世紀の初代キリスト教徒の信仰であり、その組織とは軍隊組織を傳道の方法として採用してゐる事である。その創設者は、ウイリアム・ブース(William Booth)であり、彼の妻カザリン・ブース(Catharine Booth)は大なる貢獻があつた。最初にこれらの人々が傳道し始めた場所が東ロンドンのヲワイトチャペルの附近であつたので、救世軍は軍營事業乃至は貧民傳道に力を注ぐことになつた。實に軍隊の組織が採用せられその名が掲げられたのは、一八七七年クリスマス前であつた。その年末には八一小隊、一二七士官、一九八七傳道者が出來た。この新運動は民衆の宗教を徹底せしむることにあつたので、全國に亙つて大なる感動を惹起し、それだけ非難もあつた。そのために官憲の壓迫もあり、初期の士官の投獄せられるものが多かつた。一八九〇年、ニューヨークに開かれた第一年に外國傳道のための特別集會がロンドンに開かれ、各地に遠征が企てられた。日本に對しては一八九五年(明治二十八年)九月四日十四名の士官達が到着し戰が開かれた。第一年の終りに五個の小隊、五百人の改心者、十數人の赴會事業は、この外、勞働紹介所、結核養所、救世軍病院、社會植民館、婦人ホーム、その他がある。**參考書** Coates, The Prophet of the Poor, the Life Story of General Booth. Nicols A. M., General Booth and the Salvation Army. (松澤兼人)

キユーバ (Cuba) 〔歷史〕一七六三年—一六三年の有の短期間を除いてはコロンブスによる發見以來一八九八年迄スペイン領であつた。巴里條約によりその年スペインの主權は廢止されたが、その結末は合衆國の武力干涉によりスペインを驅逐し、キューバ獨立す。一九〇一年憲法制定し大統領、元老院、代表議會をもつ共和國となる。アメリカはキューバ獨立に危險な條約を外國と結結せぬこと、歲入の不足を補ふため起債せぬこと、合衆國に干涉權あること、海軍根據地を與ふることを提案し認められる。一九〇三年の通商條約で兩國關係に一歩を進めた。一九〇六年からの內亂のため一九〇九年まではアメリカ委員會臨時政府を組織す。〔土地人口〕四四、一六四方哩。人口三、五七九、五〇七(一九二八年)〔經濟〕砂糖(一、六〇〇、〇〇〇トン)煙草(一、一三三トンヱー九二七—八年)ベネー草カオ(輸出シガー八、四九三、一二三、〇〇〇)シガレット箱一、四六六、九八九弗、葉煙草一、一七四、五八九弗の外ココアヲ二九、四六六弗)も起る。プランテーション三八、〇九、三〇二七、五七四、六二〇ヘクトル、アルコール二〇、九八、五七五リットル、バナナ等を產す。一九二八年から珈琲產多し。バインアップル、

鐵道(一九二六年)一六〇一年、エリザベス女王勅許狀を有するキリスト教の團體であつて、その原理と、第一世紀の初代キリスト教徒の信仰であり、その組織とは軍隊組織を傳道の方法として採用してゐる事である。その創設者は、ウイリアム・ブース(William Booth)であり、彼の妻カザリン・ブース(Catharine Booth)は大なる貢獻があつた。最初にこれらの人々が傳道し始めた場所が東ロンドンのヲワイトチャペルの附近であつたので、救世軍は軍營事業乃至は貧民傳道に力を注ぐことになつた。實に軍隊の組織が採用せられその名が掲げられたのは、一八七七年クリスマス前であつた。その年末には八一小隊、一二七士官、一九八七傳道者が出來た。この新運動は民衆の宗教を徹底せしむることにあつたので、全國に亙つて大なる感動を惹起し、それだけ非難もあつた。そのために官憲の壓迫もあり、初期の士官の投獄せられるものが多かつた。一八九〇年、ニューヨークに開かれた第一年に外國傳道のための特別集會がロンドンに開かれ、各地に遠征が企てられた。日本に對しては一八九五年(明治二十八年)九月四日十四名の士官達が到着し戰が開かれた。第一年の終りに五個の小隊、五百人の改心者、十數人の赴會事業は、この外、勞働紹介所、結核養所、救世軍病院、社會植民館、婦人ホーム、その他がある。**參考書** Coates, The Prophet of the Poor, the Life Story of General Booth. Nicols A. M., General Booth and the Salvation Army. (松澤兼人)

キユーバ (Cuba) 〔歷史〕一七六三年—一六三年の有の短期間を除いてはコロンブスによる發見以來一八九八年迄スペイン領であつた。巴里條約によりその年スペインの主權は廢止されたが、その結末は合衆國の武力干涉によりスペインを驅逐し、キューバ獨立す。一九〇一年憲法制定し大統領、元老院、代表議會をもつ共和國となる。アメリカはキューバ獨立に危險な條約を外國と結結せぬこと、歲入の不足を補ふため起債せぬこと、合衆國に干涉權あること、海軍根據地を與ふることを提案し認められる。一九〇三年の通商條約で兩國關係に一歩を進めた。一九〇六年からの內亂のため一九〇九年まではアメリカ委員會臨時政府を組織す。〔土地人口〕四四、一六四方哩。人口三、五七九、五〇七(一九二八年)〔經濟〕砂糖(一、六〇〇、〇〇〇トン)煙草(一、一三三トンヱー九二七—八年)ベネー草カオ(輸出シガー八、四九三、一二三、〇〇〇)シガレット箱一、四六六、九八九弗、葉煙草一、一七四、五八九弗の外ココアヲ二九、四六六弗)も起る。プランテーション三八、〇九、三〇二七、五七四、六二〇ヘクトル、アルコール二〇、九八、五七五リットル、バナナ等を產す。一九二八年から珈琲產多し。バインアップル、

鐵道(一九二六年)一六〇一年、エリザベス女王勅許狀を有するキリスト教の團體であつて、その原理と、第一世紀の初代キリスト教徒の信仰であり、その組織とは軍隊組織を傳道の方法として採用してゐる事である。その創設者は、ウイリアム・ブース(William Booth)であり、彼の妻カザリン・ブース(Catharine Booth)は大なる貢獻があつた。最初にこれらの人々が傳道し始めた場所が東ロンドンのヲワイトチャペルの附近であつたので、救世軍は軍營事業乃至は貧民傳道に力を注ぐことになつた。實に軍隊の組織が採用せられその名が掲げられたのは、一八七七年クリスマス前であつた。その年末には八一小隊、一二七士官、一九八七傳道者が出來た。この新運動は民衆の宗教を徹底せしむることにあつたので、全國に亙つて大なる感動を惹起し、それだけ非難もあつた。そのために官憲の壓迫もあり、初期の士官の投獄せられるものが多かつた。一八九〇年、ニューヨークに開かれた第一年に外國傳道のための特別集會がロンドンに開かれ、各地に遠征が企てられた。日本に對しては一八九五年(明治二十八年)九月四日十四名の士官達が到着し戰が開かれた。第一年の終りに五個の小隊、五百人の改心者、十數人の赴會事業は、この外、勞働紹介所、結核養所、救世軍病院、社會植民館、婦人ホーム、その他がある。**參考書** Coates, The Prophet of the Poor, the Life Story of General Booth. Nicols A. M., General Booth and the Salvation Army. (松澤兼人)

キユーバ (Cuba) 〔歷史〕一七六三年—一六三年の有の短期間を除いてはコロンブスによる發見以來一八九八年迄スペイン領であつた。巴里條約によりその年スペインの主權は廢止されたが、その結末は合衆國の武力干涉によりスペインを驅逐し、キューバ獨立す。一九〇一年憲法制定し大統領、元老院、代表議會をもつ共和國となる。アメリカはキューバ獨立に危險な條約を外國と結結せぬこと、歲入の不足を補ふため起債せぬこと、合衆國に干涉權あること、海軍根據地を與ふることを提案し認められる。一九〇三年の通商條約で兩國關係に一歩を進めた。一九〇六年からの內亂のため一九〇九年まではアメリカ委員會臨時政府を組織す。〔土地人口〕四四、一六四方哩。人口三、五七九、五〇七(一九二八年)〔經濟〕砂糖(一、六〇〇、〇〇〇トン)煙草(一、一三三トンヱー九二七—八年)ベネー草カオ(輸出シガー八、四九三、一二三、〇〇〇)シガレット箱一、四六六、九八九弗、葉煙草一、一七四、五八九弗の外ココアヲ二九、四六六弗)も起る。プランテーション三八、〇九、三〇二七、五七四、六二〇ヘクトル、アルコール二〇、九八、五七五リットル、バナナ等を產す。一九二八年から珈琲產多し。バインアップル、

とから成り、院内及び院外救助を總括審議する。この制度の特色は次の三點に要約し得よう。(一)個別主義ともいふべく、なるべく少數の窮民を監督吏のもとに置いて審査の徹底を期す、(二)委員の人格、經驗、手腕を重視し、その永續的就任によつてこれを期す、(三)中央集權的に全制度を組織化し、事業に統一と聯絡とを期す。近時わが國に行はれる方面委員制度の如きも、大體このエ式救貧法の流をくむものである。尚ほドイツにおいてこのほかに院内救助もないではないが、必ずしも純粹の救貧事業ではなく飲酒無頼、白痴、老衰、不具等々の人々をも收容するもので、その施設の半數以上は費用の全部乃至一部を徴するものである。〔アメリカ〕エルベルフエルト制度に對應するものとして、初めインディアナ州に採用したインディアナ制度(Indiana system)なるものがある。それは一八九五年同州慈善局の提案になる一法案に發するもので、一八九九年の法令で大體形態を整へるに至つた。その大なる特徴は、地方官廳の管理下に院外救助を行ふことで、貧民監察員をして關係區委員會と協力して被救助者及びその家庭の調査をなさしめ、原則として救助前に精細の調査票を慈善局に提出させ、慈善局は全州の調査票を精査して後初めて救助を許可する。即ち組織的で濫給を防ぐ效果をもつとせられてゐる。尚ほアメリカにおける院内救助は不振、その成績も不良である。〔日本〕わが國近年における院外救助の主なるものとしては方面委員制度がある。方面委員制度は大體上述のエルベルフエルト制度に似通つたもので、各の施設の名稱は區々、救濟委員、救護視察員、保導委員共濟委員等それ〴〵の名目を附してゐるが、要するに救貧委員で、多くは牛官牛民、府縣市立、或は協會の經營にかかる純然たる私立のものであるが、他方を小區に分ち一區につきその地方の有志德望家を委員に任ずる。現在のところ救助方法は多く現金施與である。大正六年岡山縣に創設せられた濟世顧問をもつてこれが先鞭とし、八年頃より漸次各府縣にその創設を見るに至つた。大正八年その施設數十一、大正十一年には十三、十二年には三十九、昭和元平末においては既に五十四の多きに達してゐる。その成績最も顯著で模範的と稱せられるのは、大阪の方面委員と岡山の濟世顧問とである。尚ほ救貧に關するわが法制についてエ〻へば、現行救貧制度ともいふべきものは明治七年公布の恤救規則によるものである。しかし右については、その後の社會狀態の著しい變化に應じ、明治二十四年並に三十年の兩度に亘つてこれが改正法案が議會に提出せられたのであるが、一方は否決され、一方は審議未了のまま遂に未だ改正せられない。昭和二年三月に至り社會局は新たに救貧法改正案を發表したが、まだ贊否定まらず、ことにその制度實施に伴ふ經費は國庫負擔金のみでも五百萬圓に達するので、その實現はそのまま具體化せざる狀態にある。尚ほ救貧制度に關する特殊項目については、「寡婦手當」「養老年金」「年金制度」「孤兒手當」「疾病手當」「養老手當」の各項目を參照。**參考書** 井上友一、救濟制度要義。生江孝之、社會事業要綱。(笠信太郎)

救貧法 「救貧制度」の項を見よ。

窮乏說 (Verelendungstheorie) 「崩壞說」(Katastrophe) 「破綻說」(Zusammenbruchstheorie) とか「窮乏說」(Verelendungstheorie) 「困窮說」(Verarmungstheorie) とかいふ言葉と同じやうに、この「窮乏說」(K. Marx) 或はエンゲルス (F. Engels) もマルクス (K. Marx) から傳つた言葉ではなく、マルクス主義批評家が名づけたところの一つのマルクス學說である。「貧窮說」「貧困增大說」「窮乏說」等の譯語もある。マルクスは「共產黨宣言」や「資本論」の中において、資本主義の必然的沒落を說明する際、資本の集中及び蓄積と之に伴ふ一般大衆のプロレタリア化とは、相並んでプロレタリアの貧困、苦痛、搾取、廢類等、悲慘を益す增大することを指摘してゐる。例へば「共產黨宣言」の中には「近世の勞働者は產業の進歩と共に上進するのでなく、反つて自己の階級の現狀よりも更に低下し、いよ〳〵深く沈み行くのである。勞働者は即ち救民となり、貧民は人口と富との增加に比して、一層速かに增加する」と言ひ、「資本論」の中では資本主義から社會主義に至る過程の描寫をする際、資本主義の發達が大資本による小資本の收奪を逃べてから次の如く書き續けてゐる—「斯ような轉形過程から生じる一切の利益を簒奪し、獨占する大資本家の數が、絕えず減少すると共に、大衆の悲慘と抑壓と、隷屬と、墮落と、搾取とは增加する。しかし乍らそれと同時に、また不斷にその數を增大し、資本主義的生產過程そのものの機制によつて訓練され、團結され、そして組織される一階級、勞働階級の反逆もまた增大する」と。更に「資本論」からもう一つ克明な包括的な章句を引照しておく。即ち「資本制度の內部においては、勞働の社會的生產力を增進すべき一切の方法は、個々の勞働者を犧牲として行はれるものであることは、第四篇で相對的餘剩價値の生產を分析する際に見た所である。さらに、生產發展上の凡ゆる手段は生產を支配し搾取するところの手段と化して、勞働者を一つの部分人に不具化せしめ、彼を機械の附屬物たる位置に引下げてしまう。かくして、彼の勞働は一切の內容を奪はれて單なる苦痛に轉化され、科學が生產上の獨立した力として勞働行程に併合されると同一の比例をもつて、勞働行程の畫性力は勞働者から引き離されることとなり、彼の勞働が行はれる條件は歪められ、勞働行程の進行中彼は卑陋極まる憎むべき專制に服從せしめられ、彼の終生は勞働時間に轉化され、彼の妻子は資本の屠殺車の下に投ぜられることとなるのであつて、此等の事實も亦右の分析の際見た所である。だが餘剩價値生產上の凡ゆる方法は又同時に蓄積の方法であり、蓄積の擴大は又餘剩價値生產上の方法を發展せしめる所の手段となるのである。そこで次ぎの結論が生じて來る。即ち資本の蓄積が進むに比例して、勞働者の位置は—彼が如何なる支拂を受けてゐるかを問はず、善き支拂を受けてゐるにしろ、惡しき支拂を受けてゐるにしろ—ますます惡化しなければならないといふことである。最後に、產業豫備軍たる相對的過剩人口を蓄積の範圍及び精力と均衡せしめる法則は、火神ヘエファトスの楔が亙神プロメシユースを巖に打着けたよりもヨリ堅く勞働者を資本に打着けるものであつて、それは資本の蓄積に照應した窮乏の蓄積を生ぜしめるのである。かくて一方の極に於ける富の蓄積は、同時に又その對極たる己れ自身の生產物を資本として造り出す階級の側に於ける窮乏、勞働苦、奴隷狀態、無知、野獸化、道德的墮落の蓄積となるのである」と。(資本論、第一卷第二版六七一頁、高畠改譯、資本論、第一卷八五八—八五九頁) マルクス批評家、プルジョア學者は呼んで以て勞働者窮乏說と言つてゐる。マルクスの說く主眼點は、資本主義の發達と共に勞働者の物質的精神的境遇が益す低下して、終に堪へ難きに至ると同時に、過剩生產は全プルジョア社會を混亂に陷らしめ、プルジョア財產の存在を危からしめるような恐慌の襲來を不可避ならしめる。この機會にプロレタリアは起つて政權を掌握するといふ所に存するのであるが、プルジョア學者は、斯る恐慌は來なかつたこと、並に勞働者の生活狀態は少くとも絕對的には兎に角良好になつて居り、決して勞働者は受救貧民となつてゐないなとマルクスを批判してゐる。之に對してカウツキー (K. Kautsky) は Bernstein und das sozialdemokratische Programm. 1899. で反駁してゐる。マルクスの眞意は、第一に、互ひに相剋する二つの傾向—一つはプロレタリアートの低下、一つはプロレタリアートの向上を指す傾向—を現はすことにあると解釋しうる。そして資本主義社會では、富の蓄積に比して、窮乏及び隷屬の增加並びに反抗の增加といふことは、根絕し盡し難い一傾向といふ意味で全然正しいことである。個々の地方や個々の產業部門をとつてみれば、プルジョア經濟學者の言ふごとく、窮乏化現象が一時的・過渡的な段階を現はし、やがて低下階級の

向上が起つて來ると見られようが、これは資本主義社會全體として見れば正しくない。そこではいたる所に窮乏があり、プロレタリアが多ければ多いほど、小經營が資本によつて惡化され、或は下數にされることが大きければ大きいほど窮乏の量が益す多くなる。同時にそれだけまた窮乏に反抗する勞働者階級の反抗も大になり、鋭くなるのである。**參考書** K. Marx, Das Kapital. (邦譯、高畠素之、資本論) K. Kautsky, Bernstein und das sozialdemokratische Programm. 1899. (邦譯、山川均、マルキシズム修正の駁論)。(住谷悅治)

教育統計 (Éducational Statistique d'Éducation) 教育統計とは人類の智的生活を記述し說明する統計である。其の中國民の一般的教育の狀態は、多數の國に行はるる如く人口調査に於いて讀み書きの知識又は學校教育の程度及び種類に關する調査擧議を設けて大體を窺ふことが出來る。又學齡兒童の就學率に關する調査によりても大體を知り得るのである。併し此の統計中最も主要なるものは教育制度に關する統計であつて、大學より小學校に至る迄の各種の學校、教員學生並に生徒及び學校財政に關する統計を包含する。教育統計は幽の外學校以外の精神的生產及び消費に關する統計をも包含する。其の主なるものは各種の出版物即ち書籍、雜誌、新聞等に關する統計であるが其の發行部數等の調査は甚だ困難である。其の他劇場、音樂會、博物館、圖書館、ラジヲ等の所謂社會教育的施設に關する統計即ち其の數、設備、其の利用及び效果等に關する統計も亦教育統計に屬するものである。**參考書** 文部省、日本帝國文部省年報。Zahn, Statistik in Deutschland, I. Band., 1911. (錦織理一郎)

協業 (Co-operation. Kooperation. Coopération.) 一般に協業とは多數の勞働者が同一の生產過程または互に聯絡ぶ。この協業の意義を明かにしたのはマルクス (資本論、第一卷、第四編) であつて、彼はこれを勞働の生產力增進の一條件として詳細に說明してゐる。それによれば、協業は單純協業 (einfache Kooperation) と分業に基づく協業 (die auf Teilung der Arbeit beruhende Kooperation) とに分たれる。元來、協業は人類文化の初期段階たる原始共產體においても、或はアジア、バビロン、エジプト、ギリシヤ、ローマ等の古代社會においても行はれてゐたのであつて、近代人をも驚倒せしめる巨大な宮殿、神殿、ピラミツト、巨像などの遺物はみな協業の賜物である。從つて協業は必らずしも資本主義的生產に特有のものではない。しかし原始共產體社會においては生產手段の共有制が、また古代社會においては奴隷制が、それ〴〵協業の基礎となつてゐるに反し、今日の資本主義社會にあつては、生產手段の私有制と賃勞働制とが基礎となつてゐる。けれども歷史的に見れば、今日の協業は中世の自作農や獨立の手工業に對抗して發展し、資本主義的生產の出發點となつたものである。元來、今日の資本主義的生產なるものは、他の生產方法におけるよりもヨリ多數の勞働者が生產のため同一資本家の命令下に働くことから出發するが、しかし生產方法そのものは、資本主義的生產の端初たる初期マニュファクチュアにあつては殆んどギルドの手工業と異なるところなく、僅かに量的差異を存する程度であつた。が、この量的差異はやがて質的變化をもたらす。即ち同一種類の商品を生產するためヨリ多數の勞働者が協同するてふ單なる事實だけで、勞働過程の上に或る變化が生じて勞働の生產力を增進するに至る。けだし第一、勞働の仕方は以前と同一なるも、ヨリ多くの勞働者が同時に同じ作業に從事するに至れば、生產手段の一部が共同に利用され、生產規模の擴大に比して生產手段の價値が相對的に減少する。例へば五人の職工が五臺の機を織るための工場の建築費は、五十人の職工が五十臺の機を織るための工場の建築費に比す

れば、必らずその十分の一以上である。第二、多數の力を集めるときは、個々の力の合計以上の新なる力が生れる。第三、多數の勞働者が同時に同一または同種類の仕事に從事するときは、各個人の勞働は總勞働の一部として同一の勞働對象に對して別々の方面から同時に働きかけることにより(まだ分業として固定してゐなくとも)著しく勞働の生産力を高める。第四、例へば農産物の刈入の如く一定の期間內に一定の仕事を仕上げるてふ必要に應じうる。等々。およそ是等の諸事情は勞働の生産力を大いに增進し、資本主義的社會においては生産物の各單位の價値を減少する。かかる單純協業は、前述の如く必らずしも資本主義的生産方法に特有のものではないが、しかも此の生産方法の必然的前提條件である。けだし生産手段を持たぬ賃勞働者は資本家に雇はれることによつて初めて同じ場所に集合して作業をなしうるが、この多數の勞働者が一つの場所に集合されることは資本主義的生産の前提だからである。ゆゑに資本の成立は當然に協業を前提するものであり、從つて勞働過程が一の社會的過程となることを示すものである。かくてこの種の協業は前述の如く初期マニュファクチュアを特徴づけるものであるがそれは次第に發展して複雜となる。この複雜なる姿における協業は、普通に謂はゆる分業で、マルクスはこれを協業の一發展形態として「分業に基づく協業」と呼ぶ。そしてかかる協業すなはち分業は、まだ機械の發達せざる以前における一般マニュファクチュア時代の資本主義的生産を特徴づける。アダム・スミスの「富國論」中の有名なる分業論は、要するにかかる分業の研究である。マルクスはこれを協業の一發展形態として分析し、それの歴史的意味を明らかにしてスミスの分業論を補完したが、これについては「分業」の項を參照されたい。要するに、協業はその單純なる形におけるにしろ複雜なる形におけるにしろ、共に勞働の生産力を增進するための勞働組織の方法であつて、資本主義的生産にあつては、これによつて資本家が生産物の一單位の價値を小ならしめて勞働力の再生産費を低下し、もつて勞働力の價値を低下して相對的剩餘價値を大ならしめる任務をもつ。しかし協業はやがて機械の發達を促すが、この機械は遂に協業に代つて右の相對的剩餘價値增大の任務を果たすに至り、かくてマニュファクチュア的生産は工場的生産に轉化する。(林要)

恐慌及び恐慌學說 恐慌に關する學說には種々ある。まづ古典學派の經濟學では自由なる經濟活動は經濟生活に於ける最大の調和を生ぜしめると考へるのであるから、自由の行はれてゐる經濟社會の恐慌の出現を拒まなければならなかつた。しかるに古典學派の最盛期たるリカアド時代すでに一八一五年及び一八二五年の恐慌が現はれたため、これに何等かの說明を必要とした。彼等はまづ恐慌を資本家の不注意な輕擧に歸し、そのやうなことを戒めるならば恐慌はなくなると說明した。或は更に恐慌を以つて不作等の如き自然的原因に歸した。或は又國家の干渉的な內外政策に歸した。從つて古典學派の自由主義的立場よりすれば、これらの偶然的原因を除くと、恐慌の經濟的原因として往々考へられる過剩生産の如きも否定された。かかる見解を最もよく代表したのはセイであつた。セイによれば生産物は他の生産物によつてのみ買取られるのみならず、人間は消費することが出來る以上に生産することは出來ない。故に過剩生産は存しないと云ふのであつた。リカアドも亦セイのこの見解を發展せしめたのである。尤もリカアドは恐慌があらゆる保護干渉政策の除去によつて消滅すると明言しなかつたが、それによつて社會の一般的福祉を齎らすと云ふ思想の中に、樂觀的な恐慌論を含めてゐたと云はなければならぬであろう。調和論に反對して過剩生産論を唱へたものにマルサスがある。マルサスによれば、富の增加は資本の不斷の增加がなければ起らない。資本の新しい蓄積は資本家階級の節約によつて生ずるが、この增加資本と增加勞働者とを結合して生ずる增加商品量は十分なる販路を見出すことが出來ない。もしもかかる商品量を強いて賣却せんとするならば價格を甚だしく引き下げなければならない。そのことは資本家の蓄積慾を減退せしめると云ふのである。このやうにマルサスはセイ、リカアド等の生産と消費との調和論に反對したが、資本蓄積を以つて生産の唯一の目的となすことにより、經濟組織そのものが生み出す矛盾を再びその經濟組織に適合せしめ、かくて組織の自壞論を避けたが、それは直ちに再生産の問題で行き詰るべき理論たらざるを得なかつた。生産の過剩は相對的意味に於いて消費の過少であるから、恐慌の原因を生活に求める見解のある他面には、それを又消費の方面に求める見解も生じうる。過剩生産と過少消費は形式的には同一に歸するが、いはゆる過少消費說はそのやうな一般的形式的意味のものでなくて、勞働者階級の消費を問題にする。即ちこの方面の代表者シスモンデイによると勞賃は勞働者をして彼等自身の生産したる生産物を十分に獲得せしめるには餘りに少ない。然るに社會の生産力は增進してやまないから、兩者の間に矛盾を釀成して恐慌となると云ふのである。ロードベルツスもこの方面の代表者である。次に資本主義經濟は一つの規則正しい波動を以つて進んでゐて、恐慌はその一點に現はれるが故に、その點に着眼して景氣循環の部分現象としての恐慌を論ずる學者が少くない。シュピートホフ(Spiethoff)、ツガン・バラノウスキー (Tugan-Baranowsky)、ポーレ(Pohle)、ゾムバルト(Sombart)、アフタリオン(Aftalion)、ブニアチャン(Buniatian)等はその代表者である。シュピートホフによると景氣變動には繁榮と沈滯とがあるが、繁榮の表徴は資本利潤の增加、投下資本の增加殊に間接的消費(鐵、石炭等)の增加、財貨生産の增加、貸金利子の引上げ及び物價騰貴等である。しかしこれ等は同時に且つ急に出現、完成するものでなくて、漸進的に發展するから、その間に好景氣の過渡期があるが、それらが十分發展すると、最好景氣が出現する。而してその終期は

資本缺乏期である。それは生産過剩によつて生ずるか、繁榮が不健全にも信用擴張、投機過剩によつて歪められる場合に、この終末は恐慌を伴ふ。過剩生産は不可避的であるが、恐慌は免れ得る。恐慌は病的の經濟狀態の急激なる現象の時點であつて、必然的現象ではないが、繁榮期の終末にしばしば現はれる隨伴現象である。從つて又過剩生産と恐慌とは共に繁榮にその根柢を有するが、兩者は相互に獨立である。恐慌に導くところの繁榮期に於ける生産過剩は一般に完成享樂財貨でなくて、間接消費財貨及び收益財貨である。收益財貨と云ふのは新財貨のための生産設備である。だからシュピートホフの見解では本來の恐慌の原因となるものはこれ等の生産の不均衡である。ツガンもこの見解を發展せしめてゐる。アフタリオンは恐慌の原因たる過剩生産を限界效用說の意味に於いて需要の充足の增加、從つてその增加に比例して商品の效用低下に歸する。ブニアチャンも恐慌を週期的循環の一部と解するが、恐慌の原因を過剩資本化(Überkapitalisation)に求める。過剩資本化は商品の過剩生産となつて現はれるが、社會的の資本化は私經濟的の資本蓄積によつて生ずる。ところが個人經濟の蓄積慾は國民經濟の蓄積要求より大であるため、過剩資本化の永續的傾向を生ずる。過剩資本化は資本化減退(Dekapitalisation)の反對現象である。週期的の經濟恐慌は本來資本化に後續するところの強烈に現はれる資本化減少に外ならぬ。景氣變動の過程の一點に現はれるものとしての恐慌の把握は、單獨現象として理解された恐慌理論より確かに一段の進步をなしたことは否定し得ないが、しかも尙ほ幾多の缺陷を有してゐた。すなはちシュピートホフの如き實證的研究では恐慌は單に偶然的現象にとどまり、その必然的根據が理解されてゐなかつた。その點ではシュンペエターの動態論的說明は經濟發展、景氣變動に關する必然性を指摘したが、しかしそれはいまだ歴史の不遡及的發展性を逸してゐた。けだし經濟發展の轉回點としての恐慌後の經濟過程は本質上、すなはち彼のいはゆる純經濟的にはそれ以前と何等異るところがないのであつて、歴史の必然的なるしかも不遡及的なる性質は明らかに逸せられてゐた。かかる見解に對し歴史の發展性を確實に捉へることにより、景氣變動の一點としての恐慌を理解したのはマルクスであつた。すなはち彼は漠然と經濟社會の波動を問題としたのでなくて、資本主義經濟の發展の內面に恐慌の必然性を認識した。彼によれば資本主義經濟の進行は資本の蓄積、再生産の擴張的進行として現はれる。恐慌はこの擴張再生産の進行が一時的に挫折する現象である。しかもこの挫折は擴張再生産の存立が資本主義經濟に必然的である如く、資本家の擴張再生産に必然的である。けだし資本主義的生産は元來無政府主義的に行はれてゐるから、生産と販賣は齟齬する。かくて關連的なる生産部門(例へば原料生産部門とその加工品生産部門)間の生産販賣の不調和を生じていはゆる部分的恐慌となる。のみならず資本家の目的とするところは專ら利潤の獲得であるに拘はらず、資本の有機的構成の高級化と共に利潤率は低下するが、この事は擴張再生産を激成する。そこで生産規模の擴大は生産增加となり、市場の制限を越える。資本家は急に生産を手控へやうとするが、その時には最早恐慌が來る。部分恐慌は一般的恐慌に移つて經濟の發展全體を左右するものとなる。その轉回點に於て資本家は復活すべく現實の購買力に適應して生産規模を抑制し、そうして安定を恢復する。が資本家は利潤獲得の本來目的に從つて再び擴張生産を加速度的にすすめる。かくて資本主義經濟の進行は必然的に恐慌を誘發し、安定を恢復して、景氣變動の波を打つ。この進行は帝國主義時代に移ると著しく歪められてくるが、しかし發展し得る限りの發展に於いて、資本主義經濟そのものを止揚する恐慌に到達する。恐慌は單なる波動の一片でなくて資本主義經濟の生れ、發展し、沒落するところの歴史過程の一里塚である。**參考書** Marx, Das Kapital, III. Marx, Theorien über den Mehrwert. II. 2. R. Luxemburg, Die Akkumulation des Kapitals. Hilferding, Das Finanzkapital. Tugan-Baranowsky, Studien zur Theorie und Geschichte der Handelskrisen in England. Bouniatian, Wirtschaftskrisen und Überkapitalisation. W. Fischer, Das Problem der Wirtschaftskrisen im Lichte der neueren nationalökonomischen Forschung. H. Vogel, Die Theorie des volkswirtschaftlichen Entwicklungsprozesses und das Krisenproblem. Zimmermann, Das Krisenproblem in der neueren nationalökonomischen Theorien. Spiethoff, Artikel, Krisen, in Hw. d. Stw. 4. Aufl. Bd. VI. Lederer, Konjunktur und Krisen (G. d. S. IV. I.) Aftalion, Les Crises périodiques de Surproduction. Lescure, Des Crises générales et périodiques de Surproduction. (岸本誠二郞)

共濟組合 共濟組合とは、組合員が相互に救濟し合はんがために組織するものであつて、組合加入者が豫め一定の掛金をなし、疾病、負傷、死亡其他の災害等一定の事故が發生した場合、其の積立金中から一定條件に基いて一定金額の給付をなして以て組合員の災害を救濟せんとするものである。從て共濟組合は組合員疾病又は負傷等の事故に遭遇した場合には救濟金を交付し、死亡の場合は其の遺族の埋葬料及び扶助料を給與することを普通とし、天災、事變、婚姻、出生、入營等の場合にも亦一定の給與をなすことがある。組合掛金の額、給與金額及び給與の場合等は規約によつて決定するものであり、從つて組合を異にするに從つて異なり、必ずしも劃一的でないが、斯く共濟組合は相互に組合員の危險を負擔するものなるを以て、一種の保險團體と看做すことが出來る。而して共濟組合には強制加入を命ずるものと任意的加入によるものとの二種があるが、通例は強制加入によるものを原則とし、共濟組合の設けられてゐるところに傭はるるものは必ず組合員たるの義務を負

はされてゐる有様である。從つて今日にては共濟組合は單に組合員自體の共濟機關であると云ふ本來的性質を脫出して、勞働爭議の勃發を防止するがための勞資協調的福利施設として設けらるるとふ場合が尠なくない。共濟組合の目的が斯くの如く變化した結果、今日共濟組合の多くは單に組合の災害を救ふばかりでなく、永年勤續の職工に奬勵金又は年金を交付し、其の他娛樂機關、醫療機關を設ける等勞働者の福利增進の爲の溫情的施設をなす傾向がある。然しながら娛樂設備醫療機關の如きは勿論のこと勤續職工に對する奬勵金給與、職業上の事由に本く疾病、傷害死亡等の場合の救濟扶助等は當然雇主の負擔すべきであり、また今日工場法による扶助規定は此等の多くのものの實施を强制してゐる。從て共濟組合を有する工場に雇はるる勞働者は二種の救濟を受ける譯である。此の場合、共濟組合の中には斯種工場法の扶助規定に定められてある救濟準項と抵觸する救濟は之をなさずとするもの或は制限するものがあるが、大體から云へば工場法による扶助を差引くると云ふが如きことは今日にては甚だ尠なくなり、多くは工場法と併行する場合にも組合の規定通りの救濟を與へてゐる。共濟組合はイギリスにては Friendly Society と呼ばれ、また米國にては Benefit Society 或は Fraternal Society と稱せられ、イギリスに於いて最も古くから存在し、同國の共濟組合の最古のものは一六三四年のボーロースタウネスの組合であると稱せられる。然し一七九六年に之を保護する法律（Friendly Society Act）が實施せられて以來顯著なる發展をなしたのである。其の他歐洲大陸諸國及びアメリカに於いても早くから發達して來てゐる。我國に於いては工業の發達が遲かつたため、之に隨伴して伸長するを例とする共濟組合は比較的最近に發達したものであつて、我國に於ける共濟組合の嚆矢と看做すべきものは明治二十三年山口縣の或セメント製造會社に設立せられた共有會である（之は職工が各自掛金をなす外工場主から幾分の補助金を受けて、職工の疾病、負傷、死亡並に家族の死亡等に對して給與金を交付した。其の後明治二十六年に栃木縣下に一個、二十八年に京都府下に三個の組合が設立せられた。しかし是等は、孰れも微々として振はず、殆んど其の實を擧げてゐなかつた。然るに大正時代に入り急速度を以て共濟組合の設立が增進し、大正元年三〇、同二年三一、三年三七、四年四三、五年七一と云ふ勢にて著增して、近年にては、すこし大なる工場にては共濟組合が必らず存すると云ふ狀勢であつたが、大正十五年健康保險法が實施せられて、政府の管理の下に健康保險組合が各工場に設けられ、共濟組合が從來行つて來た事業を殆んど行ふに至つたため、共濟組合の中には或は廢止せられ、或は健康組合に變形したものがあるが、其の數字に至つては全國的調査を缺くが故に其の詳細を知り得ない。一方共濟組合は其の發生當時に於いては主として工場勞働者間にのみ行はれただけであるが、其の後鐵道、電車等の交通勞働者間に於いては勿論、警察官、小學敎員、通信從業員、一般官吏等の間にも普及し、昭和二年には全國町村吏員の共濟組合案が策せられるに至つた。今是等共濟組合中最も大なるものを見るに、それは官廳現業員共濟組合であつて、組合員數（大正十四年現在）を標準にすると、十八萬四千人の國有鐵道從業員組合を筆頭に、遞信省職員共濟組合、警察官共濟組合、海軍共濟組合、專賣局現業員共濟組合、陸軍共濟組合、製鐵所共濟組合、林野現業員共濟組合、土木事業從業員共濟組合、印刷局現業員共濟組合等がある。（八木澤善次）

共産インタナショナル　「第三インタナショナル」の項を見よ。

共産主義　(Communism. Kommunismus, Communisme.)　共産主義なる言葉は社會主義と共に、その用法が必ずしも一樣でない。プラトーからマルクスに至るまで、私有財産に反對する有ゆる思想を總稱して共産主義と名づけ、社會主義を以てその特殊な一體系と見做した場合があ

る平等の權利を享有する狀態を指す社會主義と、私有財産の撤廢が生產手段以外にまで徹底し、從つて商品交換の原則が完く廢止せられ、完全な平等の行はれる狀態を指す共産主義とを、獨斷的な社會理想として見るならば、兩者は互に對立せしめることができる。之に反して、資本主義社會に出發する社會的發展として之を見るならば、兩者はこの發展の二つの異つた段階に相當する。マルクスは資本主義社會から生れる新らしい社會を指して共産主義社會と呼び、この共産社會の第一段階が普通に社會主義と名づけられるものである（Lenin, State and Revolution）。この段階においては、共産主義社會は「有ゆる點に於いて、經濟的にも、道德的にも、智識的にも、まだ先頃まで宿つてゐた舊社會の母斑を背負はされてゐる。」個々の生產者は「その勞働の中から、共同積立に對する分だけ引去られた後、是々の勞働を寄與したといふ證書を受取る。そしてその證書を以て、消費品の共同倉庫から、その勞働量に相當する物品を引出す。即ち彼は一の形に於いて社會に與へたその同じ勞働量を、他の形に於いて取返へすのである。ここでは明かに商品交換（それが等價の交換である限り）と同じ原則が行はれてゐる。內容も形式も變化してゐるのは、變化した事情の下に於いて、何人も自分の勞働以外、與へる物がないからであり、また一方に於いては、個人的消費品以外には何物も個人の所有になり得ないからである。けれども、それら個人的消費品が個々の生產者の間に分配されるといふ點に於いては、等價商品の交換と同じ原則が行はれる。即ち一の形に於ける同量の勞働と交換されるのである。斯くて平等の權利（即ちブルジョア的權利）がなほ原則となつてゐる。……この平等の權利なる者は、矢張りブルジョア的な制限を帶びてゐる。生產者の權利は、その人の勞働給付に比例してゐる。平等とは、平等の尺度（即ち勞働）で測定されるということである。……勞働が尺度となるには、その延長と强度とに依らねばならぬ。……平等の權利とは、即ち不平等の權利である。ここでは總ての人が勞働者であるのだから、階級の差別はないが、自然的特權としての不平等を個人的才能、從つて又、不平等な實行能力が、暗默の間に承認されてゐる。」しかるに「共産社會のより高き段階に於いて、即ち個人が分業の下に受けてゐる奴隷的束縛が消滅し、從つて又精神勞働と肉體勞働との對立が消滅する時、又勞働がかりでなく、勞働その者が生活の第一の慾求となる時、更に又個人の多方面な發達と共に、生產力も增大して、共有財産の有らゆる水源が十分に流れ出す時、その時はじめて狹隘なブルジョア的權利思想の水準を踏み越え、社會は初めて其の旗の上に斯う書くであろう。「能力に應じて各人から、必要に應じて各人に與へる！」（マルクス、ゴータ綱領批評）。かように共産主義社會の第一の段階（社會主義）にあつては、生產手段の私有者についてのみ、ブルジョア的權利は撤廢され、その他の部分、即ち社會の成員間への勞働及び消費品の分配の法則としては、ブルジョア的權利は尙ほ存續する。「この限りに於いては、國家もまた依然として必要である。それは生產手段の社會的所有を防衛しつつ勞働の平等と生產物の分配に於ける平等とを保證する。」そこで政治的には、共産主義社會の第一段（社會主義）に於てはもはや資本家なく、階級なく、階級的抑壓のないといふ範圍では「國家は死滅しつつある」が、なほ全く死滅したわけでない。何故ならば「なほ不平等を神聖化するブルジョア的權利の擁護が存續するからである。」共産主義社會の更に高き段階に至つて、それは初めて完全に死滅するのである。Lenin, State and Revolution, ch. V. 參照。共産主義社會の生產、分配、行政の特質についての簡明な說明は Bucharin, A.B.C. of Communism, Ch. IV を看よ。（山川均）

共産主義同盟　(The League of Communists. Der Bund der Kommunisten. La Fédération des Communistes.)　一八四七年ロンドンに作られた結社でドイツの革命家を中心として起つたものであるが、各國から亡命中の革命家も之に參加して國際的活動をなした。隨つて一面ドイツの共産主義の團體であると共に、國際社會運動の原始細胞をなしたものである。初め同年六月一日「義人同盟」（Der Bund der Gerechten）の第一回大會が同地に召集せられ、既に一月以來これに加盟してゐたマルクスとエンゲルスとも出席する筈であつたが、前者は旅費の缺乏のため、代理として友人ウオルフ（Wilhelm Wolff）がブラッセル支部を代表し、又エンゲルスはパリ支部代表として渡英した。大會の勞頭、同盟の組織改造が議せられた結果「共産主義同盟」と改稱、直ちにこの大會を以つて新同盟の第一回大會と定め、民主的組織ある純宣傳結社となつて陰謀的神秘的な「義人同盟」といふ舊套を脫却したのである。進んで規約變更が議せられ、第一條に同盟の目的をきめて「プルジョアジイの顚覆、プロレタリアートの支配、階級對立に基く舊社會の撤去、無階級無私有財産の新社會の建設」といふ明確な目標を揭げ、同盟の標語も從來の人類平等思想に基礎をおく「一切の人間は同胞である」（Alle Menschen sind Brüder.）といふのに代へて「萬國のプロレタリア團結せよ！」（Proletarier aller Länder vereinigt euch!）とした。要するに中世紀手工業者的の觀念的陰謀的遺風を一掃して、近代的無產階級に則した組織を普及させやうとするにあつた。組織の如きも最下層に Gemeinde その上に Kreise 更に Leitende Kreise をおき、之を大會（Kongress）と本部（Zentralbehörde）とによつて總轄せしめることとなつた。然し、規約は各支部に計つてその議決を得る必要があつたが、同盟の新裝については少からず物議を釀したので、採決を延期して同年十月に第二回大會を開く時に讓つた。但し、第一回大會の當時に於いてヨーロッパ各地に散在してゐたドイツ其の他の諸國の革命家達は擧つてマルクス、エンゲルスを重視してゐたが故

に、同盟がこの形勢を觀取して兩人を立役者たらしめたことは最も策の當を得たものであつた。大會は又、義人同盟の信仰告白(Katechism)と呼ぶ七ケ條の問答案を提出したが、不評であつたから之を添削して、新たに「共產主義的信仰告白」(Das kommunistische Glaubensbekenntnis)を纏めることをエンゲルスに委囑し、彼は之を次の大會までに完成したが、これが有名なる「共產主義原則」(Die Grundsätze des Kommunismus) 二十五問答である。第二回大會は同年十一月二十九日より十二月二十日までロンドンで開かれ、エンゲルスとマルクスとも相携へて出席した。兩人の理論は既にドイツ、フランス、イギリス、ベルギー、スウイス諸國から參集した代表者に贊成せられ、五十ケ條の新規約を採用すると共に全會一致して新たなる綱領の執筆を兩人に託した。乃ち兩人は曩の「共產主義原則」を根據として研究努力した結果、一八四八年一月初に「共產黨宣言」を完成した。之こそ近代的國際的共產主義運動の根本原理を開明する教科書であると共に、この運動に參加すべき無產者軍を誘發する召集狀ともなる可きものであつて、殆ど不朽の生命を有する文獻である。「宣言」が公刊せられて間もなく、フランスに二月革命が勃發し、續いて中歐諸國が渦中に入るやロンドンの同盟本部は解散して一切の實權をブラツセル在居のマルクスに一任したが、ベルギーも戒嚴令を布いたため、パリに同盟本部を移し、フランスの臨時政府諒解の下に活動し、「ドイツに於ける共產黨の要求」十七ケ條を決議してドイツ國內に宣傳して運動の促進を計つたが、三月以後のドイツ革命に同盟員は各地の中心をなし、マルクス、エンゲルスも同志とともにケルンに「新ライン新聞」(一八四八年六月一日―一八四九年五月十九日)を出して中心機關とした。反革命の勝利と共に同盟の人々もプロシア政府より追放せられ、マルクスも五月末パリへ、次いで八月末ロンドンに走つた。ロンドンに於いて「新ライン新聞、政治經濟評論」(一八五〇年一月―四月及び十一月)を出してマルクス、エンゲルスは同盟の殘黨の糾合と本國の擾亂に努めたが、カリフオルニアの金鑛發見による世界經濟の小康の上に立つ各國反動革命の勝利は同盟にとつても非運を齎した。この局面を如何に打開するかに就て同盟員の間に意見の相違を生じ、エカリウス、フエンデル、ザイレル、フライリグラート等の年長者並に年少者の中ではリイプクネヒト、シユラムのみはマルクス、エンゲルスと共に徐ろに宣傳と教育と組織とを以て次の革命期を待てと主張したが、シヤツペル、ウイリツヒ等を擔ぐ年少者の群は即時蹶起の主張を抂げなかつた。前の人々は當然同盟に對して疎縁となり、マルクス、エンゲルスは暫く學究生活に入る事となり、殊に後者は此後約二十年間マンチエスターに商業生活を送るに至つた。一方同盟に殘つたシヤツペル、ウイリツヒの方も必ずしも順調に進まず、只本國に殘つてゐた同志だけは同盟の正統を繼ぐものとして飽まで使命を果さんと努力したが、プロシアの反動政治の陷穽に落ちて一八五一年五月にケルンの本部探索に引續き全國的に檢擧があり、多くの同盟員が收監された。翌年十月に至つて漸く公判に附せられ、十一月に至り何等證據はなかつたにも拘はらず叛逆未遂の罪名にて多くは六年乃至三年の刑に處せられた。マルクスは初めから此事件には全然關係はなかつたが犧牲者の救援に盡力すると共に同盟の解散を提案して之を實行した。(尙ほ「共產黨宣言」「ケルン共產黨事件」の項參照)。**參考書** リヤザノフ、マルクスとエンゲルス(一九二七年)。嘉治隆一、マルクスとエンゲルス(大正十四年)。同、ケルン共產黨事件の眞相(我等、大正十五年五月號)。(嘉治隆一)

共產黨事件(**第一次共產黨事件**) 日本共產黨は、大正十一年四月二日大阪天王寺公會堂に於ける、全國總聯合大會決裂二ケ月後、即ち大正十一年の六月に、その組織の準備に着手され、同年十一月の第一回大會において正式の成立を見た。その準備過程に於いて主としてその任に當つたものは、當時分散せる社會主義者グループのそれぞれの代表者堺利彥(無產者)、山川均、荒畑勝三(水曜會)、近藤榮藏、高津正道(曉民會)、佐野學等の人々であつた。豫審決定書はこの間の事情を「……露國にある片山潜等と氣脈を通じ云々」の數語で說明してゐる。片山氏は當時第三インタナショナルの重要な地位にあつた關係及び日本共產黨の組織準備者との間の個人的な關係から、兩者の間の結合に多かれ尠かれ努力したことは事實と見てよいであろう。日本共產黨はその成立と共に、暫定的な規約及び綱領を決定しその運動の指針とした。この暫定規約及び暫定綱領はその後多少の變更が加へられて、正式の規約及び綱領となつたが、之はその儘ここに掲載出來ないことを遺憾とする。而してこの運動は最初は少數の社會主義者のグループの間にすぎなかつたのであるが、漸次擴大し、勞働總同盟その他の團體に迄擴大さるるに至り、又學生團體の內部へも發展するに至つた。官憲はその擴大に非常なる恐怖を持ち遂に大正十二年六月五日の早曉共產黨の大檢擧に着手した。この手入によつて日本共產黨の重なる分子は殆んど檢擧され、黨の機關は事實上窒息せしめられてしまつた。いま起訴された人名と所屬團體とを列擧すれば左の通りである。堺利彥(無產者)、近藤榮藏(曉民會)、佐野學(鑛夫總聯合及び早大教授)、高津正道(曉民會)、田所輝明(建設者同盟)、浦田武雄(農民運動社)、市川正一(無產階級社)、渡邊滿三(時計工組合)、杉浦啓一(關東機械工組合)、上田茂樹(無產者同盟)、高瀨淸(曉民會)、橋浦時雄(勞働新聞社)、吉川守邦(勞働新聞社)、中曾根源和(無產社)、野坂參貳(總同盟)、荒井邦之介(曉民會)、田代常二(曉民會)、渡邊政之助(南葛勞働會)、猪俣津南雄(文化同盟及び早大教授)、德田球一(水曜會)、小岩井淨(社會思想社)、荒畑勝三(無產者同盟)、辻井民之助(總同盟)、市川義雄(出版從業員組合)、川內唯彥(無產社)、高野武二(曉民會)、山本懸藏(總同盟)山川均(水曜會)、尙ほ名古屋共產黨として起訴された日本

共產黨の名古屋セクションの人々はいづれも總同盟所屬の社會主義勞働者であつた。葉山嘉樹、酒井定吉、寄田春夫、篠田淸、三好覺、淸水谷松、小澤建一、倉森次郞、鈴木箕三郞、梶田重治、南部岩吉の人々。日本共產黨のこの檢擧は早稻田大學軍事研究團發會式(五月十日)當日における文化同盟の反軍國主義運動に關聯した黨員佐野學、猪俣津南雄、西雅雄氏等の研究披露に端を發してゐると言はれてゐるが、その事實は詳かでない。但しこの前後に於いて、日本共產黨の綱領の原本が、何れかの徑路によつて、官憲の手に押收され、黨員の一部の氏名が官憲に知られたことは事實であつて、官憲は之を手掛りとして二月の市川に於ける會合、三月の石神井における黨大會を跡つけたのである。〔**群馬及び長野共產黨事件**〕 猶ほ大震災を中心として、それにつづいた社會主義運動への反動と彈壓は、地方共產黨の徹底的檢擧となつて現はれた。即ち震災直後(十月の「群馬共產黨」の檢擧、翌年三月の「長野共產黨」の檢擧)が、これである。かくて日本共產黨の殘存勢力は、殆んど共に根絕されるに到つた。兩共產黨の犧牲者は次の通りである。(群馬共產黨)藤田悟、高津渡、川村恒一、小林邦作、町田篁、尾池眞六、田村榮太郞、吉田綱十郞、三好德次、岩丸波太郞、青木正次郞、吉田儀作、關口金藏、梅澤佐藏。(長野共產黨)羽生三七、今村邦男、代田茂、山田亮一、林武雄、矢澤共司、關口光男、牧野英男、吉田稻雄、小野長治、淸水玄三郞、松澤治郞作、福島國雄、今井敏造、桑原郡治、小野正勝、佐々木利一、福島政治。〔**第二次共產黨事件**〕大正十一年の檢擧によつて共產黨運動は一時頹勢に赴いたるが如く見えたるも、その後忍耐強き運動によつて、再び擡頭したのであつた。昭和三年二月の衆議員總選擧に際し、共產黨のビラが各所に撒布された。官憲は三月十五日未明全國に亘つて約千名の檢擧をした。東京を中心に北海道、横濱、靜岡、名古屋、京都、大阪、神戶、福岡、新潟、長野等一道三府三十縣に亘つて大檢擧家宅搜索をなした。同黨は大正十五年末山形縣五色溫泉に創立大會を開き當面のスローガンとして、(一)〇〇制の廢止。(二)議會の解散。(三)十八歲以上の男女の普通選擧。(四)言論、集會、結社の自由。(五)一切の反勞働者農民法の撤廢。(六)七時間勞働制。(七)資本家全額負擔失業保險。(八)〇〇及寺院、地主の土地〇〇〇〇。(九)高度の累進所得稅。(十)サヴエート・ロシアの防衞。(十一)帝國主義戰爭反對。(十二)植民地の完全なる獨立などの項目を掲げたものであつたが、尙ほ同事件に關聯し、各官立大學に於いて社會主義的教授の追出しが行はれ、京大よりは一教授、東大よりは一助教授、九大よりは三教授の辭職、勞農黨、勞働組合評議會、無產青年同盟、學生社會科學研究會の解散となり、尙ほ檢擧されし中六百餘名は起訴收監され、東京を除く各地は既に裁判の終結して、刑の決定まで見てゐる。分離裁判により、各地方に首魁をつくり、首魁はいづれも八年、七年、六年、五年と云ふが如き嚴刑に處してゐる。然し乍ら未だ事豫審中或は搜査中に屬するを以つてここにすべてを發表するを得ない。尙ほ昭和四年四月十六日第二次全國的檢擧により數百名收監された。(細野三千雄)

共產黨宣言(The Communist Manifest. Das Kommunistische Manifest. Le Manifeste Communiste) 一八四八年二月二十四日、パリに二月革命が勃發する直前ロンドンなる共產主義同盟によつて公表せられた宣言である。執筆者はカール・マルクスであるが、協力者フリードリツヒ・エンゲルスの思想が豐に織り込まれてゐることはこの宣言の沿革を見、その內容を檢討すれば分る。爾來、之はマルキシズム及びレニニズムを通し、世界の共產主義者の一貫した綱領であり、信條として、今日まで不滅の光をもつてゐる。これは嚴密にいふならば「共產主義的黨派の宣言」(Das Manifest der Kommunistischen Partei) と呼ばる可きものなるが故に恐らくは世界に共產黨の發達と共に益す力強い影響を及ぼすに至る可きものであろう。初め共產主義同盟は一八四七年六月の第一回大會に於いて綱領を示す七ケ條の問答示教を提出し、その修正をエンゲルスに委託した。彼は之を二十五問答に纏めて「共產主義原則」(Die Grundsätze des Kommunismus) と命名し、十一月末パリから持參したが、一方、マルクスはブラツセルを出發しオスタンドで兩人は落合つて「原則」を鳩首吟味して後相携へてロンドンに渡つた。パリを立つ前に(十一月廿四日)マルクスへ出した手紙の中でエンゲルスは問答體を止めて「共產黨宣言」といふ題をつけるが最も適當だろうと思ふと明言してゐる。それ故にこの宣言の名付け親たる名譽は正しく彼に歸す可きである。十一月末より翌月始にかけてロンドンで開かれた第二回大會は兩人の主張を全部容認し且つ、新たなる宣言の起草が兩人に委任せられた。兩人はブラツセルに引上げたが、仕事は仲々渉らず翌一八四八年一月末に至つて漸く完成、原稿がロンドンに送られて翌月世に出たのである。前の「原則」が表面平靜を裝ひ乍ら、懇切丁寧、極めて諄諄と共產主義の本質を列擧して說明してゐるに反して、この「宣言」は炬の如き熱と光とを明瞭に表し乍ら、プロレタリアートとその運動とについて必要なる一切の事項を鐵血の筆を以て記した處は流石に兩人の非凡の腕前を示してゐる。「宣言」は四節よりなり、第一節はブルジョアとプロレタリアの對立の由來と歷史的意義を述べ、第二節はプロレタリアと共產主義者との關係を說くと共にブルジョア社會の科學的解剖を行つて之に對して共產主義の採る可き實際政策を理論的に提示し、更に第三節に於いては從來より當時にかけて行はれてゐた共產主義、社會主義に關する各般の學說を列擧論評した末、第四節に入つて共產主義者の採る可き革命戰術並に共產黨と他の諸政黨との關係を明かにしたものであつて、いはばプロレタリアートの知る可き經濟史、經濟原論、經濟政策、經濟學說史並に政治論等に渉る一切の必要事項を解明したものである。誠にそれはエンゲルスがその序文の中で云つた如く「歷史

上の各時代の經濟的生産及びそれに伴つて必然的に生ずる社會組織は、その時代の政治的及び知的歷史の基礎をなすこと。隨つて（原始的土地共有制度消滅以後）一切の歷史は階級鬪爭の歷史卽ち社會の發達の種々の段階に於ける被搾取階級と搾取階級、被支配階級と支配階級の間の鬪爭の歷史であつたといふこと。所がこの鬪爭は今や搾取され抑壓される階級（プロレタリアート）が彼等を搾取し抑壓する階級（ブルジョアジイ）から自らを解放し得んがためには、必ず同時に、社會全體を永久に搾取、抑壓及び階級鬪爭から解放することを伴はねばならないやうな段階に達してゐること」を認めたものであつて、玆に「宣言」の根本主張は要約せられ、玆に始めて、兩人の世界觀の基礎たる唯物史觀は美しい花を開いたのである。この「在來一切の社會の歷史は階級鬪爭の歷史である」に始り「萬國のプロレタリア團結せよ」に終る數十頁の小册子こそは近代的無産階級が世界に向つて叫んだ産聲であり、同時にこれは國際社會運動の曉星である。勿論これは當時の社會的背景の産物ではあつたが、ブルジョア社會の機構に對して斯程まで犀利な批判を下した文書は殆ど空前絕後であつて、當時のみならずその後と雖も、數多く類似の文獻が公にせられたとはいへ、要するに月の光の群星に過ぎずして何れも時と共に光を失ひ去つたのに反し、之れのみは事實に於いて各國語に飜譯せられ、世界に流布せられて今日に至つてゐる。今日より既に八十餘年前、その頃漸く生れ出たに過ぎない資本主義的社會組織を仔細に熟視し、然る後かくまで力强い筆致を以て殆ど完璧に近いまでに纏め上げた兩人の非凡の透察力と理解力と表現力とは何人も否定することは出來ない。エンゲルスはこの宣言は兩人の共著ではあるが、その中に盛られた根本思想は唯一、絕對的にマルクスのものであるといつてゐる。これ偏に彼の謙遜の然らしむる所であろうし、彼の「原則」には既に同じ思想が盛られてゐたことは明瞭に觀取出來るのみならず、兩人の生活と思想とはもはや絕對に不可分のものとなつてゐたものであるが、それにしても宣言の全體の調子より見て、マルクスの貢獻した部分が比較的多かつたであろうといふことは必ずしも想像せられないことはない。この宣言をドイツにあてはめて時務を示したものが、一八四八年二月に出された「ドイツに於ける共產黨の要求」である。倘ほ（「共産主義同盟」の項參照）。**參考書** マルクス・エンゲルス、共產黨宣言（一八四八年）。嘉治隆一、共產黨宣言の歷史的背景（社會思想、大正十二年三、四、五月號）。嘉治隆一・後藤信夫、マルクスとエンゲルス（大正十四年）。（嘉治隆一）

行政及び行政學 (Administration and Science of Administration. Verwaltung und Verwaltungswissenschaft) 〔**行政の概念**〕 行政の意義を最も廣義に解すれば、人類が特定の目的を實現する爲めに計畫的に行ふ事務である、と云ふことができる。この意義に於いては、家族生活に於ける家政、企業に於ける經營、教會學校及び組合の事務等は國家や公共團體の行政と同じものと言へる。實際に於いても我々は行政なる語をかやうな廣きに亘る意義に使用してゐる場合がある。然しながら、通常の意義はこれより狹義のもので、國家又は公共團體がその統治目的を實現する爲めの行爲又は事務をのみ指して云ふ。從つて行政には國家又は公共團體の如き特殊の目的の團體と關連する時に、その概念的特徵が與へられる。從つて正しく言へば、我々が通常行政と云ふのは公共行政の意義に用ゐてゐるのである。然らば行政は他の國家作用と如何に區別され得るか。三權分立論に從へば、國家作用から立法と司法とを除いた他の總ての作用を行政と稱するのであるが、これでは行政の性質は理解され得ない。尤も立法や司法が行政と異つて居ると云ふことは、消極的に說明しただけでも三權分立論の歷史的意義は存する。なぜなら、それ以前に於いて三者の分化してゐない時には、行政の特質を認識する由もないからである。然しながら、苟も社會に强制組織が存在し統治が行はれてゐた限りに於いては、その手段方法が存在してゐた筈である。卽ち原始的な政治形態に於いても行政は存在してゐたのである。然し、これが如何にして行政として特殊な性質のものであると認識され得るに至つたのであろうか。〔**行政の性質**〕 これには三箇の階段を經て、行政の性質が理解せられるに至つた。第一は行政が何の爲めに行はれるかに着眼したもので、開明的專制王政の時代にカメラル學者などが、國王の財產を有利に運轉することによつて國王並に人民の福祉を齎らし得ると考へた際に、行政を以て公共的の性質を有するものと理解した如きはそれである。勿論今日では、何が公共的であるかに就ては判斷はずつと詳密になつてゐる。例へば社會的功利の實現、國民生活最低限の保障、或は社會生活の繼續の確保と言つたやうなことを行政の目的として、かやうな目的に觸れる限りに於いて國家の作用を行政と稱してゐる。然し或る事物をその目的からのみ判斷してもその性質は全部理解できない。その事物なり現象なりが、どういふ手續又は效果を以て行はれるかと云ふやうな方面に觀察を向けると、そこに新らしい一面が展開する。これが第二の階段で、丁度十九世紀の中葉から、個人的自由主義の思想が起つて來て開明的專制主義に反對した爲めに、從來の行政が公共の爲めに何等の規矩準繩もなく恣意的に行はれなくなつた。卽ち行政は憲政的秩序卽ち法治國の制度の下に一定の規定の下に行はれねばならぬと云ふことになつて、行政法なるものが發生するに至つた。そこで行政が法律秩序として闡明されるに至つたのである。行政は法律的性質を賦與され、その性質の解釋が重要な仕事となつたのである。ここに於いてか、行政と個人との關係、行政內部の相互關係が法律的效果の方面から理解されるに至つた。然し最近に至つて三轉して行政の性質が新たに認識されるやうになつた。それは、行政の向けられる目的の如何でもなければ、それの行はれる形式の如何でもなく、實に如何なる

過程と方法とによつて行はれるかと云ふ點である。如何なる時代に於いても、卽はち專制政治でも立憲政治の場合でも、苟も行政の存在する限り何等かの實現過程なり實現方法なりが具備されてゐたに相違ない。幼稚、簡單、粗雜又は無秩序と云ふやうな批判の餘地はあつたにしても、一定の作用過程と實現方法を有しない行政はあり得ない。しかし、その方面は餘り注意されなかつた。然るに最近に至つて、國家又は公共團體の活動が增大して來るにつれ、人民の收むる租稅の增收、人民の企業活動にとつて代れる公企業の發達に對して、人々は無批判無關心なるを得なくなつて來た。そこでその行政の作用過程や實行方法の能率や經濟（Efficiency and Economy）を問題とするに至つたのである。その結果として行政の組織的方面と技術的方面の觀察が重要となつて來た。さうすると、組織と技術とを具備してゐる社會團體は獨り國家や公共團體のみではなく、寧ろ、科學の應用を工夫してその能率と經濟とを期してゐたものは、一般の企業經營だと云ふ事が解つて來た。この點から、公共行政の有する性質も、企業經營の有する夫れも、本質的には異らない組織や技術の法則によつて支配されてゐると云ふことが發見されるに至つた。かくて行政の有する組織的及び技術的性質が闡明されるに至つたのである。〔**行政學**〕 以上の說明によつて明らかな如く、行政の科學的研究も、その研究對象が時代によつて異つてゐる。どの方面も、それが行政の一面の性質である以上、それを科學的に研究せんとするものは、行政學だと言つて差支ない。然し、行政の目的に就ては、政治學や國家學や種々なる經濟政策學などが夫々特殊の部門として研究してゐる。又行政の法律的性質に就ては、行政法學又は公法學が立派な獨立の學問として存在してゐる。そこで行政學として獨立の意義を有するのは、最後に述べた行政の組織的及び技術的性質を理論的に研究する方面であると考へられる。必ずしも、行政の能率や經濟を企圖すると云ふ實際上の動機によつて發達を促されたことは、行政學の科學としての性質を損ずるものではない。なぜなら、如何なる學問と雖もその發達動因には政策的な實際的の動機が存するからである。要は、行政學がその研究對象として把握すべき行政現象の存在とその現象を支配する原理又は法則の樹立が可能なりや否やの點である。行政學は今漸く新たに興らんとしつつある科學であるから、何人も從ふべき、搖ぎなき體系は樹立されてゐない。然し、既に述べた如き社會的必然によつて發達を促されたものであるが故に、その組織問題と技術問題とを中心として、幾多の研究がなされつつある。例へば、ホワイトの論ずる所に依れば、(一) 行政組織を決定する機關問題、(二) 行政組織の形態問題、(三) 行政上の責任と權限の配賦問題、(四) 行政官省分立の原理、(五) 行政機關の連絡整頓問題等はその主要な課題である。而して、これに對して原理的又は法則的に答解が試みられてゐる。例へば、行政組織の決定に關する權限ある機關を、議會か樞密院か或は政府自體かの何れが可なるかと云ふ問題に對して、專門的行政官たらしむべしとするが如き、又その行政組織の形態に就て、自治的或は官僚的、中央集權的或は地方分權的、又單一執行性或は複數執行性等夫々相應すべき類型ありとするが如き、責任と權限との結合は能率を擧げしむるに必要であるとするが如き、又機能の數及び種類によつて官省を分立する必要ありとするが如き、執行的職務と統制的職分との分離を必要とするが如き、又統一的連絡機關の設置の必要ありとするが如きは、略ぼ經濟的實證的に確認せられた行政學上の原理である。又行政技術の問題に就て行政の技術的要素を人員、物質及び財務の三大部分に分ち、夫々人事行政、物質行政及び財務行政として研究されつつある。(イ) 人事行政に於いては等級、採用、昇進轉任、給與、退職、保護及び教育等の諸制度を內容とし、官僚的、貴族的及び衆民的の傾向を論及してゐる。(ロ) 物資行政に就ては、物資需要の決定、物資の分類及び標準化、物資の購買、配給、檢查貯藏及び使用、その組織機關として使用供給の機關、統制及び中央購買機關の機能等が研究されてゐる。(ハ) 財務行政としては、財務の理論的內容として計畫、決定、執行、監查の諸方面があり、その制度として豫算、收入、經理及び會計等がある。かやうな實際的方面の研究からやがて行政一般の地位、範域、性質を研究し、やがて行政の現代社會に於ける意義を究むるを得ば行政現象は一箇の科學として統一的な智識の體系を成し得るであろう。行政學の任務はかくの如く考へられる。**參考書** 田村德治、行政學と法律學（大正十四年）。蠟山政道、行政學總論、昭和三年）。C. A. Beard, American Government and Politics, 5th Edition, 1929. L. T. White, Introduction to the Study of Public Administration, 1927. W. F. Willoughby, Principles of Public Administration. L. v. Stein, Die Verwaltungslehre, 1865-8. J. Jastrow, Sozialpolitik und Verwaltungswissenschaft, 1902. H. Fayol, Administration industrielle et générale, 1920.（蠟山政道）

行政執行法 行政執行法は當該行政官廳の行政權の執行に關する權能を規定した法規である。規定を分ちて二種とす。一は警察官廳の强制權に關するものであり、他は一般行政上に於ける强制手段である。卽ち警察强制としては檢束、健康診斷、强制入院等身體の自由に制限を加へ、又夜間に於ける邸宅の自由に對する强制として、生命身體又は財產に對する危險切迫の場合、又は密淫賣若くは博奕の現行犯の場合、或は旅店、料理屋等の公開時間に於いては警察官憲が邸宅に入ることを得ることになつて居る。行政上の强制手段としては代執行、執行罰、直接强制が規定せられて居る。然し本法が無產者運動に關連して問題視されるのは警察强制としての檢束に就てである。行政執行法第一條は次の如く規定する。「當該行政官廳ハ泥醉者、瘋癲者自殺ヲ企ツル者其ノ他救護ヲ要スト認ムル者ニ對シ必要

ナル檢束ヲ加ヘ戎器、兇器其ノ他危險ノ虞アル物件ノ假領置ヲ爲スコトヲ得、暴行、鬪爭其ノ他公安ヲ害スルノ虞アル者ニ對シ之ヲ豫防スル爲必要ナルトキ亦同ジ、前項ノ檢束ハ翌日ノ日沒後ニ至ルコトヲ得ズ又假領置ハ三十日以內ニ於イテ其ノ期間ヲ定ムベシ」とあつて暴行鬪爭其の他公安を害する虞ある者に對する豫防處置としての檢束が許されて居る。警察官は勞働爭議、小作爭議、集合の場合に公安を害する虞ありとの認定を擅に下して或人を檢束し留置場につなぎ往々にして數日間檢束處分を繼續する。然し翌日の日沒後に及ぶまで引續き檢束することは法律の禁ずるところであるからとて、日毎に警察署を更へて所謂「盥廻し」を行ひ又は警察の門前に一度引き出し又新しく檢束するといふ樣な方法をとり形式を整へんとすることがある。檢束ほど警察權の濫用によつて無產者運動を壓迫するに手輕な方法はない。從つて行政執行法の改正による檢束處分の廢止は無產階級の政治的自由の要求の第一步だと謂つてよい。(三輪壽壯)

强制勞役場 玆に所謂强制勞役場とは英語の Work-house 獨語の Arbeitshaus の譯語であつて、貧民救助法によつて救助を受くる者を收容して、强制的に規則的な勞働を爲さしむる公共的設備を謂ふ。從つて强制勞役場に收容することは一種の貧民救助策であつて、これに勞働を强制することは規則的な經濟的活動に堪へる訓練を與へる趣旨に出でてゐる。しかしその實質に於いては勞働不能又は失業に陷つてゐる貧民の爲めに建てた刑務所に等しいものであることはトーマス・フッドの歌の文句(仕事がありさへすれば、どんな難かしい仕事でも俺は拒まぬ！ 俺は後れはとらぬ、俺はそれを掴む、勞役場行きを免かれるために！ そこでは怖ろしく苛酷な法律が、空氣をさへも子供に吝むのだ。そこでは妻は夫の死なぬ中に、はや寡婦の宣告を受けてゐる。)によつても容易にこれを想察することが出來る。强制勞役場はイタリーに於いては既に十六世紀に存在して居つたが、しかしその古典國はイギリスであつて、既に一六〇一年のエリザベス女王の法律規定にその端緒を發し、一六九七年にブリストルに最初の勞役場が設立せられた。而して勞役場に於ける苛酷なる取扱が世人の問題となり、貧民救助法改正の運動がイギリスに於いて效果を收むるに至つたのは漸やく一九〇五年乃至一九〇九年のことである。イギリス式の强制勞役場はアメリカ合衆國にもある。其の他歐洲の大抵の諸國にはこれを見ざる所なき有樣であるが、一般にその苛酷なる强制的性質が次第に緩和されゆく傾向あることは極めて當然であろう。**參考書** ウイルヘルム・リープクネヒト、土地問題論。Roscher, System der Armenpflege und Armenpolitik, 1906. Esters Hwb., Art. Arbeitshaus. (河西太一郎)

競爭 (Competition. Konkurrenz. Concurrence.)〔**意義**〕一般に競爭とは、同一目標を追及する諸個人、諸集團または諸制度の間に存する社會關係で、目標の同一から生ずる反對的影響を內包する。それは反對(Gegeneinander)なる社會關係の一形態であつて、二種あり。一は多數者が限られたる目的物を獲得せんとする場合で、他は同一追及者の系列中で優位を占めんとする場合である。前者にあつては目的物の稀少性が因をなし、後者にあつては認識本能が因をなす。競爭は鬪爭ではないが、容易にこれに轉化せんとする傾向をもつ。卽ち相手に對抗して是れを毀損せんとするに至る場合これである。かく競爭は廣く生物學を初め社會諸科學に通ずる一概念であるが、經濟學においては特に重要なる歷史的意味を有する。經濟學では、競爭は、これの排除された狀態たる獨占と對立する概念であつて、いはゆる自由競爭これであり、資本主義的經濟組織の基本的一條件をなす。〔**概說**〕十六世紀頃以前には今日の如き統一國家なく、外見上の國家あるも內部は封建諸侯に分れ、その下にもまた自治的なる都市、寺領、莊園など各地に散在して皆なそれ〴〵政治上および經濟上の獨立を保ち、また一都市內にあつてもギルドが自治的に存在した。然るに、漸く十五六世紀頃より、生產方法が手工業よりマニュファクチュアに進んで生產力も增し、生產技術も發展するとともに、東インド航路やアメリカ大陸の發見、アメリカ金鑛の開發等は世界の貨幣經濟を促進し、中世封建制度は長年にわたる十字軍の遠征によつて崩壞を早められ、貴族、僧侶は沒落して貨幣財產は商人や高利貸の手に集中され、海外發展、植民地獲得の衝動は自國の富强を必要とし、かくて近世統一國家が生れるに至つたが、これによつて從來の自治的な都市やギルドは凡べて衰滅して中央集權的となり、國家は自國の富强を圖るためには如何なる干涉、束縛、保護、獎勵、排外、侵略をもなされざるなき有樣であつた。これが謂ゆるマーカンティリズムであるが、それは要するに、中世の封建的干涉や獨占の政策が國家的規模に擴大されたに過ぎなかつた。然るに初期資本主義の進展とともにかかる國家政策は、やうやく產業革命によつて培はれた諸產業の自由なる發展、平和なる取引、市場の擴張にとつて桎梏となつた。卽ち高利貸資本または商業資本に次いで擡頭した產業資本の發展を阻害せんとするに至り、ここに國家の干涉は排斥されて自由が叫ばれた。まづフランスのフイヂオクラットたちや、次いでアダム・スミス一流のイギリス正統學派の人々が、國家の干涉を不當なりとして自由放任を强く主張した。かくて政治上にはルッソーの民約論となり、哲學上にはカントの自由意思說となつて、マーカンテイリズムは次第に克服され、かくして自由競爭制度はこれらの民主主義、自由主義、個人主義を武器として產業資本のために舊制度を驅逐し、宗敎改革やアメリカ獨立やフランス革命を經て漸く社會的に確立された。卽ち十九世紀に入つては一般に營業の自由・契約の自由・交通の自由・住居移轉の自由等が確立されて封建的諸拘束は多く撤廢され、資本主義發展途上の障害は一掃されて、產業は愈よ隆盛となつた。かくして完成された自由競爭の制度は、いふ

迄もなく かの人權宣言に明言せるごとく私有財產の神聖不可侵を原則とする所有の自由を意味し、從つてまた一階級(ブルジョアジー)による生產手段の獨占と他階級(プロレタリアート)の貧窮化(勞働力の商品化)とを意味する。かくて資本主義的生產組織の下における一切の行爲は原則として自由競爭を通して行はれる。〔**史的傾向**〕斯る完全なる自由競爭は產業資本時代を特徵づける。しかし產業資本は今や金融資本に轉化し、これとともに自由競爭もまた漸くその反對物たる獨占への傾向を辿らんとしつつある。資本主義の發展するにつれ、資本の集中および集積は異常に促進されるとともに、寡頭金融資本家はます〳〵競爭による冗費を省いて利潤の昂騰を圖らんとする。この目的のため大規模な企業結合(カルテル・トラスト・シンジケート等)が作られて獨占化が行はれるに至つた。もとより此の獨占化は決して今日のところ一切の競爭を排除するものではなく、本質的には單に自由競爭の量的變化(競爭規模の擴大)にすぎない。けれどもやがてそれは一切の自由競爭を廢止し、從つて貨幣現象をも止揚して質的變化卽はち生產組織そのものの變革を遂げざるをえない。(林要)

京大學生事件 京都帝國大學の學生によつて組織された京大社會科學研究會を中心とする各大學專門學校學生卅八名にかかる治安維持法違反事件である。日本學生社會科學聯合會は大正十四年七月の第二回大會に於いて學生運動の本質及び方針を規定確立しその後活潑なる無產者敎育に移つたが、此事實の前に狼狽した當局は同年十二月一日京大、同大の學生若干名を一時檢束し更にその發展として翌十五年一月十五日より四月廿一日に亙り全國卅八名の學生を檢擧し同時に京大、同大、關西學院等の一部敎授の家宅搜索を行ふに至つた。同年八月下旬より九月上旬に亙つて被收容學生は皆保釋又は責付として出獄。豫審は同年九月十八日を以て終結し昭和二年五月卅日判決言渡が行はれた。判決理由によれば、「……被告人等は……マルクス主義レーニン主義を指導精神として無產階級の解放をはかり、以て共產制社會の實現を期し……專ら共產制社會建設者としての無產大衆獲得のためにする有能なる組織者、理論的把握者の養成訓練と無產大衆に對し階級鬪爭の指針としての革命的統一的理論、マルクス主義、レニン主義を獲得せしむるため、その敎育敎化の方針及びその具體方法に關し協議したるものにして、卽ち我國體の變革及び私有的財產制度否認の目的を以てその目的たる事項の實行に關し協議したるものなり……」となし、具體的事實として(一)十四年七月の第二回大會に於いて學生社會科學運動の運動方針に關するテーゼを作成しその指導精神をマルキシズムと規定したこと(二)日本學生社會科學關東聯合會に於いて同年九月マルクス主義的敎育テーゼ及び全國敎程の作成を協議したこと(三)同關西聯合會が十一月班生活テーゼを協議したこと(四)同年十一月京大社會科學研究會が校內運動の一般方針を協議したこと(五)日本學生社會科學聯合會が同十二月東京にて學生社會科學運動の戰術並に敎育方針を協議し校內學生大衆の獲得をはかつたこと(六)關西學生聯合會が同十一月勞働者及び農民に統一的マルクス主義的敎育を施すためプロカル・テーゼ並に敎程を協議したこと(七)京大、同大の研究會員が京都地方の無產者敎育を統一するため、同年十一月京都地方評議會幹部と共に無產者敎育協會を設置したこと等を擧げ、これらの事實は皆治安維持法第二條に牴觸するといふので被告は皆同法違反として一年乃至三年の禁錮を言渡され、孰れも卽日控訴の手續をとつた。その間文部當局は各學校研究會に對して學生聯合會よりの脫退を强要し、十五年五月岡田文相は研究の取締に關する內訓を發して社會科學研究會その他の研究團體に干涉を加へ、一方進步的學生は京大事件家族慰藉發起人會、學生自由擁護同盟、京大事件批判演說會等によつて抗爭したが當局の峻嚴なる壓迫に有效に對抗することはできなかつた。この事件は當局の峻烈なる追求と新聞の誇大なる報道とによつて天下の耳目を聳動し轟々たる毀譽の的となつたが、公判廷に於ける被告學生の確信ある主張と眞摯なる態度とは學生大衆の間に深き關心を植ゑつけ且つ學生運動の最初の犧牲として無產陣營に多大の共鳴を喚び起した。被告學生の氏名及び所屬學校は左の通りである。白谷忠三、岩田義道、鈴木安藏、永井哲二、熊谷孝雄、栗原佑、黑田久太、泉隆、池田隆、逸見重雄、鷲谷武二、古賀二男、武藤丸楠、太田遼一郎、山崎雄次、橋本省三、石田英一郎(以上京大)淡德三郎、藤井米三、大橋積(以上京大卒業生)松本篤一、是枝恭二、村尾隆男、後藤壽夫(以上東大)野呂榮太郎、衣谷賀眞(以上慶大)秋笹政之輔(早稻田高等學院)內海洋一、大浦梅夫、宮崎菊次、澤田政雄(以上同大)原田耕、黑川健三(以上大阪外語)蓬臺恒治(神戶高商)小崎正潔(關西學院)實川清之(日大)淸水平九郎(明治學院)上村正夫(京都無產者敎育協會書記)。(益田豐彥)

協調會 大正の初年に於いて我が國には溫情主義が流行し 勞資の關係は恰も親子の如きものであつて、勞働問題は資本家の溫情に依つて解決せらるべしとの說が盛んであつた。然るに歐洲大戰の結果、我國の產業界の異常の發展と共に勞働爭議は頻發し、大戰に伴う世界的急進思潮の影響を受けて、我國の勞働運動が戰鬪化し、殊に大正七年夏の全國に波及した米騷動は、日本の資本家並に支配階級に一大衝動と脅威を與へた。かくて勞資問題の重大なるを看取せる政府は、大正七年十二月社會事業調查會に勞資問題解決策を諮問し、該調查會は「資本勞働兩者の協同調和を圖る爲め適切な民間の機關の設立に關し政府に於て調查を遂ぐべき事」を答申し、依つて時の床次內務大臣の熱心なる慫慂と德川貴族院議長、淸浦樞密院副議長、大岡衆議院議長並に澁澤榮一氏の發起によつて、大正八年八月帝國ホテルに發起人會を開き、同年十二月財團法人協調會の設立を見るに至つたのである。同會宣言に「協調主義の精神は階級鬪爭を否認すると同時に階級の調和融合を圖らんとす

るに在る」と述べ　其の目的として「本會は社會政策に關する諸般の調査研究を爲し、竝に其實行を期し進で事業主と勞務者との協同調和を圖るを以て目的とす」と規定し、事業としては、(一)公私の機關と連絡を保ち社會政策に關する調査研究を爲し其の結果を公表するものとす（各種の情報調査を書物及パンフレット等にて發表。月刊社會政策時報）(二)社會政策に關し政府の諮問に應じ又は政府其の他公私機關に對し意見を提出すること（勞働委員會法並に社會政策に關する行政事務統一機關設置の建議、工場法健康保險法改正意見、組合法失業保險法に對する意見等）(三)社會政策に關する學校講習會講演會圖書館等の開設（社會政策學院、同講義錄）(四)勞務者教育及福利增進に關し適當なる施設を講ずること（東京工業專修學校經營、勞働雜誌人と人の發行）(五)勞働紛議の仲裁和解に盡力すること（別子銅山、濱松樂器、野田醬油等の大勞働爭議の調停）。而して是等の事業遂行のために、總務課、勞働課、農村課、調査課、敎務課等を置き、別に大阪に大阪支所を設置して居る。本會の機關は代表機關（會長及び副會長 執行機關（理事）議決機關（常議員會、評議員會）に分れて居る。此の他顧問、醫事、參事等の役員を置く。現在會長は德川貴族院議長、副會長は床次竹二郎、澁澤榮一兩氏、常務理事は添田敬一郎氏である。　財政は寄附金が主たるものであつて大正十二年までの寄附申込額は六百八十二萬五千圓で其の中拂込總額は四百四十三萬八千五百圓、其れに大正九年政府よりの補助二百萬圓、現在約五百萬圓の基金を有し、每年度豫算は此の基金より生ずる利子の三十萬圓乃至四十萬圓を以て充當してゐる。**參考書**　協調會事業一斑。協調會事業一覽。（上條愛一）

京都〔地勢及び沿革〕山城國の略ぼ中央にあり、東は一帶の丘陵、北西南は郊野に接し、鴨川市の中央を流る。面積二方里餘、行政上之を上京下京に分ち、町數一六九〇を包含す。政治上、宗敎上、美術上、經濟上の地方的或は全國的中心地。京都市は舊平安都（延曆十三年）以來明治二年に至る間帝京たり。明治維新官制改革に際して元年二月京都裁判所の開設あり、同年改めて京都府となり大に市制改正された。二十二年特別市制施行となり爾來全く自治制廢止となり爾來全く自治制となる。現在特別都市計畫法實施の運命から救つた。而して今や僅かにそれは大阪の一經濟團としてその宗敎的餘映と中小商工業的特質を以て生命を持續してゐるに過ぎず。從つて當市ではその工業に於いて、その商業に於いて封建的搾取形態の依然支持せらるること全國に冠たり、當地の勞働運動社會運動は實にこれによつて特色づけらる。組合運動各地の如く盛ならず而も代議員選擧に於いて全國的異例たること全く此の事情に由來するものである。**參考書**　京都府誌。大正九年國勢調査報告。六大都市比較統計。大日本地名辭書。（東井金牟）

協同組合運動　此處に云ふ協同組合とは、大體我國の產業組合に當る。恐らく我國に於いて日常使用せられてゐる產業組合なる文字は、我國に於ける產業組合或は協同組合運動の擡頭期に、今將に本項に於いて取扱はんとしてゐる協同組合なる譯語の原語たる Cooperative Society 或は Genossenschaft 勘なくも Genossenschaft の一部である Erwerbgenossenschaft なる語を譯したことに起因する協同組合を意味するところの譯字であろう。之れが詮索は姑く措き協同組合の意義に就いて考ふると、協同組合は營利的資本主義商品生產組織下に於いて現れ且つ愈よ激化し行く大規模產業の發展及びこれが結果として發生せる雇主と被傭者との分裂、混亂的、無秩序的、無政府的生產並に中間商人による生產者と消費者との搾取によつて惹起せられる害惡を除去せんがために、換言すれば今日の如き價格經濟による弊害を除去し匡正せんがために、小規模生產者間或は消費者間若くは直接生產者と消費者との間に於いて經濟的民主主義の原則に基いて組織せられたる地域的、自由組合團體である。從つて之を組織の方面から云ふならば、昔時の村落共產體及びツンフトの如く强制的、無限責任的

組織體ではなく、意識的、任意的な有限責任組織體であると同時に株式會社其の他の會社或は財團の如くに單なる資本關係ではなく人格關係である。其の結果はまた組合員數に制限を置かず、其の經濟的企業の結果生ずる利益或は剩餘はこれを出資金を標準としてではなく、協同的事業自體の要求する度合に從つて分配することとなる。然しながらこれが資本關係ではなく、人格關係である當然の結果として組合員の出資の分割、贈與、賣買、移轉等は多大の制限を受けざるを得ない。又其の最高決議機關たる組合總會に於いては各組合員一人一票の投票權を行使することが出來、出資金の拂込額、加入年月の長短等によつて何等加減をせられない。更に協同組合の職能に就いて略述するならば、協同組合は特定人格（組合員）の經濟財（生產手段、流通財及び消費財）の直接利用を以て其の本來の原則或は目的とし、利潤搾取を排斥するものであつて、時に協同販賣組合或は協同生產組合の如く營利を目的の一部とし、從つて利潤を必ずしも排斥して居ないかの如くに考へらるるものがあるが、それは今日の如き價格經濟或は營利經濟組織の下に於いて存立を續け活動をなす必要上尙ま現れたる一時的現象に過ぎず、本質上は依然として中間商人の搾取を可及的排し、直接消費者に生產品の供給をなさむことを目的とし、生產者と消費者との直接的連結を終極の目的としてゐるのである。從つて協同組合はゾムバルトの所謂直接慾望充足經濟（Bedarfsbefriedigungswirtschaft）を實行せんとするものであり、又其處に協同組合の重要性は存してゐる。然り、將來社會に於ける產業の社會化乃至計畫經濟（Planwirtschaft）の實現等を豫示するものは實に此の極めて建設的なる協同組合運動である。今協同組合の社會的意義と發展とに就いて考察するに、此運動は近代經濟及び社會生活に於いて有力なる活動をなしてゐる。また將來愈よ其の活動を大ならしめ、重大社會的・經濟的意義を獲得するに相違ない一個の顯著なる團體運動であるが、其の活動が今日の如く法律的統制を賦與せられ、急速なる發展を遂げたのは孰れも十九世紀の後半、特に最後の四半世紀以後のことであるが、現今に於いては世界の文明國と稱せられる國にしてこれが存在しないものはない。又孰れの文明國もこれが奬勵に努めてゐるばかりでなく、遠くアフリカの未開黑人の間に於いてすら其之が移植を企てられてゐる有樣であつて、ドイツ協同組總同盟の調査によると一九一八年現在に於ける世界全體の協同組合數は約二十五萬組合、組合員七千五百萬人にのぼつてゐる。協同組合運動の生成と其の後の發展とに就て一脅するならば協同組合は近代資本主義の發達の子とも云ふべく、プロレタリアート、隷屬關係から解放せられたる農民及び農業勞働者、資本主義者を見出しこれから自己を防衛することの要を感ずるに至つた都市手工業者階級の三者の生成と發展と相並進してゐる。從つて近世資本主義が英國を以て其の鄕國としてゐる以上、協同組合も亦英國に先づ發生せざるを得ず、英國に於ては既に一七六九年に斯種實驗がなされ、英國社會主義のロバート・オーウエンによつて協同的生產と協同的分配との原則に立ち斯種の全面的試みが十九世紀初に於いてなされたる後、一八四四年のロッチデール組合の發生によつて消費者運動としての消費組合として英國に永久的地歩を印するに至り、斯くして世界的に漸次擴大發展し行き、ロッチデールは消費組合のメッカとなつたのである。他方ドイツに於いて一八五〇年にヘルマン・シュルツエがデーリツツに於いて建設した貯蓄及び貸付組合（Spar-und Darlehns-Verein）によつて市街地信用組合の基礎が置かれ、また一八五二年に彼が主となつてデーリツツに設立した小生產者のための購買組合によつて世界的購買組合運動の種子が播かれたと同時に、一寒村の村長であつたライファイゼンによつて一八六二年ヴエステルワルドのアンハウゼン（Anhausen auf dem Westerwalde）なる村に設立せられた農業信用組合によつて世界的農村信用組合運動は地中深く根をおろし、是等三つの協同組合運動はドイツ式協同組合運動として前記英國式消費組合運動とは別個の分野に據りながら異常なる世界的發展をなすに至つたことは現に我々が見る如くである。續つて我國に於ける協同組合運動の歷史に就いて見るに、協同組合的施設は備荒貯蓄の形式にて既に古くより存在してゐたが、近代的協同組合としては明治維新後都市貧本家の桎梏の下にあつた地方小農や小工業者に金融の便を與へて之を救濟せんとして起つた信用組合に濫觴すると云ふを得べく、其の意味に於いて我國の協同組合運動も亦我國近代資本主義に附隨して現れたところのものであると云ふことが出來る。我國の信用組合は、明治初年ドイツに永年の間滯留してゐて同國の協同組合運動の發達狀態を眼の當り見、且つ我國本來の協同組合的金融機關たる報德社、頼母子講及び其他斯種性質のものに就いて深い研究をしてゐた子爵品川彌次郎、平田東助（後年の伯爵）が明治二十四年前者が內務大臣となるや直ちに平田の立案の下に信用組合法の立法に着手し同年十一月二十八日貴族院に提出したのに始まる。此の信用組合法は遂に議會を通過しなかつたが明治二十五年春報德社を中心とせる信用組合設立の議が成り之に本いて同年八月岡田良一郎指導の下に靜岡縣掛川町掛川信用組合が設立せられたのを切掛けに各地に相次いで現はれ二十九年には組合數百一、組合員數一萬八千七百四十九人、組合財產四十一萬二千六百圓に及んだ。其の後一進一退あるを免れなかつたが、明治三十三年產業組合法が制定實施せられ、一方既に明治十年代より存在せし生絲販賣組合、購買組合、生產組合等も漸次發達を見たのみならず、此法律によつて產業組合として統一せられるに至り、斯くして兎も角も都市及び農村のプチブルジョアの經濟運動として進展し、明治三十八年には現在の產業組合中央會の前身たる大日本農業組合中央會が設立せられ（產業組合中央

會となつたのは明治四十二年）遂に今日の如き有力なる運動となつたのである。最後に協同組合の種類に就いて一言するならば、(一)組合員に産業上必要な資金を貸與し、兼ねて貯金の便を得せしむることを目的とするもの（信用組合）、(二)組合員の生産したものを加工又は賣却することを目的とするもの（販賣組合）(三)産業又は生計に必要な物資を大量的に購買又は之を生産して組合員に賣却することを以て目的とするもの（購買組合）(四)組合員をして産業又は經濟に必要な設備を利用せしめることを以て目的とするもの（生産、利用組合）の四種に大別することが出來る。然しながら此の分類は幾分機械的たらざるを得ず、實際としては協同組合運動の發展過程中に漸次之を構成する組合員の階級的種別の如何によつて自ら其の差違が明白となり、手工業者及び農民の構成する組合は小規模經營をして資本主義的大規模經營に對抗することを可能ならしめる機關たらむとしてゐる。從つて信用組合、原料品購買組合、加工組合及び販賣倉庫組合の形態をとつてあらはれ、勞働者階級は自己の經濟的、社會的地位の特質に相應じて二種の方法にて協同組合制度を利用し、(一)生産者としての協同作業及び生産組合（Arbeits-und Produktionsgenossenschaft）と(二)消費者としての勞働者の購買力の團結から出發する消費組合とを成立せしむるに至つてゐる。斯くして消費組合は協同組合運動上特に注意を要する運動であるが、これは啻に勞働者階級のみならず中間階級をも包含せしむるに至つてゐる。尙ほこれが一の現れとして住宅組合があるがこれは組合員のために住宅を建築し供給することを目的とするものである。斯くして我々にはまた産業組合を(一)市街地及び農村の生産者に役立つ、或は農民の生産的方面に役立つ協同組合 (二)生産者としての勞働者を補助せんとする協同組合及び(三)消費組合との三者に分類することが出來る。（八木澤善次）

共同社會 (Community, Gemeinschaft, Communauté)

共同社會は時として犧牲社會と呼ばれることがある。外國においても、共同社會は、その用語が一定してゐないのに依つても知ることの出來る通り、異なつた意義に用ひられてゐる。これは學者が共同社會と之に對照せしめられる集合社會又は利益社會を如何にして區別するかに依つて生じて來るものである。此の二つの社會範疇を初めて設定したのはテンニイスであつて、彼は社會意志における思惟參加の程度如何によつて之を區別しようとした。共同社會はその基礎を成す社會意志において思惟が含まれてはゐるが、究極においてそれが意志に支配されてゐる社會である。彼は、かくの如く思惟を含み、しかしこれを支配してゐる意思を本質意志（Wesenwille）と稱した。此の意思は、思惟によつて決定され、意志としての實體を有たない形成意志（Kürwille）が機械的な性質を有つてゐるのに對して、有機的な性質を有つてゐる。自づから此の意志に準據した共同社會は、始源的、自然的、且つ最も實在的な社會を成すものであると解せられる。此の二つの社會範疇を初めて設定したおいても大體遵奉されてゐる。共同社會の概念は本來具體的な社會を指稱する意味に用ひられたものではない。從つて家族の如き社會を單純に共同社會と呼ぶことは妥當でないと謂はねばならぬ。それは具體的社會を構成する社會關係に即した基本的範疇である。共同社會がかくの如き範疇として指示する內容的特長は、次の如くである。共同社會の最も重要な特長は、その內部において社會が個人の目的と化するところにある。主觀的に見て、共同社會の基礎は十分意識的でない本質的活動に存してゐる。この活動は個人の自覺によつて與へられてゐない。社會がかくの如く自我的充線を受けないで發現する場合、それは自づからこの條件に基づく種々の決定を蒙る。個性が社會の結合に關はつてゐない場合、その結合が個人を包含又は吸收する範圍の廣くなることは當然である。自我的形成にあらざる以上は、結合に對する個人の限定は存在せず、社會の力は無制限に擴大し、やがて個人が之によつて完全に支配されるのは避けることが出來ぬ。社會が個人を全く吸收してゐるとすると、社會の機能は無力な個人に對して絕對的な威力を有して來る。社會は個人を自己に近接せしめ、個人を拘束し、かくして目的化するにいたる。此の意味において共同社會はスペンサアの軍事型社會に稍や類似した典型であると見ることが出來る。共同社會については更にその內分析を試みるものがある。テンニイスは之を血緣的、地域的及び精神的の三つに區分した。フィアカントは之を生活的、感情的及び目的的の三つに區分した。最も細密なものとしては、ワルタアの分析を推さねばならぬ。以上は漠然と使用される共同社會の社會學的な定義の要領である。**參考書** Tönnies, Gemeinschaft und Gesellschaft. Vierkandt, Gesellschaftslehre. G. Walther, Zur Ontologie der sozialen Gemeinschaft.（新明正道）

曉民會 「統一戰線」の項を見よ。

共同戰線 「統一戰線」の項を見よ。

大正八年澁沢として起つて來た我國學生思想團體の一翼として早稻田大學內に民人同盟會が生れた。本會は高橋清吾、北澤新次郎兩教授幷に當時校外に在つた大山郁夫氏を指導者に持つ、早大學生高津正道、和田巖、淺沼稻治郎氏等を中心とする團體であつた。民人同盟會は創立後間も無く分解し、和田、淺沼氏等は北澤教授と共に別に早大建設者同盟を發會するに至つた。が民人同盟會を解散せしめるに至つたものは、一面日本社會主義同盟に關聯してであつた。日本社會主義同盟は大正九年十二月、自然發生的に生長して來た我國無產階級團體を大同團結して創立されたのであるが、官憲の忌諱に觸れ遂に翌年六月解散を命ぜられるに至つたが、此の運動に關聯して早稻田大學內には多數の退學生を出すに至つた。高津正道氏もその一人で、そのため民人同盟會は遂に維持出來ず解散することとなり、一つは前記建設者同盟の組織となり、高津氏等は別に校外に一般勞働者及び所謂社會主義者を加へて曉民會を

組織し、事務所を東京市外戶塚町源兵衞町に設けるに至つた。日本社會主義同盟解散後無政府主義を奉ずる一派と正統派マルクス主義を信ずる者との對立卽ちアナ・ボルの抗爭時代曉民會は明かにボルシエヴヰズム（Bolshevism）に加擔し、最左翼としての活動をなして居た。そして早稻田大學內には同會の構成員をして校內團體「文化會」を組織せしめ、學生運動を繼續してゐた。大正十一年この文化會が早大建設者同盟の早大學生分子と合同して文化同盟と改稱してからは、いよ〳〵最左翼としての色彩を濃厚にし、一般に所謂主義者の思想團體と目せられるに至つた。これより先大正十年末所謂曉民共產黨事件が突發し、高津氏等その主腦部は事件に連座して投獄せられたため、同會は活動分子を失ひ、急速に微力化し、同事件以後にも尙ほ活動を停止しなかつたのであるが、いつとはなく自然消滅するに至つた。尙ほ本會に關する研究資料は極めて稀にして、僅かに昭和三年二月號雜誌「社會科學」に依つてその片鱗を窺ふの外はない。（上條愛一）

強力說 (Force Theory, Gewaltstheorie, Théorie de la Force) 強力說または暴力說とは、要するに社會進化において基本的なる決定原因を強力（暴力）に求める說であつてこの強力によつて人間最初の不平等關係すなはち政治的支配關係が發生し、これを基礎として經濟的不平等關係が生れ、また階級的差別が成立するとする。かかる思想は無意識的には從來の殆んど凡らゆる歷史記述家によつて採用されたところであつて、主長や國家の政治行動が歷史を決定するとする立場は、すべてこれに屬する。が、特にこれを社會理論として明白に主張し體系づけやうとしたものはドイツのオイゲン・デューリングである。その社會學や經濟學に此の思想を繼承せるものにはフランツ・オツペンハイマーがある。デューリングは次のごとく言つてゐる。「經濟的權利の形成に對する一般政治の關係は、余の理論體系においては極めて決定的な、同時にまた極めて稀有な意義を有する……。政治關係の形成は歷史的に基本的なるものであつて、經濟的隸屬はただ一の作用または一の特例であり、從つて常に第二次の事實たるにすぎない。……なるほど此の第二次の作用そのものは嚴存してゐるのみでなく現在でもはそれが最も强く感知されはするけれども始源はこれを直接的なる政治的暴力に求むべきであつて、ただちに間接的なる經濟的權力に求むべきではない」と。これに對してはマルキシズムの立場よりエンゲルスが其の「反デューリング論」中において詳細な批判を與へてゐる。有のごとき强力說はマルキシズムの理論、その唯物史觀とは正反對の立場にある。後者にあつては、强力を基礎とする政治關係が經濟關係を決定するのではなくて、反對に生產力の發展段階に應ずる經濟關係が政治關係（および其の他の諸關係やイデオロギー）を決定する。例へば、デューリングはロビンソンが暴力をもつてフライデーを奴隸としたことから人間による人間支配の歷史が展開するとするに反し、エンゲルスは、彼を奴隸とするには第一に彼を勞役に服せしめるであふ經濟的動機を前提とし、第二に彼を奴隸として養ひうるだけの經濟的資料を豫め有することを條件とする。この動機と此の條件とによつて初めて人間による人間支配すなはち强力または政治が可能となるのであるから、それは經濟狀態を第一次の原因とするエンゲルスによつて今日の資本主義社會の强力—卽ち陸海軍に結晶された强大な武力—にまで說き及ぼされ、それが如何に經濟狀態に支配されるか、といふやうな問題まで亙細に論究されてゐる。（林要）

共和國 (Republic, Republik, Freistaat, République.) レパブリックの語はラテン語 res publica より出で、本來「公共のもの」の意で、廣く國家一般を指すこと（Commonwealth, Gemeinwesen 等の近代語と同樣であつたが、後に至つては國家の中の特種の國體をのみ指稱するやうになつた。卽ちそれは君主國に對立して、國家元首の地位をその固有の權利として所有する君主なるもののなき國家のことである（「君主國」の項參照）。從つて貴族政治の國も亦共和國の一種であるが、貴族政治（その項參照）が全然廢物に歸した今日に於いては、共和國といふのは民主國（Democracy, Demokratie）と同意義である。因より如何なる民主政治に於いても全人民を政治に參與せしめることは不可能で、常に一定の制限が存するのであるから、貴族政治との相違は程度の差に過ぎない。共和國は、人民が直接に政治に參與するか又はその代表機關を通じて爲すかによつて、直接民主政治の國と間接民主政治の國とに分たれる。前者は古代の都市國家、ゲルマンの國家、現今のスウイスの若干のカントン等にその實例を見る所であるが、概して近代の大國家では間接民主政治が行はれてゐる。然し大國家でも、革命後のドイツのやうに、國民投票制の施行によつて直接民主政を代表民主政の補充的制度として採用せるものもある。共和國の最高執行機關は獨裁制の大統領である場合と合議體である場合とがある。一般的に概言すれば、アメリカ、フランス、ドイツ聯邦等大國では前者の制が行はれ、後者はスウイス聯邦、ドイツ內の各支邦等小國に於いてのみその例を見る。然し等しく獨裁制の大統領を戴く國に於いても、アメリカの如く所謂大統領政治の國と、フランスの如く內閣政治の國とでは大統領の性質は著しく異なる。共和國と君主國との長短に就ては種々議論が行はれたけれども、君主國でも立憲政となり殊に又議院內閣制が確立するやうになつてからは兩者の間に實際政治上の區別は殆ど認められない。尙ほ「君主國」「大統領」「內閣」等の諸項參照。**參考書** 小野塚喜平次、政治學大綱（明治三十六年）。美濃部達吉、日本憲法第一卷（大正十年）。Sidgwick, The Elements of Politics, 1891. Garner, Introduction to Political Sciences, 1910. Haubach, Moderne Demokratie, 1912. Jellinek, Allgemeine Staatslehre 3. Aufl., 1914. Bryce, Modern Democracies, 1921. Esmein, Él-

émeuts de Droit constitutionnel 7e éd., 1921. Marriott, The Mechanism of the Modern State, 1927.（河村又介）

ギヨオーム (Guillaume, James) フランスの無政府主義者。彼はバクウニンと共にマルキシズムに對して勇敢に戰つた。最初は第一インタナショナルの中にあつて、一八六八年のブリュッセル大會から一八七二年のヘエグ大會に至るまで、又除名されて後は西部ヨーロッパに於いて盛んにマルキシズム反對のため奮闘したのである。殊にフランス及びスウイスのジュラ地方は彼の活動の根源地となつてゐた。然し一八七八年遂にそこを去るに至つた。彼には第一インタナショナルに關する著述があるが、それは、多くの文書を含む點に於いて、又彼自らの個人的追憶の述べられてゐる點に於いて極めて興味あるものである。バクウニン全集が發行せられる時には、彼はその編輯者となり、バクウニンの小傳を物してゐる。（山村喬）

漁業法 (Law of Fishery. Fischereigesetz.) 營利の目的を以て鱗族及び膃肭獸以外の水產動植物の採捕又は養殖を營業とするものに關する法律である。現行の漁業法は明治三十四年に制定せられたる舊法を明治四十三年四月二十日の法律第五十八號によつて改正され、同四十四年四月一日より實施されてゐるものである。漁業は原則として何人にも自由である。が漁具を定置し、若くは水面を區劃して漁業をなす權利（漁業權）、又は水面を專用して漁業をなす權利（專用漁業權）は行政廳の免許により發生するものと定められてゐる。爲めに免許が往々金權に左右さるることがある。又他人の專用漁業權に屬する漁場內に入會ひ漁業をなす權利（入漁權）は專用漁業權者との契約又は慣行に依つて發生するものとされてゐる。此の場合にも大資本は小資本を厭伏せずにはゐないのが實狀である。漁業權、專用漁業權、入漁權の性質は物權と看做され、存續期間は二十年以內に於いては官廳又は契約の定むる處によるのであるが、免許後一年間漁業に從事せざるか、又は水產動植物の蕃殖保護、船舶航行碇泊繫留、水底電線の敷設、國防上軍事上の必要ある時、若くは公益上有害なる時等には、漁業を制限停止、又は免許を取消されることがあるので、無資力の小漁民にとつては必らずしも安定した權利ではない。漁業の方法は原則として自由である。然しトロール船漁業又は汽船捕鯨業は大臣の許可を要し、又爆發物を使用する漁業は海獸捕獲の場合の外嚴禁されてゐる。漁業權の侵害。無許可のトロール船漁業及び捕鯨業、爆藥使用漁業は罰金科料沒收によつて禁止されてゐるが、大資本家が利益の爲めには罰金を覺悟して漁場を荒し、財力によつて秘かに脫法行爲をなしつつ、小漁民を害し、漁村を疲弊させてゐるのが現狀である。一定地域內の漁業者相集り、官廳の許可を得て法人たる漁業組合を設け、組合は更に聯合會を組織出來るとされてゐる。而して組合員は漁業をなし得るも、組合自體は漁業を營むを許されてゐない。元來漁業權は一漁村在住の漁民全體の總有的財產であつたのを、總有（多人數が不可分的に一體となつて一個の權利を共有する）といふ觀念を解せず、私有觀念の發達した立法家が漁村の實狀に沿はしめんとして發明した制度である。故に組合自體は漁業を營み得なくても、尙ほ漁業權の名義人である爲めに、資本の力はこの漁業權を左右し、漁業の權利が漸次漁民の手から奪はれ漁村は益す貧窮化して行くの實狀にある。現行漁業法の重大なる欠陷は此點にある。（細野三千雄）

極限 (Limit. Grenze. Limite.) 數學上或る系列に於ける如何なる要素をとつてもなほこれに一層近き要素を含むが如き一定の對象を極限といふ。例へば $\frac{1}{2}\cdot\frac{1}{2}+\frac{1}{4}\cdot\frac{1}{2}+\frac{1}{4}+\frac{1}{8}+\cdots\frac{1}{2^n}$ の系列に於いて、n を如何に大きくするもなほその總和は1ではないが、限りなく1に接近する、このとき1はこの系列の極限である。また $\frac{1}{3}$ は 0.333… の極限であり、圓は正多角形の邊數の無限大に於ける極限である。ライプニッツは既に極限の思想をもつて連續の概念を考へたが、その後ボルツアーノはこれを補ひ、カントルに至つてそれは完全にされた。數の系列にあつては有理數の段階ではいまだ眞に連續的でなく、實數に至つて連續的とある。實數の體系內には如何なる有理數の遷昇（降）系列の極限も含まれ、各實數が極限と見られる。かかる思想が微分、積分に基く解析の基礎となるのであつて、またそれによつて時間、空間の連續なども理解し得るのである。極限概念によつて哲學を組織しようと企てたものにケリーがある。またコーヘンは微分法をもつて彼の哲學の根本的方法とした。彼によれば、古代の定義に於いては點は線の終と考へられたが、ケプレル以來切線に於ける點の性質を考へることから、點を曲線の生產點と考へるやうになつた。點は單なる點でなく、その位置によつて方向を含む點である。曲線はかくの如き點から生ずるものであつて、即ち切線點の全體である。有限なる曲線は無限小なる點より生ずると考へることが出來る。dx を x の根源として考へることが出來る。かくて極限は生產的なる理念を意味する。それは系列の外的な目標ではなくして、系列をして系列たらしめる基であり、系列の出發點であると同時に目的であると見られ得る。（三木清）

極東共和國 「シベリアの諸政府」の項參照。

切支丹 我國でローマ・カトリック教を呼び慣らはした通稱。天主教が、即ちこれである。天主教の傳來したのは、天文十九年七月三日であつた。耶蘇會の僧フランシスコザビエルは、國內で刄傷をしてマラッカに逃げてゐた薩摩の了西を案內役として、この日、鹿兒島にやつてきて領主島津氏に傳道の公許を得た。これから天主教は廣く行はれ、豐後、肥前、周防、山城、和泉に盛に流布した。宣教師の渡來する數も段々多くなり、教徒の總數三万人を算へるやうに成つた。織田信長は京畿に覇を唱へるや、政策上天主教を厚遇し安土に布教所を設けさせた。宣教師自身も各地に學校を設けてポルトガル語やラテン語の教授をした。かくて布教區域は北方會津の地にまでいたるやうに成つた。天正九年には信徒十五万、教會二百餘、宣教師五十九餘に增加した。豐臣秀吉も亦た天主教を禁遏しなかつたので、彼の臣下でも石田三成、小西行長、細川忠興、黑田孝高、大村純忠、有馬義純等はその信徒に成つた。天正十年には大友、大村、有馬の三氏が各の羅馬に使を派したほどであつた。ところが、天正十五年秀吉が九州征伐を企て筑前に赴いた時、彼は突如として耶蘇教禁制の策を採用し、宣教師に對して日本退去を命じた。これによつて天主教は表面的には消滅したわけであるが、その勢力は衰へず、潜行的な信徒の布教が持續せられた。家康が政權を掌握してからも、此の方針は變更にならず、反つて禁制は嚴酷と成つたが、依然として天主教は殘存してゐたので、團體的な教徒の死刑が頻々と行はれた。元和八年秀忠の時代における長崎の「大殉教」はその最も著しいものである。德川幕府は之に對して益す迫害の手を緩めないで、直接天主教を禁遏した他、外船の渡來を禁じ宗教書の舶載を防止した。之に對する反動は寬永十四年の「天草の亂」である。爾後信徒の迫害は持續せられ、切支丹奉行の設置、宗門改め踏繪等の檢察の手段が考案されるやうに成つた。此の禁制は幕府時代を通じて破られないで、維新以後なほ行はれてゐたが、明治五年合衆國の忠告に從つて、開港地における禁制を解除した。しかし全く宗門禁制が解かれたのは、明治二十二年憲法發布の時である。これは、新島襄等が基督教の公許を建言した結果である。自づから切支丹への迫害もその影を潜めるやうに成つたのである。（新明正道）

ギリシア (Greece)〔**歷史**〕一八二一年—一八二九年トルコから獨立、一八三〇年ロンドン條約で英佛露贊成して王國となる。Prince Otto of Bavaria 一八三三年王位につく。二九年の治政の後放逐（三國の指導に基く一八六二年の選擧の結果）。George 一世一九一三年暗殺、太子 Constantine 一九一七年まで王位にあり聯合國に追はる。その第二子 Alexandros 一九二〇年崩御まで王位にあり。前王歸國一九二二年退位。長子 Georgos 二世一九二三年放逐、一九二四年三二五、三二二對七五八、七四二の多數で一九二四年共和國となる。〔**土地人口**〕四九、九一二方哩。人口、六二〇四、六八四。〔**經濟**〕（農業）耕地一、三九一、五〇三ヘクタアス。森林一、五一四、四八八ヘクタアス。小麥、大麥、玉蜀黍等產す。鑛產、鐵鑛の類、鑛產總額二六六、八五五、八五七ドラックマイ (drachmai)。工業、オリーブ油、紡績、葡萄酒、皮等發達しつつある。食糧品工業（四、五三五、〇〇〇、〇〇〇、紡績一、五五七、〇〇〇、〇〇〇等。貿易、輸出入一六、八四二、〇〇〇£、三三、四八一、〇〇〇£、財政、歲出入一一、一一四、六五二、〇〇〇ドラックマイ。一一、一一四、六五一、〇〇〇。公の負債一九二八年三六、八八六、二三八、四一九ドラックマイ。〔**法制**〕一九二六年十一月共和國新憲法發布。同年の議會で改正。一九二七年新憲法發布。Senate 一二〇名、Parliament 直接、普通、秘密選擧による二五〇名。大統領 Admiral Konduriotis（一九二六年就任）。首相 Eleutherios Venizelos（一九二八年七月成立）。レパブリカン二二七（內に一八六のヴェニゼロス自由派）ロヤリスト・ポピュラー二二〇。國防一九二八年士官七、一二一、兵士六〇、〇〇〇、海軍四艘。〔**文化**〕ギリシアオルソドックス、教會が大部分。一八六四年の憲法にてこれを國教と定む。小學七、六一九、生徒六三二、九三三、中等教育六八七校。九二、七三五生徒。アテンに於ける National University（一八三六年創立）Capodistria University, 九、七九九學生、Salonica に於ける新設大學あり。英佛米伊獨等の考古學研究所の存置を見る。**參考書**「アメリカの項」參照。（佐々弘雄）

キリスト教教義史 (History of Dogma. Dogmengeschichte. Histoire du Dogme.) キリスト教の信仰の全內容を言ひ表はせるものとしての教義の歷史を意味する。しかし、信仰の表象が教義となるためには、從來教會的團體によつて公けに承認されるものであるから、教義史は教會の牧師、神學者等の思想史と關聯し、教會の教條史とも觀らるる。この意味における教義は、大體において第三世紀「アレクサンドリア問答派教校 (Alexandrinische Katechetenschule) 時代とされてゐる。その後更にその教義を發展せしめてゐるが、ギリシア教會にあつては第八世紀以後教義の發展を見ず。ローマ・カトリック教會にあつては依然として舊教義を踏襲してゐるに過ぎない。プロテスタント (Protestant) 教會では宗教改革の精神よりして、教會的教義を棄て、聖書自身における神の言葉をその根本的依據とした。從て教義史は、宗教改革の成就と共に終末したものである。教義史 (Dogmengeschichte) といふ學科は第十八世紀の啓蒙期においてミュンシェル (W. Münsher) が建設し、ネアンデル (J. A. W. Neander) バウル (F. C. Baur) トマジウス (G. Thomasius) ニッチ (K. I. Nitzsch) 等の學者によつて研究されてゐるが、ハルナック (A. Harnach) の Lehrbuch der Dogmengeschichte. 3. Bde, 1886—90. が劃期的のものとされ、その後はハルナックを繼承祖述するにすぎない。**參考書** 高木壬太郎、基督教大辭典。岩波哲學辭典。A. Harnach, Grundriss der Dogmengeschichte, 1905. R. Seeberg, Lehrbuch der Dogmengeschichte. Die Religion in Geschichte u. Gegenwart. 5 Bde.（住谷悅治）

基督教史 基督教はナザレのイエス・キリスト (Jesus Christ) とその教とに基き、且つ彼をメシア (Messiah. 膏注がれし者) として信じたる其の弟子達の宗教的生活より成立した宗教である。キリストの傳記、その體驗、その宗教は新約聖書中に示されてゐる。イエスは受洗者ヨハネ (John the Baptist) の豫言者的說教に接し、更に神よりの靈的啓示を受け神の子たる自覺を得、神の國の福音を說き始めた。しかし、彼は政治的運動をなしたものとして十字架の刑に處せられた。年三十三。傳道を開始してから正に三年後である。彼の純潔なる生涯と強烈なる人格的感化に觸れた弟子達は、新しき宗教的熱誠に充ちてエルサレム (Jerusalem)

に基督教團體を作り、イエスを以てメシアとなし、彼を信ずることによつて神の救に預り得べきことを信じた。彼らの團體はユダヤ人に迫害されると共にいよ〳〵擴まり、パレスティナ、ダマスコ、アンテイオキア等に傳播し、使徒パウロの熱烈なる傳道によつて更に小アジア、マケドニア、ギリシヤ等、當時の文化の中心地に多くの信徒を得た。しかもパウロは、ユダヤ人と異邦人との差別を撤し、基督教を以て、イエスを神の子と信ずる者は何人も靈魂の救を得べしといふ世界宗教に發展せしめた。その後基督教への反對に對し、その神體を明確に自覺し、保持するため、教會的組織を堅實にし、使徒として認むべき正統的信仰、聖典、從ふべき監督職の制度を嚴格に形式化した。これがカトリック教會(Katholische Kirche)として現はれ、やがて三一三年コンスタンチヌス大帝の時にはローマ帝國の公認宗教となり、テオドシウス大帝(三七九—三九五年)の時には唯一眞正なる宗教とされ、ユシチュニアヌス帝(五二七—五六五年)の時には國家政策と結合し、ローマ帝國國教となつた。ローマ帝國が東西に分立すると共に基督教會も亦東西に分離して對峙し、東教會はビザンチン文化と結合し、ギリシヤ・カトリック教會(Griechische-katholische Kirche)となり、一四五三年東ローマ帝國の滅亡後モスコウを中心として東歐に信徒を得、中世時代に一時形式的・律法的宗教に堕したけれど、十六世紀の宗教改革を經、プロテスタント主義として再び初代の信仰を回復し得た(〔宗教改革〕の項參照)。一方カトリック教會も啓蒙思想期に一時甚だしく衰微したが、十九世紀に至つて教會内のヴァチカン主義(Vaticanisches Konzil による法王不過誤主義)に對して近代文化と融合しようとする現代主義的運動—ドイツの改革カトリック主義(Reform-katholizismus)—となつてゐる。同時に、プロテスタント主義内でも教會的信仰とその生活を重要視する福音主義的傾向と、あらゆる教會的要求より解放されようとする自由主義的傾向とに對立してゐる。**參考書** 高木壬太郎、基督教大辭典。F. A. B. Nitzsch, Lehrbuch der evangelischen Dogmatik. 1892. Fr. H. R. Frank, System der christlichen Gewissheit. 並びに宗教改革の項の參考書を見よ。(住谷悦治)

基督教社會主義 基督教社會主義に關しては二樣の定義があり、その一は漠然たる若くは廣義のものであり、これによれば基督教社會主義は基督教の社會問題への適用乃至は社會問題の基督教的解釋を云ひ、嚴密若くは狹義の意味に於いては一種の社會主義的見解であるが、飽くまでもキリストの原則、精神に立脚して社會的問題の解決を圖らんとするところに特色がある。廣義の觀念に從つても、基督教社會主義が眞實の社會主義と云ひ得られるか否かは疑問のあるところであつて、最初この語を使用したルドロー・マウリス(後出)の考へによれば、社會主義は基督教の歴史的發展及び顯示に過ぎずこの確信を示すために用ひたのであつて當時未だ嚴密なる社會主義の觀念が確立せられざる時にあつて自らを基督教社會主義者と呼んだことは正しいが、今日から見ればそれが漠然たる規定であることは認めなければならぬ。一八四八年はイギリスの勞働者階級にとつて暗黒時代であつた。農作物の不作と重稅とに苦しめられ各地に騷擾が起り、四月十日ロンドン、ケンニングトン・コモンに於て巨大なる民衆大會が開かれ情勢險惡を極めた。この時、共に國教會の牧師なるマウリス(F. D. Maurice)とキングスレー(Charles Kingsley)は若き法律家ルッドロー(J. M. Ludlow)と共に社會問題に興味を有してゐたが、この動搖の形勢を見て會合し、ピラを作り之を撒布するとともに、キングスレーはこれを起草し市内に撒いた。その中には現下の勞働者の事情には同情するが暴力を避くべきことが必要であり、道徳と宗教とが人間を自由に値せしめることが述べられ「現職牧師」との署名を有してゐた。雨と民衆の指導者なりオーコンナーの努力により暴動は起らなかつた。かくて、三人は次に「民衆のための政治」(Politics for the People)なる一片週刊雜誌を發行し(一八四八年五月六日創刊)十七號まで繼續した。一八四九年には消費組合を設け、一八五〇年には勞働者協會促進會(Society for Promoting Working Men's Association)を作り、勞働者の組織結成に盡力した。これらは基督教の産業への實際的適用の原則に立つものであつた。一八四九年十一月二日「基督教社會主義者」(Christian Socialist)なる雜誌が發行された。「基督教社會主義」なる語は一八四九年十二月ルドローの家で語られたと云ふことであるが、屢ば雜誌及びその運動方法と共にチャーチストの人々の非難を受けた。彼らが社會運動の方面に於てなしたところは相當大であつたが、彼らの見解が比較的進歩的の人々の間にも保守的の人々の間にも反對を惹起したので、後には主として消費組合の運動と教育運動に從事することとなつた。前者は主としてニール(Edward Vansittart Neal)により經營せられかなり利用せられた。勞働者教育は主としてマウリスを中心として計畫せられ、一八五四年ロンドンに勞働者大學が設立せられた。この基督教社會主義者達の意見を綜合すれば、基督教社會主義者は何れも社會改良家であり、彼らにとつては神の王國は觀念上のことではなく、この王國は天啓を通じて創造され、眞に存在し、凡ての邪惡と貧困とを征服すべき運命を擔ふものであり、聖書は貧民の書であり、歴政に對する神の聲であると考へる。抑壓せられるものには神より正義が與へられ、辱められるものには神より榮光が與へられることを彼らは聖書を通じて說くのである。彼らがマンチエスター學派の經濟學乃至個人主義的社會哲學に反對なることは當然であつて、彼らが協同と友愛の原則を凡ての活動の基本としてとつたことによつてこれを知ることが出來る。この運動の後に來るものは相當長き間陸であつて、一八八〇年代にヘツドラム(Rev. Stewart D. Headlam)は聖マタイギルトを設け、教會改革

者」(Church Reformer)を發行してゐた。一八八九年、ダーハムの監督やホーランド(Canon Scott Holland)により基督教社會同盟(Christian Social Union)がイギリス國教會内に設立された。これらは何れも基督教を社會的基礎に從つて解釋する程度にすぎず、更に進んだものは、勞働教會の運動である。これは、一八九一年にトレヴア(John Trevor)によつてマンチエスターに開始せられた。この指導精神と見るべきものは、勞働運動は宗教運動なること。勞働運動の宗教は一階級のものではなく、商業的奴隷制度に反對する人々を結合せしむるものなること、宗派的、信條的に非ずして自由宗教なること、神の經濟的、道徳的法則を尊重することなどである。しかし、斯の如き意味の基督教社會主義は各國共に、舊教にも新教にも共に存在してゐるがその影響は比較的顯著でない。唯だ考察に値することは基督教勞働組合の問題である。各國共所謂基督教勞働組合なるものがあるが、その指導精神は略ぼ上述の如きものである。その最も多數の組合員を有する國はドイツであつて、第四回基督教勞働組合インタナショナル(一九二八年九月開催)に報告せられたその組合員數は、その國中央團體を通じて加盟する組合員數七十一萬七千餘、直接インタナショナルに加盟せるもの六十萬七千名であつた。基督教インタナショナル加盟の勞働組合は世界に於いて約二百萬を超え、この外に、インタナショナルに加盟せず、密接なる關係を保つものもあり、相當の勢力を有するものの如くである。この大會の席上述べられた演說に於いて「財産所有權が特定階級の特權ではなく、勞働階級にも創當てらるべきであること、賃銀の標準は勞働者が文化程度に應じて必要を充足し得る額でなければならぬこと、勞働條件はその國の經濟生活上の技術的要素たるのみでなく精神的要素となり得るやう統制せられねばならぬこと」が主張せられたが、これはこのインタナショナルの根本的立場と見ることが出來る。階級對立と階級鬪爭に對するこの立場は常に不確定であつて、大局に於いて勞資協調的であると見られてゐる。我國に於いては、初期社會運動者のうちに多數の基督教信者を有し、指導的勢力を得てゐたが、啓蒙的時代が過ぎて實踐運動に入るや何れも指導權を失ひ、直接の運動から退いた。社會運動が組織的形態を備へて來た大正年代に於いては特に基督教と社會運動の直接の關係は現れて來なかつたが、賀川豐彦氏の努力は記述に値するものである。賀川豐彦氏は最初友愛會と關係し、これが總同盟となりし後も關西及び中央の重要なる地位を占め、それが漸次、サンジカリズムに更にボルシエヴイズムに躍進するに及んでこれから退き、日本農民組合を設立し、神戸及び大阪に勞働學校を創立し、神戸及び大阪に消費組合を組織し、關東震災後東京本所にセットルメントを開き、又大阪にもこれを創設した。大正十五年全國非戰同盟を組織した。その他基督教と社會主義との間に橋梁を架する運動には殆ど見て關係してゐる。これが全國的運動として根强き基礎を有せざることに主として依存するものと考へられる。最近東京、京都、大阪、神戸に於いて、基督教信者が社會問題の研究のために團體を作る運動が協議せられてゐる。**參考書** Raven, Christian Socialism, 1848—54. Brentano, Die christliche-soziale Bewegung in England. Kaufmann, Christian Socialism. Kaufmann, Charles Kingsley. (松澤兼人)

キリスト教勞働組合インタナショナル (International Confederation of Christian Trade Unions. Internationale Föderation der christlichen Gewerkschaften. Fédération Internationale des Syndicats Chrétiens) 社會主義的理論を否定し、階級協調のみによつて勞働者の地位を改善せんとするキリスト教徒勞働組合のインタナショナル。創立一九二〇年六月。專らヨーロッパのキリスト教組合の全國的同盟が之に加盟してゐる(ロシア及びイギリスよりは之に加盟するものなし)。一九二二年六月の第二回大會當時有力なる加盟團體の成員はドイツ一一四萬餘、イタリー一〇五萬餘、ベルギー二〇萬餘。他は皆一五萬未滿。而して總成員は約三〇〇萬(American Labour Year Book, 1923—24. P. 289)。尙ほキリスト教徒勞働組合は、各産業別にも若干のインタナショナルを組織してゐるが、その勢力微弱にして特筆するに足るものはない。(田中九一)

ギルド (Guild. Zunft. Corporation ou Métier) 日本語では普通同業組合と譯し、中世ヨーロッパ都市に於ける商人または手工業者の職業上の團體を指稱する。商人により組織されたギルドを商人ギルド(Merchant Guild. Kaufmannsgild)と言ふ。商人ギルドは手工業者ギルド(Crafts Guild. Zunft)よりも先に發生し、後年手工業者ギルドの模範となつた。アッシュレーによればイギリスでは商人ギルドは手工業者ギルドよりも三十年以上以前に形成せられたといふことである。商人ギルドとは「商人がその組合的組織に於いて先づ彼等の特殊なる商人的目的を保護するために結合し、商業の共同的統制と促進を」計るところの繼續的の共同的組合組織である(Doren)。また、Wilmot-Buxton によれば、「商人ギルドは親方勞働者乃ち富有なる市民によつて組織されたる共同體である。その目的は、商業を獨占し商業を發達させ、義務より免れ、都市に商業を牽引することであつた」。商人ギルドはその他一種の友愛團體、宗教團體たる役目をなした。また組合員に對して銀行の役目をなしたこともあつた。具體的仕事としては組合の結合力によつて商業を管理し、商品の質を檢査し、重量容積を試驗し、都市に金を貸し、組合員の幸福に留意し、組合員間の爭を調停し、貧窮なる組合員を助け、教會を建設したりした。イギリスでは、各商人ギルドには四日間に亘るギルド共同集會(Morningspeech)が開催せられて、ギルド共同の利益になることを決定した。イギリスで

は當時殆んどすべての都市に於いてギルドが存在し、ドイツでは、ドレン及びベローの舉げてゐる所だけでも、ケルン、ブレーメン、ゲツテインゲン、ヒルデスハイム、ハルベルシュタツト、ヘツクステル、・ツデルブルグ、ミュンステル、タンゲルミュンデ、アウグスブルグ、ニュルンベルグ、ドルトムンド、カツセル、ゴツスレル、ステンダール等の都市がある。これらの商人ギルドは、都市の政治機關たる市會に參與して勢力を占めた。その影響の一證跡として、イギリスでは、古い都市に於ける市役所を Guild-Hall と言つたのでも明瞭である。手工業ギルド（Crafts-guild. Zunft. Métier)は、同一手工業に從事する手工業者によつて組織された。しかし、このギルドは決して一定の職業に從事する人々の或者の任意の團體ではなくして、ギルドには同じ職業に屬する手工業がすべて加つたのである。從つてあるギルドに屬せざるものは、該職業を同一都市内部で營むことが出來なかつたのである。ギルドの目的とするところは團結することに依つて手工業者相互の扶助と利益を增進させることであつた。そのためには種々の方策が採られた。完成した商品を檢査するためにドイツでは監督廳 (Schaugericht) が設けられ、イギリスでは監督官 (Oversoers, Wardens) が選出せられた。ドイツにてはこの檢査に合格したる商品に都市の紋を附し、イギリスの或るギルドでは獅子の像を刻した。また原料の購買を共同に行ひ、商品の販賣に當つても諸種の共同動作を採り中には商品の價格をもギルドが決定した。ギルドにはギルド强制なる統制が行はれ、それには例へば徒弟の數の制限、徒弟の奪合の禁止、ギルドに屬せざるものは該手工業を行ふ可らざること、あるギルドの成員に屬するものは他のギルドの職業を行ふ可らざること、等のギルド團結確保のための多くの規約が網羅され、それは追放または罰をもつて强行された。ギルドは、かくして手工業者の職業上の利益のための團結であつたが、その外、或は組合員の不幸を助け、結婚を祝し、病人孤兒寡婦不具者を共同的に補助する友愛團體でもあつた。また多くのギルドは各自一個のギルド神を有し、一旦緩急の場合のために軍事的の組織すら有してゐた。ギルド手工業者には三つの階級があつた。親方、職人、徒弟がこれである。かかる制度を稱して徒弟制度という（「徒弟制度」の項參照）。手工業者ギルドはその起源を商業ギルドに發してゐる(Ashley, Brizon)。而してギルドその者は中世の宗教的ギルドにその起源を有してゐる（Wilmot-Buxton, Ashley)。商人ギルドは初め大なる勢力を獲得して市會を占領し、同時に多くの富を獲得した。中世都市のパトリチール（Patrizier）は即ちそれを指す。のち、手工業ギルドのために都市の覇權を奪はれたが、大陸發見により商業再び盛となるや、商人は再び擡頭してその富の力をもつて手工業者を統制するに至つた。中世都市に於ける手工業の發展、大陸發見による商域擴大、需要增加、原料豐富はます／＼生產力の增加を促進し、增加したる生產力はギルドの如き束縛的制限的獨占的制度を桎梏とするに至り、ここにギルド崩壞の徴が萠した。加ふるに親方對職人、徒弟の階級鬪爭おこり、ギルドは遂に中世の遺物として崩壞するに至つた。**參考書** 石濱知行、ドイツ經濟史(改造社版、經濟學全集第二十九卷)。Wilmot-Buxton, A Social History of England. Ashley, Economic Organisation of England. Von Haber-Liebenau, Das Zunftwesen im Mittelalter. Doren, Untersuchung zur Geschichte der Kaufmannsgilden des Mittelalters. Keller, Das Deutsche Handwerk. Brizon, Histoire du Travail et des Travailleurs. (石濱知行)

ギルド社會主義 (Guild Socialism) イギリスにおける最近の社會主義學說。一九年代においてペンティー(Arthur J. Penty) ホブソン(S. G. Hobson) オレエジ (S. G. Orage) によつて首唱せられ、歐洲大戰當時コール (G. D. H. Cole)によつて普及されたところの一種の勞働者の產業組織に關する計畫であつて、勞働組合の獨裁を主張するサンデイカリズム (Syndicalisme) と、生產要具の所有運用を私人の手より國家に移さん事を主張する國家社會主義 (State Socialism) との「混血兒」とも言ふべき社會主義學說である。即ち從來の集產主義、殊にフエビアン社會主義が、富の分配額を主要な問題として、人格の尊嚴並に自由を輕視せることを非とし、近代社會の根本的弊害をその「貧困」に求めずして「隸屬」に求め、生產者の組合たるギルド (Guild) をして國家に對抗せしめ、斯くてその個人生活に對する抑壓を緩和しようとするものである。既に一九〇六年にペンテイは The Restoration of the Guild System を著して中世ギルド制度を回顧し、一九一二年オレエジ、ホブソンは雜誌 New Age においてギルド・ソシアリズムを論じた。殊にホブソンの National Guild, 1914 及びコールの The World of Labour, 1913. の二著はその思想的萠芽である。ギルド・ソシアリズムの目的は、賃銀制度を撤廢し、民主的國家と協同する全國ギルド（ナショナル・ギルド）の民主的制度によつて勞働者の產業管理を樹立しようとするにある。先づ從來の勞働組合が、勞働條件の改善、例へば賃銀の引上、勞働時間の短縮等のみを目的としたのを排し、賃銀制度そのものを廢して勞働組合自身をして生產經營の當局者たらしめようとする。そのためには、從來の職業別組合(Craft Union)は、到底その任に堪へぬから、組合の組織を改め、同一產業に從事するもの全部を網羅する產業別組合(Industrial Union)となし、これを全國的に組織せられた最も包括的な產業別勞働組合即ち全國ギルドとなし、之をして生產經營の當事者たらしめようとするもので、この點においては、明らかにサンジカリズムの影響を受けてゐると言ひ得る。しかし、ギルド・ソシアリズムは、サンジカリズムが陷れる生產者の專制を排し、消費者の代表者として國家を保存し、これを全國ギルドに對抗せしむることに依つてサンジカリズムの缺陷を避けようとするのである。コールに從へば、ギルド・ソシアリズムにあつては先づ「生產機關が國有化される。しかし產業の絕對的統制權は完全に國家によつてその存立を保證されてゐるところの勞働組合の掌中にあつて、組合は自らの役員を選出してこれに產業統制權を與へる。從つてかかる組合は最早資本家に從屬する勞働者の團體ではなく獨立した生產者の團體であつて、即ち本質においてギルドである。」「やがては社會の全生產は各產業の全生產者の團體(ナショナル・ギルド）を通じて結成された一機關（ナショナル・ギルド會議）によつて組織されるやうになるであろう。そして一方において現存の民主主義を假面した官僚國家も眞に民衆化し、產業統制の全權を生產者と消費者に讓るであろう」と。そして、そこには生產者議會と消費者議會とが存し、前者は各產業の全國ギルドを代表し、生產者としての社會を代表する全國ギルド會議がそれで、後者は、現存の如き地域的選出によつて消費者としての社會を代表する機關たる全國政治會議がそれである。前者は全國ギルドの問題と、各產業の統制の問題を議し、後者は住民の地域的の利害、消費者としての利害に關する問題を議し、兩者の意見の相違は兩者よりの同數の代表者によつて成立する聯合議會において決する。この聯合議會がギルド・ソシアリズムにおける最高機關であり、國家の主體である。コールは云ふ「ギルド・ソシアリズムは產業統制における生產者と國家との間の協力といふ觀念の上に立つてゐる。それは國家の必要と、淨化された議會の必要とを認める。同時にそれは、社會主義の第一の必要とするものが、產業上の權力を勞働者の掌中に收めること、且つかかる產業的自由なくしては、如何なる社會構成に關する變革も、結局は、官僚政治的僞瞞に過ぎないものであるといふことを主張する」と。イギリスの社會主義者中に在つてはウイリアム・モリスは最もギルド・ソシアリズムの影響大であつた。最近におけるギルド社會主義者は、ロシアのサヴエートの思想の影響を受けてゐる。イギリス勞働組合の中では、鐵道從業員全國同盟及び炭坑夫聯合會がギルド・ソシアリズムの影響を受けてゐる。想ふにギルド・ソシアリズムは、現存の勞働組合運動と既存の議會國家との延長において、資本と勞働との兩階級を消滅せしめようとの思想に立脚してゐるものであるが、これは資本主義國家の本質を無視し、それに對する深き洞察を缺けるものであつて、鵺的な社會主義であり、社會改良主義の一變型であると云ふべきである。**參考書** 前揭の外、小泉信三、社會問題研究。G. D. H. Cole, Self-Government in Industry, 1917. ib., Labour in the Commonwealth, 1918. ib., Guild Socialism restated, 1920. (卷末に重要文献が示されてある) M. B. Reckitt and E. Bechhofer, The Meaning of National Guilds, 1918. A. G. Penty, Guilds and the Social Crisis, 1919. (住谷悅治)

金及び銀 (Gold & Silver) 單なる自然的物質としての金、銀は玆に問題ではない。又單なる財貨としての金、銀も玆に問題ではない。財貨としては金、銀は裝飾物其の他工藝品の原料たるに過ぎない。玆では專ら貨幣商品金銀が主題である。夫は商品生產と云ふ特定の生產關係が商品金銀に賦與した歷史的特質である(「貨幣」の項參照)。商品交換がその地方的な枠を突破し、從つて商品價値が歷史的に人間勞働一般の體化にまで擴がつて行くに伴はれて、それに比例して貨幣形態は本來の性質上一般的等價物たる社會的機能に適してゐる商品の上に移つて行つた。即ち貴金屬就中金及び銀の上へ移つて行つた。蓋し金銀が自然的に有つ所の品質の同一性又は均一性、分割及び結合の可能性等が同じ樣に等品質であつて單に分量的に差異あるに過ぎぬ所の價値——一般的勞働時間——の特質を表現するに最も適するからであり、經濟の發展に伴ひ、貨幣材料たりし諸他の商品が金銀によつて驅逐せられたのは、金銀が有つ所の以上の諸性質の外に、その小なる體積が比較的に大なる分量の價値を含むからである。猶ほ金及び銀が他の貨幣商品に比して耐久性、相對的不破壞性、空中に於ける不酸化性、殊に金が王水以外の酸には溶解しない事もその貨幣商品たる地位を保證した。故に固より金銀はその本質上貨幣ではなく、夫は貨幣と云ふ歷史的存在の特質が偶ま金銀の自然的性質と一致するからであり、必然に商品生產乃至私有制分業てふ歷史的生產方法を前提してゐる。「金及び銀はその本質上貨幣ではなく、寧ろ貨幣がその本質上金及び銀である」(マルクス)。歷史はアッシリア、バビロン、エジプトの古代に於て金銀が既に貨幣商品であつた事を敎へてゐる。併し其の初め金屬貨幣の使用にはその品質の檢定、重量の計測に特殊の困難があつたが、夫は鑄造によつて克服された。鑄貨の歷史的出現は一般に紀元前七世紀であると云はれるが、夫は正に金銀の爲にその貨幣上の獨占的地位を保證したものである。これより後は金銀と他の商品の貨幣たる地位の競爭ではなく寧ろ金と銀の競爭となつた。此の競爭は貨幣經濟が發達するに伴ひ結局銀に比して一層貨幣の社會的機能に適する所の金の勝利に歸した。併し金の世界貨幣としての勝利が保證せられたのは、近々半世紀であつて、銀本位制、複本位制に對する金本位制の壓倒的支配の形で遂げられた。從つて夫迄は過去數千年に亘つて金屬の間に執拗な角逐戰が行はれた譯である。金の銀に對する勝利は金銀の比價の變動の歷史にも現はれてゐる。金銀の價値も勿論他の商品と同じく是等兩金屬の生產に「社會的に必要なる勞働時間」によつて定まること云ふまでもない。而して其の生產に必要な勞働時間それ自體は又「其の相對的な自然的稀少性並にそれを純粹なる金屬狀態に於いて獲得することの難易に依存する」(マルクス)。從つて最初は砂粒や塊狀で其の儘河床や沖積土中に現はれた金は其の採取に最も素朴な勞働を必要とするのみであるから、生產上鑛山勞働及び一般に技術の相對的高度を必要とする銀の方が、絕對的稀少性は金よりも少いに不拘、價値は相對的に大で

あつた。マルクスがストラボオに從つて記述する所に據れば、アラビの或る種族に於いては、一ポンドの鐵に對して一〇ポンドの金が與へられ、一ポンドの銀に對して二ポンドの金が與へられたと云ふ。併し間もなく地殼の表面の金が涸渇し同時に生産技術上銀の獲得に比して金の獲得がより多くの勞働時間を要するに至つたので、銀の價値は金の價値に比して低落し爾來今日迄ずつと低落し續けてゐる。金銀の比價の變動と關係の深い兩金屬の生産額に就ては十六世紀初めのアメリカ大陸發見以前は信頼するに足る統計がない。併し新大陸發見後の兩金屬の産額に就ては有名なゾエットベールの統計があり、これは更にレキジスの考證、アメリカ合衆國造幣局長官の報告によつて補足せられて、略ぼ正確なる數字であると云はれてゐる(次表參照)。

	金		銀	
	キロ瓦	千マルク	キロ瓦	千マルク
一四九三—一五二〇	五、八〇〇	一六、一八二	四七、〇〇〇	一一、三一〇
一五二一—一五四四	七、一六〇	一九、九七六	九〇、二〇〇	二二、三七〇
一五四五—一五六〇	八、五一〇	二三、七四二	三一一、六〇〇	七六、九六五
一五六一—一五八〇	六、八四〇	一九、〇八三	二九九、五〇〇	七二、七七九
一五八一—一六〇〇	七、三八〇	二〇、五九〇	四一八、九〇〇	九八、八六〇
一六〇一—一六二〇	八、五二〇	二三、七七一	四二二、九〇〇	九六、四二二
一六二一—一六四〇	八、三〇〇	二三、一五七	三九三、六〇〇	七八、三三六
一六四一—一六六〇	八、七七〇	二四、四六八	三六六、三〇〇	七〇、三三〇
一六六一—一六八〇	九、二六〇	二五、八三五	三三七、〇〇〇	六二、六八二
一六八一—一七〇〇	一〇、七六五	三〇、〇三四	三四一、九〇〇	六三、五九三
一七〇一—一七二〇	一二、八二〇	三五、七六八	三五五、六〇〇	六五、〇七五
一七二一—一七四〇	一九、〇八〇	五三、二三三	四三一、二〇〇	七九、七二三
一七四一—一七六〇	二四、六一〇	六八、六六二	五三三、一四五	一〇〇、七六四
一七六一—一七八〇	二〇、七〇五	五七、七六七	六五二、七四〇	一二四、〇二一
一七八一—一八〇〇	一七、七九〇	四九、六三五	八七九、〇六〇	一六二、六三六
一八〇一—一八一〇	一七、七七八	四九、六〇〇	八九四、一五〇	一六〇、〇五四
一八一一—一八二〇	一一、四四五	三一、九三一	五四〇、七七〇	九七、三二九
一八二一—一八三〇	一四、二一六	三九、六六三	四六〇、五六〇	八一、五二九
一八三一—一八四〇	二〇、二八九	五六、六〇六	五九六、四五〇	一〇五、七七二
一八四一—一八五〇	五四、七五九	一五二、七七七	七八〇、四一五	一三七、一五五
一八五一—一八五五	一九九、三八八	五五六、二〇八	八八六、一一五	一六〇、三八七
一八五六—一八六〇	二〇一、七五〇	五六二、八八八	九〇四、九九〇	一六四、七〇九
一八六一—一八六五	一八五、〇五七	五一六、三二六	一、一〇一、一五〇	一九九、三〇八
一八六六—一八七〇	一九五、〇二六	五四四、一二九	一、三三九、〇八五	二三九、六九八
一八七一—一八七五	一七三、九〇四	四八五、二〇七	一、九六九、四二五	三四四、六四九
一八七六—一八八〇	一七二、四一四	四八一、〇三五	二、四五〇、二五二	三八二、〇六二
一八八一—一八八五	一五四、九五九	四三二、三六〇	二、八〇八、四〇〇	四二四、八〇〇
一八八六—一八九〇	一六九、八六九	四七三、九五四	三、三八七、五三二	四四八、〇〇〇
一八九一—一八九五	二四五、一七〇	六八四、〇三一	四、九〇一、三三三	五五四、二〇〇
一八九六—一九〇〇	三八七、二五七	一、〇八〇、四九七	五、一四五、五五一	四二八、八〇六
一九〇一—一九〇五	四八五、四三三	一、三五四、三五九	五、二二六、一一一	五〇四、〇一五
一九〇六—一九一〇	六五三、三〇二	一、八二二、九六二	六、一三五、三四八	四八〇、五一八
一九一一—一九二〇	六四七、九五五	一、八〇七、七四一	五、九〇六、六八一	五九四、〇一〇

(ヘルフェリッヒ、貨幣論。八五頁。)

金の生産は十五世紀以來十七世紀にかけて大體順調に増加した。尤もヨーロッパの金生産は十六世紀の半頃迄に既に峠に達してゐたので、増加の大部分は新大陸からの輸入であるが、併しそれも一般に評價されてゐる程決して莫大なものでなかつた。然るに十七世紀の終にブラジルの金鑛が發見されるに及んで金産額は急激に増加し始めたが、既に十八世紀の後半には衰勢を現はし世界の産額も亦減じた。然るに十九世紀の二十年代から漸増傾向となり、殊に一八四〇年代ロシアのウラル、シベリア地方に豐富な鑛脈發見されてからは明白に著増傾向を示し、更に一八四八年カリフォルニヤ同五一年オーストラリアに更に金鑛が發見され世界の金産額は一時に急増した。併し一八七〇年頃からは漸次減産傾向となり、一八八六年の如きは近來の最低額に達した。從つて一時金に關する悲觀論が擡頭した位であつたが、十九世紀の九〇年代からアメリカ、オーストラリアの金産額が徐々に恢復すると共に南アフリカのウイットウオータースランドに豐富なる鑛脈發見されて再び金産額は急激に増加し始めた。最近大戰後は稍や減産傾向にある。銀はアメリカ大陸發見後金以上に産額増加したが、殊に一五四五年ボリヴイアのポトシ鑛山の發見、混汞法の發見によつて増産傾向は著しく强められた。併し十九世紀の三十年代から八十年代迄は漸次減少し金の増産と反對の現象を呈したが、八十年代からメキシコの銀鑛發見され、一般に生産額増加して十九世紀の始め迄に約二倍となつた。十九世紀に入ると銀は銀産地メキシコ地方に於ける獨立戰爭の爲めに生産激減したが、戰爭終るやメキシコの銀山は再び増産し始め、更にチリー、アメリカ合衆國に豐富なる銀鑛發見されて減産中に數倍する産額となつた。金銀の比價も、新大陸發見前は固より正確なる統計が缺けてゐる。ヘルフェリッヒに從へばバビロン時代は金銀比價は一對一三・三分の一であつたと云ふ。希臘では金價値は稍や低く、紀元前四百年頃は一對一二、アレキサンダー大王の頃一時一對一三・三分の一となつたが、ペルシア征服後は一對一〇となつたと云ふ。羅馬の共和政府時代は最初一對一一・九に法定されたが、羅馬の崩潰期には人民の金退藏が旺んになり、一對一四・四乃至一八であつたと云ふ。中世では大體一對一〇乃至一二が兩金屬の比價であつたと云ふ。十六世紀以後の金銀比價の變動を示せば次表の如くである。銀の金に對する敗北は既にイギリスが既に一七一七年から八五年にかけ銀の自由鑄造を停止し、一八一六年完全に金本位制に移つた時に既に始まつたが、一八六五年にフランスを盟主としてベルギー、スウイス、イタリー、ギリシアの間に結ばれた複本位制擁護のラテン同盟が事實上失敗に歸し、一八七四年暫定的に殊に一八七八年確定的に廢棄せられ、其の後一八七八年及び同八一年のパリ會議、一八九二年のブラッセル會議に於ける複本位制復活の努力にも不拘、銀の自由鑄造は禁止せられ、ヨーロッパ各國に事實上金本位制が行はるる

年代	金一瓩ニ對スル銀ノ瓩	年代	金一瓩ニ對スル銀ノ瓩
一五〇一—一五二〇	一〇・七五	一八五一—一八五五	一五・四一
一五二一—一五四〇	一一・二五	一八五六—一八六〇	一五・三〇
一五四一—一五六〇	一一・三〇	一八六一—一八六五	一五・四〇
一五六一—一五八〇	一一・五〇	一八六六—一八七〇	一五・五五
一五八一—一六〇〇	一一・八〇	一八七一—一八七五	一五・九七
一六〇一—一六二〇	一二・二五	一八七六—一八八〇	一七・八一
一六二一—一六四〇	一四・〇〇	一八八一—一八八五	一八・六三
一六四一—一六六〇	一四・五〇	一八八六—一八九〇	二一・一六
一六六一—一六八〇	一五・〇〇	一八九一—一八九五	二六・三二
一六八一—一七〇〇	一五・〇〇	一八九六—一九〇〇	三三・五四
一七〇一—一七二〇	一五・二一	一九〇一—一九〇五	三六・二〇
一七二一—一七四〇	一五・〇八	一九〇六—一九一〇	三五・六八
一七四一—一七六〇	一四・七五	一九一一—一九一五	三六・七七
一七六一—一七八〇	一四・七二	一九一六	三〇・一一
一七八一—一八〇〇	一五・〇九	一九一七	二三・〇九
一八〇一—一八一〇	一五・六一	一九一八	二一・〇〇
一八一一—一八二〇	一五・五一	一九一九	一八・四四
一八二一—一八三〇	一五・八〇	一九二〇	二〇・二七
一八三一—一八四〇	一五・七五	一九二一	三二・二〇
一八四一—一八五〇	一五・八三		

(ヘルフェリッヒ、貨幣論。一〇八頁。)

に及んで金は完全に銀に勝つて唯一の世界貨幣となつた。

參考書 Lexis, Gold und Goldwährung, in Handwörterbuch der Staatswissenschaften. II. Aufl. Lexis, Gold und Silber, in Handwörterbuch der Volkswirtschaft. Helferich, Das Geld. Hawtrey, Goldstandard in Theory and Praxis. Benjamin White, Silver, Its History and Romance. (友岡久雄)

緊急勅令 (Emergency Order, Notverordnung, Verordnung mit Gesetzeskraft) 本來議會の協贊を經て定むることを正則とする事項を議會閉會中臨時緊急の必要あるに因り其の協贊を經ずして定むる勅令。わが憲法に認むる緊急勅令には二種の別が有る。一は憲法第八條第一項に依るもので、之を「法律に代る勅令」又は「立法的緊急勅令」と謂ふ。一は憲法第七十條に依るもので、之を「財政上の緊急處分」又は「財政的緊急勅令」と謂ふ。此の二種の外に尚混合的性質を有するもの、即ち第八條及び第七十條の雙方の規定に依り發せらるるものが有る。之を財政立法的緊急勅令と謂ふことが出來る。其の總てに共通な所は(イ)本來議會の協贊を經ねばならぬ事項であること(ロ)議會の閉會中に限り發し得ること(ハ)緊急の必要の有ること、(ニ)勅令の形式を以てせねばならぬこと(ホ)次の議會に提出して事後承諾を求めねばならぬことの諸點である。其の他の點に於ては種種の差異が有る。(一)內容の差異。第八條に依る緊急勅令は法律に代る勅令であつて、其の內容としては廣く法律で規定し得る一切の事項を規定し得るものであり、唯だ其の目的が公安を保持する爲の緊急の必要を滿たすことに限られて居る結果として、其の規定し得べき內容にも自然の制限が有るのみである。第七十條に依る緊急勅令は唯だ財政に關する行政作用で、而も議會の協贊を要する事項のみを定め得るもので、之に屬するものは國債を起すこと、豫算外國庫の負擔と爲る契約を爲すこと、特別會計の基金を流用することの三である。第八條及び第七十條の雙方に依る緊急勅令は、財政に關すると同時に法律を以て定むることを正則とするものを定め得るもので、之に屬するものは唯だ二の事に限られて居る。一は租稅、强制公債等國民に金錢的負擔を課する規定で、一は特別會計の設置其他會計法上の特例に付ての定である。(二)目的の差異。第八條の緊急勅令は公共の安全を保持し又は其の災厄を避くる爲緊急の必要ある場合に發し得るもので、即ち公安保持の爲の應急的立法に外ならぬ。第七十條の緊急勅令は公共の安全を保持する爲め緊急の需用ある場合に發せらるるもので、而して緊急の需用とは政府の財政上の窮乏を滿たす必要といふ意味で、即ち公安保持の爲の金錢上の必要に應ずる處置に外ならぬ。最後に混合的の緊急勅令は此の雙方を合せたもので、即ち金錢上の必要の爲にする應急的立法である。(三)形式の差異。緊急勅令は形式に於いては勅令の一種で、其の普通の勅令と形式上に異なる所は緊急勅令には國務大臣の全員が之に副署することを例として居る外には、唯だ其の上諭に帝國憲法第何條に依り裁可する旨を宣言せらるることのみに在る。唯だ此の點のみに依り緊急勅令が形式上普通の勅令と區別せらるるので、而してそれが第八條第一項に依るものであるや、第七十條第一項に依るものであるや、又は其の雙方に依るものであるやも、其の上諭に於いて區別して記載せらるるのである。(四)要件の差異。第八條の緊急勅令は議會閉會中に緊急の必要が起れば發し得るのであるが、第七十條の緊急勅令は唯だ「內外の情形に因り帝國議會を召集すること能はざるとき」に限り發し得るもので、即ち臨時議會を開くことも不能であるか又は其の餘裕の無い場合に限るのである。(五)效力の差異。第八條の緊急勅令は暫定的の立法で、次の議會に於いて承諾を得なければ當然に消滅することの條件を以て發せられるものである。第七十條及第八條の雙方に依る緊急勅令も此の點に於いては同樣で、何れも若し次の議會に於いて承諾を得なかつたならば、政府は直に將來に效力を喪ふことを公布せねばならぬ。第七十條の緊急勅令は金錢の缺乏を滿たす爲めの應急の處置で其の處置が實行せらるると共に其の效力は完了し、議會が承諾しないとしても效力には影響せぬ。即ち效力に於いては暫定的ではなく初より確定的で、議會の不承諾の結果は唯だ當局國務大臣の責任を生ずるのみである。

參考書 美濃部達吉、憲法精義。伊藤博文、憲法義解。(美濃部達吉)

金玉均 金氏名は玉均。字伯溫。古筠或は五根頭陀と號す。忠淸道白川郡の人。天性磊落、氣宇快活、直言を好む

と謂ふ。朴泳孝（山崎永春）柳赫魯(山田唯一）申應熙(平山廣文）鄭蘭教（中原平吉）李充果（小野次郎）等と同樣日本假名を岩田周作と云つた。開化主義者、親日政治家として國士的風格の持主であつた。外衙門協辦としての漢城の修濬、または開國論の主張（我松陰、象山、三樹に比するものもある）、我國との外交交渉等業績の主なるものである。貨幣鑄造の事並に日韓條約につき閔臺鎬、閔泳穆、閔泳翊、閔應植等所謂閔氏一族の守舊派と對立し開化黨の中心人物となる。竹添公使等と連絡し内亂によつて、李載元、朴泳孝、李載冕（大院君の嗣子）と共に政權を奪取す。「朝貢の虛禮廢止」「門閥廢止人民平等確立」「地租の法改正」「内侍府廢止優才登用」「各道の還上」「李章閣、惠商公局廢止」「政令は戸曹總て管轄」等近代國家的施設を企てたのである。然るに淸兵袁世凱に率ゐられて反動的動亂を起したため一時君主を仁川に移したが終に政權を失墜す。これを我國では十七年の變と謂ふ。我國は特派全權大使井上馨伯をして日本人殺害に對し謝罪並に賠償を約せしめた。日本亡命後の金氏は引渡要求または刺客の難に苦しめらる。後小笠原島北海道に幽閉せられ明治廿三年四月初めて拘囚を解かれた。然るに廿七年に至り、洪鍾宇のために上海にて殺さる享年四十四。我國民新聞は「朝鮮政略の犧牲」と云つた。彼が親日家であつた理由だけでなく「革命の急先鋒」(中央新聞）開化主義者として多大の同情をうけたのである。**参考書** 松本正純、金玉均詳傳。（佐々弘雄）

キング (King, William 1786—1865) ロバート・オーウエンと共に協同組合思想の父と云はるる人。英國サフォク州に生る。ケンブリッジ大學卒業後ロンドンのセント・バアトロメオ病院にて醫學を研究し一八一九年醫學博士(エム・ディ)の學位を受けた。間もなくブライトンにて開業し好んで貧民を診察したので「貧民の醫者」の綽名を得た。又エリザベス・フライ女史と協力して地方補導會を設けたり、ジョオジ・ベアクベックの機械工學校設立の運動に共鳴してその一をブライトンに設けたりした。彼の教へ子達は一八二七年ブライトンに一の協同組合を設け、多くの勞働者の加入を見た。然しながら多數の人々の協同の思想に對する無智が組合發達の障害となつてゐるのを見て、キングは一八二八年五月から一八三〇年八月まで月刊雜誌「協同組合主義者(ザ・コオペレイタ)」を發行して協同の思想を平明に說き、これが普及を圖つた。一八三〇年代の初めに出來た三百餘の組合中にはキングの影響によつたものが少くない。雜誌廢刊後晩年まではサシクス州病院の囑託醫として働いた。彼の協同思想はオーウエンのそれと同じく、勞働者の自給自足的な共同社會(コンミユニティ)を設けるにあつたが、ただ異る所はその費用をオーウエンが權門富豪をして據出せしめんとしたるに對し、キングは勞働者自身をして蓄積せしめんとした點にある。彼の事績は近年ハンスミユウラアが大英博物館の一偶に「協同組合主義者」の一束を見出してこれが研究を發表して以來明かとなつた。**参考書** T. W. Mercer, Dr. William King and the Co-operator 1828—1830, 1922. Year Book of the International Co-operative Alliance for 1910. A. Sonnichsen, Consumers' Co-operation, 1919. (山村喬)

キング (King, Gregory 1648—1712) スタットフォードシヤア、ライヒフイールド生れ。キングは、紋章學、系譜學、統計學者でありまた銅版彫刻者でもあつた。彼の役所に於ける仕事が、國庫の收入支出諸稱の稅課の收益或は人口の狀態異動等に就いての記錄にあつたので、それ等の材料に基いてイングランドの人口及び富についての研究を試みた。その研究は、Graunt や Petty の研究に負ふところ多大である。紋章、系譜學に就いての著書以外の **主著** A Scheme of the Rates and Duties granted to his Majesty upon Marriages, Births and Burials, and upon Bachelors and Widowers, for the Term of five Years, 1695. Natural and political Observations and conclusions upon the State and Condition of England, 1696. A Scheme of the Inhabitants of the City of Glouster, 1696. A Computation of the endowed Hospitals and Almshouses in England, 1697. **参考書** Palgrave, Dictionary of pol. Economy, ed. by. Sidney. Dictionary of National Biography. Handwörterbuch der Staatswissenschafter. (佐々弘雄)

キングスレイ (Kingsley, Charles 1819—1875) キリスト教社會主義者としてその名を知られた人である。ケイムブリッジに學び一八六〇年その大學の歷史學教授に任ぜられ、九年の後、チエスターの本寺(キヤノン)附きとなつて職を辭し一八四三年ウエストミンスターの本寺附きに轉じ、後エヴアースリーの教區長に任ぜられた。上述の彼の經歷よりしても察せらるる如く、彼の立場は徹頭徹尾キリスト教的である。併し彼は當時の多くの宗門にある人々が實社會の悲慘と矛盾から眼をそむけんと心掛けて居たに反し、勇敢にそれに直面し、それの救濟解決を志したのである。其故彼が何の程度迄社會主義の經濟論を理解して居たかは問題である。併し彼にとつてはキリスト教の教義を實踐に引きうつすと云ふ事が問題なのであつて此の點に於いて彼の熱誠を何人も疑はなかつた。彼は何よりも先づ勞働階級の生活の改善の必要を說き、それを目的として全ての社會改良策を心から支持した。勞働階級を貧困より救ひ、社會的經濟的の壓制を除去する事が彼にとつては神の國を齎らす第一の條件であつたのである。十九世紀の半頃に當つて、かかる主張が非常なる反對と迫害となしには決して說かれ得なかつたと云ふ事は想像するに難くない。彼は此くして常にその政策に於いて急進論者であつた。併し自由放任主義をかざすフウイツグ黨の主張は彼のとる所ではなかつた。彼はその頃その運動の高潮にあつたチヤーチストの運動とも甚だ密接な間柄にあつた。併し彼にとつては、チヤーチストが議會改革運動を以て終局の目的としてそれ以上の理想を缺いて居た事が不滿に思はれたのである。彼は社會主義者達がよりキリスト教的なる事を主張して止まなかつたのであるから。彼はキリスト教社會主義に關する著述の外に多くの小說を遺した。何れもその頃の下層階級の狀態を描いて天下に訴へたものである。**主著** The Life and Letters of Charles Kingsley, by his Widow, 2 Vols, 1877. Yeast, 1849 Alton Locke, 1849. Hypatia, 1853. Westward Ho! 1855. (後藤信夫)

金權政治 (Plutarchy or Plutocracy. Plutokratie. Plutocratie) 「寡頭政治」の項を見よ。

銀行 (Bank. Bank. Banque) 近代的意味に於ける銀行とは主として貨幣取引業の特殊機能たる貨幣資本の現實的貸主と借主との間の媒介を營む企業の謂ひである。元來「貨幣制度一般が本來相異つた諸共同體間の生產物交換に於て發達して來たものである」(マルクス)が、貨幣を商品として取引する商業、貨幣取引業も最初國際的通商から發達した。國際的通商に於いては一の國民的鑄貨は絕えず他の國民的鑄貨に兩替へせられ、又國民的鑄貨は鑄潰して世界貨幣に轉化せられるを要するので兩替業と金銀細工業とが貨幣取引業の原生的形態として發生した。バビロンや古代希臘羅馬に於いても歷史は既に斯る貨幣取引業の發達があつたことを數へてゐるが、中世伊太利の諸都市は當時の國際的通商路に當つてゐたので兩替及び爲替業務が活潑に行はれ、近世銀行の濫觴を爲した。マックレオドの反對にも不拘「バンク」なる言葉が中世の伊太利の兩替商が用ひた卓子「バンコ」(banco) に起源すると云ふ通說も理由が無い譯ではない。同じく中世のロンドンに於ける金細工商(Goldsmith) もイギリスの近代銀行業の先驅となつた。然るに商業が發達して來ると、貨幣流通上の技術的操作即ち貨幣の保管や出納や淸算や國際的支拂が兩替業、金銀細工業として發達した貨幣取引業の新な特殊職能となる。換言すれば、貨幣取引業者は今や產業資本家、商業資本家の單純なる出納方となる。彼等は斯くて是等貨幣流通上の技術的諸操作を集積し、省約し、單純化し以て商品流通上必要なる貨幣資本量を節約する。例へば中世のヴエニス（一五八七年）ゼノア（一四〇七年）、アムステルダム（一六〇九年）、ハムブルグ（一六一九年）、ニユルンベルヒ（一六二一年）の諸都市の純粹なる振替銀行(Girobank)の如きは其の適例で夫は顧客の爲めに預金額に相當する銀行勘定(Bank money)を開き、顧客間の支拂に就ては之に對して小切手を振出さしめ帳簿上の振替によつて債權債務を淸算した。併し夫は全く貨幣流通上の技術的操作に止まり、銀行が貨幣を融通して信用を授けることはなかつた。然るに斯かる貨幣取引業の特殊機能の發達と關聯して更に新たなる特殊機能として貨幣資本の賃貸借或は信用取引が必然に發生する。蓋し產業資本家の出納力である貨幣取引業者の手許には商業の旺んとなるに伴ひ、生產者及び商人が準備金として保有する貨幣資本は益す集積する結果、可能なる相殺の範圍を廣め、商業界の準備金は更に共同的となり、必要なる最低限度に迄制限され、さもなくば銀行の手許に準備金として休眠するであらう所の貨幣資本の一部分は所謂フリー・バランスとなつて貸付可能となるから。從つて今や銀行の支配する貨幣資本は利附資本となる。銀行は最早預金を保管する丈でなく之をば運用する。銀行業の利益は最早手數料ではなく、貸付資本の利子である。玆に貨幣取引業者は貨幣の現實的貸主と借主との媒介てふ近代的銀行業者への第一步を踏み出す事となる。尤も其の貸付資本の原生的基礎は商業上の準備金であるから何時でも拂戻を請求せらるべきものであるから、授信形式が銀行券（銀行の振出す持參人拂の支拂手形）の發行であると「手形引受」であると當座勘定の創設であるとを問はず、又授信方法が手形割引（支拂期日前に爲替手形を貨幣に換へる事）、當座貸越、コール・ローン、動產擔保貸付其の他如何なるものたるとを問はず、短期に回收容易なるものでなければならない。「銀行は本來其の受くる信用と類似の信用しか與へ得ない」（アドルフ・ワグナー）。從つて此限に於いて銀行は全く流通信用の媒介者に外ならず預金銀行、商業銀行と云はれるもの之である。イギリスに於いてその典型的發達を見る事が出來る。所で資本主義的生產が增進するにつれて、生產上作用する社會的總資本の一部分は常に貨幣の形態で保藏され、休息滯留する。例へば流通過程が中斷されない爲めに最初から準備された追加的貨幣資本、又貨幣資本が一擧に勞働力と生產手段に轉化されない限り生ずる所の一時的休息態貨幣、固定資本分が回收されて一定の大さに達する迄貨幣形態で退藏される部分、一定の大さに達する迄貨幣形態を保有する剩餘價値分其の他景氣不景氣を通じて流通過程の攪亂から一時的に游離する貨幣資本等之である。資本にとつて一時的にせよ資本循環から游離する事は正に死に相當する。從つて夫等は何れも利附資本として銀行に預け入れられ、銀行によつて他の資本家に貨幣資本として融通せられ、休息貨幣から作用資本に轉化される。此限に於いて銀行は所謂資本信用を媒介するもので、流通信用の媒介の如く貨幣資本の節約ではなくして、同一貨幣資本の基石の上に生產資本の職能を擴大せしむるものである。換言すれば、資本家の爲めに休息態貨幣資本を制限して僅に資本の循環過程に於ける攪亂又は豫知すべからざる變動に備へるに必要な最低限度たらしむ。同時に銀行家は經驗によつて生產資本家の預金の出入は、生產資本流通の性質から派生する一定の合則性を有つ事を認識して或る最低限以上は株式、社債の發行、引受、動產抵當貸、不動產抵當貸等長期に渡る巨額の信用を生產資本家に融通する事が出來る。大陸殊に獨逸に於ては此機能を最も發揮した銀行業所謂投資銀行、不動產銀行が發達した（我國の日本勸業銀行、興業銀行、拓殖銀行も之に屬する）。更に信用の發達は、當に銀行をして產業資本家の休息態貨幣資本を作用態貨幣資本に轉化せしむる許りではない　夫は銀行をして其の他の貸付資本家の貸付資本及び凡ゆる階級の一時不用の、併し

夫丈では貨幣資本として用ひるに足りない貨幣形態の所得をも集合せしめて之を生産資本家階級に融通せしむるに至る。所謂貯蓄銀行は主として特に後の零細なる貨幣所得を貨幣資本化するものである。「銀行なるものは、一面に於いて貨幣資本の・貨幣貸付者の・集積を代表すると同時に他面に於いてはまた借受者たちの集積を代表するものであつて、概括して云へば、貸付ける場合よりも低い利子で借受けると云ふ點に銀行の利潤は存してゐる」(マルクス)。斯くて「資本主義的生産の發達に伴れて信用制度と云ふ全く新たな一新勢力が形成されて來る。それは最初竊に蓄積の謙譲な助手として忍び來り、大小樣々の量に於いて社會の表面に分散してゐる貨幣資源をば、見えざる絲によつて個々の資本家なり、結合資本家なりの手に引き寄せて來る。それはやがて競爭戰上の新たな恐るべき一武器となり遂には資本集中を助長すべき異常な社會的機構に轉化せられるのである」(マルクス)。信用制度を發展の槓杆として齎らされた産業資本の集中は又信用機關たる銀行の集中を促し、互に作用反作用して益す相互の集中を促進するが、夫に伴ひ銀行は社會に於ける凡ゆる貨幣資本の處理權を獲得し産業と銀行との關係は益す密接に而も前者の後者への隷屬を結果する。(「金融資本」「帝國主義」の項參照)。**參考書** 山崎覺次郎、銀行論。貨幣銀行問題一班。堀江歸一、銀行論等。Marx, Das Kapital, III. Hilferding, Das Finanzkapital. Rastian, Banktechnisches für junge Juristen und Volkswirtschafter. Lexis, Kredit-und Bankwesen. Wagner, Beiträge zur Lehre von den Banken. Adolf Weber, Depositenbanken und Spekulationsbanken. Macleod, Theory and Practice of Banking. Bagehot, Lombardstreet. Withers, The Meaning of Money. Dunber, Theory and History of Banking. Conant, Banking. Holdsworth, Money and Banking. Courcelle-Seneuil, Les Opérations de Banque. (友岡久雄)

禁酒運動 (Temperance Movement) 禁酒運動は一般的な矯風運動の一部門と見られ得る近代的産物であるが、その始めは多く宗教的信條に出發し、從つて宗教團體の支持による一つの私的な矯風運動にすぎなかつた。しかし乍ら近時に至つては漸く宗教宗派を超越した一の社會運動となり、更に轉じて國家的立法政策として各國の立法に現はれんとする傾向を見るに至つてゐる　禁酒運動の祖國は何といつても現在の禁酒國アメリカであろう。その運動は既に十九世紀の初頭に遡り得るが、しかしその急激の發展を見たのは、一八七四年婦人キリスト教矯風會の設立以後に屬する。特に一八八八年ウイルラード女史その會頭となるに及んで同國の禁酒事業は一新紀元を劃するに至つた。既にこの以前から法律をもつて禁酒を斷行した州は一二あつたが、廿世紀に入つて絶對禁酒州は激增し、一九一七年遂に全國禁酒法が兩院に提出されて通過し、後ち憲法の改正を得て一九二〇年一月より絶對禁酒法の實施を見るに至つた。イギリスにおける禁酒運動も十九世紀の初頭から禁酒に關する著述の發表、禁酒會の設置等を見、かつ一八九八年には酩酊條令等の制定を見たが、その運動は元よりアメリカの比ではない。しかし禁酒立法への進展は今や大體において各國禁酒運動の趨勢である。日本における禁酒運動の先驅ともいふべきものとしては、明治十九年頃北海道札幌農學校にあつて「護國の楯」なる機關雜誌によつて宣傳を試みた伊藤一隆氏及び同じ頃婦人矯風會を起して禁酒主義を唱導した矢島楫子女史を擧ぐべきであろう。次で明治二十一年前布哇領事安藤太郎氏が同事業に投じ、更に津田仙、林蓊氏等立ち次第に勢を得るに至り、明治三十一年安藤太郎、伊藤一隆氏等相謀つて日本禁酒同盟を組織した。その創立當時における加盟團體は僅々二十個、會員約一千四百人であつたが、機關雜誌「國の光」を中心に漸次加盟團體及び會員を增加するに至つた。しかし乍ら本同盟はその生誕よりして宗教的特にキリスト教的色彩があつたが故にこれをして一般的國民的な運動たらしめ、禁酒宣傳がキリスト教傳導の一端なるかの誤解を去らしめるには玆に一の改革を必要とした。それは大正五六年頃より同會一部における趨勢となつてゐたものであるが、内部の反對に遭つて成らず、遂に大正八年十一月に至りこの改革分子は自ら國民禁酒同盟を創立して旗色を鮮明ならしめ、暫時は兩同盟對立の狀勢であつたが、大正九年十二月再び兩同盟は合同し、新たに財團法人として日本國民禁酒同盟の成立を見るに至つた。その最近の活動方面を見るため、昭和二年第八回大會の經過を見るに、昭和二年の運動目標として採る綱領は、一　禁酒教育の普及、二　禁酒立法の完備、三　鄕土の禁酒化(禁酒村をつくる運動)等である。尙ほ以上と併行して行はれた禁酒法運動を見るに、廿歳以下の未成年者に對して酒類を販賣し且つ彼等がこれを飲用することを禁じた禁酒法の議會を通過したのは一九二二年春で、本法の通過はその大部分の功績を根本正氏に歸す。根本氏は殆んど二十五年の間每年帝國議會に同案を提案してゐたのである。尙ほ最近における禁酒立法運動は、從來の未成年者飲酒禁止法を飲酒取締法と改稱し、年齡を引上げて二十五歳未滿者に適用しようとする二十五歳禁酒法案であるが、未だ議會通過の運びには至らない。禁酒立法については、内務省社會局調「世界各國に於ける禁酒立法に關する大勢」參照。(笠信太郎)

近世政治學說 近世政治の時代的區劃はグンプロヴィツの革命時代 (Das Zeitalter der Revolutionen) に中心を置くことは否み難い。併し歷史的時代に制約されず學說の傾向によつて、これを定める場合にはそれ以前にも溯及し得る。近世は十五世紀末十六世紀始めに大體に於いてその開始點を定め得るが、その百年餘も前から時代の萠芽は發生してゐた。經濟的には初期資本主義とそれに結合せる都市ブルジョアの興起に、政治的には王侯諸權力並びにスペイン、フランス、イギリス等近代國家が中世帝國主義封建制度に對抗して興起せること、更に封建主義のドイツ及びイタリーに於ける沒落等に近世の特長が存在する。更に精神的には中世的諸制度組織の束縛に對する人格の獨立、獨斷的權威に對する啓蒙、教會の偏見に反抗する科學、國家、絶體主義に反抗する個人主義をその特長にあげることが出來る。故に近世政治學說の特長もこれ等の時代的諸傾向に相應ずる點に求められる。文學、藝術、經濟、社會、哲學に於けると同樣政治學に於けるこの時代的寫象を認め得る。マキアヴエリ (1469—1527) が政治を倫理から切離し、それに獨立の地位を與へ、國家至上主義的國家學說と結合して、國家目的を終極目標とし政治をその實行手段と理解したのは彼の近世政治學說に於ける創始者としての地位を確保したる見解である。近世國家の隆起、それへの希望を脊景とし、國家主義の確立、政治の獨立を試みたのである。il principe (一五三二年) Discorsi 等の彼の主著に見る如く政治を Staatskunst または Wissenschaft von der Praxis des Politischen Handelns と解してゐた。

近世政治學說は中世的事物、思想殊に中世政治學說への背反であり、その止揚であるから、近世的精神のあらゆる諸傾向を包含してゐる。故にそれ等の諸傾向は歷史的進展に應じて逐次發現して行つたのである。文藝復興の初頭に於いては中世制度、精神に對する近世的精神の反逆興起であり、未だ明確な體系と基礎をもつてゐたものではない。シユタムラアも指摘してゐるように、政治學に於てマキアヴエリは Staatsräson を主張したのではあるが、未だ根本的には過誤多きものであると言へる。近代的生活と精神が進展するにつれその學的根據の探究も深化されて行き、政治學の原野に於いて自然法說の生起し來つたのも蓋し當然であらふ。ヒユーゴウ・グローテユース(一五八三年—一六四五年)の Mare liberum.... De jure belli ac pacis (一六二五年)に於いて自然法說を國家へ適用し、トーマス・ホッブス(一五八八年—一六七九年)が Elementa philosophica de Cive. Leviathan sive de materia forma et potestate civitatis ecclesiasticae et civilis に於いて自然法說に基く主權論、政治的支配の理論を確立し、ジョン・ロック(一六三二年—一七〇四年)は Two Treatises of Government に於いて社會契約、國權分立論の基礎を造り、バアルッフ・スピノザ(一六三二年—一六七七年)が Tractatus theologico-politicus. Ethica に於いて Natur, Gott とも呼び得る所の Substanz を思念し、自然權自然法を基づけ法、國家論に及んでゐる。スピノザの言葉に "Es ist Naturrecht der Fische, zu schwimmen, und der Grösseren Fische, die Kleineren zu fressen と云ふのがあるが、かかる自然界に於いて强弱の問題、支配服從の問題が一般の政治學上に於ける中心點であり、その取扱如何によつて民主主義的傾向と君主主義的傾向の差を生ずるのが自然法說の特長であつた。例へばロックが同じ問題の取扱に出發し乍らホッブス、フイルマアの專制政治思想に對して民主政治思想の基礎を置いた如きその好適例である。サミユエル、プツフエンドルフ、マンデウイユ、ウオルフ(クリスチャン)等幾多の同時代の學者あり、これ等一群の政治學者が近世政治學說の基礎概念を構成したものであることは明瞭である。ジヤン、ジヤツク、ルソー(一七一二年—一七七八年)が Discours sur l'Origine et les Fondements de l'Inégalité parmi les Hommes 及び Du Contrat social ou Principes du Droit publique に於いて展開せるところは自然法說の政治思想的最高潮を示してゐる。彼に先行するモンテスキユウ(一八六九年—一七五〇年)がその De l'Esprit des Lois に於いて自然法說に多分の自然科學的乃至國民心理的方法を交へその政府の分類に於いて、その三權分立論に於て學說體系を完成してゐたのに比し、ルソーは思想的力と文學的迫力に優れ學的體系に於いては寧ろその下位にある。自然法政治學としてはルソーの方が寧ろ正統派であり、それが民主主義の時代思想に觸れ、且つその實際政治上に於ける實現に役立つたものである點に於いて最大特長がある。マキアヴエリにより創造されロック、ホッブスにより基礎づけられたる政治學說がルソーに於いて方に具體化の氣運を醸成するに至り、近世政治思想の最高潮期に到達したと見る可きである。かかる實踐的主義、歷史的價値を別とし、學說史上の功績としては社會契約說よりも寧ろ主權的意思の分析的研究にその重點がある。主權が獨立、不可分、完全であり、全體意思(Volonté de tous)―個人的利益に關する個人の意欲の總計―に於てよりも一般意思(Volonté générale)―全體に共通な利益に關する人民意欲の綜合―にその基礎を求めたのがその主權に就いての研究の大要である。カント(一七二四年—一八〇四年)が自然法說殊にルソーの影響をうけ Metaphysik der Sitten その他に於いて Vernunftrecht を說き國家、法等に哲學的根據を附與してゐる。國家を定義して "Ein Civitas (die zu einer Gemeinde vereinigte Bürgerschaft und, insofern diese den Staat bildet, der Staat,) ist die Vereinigung einer Menge von Menschen unter Rechts gesetzen." となし、人類の群の結合と云ふ點と、法規の下に於けると云ふ點に重きを置き團結事實と法觀念の相關關係に問題の中心を置いてゐる。ルソーの政治學及びフランス革命てふ政治史上の一大變革が政治及び政治學の主潮を形成してゐたのであるが、それを一の時期としてその前後から政治學說は二個の大いなる傾同を分岐して來た。その一は英國の功利主義思想、その二は獨逸の法的思想である。前者は經濟的發展、植民地獲得への政治史的展開に關連し、後者は國家主義、軍國主義の興隆に關連する。カントの政治國家學說、ザヴイニー(一七九年—一八六一年)ブッチヤ(一七九八年—一八四六年)等歷史的法理學派を生み、その研究法が Volksgeist の基礎に到達し、ギールケの Volksseele を生むに至つた。ウイーランドの强者の權利、jure divino の如き、ハラアの强者支配の國家論、スタール(一八〇二年—一八六二年)の

Philosophie des Rechts, Die gegenwärtigen Parteien in Staat und Kirche の神學的政治思想—Autorität, nicht Majorität."—等その主なるものである。（ヘーゲルが近世政治學說の大成者たるの地位を占め、方法論と國家論が不可分に結合され、その歷史哲學、デイアレクテイクは體制と過程とを渾一して提供し、政治學としても一大完成に到達したと言つて過言ではない。併しヘーゲル左派に於いて現代政治學への萠芽を見出し得るが、一面右派に於いて傳統的獨逸思想旺盛なる事否み難く、思想史的見地から言へばトライチケ（一八三四年—一八九六年）Machtpolitik の思想、(der Macht um der Machtwillen) または Kulturstaat の概念やベルンハルデイの Kraft ist zugleich das höchste Recht の思想に系統づけられることを否み難く、これがイギリスの功利思想とともに歐洲大戰の一因をなしたのである。アダム・スミスの Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations に創始された自由主義は政治の根本を「經濟力の自由なる處理」に存すとなし、Volksgeist等の法的思想の代りにnational economy に重きを置き、強力支配よりも經濟的自由放任主義—laissez faire, laissez aller—に中心を置く。ミル、ベンタムはその完成途上の學者である。Autorität, nicht Majorität と好對照をなすところの majority principle が議會政治並に國家成立の根本原則となつた。獨逸に於いてロッテック、ダールマン等自由主義政治學者があり、英國にはグリーン、ボサンケ等のヘーゲル派の政治學者があるが、大體に於いて英米の經驗主義假定主義と獨逸の論理主義文化主義とが政治學說上に對立し、フランスに於いてコント系統の社會學派が政治學にも影響を與へてゐた。マキアヴエリからロック、ルソーに至り、ヘーゲル、ミルに分岐した近世政治學說は各國に於ける新興政治學說、現代政治思想により次第に止揚せらるるに至つた。その傾向が總括的に言つて、國家主義的個人主義的方途を示し、帝國主義資本主義がそれぞれに關聯し、その最高度の發展と結合へ進んだ。**參考書**「政治」及び「政治學」の項參照。（佐々弘雄）

近世政治史 羅馬帝國に代つた法權の支配は歐洲に於ける一個の世界國家であつた。十一世紀の頃既にホーヘンスタウフエン家と(フレデリック一世)と法皇（アレクサンドル三世）との間に北部伊太利、シチリー等の問題に關連して葛藤を生じ、帝權と法權の抗爭關係を生じた。ウイリアムの英蘭征服に先だつアングロサクソン教會問題に關するノルマンの諸王と法皇との爭ひの如きも亦その一例である。併し十三世紀に入り法權は行脚宗の活動と相俟つて法權旺んとなり、獨帝フレデリック二世を窮死せしめた。獨逸に於ける大空位時代（Interregnum）をば、ハプスブルグ家のルドルフを選擧せしめ、伊太利に於いてはゲルフ黨(Guelf) 系の諸王法を支持し法王の全伊に對する支配を確實にし、英蘭はヘンリー三世の頃法皇代理者統治し、佛國カペー王朝法皇の味方であり法權を藉りてアルビショア宗派を支持するツールーズ伯を抑へて領主權を擴張し、スペインではアラゴン、カスチラ等赤十字の思想に立つ諸王國であり、十三世紀は法皇權の最後の極盛期に達した。ダンテが法皇の專制政治の觀念と戰ひ、世間的國家を說いたのも此時弊にあたる。殊にアヴイニオンの幽閉或は王位繼承に關する爭議を解決し得ざりしこと、ウイクリフ、フスの運動、バーゼル宗教會議等の近因法權を急劇に崩壞に向はしめ一方漸次に世間的權力の中心を形成しつつありし國家的權力集中は大砲の發明と共に封建諸侯、城主(Burgherren)の割據を淸算する原因となつた。教會政治は倒壞し君主政治興り、工藝上の發明商業の發達等宗教的束縛の弛緩に伴うて人類の自由活動を見るに至つた。唯だ政治方面に於いて法權及び封建制度の倒壞と同時に君權の專橫が存在し、佛王フイリップが國內の鑄貨を自己有にする等の專恣英王の專斷に對するマグナ・カータの如き例は近代統一的君主國發生の當初から內在せる矛盾を意味するものであつた。かくて近世の政治史は統一君主國家の生起と、文藝復興の人間的自由の思想とを含みつつ展開せられて行つたのである。その發展は地理上の發見、王權擴張、國際的對立等の裡になされた。(一) 地勢上の發見はスペインとマウ人の戰爭、ポルトガル人のプレスタアジョンの國を發見せんとして喜望峰廻航東印度の發見となる。マルコポーロの旅行記に刺戟されたコロンブスのアメリカ發見も亦た此の頃である。(二) 君主權の擴張、英國では薔薇戰爭の結果王權强固となる。イギリス人を驅逐し、且つ佛王チャールス七世は王より給料を受くる常備軍制、租稅制を設け、王權を擴張し、スペインはカスチラのヘンリー四世の妹イサベラ、アラゴンのフエルヂナンド王と結婚し、グラナダにマウル人を破つて主權を統一擴張した。(三) 國家間の對立を導き來る。フランス、スペインの二大對立はその一例である。かかる一般政治史に關連し宗教改革も民衆的運動として注目を要する。教會政治は倒壞したが教義の饑守は强硬に主張されサヴオナロラの如き事例を見た。ルーテルは鄙障消滅札に反抗して立ち法皇の破門、皇帝より法律の保護外に置かれたが、抗爭し偶ま生じたトマス・ミュツエルの農民叛亂と時を同じうした。ルーテルはこれに反對であつたが、その傾向に於いては稍や文藝復興に含まれた內在的矛盾に等しく根ざしてゐる。ルーテルは教會政治組織に對する抗論聖書と矛盾する一切の形式に對する反對を目的とした。これは教會政治に對する最後の一擊であつたと見る。ネーデルランドに於ける宗教戰爭、または三十年戰爭等は近世の時代的開展の未熟なりし證左であつて、十七世紀に入り自然科學、哲學の興起が神學を壓倒し、此處に初めて近世の時代的特長を發揮するに至つた。ガリレオ、コペルニクスはその先驅者の一人である。國家としてはフランス勃興し、カペー王朝隆盛で、リシュリューはスペインを抑へドイツプロテスタントと結びオーストリアを攻擊對內的にも

王權を擴張し、コルベール重商主義を創始して、王權に就いては "l'état c'est moi" の程度に達した。これに反し、イギリスはリシュリューの煽動もあつて叛亂起り、クロンウエルの共和制、王政復古、更にまた一六八八年の名譽革命を見、歐洲に於ける國家的對立に於いては劣勢にあつたが、その間植民地獲得に次第に成功し、終には自由思想に基く立憲君主制を完成して隆盛に向つて行つた。フランスの君主專制國家と對立して議會中心の立憲國家として發達して行つた。ロシアはスカンジナヴイア系統のイワン・ワシリエウイツ、タタール人を破り、十七世紀初めルーリツク家滅びロマノフ家起り、ピーター大帝初めて近代國家ロシアを建設した。希臘教會に依りつつ近世的文化の吸收につとめ一大陸軍國となつた。オーストリア・ハプスブルグ家はプロテスタントを驅逐してカトリック國家となし、ルイ十四世の侵入により、却つて獨逸諸侯の後援を得て對立國家の基礎をつくつた。プロシアはブランデンブルグが宗教改革の餘波により却つて擴張の氣運に臨み、オーストリアに對抗して列强の一つになつて來た。約言すればカトリック的君主專政主義のフランス(ロマン的)、海上的議會政治主義のイギリス（ゲルマン的）、希臘主義のロシア（スラブ的）、カトリック的君主專制的オーストリア、プロテスタント的陸軍的行政主義のプロシア等が對立するに至つた。君主專制が完成されるにつれ產業上勃興せる階級はその抑壓に反撥するに至り、アメリカの獨立革命（「アメリカ獨立」の項參照）はフランス革命（「フランス革命」の項參照）を惹き起し、一時ナポレオンの世界支配の時代を現出したが、民族解放運動とともに自由主義勃興し、フランス革命の結實を見るに至り、立憲時代に入つた。英佛米最もその影響を蒙むり、民主主義橫溢し、ドイツは却つて國民主義と君主主義の勢力を增し、ロシアも汎スラブ主義と獨裁政治盛んであつた。普墺戰爭、普佛戰爭はドイツの國家的隆盛を見るに至つたが、軍國主義の支配とそれに對する自由主義の對立を生じ、イギリスの世界覇權維持の政策はフランスを支持し歐洲大戰を見るに至つた。その結果はロシアに於ける民主專制を倒壞し、プロレタリア獨裁主義のボルシエヴイズム革命を生じ、獨逸に於いては社會民主主義の革命を見共和國となる。此のプロレタリア革命はフランス革命當時にその端を發し、君主專制主義を倒壞した第三階級ブルジョアジーの支配に內在する矛盾として、不斷に進展し來つた政治的勢力であつた。イタリー、スペインに反動的ファシズムの發生を見たがイギリス、フランス、ドイツ共に社會民主主義的傾向を辿りつつある。アメリカは獨立以來資本主義の異常なる勃興の結果金融寡頭政治の段階に達してはゐるが、ファシズムの政治形式よりも寧ろイギリスに近い。東洋に於いて日本は明治維新により德川幕府を斃して封建制度から近代國家を建設した。王政復古は第三階級の勃興と結合し、立憲君主制に依り議會政治を運用して、東洋に於ける唯一の進步主義的國家となつた。憲法は獨逸憲法に近いが、政治はイギリスの議會政治に傾き、專制主義ロシアと對抗して日露戰爭に於いてこれを破つた。支那は淸朝倒壞後保守的な封建主義的軍閥と、進步的な近代國家建設に努力せる國民黨の鬪爭に終始し、張作霖の變死を以て國民黨の支配は確立し、近代國家の段階に達した。併し議會主義立憲制時代は混亂時代に經過し去り、ロシアの獨裁制に多少の類似點をもつ五院制度により行政主義を立て、一黨專制を實行しつつある。世界革命を企圖するロシアと資本主義的最高潮にある米國、立憲主義の日英米獨等の各勢力が支那を中心として國際對立をなしつつある現狀である。近世政治の特長は封建制、教會政治の倒壞、資本主義、立憲制の開設に存し、而して資本主義の修正または倒壞、立憲制の改善またはその刋壞、獨裁制等の問題を包含せる點に存在する。**參考書** Acton, The Cambridge Modern History 12 Vols. Bourgeois, E, Manuel historique étrangère, 1713—1878, 2vols, 1906—19, Vol, IV, 1878—1919. Fueter, E, Weltgeschichte der letzten hundert Jahre, 1815—1920. Gooch, G. P., History of Modern Europe, 1878—1919. Hayes, A political & social History of Modern Europe, 2 Vols.（佐々弘雄）

金屬學說 (Metallism) 金屬學說の名稱はクナップ(「貨幣國家學說」の項參照) が貨幣論上價値單位を以て金屬の一定量とする見解を多少嘲笑的に指稱したに始まる（之に反してクナップ等は價値單位を以て名目的、抽象的なものであるとするから貨幣論上名目學說(Nominalism) と呼ばれてゐる)。だから金屬學說は、貨幣が一般商品財貨の價値單位(價値尺度)として機能し得る爲めには、夫自ら一般商品(財貨)と同じく素材價値を有つ商品(財貨)であらねばならぬとする商品學說(Commodity Theory. Warentheorie)に外ならない。併し商品學說の素朴さは寧ろ貨幣の商品性を理解しないにある。卽ち金銀は金銀なるが故に、換言すれば使用價値の故に貨幣になるのではなく、金銀なる使用價値が他の凡ての商品に共通する價値、抽象的一般的人間勞働を直接に體現する「價値の獨立な姿」であるからである事を理解しないにある（貨幣の本質に就ては「貨幣」の項參照）。一般に正統學派の貨幣論はその勞働價値說の故に金屬學說乃至商品學說の例證に引用されるが、アダム・スミスにしてもリカードにしても、多少の曖昧は免れないが貨幣の商品性は把握されてゐる。マルクスに至つては貨幣の商品性は徹底的に究明され、一般の金屬學說乃至商品學說の迷妄は完全に啓かれてゐる。寧ろ素朴なる金屬學說乃至商品學說の典型はクニース、ロッツを始めヒルデブランド、ロッシャー、シュモラー等の歷史學派の貨幣論に於いて見出す事が出來るであろう。彼等にとつて貨幣は使用價値ある財貨であらねばならぬ。蓋し未知の長さは既知の長さによつて測られる如く、財貨の未知の使用價値は既知の使用價値によつて測られるからである。從つて彼等にとつて紙幣は一般に貨幣の代用物であり、本來金と引換へ得らる

べきものである。不換紙幣は經濟社會の病的現象に外ならない。斯かる見解は爾來廣く一般に流布して今日殆ほ多くの支持者を有つてゐるが、同時に此の學說の素朴さ、未熟さも夙に認められ、貨幣は商品であると云ふ原則の上に立ち乍らこれを克服しやうとする企ても現はれた。ワグナーの貨幣論はその一個であるが、此の企圖は結局所謂職能學說（Funktion Theory, Funktionstheorie）の樹立を結果した。職能學說が「修正された」或は「精化された」金屬學說乃至商品學說と云はれる所以である。ドイツのワグナー、メンガー、レキシス、フイリッポヴイッチ、ヘルフエリッヒ、ミーゼス等、イギリスのゼヴオンス、アメリカのラフリン、ウオーカー等はその代表者である。彼等にとつては貨幣が夫自ら使用價値ある財貨である事は重要ではない。交換媒介乃至支拂の如き貨幣職能を營む限り、夫自ら使用價値なき紙片も貨幣であつて夫自ら使用價値ある財貨の貨幣と全然同等である。否寧ろ紙幣こそ「理想的」貨幣である。併し紙幣は決して名目論の意味の記號や章標ではなく、貨幣職能に基づき交換價値を有する商品である。併し乍ら職能學說が貨幣職能から出發して貨幣の本質を說明した事は說明さるべき貨幣の本質を說明されたものとした爲めであつて本末顚倒であり、金屬學說乃至商品學說の迷蒙は勿論之によつて毫も解決されてはゐない。**參考書** 山崎覺次郎、貨幣銀行問題一班。高垣寅次郎、貨幣の本質。Karl Marx, Zur Kritik Der Politischen Ökonomie. Karl Knies, Das Geld. Longlin, Principles of Money. Walker, Money. Helferich, Das Geld. Mises, Theorie des Geldes und der Umlaufsmittel. Wagemann, Allgemeine Geldlehre. Döring, Die Geldtheorien seit Kn pp. Moll, Logik des Geldes.（友岡久雄）

近東問題 (Eastern Question, Near Eastern Question, Orient Frage, Probleme des nahen Ostens, Question d'Orient, Qdo Proche-Orient) 近東問題は歐洲外交史上最も重要なるものの一である。近東問題も歐洲外交史上幾多の過程を經、且複雜多端なる內容を包含してゐるが、十八世紀の後半より十九世紀を通じて喧傳さるる所謂近東問題若くは巴爾幹問題なるものは土耳其帝國の漸衰と其の分割を中樞として列强特に英、露、墺間に行はれた陰謀と鬪爭の歷史に外ならぬ。十八世紀の頃よりオツトマン帝國の衰弱漸く著るしく、土耳其人の歐洲席捲の脅威は昔日談と化し、問題は何國が土耳其帝國の澈產相續者たるべきか、コンスタンチノープル及び兩海峽に君臨して歐亞を睥睨するは露國なりや果た英國なりやの問題となつた。ピートル大帝以來ビザンチウムの復興と占領を傳統の國策とせる露國は殊に一七七四年のクーチュク・カイナルデイ條約（Kutschuk-Kainardji）以來著々として南侵の步武を進めた。黑海を以て露國の湖水たらしめ進んでコンスタンチノープル兩海峽を占領して、地中海に出づると共に、巴爾幹の諸民族を異敎徒異人種の桎梏より救濟するを露國の不動の國策であり使命であると宣言した。世界政策上露國の好敵手たる英國は露國の正面の對手として登場した。黑海が露國の制海權に歸するを防ぎ、コンスタンチノープル及び兩海峽を露國の手より救ひ、スウエズ及びエジプトを制して印度との交通を確保するため兩くまで露國の南進に抗した。クリミヤ戰爭に於いて一度露國の南進を阻止し、一八七八年伯林會議に於いて二度巴爾幹の露國の勢力下に落つるを妨止した。英國と並んで露國の巴爾幹侵出に反抗するは墺洪帝國である。汎スラヴ運動に抗し巴爾幹諸小國を自己の勢力下に置き一方はサロニカ方面に他方は多惱河口に進出するを目標として露國と抗爭すること多年であつた。十九世紀の末より獨逸が新たに此舞臺の立役として現はれ列强と角逐した。世界戰爭は土耳其を歐洲外に驅逐し近東問題に終局的解決を與へんと期待せられたが、帝制露西亞の崩壞、土耳其國民黨の興起、聯合諸國間の暗鬪は遂にかかる解決を不可能ならしめた。併し近東問題は今や土耳其分割の問題より巴爾幹及び舊亞細亞土耳其に興起せる諸新興民族の民族獨立運動と、英佛米露等の帝國主義的列强との抗爭の問題に其の重點が推移せんとしつつある。**參考書** Edouard Driault, La Question d'Orient depuis les Origines jusqu'à Paix de Sèvres, 1921. Serge Gorbikow, Le Bosphore et les Dardanelles. Edward M. Earle, Turkey, The Great Powers and the Baghad Railway, 1923. Problems of the Near East, 1924. J.A.R. Marriott, The Eastern Question; A Study in Diplomacy, 1918. T. von Sosnosky, Die Balkanpolitik Österreich-Ungarns seit 1866, 1913.（神川彥松）

金融 金融なる概念は今日までまだ明確なる規定をもたない。無論、マルクスにあつて、利子、通貨制度（モネタール・システム）、信用制度などの範疇が極めて鋭く論究されてゐることはいふまでもないが、しかし資本家制度の發展はマルクス「資本論」以後において甚しく、特にその發展は流通過程から發生して信用制度の化物の如き膨脹に特質があるのだから、金融といふ言葉も、たとへその根元的な形態においては等しいとはいへ、その內容と從つてその響きとは著しく變化を遂げてゐるし、また耳新しいものでなければならない。或は獨斷的に聞えるでもあろうが、私は、現代の資本家經濟の雰圍氣に彩られてゐる金融といふ概念を、しばらく商品としての資本の取引に關する事象であると云つておきたい。いまこれに少しく說明を加へる。貨幣は資本家的生成の基礎の上では資本に轉化される。この轉化により、貨幣は單なる一價值から自己增殖的の價值となる。換言すれば、それは利潤を生みそれを占有する能力を資本家に與へるのである。かくて貨幣は、それが貨幣としてもてる使用價值の外に、なほ一つの追加的な使用價值をもつ。卽ち資本としてはたらくといふ使用價值をもつのである。それゆゑに、貨幣はかうした資本といふ資格において、はじめて價值と使用價值との統一といふ意味において一つの商品となる。さうした貨幣資本は卽ち商品としての資本である。そしてこの特殊なる商品の取引は貸付といふ形式をとる。かくてこの資本は謂はゆる利附資本となり、その使用に對する報酬は利子となる。いま金融の原基的形態は、かかる利子を伴ふ資本、卽ち利附資本の取引であるが、この利附資本の取引は資本家的生產に先立つ遙かに以前から成立してゐる。古代社會における高利貸資本は卽ちそれである。しかし、かかる商品としての資本の取引は、あくまでこの原基的形態の基礎に立ちはするが、資本家的生產方法に入ると共に、またそれの進展するにつれて形態を變ずる。それは、通貨制度の上に花開く信用制度の發展に伴うて變化するのである。その發展は凡そ次の如き段階を經るであろう。(一)賃附信用（單なる利附資本）上述、(二)流通信用、(三)資本信用、(四)金融資本卽ちこれである。信用制度の發展は資本家的生產の生產過程を擴大せしめると同時に、それ以上直接に資本取引の擴大を齎す。まづ商品の流通に伴うて發生する流通信用は、ただ商品の流通を前提として發生し得るもので必ずしも資本家的生產を必要としないが、資本家的生產が發展すれば勞ひ商品流通も增加するがゆゑに、この種の信用もまた漸次に發展する。その信用は、それが貨幣の代用物として流通することにより、同一額の貨幣を基礎とする資本の流通は益す擴大される。金融機關としての銀行は、銀行信用をもつて個人信用に代位し、この流通信用の機能を大ならしめる。加之、銀行は預金通貨の機能を通じて流通信用の範圍を、從つてそれに基づく金融の範圍を更に擴大する。資本家的生產の確立によつて決定的に變更せられる信用制度の方向は、流通信用から資本信用への轉向である。流通信用は主として商業資本の金融を擴大するに役立つのであるが、資本信用は流通資本のみならず、更に固定資本卽ち產業資本の金融を擴大する。なぜならば、資本信用は資本家的生產過程の必然として生ずる遊離乃至休息資本を銀行信用のもとに作用資本として活用せしめるからである。そこでも

金融機關としての銀行の活動は、やはり預金通貨の作用を通じて倍加せられることは同樣である。次で、この產業資本または商業資本の金融機關としての銀行は、株式會社の普及によつて更に決定的の變化を遂げる。それは株式による株式表示の資本と、眞實會社事業に固定せる資本との分離に依つて遂げられる。換言すれば株式によつて現實の資本は證券に轉化したのである。證券は、生產にも流通にも關與するところなき無機能の資本家であり、資本家的生產の核心的領域の外に立つてゐたのであるが、この證券を商品とする原始的形態の發展の結果として、今や資本家的生產經濟の中樞を把握するに至り、その出發點における地位とは全く反對の地位に轉ずるに至つた。以上吾々は金融現象を發展的に見た。しかも自らそこには、通貨制度を基礎として信用制度を上層とするところの理論的且つ發展的なる金融の全貌が瞥見されたのである。しからばいまこの通貨制度と信用制度とは如何なる關係にあつて、これに答へておきたいと思ふ。一通貨制度は本質においてカトリツク的であり、信用制度は本質においてプロテスタント的である。……しかし、プロテスタンテイズムがカトリチズムの基礎から解放されてゐないのと同樣に、信用制度もまた通貨制度の基礎から解放されてはゐない」（Das Kapital, Bd. III. 2. p. 152）。それと全く同じことを表現してゐるが「ここに忘るべからざる二つの事項がある。第一は、貴金屬なる形態をとつた貨幣は、信用制度がその性質上決して離れられないところの基底となつてゐること、第二は、信用制度なるものは、資本並に土地所有でふ形態を探つた社會的生產機關が私個人の手に獨占されることを前提條件とするがゆゑに、それ自身資本家的生產方法の內在的一形態であると同時に、また他方においては、資本家的生產方法をその最も高き最終の可能的な形態に發展せしむる一つの起動力にもなるといふこと、これである」……だが……「他方に又、一部の社會主義者の抱懷せるやうな、信用制度及び銀行制度の奇蹟的威力に關する幻想は、彼等が資本家的生產方法及びその一形態たる信用制度について全く無知なるところから生ずる。生產手段が最早や資本に轉化されなくなるや否や……信用制度はもはやそれ自身としては何らの意義をも持たなくなる」（Einleitg. p. 147—8）。**參考書** 林要譯、ヒルファデイング・金融資本論。（笠信太郎）

金融資本 (Finanzkapital, Finanzkapital, Capital Financier)【定義】金融資本とは、實際に產業資本に轉化される銀行資本卽ち貨幣形態における資本を指稱するものである。そして今日が金融資本の時代であり、帝國主義の時代であるとされるのは、今まで產業資本は止揚されて金融資本が社會を支配し、そして金融資本の政策は侵略的帝國主義とならざるをえないからである。かかる金融資本の概念を明確にしたものは、マルクス「資本論」以後の資本論と呼ばれるヒルファデイングの名著「金融資本論」である。【金融資本の生成と史的傾向】資本主義的社會關係のルクスの言葉を藉りることによつて、これに答へておきたい結晶として貨幣が生れ、これの取引業務をなす機關として銀行が發生した。然るに近時における株式會社企業の發展は有價證券取引所の作用と相俟つて資本の動員を可能なら

しめ、株への投資をもつて殆ど現金を有すると等しからしめた。ここにおいて銀行は自己資本のみならず、預金をも危險なく大規模に株式産業に融通しうるに至つた。融通の方法は會社の株式發行の業務を引受けるにある。銀行は必要あらば自分の手許にある其の株を直ちに取引所で貨幣化して預金引出しの請求にも應じうるのである。産業の發達するにつれ、産業が銀行に依存すること多くなると同時に銀行も發起利得その他金融上の利益に誘はれて産業と密接に關聯する。かくて産業のカルテル化、トラスト化は銀行の集中を促進し、銀行の集中はまたカルテル化、トラスト化を一層促進する。かかる企業の獨占的傾向とともに銀行と産業との關係は益す緊密となる一方、産業に投ぜられた資本の處理權は益す銀行の手に歸し、産業は益す銀行に隷屬せざるをえなくなる。これは企業家の充用する産業資本のうち彼の所有に屬せざる部分が增加するに從ひ、銀行の手を通して其の資本の融通を受けねばならぬからである。かく産業に投資するてふ銀行の職能は、資本主義的發展に立ち後れ從つて個々人の手に資本集中の充分行はれてゐないドイツやアメリカで大規模な重工業の興るにあたつて特に發達した。かやうにして産業資本に轉化される銀行資本が金融資本であるが、かかる金融資本の典型國は、資本主義の祖國たるイギリスたるよりも、却つて新興資本主義國たるドイツやアメリカであり、この金融資本とともに獨占的産業組織も是等の國において最も早く發展した。金融資本は株式會社の發展につれて發展し、産業の獨占化をもつて其の頂點に達する。獨占とともに産業上の收益はヨリ、安全となり、銀行資本の産業侵入の可能は益す擴大される。そして銀行資本の支配者は銀行であり、銀行の支配者は銀行の大株主であるが、この大株主は同時に産業の大株主ともなり、ここに人的結合が生じ、かくして次第に寡頭金融資本家の獨裁の素地が展開される。資本主義の發展につれ、一方高利貸資本は銀行資本によつて否定され、他方商業資本は産業資本によつて否定されたが、今やこれら銀行資本と産業資本とは更にまた金融資本によつて否定される。これら兩資本のシンテーゼたる此の金融資本は、産業の獨占を完成することによつて自己みづからを否定し止揚する。けだし獨占の完成は、價格したがつて貨幣現象の大前提たる自由競爭を廢止し、從つて生産の無政府狀態を廢止し、從つて金融資本が金融資本として存在しうる基礎すなはち貨幣の流通そのものを廢止するからである。〔**金融資本の政策**〕金融資本においては、前述の如く、部分的資本諸形態がその全體性に包括されて現はれる。それは商業資本、産業資本および銀行資本の統一化を現はし産業の獨占化を象徴する。かくて貿易政策においては、産業資本の自由貿易は今や金融資本の貿易政策たる高率保護關税に轉化した。それは産業資本時代における幼稚産業育成のための保護關税とは全く性質を異にし、輸出能力ある強大なカルテル諸産業を保護するために課せられる。これ育成關税に對してカルテル關税と呼ばれる所以である。この種の關税は育成關税とちがつて無限に高率化される傾向と可能とを有するが、この傾向は來るべき世界戰爭に備へるための國家的自給生産主義のため今日殊に甚だしい。資本輸出の政策は、かかる高き關税障壁を乘り越えんがため、從來の商品輸出に代つた。この資本輸出は内地産業の獨占化によつて放下口を阻まれた過剩資本の抑へ難き衝動である。しかし世界は列强資本主義國間に嚴重に分割されてゐるからこの資本の輸出は直ちに列强間の利害衝突をかもさざるをえない。かくて資本は今や武裝せざれば一歩も進出することができぬ。これ今日の金融資本の政策が帝國主義政策とならざるをえないゆゑんである。最後に金融資本の無産階級對策を見るに、金融資本はかの地主階級を始めとして、中小企業・商人・新中間階級たる小株主やサラリーメンの利益をも次第に自分に隷屬せしめて、茲に全ブルジョアジーの利益連帶を結び一體となつてプロレタリアートに拮抗するに至る。かくて全ブルジョアジーは寡頭金融資本家の指導の下に一體となつて國家權力をも完全に掌握し全プロレタリアートに對抗することとなるから、これに對する後者の經濟鬪爭も必然に政治鬪爭に轉化し、ブルジョアジーの獨裁かプロレタリアートの獨裁かの問題を提起するに至る。〔**參考書**〕ヒルファアディング・林要譯、金融資本論。靑野譯・レーニン、帝國主義論。益田、高田共譯・ルクセンブルグ、資本蓄積論。友岡譯・ブハリン、帝國主義と資本の蓄積。（林要）

金輸出解禁〔**理論**〕金輸出解禁の理論上の意義を知るにはまづ金輸出禁止の意義を尋ぬべきであらう。金輸出の禁止は、いふまでもなく金本位制なる貨幣制度を前提とする。ところで、抑も金本位制が現代の資本家的經濟社會においてもつ意味は何か。資本家的經濟の現象形態においては、吾々の經濟生活即ち生産及び消費の生活は一切が商品を繞ぐる生活である。詳しくいへば、商品の價格を中軸とする生活である。それ故に商品の價格の安定即ち物價の安定は、一般的に云つてただに單なる消費生活にとつてのみならず、無政府的特質をもつ自由競爭の地盤にあるところの一切の資本家經濟にとつて（それゆゑにカルテル、トラスト的獨占形態に轉化せる資本家經濟にとつては又趣を異にする）最も重要でなければならぬ。物價變動の原因には種々あるが、そのうち貨幣の購買力の變化にもとづくもの、即ち貨幣相場（Geldvaluta）の變動に基くものは、その作用が一般的で、その價格生活に及ぼす影響は實に甚しい。從つて貨幣相場の安定は、資本家經濟の制度においては社會最大の關心事でなければならぬ。ところで金本位制度は貨幣相場を地金の價格以上には變動せしめないものとして、即ち最も貨幣相場の安定に適する貨幣制度としてその目的のもとに採用せられたものである。ところでこの金本位制は今や世界の主要國のすべてが採用してゐる。そこで、金本位制はただに國内的の貨幣制度であるばかりでなく、また國際間の貨幣制度ともなつてゐる。從つていま問題であ

るところの金の輸出禁止は、この意味で國際的關係と對國内關係との兩方面から見られるであらう。（一）まづ國際間における金の輸出禁止は何を意味するかといふに、それは金の世界貨幣としての重要機能を妨げることである。極端にいへば、國際間の貨幣を無くすることを意味する。元來、金が世界貨幣へと發展したについては、その基礎として或る意味における完全なる世界經濟、即ち極めて發展せる國際經濟の確立を前提する。しかるに世界經濟の基礎の上にある世界貨幣が忽然姿を消すことになれば、國際間は大きな物々交換の狀態に還入る。假に、貿易關係に立つ二つの金本位國をとつてみよう。その際、金は世界貨幣であり、兩國間には自由なる金の流通があるわけであるから、爲替相場は理論上兩國金貨の純分の比價即ち平價の上に立つ。ただ金の輸送にかかる諸費用があるから、實際上爲替相場は正貨輸送點を範圍として、その間を動く。しかるにこの兩者間に双方ともから金の輸出を禁止すれば、兩國の爲替は何によつて決定されることとなるか。いまや兩國の間には世界貨幣たるものがない。そこで兩國は、國際的關係に關する限りにおいては、互に不換紙幣國といふ關係に立つ。もし兩國が國際的にも金本位國であるならば、兩國の貨幣相場はその世界貨幣たる共通性によつて貨幣純分にもとづく平價の上に立つのであるが、いま共通の世界貨幣なき兩國の貨幣の平價は、根本において兩國の一般的物價の比率によるより他はない。これを云ひかへれば、兩國の爲替相場は兩國貨幣の購買力の比率を基礎として立つ。兩國が國際的に金本位制を保持する場合にも、やはり兩國における貨幣の購買力が爲替の平價たることに相違はないが、その際における兩國の貨幣は同時に世界貨幣であるといふ特徴をもつがゆゑに、貨幣の購買力における差異が貨幣の側から止揚せられてゐるのである。だから、爲替相場は、金輸出禁止の場合にかぎり、爲替相場は（經濟上の純理としては）兩國における一般的物價の比率に從つて變動せざるを得ない。ゆゑにその變動はこれを一定限度において阻止するものが原理上ないこととなり、從つてその變動は兩國における物價の變動する限り激しく變動することになる。（二）次に、金輸出禁止は國內的に何を意味するか。この場合は、金輸出禁止は理論上直ちに兌換停止といふことにはならない。だからこの國內的關係のみを純理的に且つ抽象的に考へるならば、國內における貨幣相場には變化はあり得ない。尤も、例へばわが國における如く、兌換請求の大部分が實際上輸出を目的とするものに限られてゐるやうな謂ゆる金核本位の場合には、その兌換の目的たる金輸出が禁止されるわけであるから、兌換そのものも停止することになる。しかし乍ら、この場合でもかういふ意味の兌換停止が表面に表はれるのは對外關係においてにすぎない。そしてそれは吾々の上に見たところである。だから、純粹に國內貨幣流通の側から見れば、金輸出禁止は必ずしも兌換停止を意味しない。かういへば、直ちに次の實例によつて反駁を受けるかもしれない。大正六年わが金輸出禁止後において金は直ちに一匁五圓七十錢といふやうに暴騰した。次で大正十三年十一月一日には一匁六圓四十八錢に騰貴した。これは國內における兌換停止を意味するものではないかと。しかし、大正六年の騰貴は明かに金輸出禁止と同時に發布された大藏省令による金貨鑄潰に對する處罰令に結果するもので、これが金輸出禁止とは別の原理から兌換停止に近い結果を齎したにすぎぬのである。從つてそれは、正金銀行が米國金貨を一匁五圓二錢で賣出した後は再び大正六年前の相場に歸つた。次に、大正十三年の騰貴は橫濱正金銀行が突然地金賣却價格を引上げてからのことであるが、その引上げは、當時も大體爲替相場を標準としてなされたやうに、抑も爲替下落の反映に外ならぬ。その爲替下落は貨幣の對外相場に由來することで國際關係から來たものである。そこで理論上は、國內において兌換制度停止の必然性はなく、從つて輸出禁止の結果わが國は對內的に不換紙幣國となる必然性はなかつたのである。日本銀行は依然一匁五圓の割合で金を買入るべきであり、その兌換準備は一匁五圓で計算さるべきであつた。ただ實際に於いて日本銀行がそれをなしたかどうかは、即ち事實問題であり、それは輸出禁止と理論的に必然の關係をもつものではない。金本位制がその本來の機能を恢復するには金の輸出禁止は解かれねばならぬ。爲替相場が平價に近く維持されてゐる場合には金の解禁はむろん多くの問題なくして行はれ得るが、爲替相場が平價以下甚しく低落せる場合には解禁には多くの問題がつきまとう。このとき解禁の方法には理論上凡そ二つの方法がある。戰前舊平價による解禁と平價切下げによる解禁これである。後者は金標準を切下げて現在の下落した貨幣相場に適合せしめることである。前者は、商品側に變化がなく一定の通貨收縮を伴うかぎり一般物價の下落として表はれる、即ち商品價格を引下げることにより貨幣價値を引げることになる。後者は、商品の側に變化がない限りその價格騰貴のままの現狀を維持する、即ち貨幣價値を引下げることによつて、商品價格を保持することになる。前者の場合には貨幣所持者は利得し、商品所有者は損をする。後者の場合にはその反對である。故に貨幣資本家と産業資本家とは明かに利害相反する立場に立つ。しからば無産者の立場にとつては如何なる利害關係が生ずるか。無産者は勞働力てふ商品の所有者であるが、その商品は特殊なる商品であるがゆゑに、必ずしも、平價切下げにも左袒し得ない。それは、他の商品價格が下らぬ以上、結局において、實質賃銀の減少を意味するがゆゑである。次に舊平價解禁に贊成すれば、生活心要品の下落の結果としてやはり結局は勞銀の低下に逢着するであろう。それゆゑに、この問題は無産者運動の戰術における左翼的態度と、右翼的態度とによつて決定されるほかはないであろう。〔**歷史**〕世界大戰の前後における主なる國の金輸出禁止並に解禁の事情を表示すれば次の如くである。

（イ） 戰前舊平價にて解禁せる國。

國名	輸出禁止	輸出解禁	兌換規定	切下割合
イギリス	一九一九・四・一	一九二五年四月廿八日英蘭銀行に一般的許可を與へ、一九二六年一月一日より全く自由とす。	大戰前より事實上金貨兌換せず、一九二五年金地金賣却の義務を定む。	
アメリカ合衆國	一九一七・九・七	一九一九・六・九	一九二三年三月十七日完全なる金の自由市場恢復を聲明す。	
オランダ	一九一四・八・八	一九二五・四・二八	法律上金貨兌換なるも事實上は金爲替本位	
スウェーデン	大戰開始直後	一九二四・四・一	解禁と同時に金貨兌換再開	

このほか、濠洲、ニュージーランド、南阿聯邦、カナダ、デンマーク、アルゼンチン、ノールウエー、スウイスは舊平價にて解禁。

（ロ） 平價切下げにより解禁せる國。

國名	輸出禁止	輸出解禁	兌換規定	切下割合
ドイツ	一九一五・十一・三	一九二二・九・五	金貨、金地金、金爲替兌換の規定あるも實施されず。マルクを法定限界內に維持する必要あるとき金のみを賣買す	交換割合……一兆紙幣マルク＝一ライヒスマルク
ロシア	一九一四・一・二一	一九二二・四・四	兌換開始せず	交換割合……一〇新留＝一チェルヴォネツ
オーストリー	一九一五・三・二〇	一九二五・三・	兌換開始せず	交換割合……一萬クローネ＝（新單位）一シルリング
イタリー	一九一四・八・六	一九二七・一二・二二	銀行の選擇により金地金又は金爲替賣却	切下割合……三・六六紙幣リラ＝一金リラ
フランス	一九一五・七・三	一九二八・六・二五	金貨兌換及金地金賣却	切下割合……約五紙幣フラン＝一金フラン
ギリシャ	大戰開始直後	一九二八・五・一四	金又は金爲替賣却	切下割合……一四・八紙幣ドラクマ＝一金ドラクマ

このほか、ハンガリー、フィンランド、ベルギー、ポーランド、エクアドル、エストニア、ダンチッヒ、リトアニア、ラトビアは新平價をもつて解禁。

（ハ） 未だ解禁せざる諸國。

日本始め西班牙、葡萄牙、墨西哥、伯西爾、ユーゴースラビヤ、チェッコスロバキヤ、ルーマニヤ、ブルガリヤ等。

次に日本の金輸出禁止史の大要を記しておく。大正六年九月、當時なほ輸出超過し、寧ろ金の流入に當惑しつつあつた日本は、參戰諸國の政策に追隨し、大藏省令をもつて金の輸出を禁止した。當時、對米爲替相場五十弗八分の三。大正七、八年、引續く受取勘定で、相場は五十弗臺を保ち最高五十三弗に迫つた。大正八年六月、アメリカの輸出解禁のため爲替は平價に近づき、暫く五十弗臺を維持した。大正九年に至つて、貿易は漸次に輸入超過に轉じ貿易外受取勘定も減じて來たが、なほ大正八年の終りには戰時中に蓄積した資力が十三億五千萬圓の在外正貨として存在してゐたがゆゑに、政府は隨時にこれが拂ひ下げを行ひ、また國內への取寄を行つた。そのために、大正九、十、十一、十二年はその貿易の逆調にもかかはらず大體四十九弗を保つことができた。かくして大正八、九年に亘る解禁の絕好時季を好景氣に醉ふて取り逃がしたわが國は大正十二年に至つて大震災に見舞はれた。その結果、復興材料輸入のためわが輸入は頓に激增した。政府は十二年から十三年にかけてずん〳〵在外正貨を拂ひ下げて爲替相場の維持をつとめたが、その結果、在外正貨は次第に缺乏し、爲替銀行の爲替資金も缺乏を告げ、政府は漸く拂下げを中止するに至つて、ここに爲替は大暴落を來し、十三年十月には遂に三十八弗の相場を出現し、その相場は大體十四年二月上旬まで持越された。しかし圓爲替の低落は一方において輸出を增加することとなり、なほ他方政府並に民間會社の公債社債の成立による外資の流入や外人圓爲替思惑資金の流入等があつて、十四年三月よりわが爲替はやや恢復の色が見えたが、それも束の間、山陰地方の震災や支那における勞働者同盟罷工の影響で大勢は四十弗臺より上らず、ここにおいて九月に至り政府は內地正貨の現送を開始し十五年一月まで續々現送した結果として、二月には四十五弗を示すに至つた。然しながらこの現送は當時政府の聲明した如く未だ解禁準備の意志の下に行はれたのではなかつた。わが政府が明かに金解禁への方針をとるに至つたのは同大正十五年九月片岡藏相就任後に屬する。かくてこの態度のもとに行はれた現送が審いで同年十一月には四十八弗四分三に上り、現送は翌昭和二年四月まで繼續されたが、四月の金融恐慌に會つてここに片岡藏相の政策は根本的に頓挫を來した。この一頓挫から恐慌後暫くは金解禁論も鳴りを潜めてゐたが、昭和三年に入つてから恐慌後の特殊の金融狀態は再び金融界の一部から解禁論を擡頭せしめた。恐慌後日銀の特別融通額が增加し、結局においてこれらの融通資金の大部分が一流銀行への預金となつたところから資金偏在の傾向が顯著となり、一流銀行は多額の遊資の處分に困つた。そこでかういふ實情を基とし、表面上通貨膨張を防ぎ中間景氣の出現を豫防しようといふ主張の下に、主として金融資本家の一群から解禁促進論が起つたのであるが、昭和三年から昭和四年の初頭にかけて、三土藏相の曖昧なる對解金態度に却つて油をそそがれ財界各方面に解禁論は益す勢を得、各種經濟團體の金解禁決議を促した。かくて解禁方法そのものも漸くその研究眞面目となり議論も細密に入るに至つた。昭和四年初頭においては解禁方法としては平價切下げ論が理論上漸く勢ひを得て來たが、それを支持する實勢力に至つては極めて微弱で、無產政黨においては僅かに右翼社會民衆黨の支持するあるのみで、勞働階級左翼は却つて舊平價解禁による物價下落の效果と、その物價下落に伴ふ生產界の不況が生み出す階級對立鋭化の效果とを取り、產業資本家は未だ判然事態に醒めず、ひとり金融資本の巨頭の手中に解禁の實踐と從つてその理論とが固く握られてゐる狀態である。（笠信太郎）

ク

空間 (Space. Raum. Espace.) 通俗的には場處の或る擴がりとして解せられる。實際には物體の占有する場處とさうでない空處とがあるので、後者を屢ば空間として指すこともあるが、一般的にはすべての擴がりを空間としてあらはすのであつて、物體の存在しない空間は特に眞空（Vacuum）と名づける。認識論的には我々が外界を直觀する際の形式として考へられる。卽ち對象の配置の有樣が空間關係として形式づけられるのである。通常この關係のなかに前後、左右、上下と云ふやうな三つの獨立な要素が含まれてゐることを認め、之を數學的に三次元的綜合體（dreidimensionale Mannigfaltigkeit）として取り扱ふことができる。幾何學的にはこの三次元性のみを抽象して空間の性質とする。それ故に次元數を增すことによつて任意の多次元空間を想像することができる。自然科學的に實在せる空間に於いては三次元性の外に自然現象の生起する場處としての性質を具へなくてはならない。從つて古代に於いて物質以外に眞空中の現象を認容しなかつた際には眞空そのものを否定したことさへあつた（アリストテレス Aristoteles）。又空間を幾何學的抽象體としてのみ見做す傾向からして、眞空中の物理現象たる光や電磁氣の關係を解するためにその媒質（Medium）として一種の假想的物質卽ちエーテル（Aether）を假定したこともあつた。併し現時の物理學に於いては空間的に隔たつた物體のすべての作用はその周圍の空間內に相伴う力の場（Field）によつて傳へられると解するが故に、空間そのものが實在せる力（萬有引力、電磁氣力）の場を現ずるやうな性質のものとせられなければならない。この意味に於いて空間は之等の力の場と共に一つの經驗的對象である。（石原純）

クーゲルマン (Kugelmann, Rudwig Wenzel ―1902) カアル・マルクスの「獨逸に於ける最も敬愛する友の一人」。もと商人。一八四八年の革命運動に參加し、瑞西及び佛蘭西に亡命生活をおくる。後ハノーヴァに於いて醫者を業とす。一九〇二年逝く。マルクスとの學問上の親交、深き友誼關係は「資本論第二版への跋文」（一八七三年一月二十四日附）及び特に一八六二年―一八七四年に亘るマルクスの彼への書翰合計四十四通（曾て獨逸社會民主黨週刊誌、ノイエ・ツアイトに揭載、のち別冊として刊行、一九〇七年二月附レニンの序說を附す）を以て有名。マルクスは「資本論、第二版への跋文」に於いて第一版に於ける價値形態に關する本文と附錄との「二重の敍述は」彼の「勸めによつて書いたものである。一八六七年の春「彼の客となつてゐたとき、最初の校正がハムブルグから屆いた。そして彼は多くの讀者のために補遺としてもつと講義的な價値形態の說明を加へることが必要であると云つて」「說服した」（一八六七年七月十三日附マルクスの彼宛書翰をもと云つてゐる。彼は斯くてエンゲルスと共に第一版に於け參看）。る「價値形態」なる重要なる附錄の發案者であるが、我々は更にレニンの序說によつて其の現代社會運動の理論＝實踐に對する意義を高く評價せられたるマルクスの彼宛書翰の內容の多面性・重要性に顧るときマルクスの心友としての彼自らの人格的・學的卓越を察知しうる。「資本論」が當時の獨逸學者著作家によつて齊しく「沈默の陰謀」をもつて過せられたとき、この沈默を打破る爲めに多大の努力を捧げ、其の眞價を認識せしむるに大なる寄與をなしたることは深き友情の外にまた彼自身の學的認識の程をも窺はしむるに足るものと云へよう。**參考書** Karl Marx, Briefe an Kugelmann mit einer Einleitung von N. Lenin. (Elementarbüchen des Kommunismus. Bd. 4. 1924.)（服部英太郎）

偶然 (Contingency. Zufall, Zufälligkeit. Contingence) 偶然は種々なる關係に於いて存在する。先づ因果的偶然は普遍的因果關係によつて律し得ざる特殊的個體に屬する。しかるに現象界は一般に因果律によつて支配されてゐると認められねばならぬから、かくの如き偶然性を絕對的に有するものは現象でなく本體でなければならない。次に因果律以外に蓋然性の數學的法則をもつて現象の一般的關係を規定し得るとしても、この場合にもなほ或る特殊の事件をこの法則で律することは出來ない。箱の中の小球を取り出す際、數囘の平均が紅白ほぼ同數であることを示すとしても、或る時に於いて紅球が出るか否かを事實として決定することが出來ない。かかる法則的偶然の場合に於いてもこれが個體の特徴として存するのである。更に目的と手段との關係をもつて事實を結合するとき、この目的に合せざる事件を我々は偶然と呼ぶ。もとよりこの事件と雖も何等かの目的に適するものであるであろうけれども、人間の認識能力はこれを洞察するに至らざるために、我々はそれを偶然と見做すのほかないのである。このときもまた偶然とは個物を人間の觀察する場合に現はれるものである。最後に我々は概念に於いて特殊を普遍のもとに包攝するが、しかもつねにこれにはづれるものがある。これが概念の偶然と稱すべきものであつて、卽ちまた個體の特性に歸せらるべきものである。かくて一般に人間の思惟によつて普遍と特殊との互に分裂する場合に偶然性の現象が生ずるのである。實の世界は普遍と特殊との合一としてただ兩者の內面的統一を知るのみである。この合一は思惟必然的設定として立せらるべきものであるが、人間の認識能力はいまだこれを充すに至らず、寧ろ反對に兩者を分別することから出發して、ただその合一を理想としてこれに接近することを欲するのみである。それ故に偶然性の除去はあらゆる學問の最後究極的なる理念である。（三木淸）

偶像 (Idol. Idole. Idola)**及び偶像崇拜** (Idolatry. Abgötterei. Idolatrie.) 哲學史上にベイクンの固定化せしめた偶像といふ語の意味は、偶像崇拜といふ場合の偶像

意味とは別なものであるから、兩者は嚴に區別しなければならない。ベイクンは、人が科學の建設といふ事業を成就せんとする時これに陷らないやうに豫め用心してかからなければならないところの、最も一般的な最も根深い種々なる誤謬をイドラ卽ち偶像と呼んだ。第一類は idola tribus 人類の偶像或は種屬の偶像、第二類は idola specus 洞窟の偶像或は井蛙の偶像、第三類は idola fori 市場の偶像、第四類は idola teatri 劇場の偶像である（これら各類の說明は哲學關係の辭典參照）。――偶像崇拜は又偶像教とも呼ばれ、宗教學上フェティシズム、サベイズム（Sabéisme 天體と火とを崇拜する）と並べて、多神教の三大體系の一とも言はれる。しかしこの場合に崇拜の對象となる偶像を嚴密なる意味に於ける神と考へることに對しては疑ひがある。カトリク教會が偶像の一種である影像（Image. Bild）の崇拜を禁じたことには多分の理由がある。「汝自己（おのれ）のために何の偶像をも彫（きざ）むべからず又上は天にある者下は地にある者ならびに地の下の水の中にある者の何の形狀（かたち）をも作るべからず之を拜むべからずこれに事ふべからず」と聖書（出埃及記、二十章、四―五）にある。偶像はもと何等か知覺し得ざる偉大なるもののシンボルとして禮拜されたのであるが、後には偶像そのものが禮拜されるやうに變化したのである。しかしもとのシンボルとしての特徵は多少程度の差こそあれ、いかなる種類の偶像にも殘存してゐると考へられる。（本田喜代治）

空想的社會主義 「社會主義」の項を見よ。

グーツヘルシヤフト（Gutsherrschaft）グーツヘルシヤフトはドイツに於ける莊園の經營形態である グーツヘルシヤフトを理解するがためには、先づその前行形態たるグルンドヘルシヤフト（Grundherrschaft）を理解するを必要とする。ドイツに於ける原始共產體たるマルク・ゲノッセンシヤフト（Markgenossenschaft）崩壞後、土地の私有が發生し、大土地所有の傾向が現れ、貴族、宗教的團體はこれらの土地及びその土地の上に住居し耕作する農民達を私有して領主（Herr, Grundherr）となつた。領主は大土地を所有し、その中の大部分は之を農民に使用させ、その反對給付として賦役勞働（Frohndienst）及び貢租（Abgabe）を農民より徵した。一部分の土地は領主直屬農場（Salland イギリスの Home Farm, Demesne にあたる）として、その上では農民の賦役勞働をもつて領主の家計のため耕作を行はしめた。かかる莊園制度のもとに於いて、莊園の經濟が地主の自己經濟（eigene Wirtschaft）にとどまり、未だ市場のための經濟、生產に非ざる時の經營形態を稱してグルンドヘルシヤフトと言ふ。ここに於いては領主直屬地の賦役勞働の成果も、農民よりの貢租も、主として單なる地主の家計のために、その限度內に行はれ、從つて市場のために、賣買のために、地主が生產物を利用することは稀であつた。そのことは領主の農民に對する搾取關係を甚だ尠からしめた。領主農民の間の關係たる土地使用權の授與、それに對する農民の貢租、賦役勞働義務はマイエル法（Meierrecht）によつて一定せられ、それより以上に領主は農民を搾取することはなかつた。ところが、農業に於ける生產力が增加し、餘剩生產物（地主の家計以上の）の生產が可能となり、一般に交換が行はれ、殊に第十二世紀の半より貨幣經濟が一般に行はれはじめるとともに、莊園經濟は單なる地主の自己經濟より更に進んで、市場のための生產となり來つた。ここに至つてグルンドヘルシヤフトはグーツヘルシヤフトとなつた。市場のための生產は、地主をして莊園內より出來る丈多くの生產物を獲得すべく努力せしむるに至つた。その結果（一）地主は莊園の擴大化（その結果僅かに存してゐた自由農民を益す減少せしめた）と莊園內部に於ける領主直屬地の擴大を計るに至らしめ、（二）更に地主は賦役勞働、自然物及び貨幣による貢租の農民の義務を極度に利用するに至り、農民は領主の市場生產のために極度に搾取せられ、遂に「土地に束縛せられる」glebae adscriptio）隷農（Hörige）又は體僕（Leibeigene）となつた。**參考書** 石濱知行、經濟史概論、百十九頁以下。Wittig, Gutsherrschaft. (Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3 Aufl.) Walter, Geschichte der deutschen Landwirtschaft.（石濱知行）

クーデター（Coup-d' État）合法的手段に依らず奇襲を以て國家の權力を掌握又は維持する試みをいふ。從つてそれは廣義に於いては革命をも包含するけれども、普通には、民衆の側から權力者に對してする非合法的反抗運動を革命と稱し、權力者の側からその野心を滿たすために民衆の自由を壓迫する非合法的行爲をクーデターと云ふ。ドイツ語で Staatsstreich と稱するものも亦た略ぼこれに相當する。フランスはクーデターの本場であるが、中にも一七九九年ナポレオン一世がディレクター政治を廢して自ら首席コンサルになるために議會を脅迫した行動、一八五一年まだ大統領であつたナポレオン三世が、國民議會を脅嚇して自ら事實上の皇帝となつた際のやり方は、クーデターの典型的なものであつて、この語は狹義に於いてはこの後者の事件を指す固有名詞の如くにすら用ゐられてゐる。然しながらクーデターは之等の事件に限らない。古今東西に亘りその例は枚擧に遑ない。比較的新しい例だけを見ても、支那に於いて袁世凱が皇帝たらんがために執つた手段、イタリアに於けるムッソリニの執權、スペインに於けるプリモ・デ・リヴェラの執權は皆クーデターの一種である。クーデターに對する贊否の論も古來種々になされた。Charron, Naudé の如きはクーデターの許さるべき條件を列擧したりした。然しながら理論上は、それは結局既成の法律を絕對神聖と考へるか、國家そのものの目的又は國民の福利といふが如きものを法律の上にありと考へるか、又結果が手段を正當化するか否かによりて定まる問題である。蓋し如何なる利己的野心から出たクーデターも、理論の上では國民の福利の名の蔭に隱れることを得たからである。而して國家の法律が窮局に於いては階級間の實力關係の限界線を示すものである以上、實力關係に急變を生じた場合、クーデターなり革命なりの起るのは殆ど不可避のことである。それは學者の空論が之れを正とし不正とし、又は合法とし不法とすると否とに拘はらず必然に起る。**參考書** Pantet, Coup-d'État(Block, Dictionnaire de la Politique, 1873)（河村又介）

グーテンベルグ（Gutenberg, Johannes ―1468）印刷術の發明者。生れし年明かならず。一三九四年より一三九九年の間となす說が有力である。マインツ（Mainz）に生る。一四二〇年、一家はマインツを逐放せられてストラスブルグに移つた。一四三四年には、彼は同地に在つて技術上多少の名聲を得て居た。一四四四年ストラスブルグよりマインツに移る。當時印刷術の試み諸方に於いて喧さる。一四五〇年、マインツの富める市民ヨハンネス・フスト（Johannes Fust）の後援により資金をえて四十二行聖書の印刷を試む。一四五五年に到り兩人分離し、債務を果さざる爲め機械差押へらる。フストは之を改良使用した。其の爲めにフストを發明者なりとなす說も古くは有力であつた。又オランダ人コステル（Koster）を發明者となす說も有力だつたが、一九〇〇年、生誕五百年を記念する諸材料の蒐集研究の結果は、彼を發明者となす說は益々確實となつた。彼の商業的成功は小さかつた。一四六五年ナツソーのアドルフ僧正は、年收と諸特權とを有する牧師の職を彼に與へた。死んだ年も明かでない。多分一四六七年の暮若くは一四六八年の始めと爲す說が有力である。（石濱知行）

クーノウ（Cunow, Heinrich Wilhelm Carl 1862― ）ドイツに於ける經濟史家人類學者として又社會主義學徒、週刊「ノイエ・ツアイト」編輯者として廣くその名を知られて居る。一勞働者の子として生れ、獨學によつて今日の學者的地位をかち得た人である。革命後ベルリン大學に敎授として迎へられたが、かかる學閥外の人として大學に講座を持つ最初の人であると云はれたと云ふことである。社會民主黨に屬し、プロシア議會に籍を置いて居る。**主著** Technik der Urzeit, 3 Bde. 1911―12. Zur Urgeschichte der Ehe und Familie, 1912. Ursprung der Religion und Gottesglauben, 1913. Die Marxsche Geschichts-, Gesellschaft-und Staatstheorie. 2 Bde. 1920―21. Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, 2 Bde,（以下未刊）。（後藤信夫）

クーパー（Cooper, Thomas 1805―1892）チヤーチスト運動の前半期に於て活躍した指導的人物の一人である。幼にして靴工の修行を初め、二十三の時リンコルンに學校を開いた。そして後メソジストの牧師となつた。一八三九年ロンドンに來り文筆を以て身を立てんとしたが事志と違ひ、故鄕レスターに歸り、此處にチヤーチストの運動に參加するに至つた。爾來運動のために機關紙の發行に當り又宣傳の會合に活動して、民衆をして奮起せしめるに與つて力あつた。たま〳〵ハンレイに於ける會合の後暴動が勃發し、マンチエスターを軍隊が警戒すると云ふ事件の起つたため、彼はその騷動煽動の嫌疑を受けて取調べられ（一八四三年）二年の間監獄生活を送つた。出獄後、マッチニの國際聯合運動に加つたけれ共、も早やチヤーチストの運動からは遠ざかつて居た。運動は當時オーコンナーの指導の下にあり、彼はオーコンナーと意見を異にして居たからなのである。彼はその後暫く政治問題或は歷史に就いて講演をして居たが、後ち益す實際運動と遠ざかり宗教問題の思索に時を送るに至つた。**主著** Purgatory of Suicide. A Prison-Rhyme, 1847. **參考書** The Life of Thomas Cooper, written by himself, 1872.（後藤信夫）

クーランジュ（Coulanges, Numa Denis Fustel de 1830―1889）フランスの有名なる歷史家。一八三〇年三月十八日パリに生れた。高等師範學校（École Normale Supérieure）評議員の一人として、またその總長として學校に關係した。また彼は、學界の功績に於いては古代文明史及び原始時代に於ける土地その他の財產の研究に於いて有名である。彼れが名聲を擧げたのは、名著「古代都市論」（Cité antique）であつた。この書は、古代ギリシア及びローマの諸制度を克く知るためには古代の信仰（Culte）を知る必要ありとして、古代に於ける宗教上の諸制度及び社會上の諸制度を解說してゐる名著である。彼は經濟史的研究をフランスで行つた最初の人である。彼は「原始財產」の著者として有名なるエミール・ド・ラヴレーが原始財產を以て共有制となせしを駁擊し、その所有關係は領主的所有關係なるを說いた。クーランジュの著書として著名なる**主著** La Cité antique, Étude sur le Culte, le Droit, les Institution de la Grèce et de Rome. Histoire des Institution Politiques de l'Ancienne France 7 vols. 及び英譯の The Origin of the Property of Land. edited by W. J. Ashley がある。Cité antique は一八六四年出版せられ、一九一六年英譯せられた。一八八九年九月十二日死んだ。（石濱知行）

苦力（K'u-li. Coolie. Cooly）〔**意義**〕マレイ語と同一系統に屬するタミール語の譯音である。タミール語でクーリーとは雇傭を意味し、當初西洋人はこの言葉を以てアジアの不熟練勞働者を總稱してゐた。併し十九世紀以後ヨーロッパ人の著書は孰れもクーリーなる言葉の使用範圍と、自身旅費を負擔し、或は雇主たる白人に年期を入れ、その白人の負擔を以て外國に移住するインド人及び支那人の不熟練勞働者並に各本國に於いて居留白人に雇傭せらるるインド人、支那人の不熟練勞働者に限定した。十九世紀の初頭イギリスの對支貿易は頓に隆盛となり、廣東は支那第一の通商港として商館櫛比し、これ等の商館に使用せらるる支那勞働者の數も亦異常な增加を見た。而してこれと同時に支那クーリー(Chinese Coolie)なる言葉は一般に使用され、支那人自身もその譯音「苦力」を使用するに至つた。一方

又南洋その他の植民地に於ける支那勞働者も漸增し、かくて十九世紀末より「苦力」の使用範圍は擴張され、單に外國人に雇傭される支那不熟練勞働者のみを指すに止まらず、凡ての支那不熟練勞働者を呼稱することとなつた。元來勞働者に相當する支那語は色々あるが、その中力作的、賣力氣的、小工、苦人等は不熟練勞働者を意味し苦力と同一意義を有してゐる。併し支那人自身「苦力」なる言葉を好まず、從つて在外支那勞働者を華工と稱し、その中の不熟練勞働者を小工と云つてゐる。〔**苦力の數**〕支那全土の正確なる人口すら充分に判明してゐないので、苦力の總數も亦正確に知悉するを得ないが、種々の方面からの推定に依れば二千五百萬に達してゐると云はれてゐる。山東省（苦力の本場）及び舊直隸省が最も多い。苦力は季節的勞働に服するもの大半を占め、從つてその移動は季節によつて行はれる。最近支那本土の戰禍の爲めに滿洲地方に流入するもの年々その數を增してゐる。關東廳第二十二回統計書によれば、關東州並に滿鐵附屬地に於ける工場勞働者三六、二九五、同鐵山勞働者五三、〇八六、その他二、五一〇、總計九一、八九一に達してゐる。〔**苦力の勞働**〕肉體的勞働を主として頭腦を用ひるやうな仕事は殆んどやつてゐない。從つて轉業は彼等の得意とするところである。主なる勞働の種類を擧ぐれば（一）農業に於いては大農、小農、佃戶の使用勞働者（二）工業に於いては機械工場の勞働者、鐵道工夫、土木建築の勞働者（三）鑛業に於いては採鑛、鑛石の運搬夫（四）汽船火夫及び雜役（五）埠頭荷揚人足、道路下水修繕夫、撒水夫、冠婚葬祭の行列の人足、貨物運搬人、汚水汚物の掃除夫、人力車夫等。〔**賃銀**〕各職業に依り、又地方によつて同一ではない。一九一九年支那商務省の各地各職業に就き調査したものを見ると、各省を通じ農業勞働者は一日〇〇・六元から〇・六元位であり、工業勞働者はこれに比すると遙か上位にある。昭和二年滿鐵に使用してゐる華工の賃銀調査を見れば、旅順一・二五四、大連一・三二、奉天一・二一、安東一・三二、長春一・四二となつてゐる。賃銀支拂方法は時間拂もあるが、會社定屋又は埠頭苦力に對しては個數拂が行はれてゐる。〔**苦力幇**〕苦力は多く同鄕關係を基礎として一種のギルドたる苦力幇を組織してゐる。その目的とするところは、內部的には苦力相互の共濟親睦を計り、對外的にはその指導者たる苦力頭（Kuli-tou—把頭又は工頭とも云ふ）に代表されて集合的勞働契約を結び、又企業主に對して勞働條件の改善を要求するにある。而して苦力頭一般苦力の把頭に對する關係は、原則として普通のギルドに於ける親方徒弟の關係とは大いに異り、甲把頭の下に於いて不滿である時は乙把頭の下に轉じ得ることは自由とされてゐる。幇規はさほど嚴重ではないが把頭の許可なくして傭幇の仕事を兼ね、勞働契約に關し把頭の指揮命令を拒むこと等は絕對に禁じられてゐる。而して一般に把頭を信賴する觀念は極めて强く、その團結力は至つて强い。各苦力幇は相集つて一大同盟を組織する場合もある。苦力幇及び苦力の同盟によるストライキは、往々にして恐るべき威力を發揮する。例へば天津附近の汽船荷揚苦力、倉庫苦力、通關業苦力、貿易業苦力等の聯盟せる大罷業の如きそれである。苦力頭は容易にこの武器を用ひないが、一旦罷業決行となれば迅速果敢にこれを行ふのである。支那の勞働運動に於いては、苦力幇の活動は將來大いに注目に値することと思はれる。**參考書** 小山淸久、支那勞働者研究。宇高寧、支那勞働問題。伊藤武雄、現代支那研究。（莊原達）

ク・クルックス・クラン（Ku Klux Klan）南北戰爭後、アメリカ南方地方に起つた一種の秘密結社であつて、その發生原因の主なるものは、奴隸選擧權に基づく新黑人及び北部諸州人が南方に勢力を得るに及び、旅順一・二五四、大連一・三二、奉天一・二一、安東一・三二、長春一・四二となつてゐる。賃銀支拂方法は時間拂もあるが、會社定屋又は埠頭苦力に對しては個數拂が行はれてゐる。〔**苦力幇**〕苦力は多く同鄕關係を基礎として一種のギルドたる苦力幇を組織してゐる。その目的とするところは、內部的には苦力相互の共濟親睦を計り、對外的にはその指導者たる苦力頭（Kuli-tou—把頭又は工頭とも云ふ）に代表されて集合的勞働契約を結び、又企業主に對して勞働條件の改善を要求するにある。而して苦力頭一般苦力の把頭に對する關係は、原則として普通のギルドに於ける親方徒弟の關係とは大いに異り、甲把頭の下に於いて不滿である時は乙把頭の下に轉じ得ることは自由とされてゐる。幇規はさほど嚴重ではないが把頭の許可なくして傭幇の仕事を兼ね、勞働契約に關し把頭の指揮命令を拒むこと等は絕對に禁じられてゐる。而して一般に把頭を信賴する觀念は極めて强く、その團結力は至つて强い。各苦力幇は相集つて一大同盟を組織する場合もある。苦力幇及び苦力の同盟によるストライキは、往々にして恐るべき威力を發揮する。例へば天津附近の汽船荷揚苦力、倉庫苦力、通關業苦力、貿易業苦力等の聯盟せる大罷業の如きそれである。苦力頭は容易にこの武器を用ひないが、一旦罷業決行となれば迅速果敢にこれを行ふのである。支那の勞働運動に於いては、苦力幇の活動は將來大いに注目に値することと思はれる。**參考書** 小山淸久、支那勞働者研究。宇高寧、支那勞働問題。伊藤武雄、現代支那研究。（莊原達）

ク・クルックス・クラン（Ku Klux Klan）南北戰爭後、アメリカ南方地方に起つた一種の秘密結社であつて、その發生原因の主なるものは、奴隸選擧權に基づく新黑人及び北部諸州人が南方に勢力を得るに及び、旅順一・二五四、大連一・三二、奉天一・二一、安東一・三二、長春一・四二となつてゐる。賃銀支拂方法は時間拂もあるが、會社定屋又は埠頭苦力に對しては個數拂が行はれてゐる。〔**苦力幇**〕苦力は多く同鄕關係を基礎として一種のギルドたる苦力幇を組織してゐる。その目的とするところは、內部的には苦力相互の共濟親睦を計り、對外的にはその指導者たる苦力頭（Kuli-tou—把頭又は工頭とも云ふ）に代表されて集合的勞働契約を結び、又企業主に對して勞働條件の改善を要求するにある。而して苦力頭一般苦力の把頭に對する關係は、原則として普通のギルドに於ける親方徒弟の關係とは大いに異り、甲把頭の下に於いて不滿である時は乙把頭の下に轉じ得ることは自由とされてゐる。幇規はさほど嚴重ではないが把頭の許可なくして傭幇の仕事を兼ね、勞働契約に關し把頭の指揮命令を拒むこと等は絕對に禁じられてゐる。而して一般に把頭を信賴する觀念は極めて强く、その團結力は至つて强い。各苦力幇は相集つて一大同盟を組織する場合もある。苦力幇及び苦力の同盟によるストライキは、往々にして恐るべき威力を發揮する。例へば天津附近の汽船荷揚苦力、倉庫苦力、通關業苦力、貿易業苦力等の聯盟せる大罷業の如きそれである。苦力頭は容易にこの武器を用ひないが、一旦罷業決行となれば迅速果敢にこれを行ふのである。支那の勞働運動に於いては、苦力幇の活動は將來大いに注目に値することと思はれる。**參考書** 小山淸久、支那勞働者研究。宇高寧、支那勞働問題。伊藤武雄、現代支那研究。（莊原達）

ク・クルックス・クラン（Ku Klux Klan）南北戰爭後、アメリカ南方地方に起つた一種の秘密結社であつて、その發生原因の主なるものは、奴隸選擧權に基づく新黑人及び北部諸州人が南方に勢力を得るに及び、旅順一・二五四、大連一・三二、奉天一・二一、安東一・三二、長春一・四二となつてゐる。賃銀支拂方法は時間拂もあるが、會社定屋又は埠頭苦力に對しては個數拂が行はれてゐる。〔**苦力幇**〕苦力は多く同鄕關係を基礎として一種のギルドたる苦力幇を組織してゐる。その目的とするところは、內部的には苦力相互の共濟親睦を計り、對外的にはその指導者たる苦力頭（Kuli-tou—把頭又は工頭とも云ふ）に代表されて集合的勞働契約を結び、又企業主に對して勞働條件の改善を要求するにある。而して苦力頭一般苦力の把頭に對する關係は、原則として普通のギルドに於ける親方徒弟の關係とは大いに異り、甲把頭の下に於いて不滿である時は乙把頭の下に轉じ得ることは自由とされてゐる。幇規はさほど嚴重ではないが把頭の許可なくして傭幇の仕事を兼ね、勞働契約に關し把頭の指揮命令を拒むこと等は絕對に禁じられてゐる。而して一般に把頭を信賴する觀念は極めて强く、その團結力は至つて强い。各苦力幇は相集つて一大同盟を組織する場合もある。苦力幇及び苦力の同盟によるストライキは、往々にして恐るべき威力を發揮する。例へば天津附近の汽船荷揚苦力、倉庫苦力、通關業苦力、貿易業苦力等の聯盟せる大罷業の如きそれである。苦力頭は容易にこの武器を用ひないが、一旦罷業決行となれば迅速果敢にこれを行ふのである。支那の勞働運動に於いては、苦力幇の活動は將來大いに注目に値することと思はれる。**參考書** 小山淸久、支那勞働者研究。宇高寧、支那勞働問題。伊藤武雄、現代支那研究。（莊原達）

北ガの監督を受け、玆に運動は次第に衰微するに至つたが、その素志の若干貫徹を見る迄は能く存在を續けた。歐洲大戰後反動的思想を持つ一團がアメリカに現はれ、ク・クルックス・クラン當時の習慣に從つて奇怪なる行動によつて示威運動をおこしたため、一時世人の記憶を新たにする所があつたが、現在はその影を認めぬ。（阪本勝）

瞿秋白 江蘇常州の人。一九二〇年、北京俄文專修學校を中途で廢し、研究系の機關紙「晨報」の特別通信員として露西亞に行つたが、先方に至つてマルクシストと變化し其の在露期間專心革命理論の研究に沒頭、新進のコムニストリーダーとなつて歸つた。歸來中央委員として今日まで生死の間に活動を續けて居るが、殊に五卅事件前後より武漢政府に至る革命高潮期に於いて、全國の政治鬪爭に對する剔々の觀察と重要なる指導大綱とに卓越した才能を示した。彼は今日、マルクシズムの理論家として學者として第一人者の地位にある。同時に李大釗とは反對に筆の方にも精力家であり、從來一般の理論指導に於いて最も多くのパンフレット等を提供して居る。一九二七年夏、武漢政府の瓦解と共に、中國共產黨の機關「嚮導」は一時その發行を停止したが、同年秋一ボルセビキー」と改題し上海に於いて復活した。此の「ボルセビキー」時代に至つて彼れは完全に陳獨秀に代つてこれが主宰となり、全國黨員に對する理論的指導の多忙な任務に就いて居る。一九二四年第一回國民黨第一回大會の宣言は專ら當時の起草委員の一人だつた彼の手になる。本年三十二。（鈴江言一）

苦痛經濟（Pain Economy, Schmerzökonomie）苦痛經濟なる語は、アメリカの社會學者にして經濟學者であつたシモン・ネルソン・パッテン（Simon Nelson Patten）の唱導にかかるもので、彼はこれを快樂經濟（Pleasure Economy）と對立させ、社會發展の過程は苦痛經濟より快樂經濟への方向を辿るとなした。彼によれば、未開野蠻の社會においては人類は外なる環境より受くるところの苦痛を避けんがために活動し、その一切の制度は外敵と苦痛とに對する恐怖をもつてそれが根柢となすに至る。これ人類の苦痛經濟である。しかるに社會が發達するに從ひ、外圍における苦痛や恐怖の原因は漸次に除却せられ、外圍は人を苦しめる恐るべきものではなくして、富かなる生活の資料を供給する寶庫にすぎぬこととなる。かくして人類は消極的なる苦痛避の生活から、積極的に福祉と快樂とを追ふ快樂經濟の時代に入る。パッテンはいふ、「苦痛經濟の原因は環境の中に存する。强力なる外敵はひたすら死と破滅とを與ふるがゆゑに、孤立せる個人の思想は苦痛の原因とこれに對する救濟といふ點に集る。人類社會の發展は世界は危險なる猛獸毒蛇から開放せられ、大國家の成長は野蠻好戰の敵が侵害する危險を斷つて了つた。客觀的環境は、もはや單に地殼とその藏する物質及び財貨とに過ぎない。そして知覺の力は自由にこの物質を要素に分析し、これらの要素から價値ある財貨を造り出す役目を演じて來た。これらの變化は或る快樂經濟を可能にし、舊い苦痛經濟の主觀的環境を必要ならしめた諸規定を破壞するのである」と。しかし彼によれば、この苦痛經濟より快樂經濟への轉移は容易ではない。それは多くの場合むしろ害惡と危險とを伴うところの極めて困難なる過程である。しかも苦痛と恐怖なき新境遇に移るときは、從來人々を支配して來た觀念・理想・衝動は新境遇に適合せず、苦痛經濟時代の堪苦力・努力の精神は衰へ、他の苦痛經濟の行はれつつある人民に滅される危險があると。パッテンの苦痛經濟の概念はかくして快樂經濟と對立し、しかも社會發展に關するものであるが故に、苦痛經濟なる標識として主張せられるものであるが、その概念の探求は、原始人に關する心理的並びに經濟的事實の檢討を要するのみならず、彼の社會史觀一般の立場並に方法に對する檢討をも要し、かくして始めてその所說は根本的に批評せられるであらう。この意味で、ここにはパウル・バルト（P. Barth）のこれに對する批評の一節をかげ、參考に資したいと思ふ。バルトはその「社會學としての歷史哲學」の第二篇「一面的史觀」のうちに「歷史の內容としての苦痛並に快樂經濟一なる一節をパッテンに獻げて曰ふ、「パッテンは、つまるところ全く知覺神經中樞と運動神經中樞の別といふ簡單なる區別に歸着するところの、苦痛經濟と快樂經濟との區別から全歷史を捉へようと欲する。かかる二元論から眞實の對立を推論しようとする彼の企圖は、根柢において甚だ薄弱であり、畢竟失敗に終らざるを得ない。何となれば、原始人においては快樂追求の何らの努力をも見ないといふのは全然事實を轉倒せる誤りであり、却つて彼等こそかかる努力は甚だ大きく、勞働が即時の快樂となるか乃至は勞働が主として遊戲の形をとるときに限つて彼等は働く。一般に勞働は、即ち遊戲から離れた意識的なる意志の努力は、はるか後世に出來上つたものである。」と。（Barth, Philosophie der Geschichte als Soziologie. 1897. S. 501）パッテンの苦痛經濟の概念は主としてその早期の著「社會勞力の理論」（The Theory of Social Forces）に展開されてゐるのであるが、その說は彼の後年の著「經濟學說の改造」（Reconstruction of Economic Theory）において稍や改變せられたやうである。しかしその社會並に經濟發展に關する學說の根柢が心理學的な構造をもつことに變りはない。その主張の根本缺陷はここに存するものと云へるであろう。**參考書** 上述パッテンの著作。その邦譯・社會原力の理論（秋葉隆譯）。米田庄太郎、經濟發展階段の心理化、（國民經濟雜誌、一二の六）。（笠信太郎）

クック（Cook, Arthur James 1885— ）ソマセットなるウーケイ（Wookey）に生る。一九〇五年獨立勞働黨に加入し、爾來炭坑夫の間の運動に從ふ。一九一九—二一年、南ウェイルス炭坑夫聯盟執行委員。一九二一—二四年、イギリス炭坑夫聯盟（M.F.G.B.）執行委員。一九二四年以來

前記聯盟書記長たり。一九二一年の炭坑夫側の敗北の後を受けてかかる重要なる地位に選ばれたる彼の任務の第一は敗殘の組合の建て直しにあつた。一九二五年の炭坑不安に際し、彼の努力の效果ありし事、並に彼の指導者としての能力は立派に證明せられ、一躍してイギリス勞働運動の立役者となつた。全國的大ストライキの後に炭坑夫のみとり殘されて、ひとり炭坑主側の「しめ出し」と闘ふを餘儀なくせられた時、彼の不撓不屈の精神と稀にみる熱辯と精力とは坑夫側にとつて何物にも代へ難い强大なる武器であつた。炭坑夫がかくも團結し、かくも執拗に數ケ月に亘る困難と闘ひ得た事に就いては、何人も彼の力の與る所大なりし事を疑はないであろう。彼は今日（一九二九年）上記の聯盟書記長以外に勞働組合會議（General Council）の一員として組合運動一般の樞機にも與つて居る。（後藤信夫）

クナップ (Knapp, Georg Friedrich 1842—1926)〔履歷〕經濟學者にして統計學者。一八四二年三月七日、ドイツのギーゼンに生る。ギーゼン、ミユンヘン、ベルリン、ゲョッチンゲンにおいて統計學經濟學を學び、一八六七年ライプチッヒ市の統計局長となり、六九年ライプチヒ大學の經濟學統計學の員外教授、一八七四年ストラスブルグ大學正教授となる。〔事業〕クナップは統計の實務家としても種々重要の仕事を殘してゐるが、今日クナップの名を成さしめたるものはかの「貨幣國定學說」(Staatliche Theorie des Geldes, 1905)の貨幣學史上に占むる地位にあるであろう。「貨幣は法制の創造物である……貨幣の理論はただ法制史的たり得るのみ」といふ命題をもつて始められたその貨幣學說は、ただに從來の國家無視的學說に痛撃を與へたのみならず、實に拔き難き地金學說の迷妄を打破し、不換紙幣流通の事實を理論的に解明して名目主義に立脚する近代的貨幣理論における最初の巨火と目せらるるに至つたものであるが、その學說の是非は固より、如上の如き貨幣學史上の地位といへども、既にその書を先立つ五十年前に豫めそれが批判を提出せるかの觀あるマルクス說のあつたことを思へば、俄かにかうした通說の見解にも首肯し難きものがある。ただそれが、ベンデイクセン、エルスターに至る現代のブルジョア的貨幣理論における最大の流派の礎石をなしてゐることは多言を俟たぬ。**主著** クナップ說の要領は、上掲書並びに Schmollersche Jahrbücher 33. Jahrg. 1906, S. 927. 所載の Die rechts-historischen Grundlagen des Geldwesens に依るべきであろう。尙ほ前者には英譯並に前半の邦譯、宮田喜代三、貨幣國定學說がある。この外、クナップの主なる著書としては、Zur Prüfung der Untersuchungen Thürens über Lohns und Zinsfuss im isolierten Staate, 1865. Über die Ermitterung der Sterblichkeit aus den Aufzeichnungen der Bevölkerungsstatistik, 1868. Die neueren Ansicht über moralstatistik, 1871. Ertragsteuer oder Einkommensteuer, 1872. Theorie des Bevölkerungswechsels, 1874. Die Bauernbefreiung und der Ursprung der Landarbeiter in älteren Teilen Preussen, 1887. Die Landarbeiter in Knechtschaft und Freiheit, 1891. Grundherrschaft und Rittergut, 1897. 等。（笠信太郎）

クニース (Knies, Karl Gustav Adolf 1821—1898) クニースは一八二一年マールブルグに生れ、一八九八年ハイデルベルヒに死す。彼の生涯は殆んど大學教授として過されたるもので、一八四六年にハイデルベルヒ大學の私講師 (Privatdozent) として歷史學および國家科學を教へしことを始めとして、一八四九年にはカッセルの工業學校の講師 (Dozent an der Polythechnischen Schule in Kassel)、一八五二年にはフライブルグ大學の官房學 (Kameral Wissenschaften) の教授となり、一八六五年よりはハイデルベルヒ大學教授となつて國家經濟學を講義した。(以上Conrad, Handwörterbuch der Staatswissenschaften に據る)。ボエーム・バヴエルクが彼のゼミナールにゐたのは、クニースのハイデルベルヒ大學教授たりしときであり、クラーク (J. B. Clark) が彼に就いて多年教へを乞ひしことも亦學界に周知のことに屬する。クニースはロッシエル、ヒルデブラントと共に歷史學派の建設者と呼ばる。この學派の完成者シユモラアに稍や光りを奪はれる觀あるも、社會經濟研究の歷史主義を最もよく表明して、もつて歷史學派の基礎を樹立せるものが、彼の著「歷史的立場よりする經濟學」(Die politische Oekonomie vom Standpunkte der geschichtlichen Methode, 1853) にあることは明白なる事實で、歷史學派に屬する人々より「歷史的＝心理學的近世ドイツ國民經濟學の建設者」(Der Begründer der historisch-psychologischen modernen deutschen Nationalökonomie) を以て目せらるることも故なきことではない。他方彼の名著「貨幣および信用」(Geld und Kredit) の貨幣論史上占むる他位はこれに劣らず重要なるものがある。シユムペーテルによりて歷史學的研究方法と少しも關係を有せずと說かれたる (G. D. S. I. L. Schumpeter, Epochen der Dogmen-und Methodengeschichte. S. 100, Note 1) 彼の貨幣論は、實に後年出版せられたるクナップの名著「貨幣の國家學說」と相對立して、現在にいたるまで貨幣學說を二分するものである。**主著** Die Statistik als selbständige Wissen chaft. Zur Lösung des Wirrsals in der Theorie und Praxis dieser Wissenschaft, Zugleich ein Beitrag zu einer kritische Geschichte der Statistik seit Achenwalls, Kassel 1850. Die politische Oekonomie vom Standpunkte der geschichtlichen Methode, Braunschweig, 1853. derselbe 2 Auf. u. d. T. Die politische Oekonomie vom geschichtlichen Standpunkte, 1883. Zur Lehre vom volkswirtschaftlichen Güterverkehr, Freiburg i. B. 1862. Geld und Kredit. Berlin 1873—

79. Ab. I. Das Geld. Darlegung der Grundlehren von dem Gelde, usw 1873, 2Aufl. 1876. Ab. I. Der Kredit. 1. Hälfte: Allgemeines, 2. Hälfte: Das Wesen des Zinses und die Bestimmungsgründe für sein Höhe, Wirkungen. Weltgeld un Weltmünze, Berlin 1874.（山口正吾）

熊澤蕃山 自由主義經濟學者。元和五年京都に生る。名は伯繼、字を了介と云ふ。十七歲の頃備前侯新太郎光政に仕へたが後ち攻學の志あり、廿歲一度致仕して京都に出で近江に往て中江藤樹の門に入り就いて專學すること四年大いに自得するところあつた。正保二年廿七歲の頃再び備前に往て褐を解いた。居ること十年大いに自由の才腕を發揮し治績見るべき者があつた。承應三年備前の地出水の時自身江戶に赴いて幕府より黃金四萬兩を借り錢穀に代へて窮民救濟の費に供したる如き當時に於いて異數の業蹟と云ふべく、その他明曆飢饉の餱倉禀を開いて窮民賑恤に努めたる如き、水利の便を啓いて勸農の事に從ひたる如き、諫の箱を設けて民意を尊重したる如き、婬祠を毀つて風敎を改め、屯田の兵制を布きて窮乏武士の始末を計りたる如きその治績の主なるものであつた。三十七歲にして致仕したが、常に備前侯の側近に從つた。貞享四年綱吉の弊政を指摘してその改革を云ふの封事奏上の事を以て幽囚せられ、終に元祿四年を以て下總の古河に病歿した。その著はす所三十餘種の中「大學惑問」二卷、「集義和書」十六卷、「集義外書」十六卷は經濟、政治、儒學に關する蕃山の思想を最も詳審に窺ひ得るものとして後世に知られる。蕃山の儒學に於ける立場は略ぼ陽明學派に屬すれども所謂自由主義に立つものであつて必ずしも陽明學に拘泥せず朱子學も亦た隨意に容れて一家の見をなした。而して其の論旨の歸するところ日反愼獨の心法であつて後世石田梅巖等に依て唱へられる心學の先驅をなすものと云はれ行動主義的倫理思想の色彩を帶ぶ。蓋し封建的制度崩壞の氣運漸く熾ならんとする時代の反映である。彼の經濟思想亦た著しく時代的傾向を反映するものであつて、當時は即ちギルド的商工階級の勃興と併せて貨幣交易業に汎ねく流布され糸の先物賣買、米麥大豆の締買締賣、外國通商による金銀地金の流出等それであり、他方この影響と武士階級の搾取による農民の窮迫とは農民の耕地放棄、投機的農產物の製產、人身賣買等の諸現象を結果し、彼此の狀況は一般的物價騰貴を來たし自然的人爲的農產飢饉と相俟つて士農の困窮を愈よ倍加した。即ち這般の經濟的狀況に應じて彼の經濟的思想は亦た貴農抑商、即ち封建經濟主義を代表した。試みに彼の說に就けば、米穀を貴み金銀を賤しむ、上輕重を制して以て商賈が貨財の權を操るを防ぐ、兵を農に寓して冗費を省き武力を强うす、國用を軍用と殊にして制度を定め奢侈を抑ふ、賦斂の制は貢法を善とす、黃金白銀は天地の至精妄りに之を採りて海舶の用に供し國土の膏髓を竭して無用の玩物に易ふるは非なりと云ふ如きそれであつて明かに上述の情勢を反映するものである。蓋し彼は封建的より資本主義的社會に推移する過渡期に於ける偉大なる自由主義者にして、後世多く經濟を云ふもの多く彼の亞流である。**參考書** 日本經濟叢書。瀧本精一、日本經濟史。井上哲次郎、日本哲學史。竹越與三郎、日本經濟史。（東井金平）

組合主義 (Tradeunionism) 大衆の自然生長性の限界內にある闘爭段階及び無產階級の闘爭を大衆の自然生長性の範圍內に限局し、またはそれに追隨せんとする闘爭原理並にイデオロギーを指して、マルクス主義者は組合主義と云ふ。換言すれば、組合主義とは權力を客體とする政治闘爭に接合せられざる經濟闘爭、經濟闘爭の補助的延長としての議會的政治闘爭及び經濟闘爭並に組合の至上乃至は、政治闘爭並に黨に對するそれ等の優位を容認する闘爭原理とイデオロギーを指す。マルクス主義によれば、無產階級の解放—社會主義の實現のための闘爭は、經濟闘爭の範圍に止まることを許さず、政治闘爭を展開し、必然的に必須的に政治的權力の奪取を導かなければならぬ。しかし大衆まにの自然生長性は權力を客體とする政治闘爭で發展するものでなくて、經濟闘爭がその限界である。大衆を政治闘爭の舞臺にまで押し上げるためには、經濟闘爭にまで自然生長せる大衆のイデオロギーと闘爭を、社會主義の意識的目的を外部より注入することによつて政治闘爭に轉向し接合せねばならぬ。大衆の生活は工場及び職場に於いてである。彼等の直接當面する社會的なる人と人との關係は雇主と彼等との關係である。かくて資本主義の發達は、大衆をして自然生長的に反抗を開始せしめる。即ち彼等は勞働條件のために本能的なる闘爭を雇主に向つて開始する。彼等は組合を作る。これは初步的なる經濟闘爭である。この闘爭の經驗は彼等の闘爭をその範圍に於ける意識的目的をもつて組織し、指導することを教へるであろう。組合は擴大され經濟闘爭は大規模となる。しかし依然として組合は「賃銀所得者の彼等の勞働生活の條件の維持及び改善を目的とした常設的團體」（ウエッブ）である。更に勞働組合運動で個々の雇主乃至は雇主團體より獲得し得られぬ部分を國家から獲得せんとするために議會的政治運動を開始する。八時間勞働制、最低賃銀法の議會的要求がそれである。かかる政治運動は大衆の自然生長性の限界を示すものであるが、それは權力を客體とした政治運動でなく、議會を客體とした政治運動であり、經濟闘爭の補助的延長としての政治運動即ち政治に訴へる經濟運動である。かかる闘爭段階及びイデオロギー並に闘爭を以上の範圍——大衆の自然生長性の範圍に限界し追隨せんとする闘爭原理並にイデオロギーが組合主義である。それはあくまでも資本主義範圍中の闘爭であり、資本主義そのものを變革して無產階級を解放するものではない。それは大衆のイデオロギーをブルジョアイデオロギーに放置する（なぜならば、社會主義化しない限りブルジョアイデオロギーは古くから存在し、普及手段を存するから）。それは改良主義である。マルクス主義者は大衆の自然生長性—經濟闘爭を一切の闘爭

の原始的闘争、基本的核心と認むるけれども、それに追隨しない。自然生長の一定段階にある大衆に意識的社會主義を注入する。蓋し社會主義は大衆の自然生長性を誘致せる經濟的諸關係から源泉を發してゐるが、大衆の如く工場、職場にその意識生活を限局せられずして、哲學、歷史、政治、經濟の全面的理論研究の結果からプルジョア的知識階級によつて、勞働運動の生長とは獨立して發展せしめられた所のものである。かくてマルクス主義者は大衆のイデオロギーをその自然生長性より目的意識性に引上げ、その凡ての經濟關係を人間相互の關係、階級間の關係、權力關係に統一還元し、一切の經濟鬪爭を權力を客體とする政治的鬪爭に接合し動員する。かくて組合は黨の指導下に來り、その組合は主として經濟鬪爭に從事し、黨の傳力ベルト及びエネルギーの貯水池となり、從つて社會主義の學校となる。かくてこそ勞働階級は資本家の反抗者の一人の地位から、一切の被抑壓大衆の統制者として先頭に立つ革命階級となる。以上に於いて明かなる如く、マルクス主義の立場から見て、大衆の自然生長性なる經濟鬪爭は凡ての高度の鬪爭の核心であつて、それは組合主義的段階にあつても、偏へに排撃すべきものでなく、大衆の自然生長性と鬪爭しつつ、これを政治鬪爭に發展接合することが必要なのである。組合主義として排撃すべきは、大衆の自然生長性に追隨し、その鬪爭とイデオロギーを組合主義に限局せんとする鬪爭原理である。かかる組合主義者は、政治は經濟に從ひ、從つて經濟鬪爭は政治鬪爭に優位すると主張する經濟主義者か、乃至は資本家國家の最小抵抗線に沿ふて勞働運動を指導せんとする改良主義者である。』世界の勞働運動に於いて、最大の組合主義の傾向を有するものは英國のそれである。英國に於いては早く產業革命が定立され、それと共に勞働組合運動は發達した。しかし勞働階級の政治的要求は、永く彼の工場に於ける鬪爭の客體なる雇主等の政黨——自由黨の急進的政策に吸收されてゐた。「經濟戰線に獨立する組織を有するが如く、政治戰線にも獨立せる政黨を作れ！」とのケア・ハーデイの叫びによつて獨立勞働黨が創立されたのは、一八九二年であつた。英國勞働黨の前身なる勞働代表委員會の生れたのは一九〇〇年であつた。而して英國勞働黨は一九一八年にウェッブの起草にかかる「社會主義」綱領を採用したとはいへ、黨は依然として勞働組合の聯合政治部であり、意識的社會主義の要素は稀薄であつて、その鬪爭は組合主義的政治鬪爭を展開してゐるに過ぎない。因みに、日本の現時の無產政黨は何れを問はず、未だ組合主義の中にあると云つても過言ではあるまい。（三輪壽壯）

グムプロウイッチ (Gumplowiczs, Ludwig, 1838—1909) 一八三八年クラカウ(Krakau)に生る。法律學を研究し法律事務に携はるの他ジャーナリストとして活動してゐた。後（一八九三年）グラーツ(Graz)大學の國法學の正教授となる。國家及び法を、實證的・社會學的に論究する一派（社會學派と呼ばれる）の一中心人物である。その主著は Der Rassenkampf, 1883 であり、これを補完して一般社會學の體系に纏めたものが Grundriss der Soziologie 1885. である。彼の見解の大綱は Soziologie und Politik 1892. 及び Die soziologische Staatsidee, 1892 に示されてゐる。（波多野鼎）

雲井龍雄 佐幕派の創士。本名は中島守善。幼時小島才助の養子となるも後ち雲井龍雄と改名す。米澤の藩士にして安井息軒の門人である。明治元年奉徵士として京師に上るや偶ま鳥羽伏見の戰があつて幕軍大敗した。明治政府東征の議次で起るに及んで憤激し諸藩と結んで之に抗せんとし奥羽に歸つた。奥羽は正に政府軍と抗戰中だつたので之に從つて謀議大いに努めたが幕兵屢ば敗れ、綜合的研究が企畫せられてゐるところに本研究所の特二毛の地と結んで官軍の援を絕たんと試みたが、遂に米澤藩降り次で會津藩降り十月に至つて奥羽地方は全て平定されその試みは畫餅に歸した。翌二年貢士として京に上り集議院に入つたが賊首として排せられた。業にして東京に至り芝二本榎上行寺、象山寺門前に歸順部曲點檢所の札を掲げ個別歸順を訴つて暗に反政府の意を示して同志を募る中明治政府に探知せられ米澤藩に幽閉せられた。後ち謀反の眞相明かにせられるに及んで再び東京に檻致せられ十二月梟首せられた。明治革命成るや反動諸勢力各所に蠢動した。蓋し封建的壓力の然らしむるところである。雲井龍雄も亦た其の渦中の一人であつた。**參考書** 大日本人名辭書。（東井金平）

クラーク (Clark, John Bates 1847—) 一八四七年一月二十六日ロード島(Rhode)のプロヴィデンス(Providence)に生れ、鄕里のブラウン(Brown)大學やアマースト(Amherst)大學に學び、又二ケ年半海外に遊學してハイデルベルグ及びチューリヒの兩大學に學んだ。二十八歲の時カーレトン(Carleton)大學の經濟學および歷史學の講師となり、二年後敎授に進み、居ること五年、一八八二年ノーザムプトン(Northampton)のスミス(Smith)大學に移り、ここに止まること十餘年にしてアマースト大學に轉じ（一八九三年）、間もなく更にコロンビア(Columbia)大學に移つて（一八九五年）今日に至る。一八九三年より九五年に至る二年間"アメリカ經濟學協會"(American Economic Association)の會長であつた。彼はジェヴオンスやカール・メンガー等と共に廣義の「オーストリア學派」即ち限界效用學說の建設者の一人たると同時に、特色ある「アメリカ學派」の創始者である。即ち謂ゆるオーストリア學派が效用遞減の法則に基いて主として價値論の範圍に止まれるに反し、アメリカ學派はその根柢に橫たはる原則を廣く分配論にまで適用する點に特徵がある。一八八一年の「價値の哲學」(Philosophy of Value)は、ジェヴオンスやメンガーとは別に限界效用の理論を說き、一八九九年の主著 (Distribution of Wealth・林要譯、分配論)において、この原理を勞賃・利潤・利子の分配問題に適用した。經濟を靜態と動態とに

分ち、その概念を明確に規定した點も右書の一貢獻であるが、そこには靜態論のみが取扱はれてゐる。動態論を取扱はうとした The Essentials of Economic Theory, 1907 は、經濟の發展理論としては殆んど言ふに足るべき何らの寄與もなしてゐない。**主著** Modern Distributive Process, 1886. (Giddings との共著)、Control of Trust, 1901 (後に增補されて息の J. M. Clark との共著となる)、Problem of Monopoly, 1904. がある。（林要）

クライインズ (Clynes, John Robert 1869—) 勞働黨內閣に於いてロード・プリヴイー・シール（御蘆長官）として首相マクドナルドの次に列し、イギリス勞働階級の政治運動的方面に於いても經合運動の方面に於いても重きをなせる人である。貧しきアイルランド人を父として七人の兄弟の中に育てられた彼は、十歲の時既に勞働に從事しなければならなかつた。早くより社會主義運動に參加し、一八九一年、瓦斯勞働者及び一般勞働者全國組合の一支部を設立して以來、終始此の組合の發展のために盡力して來た。勞働運動に於いて彼の態度は常に妥協の出來うる範圍に於いて協調すべきを主張しつつあつた爲め、彼は往々にして右翼の代表者と稱せられ、又戰時中彼が戰時內閣にあつた事が益す彼の立場を非難の的たらしめた傾向がある。併し何人も彼の誠實を疑ふ事はしなかつたのである。彼は一九〇六年以來勞働黨議員として議會に在り、一九一八年以來、卽ちマクドナルド、スノウデン等がその非戰論に鳴されて落選し、勞働黨が一時沈滯した時代に於いて彼は黨を率ゐて立つたのである。一九二二年マクドナルドの再選出せらるるに及び、彼は退いてマクドナルドにその地位を讓り彼の片腕として黨のために闘つた。勞働黨內閣の倒れし後、樞密院に列せられた。現在オックスフォード及びダラムの兩大學の名譽博士の地位にある。小學校と夜學とより以外の經歷を持たなかつた彼によつて、かかる待遇が如何に受け容れられたかは想像するに難くない。（後藤信夫）

倉敷勞働科學研究所 大原社會問題研究所が大阪に創設された時、その內に二つの實驗室が設けられた。ここで筆者は勞働者の疲勞問題を研究しようとしたのである。然るにここでは不便だと云ふので、大正九年から同研究所の創設者たる大原孫三郎氏の經營する倉敷紡績株式會社の倉敷に在る工場を研究の對象として研究を進めることになり、大正十年七月遂に同工場に隣接して研究所が建築された。これが倉敷勞働科學研究所のそもそ〳〵の起源である。從つて研究所の經常費は、それ以來引き續いて倉敷紡績會社の出資するところであるが、研究所の學的自由と獨立性は周圍の得易からざる理解と、研究者の眞摯なる態度とによつて世間並み以上には保たれてゐる。勞働科學研究所の主要なる目的は、わが產業社會の現實——勞働者とその環境——に關する科學的研究資料を增加蓄積するにある。そしてこの資料の上に立つて、勞働力の正當なる使行とその絕えざる繁榮を期待し得る、よりよき產業勞働社會の建設に資し、產業勞働に於ける凡ての非社會的非人間的要素の排撃に資するとともに、更らに進んでは生物學的意味—換言すれば人間勞働に關する科學、卽ち身體に關する科學と精神に關する科學の方面から產業の合理的組織を完成するにある。この目的に進むために目下生物學的研究を志し、それが資料の蒐集を行ひつつある。附屬圖書館は物學的方法に據る現實社會の研究調査が續行せられつつある。卽ち（一）勞働生理學 (Industrielle Physiologie. Travail.) (二) 產業心理學 (Industrielle Psychologie. Psychologie du Travail.) (三) 集團榮養學 (Massenernährung.) (四) 生體測定學（體格及體質に關する研究）(Biometry. Biometrie.) (五) 職業的疾病に關する研究 (Occupational Disease. Berufskrankheit. Maladie Professionelle.) (六) 社會衞生學 (Social Hygiene. Soziale Hygiene. Hygiène Sociale.) の六つの研究部門が置かれ、これらの部門が協同して、產業問題殊に產業を中心とする社會問題に關する研究に從事してゐる。卽ちこれらの各部門は、各部門それ自らの自由なる研究には從つてゐるが、同時にある一つの重要なる問題に關しては、各部の相異る方法と知見とがそれに集中せられ、綜合的研究が企畫せられてゐるところに本研究所の特色がある。目下所長一名、所員六名、研究助手八名、助手十三名の職員が置かれてゐる。その研究業績は、四季刊行の勞働科學研究—社會問題に關する生物學的研究—によつて公表せられつつある。大正十三年七月一日、その第一卷第一號を發刊して以來、昭和四年末、その第五卷終號を出した。又本研究所からは、日本社會衞生年鑑が公刊せられてゐる。本年鑑は筆者が大原社會問題研究所にありし時、同研究所から出版せられ、勞働科學研究所創立後も、大正十一年版までは社會問題研究所の出版物として出版せられたが、その大正十二年版以後は勞働科學研究所の出版に移つた。昭和三年版を以て既に第七册を出した。本研究所の將來について云へば、現代產業に於ける主要なる生產テクニックに通ずる專門工業家の參加、並びに職業的疾病の豫防及び治療を研究するための附屬病院が要望せられることである。更に統計學の部門は是非なくてはならぬものである。尙ほ研究所には附屬事業として勞働者衞生博物館の開設を志し、それが資料の蒐集を行ひつつある。附屬圖書館は十四萬卷の藏書を有し、自然科學上に於ける多くの稀覯書を有してゐるのみならず、產業に關する生物學的心理學的東西の文獻が集められてゐる。現在の所長は筆者である。（暉峻義等）

グラッカス (Gracchus, Caius —121 B. C.) 紀元前二世紀時代のローマの政治家、社會改良家。チベリウス・グラッカス (Tiberius Gracchus) の弟。兄の提出した土地法案は行はれず、貴族、富豪は依然遊樂に耽り、貧民の窮狀を顧みなかつた故、彼は、兄の遺志を繼ぎ、貧富の懸隔

を除去しようとし紀元前一二三年に護民官となるや、一方に元老院の權力を抑壓するの策を講じ、他方において前後數回の土地法(Lex agraria.)穀物法(Lex frumentaria.)軍隊法(Lex militaris.)陪審法(Lex judiciaria.)及びイタリア人法(Lex de civitate Italis danda.)等を發表した。土地法によつて亡兄の土地法案を再興し、且つ貧民をして海外に植民地を建設することを企てしめ、穀物法によつて時價の約半額若くは三分の一の價格を以て官廳の穀物を貧民に賣與し、又軍隊法によつて戰時には武庫の武器を無代價にて人民に給與し、武裝自辨の酷法を廢し民心を得威望は增した。從來元老院の獨占してゐた陪審權を騎士(Knight)の手に移し、イタリア人法によつて、イタリア地方の同盟人に公民權を授け、人民會議に出席して投票する權利を與へようとした。ために市民及び元老院の反抗を招き、一二一年の護民官の選擧に落選した。尙ほカルタゴに植民地を建設しようとして元老院と衝突し、元老院は時の執政官ルキウス・オピミウス(Lucius Opimius)に主宰權を與へ、オピミウスはグラッカスの黨派三千人をアペンチノ街に擊破し、グラッカスは奮戰したが及ばずして自殺した。紀元前一二一年であつた。(住谷悦治)

グラッカス (Gracchus, Tiberius Sempronius 163. B.C.—133. B.C.) 紀元前二世紀時代におけるローマの政治家、社會改良家。當時のローマは文化の發達と共に奴隷使用の弊風があり、爲に平民は次第に失職し貧富の懸隔益す甚しく社會的危機を孕んでゐた。彼は弟カイウス(Caius)と共に門閥の家に生れたが、平民の窮狀に同情し、その改良を企てた。彼は「野獸すら窠穴を有するに、何事ぞ、身心を國家に捧ぐべき使命を有するイタリアの人民は、光線を受け、空氣を呼吸するのほか、何等の恩惠にも浴せず、食ふに物なく、住むに家なく、妻子を伴なひて、所々を漂浪しつつある」と嘆じた。紀元前一三三年護民官に選擧された機會に乘じ、紀元前三六七年に公布されたリキニウス(Licinius)法令中土地に關する規定に修正を加へ、市民一人の所有地積の最高限は從來の如く五百ユゲラ(約百二十九町九段二畝)とし、一子あるものには更に二百五十ユゲラ、二子あるものには五百ユゲラの增額を許し、其の總額一千ユゲラを超過することを禁じ、定額以上を有する者は之を政府に奉還せしめ、これを割き貧民に分與するの案を制定し、人民會議に提出したが、貴族、富豪は元老院と共に反對し、反對の急先鋒たる護民官マーカス・オクタヴイウス(Marcus Octavius)を暴力を以て退職せしめ、議員の協贊を得て之を發布した。しかし、貴族富豪の反對多く、スキピオ・ナシカ(Scipio Nasica)の貴族黨はグラックスを襲擊し、彼以下三百餘人を殺害し、彼の屍體をチベル(Tiber)河に投棄した。享年三十。其企圖は空に歸した。(住谷悦治)

クラッシン (Krassin 1870—) 一八七〇年に生る。ブルジョア出身であるが一八九〇年から革命運動に投じ、一八九一年には革命示威運動に參加した故を以てペトログラード工藝專門學校を除名され、一八九四年まで牢獄生活を送り、その後三年の刑期を以て南方に追放された。一九〇〇年にハリコフ工藝專門學校を卒業し、黨第二回の會合以後黨の中央委員に選ばるること數回。重要會議に參與す。一九〇六年逮捕されたが、一九一七年ボルシエヴイキ革命の成就と共にレニンの下に走せ參じ、その實務上の才幹を認められ商工務兼交通委員長の要職を與へられた。その後外國貿易委員長に推擧されるに及び、經濟方面にも通商方面にも敏腕を示し、一九二一年三月には有名な英露通商條約を締結し、更に諸外國と重要な通商條約を締結した。ジュネーヴの歐洲經濟會議では、リトヴイノフと共に代表たるチチエリンを援けて、ロイド・ジョージ始め世界的外交家に對抗して克く勞農ロシアの外務人民委員長たるチチエリンを援けて、ロイド・ジョージ始め世界的外交家に對抗して克く勞農ロシア政府の中堅人物として不可缺の一人である。(住谷悦治)

グラッドストーン (Gladstone, William Ewart 1809—1898) 著名のリバプール商人にして代議士たるサー・ジョン・グラッドストーンの四男。リヴアプールに生る。イートン・オックスフォードのクライスト・チヤーチ卒業。聯合討論協會にて知られ、一八三二年ニューワークから保守黨の下院議員に選ばる。西印度の奴隷解放の爲めの名演說多大の影響を與へ、マコーレーをして苛酷、剛腹な保守黨の「Rising Hope」なりと記述せしめた。ピールに重用され、共に公私の生活に於ける行動の眞面目、良心的なるを以て鳴る。ジョン・ラッセルの愛顧教會についての動議につき破れピール退くと行動を共にす。一八四一年ピールの復歸と共に、商務局長官、造幣局長官となり、一八四三年商務局長官となる。一八四五年、メーノースの認可を許容し得ず辭職す。併しピールへの同情並に彼が自由貿易の原則を採用したので植民卿となつたが、再び彼をしてニューワーク代表たるを得しめたニューカッスル卿と政治的立場を等しうしたので、議員を辭し、穀物條令の政爭の終るまで議會に復歸しなかつた。一八四七年矢張保守黨としてオックスフォード大學選擧區から選出された。穀物條令問題の前後から彼の思想的立場に變化あり、專制主義の犧牲に對する同情深く熱烈な感動から次第に保守黨の傳統的精神と遠ざかる。ピールの死後進出せしめられ議會に於ける討論の雄となる。一八五二年のディスレリ豫算案の討議に於ける演說は彼を英國議會の歷史的大雄辯家の一人としての貫錄を認めしめたものである。トーリーの短命內閣の後をうけて、アバアデイーンの聯立內閣成立し、パーマーストーン(內相)ジョン・ラッセル(外相)と共に彼は藏相となる。クリミア戰爭勃發するや聯立破れてパーマーストーン首相となつたが、首相がセバストポール委員會設置の要望に屈服するや、彼は辭意をもち、オルシニの反逆を(ナポレオン三世に對する危害計畫)殺人法案に該當せしめん

とする首相の見解に絕對反對し、パーマーストーンも辭職するに至る。ダアビー內閣を經、パーマーストーン再起と共に彼も藏相となる。統制改革にて上院と爭ひ勝ち、パーマーストーンの死後ラッセル首相となるや、彼は自由黨首領となる。選擧法改良法案にて破れ却つてデイスレリをして名を爲さしめたが、愛蘭土地制度改革等に就いて輿論を制し、自由黨政權を握り、一八六八年首相となる。爾來一八八〇年、一八八六年並に一八九二年首相となる。一八九三年愛蘭自治法案の下院通過(但し上院拒否)は彼の政治生活を飾る最後の成功であつた。翌年ローズベリー伯にゆずり辭職、一八九八年ハーワーデンに死す。彼は政治家、雄辯家として英國政治史上第一人者に數へられるばかりでなく、ホーマーの研究家として乃至政治、文學、神學の著述家として著名である。**主著** The State in its Relations with the Church, 1838. Studies on Homer & the Homeric Age, 1858. The Irish Question, 1886. Speeches & Public Addresses, 1886—1896, edit. by Hutton & Cobden. **參考書** Barnett Smith, Russell, Robbins, M'Carthy, Lord Morley, の諸著。Chambers's Biographical Dictionary. 等。(佐々弘雄)

グラハム (Graham, William 1887—) 音に勞働黨內に於けるのみならず、廣くイギリス全體に亘つて有數の財政通として議られ、又稀に見る明確なる頭腦と事務的手腕を有せる人として識られた人である。修學の後陸軍省に入り、その時代の節約によつて再び學窓に歸りエデインバラー大學を卒業した。一九一三年既にエデインバラー市の市會に勞働黨より選ばれて立候補して成功し、一九一八年即ち彼の大學卒業の翌年、同市より選び出されて議會に出で、爾來勞働黨陣營內に於いてその拔群の才能の故に自から人々の重んずる所となつた。一九一九年所得稅調査委員會に列し、一九二〇年大學委員會に加へられ、次いで一九二一年工業疾病調査局の議長に擧げられた。又ホイットレイ委員會の運動にも早くから加つて居た。而して一九二四年には勞働黨內閣の大藏省次官に任命せられた。內閣の總辭職と共に擧黨內閣の大藏省次官に任命せられて今日に及んで居る。一九〇六年以來勞働黨の一員となり、同時に獨立勞働黨、フエイビアン協會に於いても活潑に活動しつつある。**主著** Wages of Labour, 1921. (後藤信夫)

グラフ (Graph) グラフとは事物の數量の統計的關係を表示する圖表をいふ。從つてそれは自然科學的對象にも社會科學的對象にも廣く用ひられ、單に統計的數字を擧げて事象の意味を表示するに代へ、及至は數字による意味表示を幇助するために、圖式的表現をもつて、謂ゆる一目瞭然の直覺的な效果を利用し、以てその理解、記憶を助長せんとする目的をもつものである。かかる圖表の應用は近來の發達に屬し、我國においてもその研究の盛行は比較的最近時に屬する。グラフには如何なる種類が存するか。必ずしも定說といふわけではないが、また絕對的の分類でもないが、いま便宜上これを次の三種に分つ。(一)系統圖表、統計圖表、計算圖表、これである。この圖表は、例へば動物植物等の進化を示す系統的分派や、國家、團體等の制度・組織・行動の系統を簡明に表示するもので、これによつて或る種の個體なり職能なりが全體の制度・體系の中において占める地位・關係を理解することができる。(二)統計圖表。圖表中最も普通であり且つ應用範圍の最も廣きものである。それは統計的觀察によつて得られた數字を線・面積・色彩・角度・等によつて表現し、もつて統計的數字の理解に伴ふ種々の困難を克服せんとするものである。從つてその目的は主として個々の統計的數量から一の法則乃至傾向を歸納せんとするにある。この統計圖表中、(イ)その圖表の要素が可變數(Variables)と常恒數(Constant)から成るものと、(ロ)二つの可變數からなるものとがあり得る。(イ)の場合は、例へば毎年の貿易額、各國の死亡率や出生率等の圖表がそれであり、要するに一個の統一體に屬する事象の一側面における變化のみを觀察せんとするものである。この種の圖表は、圖表の形狀に從つて、點圖表、棒圖表、面積圖表、體積圖表、統計地圖等にわかち得る。(ロ)統計の要素が二つの可變數から成るものは、例へば、溫度と膨脹率、年齡と身長等の關係を知らんとする統計であり、謂はば函數的なる關係にあるものである。それは、或る現象を二つの側面から統計的觀察を行ひ、その二つの側面の現象が如何なる關係をもつかを提へることを目的とする。この種のものには、圖表の形式により、(a)度數分布圖表、(b)相關的圖表、(c)對數圖表等がある。倘ほこの中に經過圖表(即ち歷史圖表ともいひ連續的な年月の推移による數量の變化を見るもの、例へば毎日毎月の相場の變動表の如き)をも含ましめんとする考へもあるが、年・月・日・等はそれ自身が可變數を意味することはできないものであり、むしろそれはそれ〴〵の可變數を支持せる異なれる主體と見得るが故に、嚴密には前揭(イ)の場合に算ふべきではあるまいか。次に(ハ)の場合であるが、これは(ロ)の二次的平面的關係に深さが加はつて三次的即ち立體的圖型となる場合である。しかもこの場合はこの立體的圖型をやはり平面の紙上に表現しようとするものであり、ステレオグラム(Stereogram)はその原型的なものである。最後に(三)計算圖表といふのは、上述の統計圖表とは反對に、事物關係の中に存する一般的な量的法則が既知であつて、それにより個々の場合を算出せんとするもの、モノグラフはその典型的なものである。**參考書** グラフに關する邦文參考書は比較的に少く、簡明に纏つたものとしては猪間驥一、「經濟圖表の見方畫き方使ひ方」を擧ぐべく、本項も亦大體同書の種類分けを參考した。專門的なものとしては小倉金之助、圖計算及び圖表。統計的研究法等。外國書には Haskell, How to Make and Use Graphic Charts, 1920. Brinton, Graphic Method for Presenting

Facts, 1914. その他 K. G. Karsten, W. C. Marshall, W. H. Smith 等の著書。(笠信太郎)

クラフト・ユニオニズム (Craft Unionism) クラフト・ユニオンは譯して技能別組合と言ふ。技能別組合はまた職業別組合とも言はれ、同一の職業に從事する勞働者がその職業的利益を擁護するために組織するところの勞働組合である。勞働組合は工場勞働者卽ち近代的プロレタリアートがその雇傭條件を維持改善するために組織したところの團體である。然しこの雇傭條件を維持改善する手段は二つあつた。一つは工場主資本家に迫つて勞働者の利益を增進せしむるものであり、一つは不熟練勞働者の雇傭を阻止して、熟練勞働者がその特權を維持せんとするものである。勞働組合は元來この二個の目的を遂行すべき團體として生れたのである。從つてそれは資本家に對抗する一面と不熟練勞働者に對抗する一面とを具へてゐた。技能別若しくは職業別組合とはかくの如き要求に對應すべく生れたものに外ならぬ。勞働組合の初期のものは概ね技能別組合である。技能別組合にもその地方的、都市的、全國的の聯合があり、また數個の技能の複合聯合がある。蓋し經濟的に市場が擴大し勞働者間に於ける競爭が激甚になると共に益す勞働階級の自助的手段の必要が切實になつて來たからである。イギリスに例をとつて言へば、一七七〇—一八二五年の時代は專ら自然生長的な地方的技能別組合の時代であつた。この時代の勞働組合は相互扶助、團體契約、徒弟制度を嚴守し一定の年期をおさめざる所謂不正規人を排斥すること等であつた。然るに徒弟法の廢止、救貧法の廢止等中世の職工保護の法律が相次いで自由放任の主張の下に廢棄せられると共に技能別組合の都市的全國的聯合體を組織して自らの職業的利益を擁護せんとするに至つた。一八二五年—一八三二年頃の勞働組合運動がそれである。がこの技能別組合の運動に一の理論的根據を與へ、所謂技能別組合主義(クラフト・ユニオニズム)なるものを馴致するに至つたのは一八五一年機械工合同組合 (Amalgamated Society of Engineers) が設立せられてからである。一七七〇年頃から急速に發展し來つた勞働組合運動も、或は工場法の運動となり、或はオーウエンの大組合主義の運動となり、或はチャーチストの運動となり些か混沌たるを免れなかつたが、機械工合同組合の設立を一轉機として「穩和なる綱領の下に立てる熟練工のみの全國的組合」が勞働組合の好典型とせられるに至つた。蓋し世界唯一の工業國としてイギリスの産業は駸々として進み勞働者はその餘澤に依つて比較的富裕な生活を樂むことが出來たと云ふ經濟的の事情に負うものである。この技能別組合主義は目前の職業的利益の增進を唯一の目標とし、努めて爭議を避けて團體交渉に依つて自らの利益を進展して行かうと言ふのであつた。イギリスに於ける所謂組合精神が涵養せられた時代であつて、勞働階級獨自の政治行動すら否認せられたのである。これはおよそ一八五〇年から八〇年に至るまで續いた。然しイギリス商工業の繁榮時代が去ると共にその餘澤に依つて生れた技能別組合主義もまた衰へ所謂新組合主義(ニュー・ユニオニズム參照)時代に入つた。所謂技能別組合主義は、イギリスの一八五〇—八〇年代の特殊な經濟事情に負うものであるからこのまま海外の諸國には受け容れられなかつた。唯だアメリカのみは比較的純粹にこれを受け容れ、勞働騎士團 (The Knights of Labour) の運動を除いて現在までもこの精神を奉じてゐると言ふことが出來る。ドイツに於いてはヒルシュ・ヅンカー組合がこの精神に基いたものであるが、今は殆んど勢力を有しない。(河野密)

クラムプ (Cramp, Concemore Thomas 1876—) 若い頃から園丁の下廻りの仕事をして居、十八の時、停車場の荷擔夫となり、數年の後車掌の地位に上つた。一九一一年鐵道從業員組合の執行委員に加り、一九一八年より翌年にかけてその組合の會長となつて居た。一九一九年はかの有名なる鐵道ストライキのあつた年である。而して一九二〇年以來、此の組合の産業書記長の地位にある。又一九二五—二六年には鐵道勞働者國際聯盟の會長を務め、一九二五年には勞働黨の議長を務めた。又一九二四年に設けられた「産業貿易委員會」の委員に選ばれた。現在イギリスの勞働運動の中に於いて勞働階級生え拔きの大黒柱の一人として重きをなして居る人である。(後藤信夫)

グリーン (Green, William 1872—) 米國勞働組合運動の指導者。オハイオ州コシュオクトン (Coshocton) の生れ。十六歳の時、父に倣つて鑛夫生活に入る。米國鑛夫組合(United Mine Workers of America)に加入し、夙に指導的才能を認められ、支部分會 (Sub-District) 第六の分會長(一九〇〇—一九〇六年)、オハイオ支部(Ohio District)の支部長 (一九〇六—一九一〇年)を經て、一九一三年米國鑛夫組合の本部書記兼會計主任となり、翌年米國勞働總聯合(A. F. of L.) の中央執行委員に擧げられた。一九二四年十二月米國勞働聯合會長ゴムパースが死去するや、當時第三副會長であつたグリーンは、衆望を負ふて會長に推薦された。彼は穩和なる組合主義者、大體に於いてゴムパースの運動方針を踏襲して米國勞働總聯合を率ゐて居る。政治的には民主黨に屬し、一九一二年、一九二〇年及び一九二四年には民主黨指名大會にオハイオを代表して出席、一九一一年—一九一五年にはオハイオ州上院議員として勞働者傷害扶助法を起草した。(松本重治)

グリーン (Green, Thomas Hill 1834—1882) 英國の哲學・倫理・政治學者。一八三六年ヨークシャーに生れ、オックスフォード出身、一八七八年から同大學教授となる。新ヘーゲル學派、新カント派の代表者として英國のヒューム、ミル、スペンサー等の傳統的經驗主義の思想系統に對立する。卽ち形而上學的な批評的觀念論の立場に立つて、自然主義的な(進化論的な)經驗主義に反對する。絶體無限の主觀、永遠至純の自己意識に根據を置き、此の觀念的な普遍意識が認識對象たる事象の關係を包攝するとなす。故に對象の認識とは普遍意識への接近を謂ふので、自我實現 (Self-realisation) 卽ちこれである。故に彼の國家論も意思が國家の基礎にして、力は然らず "Will, not force, is the basis of the state." と云ふことになる。理想的善 (Ideal goodness)が政治的價値となり、自由または權利等の概念がこれに關連して說明せられ、力がこれに對置される。ボサンケ (Bernard Bosanquet) も同樣の政治學的立場に立つ。**主著** Introduction to Hume's Treatise, 1875. Prolegomena to Ethics, 1883. Lectures on the Principles of political Obligation, 1924, 2nd. Edit. (佐々弘雄)

クリスピエン 「ドイツ獨立勞働黨」及び「ドイツの政黨」を見よ。

グルユン (Grün, Karl 1813—1887) 第十九世紀獨逸社會主義者。共產黨宣言「社會主義及び共產主義文書」に於ける獨逸的又は「眞正」社會主義の主唱者にして且つクラシックなるもの、その師モーゼス・ヘッスと併稱せらる。一八一三年十一月三十日リユウデンシヤイドに生れ、エッラル中學に入り、ボン及びベルリンにて最初は神學を、後には哲學と歷史とを修む。一八三九年始以來語學教師として英吉利 Kolmar に滯留、數年にして歸獨。一八四二年バーデンに於いて自由主義新聞「マンハイム夕刊」を創刊。民主的革命思想のためにバーデンより追放。「革命家」「國家に危險なる個人」たらんことを期し、爰に迫害によつて始めて急進的な立場に進出せしめらるるに至り、コエルンに赴き週刊新聞「ライン・ウエストフアリヤ報知」を編輯。此の地にて已に社會主義的觀念に充ちた靑年ヘーゲル學徒であつたモーゼス・ヘッスと知る。一八四四年以來、人道主義的=社會主義的色彩の著者として活動した。白耳義を經て巴里に亡命、プルドンに獨逸哲學を敎へ、コンシデラン及びカベーと交遊、當時なほカベー、プルドン、ワイトリングの思想の優勢であつた「共產主義同盟」の前身「義人同盟」巴里支部に於いてエーフエルベック、モーゼス・ヘッスらと共に運動の樞機に參與し、四五年主著「佛蘭西及び白耳義に於ける社會運動」(Die soziale Bewegung in Frankreich und Belgien.) 翌年「人間的立場に於けるゲーテ」(Über Goethe von menschlichen Standpunkt) を著す。一方この同じ時期に「獨逸市民讀本」(Heinlich Püttmann, hrsg von, Deutsche Bürgerbuch, 1845.) 及び「ライン年誌」(Rheinischen Jahrbücher) に數多の社會主義的論文を寄稿し、ライン地方に大なる影響を與へた。一八四八年革命に際し歸國、プロシア國民議會に選出せられ左翼に屬してゐたが、後にはブルジョア民主主義者となる。議會解散後フアルツに於ける暴動に「知的に」參加したる爲め起訴、八ケ月間投獄せらる。再度亡命、ウイルヘルム四世歿後歸國、フランクフルト・アム・マイン商業學校に敎鞭をとる。一八七〇年ウイーンに移住、八七年二月十八日同地にて死す。彼はフオイエルバッハより出發し「基督教の本質」の最後の結論は斯うである。卽ち愛が信仰に代らねばならぬ、基督教の本質は情である、愛である、而して此らは今後に於て實證されねばならぬ」と云ふ。彼の社會主義は斯く愛卽ち人類愛と正義のうちに溶けこんで混亂してゐるが、マルクスは哲學者としてのグルユンに關してかの有名なる書翰「プルドン觀」に於いて「この獨逸哲學の教授は、自己の數へたことを全然理解してゐなかつたと云ふ點に於いて自分よりも更にすぐれた長所をもつてゐた。」(一八六五年)と批評してゐる。哲學的勞作としては編著「ルードギヒ・フオイエルバッハ、彼の往復書翰及び遺稿—並に彼の哲學的性格の發展」(Ludwig Feuerbach in seinem Briefwechsel und Nachlass, sowie in seiner philosophischen Charakterentwicklung, Leipzig, 1874) がある。一方其の社會=經濟學的理論に就ては「實際の生產及び消費事情について何事をも知らないがゆゑに、彼は生產から出發せず消費から出發することを固守してゐる。生產から出發するとなれば實際の生產諸條件並に人間の生產行爲を顧みなければならぬ。反之、消費から出發するとなれば今日は「人間的に消費されて居らぬ」との說明、而して「人間的消費」の要語卽ち人間を眞正の消費に敎育すべしとか又は其れに類似の套語を以て自ら慰めることができる。」と「反グルユン論」(一八四七年ウエストフアリア「蒸汽船」所載。後「ノイエ・ツアイト」第十八年度第一巻一八九九年に其の全文掲載せらる) に於いてマルクスによつて痛擊せられてゐる。「眞正社會主義者」の最後の隱れ場「人間の本質」に逃避し、一切のブルジョア制度を通覽して必ず其の內に共產主義の一片を見出し、ナポレオン法典を共產法典と技洗し娼窟にも兵營にも監獄にも共產主義的植民地を見出さうとするものである、と批評せらる。「悅ばしからぬ意味に於ける獨逸の文學者、器用な形式の能才、空虛で皮相的で野心滿々」といふのが彼の性格に加へられたるフランツ・メーリングの適評である。**參考書** Karl Marx, Über Karl Grün als Geschichtsschreiber des Sozialismus. (Neue Zeit, XVIII. Jhrg. 1d. I. Nr. 1. ff. 1898.) (服部英太郎)

グリユンベルグ (Grünberg, Karl 1861—) 始めウイーン大學に法律並に國家學を修め後暫く辯護士をして居たが、一八九四年經濟學講師としてウイーン大學に歸り、次いで一九〇〇年同大學の員外教授に迎へられ、一九〇九年正教授に任ぜられた。一九二四年フランクフルト・アム・マイン大學に轉じ、經濟學及び國家學教授となり、兼ねて同大學附屬の社會研究所の所長の地位を占め今日に及んで居る。同研究所が社會主義勞働運動に關する資料、圖書を豐富に有する事は人の知るところであるが、グリユンベルグ教授は多年その方面に關する—勿論法律その他の方面の著述も多いが—著述と、教授の手によつて編纂せられ刊行せられたる社會主義文獻並に研究によつて此の領域の開拓に少からぬ貢獻をなした人である。**主著並に編纂書** Sozialismus, Kommunismus, Anarchismus 1897.

Die Londoner Kommunistische Zeitschrift und andere Urkunde aus den Jahren 1847 1848, 1921. Zeitschrift für Sozial-und Wirtschaftsgeschichte. Studien zur Sozial-,Wirtschaft-und Verwaltungsgeschichte, Archiv für der Geschichte des Sozialismus und der Arbeiterbewegung. Hauptwerk des Sozialismus und der Sozialpolitik (後藤信夫)

クルプスカヤ (Krupskaja, Nade Konstantinouna 1869— ）ニコライ・レニン (N. Lenin) の未亡人。一八六九年にウォルガ地方に生れ、學生時代にレニンと結婚し、初期からの共產黨員の一人として活動し、彼の亡命中も常にその艱難を共にした。一九一七年の革命後は「無產者政治敎育本部」にあつて全ロシアの無產者に對し敎育と宣傳との絕え間なき努力を續け、現にサヴエート・ロシア敎育部政府委員を任めてゐる。その主要事業は、(一) 學校に政治的影響を與ふること (二)農民の政治敎育、(三) 赤衞軍の中に政治的宣傳をすること等である。一九二一年サヴエート・ロシアが戰時共產主義より一步退却して新經濟政策を採用した際に、この政策を以て社會主義の放棄であり、資本主義への逆行であるとし、トロツキー (Trotsky) ジノヴイエフ(Zinoviev)カメネフ (Kamenev) 等とともに戰時共產主義へ還れ！と叫んで謂ゆる新反對派の一人に數へられた。しかし彼女は後にこの反對派から分離して再び多數派 (幹部派) に加はつた。**主著** Volksbildung und Demokratie, Moskau 1921. Lenin and Question of National Education 1924. (住谷悅治)

グレイ (Gray, John 1799—1850?) 年若くしてロンドンに赴き商業生活に入つた。彼が深く心を社會制度、特に商取引の組織に潛め、そこに多くの謎を持ち、遂に社會組織その物に何等か根本的欠陷の存するに非ざるやと憶ひ至つた事については、彼の此の實業生活より受けた印象が少からざる影響を與へて居るのである。彼の所說は甚だオーウエンの社會主義と相似たる點を有する。しかし彼はオーウエンとは異れる出發點より發して居る。グレイがその「人間の幸福に關する講義」に展開した所論の根柢として利用した材料はカフーンの統計的著述(Patrick Colquhoun, A Treatise on the Wealth, Power, and Resources of the British Empire, 1814.) であつたのであるから。併し乍ら彼はその主義自體に於てオーウエンの協同主義に淺からぬ共鳴を感じ、ただオーウエンが唱道した所の實際政策に關しては自ら意見の分るるものがあつた。彼は又實際にオーウエン主義者の協同社會を援助せんと試みた事もあるのである(一八二五年)が、此の試みは彼の忠告の拒否せらるるに及んで再び繰返されなかつた。彼は「人間の幸福に就ての講義」の他數種の交換乃至貨幣制度に關する著述を公けにして居る。之等は彼の最初の著述の如く革命的でもなければ社會主義的でもないけれ共、齊しく彼の「需要が生產を支配する社會」を轉じて「生產が需要を規制する社會」たらしめんとする彼の年來の思想の根本基調を通貨問題に適用したものに他ならない。彼の思想特に最初の著述は、當時イギリスは謂ふ迄もなくアメリカに於いても廣く讀まれ、新舊兩世界の社會主義運動の上にも少からぬ影響を與へたと云はれて居る。**主著** フオツクスウエル、社會主義に於けるイギリス學派 (森戶辰男譯、メンガー・勞働全收權史論所載)。A Lecture on Human Happiness, 1825. The Social System; a Treatise on the Principle of Exchange, 1831. An Efficient Remedy for the Distress of Nations, 1842. Lectures on Nature and Use of Money, 1848. **參考書** 堀經夫、リカアド派社會主義。M. Beer, History of British Socialism. (後藤信夫)

グレイジアー (Glasier, John Bruce 1859—1920) イギリスに於ける最も古い社會主義者の一人であり、獨立勞働黨をして今日あらしめるに偉大なる貢獻をなせる一人として記憶せらるる人である。グラスゴウに生れ、父は農業に從事して居たため、彼も修學時代を終へて父の農場に牧畜に從つた。後數年の間建築に從ひ、又鐵工場に於いて設計に携つて居たが、一八八〇—八四年「ハイランド及びアイルランド土地聯盟」(Highland and Irish Land League) の宣傳に從つた。社會主義運動勃興以前の時代に於いて、社會主義的傳統が土地改革運動の中に保持せられ續けて居た事は人の知る所であるが、彼も間もなく土地運動より轉じて廣くスコツトランドに於ける社會主義運動に參加し、一八八四年にグラスゴウに於ける最初の社會主義團體を造り上げた。之は正に一八八〇年代に於ける社會主義復興の時潮の先驅をなす一つの團體であつたのである。彼は後ウイリアム・モリスの主宰せる「コモンウイール」(Commonweal) への寄稿家となり (一八八六—九年)、一八九七年以來、獨立勞働黨の全國評議會の一員に擧げられた。又一八九九—一九〇〇年には獨立勞働黨の議長に選ばれた。又一九一二—一七年には獨立勞働黨の機關紙「レイバー・リーダー」(Labour Leader) 並に「ソシアリスト・リヴイユ」(Socialist Review) の主筆としてその編輯を主宰した。**主著** On Strikes. Religion of Socialism. Labour, its Politics and Ideals. Militarism. James Keir Hardie, a Memorial, 1915. The Ministry of Peace, 1917. William Morris and the Early Days of the Socialist Movement, 1921. (後藤信夫)

グレシヤムの法則 (Gresham's Law. Greshamsches Gesetz. Loi de Gresham) 〔**グレシヤム法則の發見**〕 十六世紀中葉、サー・トーマス・グレシヤム (Sir Thomas Gresham 1519—1579) —エリザベス女王朝のアントワープ駐在イギリス財務官、ロンドン株式取引所の創設者—の發見にかかると稱する經濟學上の一法則。而してこれをかく命名したるはイギリス經濟學者マクラウド (H. D. Macleod) の Elements of Political Economy, 1858. である。しかし一方においてこれと同樣の考へは、殆んど時を同じうしてスタツフオード (W. Stafford, Drei Sprüche über die in der Bevölkerung verbreiten Klage, Leipzig, 1895) により、同じく又イスパニア議會の演說中にも認められてをり、更にそれよりも早くニコール・オレーム (Nicole Orêsme, 1364) 及びコペルニクス (Nicholas Copernicus, 1526) によつて同樣の命題が唱導されてをり、更に遡りてはギリシアの詩人アリストフアーネスにかかる法則に關する一つの表明を見ることができる。〔**法則の內容**〕 謂ゆるグレシヤム法則とは「惡貨は良貨を驅逐するが、良貨は惡貨を驅逐し得ない」といふ命題に包括せられる。材料の同種なると異種なるとを問はず實質價値を異にする良惡の貨幣が並び行はれるときは、良貨は惡貨を驅逐せずして却つて惡　が良貨を驅逐するといふ貨幣の流通現象に關する貨幣論上の一原則をなすものであるが、蓋しこの原則は、その根本において特に貨幣に限つて起る特殊現象ではなく、あらゆる經濟財に共通の法則の貨幣流通の特殊性に反映せるものを逆說的に表明するところに、寧ろ事物自體以上に逆說的なる言葉の效果を獲得せるものである。普通の商品は一般に消費手段としてその供給は不斷に行はれ、從つて市場にあつてはそれは常に新陳代謝するところにその特性があるが、これに對し流通手段としての貨幣は消費されずして單に流通し、つねに流通場裡に留まれるが故に、その存在と數量とは固定的であり商品の如く常なる新陳代謝をなさざるところに寧ろそれ自身の特性をもつ。故に、いま同價値にして良質なる商品があると假定すれば、その商品はその需要に應じて多量に生產され從つて常に市場を充滿せしめるに反し、惡質の商品は需要されざるが故に生產されることも少く從つて市場において活潑なる運動を見せない。これを一見すれば商品世界においては良品が惡品を驅逐するといへる。併し惡品の側から見れば、惡品は依然として市場に殘留してゐるのであるからそれが良品を市場外に驅逐するのだとも云へよう。貨幣の場合もこれと異るところはない。ただ貨幣の場合には、それが流通手段たる結果として流通貨幣が市場に殘留してゐるのを原則とするが故に、貨幣が商品化して市場を流出する事情が正に一般の商品に關する原則と逆行するかの如き現象形態を呈するのである。それが證據には、たとへ劣惡の貨幣が別に存してもその謂ゆる良貨なるものが市場價値以上の比價をもつ場合でなければ根本的にグレシヤム法則は作用し得ないのである。現に今日の補助貨幣はこの謂ゆる惡貨であるがそれにも拘らず本位貨幣は安全である。之に反しこの補助貨幣の地金相場が騰貴して本位貨幣との法定比價を破るに至れば該法則がはたらき出すであろう。卽ち、一般にグレシヤム法則的現象は、本來の意味における貨幣がその一般的等價 (マルクスの概念による) たるそれ自身の資格を喪失して單なる等價物に逆轉する際に起るものであることを知る。換言すれば、グレシヤム法則は本來の貨幣に對して起る法則ではなく、根本においてそれは商品に關する法則である。從つて吾々は該法則の働く條件の一として「貨幣の供給が善惡兩種のものを合せて需要に超過してゐることを必要とする。卽ち貨幣の供給が需要に超過した場合においてこそ貨幣の一部分を流通外に驅逐する」(堀江歸一、貨幣銀行爲替上、一一〇頁) となす一般に行はれる通俗の見解には到底贊同することはできない。〔**グレシヤム法則的な事例**〕 事例は多い。著しきものとしてはイギリスにおけるウイリアム三世の時代、米國における一七九二年より一八三四年並に一八六二年グリーンバツク不換紙幣發行の時代等が代表的であるが、更に一八五八年以後の我國のそれは最も顯著なるものであろう。卽ち日本は英米と通商條約を結んで間もなくの時で、當時我國の流通貨幣には金貨小判と銀貨一分銀があり、而してその比價は世界金銀比價の三分の一に達しない狀態であつたから、我國の金貨は忽ちにして流通界に姿を沒するに至つた。尙ほグレシアム法則的現象の歷史的事例については服部文四郎氏論文 (經濟大辭典、八三六頁)參照。**參考書** 山崎覺次郎、貨幣銀行問題一斑。H. D. Macleod, A Dictionary of Political Economy, London, 1833. Vol. I. p. 461. W. Lotz, Greshamsches Gesetz. Elster. W. d V. I Band. 2 Aufl S. 1127. その他內外の貨幣論に關する諸著書。(笠信太郎)

クレスチンテルン 「農民インタナショナル」の項を見よ。

クレマン (Clément, Jean-Baptiste 1873—1903) フランスの社會主義詩人。一八三七年三月ブーローニュ・シユール・セーヌに生る。雜誌等の編輯に從事す。一八七一年のパリ・コムミユーンに參加して活動をなす。三月二十六日にはコムミユーンの委員に選ばれ、救濟委員會の委員となつた。コムミユーン壞滅に及び英國に亡命す。大赦によつてフランスに歸り諸種の社會主義雜誌「プロレタリアート」「社會主義」等に執筆す。一面彼は仲々の宣傳上手で勞働者の組織に重要な役割を勸めた。多くの社會主義詩歌を發表す。此の貧困の中に生れた社會主義詩人は一九〇三年パリに於いて同じく困窮の中に沒す。(小岩井淨)

クレマンソー (Clemenceau Georges 1841—1929) フランスの政治家。一八四一年九月二十八日ムイーユロン・アン・パーレに生る。父の業を繼ぐためにパリに出で醫學を修めたが、或は新聞記者となり、女學校敎師となり、英米を放浪し、とにかくその青年時代より平凡の生活に堪へぬ風があつた。後モンマルトル市に醫を開業し、一八七〇年同市市長となる。漸くその政治的手腕を發揮しパリ、ヴアール等より數次國會議員に選擧せらる。その信條とする處はフランス革命の精神にあり、急進黨の首領として最も保守反動派と鬪ふ。その演說は猛烈を極め、攻擊力旺盛、爲めに「內閣倒壞者」「虎」等の仇名がある。一九〇六年サリアン內閣に入つて內相となり、續いて同年首相として內閣を組織した。この時代からして彼の政治思想は急に反社會主義、反勞働階級的となり而もその勢は熱烈を極め

た。嘗ての急進黨首領は今やストライキを否認し各種の罷業に彈壓をもつて臨むに到つたのである。歐洲大戰中再び內閣の首班となり、對獨戰爭を徹底的に遂行した。ヴェルサイユ條約に當つても亦有名になつた。後ち政治界を引退す。彼は文筆をよくし、嘗て雜誌「正義」(La Justice)を率ゐ、戲曲、小說、論文等幾多の著述あり。(小岩井淨)

クローズド・ショップ (Closed Shop) 締付工場又は封鎖工場の意。單一の勞働組合によつてその從業員の全部が組織され統制されてゐるが如き工場をクローズド・ショップと云ふ。故にユニオン・ショップ(組合工場)と云ふ場合がある。組合側にとつて求められる戰術であることは、この方法によつてのみ完全なる形の團體契約が效力を發揮するがためである。個々の從業員がその雇主と契約をする場合には、勞働力の賣手の競爭がその價格たる勞賃の低下時間の延長等の勞働條件の低惡化を齎すことになるので組合は團體契約によつて多數の從業員が一人の如く雇主と對等に契約する立場を獲得するために戰ふ。而もこの團體契約が有效となるためには、全從業員の意思が一の統制の下に來ることが必要なので組合は工場を締付けることを目指して運動する。完全に全從業員が單一勞働組合に組織されれば、雇主は多くの場合その組合を以つて全從業員の意思を代理するものと見做さざるを得ないので、從業員の勞働條件、生活の福利は增進されるところが多くなる。併しこの場合單一勞働組合と云ふものが單にその工場のみのものであり、他の工場の勞働者を糾合せざるが如き所謂縱斷組合である場合には眞の意味のクローズド・ショップとは云へない。それ故に組合が橫斷的なものであることを條件とする。尙その勞働組合の目的が勞働條件の維持改善を企圖するものでなければならぬことも當然であつて、共濟や修養、娛樂のために全從業員が組織せられてゐても、これをクローズド・ショップとは云はない。〔反對論〕第一の反對論は、クローズド・ショップは特定の組合の組合員たる從業員のみがその工場の雇傭を獨占しようとするものであり、その工場に雇傭される以上その組合の原則精神方法に承服しなければならないのであるから、雇傭の自由に對する侵害であると云ふのである。第二の反對論は、クローズド・ショップは雇傭の獨占を獲得せる勞働組合が團體契約を通じて雇傭條件の改善を圖るのみならず進んでは產業の經營にも參加し發言權と決定權を求めんとするものであるから企業に對する脅威である。第三は左翼又はサンジカリズム的反對論であつて、クローズド・ショップを勞働組合が目指すことには反對はないが、全從業員締付が全目的であるかの觀を勞働者に與へ、クローズド・ショップ主義者は締付けない間は鬪爭が不可能であると云ふが如き主張をなす。又團體交涉と關聯してクローズド・ショップは稍やもすればそれによつて雇主との紳士的協議を主として罷業その他の鬪爭を避ける傾きがある。假令從業員の組織が何パーセントであつても罷業その他の鬪爭は適時になされなければならない。戰術によつては組織率が低惡でも常に勝利を得ることが可能であると云ふのである。〔反對論の批判〕第一のものは全く市民的の反對論であつて、自由主義的立場をとるものに非ざればこれを是認することは出來ない。個人的感情や纖細なる憎惡がその組合又はその指導者に對して不服を齎し、その組合に參加することを拒むことはあろうが、經濟的又は階級的に考へて、斯くすることが最も全從業員のみならず自己の福利をも增進することが出來ることを知れば、凡ての勞働者はこの組合に加入し自己の權利の伸張を代理して貰ふことを喜ぶであろう。雇傭の獨占は勞働階級の側から見れば、プチ・ブルジョア的の見解を介入せしめない限り殆ど問題とならないであろう。第二の反對論は企業者側の反對であつて、企業者のクローズド・ショップに對する反對は常に前者と關聯してこの點から述べられる。勞働者の經營參加の運動は組合發展と共に必然的に起るものであつて、この點では根本的に考へれば兩者の階級的立場が相背馳するものであるから如何ともなし難い。唯だ最近に於いては、勞働者の代表者を工場委員會その他の勞資の協議會に參加せしめて經營のある部分に關して從業員の要求を聞くことが勞資間の無意味なる反目や鬪爭を回避する所以であるとの意見が有力となりその勞働者側の代表者として選擧により又はよらずして組合の代表者を協議會に參加せしむることを行つてゐる工場がある。第三の反對論は勞働者側の反對論であつて、特にサンジカリストの間に有力な主張である。併しながら組織運動は原則として常に全從業員の結成卽ちクローズド・ショップを目指すべきで、唯だ特殊の事情がそれを許さない場合にのみ低い組織率でも戰はなければならないのである。唯だクローズド・ショップと關聯して團體契約を雇主から確保する場合には、一切の勞資間の交涉は然るべき機關を通じて好意的にのみ協議せられることが條件となるであろうから、組合が多少協調的になることは當然であつて、左翼の人々がこの點を責めるとすれば正しい。勞資の爭議は好況のときには低惡な組織率でも勞働者側の勝利となることはあり得るが、不況の場合にはそれが獲得出來ないのみでなくクローズド・ショップ自身ですら失はれ易いから、低惡な組織を以てしては如何に戰鬪的に戰つても勝利は先づ不可能であると見なければならぬ理由がある。〔我國に於けるクローズド・ショップ〕我國に於いてはクローズド・ショップは現今のところ多數は存在してゐない。小規模のものなれば日本勞働總同盟、日本勞働組合總聯合に屬するもの數個を擧げることが出來る。これに類似のもの卽ち縱斷組合による全從業員の組合は存在してゐるが、この目的が鬪爭的のものでないからこれは問題外である。我國に於ける最初のクローズド・ショップは明治四十年設立せられた歐文植字工の組合なる「歐友會」が東京市內の歐文植字工を殆ど全部組織し、四十三年七月十五日には秀英舍、築地活版所、國文社、東京印刷會社、三秀社、一色活

版所等の有志工場と團體契約を結び「歐文工を使傭する有志工場は必ず歐友會員を以てこれに充つること」なる項目を揭げたものである。この契約は幾許もなく廢棄せられたとのことであるがこれが最初のものであると考へられる。大正八、九年頃の好景氣時代には工場を締付けた勞働組合は二、三に止まらなかつたが、不況襲來と共にその組合員を失ひ、今日は大規模の工場にあつて締付けられてゐるものは殆ど存在してゐない。尙これに對立する雇主側の方策はオープン・ショップであるが、溫情主義的立場をとる雇主は多くクローズド・ショップに反對してオープン・ショップ主義をとるものの如くである。**參考書** 內藤義弘、我が國に於ける團體交涉について(社會政策時報、昭和四年一、二月號)。Lloyde, Trade Unionism. 荒畑寒村譯、勞働組合論。Calton, Labor Problem. Herkner, Die Arbeiterfrage. Groat, Organized Labor in America. (松澤兼人)

グローチウス (Grotius, Hugo 1583—1645) オランダの法學者。Delft に生る。幼にして既に極めて俊英。十一歲の時ライデン大學に入り、十六歲にして法學博士、二十四歲にして檢事總長となる。然るにこの頃國內に宗教上の爭激しく、グローチウス亦反對派のために獄に投ぜられたが、貞節なる妻マリアの奇策によつて脫獄しパリに逃れた。不朽の名著「平戰法規論」(De Jure Belli ac Pacis, 1625) は卽ち此の地に於いて成つたのである。後スウエーデン王室の寵を得て同國のフランス駐剳公使となり、一六四五年職を辭す。この年ストックホルムから故國への歸途病死した。「平戰法規論」は、當時の國際戰爭殊に三十年戰役に於ける慘虐な行動を慨して、自然法の觀念に照し平時戰時共に國家の守るべき法あることを論證したものであるが、時恰も航海の發達によつて列國間の交涉繁くなつたにも拘はらず、これを統制すべきローマ帝國亡び、法王は宗教改革のためにその權威衰へてゐたために、この書は大いに時運に合し、直ちに世に流布して國際法の基礎となつた。國際法を論じた學者はこの以前にもあつたにも拘はらず、彼が「國際法の祖」と呼ばれる所以である。自然法も亦彼に於いて初めて中世の神學的色彩を脫し、人性にもとづいて、「神の不存在を假定するとも尙存在する」普遍法として學理的に體系づけられたために、彼は又「自然法の父」とも稱せられる。國家に就ては、彼は契約によつて生じた自由人の團結なりとし、國際的に國家の責任の繼續を認める必要から國家の同一性をその組織にかからしめる古來の說に反對した。主權の特殊的主體として個人又は個人の群れをも認めるけれども、普遍的主體は國家であつた。而して國家と人民との區別明かならざる彼に於ては、それは結局人民主權說に歸したけれども、革命は彼の否認する所であつた。「平戰法規論」の外には、イギリス及びスペインの海上獨占論に反對した「海洋自由論」(Mare liberum, 1608) も著名であるが、彼は神學、古典、哲學、史學にも通じてゐて、多くの著書があり、就中 De veritate religionis christianae は最もよく知られてゐる。**參考書** 國際法外交雜誌二四ノ五、グローチウス記念號(大正十四年五月)。牧野英一、法律に於ける具體的妥當性、四二二—五〇八頁(大正十四年)。今中次麿、政治思想史上卷四七五—四八九頁(昭和二年)。Héli, Étude sur le Droit de la Guerre de G. 1875. Neumann, Hugo G., 1834. Carmichael, Grotius and the Literary History of the Law of Nations, 1881. Pradier-Fordéré, Essai biographique et historique sur Grotius et son Temps, 1865. (河村又介)

クローチエ (Croce, Benedetto 1866—) 伊太利現代の哲學者。一八六六年ナポリに生る。夙にカトリック神學を注入せられ、却つて無神論者となる。若くして哲學者としての頭角をあらはし、ローマ大學教授アントニオ・ラブリオラに就てカール・マルクスを研究し、これに對する批判は「マルクスの唯物史觀と經濟學」なる名稱の下に發表せられ、わが國に於いても譯出せられ巷間に讀まれてゐる。これ彼獨特の哲學的見地よりマルクス主義を批判したものである。後彼本來の「精神科學」の領域に還り、專らその研究に耽つたが、次いで文部大臣となり、更に元老院議員ともなつた。歐洲大戰勃發に際しては非戰論を唱へて世の指彈を蒙つた。彼はヘーゲルの最も優れたる理解者として知られ、その思想體系は四部門より成つてゐる。「美學」、「論理學」、「實踐哲學」、「歷史學の理論及び歷史」がそれである。彼はマルクス主義批評家としてもわが國に知られてゐるが、その本質は「美學」に在る。觀察銳利、行文亦流麗の評がある。(阪本勝)

黑百人組 時と所を異にし乍ら餘りにも似通つた事柄が起ると云ふ事は歷史を繙く者をして屢ば驚嘆せしめる。「黑百人組」と云ふ名を以て呼ばるるものはロシアに於いて一九〇五年の革命時代に革命鎭壓の反動團體として活動したものの總稱である。尤も此の反動團體の組織、その組織の範圍に至つては決して明かにせられてはゐないのである。第一にそれがその根柢を農民をして、地主と政府との農民に對する絕對的の專制を容認せしめんとする「ロシア人同盟」一派の策動に負ふ所大であつたと云ふ事は爭ふ餘地がない。反動團體の例にもれず、此の團體も外來思潮とかユダヤ人等の害毒を專ら誇張し、それを一掃すると云ふ樣な名をかざして無智な民衆を反動政府の味方たらしめんとする僞國粹主義的のものであつた。而してその目的とする所は云ふ迄もなく進步主義の運動宣傳に對抗する一點にあつたのである。又此の反動團體が多くの同種の物の如く、やはり當時の官憲と密接なる間柄にあつたと云ふ事は、一九〇六年に內務省から發見せられた證據によつて明白になつた。而して此の團體員として活動した人間は多く犯罪人又は極端に無智なる浮浪人の連中であつて、その連中は警察の保護の下に强奪殺戮を恣にしたのである。(後藤信夫)

クロポトキン (Kropotkine, Peter Alexeyevitch 1843—1921) クロポトキンは一八四二年モスコフに生る。家

は公爵の位を有する貴族であつて、貴族の子弟に對して一般の習慣であつた如く、彼も父皇帝の近侍として、士官として教育された。一八六二年に中尉としてコサックの聯隊に入り、シベリアに赴いた。當時既にロシアの軍隊には種々なる改革的氣運が動き、一方ではこれを彈壓するために殘酷なる方法がとられてゐた。特にポーランド人に對するロシア軍隊の暴壓はクロポトキンの心に反軍人的傾向を生ぜしめ、加之彼の自然科學に關する熱愛は五ケ年にして軍人生活を放棄してセント・ピータースブルグに歸らせた。ここで彼は、自然科學を研究すると共に地理學會の幹事として活動した。一八七二年、チユウリッヒに赴き、インタナショナルの支部に關係し、國際運動の中心地であつたゼネヴアに向つた。ゼネヴアに於いて社會運動家の多くの人に會つた後、彼はジユラ山地にいつて、ジユラ同盟の人々と會見し、バクーニンの無政府主義的見解に共鳴し、それ以來彼は無政府主義者としての理論を把持し、ロシアに歸つてからも革命的團體チヤイコウスキ團と關係し初めた。彼はボロヂン(Borodin)の名の下に勞働者やその他の人々の間に演說して廻つたが、一八七四年遂に捕はれて投獄せられた。有力なる科學者の要求によつて獄中にて氷河時代に關する著述をなし續けた。健康が充分でなくなつたので彼れは陸軍衞戍病院に移され、一八七六年にここを脫走して、スウエーデンからイギリスに亡命した。ここでは科學書の新刊紹介や通信を書き生計に資した。後スウイスに赴き再びジユラ同盟に加はり、一八七九年にゼネヴアで「反逆者」(Le Révolté)を發刊した(後一八八三年パリに移る)。ここで彼はルクリユス、ルフランセ、ギヨーム、マラテスタ其他と知己になつた。一八八一年ここを追はれて後、一八八三年フランスに於いて捕へられ五年の禁錮に處せられたが、フランス共和國大統領によつて赦され、イギリスに赴いて定住することになつた。彼はここで一八八六年に「自由」(Freedom)を發行し、社會主義者や無政府主義者達と交際した。ロシア革命の後歸國しモスコウの田舍なるトシトリに住つてゐたが、共產黨の獨裁政治に對してこれを批判したために壓迫もされたが大體に於ては平和なる生活を送り一九二一年二月八日に死去した。彼の意見はあらゆる彼の著書を通じてこれを知ることが出來るが一革命家の思出一中に要約せられてゐるところによると「新社會は平等人の社會であり、總ての人の最大限の幸福を達成するためにあらゆる努力を協力せしめるやうに組立てられた組織の中で自分の知識や能力を生產に應用することが出來るものであり、個人的發意のために廣い自由な餘地が殘されてゐなければならぬ。社會の基礎は聯合であり、これは生產のための聯合、住宅、瓦斯、食糧、衞生の供給する消費のための自由町村の聯合であり、これらが相互に今日の各種のクラブ團體がなしてゐるやうに協力も自由合意によつて助け合ふものである。中央集權的傾向を排除し自由が尊重せられるであろう。この社會は絕えずその樣相を變へ、進化してゆくであろう。統治團の必要は感ぜられないであろう。現在の各種の制度はこれを改めるのは困難であるが、勞働階級の心持の中には國際勞働者同盟の規約中の「勞働者の解放は勞働者自ら成就しなければならぬ」との言葉が奧深くに根を張つてゐる。……私達は唯だ勞働者に勸告して現存社會の諸弊害の原因を探究しその討論會や大會で吾々が今生活してゐる社會よりももつといい社會組織の實際的狀況を考察するやう促しただけだ。……私達の憧れてゐる新社會の構造と云ふのは斯くして理論に於いても實際に於いても下から作り出されたのだ……自由社會主義は人間に關する諸科學に用ひられて來た形而上的若くは辯證的の方法とは全く異つた方法で進まなければならない自然哲學及び社會哲學の一部である。卽ちそれは諸自然科學と同じ方法で取扱はれなければならぬ」主著 Researches on the Glacial Period, 1876. Paroles d'un Révolté, 1885. In Russian and French Prisons, 1887. Memoirs of a Revolutionalist. L'Anarchie, 1896. Fields, Factories and Workshops, 1898. Mutual Aid, 1902. The Orography of Asia, 1904. The Desiccation of Asia, 1904. Ideals and Realities in Russian Literature, 1905. The Conquest of Bread, 1906. The Great Revolution, 1908. Terror in Russia, 1909. **參考書** 大杉榮全集(特に第十一卷)。(松澤兼人)

クロムウエル (Cromwell, Oliver 1599—1658) イギリスの清敎徒にして政治家。一五九九年イースト・アングリアのハンテイングトン(Huntington)に生れ、自己の所有地で農耕に從事し、中小農階級の間に伍してその自由權の主張の爲めに奮鬪し、逸早く鄕土の政治界に於いてその力倆は認められ、鄕人より敬愛せられた。一六二八年ハンテイングトンから選ばれて議會に入り、清敎徒及び中產階級以下の人々の爲めに奮鬪した。然し彼は決して通常の意義に於ける議會政治家ではなかつた。彼の常識が問題の解決を齎さなかつた時、彼には瞬乎として一事を決行する强い意思と神意の憑現と自ら考へた熱情とがあつた。この彼の人格と當時の革命的な環境とが、彼をして單なる議會政治家に止めしめなかつたのである。彼の活動は先づ軍人として顯はれた。クロムウエルが再び長議會(The long Parliament)に選ばれた當時、卽ち一八四〇年頃に於いては議會は旣に國王と對立して政治的權力の所在を爭ひ得るまでに發達してゐた。議會內の委員會制度は漸く發達して政府卽ち樞密院の提出する議案を審議するに止まらず、自ら議案を提出し、自らの政策を主張し得るやうになつてゐた。加ふるにピムやハンプデンの如き有爲なる民權政治家がゐた爲めに、その勢力は侮るべからざるものがあつた。この議會側の陣營を通常 Roundheads と呼び、王室側を支持したものを Cavaliers と呼んだ。兩者は共にその背後に兵力を有してゐたから、兩者の對立は敎早實力に依るの外は無かつた。遂に一八四二年王兵が議會を襲つて五人の

民權政治家を逮捕せんとした事件をきつかけとして內亂は勃發した。當時イギリスに於いては商業的發展は見るべきものがあつた。地主の中にも同人にして產を成せる者のそれになれるものが多かつた。故に王室對議會の鬪爭の背後にはこの新舊二個の分子の對立があつた。けれども、大體に於いて未だ階級鬪爭と云ふ形態を具ふるまでには至らなかつた。殊に地方農民は、地主も農業者も農業勞働者も、その指導分子が屬した側に投ずると云ふ具合で、地方的に分裂してゐた。が、淸敎徒及び新興階級たる商工業者は議會側であり、國敎徒及び縉馬敎徒並に舊來の地主は王黨であつたと見て差支あるまい。而してクロムウエルがこの議會側に於いて有力な地位を占めたことは云ふまでもない。殊にチヤールス王が北方より倫敦に向つて進行し來る途中に當るイースト・アングリアの淸敎徒の多い地方を根據地としてゐた關係上、彼は頗る有利の地位にあつた。一六四二年のエッヂヒルの戰に臨んで以來、議會軍の缺陷を看破し、地方民兵を基礎とする新種型の軍隊を組織した。そして彼の軍隊は Ironsides と綽名された。そしてそれが遂に議會側の軍隊組織の殆んど大半を改造する模範となつた。王黨軍はこの新銳軍の爲めに各處に於いて破られ、大勢は遂に決した。一八四六年チヤールス一世は捕虜となつて幽された。軍人としてのクロムウエルは議會に勝利を齎らした。然るに議會はその後の時局を收拾するのに幾多の過誤を犯し無能を暴露した。殊に軍隊の取扱に於いて最も大なる失敗を爲したのである。充分なる恩賞も餘榮も與ふることなく、宗敎上の理由等によつてその解散を企圖した。今度は軍隊と議會とが衝突するに至つた。クロムウエルは最初極力その軍隊を慰撫するに努めた。然るに、議會と軍隊の確執に乘じて 捕はれの身であるチヤールス一世の再擧するに及び再び世は內亂となつた。彼は再び敗戰して遂に一六四九年斷頭臺の露と消えた。この際旣に無能を示した議會が勝ち誇れる軍隊を統御し、英國民の支配に當り得ないのは公言ふまでもない。今や王黨と議會と軍隊の三者の爭ひを解決するものは一人の人格者以外には無かつた。それはクロムウエルその人に外ならない。彼が共和制を布き護國官(Protector)に選ばれたのは、半ば彼の意思に依らざる四圍の情勢であつた。政體に關する彼の意見は、その後立憲的君主制に傾いたと言はれてゐるのも首肯できる所である。彼にして若し長命したならば必らずやこの點に關し幾多の變化が行はれたことであろう。護國官としての彼れの政治上及び行政上の業績に至つては顯著なものがあつた。或はアイルランドに、或はスコットランドに王黨の殘類を掃蕩して、そこに移民計畫を實行してイギリスの統一の基礎を作り、對外政策としては航海條例その他の手段によつて和蘭と制海權を爭ひ、マーカンテイリズムの爲めにあらゆる手段を盡した。內は統一イギリスの爲めに盡瘁したことが、結局彼の理想でもあり、イギリスの爲すべきものを殘し、また或る點に於いては宗敎的理由による偏倚した諸政策を行ひ、寧ろ彼の治政に怨嗟の聲を發せしむるに至つた。若しこれが當時の社會的條件によつて規定されたる彼れの歷史上に於ける意義であるとするならば、彼の如き偉人の業績も遂に新興商業國民たるイギリス國民の爲めに、その將來の活動の地步を築けるに過ぎなかつたと見るべきであろう。**參考書** Firth, Oliver Cromwell, 1900. Carlyle, Cromwell's Letters and Speeches, new Edition, 1901. Morley, Cromwell, 1900. Gooch, Democratic Ideas in the Seventeenth Century, new Edition, 1923. Gardiner, History of the Great Civil War, 4 vols. 1898. (鹽山政道)

クロンプトン (Crompton, Samuel 1753—1827) 幼にして父を失ひ、ために早くより糸を紡いで一家の生計を助けなければならない境遇に置かれた事が、彼をして精紡機の改善に心を注がしめる動機となつた。彼は仕事の傍ら町の劇場にヴアイオリン師をつとめ、此くして得た資金と彼の自由になし得た時間の總てを献げて機械の改良の研究に從事した。一七七九年頃彼の努力は酬ゐられて後年、走錘(又は斜錘)精紡機と呼ばれた機械の發明に成功した。併し彼は此の機械についての特許權を得るには餘りに貧しかつたがために、此の機械の流布は數多くの紡績業者を急激に分限者たらしめ、又廣くイギリスの紡績業に一大飛躍を齎らさしめたるにも拘はらず、彼自身がそれのために得る所とては言ふに足りない程のものであつた。此くして彼は多くの發明者と同じ運命を頒ち、自分の發明の齎した富の蓄積の中にあり乍ら一人その富の分配に與る事なく、彼の友達が彼には知らせずに調達した六十三磅の年金によつて辛うじてその晩年の生活を昏みつつ貧しく七十餘年の生涯を終つた。クロムプトンの發明が、イギリスの產業革命の上に如何に重大なる意義をもつものであるかについては今更ら論ずる迄もないであろう。(後藤信夫)

軍國主義 (Militarism) 人間又は人間社會が力の衝動的乃至意識的發揚を防壓すると同時に他方之を文化建設の方向に利用することの代りに寧ろ之を助長し目的的に利用せんとする生活傾向を探ることがある。これは獨り社會が敵對の關係に置かれる場合、換言すれば社會が權力關係にその根柢を置く限りに於いてのみ發現する傾向であつて決して心理學的社會學者の所謂人間の「好戰的本能」に由來するものでない。權力的社會はその生活の根柢を戰爭に置きその組織及び制度は盡く軍國的生活のそれを探る。軍國的組織と制度とを有する社會の法律、道德、風俗、習慣等一般に共イデオロギーは凡て軍國的特徵を有する。かくの如き社會に於ける支配組織が卽ち軍國主義である。約言すれば軍國主義とは社會を軍國的組織に於いて維持し擴充せんとする生活意識及び行動である。去れば社會が一度その權力關係を排除するに至ればその軍國的組織は必然的に崩壞し從て軍國主義は潰滅する。軍國主義は要するに一の歷

史的制度である。かくの如く軍國主義は社會が階級對立の構成を有することによつて必然的にそれが軍國的組織を採るといふ社會の內部的事情によつて發現するもので、階級的社會の存續する限りその消長はともあれ決してその存在を喪失するものでない。それは歷史上の如何なる社會（詳言すれば國家に結成せられたる）も軍備を有しなかつたもののないことによつても知られる。軍事行動がその社會の特殊なる氏によつて司られるか近代のそれの如く軍人階級によつて司られるか、又軍國主義が古代及び中世の如く露骨なる侵略主義を採るか近代の如く植民政策としての侵略主義を採るかは毫も軍國主義が如何なる階級社會に於いても存在するといふ事實を變改しない。唯だその消長は一に社會の經濟的事實卽ち生產力と生產關係、從つて階級關係の事情によつて決定せられる。社會が經濟的に安定の關係と位地とを保ち得れば軍國主義は一時その姿を消すが一度その安定狀態が破らるるに至ればその社會は帝國主義的傾向を採るに至り、軍國主義はこの傾向に從つて增大する。最近の資本主義社會がその最高の發展形態として帝國主義的資本主義を採るに至り、軍國主義が再び增大の傾向を辿りつつあることは實に此の事情に基づくものである。されば軍國主義の發現は實に社會の內部的事情に因由するもので原始的には決して國際關係によつて發生するものではない。偶まそれが國際的關係に俟つもののやうに見えてもそれは實に各國家がその內部に權力的社會關係を保持することに由來するもので、社會の協同組織を採る國家間に於いてはその發生の餘地を見得ない。軍國主義の有つ社會的效果は軍國主義文化の發揚に止まり人類の一般的文化を抑止阻害するも決して之を助長發展せしめないのは一にそれが人類進化の傾向と背反する一の歷史的制度であるといふ本質的事情に依る。**參考書** 長谷川萬次郞、互助作用の支配と軍國組織の崩壞（我等、第七卷第三號）。同、二元社會に於ける文化の成立と崩壞（改造、大正十四年一月號）。Luxemburg, Militarismus, Krieg und Arbeiterklasse, 1920. Liebknecht, K., Militarismus und Antimilitarismus, 1893. Spencer, Principle of Sociology, 1876—96.（東井金平）

軍事教育 正しくは「教練」と呼ぶ。加藤內閣當時、文部大臣岡田良平の發案で文部、陸軍（陸軍大臣宇垣一成）兩省の苦心の結果鑄造されたるもので、大正十四年四月より青年訓練所、中學校、師範學校を先頭に、高等學校、專門學校、東京商大等に實施さる。その草案は囂々たる世論の反對に會つたにも拘はらず文制審議會、帝國議會を通過し、四月十三日の官報「陸軍現役將校學校配屬令」として公布さる。その學校及び青年訓練所で敎練を課する目的とは卽ち「學生生徒及び青年の心身を鍛錬して其の資質を向上せしむるためである。然らば武道も角力もスポーツも皆此の目的のためには適當なる手段であるのに何故に敎練を選ぶかと言ふに、國家的觀念を明徵にし、現代國民公民に特に必要なる紀律、節制、協同、團結等の諸德を涵養し、質實剛健の良習を馴致し我國民性中の缺陷とも稱せらるべき堅忍持久の性狀を淘冶し且つ身體の養護と相俟ちて其の鍛錬にも遺憾なからしめるといふ諸種の目的を同時に達する手段として兵式敎練の方式が最も適當である」といふに存す。更に、「國民皆兵制下の國民が、其の嗜として軍事常識をも自然に體得するといふ附帶の利益を收め得る」と爲す。前記配屬令によると學生生徒は特典として服役年限の短縮といふ恩典に浴することが出來る。卽ちこれが試驗を通過した者は一年志願兵の場合には十箇月に短縮さるるのである。大學生は年限短縮の目的から徵兵に當つてゐるものの有志のみがこの敎育を受けることになつた。例へば東京、九州、東北の帝大の志願兵等は大學當局に敎練の實施を懇請し、これが文部、陸軍兩省を動かし六月十一日兩省の間に次の如き協定が成立し、七月より敎練は開始された。（一）大正十四年四月大學學部に在學する者にして大正十四年七月以後配屬將校により敎練を受け合格したる者は其在營を十箇月とす。前項在營の短縮は大正十五年三月學士試驗合格（卒業）の者より之を適用す。（二）大學學部にして大正十五年四月より配屬將校による敎練を實施する場合は前號を應用す。（三）大學學部の敎練は敎授要目の範圍內に於て當該大學の學風に應じ大學と配屬將校と協議して適宜之を取捨することを得。但し指揮法（實兵指揮に限らず圖上戰術にて可なり）及戰史は必ずこれを課すべし。（四）大學學部に於ける敎練の敎授を受くる者の員數に關しては別に制限を付せず。但し大學はなるべくその員數を多からしめるに努むること。（五）大學學部は將來第一號又は第二號により在營の短縮を受くる者なきに至りたるときと雖も特別の事情なくして配屬將校による敎練實施を廢止するが如きことなかるべし。以上五項の陸軍、文部兩省の協定に基き七月一日より敎練は實施さるるに至つた。然るに同十月十五日小樽高商で擧行された野外演習に際し、敎官鈴木少佐の立案せる次の想定が世の物議を惹起し反軍敎熱再燃し、學生社會科學聯合會を初め、各勞働組合、政治研究會、自由法曹團等々の文部省當局への抗議となる。「想定」の原文左の如し。（一）十月十五日、午前六時、天狗嶽を中心とし、俄然、大地震あり、札幌及小樽市の家屋は、殆んど崩壞し、所々に火災起り、折柄の西風火勢を强め、今や小樽市民は、人心恂々として適從する所を知らず。（二）無政府主義者は不逞鮮人を煽動し、此機に於て、札幌及小樽市を全滅せしめんと小樽公園に於て畫策しつつあるを知りたる小樽在鄕軍人團は、忽ち奮起し之と格闘の後東方に擊退せしも敵は潮見臺高地の天險に據り頑强に抵抗し、肉飛び骨碎け、鮮血滿山の紅葉と化せしも、獅子奮迅、一歩も退かず、爲に在鄕軍人團の追擊は一時頓挫するの止むなきに至れり。（三）小樽高等商業學校生徒隊に應急準備命せられ、該隊は、午前九時、校庭に集合し、支隊を編成す、其の任務は在鄕軍人團と協力し敵を殲滅するにあり（以上）。これ文部當局が國民體育の發達、國民道德の涵養、國民精神の統一等の如き美辭をつらね全國に施行せる敎正練の體を暴露し、當局の當初の聲明を裏切るもの。從つてそは畢竟階級的國家存在の必須手段として帝國主義擁護のために一切の敎育機關を軍國化し、純心なる學徒を軍國の傀儡たらしめんとするにその究極目的を有するものにして、學問の獨立を侵害し、硏學の自由を束縛するとの反對多し。しかし他方在營年限短縮の恩典に浴する者多きを以て依然として全國的に實施繼續せられつつあり。（住谷悅治）

軍事費 軍事費は國家經費の最も重要なる地位を占むるものである。蓋し國家の特質は公權力の設定に在り、この公權力は「自らを武力として組織する人民とは最早直接に背馳するものだ」からである。「諸階級への分裂以來、人民の武裝した自治的組織が不可能となつたのだからかくの如き特別の公權力が必要なのである」(F. Engels, Der Ursprung der Familie)。然も資本主義が帝國主義の段階に入込むに及んで、この生產關係の擴大再生產のために從つてそれと共に益す擴大する國內並に國外の諸矛盾の克服のために、軍事費は愈よ積極的となり膨脹する。ワシントンの軍備縮小會議は列强の軍事費を多少縮小し得たが、之を以て世界戰爭後軍事費の意義が重要さを減少して來たと速斷してはならぬこと無論である。ゼネヴアの軍縮會議に勞農露西亞の提案した軍備撤廢案が列强によつて如何に迎へられたかを想へ。更らに世界戰爭によつて經驗せられた軍器生產の異常なる技術的進步と國家總動員計畫の洗鍊化とは、豫算面上の單なる軍事費の絕對額が示す以上に「見えざる軍事費」を膨脹せしめつつあることを看過がしてはならぬ。臨時的な戰費を除いて所謂國防費（勿論この字を單に「消極的」に解してはならない）に就てブレンゲの調査した所ではヨーロッパ列强の國防費は一八七五年より三十年間に二倍卽ち約十五億圓より三十五億に增大したと云ふ。尙ほ世界戰前の概況は左表の如くである（一九一三年度）。

イギリス	六八二、〇三四千円	フランス	五六三、三〇四千円
ロシア	八九七、一三一	イタリー	二六三、六四九
ドイツ	五二三、三七九	アメリカ	九四六、三八六
日本	一九一、八八六		

右は陸軍省及び海軍省の經費のみである。戰後一九二四年度に於ける陸軍省及び海軍省（航空省をも含む）の經費は左の如くである。（國により平價換算困難の時故換算せず）

イギリス	一一三、七〇六千磅	フランス	五、一六八、九二三千法
ロシア	八、一五六千留	イタリー	二、八二三、九一四千利
アメリカ	六三〇、八二九千弗	日本	三〇三、九五九千圓

尙小川博士の調査に據れば、日露戰爭後世界大戰に至る迄の右國防費の總經費に對する割合は、日本約三割二三分、英國三割八九分、米國三割三四分、佛國三割、伊國二割二三分で、從つて戰前列强の國防費は槪ね總經費の三分の一を占めてゐることになる。戰時に於いては所謂戰費を含めるために陸海軍費の總經費に對する割合は六七割乃至八九割に達したが、戰後に於いては英米佛伊に於いて激減し日本に於いては激增した。之は前者に於いては戰費調達のために募集せられた公債の莫大な利子支拂のために總經費が激增した結果國防費の割合が激減したのである。この軍時公債の利子支拂をも軍事費に加算する時はその割合は頗る大であるばかりでなく、總經費そのものを呑み込まんとする程の巨額である。戰費は贅言するまでもなく、人的にも物的にも非常な生產力破綻である。所謂國防費は、この一朝事ある場合の戰費の平時に於ける準備支出をなすものであるから、不生產的な國家經費の最大なるものである。併し戰爭が資本の再生產過程上止むを得ざるものであるならば、丁度恐慌による價値破壞がさうであるように、戰爭によつて當該資本主義體制が崩壞してしまはない限り、戰爭の後に於ける資本循還は更に擴大せる規模に於いて行はれ得る。これ不生產的軍費が資本家的就中帝國主義的國家に於いて愈よ重要となりつつあるの理である。勞農ロシアの赤衛軍費は階級戰爭防衛のための費用であつて、この階級戰爭そのものは結局生產力をより押し進めるために必然的に生み出される所のものである。軍事費に於いて最大の費目をなすものは、常備軍の維持費及び兵器製造費（就中製艦費）であることは云ふ迄もない。僅か六十年の間に素晴らしい發達をなした我國資本主義戰史のランドマークは日淸、日露、日獨の戰爭であつたが、そのためには我國民は高き租稅の誅求の下に六十年の間額に汗してこの軍事費を負擔しなければならなかつたのである。長い間全國民の意思から極めて限局せられてゐた帝國議會に於いてすら、第二議會の所謂製艦費問題以來增師問題、八八艦隊建造費問題等軍事費に對しては少からぬ波瀾を生んで來たのであるが、その中心問題は常に常備軍費及び兵器製造費にあつたのである。「見えざる軍事費」は戰時公債の利子支拂を最大として、製艦費其の他の財源が公債に需められた場合の如き一般軍事公債の元利費、軍人恩給費（我國に於いては遞信省費中に計上さる）の他、所謂國防的鐵道道路其の他交通政策に基く經費、軍需工業動員計畫に基く軍需工業及び之に轉換し得べき工業（例へば染料工業の如き）其の他製鐵等重工業に對する補助費、更に國家總動員計畫に基く諸經費（食料自給政策費、軍國主義的イデオロギー涵養諸費等）の如きものである。（三宅鹿之助）

群集 (Crowd, Masse, Foule) 群集は非固定的な集團である。從つて嚴密にいへばそれは一種類たるのみ。しかし學者時に之を廣義に解して凡ゆる社會一般を意味することがある。狹義の群集の成立は、群集心の成立に依る。群集心は個人心の特有なる變化によつて生ずるものであつて、その特徵は、衝動性の劇しいこと、妄信的且つ被暗示的であること、誇張性の强きこと、殘忍性の强きことである。群集は所謂組織集團の如きものではない。しかし、之があらゆる組織の片影だにも有たないものと考へることは出來ぬ。群集の組織において、我等は指導者の意義及びその作

用を重視すべきである。群集の指導者は群集に對して必ずしも有機的な關係に立つてゐない。その關係は偶然的である。しかも、偶然的な關係に立つ指導者が他の種類の社會における場合よりも有力な指導をなし得るのは、一に群集の心理的基礎に基づくものである。群集の道程は、先づ接觸に始まる。接觸に次いで注意の集中が行はれる。緊張の結果、理解力の代りに暗示が優勢と成る。指導者の出現するのはまさに此の時機である。その出現によつて眞正の群集過程が進行する。一つは擴大である。群集の一旦生ずるや、それは單なる傳播によつて廣く共感のない人々にまで擴大する。一方、深刻化が生ずる。印象を受けた個人は多くの者が同一の感を抱くのを見る時、自己の感情の强まることを感ずる。これは相互示唆の狀態として群集過程の中心を成すものである。更に傾向性の過程がある。群集はある一致を發見する時は長く之に支配せられ、次の瞬間にその示唆を受けると容易に之に屈服する。群集の過程において指導者の演ずる役割は極めて重大であるが、彼等の能働的な群集驅使の手段は複雜である。彼等は題目や綱領によつて巧みに群集を誘引して行く。それは特に辯說の技巧において發揮されるものである。群集發生の心理的な淵源はフロイドの說によると抑壓された欲求としての無意識に存するとされてゐる。此の見解は多分の眞理を含む。群集が社會に勃發する場合、それは時として反社會的な志向を帶びることがあるが、この故に群集を全然病的と貶し去るのは速斷である、群集の勃發するには、必然的な原因が伏在すると謂はねばならぬ。群集は近代社會特有の現象と見る學者がある。尠くとも之を多數主義に基づく民主政治に伴隨するものと考へる者が過半であるが、之を絕對的な意味で肯認することは出來ぬ。又た或る學者は、群集（直接的集合現象）を公衆（間接的集合現象）に對照せしめて、現代を以て公衆の時代であると斷じてゐる。これも亦た絕對的な意味においては肯認出來ぬ。群集は過去にもあり、將來にも起り得る。唯だその最も代表的な出現が近代社會に在つたことによつて、兩者の間の關聯を高調出來るだけである。群集は固定的社會の前線として、凡ゆる時代に出現した、又する現象である。**參考書** Le Bon, Psychologie de Foule. Tarde, L'Opinion et Foule. Ross, Social Psychology. Martin, Crowd Behaviour. Geiger, Die Masse und ihre Aktion. （新明正道）

君主國 (Monarchy. Monarchie) モナルシイとは本來「一人の支配」の意である。アリストテレスに從へば、國家はその最高權力の所在が一人であるか、少數者であるか、多數者であるかに從つて夫々モナルシイ、アリストクラシイ、デモクラシイの三種に分たれ、マキアヴェリに於ては、凡ての國家は君主國か共和國かである。統治組織を基とする國家の分類は、近時に於いては二分說の方が優勢であり又論理的でもあるが、君主國と共和國との識別の標準は容易に決せられない。殊に君主國に於いても立憲制が布かれて人民が國家の意思構成に參與するやうになつてからは、又統治權の主體は國家といふ團體そのものであることが明かになつた以上、主權の所在の一人なりや否やといふが如きは標準とならぬ。國家活動の原動力たる最高權力が自然意思より成るか法律意思より成るか(イエリネク)といふこも亦曖昧であり、且つ誤謬を含む。君主に於いては原始的直接機關の少くとも一が獨裁制の機關である（美濃部）といふ法理論は成立するにしても、具體の制度に於けるある獨裁的國家元首が原始的直接機關なりや代表的直接機關なりやの判別は頗る困難である。思ふに現代に於いて君主國を共和國から區別すべき政治的理由及び實益は、何よりも先づ、後者に於いてはその元首を國民の意の儘に個人的人物の適否に從つて任免し得るに反して、前者にありては個人として適材であると否とに拘はらずその血統に從つて元首として戴かざるを得ざることに存する。從つて前者に於いては國民同盟の中より適材を選任して政務を委任するに過ぎざるに反して、後者に於いては生れ乍ら特權を有する一門が元首の地位をその固有の權利として世襲する。從つて程度の多少こそあれ、封建的な君臣主從の關係、國土人民を財產視する思想がこれに附隨するを常とする。特種の榮譽も亦この特權と關聯する。固より共和國でもその一種たる貴族政に於いては支配者は特權階級として略ぼ固定してゐたし、君主國に於いても選擧君主制なるもの往昔には存したが、それはもはや現代に於て何等の意義を有つものでもない。右に述べた分類の精神から云へば、前者は寧ろ君主國に近く、後者に於いて若し選者被選者に何等の血統的制限が無かつたとしたならばそれは寧ろ共和國と云ふべきである。然しながら、選擧君主制の代表的なものたる神聖ローマ帝國に於いてはこの兩者共極めて狹い範圍の血統に限られてゐた。君主國は、君主に屬する權能の分量に應じて絕對君主國 absolute Monarchie)又は專制國（Despotie) と制限君主國 (beschränkte Monarchie) とに分たれる。專制國に於いては國家の全權力が君主の一身に集中せられてゐて、凡ての國家機關が彼の命令に從ふ。固よりある機關、例へば裁判所がある程度の獨立の地位を有つことはこの制度と矛盾することではなく、就中、開明專制國 (aufgeklärter Absolutismus) では殊にさうであつたが、少なくとも立法の權だけは常に君主の獨占に屬してゐたので、如何なる君主權の制限も單に君主の自己制限に過ぎなかつた。元來政治組織を生じた主要な一原因が軍事統帥の必要にあつた關係上、專制君主政は多くの民族の國家の原始的形態であつた。君主を神、又は神の代官であるとする信仰、これを族長なりとする傳說、國土人民をその財產なりとする思想も亦斯る制度の觀念的根據となつた。而して國民の文化、自由思想が相當に發達した後も、開明專制政治はその强大な統一力にその功績を殘した。近世初頭以來のフランス、十八世紀のプロイセン、憲政施行直前の日本等はその典型的なものである。支那歴朝の盛時も亦この例

に加へることができよう。その短所は、君主一身の變動が忽ち全國家の變動を惹起することに存する。制限君主國には等族的君主國 (ständische Monarchie) と立憲君主國 (konstitutionelle M.) とがある。前者は君主がその政治殊に租稅の賦課に就て各階級の代表者たる等族議會の制御を受ける政治形態であつて、十七世紀のドイツに於いてその典型を見る。フランスではこの制度は夙に專制政治に代はられ、イギリスでは、等族議會がそのまま國民代表に進化して等族國家が立憲國家に推移した。立憲君主國では民選議院が主として立法をなし、裁判は、君主に對し獨立の地位を有つ裁判所が法律に準據し君主の名に於いて之れを司る。君主本來の活動領域は行政にあるけれども、それも法の制限內に爲されることを要し、且つ地方團體の自治その他の君主に對し獨立に爲される部分が益す多い。殊に立憲政治が發達して議院內閣制が行はれるに至れば、君主は大臣の任免權さへも自由に行使することはできない。立憲君主國の中でも革命迄のドイツに於いては君主は尙强大な實權を有してゐたが、その後は殆ど凡ての君主國に於いて議院內閣制が行はれてゐる。立憲君主制は共和制に比較して黨爭を緩和し得ることを長とし、專制と同じ危險に陥ることを短とするなどと論じられるけれども、議院內閣制が確立してからは實際政治の上には兩者の間に一般的の差違は殆んどない。個々の特殊國情に依つて利弊を生ずるのみ。**參考書** 小野塚喜平次、政治學大綱（明治三十六年）。美濃部達吉、日本憲法上卷（大正十年)。Sidgwick, The Elements of Politics, 1891. Garner, Introduction to Political Science, 1910. Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 3. Aufl. 1914. Duguit, Traité de Droit constitutionnel 2e éd. Tome 2e 1923. (河村又介)

軍備撤廢 (Disarmament. Désarmement) **及び軍備制限** (Limitation of Armaments. Limitation des Armaments) 軍備撤廢若くは軍備制限の解は早くから存在した。十六世紀後半ジャン・ボダンは常備軍を非難し、スリーは歐洲各國兵員割當を主張し、十七世紀末ウヰリアム・ペンは兵備廢止を說き、十八世紀にアベ・ド・サンピエルは各國常備軍を六千以內とするの議を唱へ、同世紀末哲學者カントは其好著「永久平和」に於て常備軍廢止を主張した。米國のベンジアミン・フランクリンも常備軍廢止を呼號した。十九世紀に入るとナポレオン戰爭終了後一八一六年ロシア皇帝アレキサンドル一世、一八三一年フランス皇帝ルキ・フイリップ、一八六三年及び一八六八年ナポレオン三世軍備縮小を提議し、米大陸に於ても一八一六年アダムスのカナダ米國國境兵備有害論を始め軍縮論が度々起つた。但しかかる希望の實現は容易で無くヨーロッパでは保壘築城破壞禁止制限（三十年戰役の終りに成つた一六四八年ウエストフアリア條約、一七一二年スペイン王統繼承戰爭後になつたユートレヒト條約を始めとして一七六三年パリ條約、一七八六年ロンドン條約並に其の後の條約に散見する規定）に幾分現はれた位ゐであり、アメリカ洲では一八一七年 Great Lake 大湖英米海軍縮小協定、一八二九年コロムビア、ペリユ國の軍備縮小協定、一八三一年ボリウキア、ペリユ間陸軍平時定員制限等で幾分舊大陸より步を進めて居た。孰れも不十分極るものであつた。然るに十九世紀末軍備競爭激甚となるにつれロシア皇帝ニコラス二世は自國の軍費難と本來の平和思想に依り自ら主唱して一八九九年五月十八日から八月二十九日まで第一回萬國平和會議をヘーグに開催し二十八國之に參加したが、之は單に軍備費節減の望ましきこと軍備制限を研究することを決議し、又人道上非難ある特殊的武器の使用制限を宣言したのみに終り、一九〇七年六月十五日から十月十八日に亘つた第二ヘーグ萬國平和會議も四十四ケ國の參加を見たけれど其の軍備縮小につきては依然軍縮研究の決議と不人道的な「投射物爆裂物投下」の禁止しか成立し無かつた。唯だ世界大戰終了平和克復後になると一九一九年六月二十八日國際聯盟規約を含むヴェルサイユ平和條約成り、第八條に於いて一國の安全及び國際義務を協同動作を以てする强制に支障無き最低限度迄縮小する必要あること並に聯盟理事會に於て各國の地理的地位及び諸般の事情を參酌して軍備縮小案を作成すること」を定め、爾後聯盟は同問題に努力してゐる。一九二〇年聯盟總會は二年間現在陸海空軍備費を超過せざることを提唱し一九二四年ゼネヴア議定書 (Geneva Protocol) を採用し軍備縮小の準備をなし、同議定書が不幸列國の批准を得なかつた。後一九二五年九月第六回國際聯盟總會は軍縮會議準備委員會組織を理事會に命じ同年十二月同會成り、一九二六年五月準備委員會開催され、爾來活動を繼續してゐる。然も永久的平和を理想とする國際聯盟に依る軍備縮小計畫としては一時的彌縫手段若くはハツチウオークは出來ぬので效果急に擧らず、一時的な彌縫的軍備制限は寧ろ少數强國間の協定に現はれてゐる。一九二一年二月ワシントン會議採用の日本、米國、イギリス、フランス、イタリー五國海軍制限條約は主力艦比率及び制限を「イギリス及び米國五十二萬五千噸宛、日本三十一萬五千噸、フランス及びイタリー十七萬五千噸宛、各艦三萬五千噸以下とし、砲の口徑十六吋とし、航空母艦につきてはイギリス及び米國十三萬五千噸、日本八萬一千噸、フランス及びイタリー六萬噸宛、各國二艦に限り三萬三千噸、其の他の艦二萬七千噸以下、砲口徑八吋以下」と定めた。次で一九二七年六月米國クーリツジ大統領提唱でゼネヴアに軍縮會議を開いたが、巡洋艦以下補助艦艇問題につきイギリスは多數の小艦を望み、米國は大巡洋艦を多數にせんと主張し、談判不調に終つたのである　**參考書**　國際聯盟規約。ワシントン會議「海軍軍備制限に關する條約」。Jean Bodin, Six Livres de la Republique. Kant, Zum ewigen Frieden. Noel Barker, Disarmament. Baker, General Protocol. Picard, La Question de la Limitation des Armaments. Buel, Washington Conference. （米田實）

ケ

契 契は朝鮮獨特のものでその組織は一種の組合と認むべきものである。その起源古く高麗朝時代既に發生を見たのであるが、李朝時代に漸く發達し各地に無數の契を見るに至つた。最初は租税團體として起つたものの如くであるが後には自治的團體として有意義なものとなつた。性質は時代に依つて多少の變化はあつたが、同一地方に於いて數人或は數十人、數百人相合して同一目的の下に一定の規約を設けて組合を作り、多少の金錢を醵出してこれを資本となし、或は經濟上の福利を計り或は社會共同の利益を計る等その目的廣汎であつた。例へば殖產興業の發達、地方の自治改善、教育、知識の普及、風教道德の向上、金錢融通、相互扶助、同業の協調、娛樂の一致等あらゆる社會生活に必要なる各種の目的に對して機能を發揮して居たのである。その種類極めて多く一々枚擧するに暇ないのである。今これをその目的とする事業を標準にして大別すれば次のやうである。(一) 納税を主たる目的とするもの(洞契、面契、保民契の如きもの)。(二) 保險扶助を目的とするもの(葬興契、爲親契、婚姻喫、四寸契、牛契、馬契、扶助契等)。(三) 共同生產を目的とするもの。この中には器具の共同購入及び共同使用を目的とするもの(農契、船契、漁網契等)と共同耕作を目的とするもの(茅田契、草田契、松契等)とがある。(四) 共同購買を目的とするもの(補米契、酒契、冊契等)。(五) 金融を目的とするもの(月收契、金融契、貯蓄契、殖利契、取利契、婦契(婦人のみ契員となる)等)。(六) 學校經營を目的とするもの(學契、興學契、學校契)。(七) 社交的に親睦を計り風紀維持を目的とするもの(郷約契、守信契、義信契、詩契、香樂契等)。其他娛樂を目的とするもの等もある。玆に大別した種類の中その何れに於ても相互扶助の精神の籠らざるはなかつた。然し乍ら日韓合併以來資本主義經濟は村落を分解すると共にこの契も必然的に漸次減少されて仕舞つたが、今尙殘存するものでも種類並に加入人員に於いて決して少くはない。總數約一一、〇六七、加入者數約八一四、一三八人と云ふことである。そして之等は概ね產業金融に關するものである。朝鮮の如く金利高く小農金融の不完全な所では契は尙ほ農民金融機關の一として重要なものである。**參考書** 朝鮮の契(朝鮮總督府)。猪谷善一、朝鮮經濟史。大典條例。高麗史。各朝實錄。牧民心書。增補文獻備考等。(三宅鹿之助)

經營 (Management. Betrieb) 〔**意義**〕 從來國民經濟學における經營の概念は、いふまでもなく資本家經濟社會に於けるその地位、形態、作用等を繞る概念である。從つてこの意味の經營とは、あくまで資本家經濟に卽する概念であり、それは資本家經濟の中核をなすところの企業の概念と殆んど表裏の關係裡にある。ゆゑに經營の意義を闡明するには、勢ひそれと企業との相異を明かにするのが便宜であろう。シュモラーはこの區別を次の如く規定してゐる。「經營とは、經濟活動の場所的・並に・人的の單位である。企業は普通に一個の經營からなるが、また場所的、技術的に分離してゐる數個の經營を包括することを妨げない。蓋し、企業は統一的指揮の下にある事業單位であり、場所的、技術的の單位ではないからである」(邦譯「企業論」一五—六頁)。ゾンバルトの見るところも、また大體これとその軌を一にしてゐる。彼は經營と經濟の概念を峻別して次の如く定義する、「經營とは繼續的作業の目的を達するための設備である。……經營は勞働團體であり、經濟は價値增殖團體である」と。兩者多少の相異は存するが、いまこれらの定義をもつて、經營とは一つの目的に仕ふる手段であり、企業 乃至ゾンバルトの謂ゆる經濟)とはかかる目的を支持する經濟團體であると解し得るならば、大體において妥當なる見解といひ得よう。さらしてこの場合、ここにいふ目的とは、資本家社會においては乃ち利潤の獲得であり、貨幣の增殖であることはいふまでもない。〔**經營形態**〕經營形態の種別についてはまづゾムバルトの分類を擧ぐべきであろう。(一) 個別的經營(小經營) (イ) 單獨經營 (ロ) 家族經營 (ハ) 助手經營 (二) 過渡的經營(中經營) (イ) 大規模助手經營 (ロ) 會社的小經營 (ハ) 個別的大經營 (三) 會社的經營(大經營) (イ) 個別的大經營 (ロ) 手工業的大工業 (ハ) 工場制大經營。シュモラーはこのゾムバルトの分類を以て「未だ各種の企業を網羅したものとは云へない…又、ゾムバルトの研究は抽象的には價値があるけれども、現今各種の法律形式(個人經營、合名會社、產業組合、株式會社)によつて經營の本質上生ずるところの差異を明かにしない」と駁してゐるが、そのシュモラーの駁論も一歩を進めて實際上の經營形式の種々相を高調してゐるのみで、その主旨は分類方法の原理には及んでゐないやうである。上のゾムバルトの分類において、大項は專ら經營者側(資本家及び企業者)の人的要素に關する結合性(Gesellschaftlichkeit)の發達の形式的方面を見たものであり、小項は專ら作業の形式の區別である。吾々は、その分類の原理が企業の目的たる利潤の獲得に奉仕するかぎりの組織としての資本並びに勞働力の量—資本の組成の問題もあるが、結局は勞働力の量—の相異を、分類の原理としてゐないのを根本缺陷と見なければなるまい。何となれば、經營は企業の目的たる餘剩價値の獲得に仕へるのであり、かくて餘剩價値の發生に關するかぎり經營の種別は、勞働力を賄ふ資本額乃至はその使用する勞働力の量に依存せざるを得ないからである。かく見れば、ゾムバルトの上の表においては、各括弧內の經營の大中小の區別が不完全ながら上述の如き分類原理の方向を含むものといひ得よう。卽ち經營形態の分類については、從來一般に大經營及び小經營の問題とよびなされる方向に、その最重要性が認めらるべきであろう。〔**大經營小經營の問題**〕謂ゆる大經營と小經營との區

別もその標準については從來異説があるが、極めて一般的に見る場合には尙ほ上に述べた理由から從業員の員數に依るより他はあるまい。ところで事業經營の大勢を見るに、小經營は各產業につき急速に沒落の過程を辿りつつある。最近の數字を得ることのできぬのは遺憾であるが、一九〇七年のドイツ職業調査に例をとり、まづ工業について見るに、一八八二年より一九〇七年までに、從業者の獨立者數は二、二〇一、一四六人から一、九七七、一二二人に減退し、賃銀勞働者と俸給生活者數は四、一九五、三一九人より九、二七九、一一二人卽ち倍以上に增加した。商業について見るに、獨立者は絕對的に增加し七〇一、五〇八人から一、〇一二、一九二人になつたが、その小經營の中には寄生的なものが多い。他方、商業關係從業者の數は獨立者よりも迅速に增加し、八六八、八一〇から二、四六五、四三四に增してゐる。小經營の維持されてゐることは事實であるが、その數は商業工業ともに小數である。ドイツ帝國統計に記載の二十三種のうち、單獨經營の增加を示してゐるものは唯だ一種、それは藝術的職業である。商工業に於ける小經營沒落の傾向はかくして殆んど異論なきところであるが、農業についてはマルキシストと反マルキシストとの間に甚しい見解の相異がある。修正主義者エドュアルト・ダヴィットの如きは一九〇七年までのドイツ農業經營統計を根據として、マルキシズムの謂ゆる小經營沒落論は農業に當てはまらないと主張した。之に對して右の農業經營統計は經營面積を唯一の指標とせる分類であるところからその論證方法を痛擊し、尙ほ農業經營の特殊性を把握するかぎり農業にも小經營沒落の必然性あることを主張するものに、論據に多少の差はあるが、カウツキー(「農業問題」)レーニン(「農業に於ける資本主義」その他)等がある。〔**附題**〕「經營」なる言葉につき一言附加すべきは、近時產業經營をもつて獨立の一科學と見做し、これを國民經濟學と對立せしめて「經營經濟學」なる獨立の理論を認めるか乃至は應用的經濟學としての一科と認めようとする企がニクリッシュ(Nicklisch)レーマン(Lehmann)等によつて唱導されて居り現在相當の流行を見てゐることであるが、それについては「經營學」の項參照を乞ふ。(笠信太郎)

經營學 (Betriebswirtschaftslehre) 從來經濟に於る經營の研究は商業學 (Handelswissenschaft, Handelslehre) 商業經營學 (Handelsbetriebslehre) 私經濟學 (Privatswirtschaftslehre) 單獨經濟學 (Einzelwirtschaftslehre) 營利經濟學 (Erwerbswirtschaftslehre) 等の名稱の下に各異れる內容を以て科學的構成を得べく努力され、既に十四、五世紀、ペゴロッチ (F. B. Pegolotti)、パチオロ (Luca Paciolo) 以降斷片的乍らこの方面の研究は商業經營研究の形で展開され、十八世紀後半カメラ學派 (Kameralist) に於けるルドヴチ (Carl Günther Ludovici)、マイ (Johann Carl May)、最も顯著にはロイクス (Johann Michael Leuchs) 等による「商業學」の注目すべき科學的體系附けを見たが、十九世紀に入つて國民經濟學の興隆にその影を潛めた。が一九〇六年の頃から獨逸に於いてシュマーレンバッハ (E. Schmalenbach)、ヘラウエル (Josef Hellauer)、シエーア (Johann Friedrich Schär)、ニクリッシュ (Heinrich Nicklisch)、ヴァイエルマン (M. Weyermann) 等によつて今日の經營學の端著は開かれ、歐洲大戰後更にこれにライトネル (Friedrich Leitner)、ヴァルブ (Ernst Walb) 等の研究を加へ單純な商事經營の研究から進んで一般經營經濟學を樹立しやうとするに至つた。日本では既に福田德三博士は一九一七年單獨經濟學中企業經濟學として經營學の可能を云ひ、反之上田貞次郎博士は現經營學體系に近き認識を持ちつつ社會經濟的立場より私經濟學の學としての成立を放棄したが、最近に於いては獨逸の跡を追ふて經營學の研究が行はれ日本經營學會の成立も見た。斯學の學としての可能性は長く國民經濟學者の疑ふ所であり、或は私經濟學の對象は國民經濟學に取扱はれて獨立すべき餘地なく且私經濟學こそは營利的企業、掠奪經濟の學問的從者だと排擊し(例へばLujo Brentano, Richard Ehrenberg)、又は理論經濟學の可能性を國民經濟學に限定し私經濟學を經營技術の敍述的說明だと否定し(例へばOthmar Spann, Karl Diehl)、科學としての可能性を認めても國民經濟に於る目的に對する下位中間目的を統一原理とする非理論的技術論だと見た(Robert Liefmann)。之に對し經營學者はその研究領域を商事經營に止めず工場銀行、商業補助業より鑛農林業等原始生產業迄擴延し(從つて商業學と異る)又私的營利事業の外公企業、混合經濟的企業、協同組合家計等凡ゆる經營を對象とし(從つて營利經濟學、私經濟學と異るとする)、一般に「この科學の中心點には企業經營がある。それは經營生活の適法性を研究し敍述せんとする」(ニクリッシュ)とする。換言すれば經營學は「企業」「經營」一般の事實の認識を目標とし、「企業者」乃至その「營利利益」を中心としない。「全體」の慾望より生ずる經濟經營の任務を科學的に研究せんと志し、企業者でなく全企業、總資本、總勞働の收益力に關心し或は直接に企業全體(各種の利害を有する多數人が一單位に集合した全體)の安全性を問題とし且勞働者の企業に對する關係は企業者のそれと同一の公平さを以て考察せんとする。加之企業に於る總勞働の經濟性は企業者利潤と異る發生因由を有ち、前者は勞働行程より後者は勞働成果の分配行程より生じ勞働成果市價の變動は利潤と經濟性との聯關を妨げ、從つて兩者の比較は不能なるが故に經濟性は利潤によつて表示されず、損益計算以外の方法に於いて經營上の給付の計算化費用額集計、生產品品質觀察等によりてこれを確かむべく、この經濟性こそは經營經濟の最高原則である。かく經營の立場よりする經濟性は國民經濟の立場よりするそれと衝突せず、經營學國民經濟學は共通の基本概念より出發し、唯だ後者は全體、その厚生、一國內全經濟全體の立場より、前者は單獨經濟、その厚生、その經濟の經營の立

場より說明し、相合して廣義の經濟學を作るものであり、學問的分業の爲め兩者の區分を要すると見る（かくて Prof. Schmidt の如きは、普遍的意義ある經濟理論的認識は經濟各部門に共通なるべく上の兩經濟學の併立は維持せられぬに至るであろうと豫想する）。今經營學の可能を認むるとしても現在迄の斯學は如上新しい經濟科學の一分科故未だ內容不確立の域を脫せざるは止むを得ない（否學問の名稱すら經營學、經營經濟學、產業經營學等と一定せぬ）。經營の原則（經濟性か利潤か）企業の本質（常に營利體か否か）經營の範圍種類、概念構成上の國民經濟學との關係等重要な點に關して未だ經營學者中理論の統一を見ない。從つて營利經營學たらざるべき概念的警戒も完成せぬ。經營の事實及び事實關係を認識する理論的經營學と經營に關する原理規則を說く技術論的經營政策とに分たるる外には勿論體系も未完成であるが、次にニクリッシュ（一）及びザイフエルト（Rudolf Seyffert）（二）の體系を例示する。

(一) イ、經濟的經營學〔(a) 一般經營論 (b) 特殊經營論又は銀行工業農業各經營論〕ロ、經營經濟的交通學〔(a) 一般交通論 (b) 特殊交通論（商品交通論、手形小切手交通論、支拂交通論、有價證券交通論等）〕外に技術論として經濟的經營技術論、經營經濟的交通技術論。(二)イ、一般理論經營經濟學〔(a) 構造論 (b) 內部組織論 (c) 交通論〕ロ、應用實際經營經濟學〔(a) 原始生產經濟論（鑛山農業林業各經營論）(b) 企業經營論（商業工場銀行各種商業補助業各經營論）(c) 消費經濟論（家計論、公共行政經濟論）〕**參考書** 增地庸治郎、經營經濟學序論（一九二六年）。渡邊鐵藏、商事經營論（一九二二年）。Nicklisch, Wirtschaftliche Betriebslehre, 6 Aufl., 1922.（山中篤太郎）

經營協議會 (Betriebsrat) 經營協議會は工場委員會の一種の型態であつて特にドイツに於いて盛んに行はれてゐるものである。ドイツに於いては既に戰前も工場委員會制度が存在してゐたが（例へば一八六九年の營業條例中の任意的規定、一九〇九年の一般營業法に於ける百人以上の勞働者を使用する鑛山に對する委員會設置の強制規定等）一九一六年祖國奉仕法に於いて主として軍需品製造業に於いて條件の改善を要求することを禁止する代りに委員會の設置をなすべき規定を設けた。かくて革命（一九一八年）後、經營協議會なる工場委員會が設置せられた。これは憲法に於いて認められた勞働者の協議權（Mitbestimmungsrecht）の具體的方策であり、勞働者の產業參加權を實質的に獲得したものである。政府の進步的政策は一八一九年に出された政府の宣言書によるものであつて、これに含まれる勞働者の權利は勞働者の會議權、利益保護權及び共同決議權である。この宣言に約束せられた勞働者の權利は一九一九年七月の新憲法によつて法律的に確認せられたのである。この憲法は、筋肉勞働者及び頭腦勞働者（Arbeiter und Angestellte）は（一）企業者と同樣の權利に於いて勞働條件及び生產力の增進の決定に參加する權利を有し、（二）この二者は自己の權利を保護するために個々の經營勞働者協議會、地方勞働者協議會及び全國勞働者協議會に代表者を參加せしめる權利を有し、（三）これらの協議會の代表者は企業者の代表者と地方經營協議會及び全國經營協議會を組織し、最後のものは、社會政策的、經濟政策的立法に關して政府より議會提出以前に諮問を受け、且つ自ら進んでこの種の立法を政府に建議することが出來ることを保證してゐる。この憲法に基づいて一九二〇年二月經營協議會法（Betriebsräte gesetz）が制定せられ、二十名以上の從業員を有する經營は强制的に協議會をつくり、その利益を保護する道を開いた。協議會に對する從業員の委員數は、二十人より四十九人まで三人、五十人より九十九人まで五人、百人より百九十九人まで六人、以上これに應じて、一萬人以上は總數三十人を超えることが出來ない。選擧權は十八歲以上の男女には凡て賦與せられ、被選擧權はドイツ國民なること、年齡二十四歲以上なること、三年以上同一の職業に從事すること、同一經營に六ケ月以上勤續せることを條件としてゐる。その經營協議會の職能は（一）經營の管理に參加すること、（二）勞働組合と企業家の間に團體協約がある場合にはその實行を監視すること、（三）多數の勞働者の雇入及び解雇に關與すること、（四）勞働爭議の防止和解に努力し、調停機關の決定の實行を監督すること、（五）災害豫防、保健衞生等に關し必要なる要求及び報告を工場監督者に提出しその諮問を受けること、及び（六）一般福利增進に關係することである。企業者の經營協議會に對して負ふべき義務は、（一）從業員の代表者を重役會に出席せしめ、發言表決せしむること、（二）經營協議會の委員の要求がある場合には、決算、利益計算を提示すること、（三）每年四回以上自己の業務及び一般事業界の景況を報告すること、（四）從業員の雇傭の條件に變化を及ぼすが如き一切の事業上の變化を報告する。これを全體的に見るならば經營協議會は一つの系統を有し、下から上に到る產業議會の如き觀があり、ある意味に於いては國民議會と對立してゐるが如き態樣を有してゐる。この點は一般に工場委員會と稱せられるものとは大なる相違があると云はれてゐる。**參考書** 協調會譯、（レーネ・ゲルラッハ著、獨逸に於ける社會政策。（松澤兼人）

京漢鐵路罷業 支那北京（北平）を基點とし漢口を終點とする南北に縱貫する二千六百三十華里の支那國有鐵道京漢鐵路の從業員によつて、民國十二年（一九二三年）二月從來の勞働爭議が多く待遇改善要求に端を發したとは趣を異にし、團結權の爲めに支那獨立の近代產業に於いてしかも軍閥と死を賭して敢然と戰つた罷業であつて支那勞働運動史上特筆さるべきものである。〔原因〕民國十年十月一日長辛店に勞工補習學校が作られ勞働運動の種子が蒔かれた。そして同年の冬に工人俱樂部なる勞働組合が組織され漸次沿線各驛に宣傳組織化され十一年四月九日京漢鐵路總工會の組織が決定されるまでに達し、八月長辛店に於いて待遇改善要求の罷工があり當局の讓步によつて有利解決を見た。越えて十二年一月五日京漢鐵路總工會準備會は鄭州で開かれ、全工人約二萬人が總工會加入を贊し、規約草案を制定し、御用團體の取消及び二月一日の京漢鐵路總工會成立大會開催の件等の決定を見た。當時京漢線の鐵道收入を壟斷して其の地盤を養ひつつあつた直隷軍閥、殊に洛陽の吳佩孚は組合破壞の爲に御用組合を作る等したが失敗した爲め、遂に組合が治安に害あるを名として中止を命じたが、之に抗して創立大會を開會せし爲め遂に武力による組合破壞となり、全線の一大罷業となるに至つた。〔經過〕大會召集狀によつて鄭州に集まつた各工會代表三四百人、其の主なるものは漢冶萍總工會、漢陽銅鐵總工會、武漢輪駁工會、楊子機器廠工會、人力車夫工會等三十餘團體の共產派代表百三十餘人、各地鐵道工會代表は京奉線、津浦線、道淸、正太、京綏、隴海、粤漢鐵道等の共產派代表六十餘人と京漢鐵道の各地分會の代表六十五人、その他武漢北京各地の新聞記者及び男女學生三十餘人とであつて、將に開會式が行なはれんとする間際に軍警を以て會場を包圍し解散を行ひ、各方面からの寄贈の額は打ち毀され、各旅館滯在の來賓は驅逐され、工人俱樂部の看板は持ち去られたので、工人側は緊急工人代表會議を開いて四日正午より總罷業すること及び臨時本部を漢口に移す事を決した。又二日には全國に通電し鐵路當局と軍閥に對して人格の保證、自由奪還の爲めに戰ふ旨を述べ、京漢局長、南段處長、鄭州警務署長の免職要求、沒收されたる物件の返還、軍隊の撤回、週休制及び休業手當要求等の五ケ條を提出した。罷業彈壓は完膚なきまでに行はれ、この事件に勞働者側の死者三十九名、負傷者三百名、入獄者二十七名の犧牲者を出した。一方鐵路當局は强硬なる復業勸告を布告するとともに豫備隊を準備したが爲に罷業團は切り崩されて敗北し、吳佩孚一派の共產黨壓迫は露骨となり遂に漢口北京に於ける共產黨逮捕事件となるに至つた。この罷業は大會參集の代表の顏振れによつて知られる如く全國的に影響し、同情罷業が各地各界に於いてなされたが、多くは武力干涉によつて多少の犧牲を餘儀なくされて鎭壓された。かくて支那に於ける第一期の勞働運動は終りをつげ、愈よ第二期の地下運動への努力となり、この慘劇の一週年記念日に上海に於いて全國鐵路總工會が創立された。（後藤貞治）

景氣循環 (Industrial Fluctuation, Business Cycle, Konjunkturschwankung) 資本主義經濟には景氣不景氣の變動がある。しかも資本主義經濟は元來無政府主義的である筈だから、かかる變動も不規則的であるべきに拘はらず、十九世紀のヨーロッパの經濟を見るとそれが一定の週期をもつて現はれてくることが明かであつた。すなはち恐慌は一八一五年、一八二五年、一八三六年、一八四七年、一八五六年、一八六六年、一八七三年、一八八二年、一八九五年等の如く繼起し、それらはいはゆる景氣循環の連結をなしてゐた。しかるにかかる現象は從來の經濟學、殊に古典學派的經濟學では滿足に說明されなかつた。その譯は從來の經濟學は完全なる自由競爭を前提とするところの靜止的、否むしろ調和的狀態を研究の本質的な、しかも唯一の問題だと考へてゐたから、景氣變動の如き破壞的現象は例外的場合として說明さるべきに拘はらず、實際に於いては規則的な非例外的な現象たることが明かとなつたからである。そこで十九世紀の終頃までの經驗によると景氣變動は否定すべからざる週期的現象の問題であるから、從來の經濟學はかかる變動性をも本質的問題として扱ふやうに研究領域を擴張せざるを得なかつた。かくて出來上つた經濟理論は、從來の多くの理論を靜態理論として特徵づけることによつてみづからを動態理論となす經濟學である。この方面の一代表者シュンペエテル（J. Schumpeter）について見ると、發展をもつてみづからの中より生ずる變化的進行と解すると、景氣循環は發展なき經濟すなはち靜態經濟には生じない。それに反して發展する經濟卽ち動態經濟に於いては生產手段の新たなる結合の遂行の着手、普及があるから、經濟主體の活動は企業家的活動として景氣循環を現出せしめると云ふのである。尤も景氣循環、就中その一點をなす恐慌の問題は自由競爭に經濟活動の調和のみを認めんとした古典學派的經濟學にとつてこそ持て餘されたものであるが、資本主義經濟の矛盾に多くの注意を拂ふ社會主義經濟學は好んで說明せんとした問題であつた。かかる傾向の說明は單純再生產より擴張再生產の問題に研究を擴張したマルキシズムに至つて大成された。恐慌、景氣循環の問題を中心として從來の經濟學の到達したる靜態動態論はマルキシズムの單純再生產擴張再生產論に對應する。從つてマルキシズムに於いては景氣循環の問題は再生產行程の內容と發展の理解の後に解決される。以下「再生產」、「恐慌及恐慌學說」の項を參照されたし。**參考書** Mitchell, Business Cycles. D. Pigou, Industrial Fluctuation. Löwe, Der gegenwärtige Stand der Konjunkturforschung (Festgabe für L. Brentano, II). Stucken, Theorie der Konjunkturschwankungen. Schumpeter, Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung.（岸本誠二郎）

經驗 (Experience. Erfahrung. Expérience) **及經驗科學** (Empirical Science. Empirische Wissenschaft. Science empirique)〔經驗〕普通に直觀又は體驗と同一に解されてゐる。哲學上兩者は明確に區別さるべきものであつて、經驗とは寧ろ直觀や體驗の組織である。それが組織されるためには思惟の作用が加はらねばならぬから、經驗は直觀と思惟とが相俟つて生ずるものである。かくて經驗に於いてその內容と形式とが分たれることが出來る。經驗の內容とは感覺的直觀のことであり、經驗の形式とは感覺的內容を組織するところの思惟の形式卽ち範疇のことである。經驗的思惟は必ず或る特定の對象を有し、その對象に統一せられる內容は凡て直觀に於いて與へられる。思惟は對象の

組織を定立する。そしてその組織の方法もまた對象と同じく直觀の內面的關係に依屬するのであつて、思惟は個々の對象とその組織との定立に於いて直觀にその作用の規範を仰ぐと見られる。〔經驗科學〕これはその取扱ふ對象が經驗事實であると同時に、その認識の方法もまたつねに經驗に基き、經驗の加工組織をなすものである。經驗科學に對するものは先驗科學である。先驗科學は純粹形式科學であつて、數學がこれに屬する。卽ち數學の對象は思惟の抽象形式であり、その認識の方法は經驗に基かずして、先驗的に思惟の構成に基く概念の關係を根本原理から演繹することに存する。かかる形式科學に對して經驗科學は事實科學ともまた實質科學とも稱せられる。更に經驗科學は或はその對象の區別から自然科學と精神科學とに分たれることがあり、或はその方法の區別から自然科學と文化科學とに分たれることがある。經驗科學と雖もその認識は凡て經驗から來るのでなく、理論物理學などに於いて明かに見られる如く、經驗に於いて實證し能はざる內容を有する概念を含むところの命題卽ち假說をその缺くべからざる要素としてもつてゐる。このことは經驗の數理化、換言すれば、經驗を計量的要素に還元して、その要素の數學的函數關係を普遍的なものとして立てることを目標とする自然科學にあつては一般に避くべからざることである。(三木清)

經驗論 (Empirism. Empirismus. Empirisme) 凡ての認識は內的または外的經驗から生れ、經驗が概念の唯一の源泉であるとする主張である。かくて認識論的には、一切の概念、從つて範疇すらも經驗から抽象されたものであるとし、一切の判斷、從つて認識の根本命題すらも經驗から歸納されたものであると考へる。徹底した經驗論者は何等の先驗的なものをも認めないばかりでなく、思惟の能動的作用すらも認めず、それ故感覺論者である。かかる感覺論的經驗論に對して合理論的または批判主義的經驗論がある。これらは經驗材料の思惟による加工を承認してゐる。ただそれらが主張するところは、何等の「超越者」も許すべきでなく、經驗し得るもののみが認識を構成するといふにある。方法論的にみれば經驗は、あらゆる科學を經驗的事實の、及びその方法的加工の上に建てしめる原理である。形式學(純粹數學、論理學)及び規範學を除いて現代の諸科學はこの經驗の原理を最もよく取入れてゐる。希臘哲學でも經驗論を取るものは、キレナイケル、ストア學派、エピクロス學徒である。中世に於いてはW・v・オッカム。近世哲學ではフランシス・ベーコンである。就中後者は英國經驗論の基礎を置いた。認識論的經驗論はロックに始る。當時デカルト哲學の生具觀念について講論があつた。ケンブリッジ・プラトニストは一般にこの先天的な內部觀念を認めたが、ロックは少くとも經驗の最初に於いてかかるものは存しない、若しかかるものがあれば人々の知識は一般に一致してゐなければならぬ、然るに數學的知識にあつてもたままに知識を有する筈であるが、かやうなことはあり得ない、從つて我々の心は白紙(tabula rasa)であつて經驗がこの上に字を書いてゆくが如きものである、と論じた。併しロックは經驗に感覺と反省とを分け、その源泉が異るとした。この不徹底は一方フランスのコンディヤックの純粹感覺論的經驗論に於いて徹底した。卽ち彼によれば、知識は經驗さへ加はれば進歩する、蠟人形に色々の感覺を與へてゆけば思惟するに至ると。この考は更にその弟子であつて意志的經驗論に轉化した。他方ロックの思想はヒュームに至つて懷疑論に陷つた。現代ではウイリアム・ゼイムス、ベルグソンが經驗論者に算へられ得る。なほ實證論的經驗論と稱されるものの代表者は、スチユアルト・ミル、ベイン、アヴエナリユース、マツハ。先驗的經驗論を主張する人にセルギユース・ヘツセンがある。(三木清)

傾向 (Tendency. Inclination. Tendenz, Neigung. Tendance) (一)或る物への方向、特に發展の方向をとることを意味する。この意味に於いてライプニツツは質料的事物は延長と力とを有し、力は單なる能力ではなくして、對立的な力によつて妨げられないときには全き結果に到る一つの傾向であると云つてゐる。ナトルプによれば凡ての傾向は統一への傾向である。このことを除いて一般に傾向について何物も理解されない。なぜなら傾向は方向であり、方向はつねに一つのものへ到るからである。(二)性向、氣質等を示す。この意味に於いて傾向は個人的肆意を伴うをもつて義務の要求に相反するものとされる。カントは傾向を感性的愛として解し、傾向よりする行爲はたとへ道德法の要求と一致するとしても義務の觀念よりするものと區別さるべきであるとした。蓋し傾向は經驗的なものであり、從つてそれより發する行爲はそれ自體に於いて普遍妥當的な價値を擔ふことが出來ない。(三木清)

經濟 (Economy. Oekonomie, Wirtschaft, Economie) 〔語源〕經濟なる語は支那及び日本では古來より政治の義に用ひられ、支那上古において經國濟民などの熟語あり、また我國でも例へば熊澤蕃山の「經濟拾遺」や太宰春臺の「經濟錄」などの書名みな此の意に用ひられた。西歐諸國のEconomy(英)、Oekonomie(獨)、Economie(佛)はラテン語のoeconomia に由來し、これはまたギリシア語のオイコノミヤに出で、それはオイコス(家)とノモス(法律)とより成るといふ。要するに家計または家政の意で、ドイツの Wirtschaft も同義である。ここにおいて一國の經濟を現はすには特に限定詞を附して政治經濟(Political Economy)とか國民經濟(National Economy)とか社會經濟(Social Economy)とか言ふに至つた。〔定義〕が、今日の學術語としての經濟は、右のごとき政治または家計の意ではない。また政治經濟その他と同義でもない。それらは寧ろ經濟の一歷史形態たる今日の資本主義經濟のみを指すものと見るべきであつて、それらと區別して嚴密に經濟とい

ふときは、各時代の特殊形態を抽象した一般的概念である。この意味の經濟とは、廣く人類が共同生活において其の必要とする資料を獲得するをいふ。人類は決して個々單獨に生活するものではないから、その共同生活は一定社會(群・部族・國家)を單位として營まれ、この單位の範圍は次第に擴大される。從つて經濟の範圍も次第に擴大される傾向をもつ。〔經濟の歷史的諸形態〕かかる意味の經濟は、生產力の發展段階に應じてそれ〴〵異なれる形態をとる。人類進化の初期にあつては原始共產經濟が行はれ、古代社會にあつては奴隸經濟、中世封建時代にあつては莊園經濟および都市經濟が行はれ、最後に現代にあつては資本主義經濟が行はれる。これ人類が生活資料を獲得するにあたり其の生產方法を異にし、從つて生產關係(經濟關係)を異にするがために外ならぬ。原始共產經濟においては未だ一般に私有財產制も階級別も存せず生產消費ともに共同に行はれたが、生產力次第に發展して一定の餘裕を生ずるに至り、捕虜などを奴隸として養ひ專ら勞働に服せしめることとなつて玆に古代の奴隸經濟が成立した。これによつて生產力が大いに發展してギリシア＝ローマの燦然たる貴族的古代文化の基礎をなしたが、それはやがて農奴と封建領主との對立に基づく莊園經濟に轉化し、この經濟の內部に手工業者や商人のギルドを中心とする都市經濟が次第に發展した。この都市經濟の發展は商品生產を促進し、他方道具や機械の發達と相俟つて遂に賃勞働を基礎とする今日の資本主義經濟にまで發展したのである。原始共產社會の崩壞して以來のあらゆる經濟は、私有財產制の下に社會の一階級による生產手段の獨占と、他階級の勞働の搾取との形態をとつて進展したが、今やかかる形態の下に發展せる今日の資本主義經濟そのものが漸く社會生產力の桎梏となり、ここに生產手段の獨占と勞働搾取とが止揚されて新たなる共同經濟が樹立されんとしつつある。人はこれを社會主義經濟と呼ぶ。(林要)

經濟段階說 (Economic Stage Theory. Entwicklungstheorie) 經濟史學者は人類社會に於ける經濟發展の歷史に段階を設けてゐる。しかし、段階を設けるに當つて、各學者その信ずるところに依つてゐる標準を立て、それを基礎として經濟史に段階を設けてゐる。從つて經濟段階說は、多く存在し、各學者各自の段階說に依るか、或は各學者の段階說を混合して用ゐてゐる。いま左に諸學者の段階說の大體を簡單に敍述する。〔生產の形態或は生產と消費との關係の方面から分類した段階說〕(一)モルガン(Lewis H. Morgan)の段階說。彼は、生產技術を標準として段階說を建て、先づ未開(Wildheit)、野蠻(Barbarei)、文明(Civilisation)に三大別し、その各を次の如く細別してゐる。未開をもつて、第一期(時々はまだ樹上生活を營み、食料としては、草の實、木の實、草根を蒐集した。言語漸く發生。)第二期(魚介類をも食料とし火の使用を覺ゆ。打製石器の製作時代。)第三期(弓箭の發明。狩獵により動物を食料とした。村落の定着。木器及び諸道具の製作。樹皮をもつてする織物。磨製石器の製作。獨木舟の製作。)の三時代に割し、野蠻時代も亦、第一期(土器製作。動物の馴養飼殖及び植物の採培)、第二期(東大陸では肉及び乳を供給する家畜の馴養を以て始まり、西大陸は煉瓦、石を建築に用ゐ、素朴なる圃耕作が行はれた。)、第三期(鐵鑛の熔解をもつて始まり文字の發見行はる。エポス時代のギリシア、建國前のイタリア種族、タシタスの敍述に現はれたゲルマンの時代)に分たれた。次に歷史時代に入り、それを文明時代と呼んだ。モルガンは主として原始時代を研究した學者なので、段階說も主として原始時代にとどまつた(Morgan, Ancient Society による)。(二)グローセ(Ernst Grosse)の段階說。これは生產形態の種類を標準とせしものである。(イ)低級狩獵時代、(ロ)高級狩獵時代、(ハ)牧畜時代、(ニ)低級農業時代、(ホ)高級農業時代。これが彼れの段階說である。(三)リスト(Friedrich List)の說。これも大體グローセと同じ標準から段階を分別した。(イ)野蠻段階、(ロ)牧畜段階、(ハ)農業段階、(ニ)農業工業段階、(ホ)農業、工業、商業段階。リストのこの說は、彼の商業政策をたつるに際して分別したものである(List, Das nationale System der politischen Oekonomie. による)。(四)ブュッヘル(Karl Bücher)の說。この說は一財の生產が財の消費に對して有する關係、もつと精確に言へば、財が生產者から消費者の手に屆くまでに通過するところの道程の長さ(Länge des Weges)を標準として建てたものである。(イ)封鎖的家內經濟の段階(純粹なる自己生產、無交換經濟の段階)。この段階で、財は生產と同一經濟內で消費せらる。(ロ)都市經濟の段階(顧客生產または直接交換の段階)。この段階では、生產者と消費者の間には何等の仲介も入らない。(ハ)國民經濟の段階(商品生產、財の流通の段階)。生產者と消費者の間に幾多の仲介が介入する段階。(K. Bücher, Entstehung der Volkswirtschaft による)。〔交換に意識して分類した段階說〕ヒルデブランド(Bruno Hildebrand)の說がこれである。それによれば(イ)は自然經濟の時代である。この時には物と物との交換乃至物々交換(Barter)が交換の一般的形態である時代。(ロ)は貨幣經濟の時代で、貴金屬よりなる貨幣を媒介手段とする時代である。(ハ)は信用經濟の時代でこの時代には、最後に同一物又は等價物を返濟すべしとの約束たる信用によつて財を交換する。(Hildebrand, Die Nationalökonomie der Gegenwart und Zukunft. による)。〔政治と經濟との關係を標準として分類した段階說〕シュモーレル(Gustav Schmoller)の段階說はそれにあたる。(イ)村落經濟の時代。(ロ)都市經濟の時代。(ハ)領域經濟の時代。(ニ)國民經濟の時代。(ホ)世界經濟の時代。(Schmoller, Grundriss des allgemeinen Volkswirtschaftslehre. による)。〔社會的分化を標準とせる段階說〕ゾンバルト(Werner Sombart)の段階說である。(イ)個人經濟の時

代。無交換の自己經濟の時代。(ロ) 過渡的經濟の時代。自ら慾望充足を行ふが他の經濟との規則正しき協同のもとにある時代。(ハ) 社會經濟の時代。常に他人と結合關係に立つ經濟の時代。(Sombart, Das Moderne Kapitalismus. による)。「**結合關係を標準とした段階說**」ミッチエルリッヒ (Mitscherlich) の段階說。(イ) 簡單な共同經濟の段階、(ロ) 共同經濟的基礎に基いて協同的に結合された經濟の段階。(ハ) 自由個人經濟の段階。(ニ) 個人經濟的基礎に基いて協同的に結合された經濟の段階。(Mitscherlich, Eine Wirtschafts Stufen Theorie による)。「**生產關係をもつて分劃せし段階說**」マルクス (Karl Marx) の段階說がこれに當る。(イ) 原始共產體の時代。(ロ) 古代社會の時代。主として奴隸の勞働に基いた時代。(ハ) 中世封建制度の時代。主として農奴の勞働に基いた時代。(ニ) 資本主義又はブルジョア的社會の時代。(Marx, Zur Kritik der Politischen Oekonomie, Lohnarbeit u. Kapital による)。**參考書** 以上のべた各學者の著書の他に、本庄榮次郎、經濟史研究。田崎仁義、經濟史講義。Wilbrandt, Einführung in die Volkswirtschaftslehre. H. Fuchs, Wirtschaftslehre. Rosa-Luxemburg, Einführung in die Nationalökonomie. (石濱知行)

經濟學原理 太初行ひあり。存在は働くことに就て定立するが、知るといふことも存在に關するかぎり一つの働くことの中に求めなければならぬと古い哲學者は說いた。この說明には形而上學的な背景があつたが、それはさし置き、社會生活に關する吾々の知識は單に漠然と社會事象を眺めることによつて構成されるのでなくて、ある働きかけの要求に基いて獲得されるものである。人間は實踐的活動の中に社會的なるものの觀念を構成し發展せしめてゆく。從つて社會的なるものの觀念は靜觀的のものでなくて、その性質上既に實踐的のものである。これは素朴な社會上の觀念によく現はれる。經濟上の思惟もそれが素朴に成立してゐる場合には、その實踐的性質を率直に現はしてゐる。この點について吾々は近代經濟學の成立過程を顧みるとよい。すなはち經濟學はその生誕の當初、マーカンチリズムといふ政策本位の經濟思想として現はれ、漸次理論的なものに發展した。かくて理論的なる經濟學が成立したけれども、理論的なるものが成立すると否とに拘らず政策的なる經濟學の必要なことも實際上否定できなかつた。そこで經濟學は政策的な部門と理論的な部門とに分化して發達することとなつた。現代の經濟學で理論經濟學、純理經濟學、經濟學原理等と云はれるものと、應用經濟學、經濟政策學と云はれるものがそれである。經濟學原理は經濟學史上に於けるその成立の過程を見ると、以上の如く理論が政策實踐より離脱純化したものであるが、社會現象に關する理論一般の本質上、終局に於いて實踐的なものによつて基礎づけられなければならぬ。從つて經濟學原理論が理論的にみづからを純化することによつて、政策をより强力に指導することは十分に認めなければならぬが、又他面に於いて理論構成が政策的にすなはち實踐的に方向づけられることも見逃してはならぬ。經濟學原理に關するすべての問題はこの點より終局的の判斷を與へられる　ところで經濟學原理に於ける內容上の問題は第一に經濟概念である。經濟とは何かと云ふ問題である。むづかしく云へば經濟學構成上の指導概念である。從來說かれた著しい解答を見ると、物質的慾望充足に關する人間活動、最小の費用により最大の效果を獲得せんとするいわゆる經濟主義の活動、分配、生產、貨幣關連的活動、目的活動に對する手段的活動等をもつて經濟と解するものであつた。經濟概念の構成によつて經濟學の研究分野が明かとなるが、さうなると次に斯る經濟生活は內容的には如何なる組織に於いて研究さるべきかと云ふことが第二の問題となる。すなはち經濟學の體系の問題である。體系の構成に關しては現在種々な試みがあるが、支配的なものはない。尤も經濟學は從來ひとつの古典的な體系を持つてゐる。それは生產、交換、分配、消費の四部より成るところのいわゆる四分法の體系である　この體系はジャン・バプチスト・セイやジエームス・ミル等によつて基礎を與へられ、以後永く經濟學の常套的體系となつたものである。しかるに經濟概念を構成し、四分法の體系によつて築き上げられた經濟學は簡明ではあるが、現實の生活には餘りに縁遠い感じを與へた。そこでもつと根本的な問題として經濟現象は如何なる性質のものであり、經濟學は如何に研究されなければならぬか、と云ふ問題を中心とするところの方法論的研究を生じた。方法論的問題では古くイギリス古典學派、ドイツ歷史學派、オーストリア學派に於いて歸納、演繹の問題が爭はれた。個々の現象から共通なる特徵を抽象して經濟學上の諸概念を構成し、又は理解を成立せしめるか、或は一つの公理的なものから個々の現象に推論して理解を成立せしめるかの論爭は、しかし結局程度上の爭に終つた。それは歸納演繹の問題が終局的なものでなくてもつと根本的な問題が理解されなかつたからである。そこで歷史的社會現象を研究する社會科學は自然現象を研究する自然科學と如何に異なるかと云ふ問題が反省され始めた。この問題を最もやかましく論じたのは前世紀末より發達した新カント派の價値哲學であつた。それによると總じて自然科學は普遍化的の認識方法によるが、文化科學たる一般の社會科學は文化價値に關はらしめて個別化的方法によつて學問を構成する。文化科學は歷史的進化の意味を求めるものであるから、從つて經濟學の如き固定的の體系を求めることは不可能である。經濟學上の概念も體系も歷史の流れと共に絶えず改訂されなければならない。尤も經濟學に自然科學的要素は全然ないかと云ふに、さうではない。文化科學としての經濟學にも普遍化的研究方法を含むことを論ずる學者も少くない。すなはち自然科學的普遍化方法は斥けるが、文化科學的普遍化方法を考へると云つた方が正確であろう。かくて普遍化的方法を何等

かの意味で許すことになれば普遍化的方法によつて成立するいわゆる經濟法則は經濟學上許容し得るか、又許容し得るとするならば如何なる意味を有するか、と云ふ問題が生ずる。この問題に關して多くの學者は經濟學上、純自然法則は除外するも、何ほど何等かの法則的なるものを許容するが、しかも他面經濟學が終局に於いて一つの歷史科學であることを否定し得ないため、法則的考察の如き普遍化方法は固有の經濟學研究に對する一つの補助手段だと說くこととなつた。しかしながらかかる文化哲學より試みられたる經濟學の基礎づけには一つの致命的な缺陷があつた。と云ふのはこの方面の學者だちは歷史現象の文化的意味を捕捉するに腐心したが、歷史的發展は抑も如何なる性質のものであるかと云ふことを理解しなかつたが故に經濟學原理を學として基礎づけた半面に於いて、政策の科學的根據を否定せざるを得ざるディレンマに陷つた。蓋し歷史の發展が未來に向つても必然的な行程であることを理解しなかつたが故に、過去及び現在の經濟現象に關する靜觀的な價値認識は、未來への活動に何等の必然的意味を與へるものとならないのは寧ろ當然と云はなければならぬ。それは元來理論と歷史との關係を不明にするどころか、却つて兩者を絶緣した根本的錯誤に由來するものである。歷史に關する理論は歷史の意識化として、すなはち觀念としてみづからをより高級なる理論に純化する半面に於いて、歷史そのものに基礎を與へられてゐるのである。しかも歷史は人間の實踐活動として時間的に展開されてゆくものであるが故に、理論が歷史的であると云ふことは當然に理解が實踐的であると云ふことになる。換言すれば理論は歷史に最も忠實であることが又みづからの性質上最も實踐的なのである。且つ實踐は物質的に破壞と建設の交錯の必然的進展としての働きかけであるが故に、歷史は唯物論的に辯證法的なる必然的發展として定立する。だから過去及び現在の經濟現象に關する知識、理論、學問は必然的に未來への實踐、すなはち政策に對して指導的意味を有するものであつて、その間に何等論理を切斷する理由は存しない。いなむしろその論理を切斷することは政策の學問的基礎をこばむのみならず、理論みづからの基礎をも否定することになろう。理論は政策の問題にみづからを移すことによつて初めて歷史的意味を獲得する。ここに經濟學原理はみづからを成立せしめるために、又政策論をも學として成立せしめなければならない。後者を否定して前者のみを成立せしめることの不可能であることは、曩きにも說いた如くである。そこで再び原理論の內容問題に立歸ると、經濟概念の構成もロビンソン經濟の單なる想定によつて得られるものでなく現實の歷史的經驗を分析することによつて得られるものである。さうして經濟學上の諸法則も個人の意識に獨立して必然的に働くところの歷史の運動法則であつて、研究の單なる補助手段であるどころか、必然論的に、すなはち學問的に實踐に對して指針を與へるものである。最後に經濟學の體系にも永久普遍的な純形式的體系があるわけではなくて、歷史の運動法則を明かにするところの辯證法的形式である。この點に關してクラアク、シュンペエテル等によつて研究されたる經濟靜態論、經濟動態論の問題がある。しかしながら彼等の考へた經濟動態論は單に經濟變動論であつて、いまだ經濟の歷史的發展を說くものでないと私は考へる。何となればそのいわゆる動態は、更に歷史的なる說明を要する若干の動因によつて生ずる變動であつて、少くともその動因そのものの動態的說明を要するのみならず、動態を說明すべき靜態は全く非歷史的なる形而上學的構想に外ならないからである。吾々の必要とする靜態と云ふものがあるならばそれはすでに歷史的なる靜態でなければならぬ。蓋し總じて社會科學に於ける抽象的なるものは歷史的抽象でなければならぬからである。かかる歷史的抽象を基礎とし出發點としてのみ眞に歷史的なる經濟學原理が成立するであろう。さうして又それこそ最もよく、且つ學問的に經濟政策學に對應するであろう。**參考書** H. Rickert, Die Grenzen der naturwissenschaftlichen Begriffsbildung. J. S. Mill, A System of Logic. Amonn, Objekt und Grundbegriffe der theoretischen Nationalökonomie. Oppenheimer, Theorie der reinen und politischen Oekonomie. Diehl, Theoretische Nationalökonomie, Bd. I. Soda, Die Logische Natur der Wirtschaftsgesetze. (勝本鼎一譯「經濟法則の論理的性質」。(岸本誠二郎)

經濟學史 (The History of the Economic Doctrine. Geschichte der Wirtschaftswissenschaft. Histoire de Doctrines Économiques.) 經濟と歷史といふ語を含む研究について先づ吾々の注意を要する二部門がある。經濟史と經濟學史とがそれである。經濟史 (economic History) は經濟事實の歷史であつて、時に產業史とも稱せられる。すなはち人類の經濟生活の事實―人類の生存條件である財貨の生產及び分配等の經濟現象の事實とその發展を研究の對象としてゐる學である。換言すれば、客觀的に人間が生計を營んでゐた模樣の事實をその發展過程において研究する學であるが、經濟學史は、經濟理論の發展を主として研究の對象とする。即ち主觀的材料ないし形態を取扱ひ、人類が經濟事實とその諸關係に關して抱懷した觀念、殊にその學的構成を、換言すれば、その學的認識―理論、學說をその成立及び發展の過程において研究するものである。經濟學的認識の對象たる現象は、常に必ず經過的、歷史的性質を有してゐることは經濟史の明かに示すところであるが、斯る諸現象の學的認識も亦現象の變化に順應し、反映する過程となる。從つてここに歷史的社會科學たる經濟學の進步とその歷史性があると云ふべきである。經濟生活の事實の歷史を顧みるとき、幼稚なる封鎖的自給自足經濟時代より、都市經濟時代へ、更らに謂ゆる商業資本主義時代へ、また產業革命に起因する工場制度の成立と共にその成立を見た近代資本主義へ、更らに資本家的生產方法の發達

と擴張、資本の集中と蓄積、企業の獨占的結合、カルテルとトラストとの出現、最近における金融資本主義時代の生誕、さらにこれにつづくより高度の經濟段階への必然的變動を豫知せしむるまでに至つてゐる。經濟的意識形態としての經濟思想は、これに應じて古くより認められてゐた。バビロニア人は利子と質に關した觀念を有し、フェニキア人は商業と爲替手形を考へてをり、ギリシア人は分業その他の經濟的思想の多くを有してゐた。殊にギリシアにおけるソクラテス(Socrates)以下、プラトー(Plato)、ゼノホン(Xenophon)アリストテレス(Aristoteles)、等によつては既に生産、分配、交換の諸概念、富、價値、勞働、分業、奴隸貨幣等の經濟的範疇が法律學、政治學、倫理學等の一部として考察されてゐる。しかしこれが科學として成立し、發達したのは比較的近代のことに屬する。謂ゆる商業資本主義の段階と呼び做されてゐる十六、七世紀に至つて、經濟關係は次第に複雜となり、經濟上の諸現象は人間の社會生活にその重要さを加へるに從つて、その科學的研究の必要を見、その結果發見した法則や政策を實際に適用するに至り、經濟學はここに科學として成立し、その發達を見た。科學としての經濟學は、だから資本主義の誕生と共に成立し、資本主義の發達に伴つて發達したものであり、經濟生活の複雜となるに從ひ、その觀念的反映として考へられるところの經濟學に諸種の學說が生じた。而もその學派は、經濟學を經濟生活の學問的反映と考へる限り、それ〲一定の經濟段階における學的體系として觀察せられねばならないわけである。且つまた、社會の階級的構成を考慮するかぎり、その各の學派は各階級的反映として把握せらるべきものである。一般に、經濟學の科學として成立した以前の經濟上の諸範疇に關する歷史をも含めて、經濟思想の歷史を經濟思想史と呼んでゐるが、經濟學說史—經濟學史と云ふときは、特に學としての經濟學の成立以後の經濟理論の歷史的發展をその研究對象とするものである。何れにしてもこれ等の思想ないし學說の跡を辿るに際しては、その學者の生活した經濟的・社會的背景と密接に關聯せしめて考察し、一方においてその思想・學說の階級性及び歷史性を把握すると共に、他方においては、經濟的範疇の理論的發展—それは理論の歷史性を暗示する—の跡を辿ることが重要である。ギリシアとローマにおいては先づプラトーの「共和國」(Republic) が、分業、富、價値、貨幣、交換、分配等の諸概念について重要なる思想を述べてをり、ゼノフォン(Xenophon)は「經濟學」(Oeconomicus)の中に富、價値、勞働、分業等の思想を述べ「アテネの歲入論」(Ways and Means to increase the Revenues of Athens) の中においては、私經濟、殊に農業について最初の卓越せる寄與をしてゐる。アリストテレスは「政治論」(Politics) の中で交換價値、使用價値を區別し多くの經濟學的考察を爲してゐる。ローマのコルメラ(Columella)、ケトー (Cato) ヴァロー (Varro) 等は、農業生産について經濟學理論を述べてゐるが、何れも當時のピラミット型、奴隸經濟の反映、乃至その社會的制約を蒙つてゐる理論である。中世即ち四七六年のローマ帝國の崩壞より第十四世紀に至る時代は、ギルドを中心として生産が行はれた。當時はキリスト敎會が權威を有ち、社會的には、自由競爭でなくして互助と公正とがイデオロギーとして支配的であつた。經濟學者としてはトマス・アクイナス (Thomas Aquinas, 1225—1274) とトマス・モーア (Thomas More, 1478—1535) を擧げ得よう。モーアの共産主義的思想にはギルドの色彩が濃厚であり、アクイナスの富と産業に關する思想は公正價格 (Justum Pretium) の敎義がその核心をなしてゐる。中世紀時代を繼受して發展した經濟思想は謂ゆる重商主義(Mercantilism)で、これは十六世紀より十八世紀に至るまでヨーロッパ諸國の經濟政策を支配した經濟觀であつた。代表的學者は、イギリスではヨシア・チャイルド (Josiah Child)及びトマス・マン(Thomas Mun)で、封建諸侯の勢力を抑へ、國王の權力を伸張するために、金の集積に努め、金の流出を禁じ、關稅の障壁を高くし、國內産業の發達を計つた。彼等の思想はクロムウエル (Cromwell) の一六一五年の航海條令に實現してゐる。フランスではコルベール (Colbert, 1619—1683) によつて同樣な經濟思想と政策とを見る。十八世紀に至つて中世ギルドの胎內に萠芽した近代資本主義は、ギルド制度を否定しつつ發展した。フランスにおいてはケネー (François Quesney, 1694—1774) を中心とした一連の重農主義學者(Physiocrats)が、重商主義に反擊する自然法的イデオロギーを主張した。ケネーの「經濟表」(Tableau Economique) は、はじめて經濟學を科學にまで體系づけたがその中には生産及び分配に關する資本主義的經濟學が說かれてゐる。社會總資本の思想、純生産の思想は後年マルクスによつて美事に止揚されてゐるものである。イギリスにおいては、アダム・スミス (Adam Smith 1723—1790) が、イギリス資本主義の發達と共にそのイデオロギーを大著「諸國民の富」(Wealth of Nations) に代表し、經濟學は更に一段とその體系を完備した。後年における經濟學上のあらゆる問題は殆んどスミスによつて先鞭をつけられてゐる。マルサス (T. R. Malthus, 1766—1834) とリカルド (David Ricardo, 1772—1823) とは、スミスを繼承してイギリス古典派經濟學を大成した。スミスは生産論に、マルサスは人口論に、リカルドは價値論、分配論殊に地代論において、經濟學上に多大な貢獻をなしてゐるが、いづれも發展しつつある資本主義的イデオロギーの表現たるものである。資本主義は必然にその矛盾を暴露するとともに、その客觀的・經濟的事情は、リカルド以後の經濟學の分野を明らかに勞資の二大イデオロギーに分つた。一つの潮流は謂ゆる俗流經濟學派 (Bürger Ekonomie) で、單に古典學派の理論を遵奉し、これを普及することに餘念のなかつた保守・反動・低迷の一派である。セニア (Nassau William Senior, 1790—1864) フォーセット

(Henry Fawsett, 1833—1884)、ケアンス(John Elliot Cairnes, 1824—1874)等、イギリス外では、ラウ(Rau, 1792—1870)、フォン・チューネン (Von Tunen, 1783—1850) クラウス(Christian Jakob Kraus, 1753—1807)、等々枚擧に遑がない。「經濟原論」(Principles of Political Economy)を著した古典學派の最後の明星たるミル(John Stuart Mill, 1806—1873)は、リカルドの後に立つて、後に續く社會主義學派、俗流學派の中繼をなしてゐる。ドイツにおいては、遲れて發達した資本主義と同時に形成されたドイツ帝國を地盤として歷史學派(Historische Schule)が成立した。リスト(Friedrich List, 1789—1846)、ロッシエル(Wilhelm Roscher, 1817—1894)、クニース(Karl Gustav Adolf Knies, 1821—98)及びヒルデブラント(Bruno Hildebrand, 1812—1878) は、それ〲大著を公けにし、古典學派の世界主義、自由貿易主義に反對し「歷史的方法による經濟學」と「保護關稅論」とを主張し、新興ドイツ資本主義國家とドイツ・ブルジョア階級の代辯を努めた。更に發展した新歷史學派は、イギリスの自由放任主義に反對しつつも、ドイツ資本主義の必然的所産たる社會主義思想に對立し「勞資協調主義に據つた。シュモラー(Gustav von Schmoller, 1838—) を中心に、ブレンタノ(Lujo Brentano, 1844—)、ビュヒアー(Karl Bücher, 1847—)ワグナー(Adolf Wagner, 1835—1917) 等々、講壇社會主義者(Kathedersozialisten)と呼ばれる一團の學者がそれで、社會問題の解決に對し倫理的見地を以てし、一八七三年「社會政策學會」(Verein für Sozial Politik) を設立した。そこに歷史學派の階級性が見らるる。この學派は歷史的方法の高調の結果、經濟學を經濟史の領域にまで引き入れたと言はれてゐる。最近における最も新しき經濟學と見做されてゐるものにオーストリア學派 (Österische Schule) があるが、これは、メンガー (Karl Menger, 1840—1921)、ウイザー (Friedrich von Wieser, 1851—)、ボエム・バウエルク (Eugen von Böhm Bawerk, 1851—1914)、ゴッセン (Herman Heinrich Gossen, 1810—1850)、ジエボンス(William Stanley Jevons, 1835—1882)等の一派で、價値論の領域へ心理的要求を取り入れ、「限界效用學說」(Grenznutzentheorie)を理論的中核としてゐる。該學派は金融資本主義下における利子生活者の社會層の理論的表現として階級的意義を有つ。この外ブルジョア經濟學としてレイモンド(Raymond)やジョン・レー(John Rae)、ケーレー(H. C. Carey) によつて樹立されたアメリカ派經濟學があり、クラーク(Clerk)、イリー(R. T. Ely)、パッテン(Simon N. Patten)、タウシッグ(F. W. Taussig)、フイッシアー(I. Fisher)等著名なる學者が多い。又限界效用學派の亞流としての新オーストリア學派の經濟學がある。これ等一連の學派に對立し、これが否定の發展としての社會主義學派は、資本主義の矛盾の暴露と無産階級運動の發生の理論的反映である。從て資本主義組織の徹底的解剖と批判とをなし、これを否定し、次の段階への必然的發展過程をその理論の中に示唆する。經濟學上剩餘價値論と搾取の廢止は共通に一貫して理論の基礎をなしてゐる。初期においてはイギリスにおけるリカルド派社會主義者 (Ricardian Socialists) としてのチャールス・ホール (Charles Hall, 1740—1823)、タムスン(William Thompson, 1783—1833)、ホヂスキン(Thomas Hodgskin, 1787—1869) 等の搾取廢止のための經濟理論ないし分配論を見る。その外、イギリスには謂ゆる空想的社會主義者(Utopian Socialists)ゴドウイン (William Godwin)、オーウエン(Robert Owen)の經濟思想以下最近に於るギルド社會主義者たるウエッブ(Webb)、コール (Cole) 等の學說がある。フランスでは空想的社會主義者たるサン・シモン(Saint Simon)、フーリエ(Fourier)、カベー(Cabet) ルイ・ブラン(Louis Blanc)、プルードン(Proudhon)以下、最近におけるサンデイカリズムの經濟理論が展開されてゐる。ドイツにおいては、ワイトリング(Wilhelm Weitling) ロードベルツス(J. K. Rodbertus)、ラッサール(F. Lassalle)の經濟理論を經て、マルクス(K. Marx)、エンゲルス(F. Enge's)の「資本論」(Das Kapital) において完全に社會主義經濟學が展開された。一九〇三年頃より謂ゆる後期資本主義の時代に入り、經濟的恐慌と獨占的資本主義、カルテル・トラスト、等々は、次のより高度の段階への示唆となり、ここにそれを背景としての轉形期經濟學が發生した。マルクスの理論の發展としてドイツにおいてはローザ・ルクセンブルグ(Rosa Luxemburg, 1871—1919)の Die Akkumulation des Kapitals, ヒルファーディング(R. Hilferding, 1812—) の Das Finanzkapital. ロシアにおいてはレニン (Lenin) の Der Imperialismus als Jüngste Etappe des Kapitalismus, 及びブハーリン(Bucharin)の Oekonomie der Transformationsperiode. や Imperialismus und die Akkumulation des Kapitals 等がある。ここにおいてはマルクス學說は、理論の實踐への統一を意味し、プロレタリア革命が最後の問題として殘る。社會主義社會の組織されたる經濟においては、經濟學の基礎的問題、すなはち價値、價格、利潤、賃銀の問題はすべて消失し、市場及び競爭といふ盲目的勢力によつて左右されずに、意識された計畫によつて左右される。從つて市場の「盲目的法則」を研究する學—經濟學—の存在する餘地はない。ゆゑに資本主義的商品生産を基礎とする社會の終焉—資本主義社會の止揚—は、同時にまた經濟學の終焉を意味す。從つて帝國主義段階における社會主義經濟學は、從來のブルジョア經濟學の否定の發展であり、經濟學終焉の一歩前の所に位する轉形期經濟學であり、革命の經濟學である。これが、最後の段階における經濟學の史的意義であり、また經濟學史の運命である。

參考書 Karl Marx, Theorien über den Mehrwert. Gide et Rist, Histoire des Doctrines Économiques les Physiocrates jusqu'à nas Jours. K. Diehl, Theoretische Nationalökonomie. 2 Bde. Cossa, Introdu-

etion to the Study of Political Econom, Haney, History of the Economic Thought. Bucharin, Die Politische Ökonomie des Rentners.（住谷悦治）

經濟行政（Wirtschaftsverwaltung） 經濟行政とは國家又は公共團體が經濟政策の爲めの行政を指稱する。經濟政策とは公權力を以て經濟生活の規整を行ふ一般的基準に外ならぬ。經濟政策の範圍又は方針は、經濟事情の進化並びに政治組織の態樣如何によつて一樣でない。經濟的活動を主として個人又はその集團の自由に放任し、國家又は公共團體は直接之に關與することをしなかつた時代に於いては、經濟政策は專ら個人の力の及ばざる施設によつて產業の保護助長を行ひ、他は原則として個人の自由活動を妨げざる立法的規制の手段を以て、その經濟秩序の調整を行つたに止まる。この時代の經濟政策從つて經濟行政は、資本主義の發生及び興隆期に適應したものであつて、言はば資本家的生產の助長行政であつたと言へる。然るに、資本主義の成長と共に、勞働者階級の政治的結成が行はれ、國家及び公共團體の經濟政策の基調は變化するに至つた。經濟生活は生產流通及び分配の過程を通して、公共的統制の下に置かれると云ふ原則が確立するに至つた。この傾向は、經濟政策と區別されて發生し來つた社會政策の進步によつて一層促進された。今や經濟政策は資本家的生產の助長保護といふ目的を越えて、全國民—その主要部分は勤勞所得階級—の所得又は購買力の確保又は增進と云ふ點に置かるるに至つた。この觀點より、經濟生活の全行程が統一的に公共的統制の下に置かれるに至つたのは、經濟理論の變遷から當然に理解される所である。かくて資本家的經濟秩序は徐々に統制的計畫經濟に移りつつある。この點は、サヴエート・ロシアの經濟行政に於いて顯著に現れてゐる所であるが、實質的には高度資本主義の諸國家に於いても見られる所である。これらの經濟政策は當然にその政策の擔當者たる行政機關の變革を齎らす。その經濟行政の組織態樣は各國必ずしも一樣ではないが、經濟省（又は商工省）農林省、交通省及び勞働省等がその主要機關であつて、その相互關係が次第に重要視され、そこへ金融信用に關する財務省が加つて、統制的計畫的經濟の中樞機關が組立てられるのである。經濟政策及びその行政の態樣如何は、その國の資本主義經濟の進步階段を示す徵表と言つてよい。**參考書** Borght, Volkswirtschaftspolitik, 3. Aufl, 1920. Philippovich, Grundriss der Politischen Ökonomie, Bd. II. Creeraft, Government and Business, 1928. Balfour's Committee's Report on Trade and Industry, 1925—29. Brailsford, Socialism for Today, 1925 Krischnowski, Die Planwirtschaftsarbeit in der Sowetunion, 1927.（蠟山政道）

經濟史概論 經濟史（Economic History. Wirtschaftsgeschichte. Histoire économique）とは、主として社會構造の基礎をなすところの經濟制度進化の過程を、他の諸種の社會的要素—例へば政治、法律、もしくは宗教、哲學、文藝等—との相互關係（Weehselwirkung）に於いて研究する學問である。而して各國に於ける經濟制度進化の過程は、その國に於ける特殊の諸條件—例へば地理的形態、氣候、その他の環境、經緯度の差異等—によつて多少の相違と特質を有するのであるが、その進化の根本的過程に於いては、大體に於いて同一である。そこに經濟史概論が成立する。それに對應して、各國に於ける特殊なる諸條件を考慮に入れて各國に於ける經濟制度發展を研究の對象とする學を經濟史各論とする。イギリス經濟史、ドイツ經濟史等が卽ちその例證である。經濟史研究にあたつても、他の諸學問研究と同じく、その研究方法が問題となる。そのうちで最も問題となるのは、人類の一般的歷史的進化に於ける經濟制度の地位、他の社會的要素と經濟的要素との關係、歷史的進化の原動力等に對する研究者の視點であつて、その視點または立場の異なるにつれて經濟史の研究方法を異にする。經濟史概論を說くに當つて、學者はその歷史的進化に諸種の標準に從つて數個の段階を分別する。經濟段階說（Entwicklungsstufentheorie）なるものが卽ちそれである。いまつぎに重要なる段階說を列擧して見る。（一）リスト（F. List）の說。野蠻狀態、牧畜狀態、農業狀態、農工業狀態、農工商狀態。（二）ビュッヘル（K. Bücher）の說。封鎖的家內經濟の時代、都市經濟の時代、國民經濟の時代。（三）ヒルデブラント（B. Hildebrand）の說。自然經濟の時代、貨幣經濟の時代、信用經濟の時代。（四）シュモーラー（G. Schmoller）の說。村落經濟の時代、都市經濟の時代、領域經濟の時代、國民經濟の時代、世界經濟の時代。（五）マルクス（K. Marx）の說。原始共同社會の時代、古代社會の時代、封建制度社會の時代、資本主義制度社會の時代。筆者は、最後の段階說を採り、それによつて經濟制度發展の概論を述べることとする。すべての民族の歷史の初期、原始社會には血族關係と生產手段の共同所有とに基づく共同經濟の社會が存在する。この時代の研究は、（一）現に地球上に存在する未開種族—例へばオーストラリア土人、ヴェッダ族、ブッシュマン族、アメリカ・インデイアン—の研究と、（二）後來段階に殘存した村落共同體（Dorfgemeinschaft. Village Community）—例へばドイツのマルク共同體（Markgenossenschaft）、インドの原始共產體、ジャバのデッサ（Dessa）共同體、ロシアのミール（Mir）、アングロサクソンの村落共產體、ペルーのインカ王國のマルカ（Marca）—によつてなされる。**〔原始社會〕** この原始社會に於いては、同一血統より生じた同一血族のものが、生產に當つて諸種の困難に打克つために共同勞働、共同經濟を行ひ、すべての社會編制が共同的規模のもとに行はれた。オーストリア土人のトーテム制度の如きは、狩獵をなすに當つての大規模なる共同勞働的組織である。原始人が遊牧の生活をやめて、土地に定着し、農業を營むに至つては、農業共產主義

（Agrarkommunismus）と言はるる村落共同體を營んだ。そこに於いては、主たる生產手段たる土地は村落構成成員の共有に屬し、各成員はその土地の一部分の上に一定期間單なる使用權を有するに過ぎず、かかる各人の持分も、村落集合の協議によつて大體平等に、抽籤（從つてその土地を抽籤地—Losgüter, Lots. Tirage, Udel—と呼んだ）その他公平なる方法によつて、一定期間使用の條件のもとに分割されたのである。而して、この共同體の重要事件はすべて共同體集合の決議によつて決せられ、その決議はすべて共同體の利益を標準として行はれたのである。而してこの村落共同體は、例へばローザ・ルクセンブルグは過去に行はれた原始共產主義の最後の形態であると言つてゐる。生產力の發達、それに伴う社會關係の變化はやがてこの共有に基く村落共同體を崩壞せしめ、生產手段の私有を招致せしめた。**〔古代社會〕** 古代社會は主として奴隷勞働に基く社會である。奴隷は、生產力の發達が他團體よりの勞働を必要とする程度に發達し、しかもそれらの成員外の勞働者を養ひ得る程度に必要以外の餘剩生產が可能となるに至つてはじめて發生した。而してこの奴隷經濟が發達し來るとともに、すべての生產が奴隷の勞働の上に基づくに至つた。エジプト、バビロニア、アッシリア等の古代諸國及び各國の古代にはその程度には差異があつたが、この奴隷勞働に基づく經濟制度が行はれた。そのうちでも奴隷勞働が典型的に發展したのがギリシアとローマとである。エンゲルスは「奴隷制度なかりせば、ギリシア、ローマの文明はあり得なかつたし、ギリシア、ローマの文明なかりせば近世ヨーロッパの文明はあり得なかつたであろう」とさへ言つてゐる。この兩國に於いては、その最極盛時には生產は殆んどすべて奴隷の手によつて行はれ、生產以外の諸役務も亦奴隷の勞働を煩はさざるものなく、ローマの全社會が全く奴隷勞働の上に寄生してゐたのである。從つて戰爭その他による奴隷源泉が杜絕し、また奴隷勞働そのものが發達し來つた生產力の前に、效用すくなきに至るや、ギリシア、ローマの社會は崩壞の道を急ぎ、一方發展し來りつつありし大土地所有（ラティフンデューム）に基くコロナート（Kolonat）制度が中世莊園制度への道を拓きつつあつたのである。**〔封建制度の社會〕** 中世封建制度は、大土地所有による農奴の勞働に基く社會である。村落共同體崩壞以後土地の私有權が發達し、それとともに、從來單に一定期間を限つて共同體の職務に從事せし共同體の役員の職務が漸次世襲化し、それが土地私有と結びついて、そこに大小の貴族階級を勃興せしめ、そのうちから王が出現した。而して、それらの貴族は自分の部下に一定の義務—軍務に服し主人を防禦するの義務—のもとに土地を與へ、土地を通じて主從の關係を成立せしめた。かかる關係が一般化せしものが卽ち封建制度である。而してこの封建制度は貴族をはじめ、貴族より土地を與へられたるものの采地—卽ち莊園（大土地所有）に於ける經濟に基いてゐる。莊園には土地所有者たる莊園主とその莊園內に莊園主のために勞働することを條件として土地の使用を許されたる農奴（Serf, Villein. Hörigkeit. Leibeigenschaft）とがあり、莊園廣大なる時には、それらの農奴を監督する諸種の役員（Bailiff. Maier）が設けられた。ドイツのグルンドヘルシャフト（Grundherrschaft—生產力の發達とともに經濟は、殊に貨幣が一般に行なはるるにつれて、自己經濟—Eigenwirtschaft—より市場のための生產となり、グルンドヘルシャフトはグーツヘルシャフト—Gutsherrschaft—に變じた）イギリスのマナー制度（Manorial System）は莊園の典型的のものである。莊園內の農奴は領主に對して（一）賦役。これは領主直屬地（Desmene, Salland）の耕地の上で一週間の內二日乃三日領主のために勞働し、または莊園のために道路を開設し、橋梁水車を建設する等の勞働をなすこと。（二）貢租。農奴が使用を許されたる土地の上で生產したる農產物、又は手工業的生產物—例へば衣服靴等—を領主に獻納する義務。（三）その他の義務。例へば人頭稅、蜜蜂稅、結婚稅、十分之一稅その他諸種の名目による稅もしくは手數料を領主（中世莊園の領主は世俗上の領主—卽ち貴族、騎士等と宗敎上の領主—卽ち敎會、修道院の僧正等）に獻納する義務等これら三種の義務を有してゐる。中世封建制度社會時代には莊園制度のほかに都市の勃興が著るしい特色をなす。莊園內に於ける生產（農業、手工業、牧畜業等の）の發達は、莊園內の自己生產より餘剩を生ずるに至り、その餘剩生產物は外國の商人又は他の莊園成員の生產物と交換せらるるに至り、その交換が一般化するとともにそこに交換の場所が一定せられ、一定期日に交換が行はるることとなる。ここに市場（Market, Markt）が成立した。市場の開設とともに、その地には多くの商人、手工業者が定住するに至り、集合したる彼等は市場を守り、その自由を確保するために市場の平和（Marktfrieden）、市場の自由（Marktfreiheit）等の規約を設け、また市場の周圍に城壁を築いた。そこから後世の都市が發達し來つたのである。市場は多くの人の集る所を便宜としたが故に、都市は單なる定期的市場の開設地以外に宮殿所在地、敎會修道院所在地等よりも發生した。一度び成立したる都市は、都市を王、領主の封建權から獨立せしめんがために多くの努力をなし、遂に都市の獨立を獲得するに至つた。この獨立都市のうち最大の發展を遂げたものが所謂都市國家で、イタリーのヴェニス、フロレンス等はその例である。この都市の王、領主よりの獨立を稱して都市の第一革命といふ。都市獨立後に市會が設けられ、それが都市の行政を左右した。その議員となつたものは、多く都市貴族（Patrizier）—商人にして巨富を獲て議員となりしもの—であつた。商人は市場開設以來商人ギルド（Kaufmannsgilden. Merchantgild）を組織して共同して商業に從事し巨富を積んだのである。一方手工業者もまた後年ギルド（Zunft, Craftsguild）を作り、團結して手工業の發展に努

力し、一方都市貴族の專横に反抗した。手工業者ギルドは同一種の手工業に從事する親方達よりなり、親方の下には職人、徒弟があり、これらは一定期間修業ののち親方となつて獨立することを得た。ギルドは手工業の發展のための團體であると同時に、一種の友愛的團體、宗教的團體、軍事的團體でもあつた。ギルドには固きギルドの規約があつて强制を以て守られた。かくして、手工業は技術的に非常に進歩し、生産力も增加するとともに後代に至つてはこの狹い、制限的なギルド組織は反つて手工業發展のための桎梏となり、ギルドの解體をもたらした。（資本主義の社會）中世の末期、アメリカが發見せられ、續いて新大陸が發見せらるるとともに、多くの金銀、原料がヨーロツパに輸入せられ、商業は殷盛となり、貿易亦大に隆盛となつた。このことは遂に中世の社會制度を崩壞させるの萌芽を作るに至つた。原始蓄積、需要の增加、プロレタリアの增加、これらの三つの條件は、ここに産業革命を誘致し來つた。産業革命（Industrial Revolution）とは第十八世紀の末葉から第十九世紀にかけて、先づイギリスに起り、續いてフランス、ドイツその他の諸國に起つた、機械の發明、動力の發明を言ふ。この産業革命は、その結果として生産力の激增、資本家及び勞働者階級の對立をもたらし、從來の生産組織を根本から變革せしめた。そして、ここに資本主義制度の社會を現出せしめたのである。資本主義のその後の發達は頗る急速であつて、今日では企業は獨占化せられてトラスト、カルテル等が出現し、銀行はその支拂仲介といふ從來の職務を乘り越えて、金融資本をもつて産業を統制し、資本の輸出を通じて國家をして帝國主義的政策を採るに至らしめた。それとともに一方では資本主義それ自身の胎内に多くの矛盾—例へば失業の固定化、生産の制限、平均利潤率の低減—が發生し始めた。獨占の强化、産業合理化は、實に資本主義最後のあがきである。**參考書** 石濱知行、經濟史概論。山川均、石濱知行、河野密共著、唯物史觀經濟史。河津暹、經濟史。K. Bücher, Entstehung der Volkswirtschaft. M. Weber, Wirtschaftsgeschichte. H. Cunow, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte. J. Kulischer, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte. W. Reimann, Ein Gang durch die Wirtschaftsgeschichte. (石濱知行)

經濟人（homo oeconomicus）經濟人とはその行爲が商人的計算、換言すれば考慮すべき凡ての條件の知識の上に立てられた貨幣的計算の支配の下に終始するが如き人間である。かく合理的に行動する個々人が相互に如何なる結果を生じなければならぬかを決定すること、之が經濟理論の樹立する一般的命題の構造である。此の場合、經濟人なる概念は一つの假定であつて明かに非現實的なものを含んでは居るが、しかも尙ほその構成的諸要素は經驗を離れず、只思惟上合理的なものに高揚さるるに過ぎない。從つて經濟學が理解せんとする諸々の事象の經驗的な經過は、理論的に構成された極めて合理的な行爲の經過に對して、具體的の場合に從つてそれぞれ程度を異にする接近を示すのみである。とは云へ資本主義時代の歷史的特徵は、此の如き理論的命題に現實が不斷に接近の度を增し來り、より廣き層に於ける人類の運命を捲き込むものとなり、而して知り得る限りに於て更に益す大ならんとする傾向を示して居る。經濟人なる概念を豫想する諸學說の意義は一つに全く此の文化史的事實に依屬するものである。經濟人なる言葉は曾て獨逸歷史學派が古典學派の方法を批判するに當つて非難の意味に於いて盛んに用ひたことがあつた。歷史學派の云ふ所によれば、古典學派がその出發點に於て考へたものは現實の複雜の中に見出さるる在るがままの人には非ずして一つの抽象即ち經濟人である。この經濟人は曾ての自己の利益のための富の追求のみをその凡ての行爲の動機とする。從つて古典學派にあつては經濟學は諸現象が人類の他の目的の追求によつて歪曲されざる限りに於てのみ可能であつた。ここに於て歷史學派は一方に於てその倫理的立場より又他方に於てその實證的立場よりして古典派經濟學の基礎を攻撃した。クニースの如きは利己心の假說にして許さるるならば利他心の假說も亦同樣なる權利を以て許されねばならぬとさへ論じた。一般に之等の非難は古典派經濟學に對する理解の不充分より生じた點が多い。殊にスミス、リカアドオ等の場合に後年に見るが如き經濟學の方法に對する準備があつてその意味に於て經濟人を前提したとは到底考ふることを得ない。歷史學派の非難は之と對立的立場にあつた墺太利學派殊にメンガアの反駁を招き、更に又ディツエル、ワグナア等よりも攻撃を受くるに至つた。**參考書** Karl Knies, Die politische Oekonomie vom geschichtlichen Standpunkte, 2. Aufl. Berl. 1883. Carl Menger, Untersuchungen über die Methode der Sozialwissenschaften, Lpz. 1883. Die Irrthümer des Historismus in der deutschen Nationalökonomie, Wien 1834. John N. Keynes, The Scope and Method of Political Economy, Lond. 1890. Max Weber, Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, Tüb. 1922.（鬼頭仁三郎）

經濟政策（Economic Policy, Wirtschaftspolitik）國家その他の政治團體の力によつて、經濟的諸關係の確保、發展、創成のために爲される一切の方策措置の總體が經濟政策である。經濟的諸關係が多面的であるに應じて、經濟政策もまた多面的である。いま經濟の總過程も種々の觀點から區分し得るとすれば、經濟政策は或は（一）生産政策、流通政策、分配政策等々に、或は（二）工業政策、農業政策、商業政策、交通政策、社會政策等々に、或は（三）合理化政策、金融政策、關稅政策等々に區別し得るであろう。これ等の個別的政策のいづれが支配的なる政策であるか、そしてそれ等の間に如何なる政策體系が存するかは、歷史的に與へられたる經濟的諸關係の如何によつて、したがつてまた如何なる政策主體が如何なる情勢に置かれてゐるかによつて、異らざるを得ない。近代資本主義的經濟關係の創成期（それは近代中央集權國家の形成期と一致する）—大體に於いて十六世紀初頭から十八世紀中葉にいたる時期—の經濟政策はマーカンテイリズム或はカメラリズム（Kameralismus, Cameralism）と呼ばれるものであり、金及び銀の蓄積による富國强兵のための政策として考へられてゐたために、流通政策、商業政策特に哺育關稅政策がその中心であつた。十八世紀中葉以後十九世紀中葉にかけての産業資本の輝しい展開期においては、マーカンテイリズムに對する反撃が行はれ、自由主義が政策の指導原理として確立され、生産政策、工業政策に重點が置かれ、そして一切の封建的拘束が一掃された。社會問題の激化は、分配政策、社會政策の意義を意識せしめ、またそれの原理としての社會的自由主義（Sozial-Liberalismus）なる折衷的思想も唱導されたけれども、勿論社會政策が支配的政策たることは不可能であつた。十九世紀中葉以後は、資本主義經濟の內面的矛盾が激化すると共に、金融資本による産業資本の壓迫が漸次顯著となり、利潤率の低下による脅威を脫せん爲めにする世界市場獲得が、一切の經濟政策の基調となつた。それは帝國主義の時代である。帝國主義の衝突としての世界大戰後といへどもその方針に變りはない。一切の經濟部面における「合理化」政策とカルテル關稅政策とが現今經濟政策の樞軸を成してゐる。右の二大政策を通じて、生産費の切下げによる利潤の增大、資本の蓄積、商品及び資本の國外輸出、關稅障壁による外國商品の驅逐、獨占的利潤の獲得なる目的が追求されてゐるのである。「工業政策」「農業政策」「社會政策」「植民政策」「合理化」「關稅」「マーカンテイリズム」「自由主義」「帝國主義」等々の諸項目及びそれ等の各項目下に擧げられたる參考書目を看よ。（波多野鼎）

經濟地理（Economic Geography, Wirtschaftsgeographie, Géographie Économique）人類の生活にとつて自然

によつて、異らざるを得ない。近代資本主義的經濟關係の創成期（それは近代中央集權國家の形成期と一致する）—大體に於いて十六世紀初頭から十八世紀中葉にいたる時期—の經濟政策はマーカンテイリズム或はカメラリズム（Kameralismus, Cameralism）と呼ばれるものであり、金及び銀の蓄積による富國强兵のための政策として考へられてゐたために、流通政策、商業政策特に哺育關稅政策がその中心であつた。十八世紀中葉以後十九世紀中葉にかけての産業資本の輝しい展開期においては、マーカンテイリズムに對する反撃が行はれ、自由主義が政策の指導原理として確立され、生産政策、工業政策に重點が置かれ、そして一切の封建的拘束が一掃された。社會問題の激化は、分配政策、社會政策の意義を意識せしめ、またそれの原理としての社會的自由主義（Sozial-Liberalismus）なる折衷的思想も唱導されたけれども、勿論社會政策が支配的政策たることは不可能であつた。十九世紀中葉以後は、資本主義經濟の內面的矛盾が激化すると共に、金融資本による産業資本の壓迫が漸次顯著となり、利潤率の低下による脅威を脫せん爲めにする世界市場獲得が、一切の經濟政策の基調となつた。それは帝國主義の時代である。帝國主義の衝突としての世界大戰後といへどもその方針に變りはない。一切の經濟部面における「合理化」政策とカルテル關稅政策とが現今經濟政策の樞軸を成してゐる。右の二大政策を通じて、生産費の切下げによる利潤の增大、資本の蓄積、商品及び資本の國外輸出、關稅障壁による外國商品の驅逐、獨占的利潤の獲得なる目的が追求されてゐるのである。「工業政策」「農業政策」「社會政策」「植民政策」「合理化」「關稅」「マーカンテイリズム」「自由主義」「帝國主義」等々の諸項目及びそれ等の各項目下に擧げられたる參考書目を看よ。（波多野鼎）

經濟地理（Economic Geography, Wirtschaftsgeographie, Géographie Économique）人類の生活にとつて自然は重大なる役目を帶びる。人類の生活は決して自然的諸條件から獨立ではあり能はぬ。「自然の狀勞は、人類の慾望を滿足させる自然産物の性質並びに人類が同一目的のために産出する生産物の性質を規定する（ブハーリン）のである。この意味に於いては人類の生活は自然との連關なくしては考へ得られない。かくの如く、人類はその自然諸條件のもとに於いてのみ生活し得るものであるが、しかし、人類はそれと同時に、單にパッシーヴに自然的影響をうけるにとどまらず、更に進んで、積極的にこの自然を利用し、それを變革し、遂にそれを支配するに至るのである。だから、人類は、自然的諸條件の影響のもとにあると同時に、また自然的諸條件に對しても積極的に作用きかけるのである。ここに人類の生活、人類の社會と自然との間に、相互に作用、反作用を及ぼす相關關係が成立するのである。自然的資料の豐富それ自身のみが決して人類社會の進步を決定するのではない。人類の勞働が、人類の技術的發達が、それらの自然的諸條件を利用し、支配し得てこそ人類社會の進步が成り立つのである。自然は人類社會の存在並びに發達のための前提的條件ではあり得るが、それはあくまで條件であつて現實の要因ではあり得ない。アメリカ大陸は自然的諸資料の埋藏に於いてはおそらく世界一であろう。しかも、そこに西ヨーロツパの技術、生産方法が輸入されざる間は單に死せる埋藏物として、人類の生活、人類の社會に對しては何等の貢獻をもなさなかつたのである。「自然力を社會的に統制し、節約し、人類の手の勞作によつてこれを大規模に占有又は馴致することが必要であるといふ事實こそ産業史上最も決定的な役割を演ずるものの一なのである。ここに自然と人類社會との相關關係が成立する。而して、經濟地理は、實に、この自然と人類の活動との相關關係を研究する學であるのである。ケルゴマール（Kergomard）は經濟地理の定義に關して次の如く述べてゐる。「經濟地理は人間と土地との關係を研究する。土地は人間に如何なる生産物を提供するか。自然のままのもの、例へば木材及びその森林生産物、鳥獸及び魚類、鑛水等、また人類の介在の結果によるもの、例へば農業、牧畜、鑛物採收等。人類はこれらの生産物を如何にするか。之を食用にしそれを工業によつて化成し、それを運搬し、それを交換する。それから經濟地理の諸種の分科が出來る。農業、牧畜鑛業、工業、交通及び交易路等。經濟的活動は、土地及び人間の作用である。經濟地理はその結果として自然地理學及び人文地理學（Geographie physique et humaine）の結果である。自然地理學は土地（地上及び地下）地形、海邊、氣候及び水路についての情勢を報告し、人文地理學は人間の割當、民族、性格、風俗、政治及び經濟組織を知らしめるのである。以上に述べたところから一國の經濟地理研究をなすに當つてなさなければならぬプランが生ずる。先づ自然地理學（位置、面積、土地の構成及び形狀、海岸、氣候、水路）次に人文地理學（人口、民族、言語、宗教、政府及び行政）が經濟地理（農業的、動物的、鑛物的生産物工業、交通及び交易路）を理解せしめるのである。」（經濟地理學提要）。ホラビッは「經濟地理は、この地球が人間を育み養ひ、人間に任務を課し、思想を導き人間を困難に當面させ……また問題を課して來たその有樣を研究することを目的とする。即ち地球の表面の事柄を說述する許りではなく人間の家庭としての地球を說述するものである。人間は地球の表面の産物である。だから人間は自らをその表面に順應させ、その資料を自らに順應させるといふ境に於いてのみ生きてゐるのである」（經濟地理學概要）。**參考書** 山崎直方、經濟地理（東大講義プリント）。Kergomard, Manuel de Géographie Économique. An Outline of Economic Geography (Plebs Series).（石濱知行）

經濟哲學（Wirtschaftsphilosophie）［定義］現今經濟哲學と稱せられるもの必ずしも一定の內容をもつものでない。ただわが國においては、ドイツ西南學派特にリツケル

トの新カント主義の立場に出立して故左右田博士により提唱せられたるその謂ゆる「經濟哲學」をもつて、經濟哲學は殆んど代表せられるかの觀がある。事實において、ドイツ理想主義、特にリツケルトを立脚地とせる限りにおいては、右左田博士が經濟哲學の建設者たる地位を占むるは、審にわが國におけるに止まらないであろう。だが、廣き意味において經濟哲學の處女地を開拓したるもの又必ずしもわが左右田博士のみではない。同じく批判主義に出發し乍らもカント主義とは可成りの隔りにおいて立つゲオルグ・ジムメルが經濟事象に哲學的照明を試みたのは既に早い。かくの如く、ここにいふ經濟哲學は、ドイツ文化哲學乃至新理想主義を出發點としてゐるのであるが、更に哲學の意味を少しく廣義にとるならば、經濟哲學にも實在論的立場の主張されないことはあり得まい。唯物史觀との關聯において見られるかぎり、マルクスの經濟學は一つの獨特なる經濟哲學の上に立つといひ得ようし、また例へばロシアのブルガコフの如きも、その主著「經濟哲學」において經濟現象に宇宙論的統一的說明を試みて個有の哲學を主張してゐる。ただここでは一般の慣用にならひ、ジンメルが「貨幣の哲學」における立場と、左右田博士の唱導にかゝる經濟哲學の特質との、各の一端に觸れておくに止めよう。**〔ジムメルの經濟哲學〕**文化哲學者ジムメルが經濟哲學の方法論的出立點には、まづ文化哲學と文化科學との理想的關聯一般に關する問題が橫はつてゐる。いま彼の見解によれば各個の特殊科學には上方及び下方に一定の限界があり、この限界を越えるとき思惟の運動は精密科學から哲學の形式へと移る。この意味において、經濟の哲學がもし成立し得るとするならば、ジムメルにあつては、それは經濟學の上方及び下方の限界においてのみ成立し得る。從つて經濟哲學は、經濟學とは全く異つた立場から經濟現象の考察を行ふ。例へば、價値評價、賣買、交換、交換手段等の現象は元來それらを含む具體的事實の一面で、その一面があたかも經濟學的事實として取扱はれてゐるのであるが、しかしさうした事實は、それが經濟的事實として現はれる場合ですら尙ほ哲學的考察の對象となり得る。例へば貨幣といふ現象をとつて見る。その際、哲學の任務は、經濟學ならざる概念及び事實のうちに存するところの貨幣の諸前提を考究し、また經濟的ならざる價値に對する貨幣の關聯を攻究するにある。卽ち、經濟的事實といふ最も外面的な現實的な現象と、最も內面的な生活乃至歷史との間に存する關聯を闡明すること、それが、經濟哲學の任務であるといふ。ジムメルはその材料として「貨幣」を取り上げた。あたかも貨幣こそは それ自身に價値なき、最も外面的、最も非本質的なるもので、それは、內面的なる生命の價値と最もはげしく對立する。貨幣の哲學の任務は、いはばこの峻刻なる對立の統一にある。かくて、ジムメルの經濟哲學は、經濟學目身の學としての認識論的基礎を攻究するのでもなく、乃至、經濟學概念の再構成を企圖するのでもない。一般にそれは、文化科學としての經濟學の外に立ちて特殊の任務をもつ、すなはち、生活の個別的事實のうちに生活の全意義を見出さんとする哲學的任務をもつものである。そこに、同じく批判主義に出發しながら、西南學派の觀念論とは著しく相離反せるジムメルの生命哲學を見得るであろう。**〔左右田博士の經濟哲學〕**ジムメルの經濟哲學が經濟學の領域外にそれ自らの王國を築かんとするに反して、左右田博士はリツケルトの科學方法論を出發點として、經濟學自體の學として存立の基礎を追求し、經濟學概念の再構成を志した。その經濟哲學は、それゆゑに、先づ經濟學に對する一つの方法論的批判としての割役をもち、同時に經濟生活に對する知識內容の基礎付けを演ずるものである。この意味においてその經濟哲學の全領域は、これを經濟學認識論、經濟學方法論、經濟的文化價値論に分ち得る。凡そ概念構成には先天的要素が必要であるが、その先天的要素は概念構成の認識目的によつて制約せられる。いま經濟學においても、それが一個獨立の學たることを要請するかぎり、斯學獨得の認識目的が存せねばならぬ。いまこの特殊の認識目的の論理的性質を捉へ、それが學問體系のうちに占むる地位を確定することは、卽ち學としての經濟學を確立する所以であるが、これ經濟學認識論の任務でなければならぬ。ところで左右田哲學によれば、この認識目的は歷史學のそれに連なり、そしてそれを內容的に制約し決定する指導概念として貨幣概念が擧示される。かく見るならば、經濟學はその方法論的性質として一義的に歷史學に含まれることとなるが、經濟學には經濟史の他になほ理論經濟學の問題がある。かくてその經濟學方法論によれば、その認識目的に照合せられて、個別的一回的意義をもつ目的論的價値關係的なる概念構成を可能とするものは卽ち經濟史であり、また事象の認識表面上における普遍化概念の構成を可能とするものは卽ち一個の歷史的文化科學たる理論經濟學である。が斯る經濟諸概念も、究極においては貨幣概念自體を卽ち貨幣價値自體を究明するのでなければその方法論的意義を悟ることはできない。かくて貨幣價値乃至經濟價値の解明に至らざるを得ないのであるが、それは經濟的文化價値の認識論的究明に俟たざるを得ない。經濟哲學はかくして經濟的文化價値の性質構造を追求すべき價値哲學となる。左右田博士の所謂「極限概念の哲學」はかくて經濟哲學の依つて立つ根柢を築かんとしたものである。それ故その經濟哲學を批判せんとせば、まづ博士の價値哲學の根柢を批判しなければならぬ。ここでは、これに關する參考文書を指示するに止める。**參考書** 左右田喜一郎、經濟哲學の諸問題。極限概念としての文化價値。經濟法則の論理的性質(邦譯)。貨幣と價値(邦譯)等。杉村廣藏、經濟哲學。經濟學認識論。經濟學方法論(哲學大辭典追補)等。恒藤恭、ジムメルの經濟學。(笠信太郎)

經濟統計 (Economic Statistics. Wirtschaftsstatistik. Statistique économique) 經濟統計は人類の經濟生活特に

經濟的活動に關する統計であつて、普通の場合には國民經濟統計を意味する。經濟統計は色々の見地から分類し得るが、最も合理的にして便利なりと考へらるるものは、先づ密接なる關係ある國民經濟學の體系によりて實質的に分類し、次に統計的方法論上の見地から分類する方法である。從つて經濟統計は營利及び生產、商業交通市場貨幣、所得及び消費の四大部門に分けられ 之に通常社會統計、景氣變動統計、財政統計及び私經濟統計が添加せられ、其各が方法論的に說明せられるのである。**〔營利及び生產統計〕**之は職業統計、經營統計、企業形態統計、生產統計、等を包含する。職業統計は人口の職業的社會的構成を表示する統計であるから人口統計の領域に屬するが、又人口中經濟的活動に參與する者を表示するものなるが故に經濟統計的方面をも有し、經濟統計中に包含せらるるを常とする。職業統計に於いては先づ職業の意義を明確に決定する必要がある。職業とは或人の眞面目にして繼續的なる通常營利を目的とする業務にして、其行爲の主要なる部分を占むるものである。如斯職業生活は多種多樣であるから之を系統的に分類する必要がある。職業は先づ農業、工業、商業、交通業、公務自由職業等に大分類せられ、次に其各のが職業集團に中分類せられ、之等のものは更に職業種類に分けられるのである。職業調査上第二に必要なるものは職業上の地位であつて、事業主、職員、勞働者、日傭人、徒弟、手傳人に分類せられる。之等の職業及び職業上の地位に關する標識は更に體性、年齡、宗教、出生地等の標識と組合せられて種々の集團を作り、吾々をして職業生活中に行はるる法則性を認識せしめる根據をなすのである。經營統計は主として企業の技術的構成、其狀態、大いさ、例へば勞働者數、使用動力の馬力數等を表示する統計であつて、更に農業經營統計、工業經營統計、商業經營統計、交通業經營統計に分つことが出來る。土地所有統計は通常農業經營統計中に置かれる。企業形態統計は企業形態の法律的形式及び其事業成績に關する統計であつて、株式會社統計、個人企業統計、組合統計、企業聯合に關する統計等に分つことが出來る。生產統計には先づ農作物收穫統計が屬するが收穫は耕作地面積統計と密接なる關係を有し、一定の耕作地に於ける平均推定收穫量に耕作地面積が乘ぜられて總收穫量が算定せられ、更に之と市場價格とを結合して收穫價額が得られる。從つて收穫統計は農業家によりて報告せらるるときは過小に、統計的調査機關によりて報告せらるる時は過大になり、可なり不正確なるを免れぬ。此外農業生產統計には家畜統計、森林水產統計等が附加せられる。工業生產物を調査することは一層困難なるものがある。蓋し農產物は或程度迄公然的のものであるが、工業生產は殆ど祕密のうちに行はれるからである。併し國家の統制の下にある、例へば鑛業及び特別の租稅を賦課せらるる製糖業、酒造業等は例外に屬する。**〔商業統計〕**之は生產より消費に至る迄の財貨の移動に關する統計であつて、先づ外國貿易統計と國內商業統計に分けることが出來る。外國貿易統計は一定の經濟地域に於ける輸入輸出及び通過に付て財貨の種類、仕入國又は仕向國、其數量、價額を表示する統計であつて、輸出輸入の價額の對照に貿易外支拂受取の諸勘定を加へて國際貸借關係を知り得る。國內商業統計的調査は外國貿易統計より非常に困難であつて、多くは國內交通統計と關聯せしめて研究せられる。交通統計は航海、鐵道、道路、航空、郵便、電信、電話等の各部門に付て交通路、交通手段、交通從業員、交通經營の狀況(交通手段の活動、旅客、運送貨物等)に分類表示せられる。又商業と關聯して市場統計が存在する。之は商品の需要供給の强さ及び價格の形成を其對象とする。價格には卸賣價格と小賣價格とがあり、各種の商品に付て調査せられるが、價格の變動を簡單に表示する爲め價格指數が計算せられる。一般商品の卸賣價格卽ち卸賣物價の變動は貨幣の購買力を決定し、小賣價格の變動は生計費に影響があるので、多數商品の價格指數を綜合平均して前者より卸賣物價指數、後者より生計指數が計算せられる。併し之等の指數に包含せらるる商品は重要さを異にするが故に、これ等の指數の計算には多大の困難が橫はる。尙ほ最低生計費が算定せられることがある。此外商品の價格と同樣に有價證券、賃銀、不動產等の價格が調査せられ、指數が計算せられる。貨幣統計に於いては先づ通貨の數量及び種類が表示せられ、次に貨幣の對內價値(物價指數)及び對外價値(爲替相場)が表示せられる。又貨幣統計と關聯して金融事業に關する統計が存在するのである。**〔所得統計〕**之は各所得者の私的利益に關することが大なるが故に甚だ不正確なるを免れぬ。所得中確定的報酬受領者、例へば官吏、職員、勞働者等の所得は調査すること容易であるが、總ての獨立して經濟的活動をなす者、例へば農業家、工業家、手工業者、商人、辯護士、醫師等の所得は單に納稅義務者の申告によりて知り得るのみである。納稅義務者の所得の申告によりて調査せらるる所得關係は、常に實際の所得より過小に表示せらるる虞あると共に所得稅の免除せらるる所得に就て知り得ざる缺點がある。所得統計には如斯個人所得統計の外に國民所得統計が屬し、國富統計と比較研究せられる。又保險統計も所得統計に包含せらるるを常とする。**〔消費統計〕**之は消費の爲めに設置せられたる、又は實際消費せられたる財貨を標準として肉類消費統計、酒類消費統計、住居統計等に分類することが出來る。又家計に於ける消費經濟を說明表示する統計も消費統計の重要部分を占める。家計統計は食料費、住居費、被服費、文化的支出、强制支出等の項目を包含し、食料費と所得との關係に就てエンゲルの法則及び住居費と所得との關係に付てシユヷーベの法則が存在する。**〔社會統計〕**(別項「勞働統計」參照)。**〔景氣變動統計〕**最近經濟統計中興味の中心をなす統計であつて、景氣變動の移り行く姿を統計的に把握せんとするものである 就中景氣變動に關係ある物價、賃銀、失業、破產、兌換券の流通

高、利率等の事實を綜合して單一なる形態に於いて所得經濟のバロメーターを發見せんとする企は最も主要なるものである。之に對して全經濟的活動に最も關係を有する手形交換高、預金の回轉數又は電力使用高等の如き單一なる事實によりて景氣變動の姿を說明表示せんとする試も存在する。〔財政統計〕之は國家其他の公共團體の家計卽ち其歲入及び歲出、其財産及び公債を數量的に說明表示する統計である。〔私經濟統計〕之は大なる工業商業金融業等の各種の企業に於いて其指揮監督を改善し利潤を增加することの材料たらしめんが爲に作成せらるる各般の經營の過程及び結果（注文、製造、販賣、經費、賃銀等）に付ての繼續的統計を意味し最近の發達にかかるものである。參考書 汐見三郎、經濟統計研究。小林新、經濟統計學。農林省、農林省統計表。商工省、商工省統計表。遞信省、遞信省年報。鐵道省、鐵道統計資料。大藏省主稅局、統計年報書。金融事項參考書。銀行局年報。內閣統計局、日本帝國統計年鑑。日本銀行、本邦經濟統計。Wolff, Wirtschaftsstatistik, 1927. Zizek, Grundriss der Statistik, 1923.（竹田武男譯、應用統計學）。（錦織理一郎）

經濟法（Wirtschaftsrecht）〔意義〕經濟法なる術語は獨逸に於いて世界戰爭後に於ける經濟生活の變動に刺戟せられて起つたもので、未だ確定した意義が與へられて居ない。〔沿革〕世界戰爭の勃發に因る獨逸國の孤立封鎖狀態、次いで起る革命、之に續く貨幣價値の下落等目まぐるしい事情の變動は獨逸國民の經濟生活を今迄夢想だもしなかつた困迫狀態に陷入れた。而して國家は社會の秩序維持の爲め此經濟事情の變動に從ひ臨機應變に無數の法令を發布及び改廢し國民をして其應接に暇なからしめた。然るに之等の法令は何れも國民の經濟生活の規律を目的として居た爲めに又それ等法令中には「經濟」なる文字を使用した規定があつた爲めに（例へば獨逸憲法一五一條乃至一六四條等）極めて漠然とはして居るが「經濟法」なる術語が一般に使用せらるるに至り、一般新聞雜誌に於ける經濟法關係記事を見るは勿論、之に關する專門雜誌の發刊及び經濟法研究所の設置、經濟法講義の開始、經濟法の國家試驗課目への編入さへ行はるるに至つた。〔研究の發端〕斯る沿革を有する經濟法が學者の研究を喚起した理由は右の時代に發布せられた各種法令が「社會全體の爲め一にする立場から從來の個人主義的思想に基く契約自由の原則、契約嚴守の原則、所有權不可侵の原則に國權による著るしい制限を加へ（例へば借家法、支拂猶豫令、暴利取締令、勞働法等）私法に公法的色彩を濃厚ならしむると共に、公法の範圍に於いても財産法的色彩が顯著に成つて來た爲め、從來の法律理論及び公法私法の分類等に關する疑義が起つた點に存する。〔學說〕(1) 法律部門否定說。ヘーデマンに依ると經濟法は特定の法律部門ではなく二十世紀の法律全體に共通な「經濟性」(Wirtschaftlichkeit) と云ふ「音色」(Tönung) である。それは丁度宗教の傳統卽ち「基調」(Grundton) から離れて「自然」に歸らむとすることが十七八世紀の基調であり、政治も歷史も哲學も悉く「自然」なる接頭語を冠せられ、法律もまた「自然」法として其時代の基調を帶びて「經濟」なる接頭語を備へ、二十世紀の政治、科學、哲學は其時代の表の機會を與へんとする企圖、戰爭、革命、次いで世界議會や世界交通による思ひがけない世界結合の出現、之が現代の特徵だからである。卽ちそれは「經濟」が大都市集中、政黨其他無數の組織、議會を通じて輿論に發達な發展による精神生活の壓迫、資本の著しい堆積、人のくべき進步、交通機關速度の增大、新聞其他の印刷物の急成の過程に在る法律部門であつて、經濟的領域に從ひ組織せられた公法私法の二部分から成り、從來の公法私法の二法律部門に對立する補充的法律部門である。(四) 組織せられた經濟に固有な法律なりとする說。ゴールドシュミットによると經濟法は公法私法の區別のやうに社會經濟の形式たる法律自體から論理的に歸納す可き概念ではなく、實質的に社會經濟の態樣に基いて定めらる可き概念である。廣義の社會經濟は精神的及び物質的需要の充足の爲め人類の

爲す共力であるが、經濟法は後者（國民經濟）中秩序ある共同的勞働及び統制せられた生産を對象とする。國民經濟は各個人が並存し相互に貨財の交換及び勞働の給付を爲す經濟（私經濟）及び程度の差はあるがそれが制約せられた經濟（制約的私經濟）並に共同團體が經濟單位として生産分配を指揮する經濟（共同經濟）から成る。而して現代の趨勢は私經濟の領域を狹ばめて漸次制約的私經濟へ、更に進んで共同經濟へと向つて居る。經濟法は實に此制約的私經濟及び共同經濟に關する法律であるから、從來の法律部門に於いて地位のなかつた又は適當な地位がなかつた法規のみの集合ではなく、社會經濟の新現象を中心として集められた新舊公私法規の集團により形成せられる新しい法律部門である。但し制約的私經濟は社會政策と經濟政策との對象となるが、經濟法は後者のみを對象とする。從て前者を對象とする勞働法は經濟法に屬しない。要するに經濟法は一組織せられた經濟一に獨特な法律から成る法律部門である。卽ちゴ氏の說に從へば經濟法は精神的需要充足の爲めにする人類の共力に關する法律、私經濟に關する法律及び勞働法に對立する法律部門である（同說ラードブルフ）。惟ふにヘーデマンが現代の基調は「經濟性」なりと喝破した所說に明ふなる如く、資本主義の著しい發展は吾人の現代經濟生活を漸次組織化し終に共同經濟の域に至らしめんとして居る。其結果として私法の領域は漸次公法の浸潤を受けつつある。而して斯る事情の下に形成せられた各種法規を從來の純形式的立場による公法私法の概念を以て梳一的に認識せむとすることは不可能の事である。從て吾人は各種法律部門の形成を從來と全く異つた實質的見地卽ち社會學的見地から試みなければならないのであつて、此見地よりする經濟法の意義はゴールドシュミットの說くが如く之を社會生活に關する全法律中組織せられたる經濟に獨特な法律の總體と解するのが妥當である。參考書 橋本文雄、經濟法の概念（經濟論叢二七卷一、二號一一六—一二七頁、二三九—二五三頁）。孫田秀春、勞働法總論、一四三頁以下。Darmstaedter, Wirtschaftsrecht (W. R.), 1928. Dochow, W. R., 1929. Goldschmidt, Reiches. W. R., 1923. Heidemann, Grundzüge d. W. R., 1922. Einführung in die Rechtswirs., 1927. S. 200 ff., 258 ff. Kaskel, In Recht u. Wirtschaft, 1921. S. 211. Raiburch, Einführung in die Rechtswiss., 1925, S. 149. Rumpf, Wirtschaftsrechtswiss. u. Wirtschaftshochschule, 1920.（小町谷操三）

警察行政（Police Administration. Polizeiverwaltung）警察の概念と制度とは時代及び國家の如何によつて變化し又相違してゐる。大體に於いて近代國家の初頭に於いては國家權力又は活動の殆んど全部が警察なる概念の下に諒解されてゐた。この當時の國家を稱して警察國家と呼ぶ所以はここにある。十八世紀に至つて國家權力の分立なる思想が漸く今日の意義に於ける警察なる概念が成立した。然も何を以て警察とするかの積極的な說明は困難であつて、最初は消極的に特定の國家活動、例へば司法、財政、軍政、敎化行政及び遞信行政等に屬せざるものを警察行政と呼ぶの外はなかつた。積極的に警察行政の定義を下すとせば、公共の安寧及び治安を害する個人若しくは群集又は狀態に對して之を除去するに足る適當なる强制手段を以て行ふ內務行政の一部であると解するの外はない。かやうな漠然たる定義を以てせば、恐らく今日の如何なる國家消防、道路、河川及び船舶、港灣及び水上、外國人及び浮浪人その他の領域これである。この諸種の警察對象を二大別して保安警察（又は行政警察）と福祉警察とに分つ例がある。然しながらその境界線は到底劃然たるを得ない性質のものであつて、保安警察も福祉の目的を確保する爲めにも見られる場合もあり、福祉警察も治安を保つ爲めに行はれる場合も無いではない。二者の區別は飽くまで概念上の區別に止まり、決して具體的の警察がその何れかの一つに劃然と分類され得るものでない。第二の點は、右の如き警察行政の目的を遂行する場合に如何なる根據又は權限並びに手續によつて行はれるかの問題である。行政行爲としての警察の本質は、その强制手段又は實力手段たるに在ることは旣に述べた所であるが、その强制的實力手段の合理性を是認する根據が存しなくてはならぬ。そのやうな特定の手段を用ふることが警察の目的を遂行するのに合目的であり、それ無くしては目的の遂行は不可能だとしても、その行爲の適用には一定の條件が存してゐなければならぬ。卽ちそれは社會の公衆又は個人が生命身體及び財産の安全を脅かされてゐるか、或はやがて脅かされる危險が存してゐる場合に限る。警察の目的は單に危介物を除去し、直接の危險も存しないのにそれを取拂ふと云ふ點に存するのではない。それらの厄介物又は危險の社會に對する關係如何によつて始めて警察活動が許されるのである。この點を考慮しないと警察制度は官憲の爲めに濫用せられる虞がある。そして反つて人民の自由を侵害するに至るのである。かるが故に、最後に警察の權限又は手續が重要となる。警察は梲治權に基く行爲であるが、今日の法治國に於いては、國法の定むる所によつてその行動に對する權限が旣に賦與されてゐるのである。それには二つの場合を分つて觀察する必要がある。その一は警察下命であつて、警察署は梲治權に基き又は法令の定むる所に依りその管轄區域の人民に對して一般的に一定の作爲、不作爲を命じ又は受忍、給付を

命ずるの決定を爲し、之を公布し得る。單にその地域に居住する者に止まらず、偶まその地域に在る者に對しても總て適用される。その命に反する者は刑法上の處罰を受けねばならぬ。警察犯處罰令その他種々の警察法規及び一般刑法上の規定によつて處斷されるのを原則とする。その二は警察强制と呼ばれるものであつて、特定の個人若くは集團の警察違犯を豫め防止し、又は事後に於いてその違犯狀態を除去する場合並にかやうな警察義務に對する違犯なくとも直接に或る警察上の必要を充す爲めに行はれる。その手段は身體、家宅、財産等に對して行はれ、之に抵抗する時は刑法上の公務執行妨害罪となる。但しこれはその警察强制が適法なる場合に限る。右の警察强制と異り、偶々の場合に警察行爲を必要とする場合がある。それは通常警察許可と呼ばれるものであつて、警察下命によつて一般的に禁止されたる行爲に就て、特に許可を受くることによつてその禁止が除かれ得る。この場合その許可の申請に對して肯定又は拒絶することが警察行爲となるのである。その外一定の作爲、給付又は受忍の義務を實在の場合に免除することもこの部類に屬する。參考書　松井茂、日本警察要論（明治三十五年）。美濃部達吉、日本行政法、各論上（大正三年）。Löning, Polizei (Handwörterbuch der Staatswissenschaften). Auschutz, Polizei, 1910. K. Wolzendorff, Polizeigedanke des modernen Staats, 1917.（蠟山政道）

警察國家　(Polizeistaat)　警察國家の特色は、國家が殆ど凡ての領域に亘り、警察强制の形式を以て無制限に近い干渉を行ふことにある。然しながらそれは、本來は單に國家權力の濫用といふだけの問題でなく、もつと根强い思想に立脚したものであつた。卽ちそれは一には、中世的な等族國家に對し凡ゆる公權力を國家に統一せんとする考から出で、二には、一般の福利を增進して國民の文化を高める目的を以て、殊に經濟生活が國務の領域に引き入れられまのである。故に專制君主政治と警察國家とマーカンチリズムとは、同一傾向を有する三位一體だつたのであつて、その主張に從へば、國家は人民の福利增進のためには何事をも爲し得べく、國權の唯一の限界は福利に反することである。然し事實上何が福利であるかは、爲政者の主觀で定まり得るのだから、結局國權は萬能である。個人は私法的權利を有するのみ、公法の範圍では國家活動の客體たるに過ぎぬ。かくの如き思想傾向を最も强く現はしたのは Christian Wolff であつて、彼は人格完成の幸福を、人間最高の目的とし、國家の任務も亦玆にありとしたために、自然法說から出發しながら、國家萬能論に至る道を拓いたのである。彼の影響を受けた Justi は、警察國家の思想を完成して國家の一切の行爲を正當なりとした。實際上に於いては十七八世紀は正にこの警察國家の時代であつたが、十八世紀に至つて、經濟學からも法律學からもこれに對する反對が强く、遂にフランス革命によつて克服せられた。然るに革命後の反動時代には、メッテルニヒを盟主として到る所警察政治が行はれた。然もそれは以前の警察國家のやうに、國家統一のためにでもなく、專ら個人の自由殊に政治上の自由主義運動を抑壓するために行はれたのであつた。然しそれも漸次法治國主義の確立するにつれ、ロシアの極端なる警察政治を最後として、大體に於いては近代國家から姿を潛めたが、然し反動革命の成立や社會運動の擡頭に際しては、再び警察國家の狀態を出現することが珍しくない。日本の現狀の如きも、名は法治國にして警察國家の實を多分に具へてゐる。參考書　Wolzendorff, Die Grenzen der Polizeigewalt, 1905—06. O. Mayer, Deutsches Verwaltungsrecht, 2. Aufl. 1914.（河村又介）

警察犯處罰令　舊刑法の違警罪に該當する行爲を處罰する法規である。處罰を分ちて拘留と科料とす。拘留は三十日未滿、科料は二十圓未滿である。違警罪卽決例により警察署長、分署長又は其代理たる警察官吏が其認定に從つて、處斷し得ることに關聯して惡用濫用され來つたのである。明治四十一年九月內務省令として公布され大正八年その一部改正さる。密淫賣、浮浪罪より刺文、裸體、動物虐待等に至るまで日常生活の些事に亙りても干涉し得る警察萬能の法規であるが、今無產階級運動に關し頻繁に適用さるる傾ある條項を擧ぐれば凡そ次の如くである。(一)一定の住居又は生業なくして訴方に徘徊する者（所謂浮浪罪）。(二)故なく面會を强請し又は强談威迫の行爲を爲したる者。(三)合力喜捨を强請し又は强て物品の購買を求めたる者。(四)公衆の自由に交通し得る場所に於いて濫に車馬舟筏其の他の物件を置き又は交通の妨害となるべき行爲を爲したる者。(五)雜沓の場所に於いて制止を肯ぜず混雜を增すの行爲を爲したる者。(六)官公署に對し不實の申述を爲し又は其の義務ある者にして故なく申述を肯ぜざる者。(七)故なく官公署の召喚に應ぜざる者等である。尙各府縣に於いて自由に制定し得るが故に、農民運動漸く旺ならんとする頃各府縣は爭ふて警察犯處罰令の追加を爲し、或は組合加入勸誘を處罰し、數人連行を罪とし、夜間訪問を禁ずる等彈壓の具に供せられた。今尙かかる處罰令が殘つて居る府縣があるが、團結權に反する部分の規定は大正十五年七月一日限り治警十七條三十條の廢止と共に廢止せられた。(三輪壽壯)

啓示　(Revelation. Offenbarung. Révélation.)　現象と本體、人と神との對立が考へられる時、神としての本質が人間の世界に一定の形象として顯現するをいふ。太古ト策、事依、前兆の如きは啓示の原始形態である。啓示には神が直接に顯現する場合と、間接に特殊の人間、巫覡或は神主又は豫言者を媒介として示現する場合とがある。啓示された現象は、不思議の兆候として其の神意を解釋せねばならぬ。ここに啓示は、其の意義が正しく解釋されるために、特定の解釋者を必要とするに至る。自然科學者が自然現象の解釋者であるが如く、神學者は神明啓示の解釋者である。神學は其の方法、技術を考究する學問である。支那の易經は斯る神明を贊讃する卜筮の方法及び其れによつて解釋さるべき森羅萬象の法則を示した經典である。キリストは神の證言者として種々なる奇蹟を行つて自から福音の啓示をなした。聖書は更にキリストを以て其自身神が啓示したる化身（インカーネーション）として其の言行の內に神意を解釋したる聖典である。神が世界の本源として考へられる場合には、自然の現象及び人間の歷史の展開が神の啓示として解釋される。然し斯る神が理性或は理念としてのみ考へられるやうになれば、世界史の展開は絕對理念の顯現（マニフェスト）として解釋され、更に斯る理念が人間の主觀性を超越して自然の客觀性の內に物質の必然性と考へられるやうになれば、世界史の展開は自然法則の實現として解釋されるやうになる。然し神の啓示が理念の顯現となり、理法の實現となつて解釋されるにしても、其が常に人間によつて解釋されねばならぬ限り、人間認識の根據は眞理の啓示として自己の世界觀の宣言（ニフェスト）でなければならぬ。（城戶幡太郎）

刑事學　(Criminology)　刑事學とは刑事現象に關する經驗的科學を謂ふべきである。刑事學の對象は刑事現象である。玆に刑事現象とは、刑罰といふ一の社會的行動に關聯せる諸現象を指す。犯罪及び犯罪人、刑事立法、刑事警察及び裁判制度、監獄及び行刑制度など之に屬する。刑事學は方法的に一の經驗的科學である。經驗的科學とは、時間的・空間的に生起する事實を事實として記述し且つ說明する科學をいふ。刑事學は刑事現象を斯かる意味に於ける事實として記述し、說明するのである。其は刑罰の理想又は目的を反省する刑法理論にあらず、また刑罰を規律する規範體系を認識する刑法學から截然區別されなければならぬ。刑事學の實際的任務は、刑罰行動を合目的的ならしむるにある。從つて其は殊に其の刑事立法、行刑制度等を取扱ふに際して、政策的・應用的色彩を帶ぶることを拒むことは出來ぬ。しかし、一の經驗的科學としての刑事學は飽くまで

も經驗的事實の客觀的認識に努むべきものであつて、其の結果が自ら刑事政策に貢獻するを見て滿足すべきである。はじめより一定の政策的見地に囚はるるは戒しむべきである。從來刑事學と刑事政策とは殆ど同じものの如く考へられてゐるが、兩者は決して同一ではない。本項の筆者は經驗的科學としての刑事學は刑事政策からも分離すべしといふ意見を有するものである。刑事學は科學として歷史的には極めて新らしい發達にかかるものである。それは一八八〇年代ロンブローゾ、フェリ等の謂ゆるイタリア學派、一名刑事實證學派によつて始めて其の體系的研究の緖に就いたものである。ヨーロッパ各國に於ける社會狀態の變革に伴ひ、犯罪現象殊に違犯者の夥しい增加を見たことが動機となつて、經驗科學的殊に自然科學的思想が社會的現象の上にも適用されることになつたのである。ロンブローゾは元來醫家であつて、主として解剖學的方面から犯罪人の研究を試みたので、彼の學派は「刑事人類學派」としられてゐる。フェリはロンブローゾの影響を受けたが犯罪現象の社會學的研究に於いて新方面を開拓し「刑事社會學派」なるものを開いた。然し彼の刑事社會學なるものは寧ろ政策論であつて、個人の自由意思を否認する決定論を出發點として從來の刑法理論を攻撃し、刑罰は犯罪に對して社會を防衞する手段でなければならぬとした。今日の刑事政策的思想はともかく彼に負ふところが多い。ロンブローゾ、フェリ以後刑事學はヨーロッパ各國に於いて研究せられ、且つ其の研究領域も犯罪現象のみならず刑事警察卽ち犯罪搜査の方面に擴張された。ハンス・グロース（オーストリア）、ラカッサーニュ（フランス）など特に著名であつた。其の後刑事學はアメリカに於いても盛んに講ぜられてゐる。刑事學に於て一時フェリの流を汲む社會學派が優勢であり、現時に於ても社會學的傾向が强いのであるが、しかし最近犯罪人の個性を對象とする心理學的・生物學的研究に依て刑事學的認識を深めようとする學者が多い。ヒーリー（アメリカ）、アシャッフェンブルク、グルーレ、ヘインドル、レンツ（ドイツ）など其の例である。尙ほ理論上刑事學の一部と見るべき監獄學（Gefängniskunde）又は刑罰學（Penology）は刑事實證學派以前より獨立に發達しつつあつたものであるが、近時行刑の實際的重要の意識せらるるとと共に、其の科學的研究の重要も亦認められつつある。此の方面に於ける體系的業績としてはワインズ（アメリカ）、クローネ、クリーグスマン（ドイツ）などを擧ぐべきである。（小野淸一郎）

形式　(Form. Forme)　形式は內容、質料または素材に對する雙關概念である。內容は形式によつて限定さるべきもの、形式は內容を限定すべきものである。アリストテレスによれば、あらゆる存在は內容または質料と形式または形相との結合から成つてゐる。形相は質料の現實性若くは質料を現實的にするもの、それの形成原理である。低次の質料に對して形相であるものも高次の形相に對してはみづから一の質料である。かかる質料の現實性への發展の最高の段階にもはや質料なき純粹形相としての存在卽ち神が位する。形式をこのやうに內容そのものの內在的な發展形式と見る見方はヘーゲルによつて繼承されてゐる。カントに從へば、形式は內容が經驗的なものであるに反して先驗的なものである。形式とは與へられた內容の多樣を認識主觀が綜合し、統一するところの種々なる仕方である。もとより形式はそのもののみで認識であるのでなく、認識は却つて形式と內容との結合の上に初めて成立する。しかるにカントにあつては認識を可能にする條件が同時に認識の對象を可能にする條件であるから、認識形式がまた對象形式の意味を有する。また彼は直觀の形式と思惟の形式卽ち範疇とを區別した。時間と空間とは直觀の二つの形式であつて、範疇には因果性等の十二のものが揭てられた。新カント學派に於ては時間空間は兎に思惟形式、範疇のうちに數へられてゐる。ウインデルバントは構成的範疇と反省的範疇と

を區別する。前者は表象要素相互の對象的關係を構成するところの當體的聯關を意味し、これに反して後者は綜合的意識がその受容したる內容から、自己の自發性に從つて自由に展開し得るところの關係を意味する。彼は、この區別が先驗的論理學と形式的論理學との區別に相應すると考へる。又リッケルトは構成的形式と方法的形式とを分つた。方法的形式とは、構成的形式を俟つて初めて客觀的實在として經驗科學の材料となるところのものを經驗科學が把捉し、加工する形式であつて、それには普遍化と個別化との二つのものが區別される。この區別が自然科學と文化科學との區別を成立せしめるのである。(三木淸)

形式社會學 (Formal Sociology. Formale Soziologie. Sociologie formale) 形式社會學は近時獨逸に起つた社會學派であつて、その提唱者はジンメルである。彼の外に、ディルタイ又はテンニィスを以てその始祖となすものもある。その理論の特徵は、社會學を以て百科全書的な綜合社會學とは全く別の、ある特定の對象を有する科學であるとなすところにある。かくの如き社會學獨自の對象は、ジンメルの說くところによると、形式 (Form) である。形式社會學の名稱の出づる所以である。歷史的社會的實在は科學の目的によつて種々の對象にまで抽象され得る。從來の諸社會科學は、實在の內容、即ち精神的相互作用における衝動や目的や價値を抽象して考究するのを職分とした。しかるに、社會學は、かくの如き內容の生起する過程としての形式―鬪爭とか從屬とかのやうな―を對象として選擇するものである。かくの如き對象は、從來如何なる科學によつても取扱はれなかつたものである。從つてこれのみが社會學に殘された唯一の對象をなさねばならないといふのである。この分析の結果、形式社會學の對象は、所謂綜合社會學のそれに比較すると極めて狹小なものとなる。玆に、形式社會學の學派としての特徵が、際立つと謂はねばならぬ。ジンメル以後、フイアカント及びウィーゼが現はれて更に此の理論を發展せしめてゐる。フイアカントは形式の基本的な關係の分析において現象學的方法と結んでゐるのに對し、ウィーゼは經驗的な方法を把持してゐるのが相違點であるが、その社會の觀念にいたつては兩者全く相一致してゐる。兩者の內特に注意すべきはウィーゼであつて、彼は「關係學」といふ新名稱のもとに、孜々として斯學の普及に努力してゐる。彼の主宰してゐるに等しい「ケルン社會學季誌」は、その代表的な發表機關をなしてゐる。形式社會學は獨逸に發源したものであるが、同國外にも此の主張に參與するものが尠くない。佛蘭西のブウグレはその著しいものである。我國にもその感化が及んでゐて、高田保馬氏は、その代表的學者と看做して差支ない。此の社會學は簡單に新社會學と呼ばれることがあるほどであつて、自づからその原理の思考的に緻密であり又た淸新であることは認めていいのである。しかし、之に對しては種々の非難が存してゐる。形式と內容との分析は、その中心的な題目を成す。形式を內容から切離して研究することが不可能であるといふのが反對派の主張である。現在のところ、形式社會學の實質的な研究の收獲は、僅かしか示されて居らぬ。此の點から、その研究的不孕を難ずるものも生じてゐる。しかし、斯學の本質は、寧ろ之とは離れた方法的原理そのもののなかに發揮されてゐると考へなければならぬ。**參考書** 新明正道、形式社會學論。井森陸平、形式社會學研究。Simmel, Soziologie; Über sozialen Differenzierung. Grundfragen der Soziologie. Vierkandt, Gesellschaftslehre. L. v. Wiese, Allgemeine Soziologie.
(新明正道)

形而上學 (Metaphysics. Metaphysik. Métaphysique) この語はその起源を偶然の歷史的事情に負うてゐる。アリストテレスはその哲學體系に於て、存在そのもの、存在の第一原理及び原因を取扱ふ部門を「第一哲學」と呼んだ。彼の遺稿編輯者アンドロニコスはこの第一哲學に關する部分を物理學の後に置き、それをば τὰ μετὰ τὰ φυσικά と名付けた。爾後 μετά 即ち「後」を意味する言葉は「以上」または「超」の意に解され、形而上學なる語は物理學上の學、或ひは、宇宙の本體、實體、實在についての學を示すこととなつた。カントは認識能力の批判によつて、我々の知識はたゞ現象に關してのみ、客觀的知識であることが出來、現象にあらざる、從つて我々の經驗の對象となることなき物自體は我々の知識を超越したものであることを明かにしようとした。かくて彼によれば、從來の形而上學は我々の認識の限界を越えた企てであつて、學としては不可能である。しかるにその後カントに於てなほ未解決のままに殘された物自體の問題を契機として、新たにフイヒテ、シエリング、ヘーゲルの形而上學が展開された。これらのものは主觀と客觀との對立から出發することなく、却つて兩者の同一性を主眼とする形而上學である。形而上學は、實在するものを普遍的なものであると見るか若くは個別的なものであると見るかに從つて、二つの立場に別れる。前者の代表者はプラトンであり、後者のそれはアリストテレスである。次に實在の量の解釋如何によつて、形而上學的立場には一元論、二元論、多元論が區別される。徹底した一元論者にはプロチヌス、スピノザ、ヘーゲルがある。二元論がそれの樹てる二つの實在を如何にして關係させ、如何にして結合させるかといふ難問につねに出會ふやうに、一元論にとつては如何にして一なる實在から世界の多が生ずるかを說明する困難が橫はつてゐる。多元論の代表者はデモクリット及びライプニッツである。デカルトを始め他の多くの學者はおほむね二元論者である。更に形而上學は實在の質に關する見方に於て立場を互に異にする。唯物論は物質をもつて第一次的なものとし、唯心論はこれに反して精神を根源的なものと見る。前者の代表者ではデモクリット、ラメトリー、ビュヒネル、フォイエルバッハ、マルクス等がある。經驗的唯心論はフェヒネルによつて、心理學

的唯心論はバークレーによつて代表され、批判主義から出た唯心論にはフイヒテ、シエリング、ヘーゲルがある。なほその他、實在を靜止的または動的發展的に見ることによつて、若くは目的論的または機械論的に見ることによつて或ひは主知的または主意的に見ることによつて、形而上學上種々なる立場の相違が現はれる。(三木淸)

藝術及び藝術の進化 藝術の定義は、論者の立場によつてそれぞれ趣を異にする故に、その本質論の如きも相對論なることを免れず、從つて藝術の分類の亦分類の規準の異なるにつれて系統を異にする。然れども近代に於ける藝術論の二大潮流はこれを分けて一、感性美學的藝術論、二、社會美學的藝術論とすることができる。前者は藝術をアカデミックなる美學の對象として考察し、專ら感性(エステーゼ)上の問題として研究する故に、傳統的美學の領域に屬する。されば今ここにはこれに言及せず。二は近代に於ける一新傾向にして、藝術的現象の一切を、この社會性に基づきて考究せんとするものであるが、この傾向にも自ら進化あり。一は社會性を比較的自由且つ廣義に解し、「藝術のための藝術」(ラール・プール・ラール)の主張に對立するものであり、夙に近代ヒューマニスト或ひは急進思想家等によつて說かれた所であるが、二はこの態度を更に進展せしめて、藝術の社會性を唯物史觀的方法に基づきて試みむとするものである。藝術の進化現象を特に研究の主體とするもの即ちこれである。即ち藝術の進化を、各形態の藝術の育まれたる經濟的社會的條件との密接なる關聯に於て論及せんとする故に、單に一時代の藝術を經濟的基礎に立つて考察するのみならず、人類史の全藝術を、全社會史の發展の觀點より研究する。故にこの場合に、藝術の進化は、單に感性上の進化たるに止まらず、社會的進化と不離の關係に立つ。即ち原始藝術より出發する藝術全史は、古代東洋社會、古代ギリシア社會、歐洲中世社會、ルネサンス社會、バロック文化社會、資本主義社會、共產主義社會等の各社會型の進展に順じて考察される。即ち各社會文化は藝術の一定の樣式(シュチル)を持つ。故に各樣式は各社會の產物であり、この意味に於て「藝術の進化」問題は「藝術樣式の進化」問題に還元し得られる。かかる樣式進化の社會學を最も精巧に說きたるものはウイルヘルム・ハウゼンシュタインである。ハウゼンシュタイン「あらゆる時代及び民族の藝術に於ける裸體人」、ユリウス・マイエル・グレーフェ「近代藝術發達史」、モーリス・ギヨー「社會學的に見たる藝術」、エルンスト・グロッセ「藝術の始源」等主として造形藝術に關するものを始め、近代マルクス主義者達の藝術論に關するものに參照すべきもの多し。(阪本勝)

藝術政策 一定の政治的目的の貫徹のために藝術を役立たしめるべき政策をいふ。凡そ如何なる時代の政治形態も藝術が自己の形態にアダプトすべきことを必然に要求するが故に、理論上はあらゆる政治形態は藝術政策を有すといひ得べきも、藝術政策なるものが意識的政策的に主張せられたのは、プロレタリア的政治意識に於てのみである。而してかかる政策は、プロレタリア的意圖に於ける社會變革前と變革後とに於ては、その實際的運用に於て趣を異にすることあるべきも、その本質は同一である。レニンは、一九〇五年に既に政治運動と文藝運動との關係に就て明快に規定してゐるが、それによれば、文藝の問題は黨の問題となるべきであり、プロレタリア文藝家は黨の組織に加入すべきである、即ち文藝はすべて黨の機關との關聯に於て存すべく、然らざるものは絕對に否定さるべきものなりと說かれる。變革後のサヴエート露西亞に於ては藝術政策は具體的に論議實行せられ、所謂ナポストウ一派の如き、比較的嚴格なる政策の確立を主張した。即ち一定のプロレタリア藝術家群は、政府(黨)との密接なる連絡に於て、プロレタリア社會の宣傳確立のために活動する。而してプロレタリア藝術の中には、文學、演劇、美術、音樂その他が包含せられる。かの「メス・メンド」の如きかかる意圖の下に作出せられたるものなりと謂はれ、近くはロシアに於ける劇場國營問題乃至市營問題の如き、明瞭に藝術政策に屬するものである。日本に於ては政治と藝術との關係、即ち黨とプロレタリア藝術家運動との關係は、論議せられてより日未だ淺く、從つてその理論に於ても甲論乙駁未だその歸趨を知らずと雖も、その理論的實踐的活動目覺しく、ブルジョア的藝術論と尖銳に對立してゐる。**參考書** レニン、ローザ・ルクセンブルグ等の藝術に關する諸論文、「ロシア共產黨の文藝政策」等參照。(阪本勝)

刑罰 (Punishment. Strafe. Peine) 刑罰としてわが刑法の規定してゐるものは死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料の六種の主刑と附加刑たる沒收とである(刑九)。生命刑としての死刑。これは絞の一種である。昔の刑法には死刑が刑罰の最も主要なものでその種類も多かつたのであるが、今では、死刑は例外的の刑たるに過ぎない。自由刑としては懲役禁錮拘留の三種がある。懲役と禁錮とには無期と有期との區別がある。有期のものは一月以上十五年以下となつてゐる。懲役では定役に服するし、禁錮にはそのことがない。拘留は一日以上三十日未滿で、定役がない。財產刑としては罰金、拘留、沒收の三種。罰金は二十圓以上、科料は十錢以上二十圓未滿。沒收は犯罪行爲を組成したる物犯罪行爲に供し又は供せむとしたる物又は犯罪行爲より生じ又は之に因り得たる物にしてすべて犯人以外の者に屬せざるものに限り之を言渡すことを得ることになつてゐる。犯罪人の總財產の沒收は、現行の制度には認められてゐない。各種の犯罪に對する刑は、それぞれ其の規定の條下に於いて明かにされてゐるのであるが、すべてに通じて注意すべきものが三つある。第一は酌量減輕である。犯罪の情狀憫諒すべきものは酌量して其の刑を減輕することを得る(刑六七)。第二は假出獄である。懲役又は禁錮に處せられたる者改悛の情あるときは、有期刑については其の刑期三分の一、無期刑については十年を經過したる後、假に出獄

が許され得るのである（刑二八）。此の處分は行政官廳の管掌に屬する。第三は刑の執行猶豫である。初犯者又は之に準ずべき者にして二年以下の懲役又は禁錮の刑の言渡を受くる者に對し、一年以上五年以下の期間を定めて執行の猶豫を爲すことができる（刑二五）、此の處分は裁判所が刑の言渡と同時に之を爲す。執行猶豫の言渡を受けたる者が其の言渡を取消さるることなくして猶豫の期間を經過したるときは、刑の言渡は其の效力を失ひ、その言渡なかりしものと同視せらるることになつてゐる（刑二七）。（牧野英一）

經費 經費は國家の活動に伴つて生ずる支出であるから經費に關する理論も勢ひ國家理論と密接な關係を有する。大體に於て之を消費說（Konsumtionstheorie）及び生產說（Productionstheorie）に分つことが出來る。消費說の代表者はアダム・スミスで、彼はその生產的勞働及び不生產的勞働の理論から國家行爲を以て不生產勞働となし經費はすべて不生產的消費であるとなした。生產說は或は生產力說（リスト）、資本家的生產說（ディーツェル）、再生產力說（スタイン）、新生產說（ワグナー）等種々の說があるが、例へば再生產力說は「今日の國家の行動は個人が財を生產するが爲めに必要なり、故に國家が行動する爲めに費消する財は生產費の一部分をなすものと云ふことを得」（L. v. Stein, Lehrbuch der Finanzwissenschaft）となして國家の經費を生產的なりと論じてゐる。が然りとすれば同樣の理由を以て我々は醫者の勤勞をも生產的としなければならぬ。蓋しそは勞働者に購買せられて勞働力の修繕費としてその再生產費の一部をなすであらうから。生產說は一般に生產的勞働と不生產的勞働に關する極めて曖昧な觀念の下に輕卒にこの巨大なる寄生的存在の經費を規定してしまつたと謂はなければならぬ。しかし國家そのものが、從つてまたその經費が現實の經濟生活をその生產關係を再生產するための必要不可缺な手段であることは勿論である。「すべての上部構造と同じく國家權力もまた單に經濟生活の上にかぶさつてゐるだけの硝子蓋ではなく、自己の土臺たる生產基礎をあらゆる方面で鞏固にするところの一の能動的な力であり、能因的な組織體である」（ブハーリン）。國家は一個の「經濟外の要因」であるにも拘はらず一の強大な經濟的意義を有してゐるのであつて、經費の重要性も亦此處に存するのである。然も資本家的社會の發達は、當初アダム・スミスが「已むを得ざる害惡」と考へた所の國家權力の發動をあらゆる方面に於て要求して止まない。就中、資本主義が獨占の時代に入り込んで帝國主義國家が對立し、所謂國家資本主義生產關係が多少共支配的になつて來れば國家自身が「集合的資本家」に轉化して巨大な生產者となるのである。かくてあらゆる私的經費は國家的經費に吸收される。財政學者の所謂「經費膨脹の法則」はかくの如き事實の歸結に他ならぬ。例へば Kolb の計算する所によれば一七八六年に於ける全歐洲の經費は九億六千七百萬圓に過ぎなかつた。然るに一九一三年の初には百五十億圓に上てゐる。この間人口は僅かに二倍餘の增加をなしたに過ぎぬから、この經費の膨脹は決して單なる自然的增加ではあり得ない。同樣に世界戰前戰後の經費に就て見る。

	日本	フランス	ドイツ	イギリス
	千円	千フラン	千マルク	千ポンド
一九一三	五七三、六三四	五、〇九一、七四四	三、三八四、六九一	一九八、二[illegible]
一九二四	一、五四九、八一五	三三、八五三、〇九五	五、九四七、二〇三	八〇一、〇[illegible]

戰爭が如何に經費を膨脹せしむるものであるかは之によつても知り得る。然もこの戰爭は帝國主義諸國に於ける資本の要求に他ならなかつたのである。我國に於ける經費膨脹の趨勢は左表の如くである。（單位千圓、昭和二、三、四年度のみ豫算、昭和四年度豫算總計中には、尙ほ拓務省四、五一一千圓をも含む。）

	皇室費	外務省	內務省	大藏省	陸軍省	海軍省	司法省	文部省	農林省	商工省	遞信省	合計
明治二六	三、〇〇〇	六四三	一九、一三七	二六、一〇〇	一四、七三一	八、一〇一	三、五三八	一、〇六八	一、四三三		六、八一二	八四、五[illegible]
三一	三、〇〇〇	一、七六七	三三、六七七	四四、八七七	五三、八九八	五八、五二九	四、一三六	二、九九六	三、九五六		二三、九三三	二一九、七[illegible]
三六	三、〇〇〇	四、三一七	二六、九四二	五七、九三一	四六、八八四	三六、一一八	一一、三四一	六、七四七	九、七六九		四六、五五八	二四九、[illegible]
四一	三、〇〇〇	九、〇七三	二八、六八六	二九三、五〇三	一四一、八〇五	七一、五七九	一一、六八〇	七、六五〇	二一、二三四		四九、一六二	六三六、[illegible]
大正 二	四、五〇〇	七、四三八	五三、三四一	一七九、三七三	九五、四四〇	九六、四四六	一三、五八〇	一〇、五八六	一六、五五三		七七、三七七	五七三、六三四
七	四、五〇〇	一〇、八九三	四九、〇四五	一三一、五八四	一三二、〇八二	二一五、九〇四	一九、八四四	二四、五四七	六九、八六八		一二八、七七八	一、〇一七、〇[illegible]
八	四、五〇〇	二三、九二三	六八、五二五	一九八、二六六	二三〇、二六八	三一六、四一九	二七、〇四八	三三、二五〇	一三五、八四三		一五五、二八七	一、一七二、[illegible]
九	四、五〇〇	一八、五六三	一一五、四六六	二四一、七六六	二四六、五五七	四〇三、二〇三	二九、六五七	四四、〇六六	四六、七一九		二〇九、四八二	一、三五〇、[illegible]
一〇	四、五〇〇	二五、七三四	一二一、九二三	二二七、一六八	二四六、九七九	四八三、五九〇	三〇、六一三	五一、一九五	五三、六三三		二四四、五三二	一、四八九、[illegible]
一一	四、五〇〇	二五、二〇四	一三〇、四六九	二四八、一〇九	二三〇、九〇九	三七三、八九二	三一、三四六	五六、六五三	五七、九八〇		二六三、四〇三	一、四二八、[illegible]
一二	四、五〇〇	二四、〇三五	一八八、三〇〇	三三四、五九九	二三三、九二七	二七五、一四四	三三、六〇四	一〇〇、二九三	六一、〇七〇		二七五、五五七	一、五二一、[illegible]
一三	四、五〇〇	二一、〇〇六	二一〇、一一三	三五四、一九一	二〇六、七三五	二四八、四六八	三五、六一六	一〇三、二九六	一三三、六三一		三一七、四六六	一、六二五、[illegible]
一四	四、五〇〇	一九、八七八	二二一、五〇七	三〇九、五〇四	二一四、八〇五	二二九、〇〇三	三三、四七一	一〇〇、三八八	四四、〇七七	一一、〇七六	三三五、八四〇	一、五二四、[illegible]
昭和 一	四、五〇〇	一九、八三八	二三四、一八二	三七〇、五七一	二〇〇、八〇三	二三九、六四六	三三、四〇六	一三七、八三一	四五、三〇五	一五、〇〇五	三五〇、六八九	一、六六六、[illegible]
二	四、五〇〇	二〇、〇〇二	二六五、〇三〇	四一六、四一八	二一三、三三六	二五六、四〇七	三七、六〇三	一四〇、九一五	四九、七一四	一一、七四九	三四四、二六七	一、七五八、[illegible]
三	四、五〇〇	一九、三五二	二〇八、二六二	四〇五、八二四	二二四、三五三	二六二、四四四	三四、九一五	一三九、二三五	五四、〇六二	一一、六〇三	三四七、五五一	一、七〇九、[illegible]
四	四、五〇〇	二一、二二三	二二六、三五五	三八六、六九三	二二三、〇七七	二六八、〇六〇	三七、一一四	一四三、三二六	六二、八六四	一二、九一〇	三六三、二〇九	一、七五三、[illegible]

經費は右の如く國家行政の機關たる各省別に分類さるるほか、又議法費（皇室費、議會費）政務費（國防費、法務費民福增進費、文化費）財務費等に分類される。この分類に於ては國防費及び財務費中の公債費等は財政を壓迫する事頗る大きい。又經費はその支出さるる對象に應じて人件費及び物件費に分たれる。物件費は軍艦兵營監獄官廳等の所謂國家の物的設備の設立及び維持費であり、人件費は尨大なる官吏群を支へる費用である。**參考書** 小川鄕太郎、財政學。其他內外の一般財政學著書。（三宅鹿之助）

刑法 (Penal Law. Strafrecht. Droit pénal) 刑法としてわが國の現行のものは明治四十年法律第四十五號として公布せられ明治四十一年十月一日から實施せられてゐる。明治以來わが國の刑法は三度變遷を重ねてゐる。第一のものは明治三年の新律綱領と明治六年の改定律例とである。これは支那律を基本としたものであつた。第二のものは明治十三年に制定せられ明治十五年一月一日から實施せられた刑法である。これは舊刑法と稱せられてゐる。司法省に傭聘せられたフランス人ボアソナード氏の起草にかかれる所を基本としたもので、專ら一八一〇年のフランス刑法を模範としたものである。第三のものは現行の刑法である。比較法的研究と刑法に關する新らしき思潮とを參酌してできたものである。舊刑法と現行刑法とを比較して考へることは同時に刑法に關する從來の思潮と新らしきそれとを明かにすることになる。その重要なる差異を擧げて見よう。舊刑法では殺人を別ちて謀殺と故殺とにし、謀殺を死刑、故殺を無期刑としてゐる。之に對して、現行刑法は、この區別を排し一律に殺人の刑は死刑又は無期若は三年以上の懲役としてゐる。これは、殺人といふ犯罪事實を基本として刑を論ずべきであるか、その犯罪の行爲者といふ人格を基本として刑を定むべきであるかといふことに由來する差異である。この差異は、また例へば竊盜罪の規定についても明かである。舊刑法は、竊盜罪に關して煩瑣な區別を認めると同時に、原則として、その刑、初犯四年、累犯五年を越えることがないことにしてゐるのであるが、現行刑法ではその種種なる區別を排して一律に初犯十年以下累犯二十年以下としてゐる。竊盜罪の事實の輕重に依らないで、竊盜犯人の人格の如何に依つて刑を論ずべきものだとするのである。かやうな差異は未遂罪の規定にも明かにされてゐる。舊刑法では未遂罪に對しては刑を減輕することにしてゐるが、現行刑法では刑を減ずることを得るものとしてゐるのに止まる。即ち、現行刑法では未遂罪に對しては刑は減輕しないことを本則としてゐるのである。これは謂ゆる從來の犯罪主義（客觀主義）に對して新らしく犯人主義（主觀主義）を明かにしたものである。世界的にいへば、近世の刑法思潮の基礎を作つたのは、ベッカリヤ（Beccaria, 1738—1794）の著「犯罪及び刑罰」（Dei delitti a delle pene, 1764）であつた。その結果として、一七八九年の人權宣言第八條に謂ゆる罪刑法定主義が認められ、如何なる行爲を犯罪とし之に如何なる刑の科せらるべきかは豫め法律に於て規定せられてゐなければならぬといふことになつた。續いて、一八一〇年のフランス刑法ができた。これは論理的に刑法を組織立てて世界の模範となつたもので、其の基本は犯罪主義であつた。しかし、十九世紀の後半期に至つて、從來の刑法が犯罪に對し社會を防衞するに不十分であることが氣付かれたのみならず、犯罪現象と犯罪人とに對する生物學的及び社會學的研究が興るに至つて、思潮は又一變せざるを得なくなつた。この新思潮の先驅を爲したものはロムブローゾ（Lombroso, 1836—1909）の「犯罪人論」（L'uomo delinquente, 1876）であつた。犯罪人に對して刑を科することを規定する範圍に於ては刑法は犯人主義を基本とせねばならぬ。其の結果として、第一に刑はなるべく之を科しないことにせねばならぬ。かくして起訴猶豫執行猶豫といふやうなことが考へられるのである。しかし、第二に犯罪人が社會と調和し難い限りに於ては十分長期のものでなければならぬ。かくして、常習的犯罪に對する長期拘禁乃至不定期刑といふことが考へられるのである。十九世紀の末から二十世紀にかけて發達したる制度として注意せらるべきは、第一に假出獄であり、第二に刑の執行猶豫である。二十世紀に於て發達したものとしては少年裁判所の制度である。我國では少年法（大正十一年法律第四十二號）として大正十二年一月一日から之を實施してゐる。ヨーロッパの諸國は刑法の改正に從事してゐるが、改正の要點は如何なる點まで犯人主義を採用するかといふに存する。わが國はこの點に於て列國に先んじたわけであるが、しかし、なほ改正を重ねるべく新たに改正事業に從事してゐる。（牧野英一）

啓蒙思潮 (Enlightenment, Illumination. Aufklärung. Illumination. Émancipation intellectuelle) 啓蒙とは一般に知識が普及して個人が迷信と諸權威から解放たれることを意味する。それゆゑ特定の文化圈にそれぞれ一定の時期にかかる思潮が見られるものと考へられ、たとへば希臘に於いてはソフィストの時代が通例それと呼ばれる。しかし狹義には十八世紀の歐洲に於ける支配的思潮を言ひ、また實際この名は本來それに向けられたものであつた。この意味の啓蒙思潮は當時經濟的發展の先登に立つてゐた英吉利に始まり、佛獨に及び、歐洲全體を風靡した。國によつてそれぞれ多少異つた性格を示してゐる。しかし一般的に言つて、次のやうな表現が見られる。(一) 宗教的偏見に對する戰ひ。この點から最も中世紀的な宗教であるカトリックの國佛蘭西に於いて極端な宗教否定、唯物論的自然主義を生んだのはことはりであつた。(二) 合理主義。これが認識論としての經驗論と結びつき、歷史と傳統との輕視となつた。(三) 自由の精神の發展。これらの思潮は佛蘭西に於いて最も鮮かな表現をもち、そしてそれは佛蘭西革命の一つの推進力となつた。近代文化の方向はこの思潮に於いて指示されてゐる。(それゆゑ、これをブルジョアジーの勃

興と結びつけることは、これで全部を解釋しようとしなければ正しい。）浪漫主義はこの思潮への反動である。啓蒙思潮の思想家或は哲學者としては英にトラント（Toland）、ティンダル（Tindal）其他の理神論者達。佛にベール、モンテスキュー、ヴオルテール、コンヂヤック、ラメトリ、ダリム、エルヴエシウス、ドルバック、デイドウロー、ダランベール等。彼等の多くは有名な百科全書の編纂に直接間接に從事し百科全書家と呼ばれた（ルソーもその百科全書に執筆してをり、また或側面から言へば思想的にもこの中に數へ入れられるが、しかし彼は既に合理主義への反動を示し、遂に後の浪漫主義の先驅となつてゐる）。さて獨逸にはフリードリヒ大王、レッシング、メンデルスゾーン、ニコライ等。ニコライ等はむしろ主として學術の通俗的普及者であつた。なほベーコン、ロック、デカルト、スピノザ等をこの思潮の先驅者と見ることもできる。殊にロックは啓蒙思潮の父とも言ひうる人で、ヴオルテールやモンテスキューの宗教觀國家觀、コンヂヤックの感覺論等みな彼に負うてゐる。**參考書** Kant, Was ist Aufklärung. Lecky, Geschichte des Geistes der Aufklärung in Europa. Dilthey, Gesammelte Schriften, Bd III（谷川徹三）

契約自由の原則 (Liberty of Contract. Vertragsfreiheit. Liberté contractuelle)(一)個人はその締結する契約の内容形式共に自己の意思に基いて自由に決定し得るを原則とするといふ私法上の原理である。更に廣く、私法關係に於て個人は原則として自己の意思に基く契約によつてのみ權利義務を取得するといふ意味にも用ひられる。(二)、中世に於ては、個人の私法關係も、封建制度、都市制度によつて、個人の意思に關係なくその生れ乍らの身分によつて決定せられた。然るに近世の個人自由思想は個人をこの法律上の束縛から解放し、各個人はその私法關係を自己の意思に基いて自由に決定することを得べく、生れ乍らの身分階級によつて拘束せらるることなしとするを私法の一根本原則とすることとなつた。「身分より契約へ」のモットーによつて示さるる人類文化の一大進展である。この原則の確定によつて個人の經濟的活動は全く自由となつた。營業の選擇、經營の方法、取引の態樣等は悉く自由となり、利息の制限、價格の公定、組合の協定等の拘束は悉く撤廢せられたのはこの根本原則の現はれである。而して第十九世紀に於ける物質文明の發展、資本主義の繁榮はこの原則の實際の效果に他ならない。(三)、然し資本主義がその高度の發展階段に達して貧富の差に基く著しき社會的不平等を生ずるや、法律思想に於ても個人本位から社會本位に移らんとする傾向を生じ「契約自由の原則」も亦次第に制限を受けるに至つて居る。(イ)契約自由の原則は要するに個人間の自由競爭を以て社會進歩の原動力とするものであるが、鐵道、船舶等による運送、電氣、瓦斯の供給等の如く事實上の獨占企業に類するものの約款は當事者の自由意思に基いて自由に決定することを至當とするといふ私法上の原理である。更に廣く、私法關係に於て個人は原則として自己の意思に基く契約によつてのみ權利義務を取得するといふ意味にも用ひられる。(二)、中世に於ては、個人の私法關係も、封建制度、都市制度によつて、個人の意思に關係なくその生れ乍らの身分によつて決定せられた。然るに近世の個人自由思想は個人をこの法律上の束縛から解放し、各個人はその私法關係を自己の意思に基いて自由に決定することを得べく、生れ乍らの身分階級によつて拘束せらるることなしとするを私法の一根本原則とすることとなつた。「身分より契約へ」のモットーによつて示さるる人類文化の一大進展である。この原則の確定によつて個人の經濟的活動は全く自由となつた。營業の選擇、經營の方法、取引の態樣等は悉く自由となり、利息の制限、價格の公定、組合の協定等の拘束は悉く撤廢せられたのはこの根本原則の現はれである。而して第十九世紀に於ける物質文明の發展、資本主義の繁榮はこの原則の實際の效果に他ならない。(三)、然し資本主義がその高度の發展階段に達して貧富の差に基く著しき社會的不平等を生ずるや、法律思想に於ても個人本位から社會本位に移らんとする傾向を生じ「契約自由の原則」も亦次第に制限を受けるに至つて居る。(イ)契約自由の原則は要するに個人間の自由競爭を以て社會進歩の原動力とするものであるが、鐵道、船舶等による運送、電氣、瓦斯の供給等の如く事實上の獨占企業に類するものの約款は當事者の自由意思に基く著しき社會的不平等の餘地なきものである。從つて契約自由の原則によつてその正當性を保障し得ない。かくの如き範圍に向つては國家の監督が進出すべきである。(ロ)當事者間の經濟的力の差の甚しき生活關係に於ては强者の力に一定の制限を設けねばならぬ。借地法借家法にその適例を見る。暴利取締令の如きもその理想を同うする。(ハ)當事者間の關係の比較的容易な生活關係につきては數によつて富との間に力の平衡を得せしめて自由競爭を可能ならしめることを至當とする場合が多い。勞働關係に於てその適例を見る。(ニ)個人間の普通の契約に於ても從來甚しく不正な契約の效力を否定する消極的意味に過ぎなかつた公序良俗（「公序良俗の項」參照）の理想を强調して自由契約の效力を奪ひ（藝娼妓契約の無效はその適例）、更に契約の一部に不當なるものあるときはその效力を失はしめて合理的な內容を以て補足し（二年三年といふが如き短期の借地契約を地代据置期間と解釋したるが如きはその適例）、或ひは契約締結當時と甚しく周圍の事情の變更したる場合には契約內容の改善を試みる（所謂「事情變更の原則」）等の手段によつて個人間の契約內容を可及的に合理的ならしめんとする。(四)、要するに、契約自由の原則を以つて、個人意思の絕對なる個人主義的自然法的思想から演繹せられた不朽の原則とは見ず、社會生活に於て個人間の私法關係を正當に規律する爲めの一つの手段と見て妥當な地位を與へんとすることが近代法律思想のこの原則に對する態度である。**參考書** 廣濱嘉雄、契約の自由（私法學序說）、民法總則に關する書の法律行爲の章及び債權各論に關する著書の契約の章。（我妻榮）

ケー (Key, Ellen 1849–1926) 一八四九年十二月十一日、南瑞典のズンズホルムに生る。風光明媚なる自然の中に育まれたる上に、詩人的理想家なる父を持ち、高貴の血統より出たる母の感化を受けて、自由なる理想主義者として育つ。蓋しエミール・ケイなる名稱を持つ父は、エミールの名はエミール・ルソーに因んで附したると稱せらるるを以てしても、その如何なる思想の持主なりしかを察知することを得。夙にシェクスピア、ゲーテ、ビヨルンソン、イプセン等の作品を愛讀し、イギリスの諸作家にも興味を持ち、二十三歳のとき歐洲に旅し思想上の變化を受けた。三十歳にして父の破產に遭ひ、職を求めてストックホルム大學に教鞭を執る。彼女はその主著「兒童の世紀」等に於て說ける如く、兒童教育を以て人類社會改造の重要方法となし、ルソー、ダーウイン、ゴルトン等の所謂生物學的進化論を根據とし、科學的なる態度を以て教育問題につき說く所多し。又理想主義的立場より平和主義、婦人問題、戀愛問題等につき論著するところ多し。一九二六年四月二十日逝く。（阪本勝）

ケーアーンズ (Cairnes, John Elliot 1823–1875) アイルランドに生れダブリンなるトウリニテイー・コレッジに法律を修め、辯護士となつた。併し彼は實際の辯護に携つた事はないと云はれて居る。此の時代彼は法律學の他、化學機械工學を研究し、兼ねて經濟學にも熱中し、一八五

六年ホウエイトリー（Whiteley）講座の經濟學教授に選ばれ、ダブリンの大學に歸つた。爾來彼は經濟學に專心するに至つたのであるが、一八五九年ゴールウエイ（Galway）なるクウイーンズ・コレッジの經濟學教授を兼任し、その頃より漸く經濟學者としての高き評價を與へらるるに至つた。一八六五年ロンドンに移り、翌年ロンドンなるユニヴアーシテイー・コレッジの經濟學教授に任ぜられた。彼は此の頃より激烈なる傳痲質斯に惱み殆んど肉體的には不具の狀態にあつた。併し精神的精力は益す盛にして經濟學者としてはジョン・ステュアート・ミルと並び稱せられ、當に諸々の時事問題に對する批判を怠らず、特にアイルランドの問題に就いては彼は始終一大權威者として認められて居た。一八七二年病の故を以て教授を辭し三年にして逝く。ミル、フオーセット（H. Fawcett）コートネイ（L. H. Courtney）等と交り深く、ミルの衣鉢を繼げる最大なる經濟學者にして同時にミルに對する最も强大なる批判者であると云はれて居る。ジエヴオンスと共にミル歿後の十九世紀イギリス經濟學界に偉大なる功績を殘した人である。**主著** The Character and Logical Method of Political Economy, 1857. The Slave Power, 1862. Political Essays, 1873. Essays in Political Economy, Theoretical and Applied, 1873. Some Leading Principles of Political Economy newly Expounded, 1874.（後藤信夫）

ケーザル (Caesar, Julius 100, B.C—44, B.C) 紀元前一世紀におけるローマ最大の政治家で、紀元前一〇〇年を以て舊貴族の家に生れ、夙に平民黨に投じて凡ゆる迫害に堪え、强靱性と大膽と正義感とを發へ、軍師、政治家、立法家、雄辯家、史家、文章家、曆學家として、特立の異彩を放つに至つた。紀元前五九年執政官となり、進んでガリア（Gallia）の大守となり、遠近諸國を征服し、殊に紀元前五五年及び五四年にライン河を渡り、ゲルマニア族を擊退し、海峽を渡航してケント（Kent）に上陸し南部ギイリスを征服するに及び、ローマ第一人者たる地位を克ち得た。かくてギリシヤ・ローマの文化を中部ヨーロツパに普及したことは文明史上特記に値する。スルラ（Sulla）の死後紀元前六〇年ポンペイウス（Pompeius）及びクラッスス（Crassus）と謂ゆる三頭政治を行ひ、クラッススの死後はポンペイウスと爭ひ、之をマケドニアに追ひ、次でエジプトに渡航の途上ポンペイウスが刺客のために刺殺された後は、終身獨裁官・執政官・護民官となつた。更にイムペラトル（Imperator—文武大總督）の榮稱を受け、行政、立法、兵馬の諸權を掌握した。此等の職權を利用して、熱誠に國政の改良を企て、イタリー地方民にローマ市民權を與へ、民の負擔を輕減し、苛政を除き、紀元前四七年に太陽曆（ユリウス曆法）を採用し、四五年一月一日より之を實施した。農業を奬勵し、耕作地を作り、植民地を設け、土木工事を起し、圖書館を建設して文藝の興隆を助長し、鋭意社會的施設を實行し、文化史上に貢獻する所甚だ大なるものがあつた。紀元前四四年三月十五日、彼の威名榮達を妬むカシウス（Cassius）及びブルタス（Brutus）一派によつて元老院集會の議場において暗殺された。**參考書** 瀨川秀雄、西洋全史。Myers, General History. Adams, Europäische Kulturgeschichte. (住谷悦治)

ゲエーテ (Goethe, J. Wolfgang 1749—1832 ドイツの國民的詩人としてイギリスのシェークスピアと並び稱せられる文豪。その領域は詩、戯曲、哲學、自然科學の多方面に渡つてゐる。一七四九年フランクフルト・アム・マインに生れ、一八三二年ワイマールに死す。始めライプチヒ大學に於いて法律を修め傍ら文學を研究したが、後ストラスブルヒ大學の法科に轉じ兼ねて植物學、解剖學、錬金術を研究した。彼は二十五歳にして既に「ゲツツ」と稱する情熱的の戯曲を公にしたが、一七七四年「若きエルテルの悲しみ」を發表するに及んで彼の文名は一時に擧り、全歐洲の文學界に知られるに至つた。彼はその後イタリー旅行に出でて古代藝術並にイタリーの繪畫を研究し、漸く狂熱的な情感から脫れて清澄な心境を愛するやうになつた。彼は同時に文學以外の地質學、生物學等をも研究し、自然科學の領域に於ても重要な發見をなした。彼はワイマール侯カール・アウグストに知られてその知遇を受け、ワイマール宮廷の顧問官となりその宰相となつた。戯曲「エグモント」、「タッソー」、「イフイゲニー」等はこの間の作物であり、初期の作物と異つて清澄にして沈靜なる精神を基調としてゐる。一七九四年彼はシラーと相知り、その影響を受けて相共に古典的藝術觀の確立に努めた。「ウイルヘルム・マイスター」、「詩歌と眞實」、「親和力」、「ヘルマンとドロテア」等はこの時代の心境を徵表する作物である。然し何と言つてもゲエーテの代表作は「ファウスト」である。ファウストの全篇はある意味でゲエーテの自敍傳であり心境の記錄である。彼の世界觀、彼の哲學は全てファウスト一卷の中に盛られてゐると言つても過言ではない。かくて一八三二年彼は思想界の動搖をよそにして自らの靜觀を樂しみ乍ら八十年の生涯を終つたのである。ゲエーテの終局に於て到達した心境は、ファウストの第二部が示すやうに、「全てをあるがままに認めて行く」と云ふ「自然」の把握であつた。あらゆるものを狂熱的に求めたファウストが、不斷の「業（タート）」の世界の中に始めて安住を見出したのは、とりも直さずゲエーテ自身の體驗の歸結に外ならない。そこに彼の宗教があり、藝術觀、人生觀があつた。然し彼は、一面に於て「業」の世界を欣求しながら、十八世紀末のフランス革命の狂風に對しては全く眼を背け、十九世紀初頭の社會的動搖に對しては風馬牛であつた。自己の環境に對するこの全く異つた態度こそ、彼の最も大きな矛盾の一つである。ゲエーテはドイツの國民詩人としてドイツ國民の誇りであり、長くドイツ人の渇仰を一身に集めてゐるので、屢ばゲエーテを社會主義と結合しやうとする無駄な努力をなすものがあるが、彼の心境は現在のかかる問題とは極め

て緣の遠いものである。（河野密）

ゲード (Guesde, Jules 1845—1922) フランスの社會主義運動者。一八四五年巴里に生る。帝政時代、齡若くして旣に共和黨の諸新聞に協力し、一八〇七年にはモンペリエーの Droits de l'homme の主筆として戰爭反對の宣言を出した廉により四箇月の懲役に處せらる。次で翌一八七一年三月十八日コンムユーンの暴動勃發するや同誌上に於いて之を應援した爲め五年の禁錮及び四千フランの罰金を科せられた。其後一時スウイスに亡命したが間もなくフランスに歸還し再び猛烈なる言論戰の火蓋を切り Droits de l'homme や Radical や La Révolution française に協力せる傍ら、それまで餘りフランスに知られてゐなかつたマルクス主義の學說を宣傳した。一八七七年 L' Egalité 第一輯を出したが、國際會議を組織した廉により翌一八七八年に六月の禁錮に處せられた。彼は監獄に於て「佛國革命的社會黨第一綱領」を書いた。一八八一年 L' Egalité 第二輯を出して六月の禁錮刑を言渡されて後、彼は此の餘暇を利用してラファルグと共に「勞働黨綱領」(一八八三年に公表) 作成に協力した。一八八五年には Le Socialiste を創刊したがそれは程なくフランス勞働黨機關誌となつた。一八九三年八月にはルーベイ選出の代議士となり下院の壇上から力强い印象的な演說を投げかけた。その主なる首題は「八時間制と五月一日」「コンムユーンの自由と集產主義」、「保護と自由交易」、「革命的社會主義と基督敎社會主義」、「社會問題の集產主義的解決」「アルサス・ローレーン問題」等々である。爾來、社會黨の內外に在て政府黨と鬪つて數度壓倒的多數を以て代議士に當選した。一九〇六年、週刊機關紙「社會主義」を創刊し組織勞働者の敎育に盡し、一九一四年には社會主義雜誌「社會主義と階級鬪爭」(Socialisme et Lutte de Classe) の主筆となつた。だが、同年世界大戰勃發するや黨の決議に基き無任所大臣として Défense Nationale に加盟した。一九二二年七月二十八日歿。享年七十七。**主著**「社會的正義の赤本」(Le Livre rouge de la Justice sociale, 1872)、「社會主義敎理問答」(Essai de Catechisme socialiste, 1878)「賃銀法とその影響」(La Loi des Salaires et ses Conséquences, 1878)「集產主義と革命」(Collectivisme et Revolution, 1879)、「勞働黨綱領」(Programme du Parti ouvrier, 1883)「公共事業と社會主義」(Services publics et Socialisme, 1885)、「階級の道德及政治としての國家」(État, morale et politique de Classe, 1901)、「擕へ銃！社會主義の贋物とブルジョア主義的改良の僞造貨幣をやつつけろ」(En garde! contre les Contrefaçons du Socialisme et la Fausse-monnaie des Réformes bourgeoise, 1911) **參考書** Grand Dictionnaire socialiste de Compère-Morel, Brucke, A.N. Desrousseaux, Le Populaire, de Paris 30—31 juillet 1923. Compère-Morel, La dernière visite, ses dernières paroles. Le populaire, de Paris. 29 juillet 1922.（風早八十二）

ゲエ・ペエ・ウー (Г.П.У) 統合國家政治保安部 (Об'единенное Государственное Полическое Управление) の略稱。「チエカ」(その項參照) の廢止せられし後之に代つた組織である。この權限に於ては「チエカ」とはかなり異るものがあり「ゲエ・ペー・ウー」は「チエカ」の如く裁判權を有せず、又刑の執行をする事も出來ない。從つてそれは普通の國家に於ける保安機關と大差なきものなのであつて「チエカ」時代の如き陰慘なる空氣を持つて居ない。それは依然として政治犯の取締りに任じ、廣大なる探偵組織を有し、反革命運動を摘發する義務を負ふてゐる。併し裁判その物は刑事裁判所の所管事項とされて居て「チエカ」の時代の如く、嫌疑者を即決裁判に附し、處刑すると云ふが如き權限は與へられて居ないのである。要するに今日の「ゲエ・ペー・ウー」の機能は他の諸國に於ける警察制度に大差なきものと見てよい。併し乍ら此の機關はチエカと同じく堅固なる特別の軍隊組織を持ち、進步せる武器を持つて居る。赤軍と異り此の特殊の軍隊に於いては一層政治的色彩が明瞭に現はれて居て、事實上サヴエート政府の大黑柱の役目を勤めて居るのである。（後藤信夫）

ゲーレ (Göhre, Paul 1864—) 獨逸の社會主義者・消費組合論者。一八六四年ベルリンに生る。ライプチヒ大學に神學を學び一八九一年「三ケ月の手工徒弟と工場勞働者」(Drei Monate Handwerksbursche und Fabrikarbeiter.) を出す。一八九四—九七年牧師職にあり、一九一九年以後プロシア內閣の局長。一八九六年ナウマンと共に國民社會黨を組織し、一八九九年社會民主黨に投じ、一九〇三年及び一九一〇—一八年ドイツ國會議員。以前より國民社會黨員として消費組合の間に活動、ベルリン內外に影響を及ぼし、ツエーレンドルフ消費組合を起す。無條件的な中立派の主張に反對して消費組合運動を以てプロレタリア運動進展の一部所を擔任するものとした。**主著** Das Warenhaus, 1907. Die deutschen Arbeiter-konsumvereine, 1910. Die Konsumgenossenschaftsbewegung der deutschen Arbeiterklasse, 1918.（服部英太郎）

ケーンズ (Keynes, John Maynard 1883—) イギリスに於ける現代の經濟學者中最も有爲なる一人と云はれて居る人である。イートンを經てケインブリッジ大學キングス・コレッジに學び、後印度省に在勤(一九〇六—八年) 大戰中は大藏省に在り (一九一五—一九年) 現在は母校キングス・コレッジにフエローとなつて居る。一九一三—一四年の「印度財政通貨調査委員會」Royal Commission of Indian Finance and Currency) に於ては委員の一人に任ぜられ、パリー講和會議に於てはイギリス大藏省の主代表として列席し、最高經濟評議會 (一九一九年) に於てはイギリス大藏大臣の代理の地位にあつた。自由黨に屬し、黨の經濟政策樹立に當つて彼の所說は少からず與つて力ありと云はれて居る。一九一二年以來 Economic Journal の編輯者であり、現在週刊雜誌「ネイション」(The Nation) を主宰しつつある。**主著** Indian Currency and Finance, 1913. The Economic Consequences of the Peace, 1919. A Treatise on Probability, 1921. A Revision of the Treaty, 1922. A Tract on Monetary Reform, 1923. A Short View of Russia, 1925. The End of Laissez-Faire, 1926.（後藤信夫）

ゲオポリテイック (Geopolitik) 地政學とでも譯すべきか。スウエーデンのウプサラ大學敎授 Kjellén が、一八九九年の講演に於て最初に用ゐて以來、殊に彼が一九一六年その著 Politische Probleme des Weltkrieges の第一章に geopolitische Probleme を論じて以來、漸く一般に行はれる語となつた。今彼の著「政治學體系綱要」(Grundriss zu einem System der Politik, 1920) によつて見るに、彼は政治學を分つて、國家の領土の學たる Geopolitik, 國家の經濟の學たる Ökopolitik, 國家の人民の學たる Demopolitik, 社會の學たる Soziopolitik, 國家の統治の學たる Kratopolitik とする。而してゲオポリテイックは更らに、國土の位置特に隣國との關係を硏究する Topopolitik, 領土の形態を對象とする Morphopolitik, 國土の性狀を論ずる Physiopolitik から成る。それは又その方法に從つて、一般地政學、特殊地政學、應用又は實際地政學に分つこともできる。この學は、政治的に組織せられたる土地、政治的力が充分浸透した土地、政治的目的の用に供せられる土地、即ち國土を硏究對象とすることに於いて、政治地理が單に土地を土地として硏究するのとは異なると稱せられるけれども、事實上兩者の內容は甚だしく重複し、その限界は明確でない。從つて又兩者が同意義に用ゐられることも少くない。**參考書** Kjellén の上揭諸著並に Hennig, Geopolitik; die Lehre vom Staat als Lebewesen, 1928. Haushofer, Bausteine zur Geopolitik, 1928. 尙特殊のものとしては、Haushofer. Geopolitik des pazifischen Studien über die Wechselbeziehungen zwischen Geographie und Geschichte, 1924.（河村又介）

毛織物 (Woolen and Worsted Goods) **〔槪觀〕** 毛織物の起原は古く、羅馬人により歐洲に傳播せられたと云ふ。近代斯業で世界に霸を稱へる英國でも、羅馬人の侵寇後始めてその勃興を見たのである。今日に於ては世界各國共にその產出を見るに至つたが、最も著名なるは矢張り英國であり、續いて獨逸である。北米合衆國も近年著しき發達を遂げたが、その大部分は國內の消費に屬する。我國に於ても毛織物の歷史は欽明天皇時代に溯る。併しその盛んに使用されるに至つたのは、明治以後であり、殊に歐洲大戰後である。毛織物の製織は、政府の保護があるにも拘はらず他事業に比し進步が遲い。之は市場の狹い事、再製毛の原料を欠いた事、羊毛市場のない事等にも由ろうが、其最大原因は勿論國內に羊毛を產出しない事である。然るに歐洲大戰の勃發するや、從來我國の市場に勢力を擅にして居た英國品が、軍需品に迫はれて輸出不能となる一方、本邦の毛織物需要は戰時景氣の振興と相俟つて頗る旺盛となり、爲に毛織事業の大發展を見る事となつた。斯くて戰後の大恐慌で一大整理の止むなきに至つたが、然も尙毛織業全體を通觀して、近年著しい發達を示した事は事實である。因みに我毛織物會社として著名なるは、現在日本毛織と合同毛織位のものであり、從つて毛織物生產高の約半分は個人毛織業者の生產する所である。**〔毛織物の原料〕** 毛織物の原料は羊毛、山羊毛、駱駝毛、牛毛、馬毛、兎毛、羽毛等であるが、其內最も多く使用されるは羊毛である。羊毛は緬羊の毛であるが、之に野生と牧羊の二種がある。野生の物は毛質が粗剛であるが、牧羊の方は毛質柔軟で然も光澤に富み、數等野生の物に優る。毛織物の原料としては、他に再製毛が使用される。之は反毛とも云ひ、毛製の襤褸を開舒して元の纖維狀態に復したものである。**〔毛織物の種類〕** 毛織物は其原糸の相違より、梳毛織物と紡毛糸織物の二種に大別する。前者は地合が薄く、織物の組織の判然表はれるもの。後者は比較的厚地であつて、表面は毛羽で掩はれ織目が目立たず概して柔か味を有するを特長とする。又梳毛糸と紡毛糸を交織した織物もある。毛織物は種類が極めて多いが、その重なるものは次の如くである。羅紗、フランネル、毛斯綸、メルトン、軍絨、スコッチ、ヘル、サージ、絨、ブランケット地、カシミヤ、毛布等。**參考書** 阪口武之助、本邦輸出入品詳解。（高橋龜吉）

下剋上 足利時代に流行した言葉。剋は又剋とも書き、或ひは單に克に綴る。げごくじやう、又はかこくじやうと讀む。下、上に剋つの謂である。大平記にいふ「下として上を退くる嗷訴、下剋上の至り哉」又いふ「臣君を殺し、子父を殺す。力を以て爭ふべき時至る故に、下剋上の一端に在り」盛衰記にいふ「馬侵さるまじき鼠に巣を作らせ、子を生ませたり。故に下剋上せり」。又いふ「下剋上の至りなりと、不思議に存じ候ひき」。文獻の以て示す如く、傳統的に地位身分より低きものが、より高き者に反抗し、その主權に迫るをいふ。元來中世に於ける門閥政治の弊として起つたものであり、足利時代の中葉以降、權力の實體衰弱にして威令全く行はれざる亂世の虛に乘じて行はれたる、あらゆる形態に於ける僭位的行爲を指す。即ち將軍は帝王を剋し、管領は將軍を剋し、管領家の家宰は管領を剋し、執事又家宰を剋するの風であつた。足利氏の威令地に墜つると共に益す深刻となつたものであるが、そもそも將軍義滿は、天子を剋するに於て最なるものであつた。即ち彼の參朝するや、藤原氏の公卿等も階下に下りて拜跪するに至り、殆んど天子に仕ふるの狀であつた。二條關白師繼の子道忠の如き、義滿の偏名を受けて名を滿基と改め、彼に媚ぶるに至つた。彼の死するや天皇はこれに贈るに法皇の尊號を以てせられた。足利氏の威望の衰微すると共に、地方豪族にして叛亂を企つるもの相繼ぎ、地位身分の統制全く亂るるに至つた。かくて戰國時代を現出し、群雄割據して互ひに相讓らざる狀を生ずるに至つた。かくの如き反抗的

氣運は、單に支配者階級間に於けるあつれきとして起つたのみならず、被支配階級たる百姓社會の反武士觀念ともなつてあらはれ、玆に足利時代の流行的現象たる百姓一揆の頻出を釀すに至つた。文明十七年に於ける山城國土一揆の如きは、百姓會議の名に於て、畠山軍陣の撤退、寺社本所領の還附、新關の撤廢を武士側に要求し、遂にその要求の一部を實現し、更に十八年、行政權の一部をも掌握せんと企てたる如き、下剋上は進轉して恰然たる階級鬪爭の觀を示してゐる。後入階級的對立を謂ふにこの言葉を用うると雖も、本來は未だ階級的對立に迄發展せざる單なる身分的對立をさすものである。(阪本勝)

檢地 檢地とは封建制度の主要財源たる百姓地の面積、及び品等を調査し、石盛をして石高を決定するを云ふ。卽ち封建時代の百姓地の擔稅能力を檢定するの義である。近世に於ける檢地は天正文祿の頃に於ける豐臣秀吉の檢地を以て始まり、德川氏に至りて一層綿密に行ふようになり、又列藩に於ても隨時領内の檢地を行ふて居つた。斯く檢地は封建時代の徵稅技術上重要なる作業の一であつて、其方法若し苛酷に失すれば百姓の負擔を增加して困難を加へ、寬に失すれば收納減じて幕府及び藩の財政を逼迫せしむるが故に、天領私領を通じて至大の注意が拂はれた。德川幕府の行ひたる檢地と、各藩毎に行はれたる檢地方法は若干の相違があるが、今便利の爲め、德川幕府の行ひたる檢地方法を說明せんに、檢地の施行は檢地條目の定むる處に從はねばならぬ。檢地條目に於いては檢地に關する技術及び檢地役人の心得等を細々と定めてある。檢地を主宰する役人を檢地奉行と云ひ、若干の從者を引具して村方に至り、村の巧者人に村内の田畑を案内せしめて田畑の檢地をなす。檢地奉行の從者及び村案内人には夫々起請文を差出さしめて其不正と奸曲を防ぐことにしてあつた。檢地役人は先づ從者と共に、小方儀、分度、細見竹、梵天竹、十字木、間竿、尺杖、水縄等の器具を携へ行き、村内土地の丈量を行ふ。丈量の際には役人の手心により或は實り出し、實り入れが行はれる。水縄を强く張れば土地が實り出されて面積が廣くなり、其れ丈け擔稅額が多くなる。之に反して縄だみとて水縄が弱く張れば、耕地面積が狹く計上せられて負擔額が尠くなる。檢地の私曲の行はれるのも多くは此の縄張りの强弱を加減するに在つたと云ふ。丈量の際には畦畔及び畦際一尺づつを除き、並に耕地の畔に樹木ある時は藍引として其不作分を除外するが普通であつた。丈量が終れば其土地の石盛をせねばならぬ。石盛は耕地各筆の石高を決定するに要する基準生產力の算出である。卽ち土地の良否に應じ田畑を上中下の品等に分ち、先づ上田三四ヶ所に就き稻の坪刈を行ひ、平均一坪の收穫籾が一升である場合には一反歩三石となる。其内五分を種代、五分を欠米、壹割を年々の損毛と見、合計二割卽ち六斗を減ずるから殘り二石四斗となる。然るに籾を米に搗れば普通五合搗として半々の一石二斗となる。之を上田の石盛が十二になつたと云ふのである。而して上田の石盛から普通二位づつ下げて、中田は石盛十、下田は八とする。此石盛を各筆の面積に乘じたるものが石高であつて、租稅負擔に關する土地の生產能力が始めて決定されたのである。夫の何村は何石、何落は何萬石であると云ふのは、此石高の締め上げられたものを云ふのである。而して夫の五公五民とか、六公四民とか云ふ徵稅額は此租稅力を基礎として算定せらるるのである。檢地の結果を記錄したる元帳を野帳と云ひ、其れを一應請書したるものを請野帳と云ひ、更に村中百姓の石高を村毎に淨書したるものを檢地帳と云ふ。檢地帳は又水帳と云ふ。檢地の寬嚴は百姓の休戚に關するものが少くないから、無法なる檢地仕法に對しては百姓の起ちて强訴一揆を企てたる場合が尠く無い。天保十三年江州野州郡に於ける一揆の如き其の一例である。

參考書 地方落穗集(日本經濟叢書第九卷)。大石久敬、地方凡例錄(同三十一卷)。安藤博、德川幕府縣治要略。德川時代百姓一揆叢談(上)中の「天保義民錄」。(小野武夫)

血緣社會 (Sanguinal Society) 血液的同一又は類似を紐帶として成立した社會。現存においては家族がその例。この形式の社會は古代から存在し、その勢力は頗る强かつたものである。原始社會の組織は、血緣社會を單位としてゐたといつてもよい。これ、それが地緣社會とともに基本的と稱せられる所以である。しかし、それは、歷史とともに次第に衰類する。血緣社會の吸收してゐた種々の機能は今では幾多の派生社會の司るところと成つた。その運命は地緣社會と同樣である。高田保馬、社會學原理。(新明正道)

結合の上位 (Prämat der Verbindung) これは近時形式社會學、殊にフイアカントの社會學を契機として提供された社會形式の相關についての一命題である。その意味は、社會を構成する種々の要素の內、結合が論理的又た歷史的に優越的な決定者の地位を占めるとなすにある。此の際、結合に對照せしめられるところのものは、主に分離である。本來、社會學において學者の傾向の異なるに從つて結合と分離とが夫れ夫れ交替的に强調せられてきたことは事實であつて、此の意味からいへば、暗默の裡に結合の上位を說く學者は昔から存してゐたものと謂はねばならぬ。しかし、近時の理論は之をもつと精密化したものである。之を首唱したフイアカントは、單に結合の上位とはいはないで、共同社會(Gemeinschaft)の上位と稱してゐる。共同社會の上位は結合の上位と同義であるとは謂へない。共同社會は、彼の考へるところでは、結合と分離の範疇の合成を意味してゐる。だが、共同社會が必然的に結合と異ならぬ關係を有するものと解するならば、兩者は究極において相關聯するものである。彼の說くところでは、共同社會は、集合社會(Gesellschaft)のあらゆる種類に對して、前提的意義を有つとともに、その構成的部分と成る。そして集合社會においても共同關係の缺如してゐないことは、社

會學のガリライ的發見に屬するものである。此の傾向は高田博士によつて更に洗煉された表現を與へられ、社會學における基本的公理と考へられてゐるが、之に對しては反對說がある。結合が決して上位的なものでなく、それが分離と並立的な意義を有つのみとなすのがこの核心である。**參考書** 高田保馬、社會關係の研究。Vierkandt, Gesellschaftslehre. (新明正道)

結婚制度 (Matrimonial Institution, Marriage. Ehe. Marriage) 結婚或は婚姻の原型は動物の間にもこれを見ることができる。しかし一の社會制度としての婚姻を問題にする場合にはこれは省略すべきである。人類結婚史の第一頁に從來よくもつて來られた雜交或は亂婚 (Promiscuity. Hetärismus)も同樣にこれを制度と認めることはできない。何となればさういふ無秩序な生活關係に社會的な是認—慣習や傳統の裁可—があろうとは思はれないからである。況んや現在に於てはそのやうな原始雜交說は否定される傾向に在るに於てをや。それならばモルガンの集團婚 (Communal Marriage)乃至ラボツクの共同婚(Communal Marriage)はどうであるか? これを原始時代に於ける一般的結婚形式と認めるには實證的な材料がない。現今の人種學或は民族學の實證し得る限りに於ては、原始結婚形式は一種の一夫一婦卽ち單婚 (Monogamy) のそれであつたと見る方がより妥當であるやうである。勿論それは現今の一夫一婦とは餘程異つてゐたに相違ない。子供が生れた場合に少くともその子供の成育に必要な期間だけ多少義務的に婚姻關係を續ける、夫婦結合の力は言ふまでもなく今日のそれよりは弱い。それにしてもこれは明かに一つの社會制度である。何となればそこに多少とも社會的な義務觀念が表はれてゐるから。この型の婚姻は Simple Pairing Monogamy と呼ばれることがある。婚姻制度としてはこの外になほ多夫制 (Polyandry) 多婦制 (Polygyny)—この兩者を合せて複婚 Polygamy とも云ふ)及び今日見られるやうな單婚がある。しかしそれらはみな原本的のものではなくて派生的のものである。多夫制は數男一女の結合であつてこれはさうどこにでも見られるものではない。最も有名なのは西藏であつてこの型の婚姻は西藏式婚姻の名によつて知られてゐる。西藏に限らずこの多夫制の行はれる處は土地瘠瘦經濟的に不遇の地方である。そのために一男が一女を養ふの力がないのである。多婦制は反對に一男數女の結合であつて、モルモン教徒 (Utah Mormons) の間に今もなほ存すと言はれ、支那でもこれが或る程度まで制度的性質をもつてゐる。これは男子の權力と經濟力とを豫想し、掠婚 (Marriage pur rapt) などと密接な關係があると考へられる。その他の普通の所謂文明諸國に於いては一夫一婦婚が唯一の制度として、卽ち法律や慣習によつて、認められてゐる。しかしここに注意すべきことは多夫制や多妻制の行はれる社會に於ても單婚が認められないふのではなくて、反對に單婚をなし得る者は皆これを行ひ、殊に一男にして妻女を所有し得る者などは小範圍の特權階級に限られる。西藏式の多夫制なども單に一夫一婦の反復と見るべきものであつて決して所謂群婚や亂婚の性質を有しない。夫達は大抵兄弟である。なほ「家族制度」及び「氏族」の項參照。**參考書** 中山太郎、日本婚姻史。Morgan, Ancient Society. (邦譯あり)。Cunow, Zur Urgeschichte der Ehe und Familie. (服部譯、婚姻及び家族の原史に就て)。Westermarck, Short History of Human Marriage. Föhling, Sexual Life of Primitive People. (本田喜代治)

決定論 (Determinismus, Indeterminismus) 固有の意味に於ける決定論は所謂純粹哲學上の認識の問題である。一般に意志は唯だそれ自身の領域に固有なる精神的因果關係に從屬すると考へられる。意志に純粹二者擇一の決定が歸屬せられるならば、それは決定論と對立する非決定論 (Indeterminismus) である。此の二の見解の說明は往々にして循環論に陷る。このために一般に超驗的實在が豫想せられる。しかしそれらはみな原本的のものではなくて派生的のものである。多夫制は數男一女の結合であつてこれはさうどこにでも見られるものではない。最も有名なのは西藏であつてこの型の婚姻は西藏式婚姻の名によつて知られてゐる。西藏に限らずこの多夫制の行はれる處は土地瘠瘦經濟的に不遇の地方である。そのために一男が一女を養ふの力がないのである。多婦制は反對に一男數女の結合であつて、モルモン教徒 (Utah Mormons) の間に今もなほ存すと言はれ、支那でもこれが或る程度まで制度的性質をもつてゐる。これは男子の權力と經濟力とを豫想し、掠婚 (Marriage pur rapt) などと密接な關係があると考へられる。その他の普通の所謂文明諸國に於いては一夫一婦婚が唯一の制度として、卽ち法律や慣習によつて、認められてゐる。しかしここに注意すべきことは多夫制や多妻制の行はれる社會に於ても單婚が認められないふのではなくて、反對に單婚をなし得る者は皆これを行ひ、殊に一男にして妻女を所有し得る者などは小範圍の特權階級に限られる。西藏式の多夫制なども單に一夫一婦の反復と見るべきものであつて決して所謂群婚や亂婚の性質を有しない。夫達は大抵兄弟である。なほ「家族制度」及び「氏族」の項參照。**參考書** 中山太郎、日本婚姻史。Morgan, Ancient Society. (邦譯あり)。Cunow, Zur Urgeschichte der Ehe und Familie. (服部譯、婚姻及び家族の原史に就て)。Westermarck, Short History of Human Marriage. Föhling, Sexual Life of Primitive People. (本田喜代治)

決定論 (Determinismus, Indeterminismus) 固有の意味に於ける決定論は所謂純粹哲學上の認識の問題である。一般に意志は唯だそれ自身の領域に固有なる精神的因果關係に從屬すると考へられる。意志に純粹二者擇一の決定が歸屬せられるならば、それは決定論と對立する非決定論 (Indeterminismus) である。此の二の見解の說明は往々にして循環論に陷る。このために一般に超驗的實在が豫想せられる。

宿命論 (Fatalism)等所謂神秘的神話學的決定論に對して形而上學的決定論と稱せられるものも、心理學的決定論社會學的決定論と云はれるものも凡て此の超驗的實在を豫想する。意思の從屬性又は獨立性を精神的因果關係に限定せず一般に精神的因果關係を含む物的因果關係に於いて說明する場合にはそれは最早固有の意味に於ける決定論又は非決定論とはならず、廣義に於ける必然論 (Necessitarianism) である。人間を以てその自然的環境の產物と見、生物と觀、從つて自由を否定するのが卽ち必然論であつて、この場合には一般心理學と等しく精神的現象を以つて原因的に物的現象に從屬すると考へるものである。然るに決定論は非決定論と共に自然から引離されて考へられてゐるのである。そこでは人間の意志、行動、觀念、性格等の如き凡て精神的因果關係がその固有の領域に於いて問題となる。從つてそこでは自然的物的環境と意志との關係は直接の問題とならない。この意味に於いてマルキシズムの史的唯物論を以て何等の說明なく直ちに決定論と指稱することは少くも正當でない。史的唯物論に於いて目的の變生の法則を援用したり、非組織社會に於ける決定論と組織社會に於けるそれとを區別したり、或は終局の實在を物質に求めたりすることは愚である。マルキシズムに於いて決定論と云ひ得るものがあるとすれば決定論に於ける哲學的思辨の援用であり、その社會觀に於いて決定論的見解ありとすれば自然科學的方法論の社會科學への適用に過ぎない。マルキシズムは辯證法的唯物論である。辯證法的唯物論は所謂純粹哲學の止揚である。**參考書** 田邊元、カントの目的論。河上肇、唯物史觀研究。Marx, Das Kapital. I. Engels, Feuerbach. N. Bucharin, Theorie des historischen Materialismus. I. Jameson, An Outline of Psychology. (東井金平)

ケツトレル (Ketteler, Wilhelm Emanuel von, 1811—1877) 獨逸の基督敎的社會主義者。一八一一年十二月廿二日ミュンステルに生れ一八七七年七月十三日バイエルン

のビングハウゼンに死す。ブリーグのエスイッテンコレギウムに法律を學び、一八三五—三七年の間ミュンステルの州廳に勤め、四三年同市の牧師學校に入り、四四年牧師となる。四八年選ばれてフランクフルト議會に入り、教會を國家から完全に獨立させようと努めた。五〇年七月廿五日マインツの僧正となり、第一回ドイツ國會にバーデン選擧區代表として列席し、土地所有權をドイツ憲法のうちに採用せしめんと努めたが徒勞であつた。彼の財産論は全然トマス・フオン・アクイノに基く。卽ち眞のそして完全なる財産權は神の定むるところであり、人間にはただ之れを使用する權利を許されてゐるのみである。使用權は保護管理の權利と用益の權利とに分たれねばならぬ。個々人の財産權は秩序と平和並に經濟的有用の關心に於て承認せられねばならぬ。その收益は人間個人の財産ではなく、萬人の共通財産と考へられねばならぬ。彼の財産を獨占的に所有すべきではなく、一般の人々の爲に用ひよといふこの義務はだが道德的義務、愛の義務である。何故に人々の財産が不平等であるか、これはかくすることによつて神が人間に彼の才能を彼の同胞に示す機會を與へんが爲である。それ故に勞働者問題は勞働者扶養問題、大部分をなす人間の扶養問題である。勞働者階級の狀態を改良せんもが爲に施す自由主義的並に急進的政黨の手段は、現代のこの大問題を解決し更に增大せる全勞働者階級の壞滅を守護するには、不充分である。勞働者が現存の狀態に至つた原因、それの最も本質的の最深の所在はキリスト教精神からの、卽ち愛と自己犧牲の精神からの背離にあるといふ。より高き宗教的動機から發生せる自己犧牲の精神、これのみが一般の幸福を招來し、利己主義的搾取によつて富を得る手段を制限し勞働者階級に倫理性と勞働能力とを與へる。この役目をなす補助手段、これが卽ち教會である。**主著** Arbeiterfrage und das Christentum, 1864. Die Arbeiterbewegung und ihr Sterben in Verhältnis zu Religion und Sittlichkeit, 1869. Die grossen Sozialenfragen der Gegenwart, 1849, 1878. Liberalismus, Sozialismus, Christentum, 1871. (服部英太郎)

ケトレー (Quetelet, Adolf 1796—1874) 最近統計學の開祖。彼は數學、物理學、及び天文學者であり、長くベルジークの天文臺長として令名を馳せたのであるが、又社會統計學に就ても不朽の功績を殘してゐる。彼の社會現象の研究に關する主著は「人間及び其能力の發達に就て、一名、社會物理論考」(Sur l'homme et le Dévelopement des Facultés, ou éssai de Physique sociale. Paris. 1835) その續篇を爲す「社會物理、一名、人間の能力の發達に就て」(Physique social, ou Essai sur le Dévelopement des Facultés de l'homme, Bruxelles et Paris. 18'9。彼の根本思想は唯物論であつて、社會現象も亦自然的原因によつて左右され、從つて一定の自然法則に支配されてゐるとなす。例へば人間の出生、發育、及び死亡の如きも一定の自然法則に依つて支配されてゐるのであつて、これを發見するには實驗的方法により、又個々の人間若くは所謂個性と云ふものを捨象し、大量的觀察方法に基かねばならぬとする。彼は道德現象と目さるる犯罪に就ても統計的觀察方法を適用し、犯罪統計學の開祖となつた。同種の犯罪が年々同一の秩序を以て反復せらるることは彼の統計の明示する所である。犯罪は要するに自然及び社會と云ふ環境を原因として生ずる必然的結果である。故に若し犯罪を豫防せんとすればその原因たる自然及び社會そのものが改良されることを必要とする。自然的原因 (Causes naturelles) として彼の擧げるものは氣候、季節、性、年齡、等であり、社會的原因—彼はこれを攪亂的原因 (Causes perturbatrices) と云ふ—は職業、道德、政治、宗教制度等であるが、重要なることは彼が自然的原因を以て第一位の基本的原因と目してゐると考へられる點である。彼が唯物論者であると云はるべき大きな根據も此處に在る。彼の根本的態度は爾來今日に到る迄の殆んど凡ての社會統計學者の踏襲する所である。**參考書** 高野岩三郎、ケトレーと唯物論的見解（社會統計學史研究、第一卷）。其他。Lottin, (Joseph,) Quetelet, Statisticien et Sociologue, Louvain-Paris, 1912 に、彼の生涯及び著述に關する無數の文獻がある。(風早八十二)

ケネー (Quesnay, François 1694—1774) ケネーはモンフオール・ラモリー (Montfort-l'Amaury) の附近の一小村メレー (Méré) の農家に生れた。幼少の頃教育を受けず、十七歳のときパリに出て外科醫學を修め、一七一七年マント (Mantes) で外科醫を開業した。後、内科醫學を修め、學位を授けられ、一七四九年ポンパドール (Pompadour) 公爵夫人の侍醫となり、ヴエルサイユ宮廷に入ることとなつた。ケネーは元來醫者として身を立てたのであるから、彼の研究は醫學上の研究に初つた。一七三〇年に公にされたる處女作「放血の效果に關する考察」(Observations sur les Effects de la Saignée)で名聲を博し、「動物經濟に於ける物理論」(Essai physique sur l'économie animale, 1736) も有名な研究であつた。經濟に關する研究を發表するに至つたのは一七五一年以後ディデロによつて出版された「百科全書」に「明證」(Évidence, 1756)、「小作人」(Les Fermiers, 1756)、「穀物」(Les Grains, 1757) その他の論文を執筆したるに始まる。これ等の論文に於てケネーは農業の改善奬勵を說き、農民の窮狀は、第一に困窮、直接稅及び兵役を免れんとするための農民の離村、第二に專擅なる課稅による農業投資者の不安、第三に穀物の取引を妨害する諸制度に基因することを述べた。農民の窮狀、並にその紹介は從來のマーカンチリズム的見解の缺陷を暴露して、ここに農業尊重の經濟觀を生ぜしめた。從つてかかる點より築き上げられたケネーの經濟學は土地、一般に自然への復歸の思想を有する。それは當時の啓蒙思想に和して啓蒙的なる經濟學となつた。ケネーによると萬象を支配する神は理想的なる自然的秩序を設けてゐるが、人間は現實の人爲法を有する。だから人間は現實の人爲法を理想的完全性の自然法に近づけしめる必要がある。しかも自然的秩序の形式は道德的性質の格率であつて、むしろ人間の眞の自由を保證するものである。經濟に於ける自然は土地に於ける活動、すなはち農業に存するが故に、その活動を中心にして自由なる制度が樹立されなければならぬ。かかる思想のもとに築かれた經濟學は「經濟表」(Tableau Économique) に要約された。これは農業勞働に生產力の源を置く見解より把握されたる經濟社會の構成を示すものである。すなはち社會的總資本の再生產行程は、人體の血液循環になぞらへて、この表に表現されたのである。經濟的知識はここに初めて統一的なる姿を與へられ、ケネーを中心とするフイジオクラアトは近代經濟學の最初の學派となるの光榮を有することとなつた。ケネーの著述はオンケンによつて纏められてゐる。Aug. Oncken, Oeuvres économiques et philosophiques de F. Quesnay, 1888. **參考書** 福田德三、流通經濟講話。Oncken, Geschichte der Nationalökonomie. Marx, Theorien über den Mehrwert, I. Higgs, The Physiocrats. Güntzberg, Gesellschafts-und Staatslehre der Physiocraten. Weulersse, Le Mouvement physiocratique en France. Hasbach, Die allgemeinen philosophischen Grundlagen der von F. Quesnay und A. Smith begründeten politischen Oekonomie. Guyot, Quesnay et la physiocratie. (岸本誠二郎)

ケマール・パシヤ 「ムスターフア・ケマル」の項を見よ。

檢見 德川時代に於ける徵稅技術の一種にして稻の出來柄を秋期刈取前に於て檢査することを云ふ。檢見は又毛見と書くことあれども、毛見が單なる稻の作毛を檢査するを云ふに反し、檢見は作毛檢査に加ふるに更に民力及び民風例へば此村は去年强く取りたる故、今年は加減して弱く取るべしとか、此村は純朴にして去年の年貢を完濟せる故其積りにて今年は輕くすべしと云ふが如き査定法を併用するを云ふとの見解を取れるものもあるが、何れにしても封建領主に對する秋期納米の出來柄を官より檢定するを云ふのである。檢見の方法には坪刈檢見と立毛檢見とがある。坪刈檢見は內法六尺一分程の竹框を稻田の中に入れて框內の稻を刈り取り調製して一坪の出來高を知り、之を其田の反畝に乘じて作柄を決定するのである。坪刈は一枚の田二三ケ處行ふ場合もあれば、田の中央を選みて一個處行ふ場合もある。役人の行ふ檢見法に大檢見と小檢見とがある。大檢見とは檢見役人が一手で村々を廻る總見であつて、小檢見とは代官所の手代を若干人宛組合せ、數組各々手分して派遣するを云ふのである。後の小檢見は前の大檢見の下調べに當るのであるが、其何れの檢見に於ても坪刈を行ひ、兩者を突き合せて精確を期することとなつて居つた。稻を立毛の儘に檢見する方法に遠見檢見と投檢見とがある。遠見檢見とは村の耕地が彼此込み合居り、悉く檢見しては手數と日數を多く要する故、代官又は手代が耕地の入口にて其田を打眺めて其出來榮を檢査するのであつて、實地に檢見をなしたる旨の內見帳は其筋に提出するけれども、詳細なる檢見を爲さざるを云ふのである。投檢見とは遠見檢見よりも一層寬大なる檢見法であつて、內見帳の差出さるるを要せざるは勿論、役人が村端又は附近の町場に庄屋や名主を呼びよせ、其處にて大體の出來柄を聞き、今年は去年より何分增しにするとか、又は何分減にて納むべし等と定むるを云ふのである。作柄の檢査の寬なると嚴なるとでは其年に於ける百姓の經濟に至大の影響を及ぼすことになるから、檢見役人が村方に入り込めば村方にてはあらゆる慇懃を盡して檢見役人を待遇したものである。村方に於て檢見役人を饗應する爲に特に山海の珍味を備へ又は音物を贈進する等のことは屢ば開かれた話である。檢見法が不當にして百姓の納稅高が一時に激增すれば其苛酷に堪え兼ねて百姓より强訴の形式を以て力爭することがあつた。正德年間、安房の屋代越中守領分に於ける萬石騷動の如き其一例である。**參考書** 著者不詳、地方落穗集（日本經濟叢書第九卷）。大石久敬、地方凡例錄（日本經濟叢書第三十一卷）。安藤博、德川幕府縣治要略。小野武夫、德川時代百姓一揆叢談（上）中の「萬石騷動」。（小野武夫）

ケルゼン (Kelsen, Hans 1881—) プラーグ生れの人にして現にウイーン大學教授たり。若くして既に國法學界に相次いで名著を發表し、所謂ウイーン學派の頭目として知られてゐる。彼れの學問の特徵は方法の純一といふことであつて、彼は新カント派の立場を徹底的に貫き從來の通說であつたイエリネツクを批判し、彼れ自らの國家論を打ち建てた。その「一般國家論」は卽ちかくの如き彼の學問の綜合である。彼に從へば、從來の所謂兩面說が、社會としての國家を對象とする因果科學と國法學たる規範科學とを繼ぎ合はして一般國家論なる一科の學を形成するとなすのは、方法的に重大なる誤謬を犯すものである。のみならず、國家は法そのものに外ならぬ故に、國家の社會的概念も社會的國家論なるものも成立し得ない、國法論のみが可能な唯一の國家論である。恐らく、その兩面說の誤謬の指摘はあたつてゐるが、國家の社會的概念構成を不可能なりとすることは、云ひ過ぎであろう。彼は、社會思想の上ではマルクスを貶してラツサールに同情をもつ。マルキシズムの國家論に對する批判は、M. Adler との間に興味ある論爭を誘發したものである。**主著** Die Staatslehre des Dante Alighieri, 1905. Grenzen zwischen juristischer und soziologischer Methode, 1911. Hauptprobleme der Staatsrechtslehre, 1911, 2. Aufl., 1923. Die Verfassungsgesetze der Republik Oesterreich, 1919. Das Problem der Souveränität und die Theorie des Völkerrechts 1920. Vom Wesen und Werte der Demokratie, 1920. Der soziologische und der juristische Staatsbegriff, 1922. Rechtswissenschaft und Recht, 1922. Sozialismus

und Staat, 1920, 2. Aufl., 1923. Marx oder Lassalle, 1924. Allgemeine Staatslehre, 1925. Der Staat als Übermensch, 1926. **参考書** 木村龜二、ケルゼンの法律社會學の方法論(法學志林二四ノ一—二)。平野常治、ケルゼンのマルクス主義批評(國民經濟雜誌三八ノ六)。黒田覺、ウイーン學派の法律學と其の諸問題(昭和二年)。Zander, Staat und Recht 1922. M. Adler, Die Marxschauffassung des Marxismus, 1922. 尙ケルゼン自身の國家論提要は、中野登美雄譯にて早稻田法學七卷所載。(河村又介)

ケルチ (Quelch, Henry 1856–1913) イギリスの社會主義者。「社會民主聯盟」(Zocial Democratic Federation)の創立以前即ち初期社會主義復興時代、換言すれば「民主聯盟」(Democratic Federation)の活動時代に既に、ハインドマンによつて掲げられた社會主義の旗幟の下に馳せ參じた一人である。當時彼はロンドンに在つて勞働生活を續けつつあつた。一八八九年のロンドンに於ける大ドック・ストライキに當つて彼は眼覺しい活動をした。此の時代は勞働組合が舊式の組合主義をすてて、著しく社會主義的傾向を現し、勞働階級が眞に階級意識に覺醒し出した、所謂「ニュー・ユニオニズム」の時代であると云ふ事は人の識る所であるが、ケルチは正に此の組合と社會主義とを結びつける爲めに、最前線にあつて奮闘した一人であつたのである。彼は一八九二年よりその死に至るまで「社會民主聯盟」の機關紙である「正義」(Justice)の主筆の地位にあり、イギリスに於ては「聯盟」創立以來の社會主義者として、又國際的にはイギリス社會主義者の一代表者として社會主義の宣傳、實行の上に貢獻する所少くなかつた。著書としてはパンフレットの類が幾つかある。(後藤信夫)

ゲルマン法 (Germanic Law, Germanisches Recht, Droit germanique.) 四世紀末よりゲルマン民族(東ゴート、西ゴート、フランク、サクソン、ロンバルド、ブルグンド、アラマン等の諸族)は大移動を初め東ローマの舊領に幾つもの國を建てた。彼等は何れもゲルマン人としての共通點を有つては居たが、また各特殊の風俗慣習を有し、その法律も決して一樣ではなかつた。斯るゲルマン諸族の幾種かの法制を吾々は總稱して廣義のゲルマン法と呼ぶ。此點はローマ法といふのが一つの法律體系を指すのとは全く趣を異にする。六世紀に入りローマ文化が浸潤して來ると、各族共それまでの不文慣習法を成文化せんことに努めだし、Lex Salica(ザール地方フランク族の法典)、Edictum Theodorici(東ゴート王の法典)等が作られた。其他個々の場合に發せられた勅令(所謂 Kapitularien)は集積して法律殊に行政法を發達せしめたと云はれて居る。其後斯る法典や勅令等はいつか失はれて再び不文法時代となり、法規は諺、格言、箴言等の形で耳から耳へと傳へられたが、十二・三世紀頃よりは再び成文化傾向を生んだ。併しそのはなく、初めは全く個人的の著成文は公の制定に因るのではなく、書(所謂 Rechtsbücher)が次第に權威を認められるに至つたものである。其數は勿論なくないが中にもレプコウのアイケが書いたザクセン・シュピーゲル二三〇年頃)。ローマ法は在留ローマ人の法として夙に併用されて居たけれども、十四・五世紀に於ては益す激しく流れ込み來つて次第にゲルマン固有法を壓倒するの勢を示した。これ所謂ドイツに於けるローマ法の「繼受」であるが、此の外國法支配に對し十八世紀初頭に起つたドイツ國民法復活運動の一派を吾々はゲルマン法學派と呼ぶ。故に此場合のゲルマン法は狹義であり、ドイツ固有法を意味するに止まる。併し此運動にも拘はらずドイツに於ける繼受法の根柢は伸々に搖がず、今日では寧ろスカンヂナヴイアとイギリスにゲルマン法本來の面目を窺はしむるものが多い有樣である。中世以後のゲルマン、ローマ兩法の對立は種々の點から看取せられる。ローマ法が個人的・抽象的・統一的なるに對し、ゲルマン法は團體的・具體的・分化的であり、陪審的裁判手續、土地總有權等がよく其特質を語ると共に地方法の分立、論理體系の欠如等も亦其短所であり長所である。ローマ人が賃貸借、委任、賣買等の契約の型を觀念したのに對し、彼等は「村の法」「組合の法」「市場の法」等を考へた。これゲルマン法の基調が「個人意志」に非ずして「團體關係」なりとせられる所以である。**参考書** 石田文治郎、土地總有權史論。O. v. Gierke, Grundzüge des deutschen Privatrechts, in Enzyklopädie der Rechtswissenschaft, Bd. I. K. v. Amira, Germanisches Recht. R. Pound, Spirit of the Common Law. (中川善之助)

ゲルリッツ綱領 (Das Görlitzer Programm der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands) 一八九一年のエルフルト大會以後社會民主黨は其黨勢の擴張と共に黨内に諸派の論爭を起したが、一九一四年世界大戰の勃發當時よりの戰爭豫算討論に端を發し一九一七年其左派は分れて獨立社會黨を形成し、右翼多數派は市民諸黨と相結んで益す右傾し、一九二一年九月ゲルリッツ大會で決定した同黨の綱要は其傾向を表明する。エルフルト綱領は正統派マルクス主義理論に立脚して書かれたものであるが、ゲルリッツ綱領は修正派の意見に基いて起草せられたので、ベルンシュタイン(Eduard Bernstein)に負ふところが多い。大戰中侵略戰爭を辯護し、革命後は市民階級と妥協し、指導的思想はベルンシュタインまたはクーノーの修正派思想であり、其構成分子に小市民的分子を著しく加へた結果それはも早單なる勞働者階級の政黨ではなく國民の多數を包含せんとする民主的黨派であつて、階級鬪爭の文字は綱領に殘つてゐても全文を掩へるものは階級的調和であることは見逃すことの出來ぬ事實である。綱領は第一篇綱領即ち綱領成立の沿革を說ける部分と、第二篇綱領の一般的部分即ち理論的部分と、第三篇社會民主黨の要求即ち當面の要求としての各方面の政策の部分とより成つて居る。綱領の一般的部分に現はれて居る理論を次に一瞥するであろう。(獨逸社會民主黨は都市及田舍に於ける勞働民衆の黨派である。

其努力する所は民主主義と社會主義との爲の鬪爭團體でふ共通の認識と目標とに於て、自己の勞働の收入に依存せざるを得ざる總ての肉體的及精神的生產者を團結せしむることである」と述べ、次に資本主義的經濟によつて生じた大多數無產プロレタリアートと少數大資產者階級との對立とその階級鬪爭の必然性を說き、更に世界大戰後の各種產業に於ける合同と合併による資本の集中に對し他方小中資產家營業者の沒落、精神的勞働者の無產者化等に言及し、轉じて「斯くの如き高度資本主義への進展は帝國主義的權力によつて世界經濟を支配せんとの慾望を益す强大ならしめたと新しき世界戰爭の危險を警告して居る。然しまた同時に、世界戰爭と政治的變革によつて民衆は民主政治を獲得し、戰爭より人類を保護せんとする意思が益す高まりつつあることを指摘する。而して「此意思に對して實現の道を示し、生產的民衆にとつて必要なる鬪爭に、意識的な統一の形を與へること、これ實に社會民主黨の任務である」といふ。そして其最後に「社會民主黨は今やその獲得したる自由の防護の爲に、最後の努力を盡すべく決議した。我民主黨は、民主的共和體を以て、歷史的發展に依つて與へられた改廢すべからざる國家形態と看做すものであつて、之に對する攻擊は總て之を國民の生存權に對して加ふる侵害と認むるのである。併し社會民主黨は、共和政體とその敵の攻擊より保護するを以て足れりとするものではない。我が民主黨は、自由なる國民的國家に於て經濟に關する組織的國民意志の支配即ち社會主義的共同の精神に於て社會の革新の爲に奮鬪するものである。集中された大經濟事業を共同經濟に轉移せしめ、更に夫以上全資本主義的經濟を進めて社會主義的なる全體の幸福の爲に營まるる經濟に變形せしむることは、社會民主黨が生產的民衆を資本的支配の鎖より解放し、生產物を增加し、人類を經濟的及び道德的社會の一層高度の形式に引き上げる爲に、必要なる手段として認むる所である。斯くの如き意味に於て獨逸社會民主黨は、エルフルト綱領に掲げられた次の信條を繰り返へさんとするものである。卽ち我が黨は新たなる特權及び優先權を得んが爲に戰ふにあらず、却つて階級的支配、否階級その者の廢止の爲に、又男女及び門地の別なく、凡ゆる人の平等の權利と平等の義務との爲に、戰はんとするものである。而も此鬪爭を行ふに當つては正に此鬪爭が國民的及び國際的の共同社會に於て國、州及び市町村に於て、勞働組合に於いて、工場及び家庭に於て、人類の運命を決定するものであるとの意識の下に爲さるるものであると」と述べて結ばれて居る。(三輪壽壯)

ケルン共產黨事件 (Kölner Kommunistenprozess.) 一八五一年五月から翌年十月頃にかけてケルンに行はれた共產主義者逮捕所罰事件のことである。一八四八年三月のドイツ革命が失敗に終るや、共產主義同盟に屬してゐた人々は多くは國外に走つたが、殘つた少數の者はケルンを中心に盤踞して再擧を計つてゐた。之を助けるため、ロンドンの同志は一八五〇年十二月以來四人の秘密宣傳家を派してドイツ各地を遊說させてゐたが、一八五一年五月十日に至り、其中の一人ノートユングが無旅券を口實に逮捕せられ、所持品に不穩文書と一味の名簿とがあつたと率强せられたのみならず、同じ頃ハムブルクでもハウプトといふ男が捕へられ、その自白も援用せられ結果、迅雷的に本部員十一名が收監せられるに至り(外にフライリグラートもロンドンへ亡命した)、之より所謂ケルン共產黨事件が始まつた。動機はプロシア政府が國權の强大と共產主義者の危險性とを一般に宣傳し、反動政治の勵行に便ならしめんとするにあり、政治に滿足しないものは此際一掃しようと企てた。然し乍ら、元來何の根據もない事であるから、唯だ同盟は秘密結社であるといふこと以外に斷定の下しやうもなかつたし、之に對する取締法はなかつたから、同年十月に至り控訴院は證據不充分のため無罪を宣した。政府は夢中であらゆる奸策を廻らし、陪審官の買收、間牒の使用、僞同盟員の潛入、特別警官のパリ及びロンドン派遣、フランス政府との共同作戰等を行つて彼等を有罪に陷れやうとし、苦心慘憺の末漸く收監後一年半を經た一八五二年十月四日に至つて公判を始め、無罪ならんとの一般の期待に反して、十一月十二日、陪審官は七人を六年乃至三年の刑に宣告し、罪名は叛逆未遂といふのであつた。マルクスはこの事件が何等根據なきものなること、及び之に對しては彼は勿論、エンゲルス、フライリグラート、ウオルフ等何れも無關係であることを公言して憚らなかつたが、それでも被告及び家族の救濟には相當に盡力し、ジョーンズ(チヤーティストの指導者)、エカリウス、リイプクネヒト等二十名の者と共に一般に醵金を募つて之を贈つたり等した。この事件を境界として長い歷史を有つ「共產主義同盟」は屛息したが、要するに一八四九年より五四年にかけて猛烈を極めた反動の波濤に打挫かれた痛ましい犧牲である。さり乍らプロシア政府は所期の目的を達成し、一般に共產主義の妖怪の如何に畏怖すべきかを逆宣傳することによつて、一八五四年七月十三日、ビスマルクの主宰する聯邦議會を通じて、ドイツに於ける政治的、社會主義的、又は共產主義的目的を有する一切の勞働者の集團の嚴禁を決議することに成功した。**参考書** マルクス、ケルン共產黨檢擧事件の暴露(一八五二年)。嘉治隆一、ケルン共產黨事件の眞相(我等 大正十五年四月號)。(嘉治隆一)

ケレンスキー (Kerensky, Alexander Feodorovich 1881—) 一八八一年タシュケントに生る。大學教育を卒へて辯護士を開業し、特に貧農及び勞働階級の事件に盡瘁する。一九一三年社會主義的勞働團體を代表して代議士となり、政府の親獨政策を痛擊し、一九一七年には、ツアーの國會解散に對しては極力その非を鳴らした。チェルノフ(Chernov)やアヴクセンチェフ(Avksentiev)やザヴインコフ(Zavinkov)と共に社會革命黨(The Party of Socialists-

Revolutionists)に屬して、一九一七年の三月革命に活躍す。民衆、革命的勞働者が一九〇五年(第一次革命)に倣つてサヴエートを組織し兵器廠、秘密警察本部、監獄を占領した際、チヘイゼ(N. S. Tscheidze)が會長、ケレンスキーはその副會長に選擧された。そして「ロシアにおける政治的自由と民主的政府の完全なる獲得のため人民の勢力と闘爭を組織すること」を宣言した。デモクラシーを要求するブルジョア政治革命成就後、第一次臨時内閣(The First Provisional Government)に、社會革命黨を代表して司法大臣となる。首相はルヴォフ公(Prince G. E. Lvov)外相はミリユコフ(Paul N. Milinkov)陸海相はグチコフ(A. I. Guchkov)藏相はテレスチエンコ(M. I. Terestchenko)商工相はコノヴアロフ(A. I. Konovalov)農相はシンガリエフ(A. I. Shingariev)交通相はネクラゾフ(N. V. Nekrasov)文相はマヌイロフ(A. A. Manuilov)會計檢査院長はゴトニエフ(M. Godniev)。戰爭の繼續と政治上の民主主義の下に、政治犯人の全國的大赦、言論出版の自由、勞働者團結及び罷業の自由、宗教上、社會上、民族上の拘束廢止、普選と憲法議會召集を約した。五月に至り平和の要望が軍隊に滿ち、レニン等ボルシエヴイキの平和運動が開始さるるや、彼は軍務大臣となり、反主戰論者を彈壓した。しかし軍隊は全戰線を放棄して續々歸還するに及び七月二十日ルヴオフ公は首相を退き、彼は首相となつた。ボルシエヴイキの新聞は悉く禁止されトロツキイ(L. Trotsky)やコロンタイ(A. M. Kollontai)等多く投獄され、レニンはフインランドへ逃亡した。戰線の惡化と共にケレンスキーは辭職したが再び擧げられて新内閣を組織した。九月コルニロフ(Kornilov)將軍の反亂起るや彼は軍務大臣を兼任して鎭壓に努め、ペトログラード勞働者とクロンスタツトの水兵の援助によつて破碎して小康を得たが、何等方策なきため大衆の支持を失ひ、十一月七日、トロツキーがペトログラードの勞兵會を率ゐて レニンと 相呼應しクー・デ・ターを遂行するに及び、防止も遂に效を奏せずして、ロンドンに亡命するに至つた。その後アメリカに渡り、流浪の生活を續けてゐる。最近大著 Erinnerungen von Sturz des Zarentums bis zu Lenins Staatsstreich, 1928. を公刊した。**參考書** A. J. Sack, The Birth of the Russian Democracy, 1918. Illustrierte Geschichte der Russischen Revolution, 1928. (住谷悦治)

權威 (Authority. Autorität. Autorité) 法律、道德などの如く我々に對して命令として臨み、我々を拘束するものに於て、その命令力及び拘束力を神聖、絶對ならしめる外的力が權威である。權威が必要とされるのは、我々の自然的性向または意志は法律或ひは道德に對立してゐるものであつて、自然的にはこれに服することがないとされるためである。從つて倫理學上の幸福説のやうなものに於ては權威は道德法のために要求されない。なぜならそこでは人間に自然的に具はつてゐる幸福への衝動そのものが道德の原理と見做されるからである。我々自身の欲せぬことを我々に向つて義務として要求するものはただ他の者の意志であり得るのみである。權威はかくてつねに我々の意志よりは一層高き他の者の意志である。倫理學上の權威説は、ロツクが既に説いた如く、三つの形態に於て現はれてゐる。これらの形態は法則を與へる意志が、或ひは神の命令に於て或ひは國家に於て、或ひは慣習に於て認められるに從つて區別されてゐる。權威説は何れも明かに他律主義である。即ちそれは意志が自己にとつて外部から賦與され若くは强要された法則によつて規定されることを承認する。カントはかくの如き他律主義に反對して、道德の本質をもつて自律にあるとした。彼によれば意志がただ自己の自己みづからに課した義務または法則に服從するときにのみ善はあることが出來る。(三木淸)

限界利用(効用)説 (Theory of marginal Utility, Theory of terminal Utility. Die Grenznutzentheorie) 限界利用なる概念はスタンレー・ジエヴオンス(Stanley Jevons)の「政治經濟學の理論」(Theory of Political Economy, 1871)及びフリードリツヒ・フオン・ウイーゼル(Friedrich von Wieser)の「經濟的價値の根源とその主要法則について」(Ueber den Ursprung und die Hauptgesetze des wirtschaftlichen Werthes, 1884)においてて、はじめて用ひられたものである。けれどもこの概念に盛られたと同一の思想はすでにヘルマン・ハインリツヒ・ゴツセン(Hermann Heinrich Gossen)の「人間交易の法則の展開とそれより流出する人間行動の規則」(Entwicklung der Gesetze des menschlichen Verkehrs und der daraus fliessenden Regeln für menschlichen Handeln, 1853)において見られるところであり、彼は「最後の因子の價値」なる言葉を用ひてゐる。「限界利用」は主觀學派にとりては、財の價値及び價格の説明原理として極めて重要なる役割を演じてゐるのである。限界利用の意義を明かにするには、まづ「利用」(Der Nutzen)の意義を明かにせねばならぬ。利用は「利用性」(Nutzlichkeit)或は「可用性」(die Brauchbarkeit)と區別せられる。利用性は、一般に、人間の慾望充足に役立ちうる財の能力その性能である。それは純然たる客觀的存在者であり、また種屬的・抽象的なる大いさである。これに反して、利用は特定經濟主體が財の具體的數量に認めるそれの意義である。それは客觀的なる存在者ではなくて、特定主體の慾望充足狀態と財の具體的數量との關聯において認めらるるものであり、したがつてまた、種屬的・抽象的なる大いさではなくて、個別的・具體的なる大いさである。例へば水の利用性は、一般に人間の渇を醫しうるその性能である。けれどもそれの利用は、水の具體的數量を支配する個々の經濟主體によつて認めらるる意義に他ならぬ。したがつて經濟主體の異るに應じて異らざるをえないのである。もちろん利用性を有たざる物は利用を有たぬが、利用の大小は利用性の大小には倚

存しない。限界利用は財の最終部分或は限界單位に認めらるる利用である。この觀念には(一)財が可分であること、(二)その各部分が同一の構成を有つこと、及び(三)慾望の順次的充足が可能であること等が前提されてゐることを注意せねばならぬ。然らば次に、限界利用の大いさは如何にして定めらるるか。限界利用は財の限界單位に認めらるる利用或はその意義であるから、第一に、特定の經濟主體によつて支配さるる財の單位の數を考へねばならぬことは明かであるが、第二に、彼が限界單位に倚存せしめる慾望の大いさを考量せねばならぬ、けだし彼が認める意義は慾望充足の意義に他ならぬのであるから。そこで「慾望度盛表」(Die Bedürfnisskala)なるものが構想される。これには前記のゴツセンによつて唱道された「享樂遞減の法則」(Das Gesetz des abnehmenden Genusses)或は「ゴツセンの慾望飽滿の法則」(Das Gossensche Gesetz der Bedürfnissättigung)がその根柢となつてゐること言ふまでもない。さて合理的に行動する經濟主體は、彼が支配する財量の各單位をまづ最重要なる慾望充足に當て順次より重要ならざるそれに及ぶのであるが、財量が稀少なる場合には、慾望度盛表の或る一點において充足を中斷せざるをえない。したがつて、限界利用の大いさは、この充足が中斷される點における慾望の意義の大いさによつて決定される。ここで慾望の可調性が前提されてゐるが、これがまた一つの重大な問題である。限界利用及びその大いさの問題は右によつて大體明かにされたが、然らば限界單位にあらざる單位の利用の大いさは如何に定めらるるか。「限界利用の法則」(Das Gesetz des Grenznutzens)或は「利用見積の法則」(Das Gesetz der Nutzkumputation)がこれに答へる。けれどもこの法則は二つの異れる意味において解釋されてゐる。一はメンガー=ボエーム・バヴエルク的見解であり、他はウイーゼル的見解である。前者によれば、財の各單位或は部分量は各交替的に限界利用に等しき利用を有つ。然し凡てが同時的に然るのではない。けだし各單位は交替的にのみ限界單位たりうるにすぎぬのであるから。すなはち各單位の利用の大いさは、或はそれが現實に充足する慾望の意義すなはち具體的利用の大いさであり、或は單に限界利用の大いさである。然し後者によれば、かかる見解は誤謬である。各單位は凡て、同時的に或は累積的に、限界利用をもつて見積られねばならぬ。然らざれば、價格説明原理としての限界利用の意義は全然失はれる。この兩見解の相違は總利用或は總價値の算定において、延いては「歸算理論」(die Zurechnungslehre)において、顯著な見解の對立を齎らしてゐる。限界利用説は、正統學派の「勞働價値説」(die Arbeitswerttheorie)或は「生產費説」(die Produktionskostentheorie)を排撃し、心理學的立脚地に立ちて、價格現象をその根源から説明することを使命として唱導されたものであるが、果してその使命に堪へたりやは疑問である。慾望したがつて利用の測定能否の問題はしばらく措くとするも、第一、それは貨幣の價値を説明することができぬ、第二、交換經濟における財の限界利用と認められる「代替利用」(der Substitutionsnutzen)はすでに價格を前提とする、第三、享樂財の價値法則とせられた「限界對偶の法則」(Das Gesetz der Grenzpaare)は生產財の價格を前提として含む等々の缺陷を包藏してゐるのである。限界利用を財貨の價値及び價格の説明原理としてとつてゐる學者はその他甚だ多い。ツツカーカンドル(R. Zukerkandl)、ザツクス(E. Sax)、フイリポウイツチ(von Philipovitch)、レーヤ(Lehr)、シユムペーテル(J. Schumpeter)、アモン(A. Amonn)、ミーゼス(Mises)、ハンス・マイアー(Hans Meyer)、シユパン(O. Spann)、ピヤーソン(N. G. Piersoni)、パンタレオニ(Pantaleoni)、グラチアニ(Graziani)、ワルラ(L. Walras)、パレエト(Pareto)、ヂイド(Gide)、アフタリオン(Aftalion)、ウイツクゼル(Wicksell)、マアシアル(Marshall)、エツヂワース(Edgeworth)、スマート(Smart)、ボナー(Bonar)、ウイツクスティード(Wicksteed)、クラーク(Clark)、セリグマン(Seligmann)、フイツシアー(I. Fisher)、フエツター(Fetter)、カアバー(Carver)、パツテン(Patten)等をその主要なるものとする。**參考書** 波多野鼎、價値學説史第二卷 Wieser, Der natürliche Werth. Theorie der gesellschaftlichen Wirtschaft. C. Menger, Grundsätze der Volkswirtschaftslehre. E. v. Böhm-Bawerk, Kapital und Kapitalzins. L. Walras, Elément d'Economie Politique Pure. Marshall, Principles of Economics. Clark, Distribution of Wealth. Stolzmann, Der Zweck in der Volkswirtschaft N. Bucharin, Die Politische Oekonomie des Rentners. (波多野鼎)

原價計算 (Cost-accounting. Kostenrechnung) 〔**槪說**〕原價計算とは、企業の經營における會計制度特に工業會計制度の一部を構成するもので、謂ゆる簿記と原價計算とを合して一つの工業會計の全體をなす。そこで、簿記と原價計算との區別が、即ち原價計算の何ものであるかを明かにするであろう。もちろん簿記も原價計算も、いづれも企業における自己目的々な制度で、私經濟的事象にすぎないのであるが、いまこれを經濟學的に説明するため社會資本の行程といふ方面から客觀的に眺めてみるならば、簿記は、資本の流通行程に參與する限りにおける一企業の計算であり、原價計算は、資本の生產行程に對する計算であるといひ得よう。簿記は、或る期間に亘る財產計算で、損益の歷史的事實的記錄であるが、原價計算は商品の原價に關する分析で損益の靜的觀察といふ點にその重點がある。計算の方法から見れば、簿記は貸借複記によつて自己管理的に損益を表出する謂ゆる複式簿記の方法によるが、後者にはこの複式の自己管理的な方法を用ゐ得ない。かく、兩者は、計算の對象及び方法を全く異にしてゐるが、何れも、理論上、一企業の損益を計算し利潤獲得てふ自己目的に仕ふるといふ組立てのもとにおいて、實際上においても、或る一

矛盾を共有しなければならぬ。即ち、原價計算が個々の製品について見出すところの利潤の合計は、簿記が期間計算として歴史的且つ總括的に見出す利益額と一致すべきものである。次に、原價計算の内容に對する幣見的概念を得るため、原價及び原價計算の方法について極大體の要綱を述べておく。〔原價の意義〕商品は云ふまでもなく種々様々であるが、いづれもその原價は(一)原料費(二)勞賃(三)費用の三つに分ち得る。これらの三部門の各々において、商品の生産行程に對して直接的なるものと間接的なるものとがあり得る。ところで、この三部門及びその各々の直接的なものと間接的なものとは、原價構成を通じて商品が實現するところの利潤の大小に對しても關係には輕重の差があるから、利潤の獲得を理念とする生産行程の計算がその目的に妥當であるためには、それらの各項はこれを詳細に區別し、企業の合理的目的に奉仕せねばならぬ。かくて例へば原料費についていへば、直接に商品の形態を構成するものと間接に商品生産に寄與する原料たる動力用材料、荷造用材料、機械消耗品がある。そこで、三部門各々について直接費と間接費とが成立し得るし、また間接費のみを例へば製造間接費・販賣間接費といふが如く分ち、更にその細分を試みる等、一切が企業の特性に應じて分類さるべきである。從つてかうした構成要素から區別して、原價そのものにも(一)直接原價、(二)製造原價、(三)總原價、等に分ち得る。〔原價計算の方法〕製造される商品の種類、その種類の多少、工程の組織、等々によつて計算の方法は自ら異らざるを得ない。しかし大別して(一)個別計算、(二)全體計算の二種に分ち得る。(一)個別計算は直接計算もしくは特別計算ともいひ、原價が種々異つた商品について計算される必要ある譯はば個別的生産を行ふ工場に用ひられる。その方法は、個々の製品について直接にその經費を集める。その目的とするところは、個々の製品の經費を算出し、またこの經費を集合することにより一部門もしくは部門の一分科の全經費を算出するにある。このように全經費は、全體計算と區別して集合計算ともいひ、主として大量生産の行はれる工場において同種類に屬する商品の多數に關する經費を集め、一部門もしくは部門の一分科の一定期間における全經費を算出し、併せて製品の平均經費を算出することを目的とする。この平均は、個別計算と區別して平均計算といはれる。〔附言〕以上原價計算は必ずしも製造業に限らず、近時は商事經營にも適用せられてゐる。從つて、上に計算對象の單位としてとつた商品もしくは製品なる語は、工程、供給してふ言葉をも代入し得ることとなる。**參考書** 魚谷傳太郎、工業簿記と原價計算。吉田良三、工業簿記と原價計算法。宇野信三、原價計算法。渡邊鐵藏、商事經營論。その他工業簿記に關する著作。獨書では Calmes, Die Fabrik-Buchhaltung. Leimann, Die industrielle Kalkulation. 等。

(笠信太郎)

減價銷却 (Depreciation.) 商工業の經營、特に工場の經營にあたり、事務所、工場等の建築物、機械器具、船舶、車輛等、一般に固定資産は、不斷なる自然的摩滅破損を受け、過失又は災害によつて突然に破損することがあり、また世の一般的進歩によつて廢物化されることがある。永續的な企業の合理的經營を望む以上は、かくの如き固定資本の現在の損益計算の中に合理的に表現せられなければならぬ。でなくして、減損に對して十分準備するところなく毎期の利益を全部配當するならば、當初の投下資本に對して資産は年々減却しつつあるわけであるから、數十年を經た後には巨額の固定資本は消失して頓に再生産不可能の狀態に陷るであろう。かくて固定資本の減價銷却は、個々の企業がたゞに擴張發展するためのみならず、單に同一規模において永續するためのみでも、不可避の條件となる。固定資本の巨大なるものを要する企業ほど、減價銷却は企業經營の重要任務となる。鐵道、海運、瓦斯、電氣等の事業はそれである。しからば減價銷却の根本原則は何であるかといふに、要するに、(一)固定財産の價格をそれが使用年限の終るまでに銷却し去ること、(二)この銷却金額を毎營業期の收益に對して負擔の均衡を得るやう合理的に賦課するといふに歸する。まづ(一)においては問題はないが、(二)の毎年の減價額を如何やうに定めるかについては種々の方法があるが、大體次に述べる如く定額年賦法と遞減年賦法との二種を主なるものとする。(イ)定額年賦法(Fixed Instalment Method)まづ減價總額は何によつて定るかといへば、(a)目的物の命數(n)、(b)買入または新造當時の價格(C)、(c)殘存價格(R)によつて定まる。いま定額年賦は、收益に對して毎年同額の負擔を賦課するのであるから、これを公式にすれば、毎年の減價額は次の如くである。$D(\text{毎年の減價額})=\frac{C-R}{n}$この方法の主たる缺陷は、資産の命數が終りに近づくに從ひ、事實上多くの修繕費用を要するにもかかはらず、創業時に比較して却つて多くの負擔を收益に課することとなつて、多少經營の合理性を缺くことになる。この缺點は、次の方法によつて大體除き得ることになる。(ロ)遞減年賦法(Reducing Instalment Method)この方法によれば減價によつて受ける收益の負擔は毎年遞減する。目的物の最初の價格をCとし、命數をLとし、殘存價格をRとして、rを減價率とすれば、第一年目に於ける目的物の價格は$C(1-r)$となり、第三年目は$C(1-r)^2$となり、n年後には$C(1-r)^n$となる。故に殘存價格を公式化すれば、$R=C(1-r)^n$である。そこで殘存價額(R)が豫め定められてゐる場合には、右の式を變化して減價率を求めることができる。即ち、$r=1-\sqrt[n]{\frac{R}{C}}$減價銷却そのものは企業經營上の計算方法にすぎないが、減價銷却を實行する結果として生ずる銷却費の積立は、社會的に見れば流動資本(或は休息資本)の形態をとつて資

本信用の擴大に參與することとなる。(笠信太郎)

原形質 (Protoplasm: Protoplasma) 細胞體を構成する内容に對して名づけられたものであつて、一八四六年モール(Mohl)が之について研究して以來、生物體の基礎をつくる重要なるものとして見做されるに至つた。今日に於いては細胞の構造に關する知識も非常に增し、細胞質、核、ミトコンドリア及び其の他の成分が發見されるに至つたが(別項「細胞」參照)、時には之等一般的内容に對し、時には細胞質及び核に對し、若くは主として細胞質に對して原形質なる名が保存せられてゐる。化學的には蛋白質、リポイド、鹽類及び水の混じた乳狀膠質である。鹽類としてはカリウム、カルシウム、マグネシウム等の硫酸及び燐酸鹽を主とし、又動物にあつては鹽化ナトリウムが廣く見出だされる。何れもイオン化して蛋白質と複雜な結合をなす。一般に乳狀膠質と稱せられるものは一つの液體中に他の液體が多數の微粒となつて浮游散在せるものであつて、かやうなものは多くの有機物質に於て見出だされる以外に、即ち生物機能によつて形成せられる以外に、人爲的に之を生成することは不可能である。多數の微粒の總表面積が非常に大きくなるから、その接觸面に於て行はれる化學的變化並びにエネルギーの出入も從つて著しい結果を示すやうになる。一般には酸化及び還元が繰返され、又多様の酵素が生成され、之に伴つて極めて複雜な化學的並びに物理學的變化が促されるのであつて、生活現象の根原は實に之等の機徴に存すると考へられる。(石原純)

言語 (Language; Sprache; Langues) 言語は思想の道具である。それは單語や判斷や推理により、文章によつて、觀念を經驛することを目的とする。この意味に於て言語は觀念の記號でありシンボルである。それ故言語と觀念との關係は極めて密接である。人は或る事の觀念をもたないがためにその事の言語をもたないことがある。私有財産制度の無い社會があればそこには嚴密なる意味に於ける窃盜の觀念が有り得ないから、從つて之れに對する言語も亦有り得ない。逆に、我々の今日の文明に於ける思惟樣式の發達してゐる社會に於ては、それに對する言語がなければ觀念も亦有り得ないと言つてよいやうな場合が無數にある。原理とか範疇とかいふやうな抽象的一般的な觀念即ち概念を明瞭にもつことはそれに對する言語なくしては殆んど不可能である。この場合には言語が觀念を生むと言つても過言ではない。我々は往々言語が觀念の記號であることを忘れてこれを觀念そのものやうに取扱ふ場合すらある。兎もあれ言語は觀念乃至概念の運載者である。然らばそれは何のためであるか? 人と人との間の相互交通を可能ならしめるためである、よつて言語は社會生活を豫想する。固有の意味の言語はなくとも、人は、例へば表情や身振りによつても、或る程度までは相互に刺戟し反應する。しかしそのやうな方法のみによつては到底今日のやうな文化的な社會生活は不可能であつて、泥んや身振り言語などと稱して身振りも亦原形的な言語と見做し得るに於てをや。社會生活と言語との密接な關係に關しては人がその思惟活動を内省して見れば直ちにわかる。我々の思惟は多かれ少なかれ必ず他人の存在を豫想する。そして多かれ少なかれ對話の形式を採る。Dialektik はこの意味に於て Dialog である。我々の心意の中には他人に屬せずして專ら我々にのみ屬する要素もあるけれども、苟くも言語に具體化し得る觀念は我々個人には屬しない。その限りに於て言語は一集合表象一に對立する一個人の「集合表象」を具現した言語が假りにあるとしても、そんなものは社會的交通に何の役にも立たないから結局その存在理由が無いことになる。言語の集合性或ひは社會性が言語一般(Language)を對象とする場合に一層著しく顯はれることは更めて記くまでもあるまい。以上は言語の心理學と社會學とであるが、なほ言語には物理學的、解剖學的或ひは生理學的な觀點もある。フォネティク或ひは音聲學の領分がそれである。これは言語が有節音の集合體であるといふ事實から容易に知られる事柄である。しかしここではその方面の説明はこれを割愛しなければならない。なほ「文字」の項參照。**參考書** 新村出、東方言語史叢考。市河、神保譯、イェスペルセン・言語。小林譯、ソッスュール・言語學原論。Max Müller, Lectures on the Science of Language. Deuzat, La Philosophie du Langage. Vendryès, Le langage. Delheroix, Le Langage et la Pensée. Fr. Müller, Grundriss der Sprachwissenschaft, 5 Bde. (本田喜代治)

健康保險 健康保險法は大正十一年四月に公布せられたのであるが大正十二年九月の關東大震災及び之に伴ふ經濟界の不況の爲に施行が遲延し昭和二年一月一日より健康保險事業を開始するに至つた。健康保險は勞働保險の一種であつて疾病保險及び災害保險に相當するものである。其の概要は次の如くである。〔保險事故〕疾病、負傷、分娩及び死亡であつて疾病及び負傷は業務上の事由に因るものと否とを問はない。〔被保險者の範圍〕被保險者總數は一、九三八、八二七人にして次の三種に分つことを得る。(一)强制被保險者(健康保險法第十三條)とは强制的に法律に依り保險せらるるものであつて工場法の適用を受くる工場及び鐵業法の適用を受くる事業場及び工場に使用せらるる筋肉勞働者及び一年の報酬千二百圓未滿の職員がある。其の數は約一、九〇七、六九〇人である(昭和三年七月調)。(二)任意包括被保險者とは法律に依り被保險者たることを强制せらるることなく事業主が被傭者半數以上の同意を經、主務大臣の認可を受けて被保險者と爲すものである。主務大臣の認可があれば當該事業に使用せらるる者は保險加入に同意せざるものと雖全部被保險者たることを要する。任意包括被保險者たり得る者は鑛物の採掘又は採取の事業、物の製造、修理、解體の事業、土木工事又は建築事業、鐵道軌道其の他の運送業貨物積卸の事業等に使用せらるる勞働

者に限られてゐる（健康保險法第十四條第十五條）。其の數は三〇、九八四人（昭和三年七月）である。(三)任意繼續被保險者とは一定期間強制又は任意包括被保險者たりし者が解雇其の他の理由に依り被保險者資格を喪失したる場合に於て申請に依り百八十日を限り被保險者たる者を謂ひ其の數は甚だ少數であつて一五三人（昭和三年七月）に過ぎない。

〔保險者〕健康保險者は次の二である。(一)政府。政府は健康保險組合に屬する被保險者を除く他の被保險者全部の保險を掌る（健康保險法第二十四條）。內務大臣の管掌する所である。政府管掌の健康保險の被保險者數は約百十四萬餘である。(二)健康保險組合。健康保險組合は公法人であつて國家に代つて健康保險の事務を掌る。健康保險組合は三百人以上の勞働者を使用する事業主が其の使用する勞働者の半數以上の同意を得、內務大臣の認可を得て設立する場合と內務大臣の命令に依り設立せらるる場合とがある。健康保險組合の數は昭和三年八月現在三三七、組合員數は七十七萬餘人である。

〔保險給付〕(一)負傷及び疾病に對する給付は療養の給付と傷病手當金である。療養の給付は健康保險の保險給付中最も重要なるものであつて現物給付である。其の內容は診察、藥劑、治療材料の支給、處置、手術其の他の治療、看護、被保險者の移送等である。療養上必要があれば病院に入院することも出來る。被保險者は被保險者資格取得と同時に交付せられたる被保險證を保險醫中自己の好む者に提出して療養の給付を受けることが出來る。傷病手當金とは被保險者が療養の爲め勞務不能期間中の生活費として支給せらるるものにして其の金額は一日に付標準報酬日額（平均賃銀）の六割である。傷病手當金は勞務不能が業務上の事由に基く場合に於ては勞務不能の第一日より、勞務不能が業務上の事由に基かざる場合に於ては勞務不能の第四日より支給さる。療養の給付及傷病手當金は大體同一の傷病に付百八十日間支給せらる。(二)死亡に對する給付。被保險者が死亡したるときは被保險者に依り生計を維持したる者にして埋葬を行ふ者に埋葬料として標準報酬日額の二十日分（最低二十圓）を支給する。右の受給者なきときは埋葬を行ひたる者に對し右金額の範圍で埋葬費實費を支給する。(三)分娩に對する給付。分娩に要する費用に充つる爲め分娩費として二十圓を支給するの外產前四週間（分娩が豫定日より遲延したるときは一週間を限り延長）產後六週間を限り勞務不能の期間中生活費の補助として一日に付標準報酬日額の六割を出產手當金として支給するのである。保險者は被保險者に對し助產の手當を爲し又は之を產院に收容することを得るが此の場合に於ては分娩費及出產手當金を減額する。右は保險給付の內容であるが之に要した費用は大體左の如くである。政府。昭和二年度保險給付支出濟額一六、八四五、八八九圓。健康保險組合。昭和三年度支出當初豫算額二一、五四六、三〇三圓。〔財源〕右の保險給付を爲すが爲に被保險者及び被保險者を使用する事業主より保險料を徵收する。保險料は被保險者及び事業主が折半負擔するを原則とするも危險業務に在りては事業主の負擔部分を增すことが出來る。又被保險者の負擔額は一日に付標準報酬日額の百分の三を超ゆることを得ない。保險料率は業務の危險に依り差等を設けることが出來る。現在の保險料率は工場及び鑛山（石炭山を除く）被保險者に關しては一日標準報酬日額一圓に付四錢（事業主被保險者負二錢を負擔す）、石炭山の保險者に關しては一圓に付八錢（內三錢被保險者、五錢事業主負擔）の割である。此の外國庫が保險給付費用の十分の二（被保險者一人當一年二圓）を補助し原則として保險給付に關する爭を簡易迅速に審査する爲に第一次及び第二次健康保險審査會が設けてある。健康保險審査は(一)被保險者、(二)事業主、(三)官公吏學識經驗ある者の中より任命せられた同數の委員を以て組織せらる。健康保險審査會の決定に不服があれば通常裁判所に訴訟を提起することが出來る。(四)保險料に關する爭の救濟機關は第一次に社會局長官、第二次に內務大臣又は行政裁判所である。(五)保險料の滯納處分に關する爭は第一次に地方長官、第二次に行政裁判所に出訴することが出來る。健康保險法の一般概要は以上の如くである。施行當初に於ては種々なる問題があつた。例へば保險料金額を事業主が負擔しろとか、保險醫が被保險者を差別的待遇をするとか、保險醫に支拂ふ診察報酬を增額しろとか、又事業主は健康保險施行の結果怠業虛病が增加したとか、各方面から種々の不平を生じたが漸次改善せられ、此等の不平も鎭靜に歸し勞働者の保健上相當の效果を擧げてゐる。健康保險法は勞働保險中の疾病保險及び災害保險に相當するものである。之を外國の立法例に比すれば尙改善する所が多い。殊に外國に於ては殆んど總ての賃銀勞働者（總人口の三割以上）を被保險者としてゐる。尙被保險者の家族の疾病分娩等に對しても相當の救濟を爲してゐる。〈參考書〉社會局發行、健康保險時報（月刊）。森莊三郎、健康保險法解說。熊谷憲一、健康保險法詳解等。（熊谷憲一）

減債基金（Sinking Fund）減債基金は公債償還を義務的に行ふ場合の一方法である。その起源は一七七四年イギリスに於てプライスが案出した所のものにかかる。但しプライスの減債基金法は償還資金を以て買入れた公債を消却せずして其利子を複利を以て增殖するのであつた。イギリスは一八二九年迄この方法を採用したが諸種の不便を生じて廢止した。一八七五年以降は New Sinking Fund の方法を採用し、政府は每年豫算を以て公債の利子額以上を公債費に充當し、利子額を超ゆる部分を以て公債を償還することとした。この償還方法はその實に於て基金償還ではないが一般に新減債基金方法と呼ばれてゐる。基金償還方法は步合償還方法と呼ばれるもので、少くとも當時の國債現在額の一定步合額を償還費として支出するものである。要するに公債の償還を確實にし、公債市價を維持するための方策であつて、公債市價の騰落は直に國家の信用に影響し新規公債募集に關係して來るからである。我國の公債償還制度は普通減債基金制度と云はれてゐるが、新減債基金法に步合償還方法を加味した如きものである。その創設は日露戰爭後明治三十九年國債整理基金特別會計法の發布に始まる。卽ちこの法律に基いて國債整理基金を置き、この資金は每年度一般會計から繰入れ之を國債の償還發行の費途に使用することとした。この繰入額中日露戰爭に關する經費支辨のため發行した國債及び其の借替債に關する分は年額一億千萬圓を下ることを得ずとされ、之に依つて日露戰爭關係の國債は大いに減ぜられた。この減債基金制創設とほぼ時を同うしてかの桂首相兼藏相によつて議會に先立ち政府の財政計畫を銀行家に發表するの慣例が開かれたことを憶ひ合はすと、減債基金制度が如何に資本家にとつて必要であり、從つて又我が財政が既に當時に於いて資本家の意志に如何に迎合しなければならなかつたかを物語るものである。この國債整理基金特別會計法は大正四年改正せられ、この整理基金繰入額の中國債の元金償還に充つべき金額は他の特別會計から繰入れられるものを併せて、前年度初めに於ける國債總額の萬分の十六以上三千萬圓を下ることを得ずとせられた。その後減債基金制度は一時中止せられ、繰入額は歐洲戰時の放漫財政の財源に轉化せしめられたが、現債額の激增は再びこの制度を復活せしめた。更に昭和二年度には歲計剩餘金のうち新規歲出の財源に充つべきものを差引いた純剩餘金の半額と共四分の一を每年國債整理基金に繰入れることとし、提案者片岡歲相は大銀行家の喝采を博した。〈參考書〉神戶正雄、國債償還論。その他一般財政學書。（三宅鹿之助）

原始共產體　人類すべての民族の原史は、同一血族の團體と土地の共有とを要素とする原始共產體を以て始まつてゐる。この當時に於いては、主なる生產手段たる土地は氏族の共有に屬し、氏族の共同事務は氏族全員より構成せらるる村落集會によつて決せられ、階級は存在せず、ただ

僅かに村落の事務を掌るために一定の任期を有する村落の長、戰爭の必要のための司令官が村落集會によつて選任せられ、それらのものも一定の任期終了後は再び他の成員と同等の權利義務を有する平成員となり、平成員とそれらの役員との間には何等の階級關係も存在してゐなかつた。かかる共產體は成員が同一血族のものより成る點よりして氏族共產主義（Sippenkommunismus）とも言ひ、また彼等は生產として主として農業を營み居りしにより農業共產主義（Agrarkommunismus）とも言ひ、また同一血族のものは主として同一村落に居住せし關係よりして村落共產體（Village Community, Dorfgemeinschaft）とも言はれてゐる。かかる原始共產體として、從來學者によつて研究されたるものゝうちの重なるものを擧ぐれば次の如くである。〔マルク共產體〕（Markgenossenschaft）これはドイツの歷史以前及び民族移轉の頃まで殆んどドイツ全體に行はれた原始共產體である。これに於いては家屋及び宅地を除いた耕地はすべて共產體の所有であり、各成員はその一部分の上に一定期間抽籤によつて單なる使用權を持つに過ぎない。その他の森林、草地、放牧場、河川等は共產體の所有で成員は平等なる利用權を有する。マルク共產體は單に一村落より成ることもあり、成員の過剩、又は增加により一村落となりそれ全體が一つのマルクの成員は、權利として平等に收容し得ざる時には數村落となりク共產體を形成した。マルクの成員は、權利、(二)木材を伐採する權利、(三)牧場を使用し牧草を採取する權利、(四)狩獵漁獵の權、(五)泥炭土砂の採堀權、(六)開墾によりその地を自由に使用しうるCensure の權利等であつた。義務も亦各成員平等で、例へば共同勞働、相互扶助、共同防禦の義務の如きがあつた。マルクの最高機關としてはマルク集會があり、マルク代表者はその決議に基いて共產體の事務を執行した（〔マルク共產體〕の項參照）。〔ミール〕（Mir）ミールは起源的には宇宙の意を有したが、その後共同體（コンミューン、コンミュニタス）の意を有するに至る。このミールはその土地を有し、共同體を構成する成年男女はその土地の一部の上に一定期間の使用權を有する。始めは分割も行はれず共同に耕作し收穫物は勞働人の數に從つて成員に分配せられたが、かかる原始的ミールは古き以前に消滅しスキイット（Zgrit）の名のもとに森林中に殘るに過ぎず、それ以後は抽籤による分割的共有が行はれ來つた。分割は六年目、十二年目と地方によつて異なるが、一般的には九年目であつた。成員はその他、牧場、森林を共同に使用し、草地の分割は每年行はれた。ミールの機關としてはスタロスタを議長とする共產體集會があり、數個の村落は合して更にヴオロスト（Volost）を形成し、その集會で最重要の事務を決定する（〔ミール〕の項參照）。〔インド原始共產體〕古代に於いては、インドの共產體は不分割共有であつて、私有の觀念なく耕作を共同に行ひ、收穫物は共同倉庫に收納せられ、成員に平等に分配されたが、イギリスが印度を占取した時には大部分は既に分割的共有に移つてゐた。卽ち土地は定期的に抽籤によつて分配せられ、耕地外の森林牧場は共同に使用せられた。村落集會（例へばボタン族ではモスク—Mosque—と言はれた）が最高の機關で、共產體の役員の權力も共同體事務執行以外には著しく制限せられてゐた。〔アングロ・サクソン村落共產體〕アングロ・サクソン族がイギリス國に渡來するや、十又は十五の家族が一つの村落を營み、村落共產體たるトーンスメン（Tinsmen）と言つた。初期には矢張り私有の觀念なく共同勞働と平等分配の原則に依つたが、その後抽籤による分割共有行はれ森林、牧場、草地等の共同なる平等利用行はれた。トーンの重要事務はすべて村落集會たるムート（Moot）によつて決定せられ、リーヴ（Reeve）と呼ばるる村の最高役員以下の役員はそれに從つて事務を行つた。以上のべた原始共產體の外、インカのマルカ、瓜哇のデツサ、希臘

羅馬の初期の原始共產體、日本の地割制度、入會制度に殘された古代の氏族制度、フランスのビアン・コンミユノー(Biens communaux)等にも言及すべきであるが、ここには略する。以上は人類が定住して農業を營むに至つて後の共產體であるが、それより以前の生活狀態たる遊牧、牧畜等の時代にも共同經濟の行はれたることは、今日の未開族たるオーストラリア黑人、フォイエルランド族、エスキモー等の諸族の共同勞働、トーテム等によつても察知せられる。これらの兩者をこめての共產體の存在を稱して原始共產主義(Urkommunismus)と言ふ。原始共產主義については學者の論爭今日に至るも絕えず。ローザ・ルクセンブルグは以上のべた原始共產體を以て過去の永い純粹なる原始共產主義の最後の形態なりと論じてゐる。**參考書** 黑正巖、農業共產制史論。石田文治郞、土地總有權史論。田村浩、琉球共產村落の研究。石濱知行、マルク共產體の研究(社會科學一卷六號)。石濱知行、ミール共產體の一研究(社會思想八卷二―三號)。Gomme, Village Community. Pöhlmann, Geschichte der antiken Kommunismus. V. Maurer, Geschichte der Markverfassung. Fordham, A Short History of English rural Life. Laveleye, De la Propriété et de ses Formes primitives. Rosa-Luxemburg, Einleitung in die Nationalökonomie. Eilermann, Urkommunismus. Wittfogel, Vom Urkommunismus und Feudalismus. Maine, Village Community. (石濱知行)

原始社會組織 (Primitive Social Organization) 原始社會は、一般的に、その構成が單純である。社會內部の分化は平均的に進んでゐないばかりでなく、立體的な階級制度も出現してゐないのが普通である。綜合社會の中心を成すものは、血緣を紐帶とした社會であつて、地緣は未だ社會紐帶としては作用せず或は第二位的に止まつてゐた。之を段階的に區分すると最初に群社會 (Hordgesellschaft) がある。之はその內に何等の單位を含まず、社會原形質の性質を有つものである。當然その形態も小さく、固定的ではないと謂はねばならぬ。群社會は共通の血統の信念を有つてゐて、社會の成員は、內部的には相互に友としてみるが、外部の者を敵又は他人として見る。彼等は閉鎖的である。彼等は、その閉鎖的であるだけ、連帶の原理を對內的にも對外的にも表現してゐる。彼等の勞働の組織は、勞働共產主義であると共に、財においても共產主義を示す。彼等は土地に對する私有の觀念を有つてゐない。彼等の私有するものは、武器、器具、裝飾品等であり、それは相續されることがない。家族においては、性的分業が行はれてゐる。第二の段階の部族社會 (Stammgesellschaft) は群社會の複合したものであつて、その內部の勞働組織には、部族と家族の他に、新しい組織が附け加はる。これは、外部的交易である。此の外部的交易は、部族の內部の職業の構成よりも古いものであるとされる。この交易の形式は沈默的なものであるが、之によつて文化の進化が大いに促進されるやうになることは否定できぬ。しかし、この組織の出現は、決して舊來の組織の重要性を減少せしめない。部族と家族は依然として有力な單位である。此の段階において漸く部族間の戰爭が行はれて來るとともに、社會の政治的統制が重大視せられ、首長の權威が增大するにいたる。しかし、異なつた社會間に接觸が生じても、未だ奴隷制度を伴ふ征服は行はれぬ。從つて、狹義の國家は未だ發生しない。それは一社會の他の社會による征服の結果として、階級が成立するにいたつて初めて出現する。勿論、階級は稀なる場合においては、社會の接觸を見ない社會の內部に發生することもある。それだけ經濟的な不平等の生ずべき因素は、部族社會又は部族社會の聯合において、現はれつつあるものと謂はねばならぬ。國家の出現によつて、原始社會組織は、立體的な階級的上下の社會に分離し、そのものとしては消滅するのである。**參考書** Morgan, Ancient Society. Rowie, Primitive Society. (新明正道)

原始宗教 (Primitive Religion) 原始宗教といふ語は英語や、日本語では學術上にもよく用ゐられてゐるけれども、しかしこれは極めて曖昧な語である。私は、今これを―最も廣義に―倫理的宗教に對立するもの(往々 Religions naturistes と呼ばれる) と解しておかう。さて從來最も普通に行はれてゐる宗教の分類はアニミズム(Animism)多神教(Polytheism)及び一神教(Monotheism)とするそれであつてこれは宗教の發達段階を示すものと考へられて來た。これに對しては多くの異論があるのであるけれども、今はこれを詳しく論じてゐる暇がないから、姑らくその儘この順序を採用することにする。さうすると所謂原始宗教はアニミズムと多神教の初期とに大體該當する。尤も原始宗教の中にも一神教的の要素があるから、この該當は理論的に正確といふわけではない。ところでこのアニミズムの段階以前になほマナイズム(Manaism)なるものを認める學者がある。アメリカ印度人の manitu, メラネシア人の mana などから付けられた名である。マナ(mana)は一種の魔力であつて多くの未開人が種々なる人や物に附着すると信じてゐるところのものである。マナイズムは前アニミズム(Pre-animism) とも呼ばれる。次にアニミズムといふのは廣義に解すれば一般に靈的存在に關する理論であるが、狹義に於いては靈魂表象論である。原始人は人及び自然に滿ち亘つてゐる神秘的な驚異すべき一種の力を信じ、これを非物質的な、生命のある、人間的なものと表象する。そしてこの力をば人間の生命力の本質卽ち彼の心意乃至靈魂と同一視する。アニミズムの中に含まれるものとしてアニマティズム(Animatism)なるものを擧げる人がある。これは無生の自然を有生的に考へる思想であつて前のマナイズムに該當するものと信ずる。アニミズムから多神教に至る間に尙トーテミズム(Totemism)と祖先崇拜(Ancestor Worship)とが介在すると說く人がある。トーテミズムはトーテム崇拜の意である。トーテムとは特定の動物、植物、時に無生

物であつて、特定集團の成員がこれをその守護者として崇拜するものをいふ。トーテムは多くの場合動物であるが、そのトーテム動物は多くの點に於いてその集團と特に密接な關係があり、その集團の最初の祖先若くは少くともこれと血族關係のあるものといふ風に考へられ、集團の祭儀の時にはその成員がそのトーテムを表はした面をかぶつてトーテム動物の動作をまねた踊などをする。トーテミズムの次の段階といはれる祖先崇拜は遊牧生活や戰爭と、また家族發達の側から言へば父權家族と、密接な關係があるやうである。戰勝の勇士、父權的に組織された家族を率ゐて遊牧する家長などが、その集團の英雄(神人)を次いで神と崇められるやうになるのは自然の理であろう。そしてさういふ夫々の祖先神をもつた集團が混淆結合する結果として多神教の段階が到來すると考へられる。**參考書** 桑田芳藏、靈魂信仰と祖先崇拜。鳥居龍藏、日本周圍民族の原始宗教。出口米吉、原始母神論。金山譯、バートン・世界宗教史。中井譯、ハートランド・原始民族の宗教と呪術。Toy, Introduction to the History of Religions. (宇野、赤松譯、宗教史概論―但し原書の前半のみ)。Spencer, Principles of Sociology, I and III. Andrew Long, The Making of Religion. Robertson Smith, Lectures on the Religion of the Semites. J.-M. Guyau, L'Irréligion de l'Avenir, pre partie. Durkheim, Les Formes élémentaires de la Vie religieuse. Steinmetz, Ethnologische Studien zur ersten Entwicklung der Strafe. なほ「魔術」及び「タブー」の項の參考書を參照。(本田喜代治)

現實性 (Actuality. Wirklichkeit, Aktualität. Actualité) 最も廣い意味では凡て假象的ならぬものは現實性をもつと云はれる。從つて單に經驗的事實についてばかりでなく、また超經驗的な存在に關しても語られることが出來る。次に現實性は形式的なる可能性に對して內容的なもの、實質的なものとの關係を意味する。カントによれば、經驗の形式的條件と一致せるものは可能的であり、經驗の內容的條件卽ち感覺と關聯せるものは現實的である。そしてそれの現實的なものとの關聯が經驗の一般的條件に從つて規定されてゐるものは必然的に存在する。最も優れた意味に於いては現實性は活動 (Akt. Wirkung) と關係してゐる。卽ち現實的なものとは運動するもの、發展するものである。このとき、可能性に對して現實性といふ語が用ゐられるならば、可能性とは潛在性の謂であり、現實性とは可能的なるものが自己を實現した段階、この自己實現または自己發展の終局若くは目的の意味である。アリストテレス及びヘーゲルはかくの如き意味で現實性の概念を使つてゐる。ヘーゲルによれば現實的なものは理性的であり、理性的なものは現實的である。(三木淸)

原始的蓄積 (Primitive Accumulation. Ursprüngliche Akkumulation. Accumulation primitive) 〔**意義**〕原始的蓄積はまた本來的または本源的蓄積とも言はれ、資本主義的生產方法の出發點をなすところの蓄積であつてアダム・スミスのいはゆる「先行的蓄積」(Previous accumulation) にあたるが、これの全意義を明かにしたものは、マルクス(「資本論」第一卷第二十四章)である。そもそも貨幣および商品は最初から資本ではなくて、一定の條件の下において初めて資本となる。この條件とは卽ち、一方には他人の勞働力を購買して價値增殖を計らんとする貨幣や生產手段や生活資料やの所有者と、他方には自分の勞働力を賣る自由なる勞働者とが、相對峙するに至るとき、ここに初めて資本主義的生產の基礎條件が與へられる。ゆゑに、この意味において、原始的蓄積とは、生產者が生產手段を剝奪される歷史的過程であつて、これを「原始的」といふは、それが資本および資本主義的生產方法の生成以前の事柄だからである。〔**概說**〕かかる收奪過程は十四世紀および十五世紀において早くも地中海沿岸の諸都市に現はれたが、主としては十六世紀以來急速に進展し、人類史を文字通りに血をもつて染めたものである。かくして一方に賃勞働者が生ずるとともに、他方には產業資本家が封建領主を倒しギルドの親方をも驅逐して生產の自由なる發展と人類による人類の自由なる搾取とを確保することとなつた。かかる賃勞働者および產業資本家の發生過程、すなはち資本主義的生產方法の發展過程は農民からの土地の收奪を基礎とする。これが典型的に行はれたのはイギリスである。まづ十五世紀の末葉から十六世紀にかけて到るところ封建的家臣階層の分解が王權によつて强行され、また農民の共同地が封建領主によつて橫奪された。かくて多數のプロレタリアが勞働市場に投げ出された。イギリスにおいて直接にこれを刺戟したものは、羊毛マニュファクチュアの勃興による羊毛の價値騰貴であつて、到る處に耕地の牧羊場化、從つて農民の暴力的放逐が行はれた。のみならず、十六世紀の宗教改革は、封建的大土地所有者たるカソリック敎會から寺領を沒收して王の寵臣に與へ又は農業經營者に棄値で賣ることにより、そこの農民を大規模にプロレタリア化した。その他、國有地や共有地が私有化されるごとに大抵耕地は牧場化され農民は驅逐された。更に十九世紀に入つてからも大規模な最後の土地收奪として「所有地開拓」(Clearing of estates, Lichten der Güter) が行はれた。かくて唯一の生產手段(土地)を奪はれた農民が直ちに新興マニュファクチュアに吸收されることはできないから、その大部分は乞食・盜賊・浮浪人となり、各國は十五世紀から十六世紀にかけて斯かる浮浪人を處罰する殘酷極まる法律を制定して、彼等を賃勞働者に訓練した。かくて一方には勞働條件が資本として現はれ、他方には勞働力以外に賣るべき何物をも持たぬ人々が現はれるに止まらず、更に國家の强制力が加はることによつて初めて原始的蓄積は完成された。かくして賃勞働者の發生は第一に勞働力の商品化を實現し、第二に彼等の手製の生活資料を奪つて是れを買ふほかなからしめ、ここに內地市場を開發した。次に資本家は如何に

して生れたか？　中世から高利貸や商業によつて作られた貨幣資本は、封建制度に妨げられて産業資本となりえなかつたが、封建的家臣階層の分解や農民の騙逐とともに次第に新たなるマニュファクチュアが勃興するに至つた。殊にアメリカの金銀鑛の發見、農民の牧奪、東インドの掠奪、アフリカ黒人の狩捕、等の原始的蓄積過程に次いで、ヨーロツパ諸國間に世界的商業戰が起り、イギリスにおいては十七世紀の終りに、植民・國債・近世租稅・保護關稅・等において國家權力を原始的蓄積に利用して次第に資本主義的生産方法が打立てられた。かくして「資本は頭の天邊から足の爪先に至るまで凡ての毛孔から血と汚物とを滴らしつつ此の世に來た」のである。〔**史的傾向**〕この原始的蓄積は、形式的には奴隷や農奴の賃勞働化であり、實質的には生産手段の牧奪であるが、一たび是れが完成して資本主義的生産方法に發展するや、今度は、その内在的法則たる資本の集中過程を經て、少數の大資本家による多數小資本家の牧奪となり、やがては資本主義そのものの終焉を意味する謂ゆる「牧奪者の牧奪」の問題が起るに至る。（林要）

現象學（Phenomenology. Phänomenologie. Phénoménologie）既にラムベルト、カント等によつて用ゐられたこの語は、一方ではヘーゲルによつて、他方ではフツサールによつて最も含蓄あるものとなされた。ヘーゲルによれば絶對的なものは精神である。精神は無限なる概念であつて有限なものは概念の不適當を意味し、かかるものも實存性を有しはするが、それは概念の中に於ける現はれとしての實存性である。從つて有限なものは假象であり、精神はみづからこの假象をひとつの制限として定立しつつ、制限を止揚することによつて獨立な自由に到達し、みづからの本質を認識し、みづからを全的に顯示するに至る。この過程は即ち絶對的精神の自己解放の道行の各象面を現はしてゐる。絶對的なもののみが在る、有限なものはただ移り行きに外ならない。絶對精神の即自對自的な究極段階への過程を、精神の最も單純な現象から始めて、それの辯證法を首學の立場にまで發展せしめ、かくすることによつてその必然性を示すのがヘーゲルの精神の現象學である。フツサールによれば現象學は純粹意識の本質學の現象學である。現象はそれの事實と本質とを有する。現象の意識が事實と本質とから成立するとすれば、意識の本質には如何にして到達し得るか。事實を否定することによつては不可能である、我々はただ事實がはたらかないやうに事實に對する判斷中止をなすことによつて現象學的立場を得る。自然的態度にあつては外界は我を超越し、凡ての對象は我ではない。しかし意識の本質がつねに或るものについての意識であるといふことに存する限り、この態度を變更することによつて得られる現象學的殘基に於いては何等の超越的なものを許すことが出來ない。これ即ち事實と超越者とを括弧に入れることによつて開かれた純粹現象學の領域である。原子の假說は既にギリシア時代にデモクリトス（Democritos）によつて稱へられ、種々の物質の性質を原子の形、大さ、運動によつて說明しやうと企てられた。第十九世紀の初めにイギリスのドルトン（Dalton）は原子（Atom）及び分子（Molecule）の假說によつて物質化合の法則を說明した。之によればすべての元素は同一の原子のみから形作られ、化合物は相異なつた數個の原子が結合した分子から成つてゐる。第十九世紀の半ばにドイツのクラウジウス（Clausius）及びイギリスのマクスウエル（Maxwell）によつて、大いに發展せられた氣體の運動學的理論（Kinetic theory of gas）は氣體分子の不規則的な運動を假定して、氣體の諸性質を能く導き出すことができた。特にその後ボルツマン（Boltzmann）がこの論據から熱力學の第二法則を導き出し、之に含まれたエントロピー（Entropy）なる量の原子論的意味を明らかにしたのは最も注目すべき事柄であつた。之等の理論的發展に伴つて原子及び分子の實在は神々の實驗によつて確證せられ、今日に於いては疑ふことのできない事實として認められてゐる。これ然的態度にあつては外界は我を超越し、凡ての對象は我ではない。しかし意識の本質がつねに或るものについての意識であるといふことに存する限り、この態度を變更することによつて得られる現象學的殘基に於いては何等の超越的なものを許すことが出來ない。これ即ち事實と超越者とを括弧に入れることによつて開かれた純粹現象學の領域である。原子の假說は既にギリシア時代にデモクリトス（Democritos）によつて稱へられ、種々の物質の性質を原子の形、大さ、運動によつて說明しやうと企てられた。第十九世紀の初めにイギリスのドルトン（Dalton）は原子（Atom）及び分子（Molecule）の假說によつて物質化合の法則を說明した。之によればすべての元素は同一の原子のみから形作られ、化合物は相異なつた數個の原子が結合した分子から成つてゐる。第十九世紀の半ばにドイツのクラウジウス（Clausius）及びイギリスのマクスウエル（Maxwell）によつて、大いに發展せられた氣體の運動學的理論（Kinetic theory of gas）は氣體分子の不規則的な運動を假定して、氣體の諸性質を能く導き出すことができた。特にその後ボルツマン（Boltzmann）がこの論據から熱力學の第二法則を導き出し、之に含まれたエントロピー（Entropy）なる量の原子論的意味を明らかにしたのは最も注目すべき事柄であつた。之等の理論的發展に伴つて原子及び分子の實在は神々の實驗によつて確證せられ、今日に於いては疑ふことのできない事實として認められてゐる。これ

原子論（Atomic Theory. Atomistik. Théorie atomique）原子は物質を構成する單元要素として假定せられたものであつて、この假定のもとに物質の諸性質を論ずるものを原子論といふ。原子の假說は既にギリシア時代にデモクリトス（Democritos）によつて稱へられ、種々の物質の性質を原子の形、大さ、運動によつて說明しやうと企てられた。第十九世紀の初めにイギリスのドルトン（Dalton）は原子（Atom）及び分子（Molecule）の假說によつて物質化合の法則を說明した。之によればすべての元素は同一の原子のみから形作られ、化合物は相異なつた數個の原子が結合した分子から成つてゐる。第十九世紀の半ばにドイツのクラウジウス（Clausius）及びイギリスのマクスウエル（Maxwell）によつて、大いに發展せられた氣體の運動學的理論（Kinetic theory of gas）は氣體分子の不規則的な運動を假定して、氣體の諸性質を能く導き出すことができた。特にその後ボルツマン（Boltzmann）がこの論據から熱力學の第二法則を導き出し、之に含まれたエントロピー（Entropy）なる量の原子論的意味を明らかにしたのは最も注目すべき事柄であつた。之等の理論的發展に伴つて原子及び分子の實在は神々の實驗によつて確證せられ、今日に於いては疑ふことのできない事實として認められてゐる。これ然的態度にあつては外界は我を超越し、凡ての對象は我ではない。しかし意識の本質がつねに或るものについての意識であるといふことに存する限り、この態度を變更することによつて得られる現象學的殘基に於いては何等の超越的なものを許すことが出來ない。これ即ち事實と超越者とを括弧に入れることによつて開かれた純粹現象學の領域である。原子の假說は既にギリシア時代にデモクリトス（Democritos）によつて稱へられ、種々の物質の性質を原子の形、大さ、運動によつて說明しやうと企てられた。第十九世紀の初めにイギリスのドルトン（Dalton）は原子（Atom）及び分子（Molecule）の假說によつて物質化合の法則を說明した。之によればすべての元素は同一の原子のみから形作られ、化合物は相異なつた數個の原子が結合した分子から成つてゐる。第十九世紀の半ばにドイツのクラウジウス（Clausius）及びイギリスのマクスウエル（Maxwell）によつて、大いに發展せられた氣體の運動學的理論（Kinetic theory of gas）は氣體分子の不規則的な運動を假定して、氣體の諸性質を能く導き出すことができた。特にその後ボルツマン（Boltzmann）がこの論據から熱力學の第二法則を導き出し、之に含まれたエントロピー（Entropy）なる量の原子論的意味を明らかにしたのは最も注目すべき事柄であつた。之等の理論的發展に伴つて原子及び分子の實在は神々の實驗によつて確證せられ、今日に於いては疑ふことのできない事實として認められてゐる。これ

憲政會　政黨に基礎を持たぬ超然内閣の維持の困難なることを悟つた官僚軍閥の巨頭公桂太郎は、大正二年二月、自ら主唱して立憲同志會を創設し、當時の立憲國民黨の大半、及び中央倶樂部の全部を併し、所屬議員九十三名を得ることができた。これが後の憲政會の謂はば母體とも云ふべきものとなつたのである。即ち立憲同志會は大正四年第十二回總選擧には議員百五十一名の當選を得たが、次いで大正五年十一月には中正會及び交友倶樂部の一部と合併して、新に憲政會と改稱することになつた。同志會は桂公の歿後伯加藤高明を總理に推してをつたが、憲政會と改稱してからも勿論加藤伯を總裁に載いた。この頃は憲政會の勢は必ずしも微弱ではなかつたが大正六年四月の第十三回總選擧では當選議員は百十七名に減じ、又大正九年五月の第

十四回總選擧では更に減じて百八名となり、流石三菱を背景に有すると稱せられた伯加藤も、全盛期の政友會の勢力に押されて「苦節十年」の非運を嘗めざるを得なかつた。しかるにその内に反對黨たる政友會では原敬の凶死あり、引つづき大分裂の時代が現出した。即ち原總裁の後を高橋是清が繼いで總裁の地位に即くことになつたが、反高橋派との確執は止まず、清浦内閣の成立後はいよいよその度を高め來たり、遂に山本達雄、元田肇、中橋德五郎、床次竹二郎等の長老は、所屬代議士の過半を率ゐて政友會を脫退し、別に新に政友本黨を組織して清浦内閣擁護の側に立つこととなつた。そこで政友會では主として横田千之助等の奔走により、多年の政敵たりし憲政會と和し、革進倶樂部をも誘ひ、玆に所謂「護憲三派」の大團結が結成されることになつたのである。大正十三年五月解散後の總選擧（第十五回總選擧）が行はれた。これには政府黨は見事破れ、護憲三派の大勝となり、就中憲政會は一躍百五十名の當選議員を得て第一黨となることを得た。かくて清浦内閣は辭職し、當然の順序として加藤高明内閣（第一次）の成立を見るに至つたのである。所謂「苦節十年」は遂に報いられたりとて、憲政會の得意は正に絶頂にあつたと云はれる。この内閣は伯加藤（高）を首班とする三派の聯立内閣であつたが、それも男田中義一の政友會總裁就任後は間もなく破れ、憲政會の單獨内閣（第二次加藤内閣）がはじめて生れることとなつた。そこで在野黨たる政友會、及び政友本黨の間にはいつの間にか合同問題がもち上つて來た。しまひには大正十四年八月四日の田中、床次の提携申合とまでなつた。しかるにこの提携は第五十一議會の開會に際して常任委員長選定問題より、端なくも破綻をきたし、却つて皮肉にも憲政會と政友本黨との接近の機運をかもすこととなつた。たまたま若槻内閣（伯加藤の歿後若槻禮次郎憲政會總裁となり、首相となつてゐたのである）は、震災手形問題に關して樞密院の反對にあひ、昭和二年四月十七日辭職することになつたので、憲、本の聯盟は急轉直下新黨樹立とまで進み、第五十三議會の開かれるに先立つて、新黨倶樂部の成立を見ることとなつた。これには憲政會の百六十一名、政友本黨の六十九名の外に、新正倶樂部及び無所屬の各一名の代議士の參加を見た。新内閣組織の大命は果して、この新黨に下るか、又は政友會に下るか、一般からは興味を以つて見られてゐたが遂に政友會に下り、同二十日新内閣の親任式は擧行された。そこで新黨倶樂部は正式の結黨を急いで陣容を整へんと、先づ黨首には舊憲政會の濱口雄幸を推し、黨名は立憲民政黨と稱し、昭和二年六月一日上野精養軒に於いて結黨式を擧げることとなつた。現在の立憲民政黨は即ちこれである。❸憲政會の綱領は左の如くであつた。(一)皇室を中心として建國の大義を顯彰すべし。(二)維新の皇謨を賛襄し開國進取の國是を恢弘すべし。(三)憲法の條章を恪守し、天皇の大權を尊重し、責任の大義を嚴明し憲政有終の美を濟すべし。(四)列國との友誼を敦うし、威信を中外に宣揚し、以て世界の平和に貢献すべし。(五)財政經濟の基礎を鞏固にし、國力の充實を圖るべし。(六)世界の形勢に鑑み、國力に應じて國防の充實を圖るべし。(七)教育を普及して國民の智德を進め、立憲思想の涵養に努むべし。(八)産業の振興を圖り交通の發達に務め、以て國富の增進を期すべし。(九)社會改良の政策を實行し、國民生活の向上を圖るべし。(一〇)庶政を更張し、綱紀を振作し、地方自治の肅清を期すべし。(川原次吉郎)

憲政擁護運動　憲政擁護運動とは、立憲政治の精神に反して、何等議會に根據を有せざる官僚、閥族、軍閥などが、政權を把握し、または把握せんとする時、それに反對して立憲政治を擁護せんとする運動を總稱していふのである。しかし今日我が國に於いて、普通に憲政擁護運動といはれてをるものは主として以下の二つである。先づ第四次桂内閣の成立の當時、首相桂太郎が長閥の一頭目として、議會に根據を有せず、加之彼が一度内大臣として宮中に入りたる身を以て内閣を組織するは、宮中府中の別を紊るものなりといふ議論が起り、議會に於いても攻撃甚しく、全國國民中にも反對の輿論が揭つた。當時、該運動の先頭として盡力したるは犬養毅、尾崎行雄の二人で、全國に遊說して益す輿論の高潮に努めた。この二人を目して「憲政の神様」と世人が呼んだのもこの頃である。之れが所謂第一次憲政擁護運動（大正二年）である。次に、これに對して大正十三年貴族院を基礎とせる清浦内閣の成立せる時、在野三派に依つて起されたるものを第二次憲政擁護運動といつてゐる。即ち清浦内閣の出現は主として貴族院に基礎を置くものなることに對し、稍や立憲政治に目ざめて來た國民は著しく激昂し、殊に入江侍從長が元老に使して未だ奉答せざるに先だつて「研究會」の青木信光、永野直兩子が侍從長を訪問して政權の移動を豫知せんとした傍若無人の行動が國民の反感を昂く高め、ここに「特權内閣打破」の叫びが期せずして全國に漲ることとなつた。「研究會」とは年來の關係ありし「政友會」も遂に起つて特權内閣と戰ふこととなり、一月二十二日上野精養軒で開かれた最初の三派聯合護憲大會には、高橋政友會總裁、加藤憲政會總裁、犬養革新倶樂部首領の三巨頭がそろつて出席し、三派の提携の下に護憲運動を全國的に行ふこととなつた。この運動は五月十日の總選擧に至るまで繼續された。總選擧の結果は護憲三派の勝利となり、清浦内閣の崩壞、聯立内閣の成立となり、玆に第二次護憲運動は成功裡に解散されることとなつたのである。（川原次吉郎）

現代經濟學　第十八世紀の中葉以後フイジオクラアトやアダム・スミス等によつて建設され始めた近代經濟學は、前世紀末までに學派的な發達をなしたが、今世紀に入つてからは極めて分散的な狀態となり、全經濟學界に對して指導的の學派はなくなつたと云つてよい。すなはち吾々が過去の經濟學を顧ると、フイジオクラアト、イギリス古典學

派、ドイツ舊歷史學派並に新歷史學派、オーストリヤ學派もオーストリア學派、ジェボンスの追隨者の先驅である。ローザンヌ學派、及び總じてこれ等資本主義經濟學に對立エム・バヴェルクの紹介者、祖述者として有名であり、後者する社會主義經濟學等の輪廓の闇明な學派的指導的經濟學又エッジウオース(F. G. Edgeworth)は數理學的な研究を知るであろう。併しながら所謂現代の資本主義經濟學には大宗中心的の學派學說はない。以下各國の狀勢を概觀するであろう。

〔イギリス〕イギリスの古典的な經濟學はジヨン・スチュアート・ミル(J. S. Mill)以後は往時の繁榮を見る能はず、殊にジエボンス(W. Jevons)の「經濟學原理」(一八七一年)が發表されるに及んで心理學的、數學的な經濟學の流れを生じ、又ドイツ歷史學派の傾向も入つて複雜な經濟學界を釀成した。尤もミル以後、古典學派的な經濟學が全然なくなつたのではない。フオセット(H. Fawcett)、ケヤーンズ(J. E. Cairnes)、シジウイック(H. Sidgwick)等の學者を擧げることが出來る。この流れで最大の學者は先年逝いたアルフレッド・マーシャル(A. Marshall)である。マーシャルは現代經濟學に於ける最大の古典的學者として古典學派の諸理論を現代の實際に適するやうに說明したが、そのためには詳細なる實證的研究を忘れず、シュモラアによつて譯解を呈された程に、歷史學派的の研究部分も有してゐた。のみならず價値の問題を中心として古典學派の見解にオーストリア學派の心理學的說明を折衷することを認めた。從つてマーシャルの經濟學は多くの點に於いて折衷論的、雜種的なものであつたが、しかも全體として見れば古典的であつて、ヘネーの如きは新古典的の名辭を與へてゐる。マーシャルについで古典學派的な學者はニコルソン(J. S. Nicholson)、キャナン(E. Cannan)等である。ニコルソンの經濟學はミルのそれに追隨せんとするものであり、政策方面では忠實なるスミス學徒として知られてゐる。キャナンはその名著「生產及び分配學說史」を初めとして多くの研究を出したが、理論の鋭い學者として傑出してゐる。心理學的傾向のものではスマート(Smart)、ウイツクスティード(Wicksteed)がある。前者はベーム・バヴェルクの紹介者、祖述者として有名であり、後者又エッジウオース(F. G. Edgeworth)は數理學的な研究を以つて有名である。歷史學派的の傾向はまづアシュレー(W. J. Ashley)、カンニングハム(W. Cunningham)を先達とするが、前者の中世經濟史研究、後者のイギリス產業發達史は最も有名である。この外シーボム(F. Seebohm)、メートランド(F. Maitland)等もゐるが、勞働問題、社會思想の方面の深い理解に立つ經濟史的研究として、ホブソン(J. A. Hobson)の近代資本主義發展史、ウエツブ夫妻(S. & B. Webb)の產業民主制論、その他ハモンド夫妻(J. L. & B. Hammond)の勞働史論等も立派な研究である。すでにマーシャル逝き、キャナンや經濟學史の研究で有名なボーナー(J. Bonar)等の大家の老いた今日、それでもマーシャルに次ぐ古典學派的學者ピグウ(Pigou)は健在であり、ケーンズ(J. M. Keynes)を中心とするケンブリッヂの少壯學者の一團もある。雜種的な現代イギリス經濟學の今後の發展は尙ほいまだ興味深いものがあろう。

〔フランス〕フランスには第十八世紀の中葉頃、みづからエコノミストと稱するフイジオクラアトの目醒ましい活動があつて、近代經濟學の最初の研究をなしたが、フランス革命を轉換期として殆ど全くその跡を絕ち、經濟學上著しく振はなくなつた。そして大體に於いてイギリス經濟學の支配下にあつたと云へよう。十九世紀前半は殊に寂しかつたが、普佛戰爭後、貿易問題を中心として自由主義運動が盛んになつた。この指導者はパシイ(F. Passy)、モリナリ(G. de Molinari)、ルヴァスール(E. Levasseur)等で思想的には主としてバスチヤの影響を蒙り、樂觀主義的であつた。が、今世紀に入つての支配的思想は社會連帶主義、協同主義である。現代の最長老シャール・ジード(C. Gide)もその一代表者である。その著經濟學原理はマーシャルの原理論と共に現代經濟學の双壁をなすものであつて、彼も大體に於いてイギリス流の經濟學者であるが、フランス固有の社會思想を有するため、政策的問題に關して協同主義を奉ずる。この外、ルロア・ボリュウ(P. Leroy-Beaulieu)、ギイヨウ(Y. Guyot)、フオヴイユ(A. de Foville)、ニイマルク(A. Neymarck)、レヴイ(R. G. Lévy)等があるが、特色ある體系を建てると云ふよりも、特殊研究、又は實證的研究にすぐれてゐる。殊に貨幣、銀行に關する研究が多い。この外にフランスの經濟學界で注意を惹くのは經濟學史の研究である。ジードの研究の外にドウニイ(H. Denis)、ジエール(G. Gobelle)、ランボオ(J. Rambaud)、ゴンナール(Gonnard)等の立派な研究がある。フランスの經濟學はイギリス經濟學に依つて影響されること多大であるが、ドイツとの關係はどうかと云ふに、自由主義運動の反動として多少歷史學派の學風及び政策論が移されたが十分發達しない。オーストリア學派の影響は一般には極めて少ないがただランドリ(A. Landry)、コルソン(C. Colson)のオーストリヤ學派的研究は傑出してゐる。要するにフランス經濟學はケトレー以來の傳統を有する統計的、實證的なものか、又は空想的社會主義によつて培はれた社會思想的のものであつて、純理論的な又は體系的なものは乏しい。

〔ドイツ〕前世紀のドイツにはイギリスの經濟學に對抗したるオーストリア學派があるのみならず、歷史學派は新歷史學派を生み、社會政策學派の別働隊をさへ有し、多くの學者を輩出せしめたが、今世紀に入り、これ等諸學派の巨頭の去つた後は學派的の活動はなくなつたと云つてよい。たゞ歷史學派より出でてマックス・シェラア等の影響のもとに新しい經濟學を建設しつつあるゾムバルト(W. Sombart)と、オーストリア學派に生び立ちながら十九世紀ロマンチシズムの思想によつて普遍主義經濟學を建設しつつあるシュパン(O. Spann)は注意を惹く學者である。現代で最も注意を惹くのは新カント哲學の影響によつて方法論の研究に重點を置くものである。マールブルヒ學派の方面

ではつとにシュタムラアの基礎づけがあつたが、シュトルツマン(R. Stolzmann)、ディール(K. Diehl)等の社會法學的經濟學となつて發達し西南學派の方面ではマックス・ウエバア以後、レーデラー(E. Lederer)等がある。この外に理論經濟學者として個人主義的理論を發展するリーフマン(R. Liefmann)、社會學上の勢力關係の理論を中心に經濟學を構成するオッペンハイマー(F. Oppenheimer)、靜態動態論を中心に純理論を推すシュンペテル(J. Schumpeter)等があつて、これ等は現代理論經濟學の最高頂をなすものと云はれてゐる。尙ほオーストリア學派を發展せんとするものにハンス・マイヤー(Hans Mayer)があり、オーストリア學派より出でてカッセル學說に調和を求めんとするアモン(A. Amonn)の研究も重きをなすものである。今世紀に入つて注意を惹く研究に貨幣論の專門的研究がある。クナップ(Knapp)、ベンディキセン(Bendixen)、エルスター(Elster)、ミーゼス(Mises)等の諸研究がそれである。又ハルムス(B. Harms)一派の世界經濟研究も重きをなしつつある。最近は景氣變動に關する研究も盛んである。

〔アメリカ合衆國〕アメリカ合衆國には前世紀の中葉頃より舊大陸の經濟學が輸入されてゐたが、それは前世紀末、現在の老大家達によつて多くの收穫をあげられた。その主なるものはクラーク(J. B. Clark)、イリー(R. T. Ely)、パテン(S. N. Patten)、アダムス(H. C. Adams)、セリグマン(E. R. A. Seligman)、タウシック(F. W. Taussig)、コンモンス(J. R. Commons)、ダヴエンポート(D. Davenport)、フイシヤー(I. Fisher)、ホランダー(J. H. Hollander)、ウオカー(F. A. Walker)等である。これ等の人々は英獨の經濟學を輸入し發展したが、殊にリカアド、クニイース、ベエム・バヴエルク等に關心されてゐた。しかし舊大陸の經濟學では新大陸の現象を十分に說明し得ないかの如くであつた。ところが前世紀の八、九十年代頃より各大學に研究の機關雜誌が設けられ、又舊大陸に留學しないで、アメリカ内部で研究を遂げる學者も增すに至つて、漸次アメリカにふさはしい經濟學が打ちたてられるやうになつた。それは實證主義、行動主義(Behaviorism)、作用主義(Functionalism)、制度主義(Institutionalism)、等の呼稱によつて特徵づけられ、ミッチェル(W. C. Mitchell)、モーリス・クラーク(J. M. Clark)、バイ(R. T. Bye)タグウエル(R. G. Tugwell)等を代表者とする。〔ロシア〕帝政時代のロシア經濟學はスウエーデン等と同じくドイツ理論經濟學の大なる影響のもとに發展しつつあつた。それはいはゆる觀念論的なる資本主義經濟學であつた。尤もその時代でもツガン・バラノウスキー(Tugan-Baranowsky)の如きマルキシズムの研究學者もあつたが、新カント的修正的な社會主義論を提へたにすぎなかつた。それが革命と共に急激にマルキシズム的經濟學を發展せしめることとなつた。プレハノフ、レニン等が、すでに帝政時代の壓迫の下に準備しつつあつたマルキシズムの研究は、ここに加速度的に發展し、極めて澁滯たる新興經濟學を少壯學者によつて築くこととなつた。この若きプロレタリヤ經濟學は如何に發展するかは、サヴエート・ロシアの實際經濟が如何に發展するかと共に今後の興味深き問題であらうが、現在最も優れた經濟學者として吾々はブハリン(N. Bucharin)とヴアルガ(E. Varga)の二人を擧げ得よう。ブハリンの基礎學的な諸研究、世界經濟、帝國主義等に關する研究はマルキシズムに於ける最も典型的なものである。又ヴアルガがインプレコールその他に屢ば發表するところの世界經濟及び經濟政策に關する分析と批判も際立つて注意を惹く。ロシアのプロレタリヤ新興經濟學はこれ等の先驅に指導されて益す發展することと思はれる。研究の中心問題は國民經濟より世界經濟へ、本來の資本主義よりり帝國主義へ、工業都市より農村へと移りつつある。

參考書 J. K. Ingram, A History of Political Economy. new ed. Haney, History of Economic Thought. Honegger, Volkswirtschaftliche System der Gegenwart. Spann, Die Haupttheorien der Volkswirtschaftslehre. The Trend of Economics, ed. by Tugwell. Festgabe für L. Brenta no, Die Wirtschaftswissenschaft nach dem Krieg. Bd. II. Die Wirtschaftstheorie der Gegenwart, hrsgg. von H. Mayer u. a. Bd. I. (岸本誠二郎)

現代政治學

その主潮は中世政治學說の改變とその擧揚に向けられてゐる。現代政治學がその酵母を既に中世政治學の發達の裡に藏してゐることは偶然ではない。トーマス・モーア(一四七八年—一五三五年)の De Optimo reipublicae statu deque nova insula Utopia (一五一六年)カンパネラ(一五六八年—一六三九年)の Civitas solis" (一六二〇年)ハリントン(一六一一年—一六七七年)の Oceana (一六五六年)、その他ヴェイラッセの Histoire des Sévarambes (一六七七年)、カベーの Icarie (一八四〇年)、ベラミイの Looking backward 2000—1889 (一八八七年)、ヘルツカの Freiland (一八九〇年)等多く共產的傾向を示してはゐるが實行に於いては多く共產的設備や共同團體組織の試みに終はり、思想としては政治理想乃至夢想を出でず實行としてはその機寫的遊戲にとどまつたのである。それが資本主義の内的矛盾に對し或は近代國家機構内の欠陷に對する批判乃至正の意識に基く點が注目に價する。そしてシュタムラアの言葉の如く詩作(Dichtwerke)に過ぎず、その思想史上の效果はエンゲルスの指摘せる如く空想派社會主義に影響を與へたにとどまる。モレリーの Code de la Nature その學徒たるバブーフの思想、サンシモンの L'Organisateur. Système Industrial. Catéchisme des Industriels 等に於ける思想、カルノ、シュヴアリエー、ペレール、アンファンタン、バザール等の學徒、フーリエの "Théorie des quatre mouvements et des destinées générales. Théorie de l'unité universelle. Le phalanstère 誌、等々に於

ける諸考案、オーウェンの The Revolution in Mind and Practice, The Book of the New Moral World 等々の理論及びその實驗、或はまたプルードンの Qu'est-ce que la Propriété 等空想的社會主義思想は科學的社會主義の前驅をなした。此等の多岐にして、觀念的な諸傾向の批判及び綜合としてマルクス、エンゲルスの科學的社會主義の生起を見るに至つた。その政治學上の意義は世界觀に統括された全科學の關連を試みた點、階級的國家觀を完成し、國家權力に依る生産手段の社會化とその揚棄、自由人と奴隷、封建貴族と農奴(親方と職人)、ブルジョアジーとプロレタリアートの有史以來の階級對立の止揚、而して國家權力の把握並にプロレタリア獨裁なる過程を其の前提として指示してゐる。レニン、スターリンはボルシェヴィズムのロシア派の政治學者であり、前者が帝國主義の理論と實際を宣明にし、政治鬪爭のタクティックに特長をもち、殊に民族問題の政略的觀察を明瞭にし、スターリンはその忠實な組述者となつた。ボルシェヴィズムの實際的勝利はロシアに限定せられてゐる。ドイツに於てはカウツキー、ベーベル等の理論的影響下にあり、社會民主主義の政治理論が具體化され、デモクラシーの政治形式が行はれる。ラッサーレ派の國家社會主義は社會民主主義發達途上の一段階であつた。イギリスに於ては、マルクス派のハインドマンは大をなさず、ウェッブ等の集産主義、コール、ホブソン等のギルド・ソシアリズムが指導的の政治學說である。勞働黨の成功がそれを實踐化してゐる。フランスに於けるジョージ・ソレル等のサンジカリズムは階級鬪爭の直接行動の理論であるが、實際政治への影響大ならず、政治理論としても極限的性質を帶びてゐる。エドモンド・バアス、ポール・ルイス、ハバート・ラガルデルは此派の理論家である。其他民族運動の理論としてインドのガンデイズム、支那に於ける孫文の三民主義等政治理論として見る可きものがある。アナーキズムに於けるトルストイ、クロポトキン、スティルネル、タッカー等の理論は政治權力否定に共通點をもちジョシア・ワーレンの "Every man should be his own government, his own law, his own church, a system within himself" なる句はその特長を示してゐる。以上述べたような諸理論は社會的支配、民族支配等に於ける或ひは又個人自由のために何等かの意味に於ける解放的思想の諸傾向を示し、現代政治學說、思想に於ける主派を形成せるものであり、その內最も顯著なる理論實際兩方面に於ける指導的政治理論はイギリスに於ける集産主義、勞働黨主義、ドイツに於ける社會民主主義、ロシアに於けるボルシェヴィズムであり、前二者と後者は解放思想中の二大陣營であり、支那、印度等に於ける民族解放理論は其兩者の間に介在してゐる。イタリー、スペイン等に於けるファシズムはムツソリニの實踐に始まる政治理論で、國家社會主義的要素を取入れてはゐるがその本質は責任、段階、規律を中心とする專政主義に外ならない。ファスシステイは一黨專制で支那國民黨の一黨專制、プロレタリアート獨裁と對比するときその形式は類似してゐるが、解放的方針ではなく、抑壓主義を方針としてゐる。各國に於ける保守主義、反動主義の傾向も此の色彩を帶びてゐる。現代政治學を實際政治に關連して觀察した場合に右の如き進步的傾向の諸理論と反動主義理論とに大別し得る。併し乍らその個々の學說の精密なる觀察を試むるときは實に多種多樣の傾向を發見する。結局に於て右の觀點から批判し區分することは可能であるが、次にその學說の諸仰向を叙述する。現代の政治學說の根本特長をマクイーヴアは The Modern State 中に新しき意味に於ける個人主義と集産主義の軒輊、並に絕體主權に對する攻擊であるとしてゐる。「現代の政治思想と過去のそれとの差別は主權の制限的相對的性質」にあると謂ひ、「工業時代の齎らせる社會組織の複雜化は、個人と國家の單純なる對立關係を放棄し去り、新時代の無數且つ廣汎なる聯盟により行施される實際上の力は單一にして總てを包括する主權の觀念を混亂せしめてゐる」と謂つてゐる。故に(一)主權理論に關する政治理論が現代の特長として擧げらる可きこと云ふ迄もない。多元論からの攻擊を其の尤なるものとする。(コーカーの研究參照)(二)プロレタリア政治思想(上述した Collectivism, Anarchism, Syndicalism, Guild Socialism, Consumers' Cooperation, Agrarian Distributism, The Single Tax, Bolshevism)及び政治政策の社會主義に及ぼせる影響(ボール・ダーグラス、及カールトン・ヘイスの研究參照)(三)國際法、及び法律學の影響—解剖學派、歷史學派、哲學派、比較學派、社會學派(ボルハート及びバタースンの研究參照)(四)哲學と政治學の關係(ハーバート・シュナイダアの研究參照)(五)方法論研究(メリアムの研究、「政治學研究」揭載、Rice, Quantitative Methods in Politics 參照)(六)社會學の影響(ハリー・バーンスの研究參照)社會心理學と政治理論(チャールス・ゲールケの研究參照)(七)人類學と政治學(アレキサンダア・ゴールデンワイザア並にフランクリン・トーマスの研究)その他(八)デモクラシー代び獨裁理論(マルコルム・ウイリー及びマルキシズム一般の參考書)(九)民族と政治理論(フランク・ハングリンの研究、マルクス、レニン等のマルキシズムの民族理論、三民主義等)等各班に汎り現代政治學說の樣態が頗る多岐なるを見る。タンダングの Political Theories の第四卷 Recent Times に依りその大綱を示したものが右の諸分類に外ならない。其の一例を更に補ふならば社會學と政治理論に關連してはルドウイヒ・シュタインの Die Soziale Frage im Lichte der Philosophie, ハーンズの Sociology and political Theory. 社會事情と政府の形式との關連に就いてはギディングスの The Responsible State. トツドの Theories of Social Progress. 法律學と政治學の關係につき社會立法に重きを置くものにグツドノーの Social Reform and the Constitution, フロインドの

Standard of American Legislation. ブラウンの The Underlying Principles of Modern Legislation. があり、反デモクラシーにはボルシェヴイズム、フアツシズム文獻は略するも(各項參照)、心理學派のマクドーガルの Is America Safe for Democracy. ル・ボンの The Crowd 等がある。また政治學國家學の一大體系としてワルデツカーの Allgemeine Staatslehre. 方法論並に實際的體系として Einführung in die Politik. も注目す可き政治理論を展開してゐる。約言すれば現代政治學は關係諸科學の複雜なる影響の下に立つが、結局は實際政治の動きに關連して構成せらるることにその意義が存在する。**參考書** 政治及び政治學の項參照。(佐々弘雄)

現代哲學 (Contemporary Philosophy. Philosophie der Gegenwart. Philosophie contemporaine) 現代哲學と呼ばれるものは、ヘーゲルの死と共に始まると見做されることが出來る。それは政治の歷史に於いて注目すべき一八四八年とほゞ一致してゐる。從つて現代哲學の一般的特徵はヘーゲル的、浪漫的、形而上學的哲學に對する反抗として規定される。かかる反抗のうちに實證的、自然科學的、認識論的といふ一般的傾向が現はれてゐる。認識論的傾向は先づカントの名に於いて喚起された。新カント學派のうち最も影響の多いのは、一方ではコーヘン、ナトルプによつて代表されるマールブルク學派であり他方ではウインデルバント、リツケルトを代表者とするドイツ西南學派である。これらのものが、現代に於けるプラトン主義であるに對して、アリストテレス主義を繼ぐのはブレンターノなどの所謂獨逸學派とそれから出たフツサールの現象學である。現象學もフツサールにあつて自然科學的、認識論的傾向をもつてゐる。この傾向を擔ひながら一層實證的であらうとするものに、マツハ、アヴェナリウスの經驗批判論があり、なほ英米の新實在論がある。實證的傾向は更にジエムスなどの實用主義に於て著しく、ベルグソンの生命の哲學もまた實用主義の方面を含んでゐる。またヘーゲル哲學と同じく歷史的考察に最も重きをおくデイルタイを代表者とする精神科學派の哲學に於ても實證主義的傾向が見られる。以上凡ての流派は悉く觀念論を立場とするが、その實證的傾向と雖も要するに心理主義的であるに對して唯物論を主張するものはフオイエルバツハの影響のもとに生れたマルクス主義の哲學であつて、マルクス、エンゲルス、レニンをその代表者とする。この哲學は、ヘーゲルからその辯證法を取り入れることによつて、他の凡てのものに比して或る意味ではヘーゲルに最も近く立つてゐる。最近觀念論の陣營に於てもまたヘーゲル主義の復興が見られる。一八七〇年時代よりの主なる學派並びに代表者。(一)進化論的哲學、ヘツケル。(二)實證的形而上學、E・V・ハルトマン。(三)觀念論的一元論、ヴント。(四)實證哲學、ラース、ヨードル、オイケン・デユーリング。(五)經驗批判論、アヴナリユース、マツハ、チーヘン。(六)內在哲學、シユツペ。(七)實用主義、ゼイムス、シラー、ファイヒンゲル。(八)新カント主義、(イ)生物學的、ヘルムホルツ、ランゲ、(ロ)形而上學的、リープマン、フオルケルト、(ハ)實在論的、リール、(ニ)方法的、コーヘン、ナトルプ、カツシーラ、(ホ)價値哲學的、ヴインデルバント、リツケルト、ミユンステルベルク、バウフ、(ヘ)相對論的、ジンメル、心理學的、ネルソン。(九)ブレンターノ學派。ブレンターノ、マルテイ、(十)現象學、フツセール、シエーラー、フエンダー、ガイガー、ライナツハ、リンケ、ハイデツカー。ベツカー。(十一)對象論、マイノング、ヘフラー、エーレンフエルス、(十二)基礎學、レームケ。(十三)生の生學、デイルタイ、ニーチエ、シエーラー。(十四)精神科學の哲學、デイルタイ、フリーシヤイゼン・ケーラー、シユプランガー。(十五)心理學的、リツプス。(十六)新形而上學、(イ)生物學的、オイケン、(ハ)宗教的、トルレチ、ショルツ。(十七)新實在論、キユルペ、メツサー、ベツ(ヘル、(十八)形而上學的直觀主義、ベルグソン、(十九)新トーマス主義、ガイゼル、(二十)新ヘーゲル學派、クローチエ、その他各方面に復興しつつあり。(二十一)辯證法的唯物論、マルクス、エンゲルス、レニン。(三木清)

拳匪 支那は日清戰爭によつて頓に國威失墜し、露佛獨英は旅順、威海衞、膠州灣、廣州灣等の租借地を獲得し又布教權を得てキリスト教の傳道が盛んに行なはれた。然るに清國政府は國內に漲る革新運動を無視し光緒帝を輕んじ國政の實權は西太宮を中心に滿人の端郡王、軍機大臣榮祿、剛毅及び直隸總督裕祿等の守舊派に依て固められてゐた。この守舊的風潮は遂に拳匪の變を誘發し國家を死地に陷らしめるやうになつた。拳匪は原と白蓮教の遺孽で第十九世紀の初葉に大刀會なる拳匪が一時國內を騷がしたが、その後西洋人の跋扈、別けても山東に於ける獨逸の傍若無人の態度に刺擊され、且つ守舊派の反動的態度即ち洋を攘ちて國威を恢復せんとする態度に激成されて扶淸滅洋の四字を標榜して起つに至つた。彼等は一種獨特の拳法を演じ、又棒を使つた。其の拳法を梅花拳、義和拳と云ひ又金鐘罩とも云つた。其信ずる神を洪鈞祖及び梨山聖母といふ符を焚き咒を誦して神を祈念すれば五鬼仙人なるものが空中から降りて彼等を保護し、鐵砲玉も中らないと信じた。彼等の主張は當時の排外的な風潮に投じたから加盟者は非常な勢で增し、民兵隊と結合して義和團と稱した。光緒二十五年(一八九九年)の末に彼等の仲間が山東沂州で英國宣傳師を殺したので所謂教案が持ち上り、山東巡撫毓賢は山西に左遷され袁世凱がその後任となつたが老猾な袁は義和團を厄介視して隣の直隸省に逐ひ入れてしまつた。義和團は行く〳〵同志を嘯集して原洋地方に向つた。一方義和團の蜂起地方には飢饉起り、一層愚民の迷信を助め、洋人は勿論同胞のキリスト教徒をも殺戮し洋服を着るもの洋貨を用ふる者をも殺して少しも假借しなかつた。それに討伐は不成

功に終り、二十六年五月には匪は北京保定間の鐵道を破壊し電信をも斷ち切つた。各國公使は嚴重に北京朝廷に警告すると同時に陳戰隊を以て北京を守備するに至つたが、匪の勢はひるむことなく各地に於て外國人を殺戮し、遂に北京も包圍され、黃福祥の甘軍と拳匪とは一所になり教會を焚き、市街に火を放つて掠奪した。偶ま日本公使館書記生杉山彬は六月十二日求援の爲め出城せんとして永安門外で殺され、又獨逸公使 Baron von Kettler は總理衙門へ交涉の途上に東單牌樓で殺され二十四日には宣戰の詔が下された。各國の聯合軍は十七日太沽を占領し八月十五日遂に北京に入城し公使館の包圍を解く事が出來た。同時に西太后は皇帝を帶げて陝西の西安に蒙塵し、この事件の元兇端郡王以下を斥け、西廣總督李鴻章を召し全權大使とし慶親王と共に各國と和議を講ぜしめるの令が降つた。當時のこの危殆を幸にも長江の張之洞、劉坤一の如き先覺の士あつて機宜の手段によつて洋人を保護し東南の半壁を保全し得て國家の顚覆を免れることが出來た。世に之を拳匪の亂、義和團事件又は庚子の變と稱す。この事變中外人の虐殺されたもの新教徒百八十八人、ローマ敎會尼四十四人、北京包圍中七十六人その他救援隊の戰死者であつて、一九〇一年九月七日和議議定書が調印され團匪賠償金四億五千萬兩（三十九ヶ年四分利附拂）及び排外的集會の禁止等決定した。賠償金は後に米國にては之を以て兩國の敎育事業に、露國は破棄し、我國は大正十三年三月これを基金として日支文化事業遂行の協定が成つた。（後藤貞治）

憲法 (Constitution—fr. Law, Verfassung, Gesetz, Staatsverfassung, Droit(Loi)constitutionel) 國法學上では、憲法といふ語に就て實質上の意義と形式上の意義とを區別するを例とする。實質的意義に於いては、それはある國家の構成（領土、人民の範圍）、主要なる統治諸機關の組織、權能及びその相互關係、國家權力と人民との關係等、國家生活の基礎たるべき法規の總體を指す。卽ちそれは所謂根本法 (Fundamental Law, Lex fundamentalis, Loi fondamentale, Grundgesetz) である。然し乍ら單に根本法といふ意義に於ける憲法は、如何なる國家と雖も之れを欠くことを得ない。如何なる專制の國と雖も、建國と同時にある程度の根本法は具はる。又イギリスの如き政治の機構が大部分不文の規則に基づく國家に於ても、この意味の根本法は存在する譯である。然るに諸國に於て憲法といふ形式を以て制定せられてをる法典は、必ずしもこの實質的意義と合致しない。例へば議會の選擧法、議院內閣制度の如く實質的には國家組織の基本を成す規範であり乍ら、憲法典から除かれてゐるものもあれば、憲法典の中に規定せられてはゐるけれども、實質的には國家生活の根本法に關係なき枝葉の法であつて、單に頻繁な變改を免かれんがため等のために、憲法の形式を藉りて定められてゐるものもある。この形式的意義に於ける憲法が、普通の單純な法律と區別せらるべき標識は、後に述べるやうにその改正手續きに就いて、特に愼重なる方法を規定してあることに存する。法律學上の憲法の意義は以上の如くであるが、政治上、憲法政治、立憲制度などいふ場合には、それは更に倘限られた歷史的意義を有つ。卽ちそれは近世に至つて、古代、中世に於けるが如き單なる根本法といふだけに止まらないで、ある特殊の內容を有つた根本法を指すやうになつた。近世に於ける立憲運動の基調を成したものは自然法の思想であつた。それに從へば、人は本來絕對の自由を天賦せられてゐて、當人の同意あるに非ざれば如何なる權力國家の權力と雖もこの自由を制限することはできぬ、故に國家權力存立の基礎は各人の同意でなければならぬ、卽ち本來絕對自由であつた個人は、契約によつて國家を設立之れに服從するに至つたのである、又は少くとも然か觀念せられるべきである、憲法は實にこの國家設立といふ最も重要な契約であるが故に、之れを文書に作成して紛淆無からしめることを要する、と。この思想は、中世以來國家が都市植民地等に特許狀 (Charter) を與へてその特權を公認した事實、國王が國民との間に契約を結んでその權利を保證した歷史等と結びついて極めて大なる實際的役割を演じた。例へばPilgrim Fathers がメイフラワーの船中で移住契約を結んだこと（一六二〇年）、一六四七年に起草せられたピューリタン革命の憲法が、The Agreement of the People なる名稱の下に、全國民の署名を求めらるべき計畫であつたこと、フランス革命時代の諸憲法が人民の一般投票による裁可を必要とした如きはこの理論の適用であつた。通常の立法に多數決主義を認めたルッソーが、憲法の制定には國民全員の同意を必要とすると論じたのも、シエイエスが、不可讓渡にして常に人民側に存する憲法制定權 (Pouvoir constituant) を、憲法に基いて初めて生ずる pouvoirs constitués と區別したのも亦た上の理論から導き出されたのである。一方生命、身體、信仰、財產の自由等の人民の權利は、先づイギリスの權利請願 (Petition of Right, 1628)、權利章典 (Bill of Rights, 1689) に於いて初めて列擧的に認められ、アメリカ植民地の獨立にあたつては權利章典又は宣言として、憲法の冒頭に揭げられた。次いでフランス革命の人權宣言 (Déclaration des droits de l'homme et du citoyen, 1791.) が、アメリカの憲法の影響の下に人間の諸權利を列擧するや、爾後各國の憲法は人民自由權の保證を挿入する例となつた。而してかくの如き人民の自由を確保すべき具體的方策に關して、モンテスキューは、之れを三權分立に求めた。彼れの信ずる所に依れば、それはイギリスに於いて實行せられてをる制度であつて立法、司法、行政の各の機關は互に獨立し、互に牽制し合つて、各々他の橫暴を阻止し人民の自由が保たれてゐると。この理論も亦アメリカ始め諸國の憲法に採用實現せられるに至つた。三權分立を以て立憲制度の本質と爲す學者の多いのはこの故である。然し乍ら三權分立の原理は、實際上必ずしも嚴密には行はれてゐないので、アメリカ以外の諸

國では寧ろ權力調和の制度殊に議院內閣の制度の方が通常である。又抑も近世に於て立憲運動がか程の熱情を以て行はれた所以は、單に權力相互の制御が自由保障の好き手段であると考へられたためのみではなく、人民が參政權を得て、自ら又はその代表者を通じて、國政を管理し、且つその同意を經た法律に依るに非ざれば、自らの自由を制限せられないといふことに、感激を覺えたからである。而してこのことは、國家契約說、人民主權說が學理上敗れた後に於ても尙立憲制度を擁護する原動力として存續し來つた。故に憲政の本質は、此の國民參政及び法治といふことにありとすべきである。學者殊に我が國の學者には、憲法を欽定 (octroyierte) と協約 (vereinbarte, paktierte) との二種に分つて、その意義を過大視するものがある。けれども憲法が國家の根本法である以上、兩者は制定發布の形式を異にするのみで、實質的に觀れば常に支配階級と被支配階級との實力關係によつて定まるものであることは、最初の制定憲法たるルイ十八世の Charte（一八一四年）以來の諸國の實例が示す通りである。尙憲法制定の形式には、その他に純然民定のもの、聯邦に於けるが如く支邦間の條約に依つて成るものもある。先きに述べたやうに形式的意義に於ける憲法は、その改正手續が特に困難にしてある。例へば、之れを特に國民投票に付し、或はそのために特別の憲法議會を開くが如き、又普通の立法議會にその權能を委ねるにしても、その定足數及び議決に要する數を特に多くし、或は二回以上同一の議決が爲されることを要し、或は發案權を特に制限するが如きこれである。Bryce は、斯の如き特別の手續によつて改正せられるものを硬性憲法 (Rigid C.)、普通の立法手段によつて改正せられるものを軟性憲法 (Flexible C.) と呼んだ。然し乍ら憲法が支配階級と被支配階級との實力關係の反映である以上、この限界の推移に從つて、憲法も亦變遷することは、兩種共に同樣である。況んや、アメリカの如き特例を除く外、多くの國では裁判所に法律の違憲なりや否やを實質的に審査すべき權限なく、違憲の行爲が事實上有效に行はれるに於てをや。**參考書** 美濃部達吉、日本憲法第一卷（大正十年）。Jellinek, Verfassungsänderung und Verfassungswandlung, 1906. Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 3. Aufl. 1914. Marriott, The Mechanism of the Modern State, 1927. C. Schmitt, Verfassungslehre, 1928. Smend, Verfassung und Verfassungsrecht, 1928. Headlam-Morley, The New Democratic Constitutions of Europe, 1928. 各國憲法の條文集としては、土橋友四郎、世界各國憲法（大正十四年）。Posener, Die Staatsverfassungen des Erdballs, 1909. Newton, Federal and Unified Constitutions, 1923.（河村又介）

權利金 權利金なる言葉は法律的乃至經濟的用語としては未だ明確なる語義を有たない。我國では從來主として家屋の貸借に關して用ひられてゐる。卽ち、俗に「造作」と稱して、單に有形の造作のみならず、例へば場所代、得意等に關する一切の權利利益をも含ましめることがある。後者は謂ゆる權利金であり、借家人において始め何ら特別の契約なく、家主もまた初め何らの利益をも期待せずして、かも久しきに亘つて賃借するうちに發生するところの場所代得意等にもとづく權利利益で、普通の住宅には少く、店舖用の貸家に多い。我が現行借家法においては第五條に謂ゆる造作の買取請求權を認め、これを規定してゐるが、俗にこの造作なる語によつて屋ば具體的に表示されるこの權利金につきてはその規定を缺いてゐる。從つて謂ゆる權利金はこの第五條の買取請求權の適用を受けない。しかしこの規定の缺除は事實上の紛爭を起し得る。第五十議會（大正十四年三月）に提出された借家法中改正法律案（否決）においては、この種の權利金に觸れ、その「第五條ノ二」に「賃貸人ハ建物ノ賃貸、借賃ノ保證、造作代金ノ外權利金其他特殊ノ利益ヲ收受スルコトヲ得ス……」とし、家主よりする權利金の請求は不當といふ見地から、家主の解約權の行使を制限するために、原則として權利金を廢せんとしたが、しかしこの改正案の主旨も權利金に對する積極的規定ではなかつた。事實上權利金の慣用がある以上はこれが積極的な規定は固より必要であらう。（笠信太郎）

權利否認論 現代の法律思想においては權利といふ觀念は先驗的に確定されてゐる絕對的のもののやうに取扱はれてゐる。しかし、沿革的に考へて見れば、權利の思想は法律思想のしかく進歩してゐたローマ人の間にもよく意識せられるところでなかつた。この思想がよく意識せられたのは、近世における自然法論の勃興以後のことといつていい。自然法論は天賦人權論を骨子としたもので、權利思想がその中心を爲してゐるのである。十九世紀における法律組織の完備と法律思想の發展とは一に權利の觀念の確立に負ふものである。しかるに、十九世紀の經過における社會上の變動は、權利殊に所有權の絕對性に關して動搖を惹起さねばならなかつた。かくして權利の濫用といふ觀念が發達することになつた。權利の濫用なる觀念は、要するに、權利が相對的なものであり、共同生活の福利と關係してのみ理解せらるべきものなることを主張するものである。しからば、更らに一步を進めて、權利より更に高次な或觀念を求め、權利の觀念をそれに依つて統制することが、一方には法律現象の說明としても適切であり、他方には法律思想發展の目標を定むるにも妥當ではあるまいか。社會現象を純正に實證的に研究し、その本質を社會連帶に在るものとし、社會の各員は社會連帶における各自の立場においてそれぞれの責務を有するものであることを主張して、法律學上權利の觀念の否認せらるべきことを論じたるは、レオン・デュギー (Léon Duguit, 1859–1928) である。氏は、責務をもつて基本觀念とし、各自はその責務を盡すの權利を有するものとして、權利の觀念を第二次的のものとした。されば、權利の否認といふことは、最近の法律現象

を實證的に說明するの原則として主張せられるものであることを注意せねばならぬ。デュギーは、主權も所有權も、その傳統的な意味においては、單に形而上的なもので、何等實證的の根據のないものであるといふのである。（牧野英一）

權力及び權力關係（權力）　一つの社會群（階級）を他のものが征服し、一つの社會群（階級）の上へ他の社會群（階級）が支配の組織を樹立すると國家なる樣式が生れる。この國家なる組織の樹立者は常に小數者である。數の上での小數者はこの支配の組織を鞏固、永續ならしむる爲めに權力なるものを行使する。權力は小數なる支配者をして優越的地位を持續せしめる役目をつとめる。權力は多くの場合軍事的、警察的施設によつて背景づけられ、教育、文化及び宗教等によつても補はれる。卽ち權力は支配と隷屬とを社會的形成體國家ならしめる所の行動力である。然も形式上、國家の全的行動として發現してゐる。この權力は對內的には支配階級の經濟的關心から發して、被支配階級の默認或ひは强制的な承認によつて成立される。支配階級は權力の把握によつて、被支配階級を出來るだけ生產的に使役—原則として此の使役は暴壓であり、又常に搾取である—を有效ならしめて行く。そこで被支配階級は常に此の權力に對して反抗する一つの勢力を得んとして、或ひは又その旣に達成された勢力を更に强大ならしめ、彼等の從屬的地位を減少、廢絕せしめようとする。然しそうした勢力はまだ權力にはなり得ない。と云ふのはそれは國家にまで組織されるに到らないからである。だが、現在一つの例外—永久に例外ではあり得ない—が見出せる。それはサヴエート・ロシアに於けるプロレタリア獨裁である。それは被支配階級がその勢力を權力にまで組織したものである。然も、注意すべきは從來の權力は小數者の多數者を支配し、搾取する爲めの工案であつたのであるが、プロレタリア獨裁に於ける權力は不可測の大多數の利益の爲めになされる政治的支配權の利用である。で權力の意義はプロレタリア獨裁の出現によつて內容が轉化するに到つた。（**權力關係**）各國の關係を權力關係と云ふ場合がある。特に文化的、倫理的粉飾を捨て露骨に國家の本質が接し合ふ場合にそうした用語が用ひられる。弱國に對する場合と强國に對する場合と權力關係が異る。弱國に對しては抑壓關係を强ひ、强國に對しては所謂權力均衡（バランス・オブ・パワー）の平の關係を結ぶ。斯うした權力を是正する思想は、支配者の便宜と被支配者の知的素養に應じて古來數多く紹介されて來た。權力の基礎は神意にあると敎ゆるのもその一である。本來的社會契約によつて生れたものだと說くものもある。また强者の弱者に對する自然的强力の中に求むるものもある。歷史的進化說によつて、或は法律主權の學說によつて權力を是正するものもある。けれども權力の成立は、一つの社會群（階級）が他のものを政治的に支配し、經濟的に搾取する手段として生れたものなる事は國家そのものの成立と同樣であつて何等疑ふ餘地のない事實である。（市村今朝藏）

元老　文字通りに解釋すれば政界の長老と云ふ位の意味に過ぎぬ。斯の意味の用例としては明治八年七月創設の元老院がある。併し明治の後半期から大正を經て昭和の初頭に至る二三十年間政治上重要の役割を演じた所謂元老なるものには全然別個の意味を附せねばならぬ。而してそれには時代に依り多少機能の相違あるを認めざるを得ぬが、全體に通じて論らざるは內閣組織の大命を奉受すべき者の奏薦に權を有すると云ふことである。例へば某々內閣が總辭職したとする、後繼內閣は前首相の奏薦に依てはきまらない、何人に組閣の大命を降すべきやの御下問に接し元老の奉答ありて後始めてきまると云ふがこの二三十年間の慣例であつた。斯うした御下問を受くべき地位に在るのが卽ち元老なのである。然らば元老には誰がなるか。固より制度上に定まる所あるのではないが、社會的には維新以來の元勳に非ずんば此地位を辱しむべからずとせられ、形式的には一種の勳諡を賜はつたものに限るとされて居る。尤も勳諡とは主としては明治天皇御崩御後大正天皇より山縣井上松方の諸元勳が有り難き御思召を賜つたやうな場合を指し、人に依ては之を根據として所謂元老の大政干與の權を說かんとするものもあつた。猶ほ斯く云ふ最高の地位は佛國第三共和政の終身元老議員の如く維新創業の殊勳に酬ゆると云ふ特別の優遇を意味するものだから、その存立が所謂元勳の凋落と共に自ら永久に消え去るべきものたるは當然である。現に今日一般に元老は西園寺公を以て最後とすると考へられ、一部の人の間に時々問題とされるらしい新元老創設の議の如き殆んど顧みる所となつてゐない。蓋し政治上之を必要とする理由なきのみならず、元勳優遇の意味で餘儀なき制度だとしても從來そが政界にいたせる實際の功罪に至ては容易に判じ得ざるものがあるからであろう。若し元老が我國政界の發展上眞に必要であつた時代がありとすれば、そは明治末期から大正の初めに掛けての政黨內閣形成期であろう。明治中期頃黑幕の名を以て呼ばれた頃は、唯後輩たる閣臣の仕事を外部から援助すると云ふ位に過ぎなかつたが、下院に據る政黨の勢力の擡頭するに連れ、一方に政黨內閣主義の滔々たる勢を以て迫り來るものあり、他方超然內閣主義の傳統的信條の俄に覊つべからざるものありて、之を調和し又は疏通し一方より他方に自然に移る階梯として元老の仲介と云ふ事が必要であつたと考へられぬでない。卽ち元老は從來通りの傳統に基きて適才を奏薦すると云ふ立て前で事實上政黨首領たるの故を以て彼を奏薦したのではないと云ふ理窟を固執する。この理窟は今日にも行はれて居ることは云ふまでもない。而して斯の過渡的慣行が必ずしも時代の要求に合する樣行はれたと限らぬこと、又斯うした地位が著しく元老を政界に重からしめたことは今更說くまでもない。元老の凋落に伴ひ、後繼內閣の決定方法が實際上如何なる變遷を見るに至るだろうかは亦一の大きな

問題である。（吉野作造）

元老院　元老院は三權分立主義に基く眞正の立憲制が樹立されるまでの間、過渡的便法として設けられた立法機關である。明治八年四月十四日の詔勅によつて設置され、二十三年十月二十日の勅令によつて廢止せらる。初め五箇條御誓文の主旨の具體化たる政體書に基き我國の三權分立制の基礎は略ぼ其形式を具へたが、曲りなりにも全國の公論を聽く仕組になつてゐた集議院が廢止され新に左院を設立するや（明治四年）、立法の權は全く官憲の手中に歸し、萬機公論の主旨は沒却された。恰かも此時內外の重要問題が頻發し、臺閣の重臣中に意見を異にして掛冠する者も少くなかつたが、所謂大阪會議の結果繼に進歩保守兩派の妥協が成立して、明治政府は一時小康を得、右會議の申合せに基いて政體取調を行ひ、玆に更めて三權分立主義の基礎の上に立法司法を獨立させ、元老院と大審院とを新設し、別に地方官會議を設けて憲制の下院に擬し、漸次眞正の立憲政體に進む方針であつた。明治八年の詔勅は卽ち此主旨の宣明である。法令に定められた元老院の權能を見るに一元老院は議法官にして凡そ新法の制定及び舊法の改正を議定する所なり」とあり、政府より提出される草案の議定は勿論、自ら立法に關する意見を上奏する權限を有し、又立法に關する人民の建白を受理する權限を與へられ、初の間は彈勅權すら有して、有力なる立法議政機關であつた。議官は特選勅任であつた。卽ち制度の系統からいへば元老院は現時の樞密院と貴族院との直系の母體に當るものである。然るに政府部內に再び意見の不和を生じ、進歩派が野に下つて明治政府が官僚化するや、大阪會議の申合せも無效に歸し、元老院の權限は漸次に減殺され、議官も亦老朽者が多きを加へ、自ら權限の保持に力むることもなく、遂に全く消極的な顧問機關に墮して了つた。參事院の設立（十四年）せらるるや、法案起草の任を之に移し、且つ元老院の議決した法案を再審し、又は之を再議せしむる權を之に與へたので、元老院の實力は全く地に委した。斯くて憲法實施の期が近づくに及び元老院の用は無くなり、二十三年十月二十日を以て廢止された。初め明治九年勅令によつて規定されてゐる。**參考書**　美濃部達吉、憲法精義。Gioso, Die Grundrechte. Dicey, Introduction to the Study of the Law of the Constitution, ch. VI. Duguit, Traité do Droit constitutionnel, V. §§ 27—38.（宮澤俊義）

言論自由（Freiheit der Meinungsäusserung, La Liberté d'Opinion）　自由主義は國家權力による個人自由の制限を排斥して個人の自由を以て國家權力の侵害し得ぬものとする。これ所謂言論自由權であるが、その最も重大なるものは言論の自由である。言論の自由とは自己の學問的・宗教的・政治的・藝術的思想を發表するの自由を云ふ。十八世紀末のアメリカ諸州の憲法並びにフランスの人權宣告はこの自由を言明してゐる。その後の諸立憲國憲法は何れもこの例に倣つて憲法でこの自由を宣言する例である。我が憲法第廿九條も同趣旨である。言論の自由の最も主要なるものは出版の自由であるが、その他言語動作による思想發表（演說、講談、落語、芝居）、音樂の演奏、活動寫眞の映寫、ラヂオによる思想の傳播等もこれに含まれる。又集會の自由、敎育を與へるの自由等も多くこの中に含まれる。この自由がどの程度において實現せられてゐるかは、國によつて同じではないが、この自由が最も早くから最も完全に確立されてゐると云はれる英國では「言論の自由とは十二人の證人からなる陪審が差支へなしと認めることを書き又は云ふ權利に外ならぬ」（Dicey）と云はれてゐる。我國では出版については新聞紙法、出版法、豫約出版法等、集會、多衆運動、道路、公園、廣場等公衆の自由に交通し得る場所における一文書、圖畫、詩歌ノ揭示、頒布、朗讀若ハ放吟又ハ言語、形容其他ノ作爲」については治安警察法、廣告については廣告物取締法がそれぞれ規定してゐるが、その他はすべて法律によつて規定せら

コ

講 講は普通、單に「無盡」、「賴母子」、「賴母子講」と呼ばれる。無盡法の規定に從へば同法第一條は次の如く規定してゐる。「本法ニ於テ無盡ト稱スルハ、一定ノ口數ト給付金額トヲ定メ、定期ニ掛金ヲ拂込マシメ一口毎ニ抽籤入札其他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ對シ、金錢ノ給付ヲ爲スヲ謂フ。無盡類似ノ方法ニ依リ金錢又ハ有價證券ノ給付ヲ爲スモノ亦同ジ」。其起りは明瞭ではないが遠く鎌倉時代の諸文獻に見えてゐる。例へば徒然草、和訓栞、建武式目等。察するに已に其當時に於て庶民金融及び親睦の機關として廣く行はれたものであろう。尤も金融機關とは云ふものの當時に於て今日の如く貨幣經濟が一般に行き渡つては居なかつたからこの名を使用することは不適當であるかも知れぬ。最初の中は相互に一定の時物品を出捐して之を役所に貯へ置き、貧しき者が食に窮し、租庸調の貢納に窮する時之を救恤の資に供した。其後貨幣經濟の普及と共に出捐は凡て金錢を以てし、抽籤に依つて之が融通を受ける者を定めた。德川時代に至つて抽籤に依つて一旦融通を受けたものは爾後掛金を爲さざる「取退き無盡」なるものが流行したが政府の禁止する所となつた。今日無盡は一種の救貧制度であり、備荒貯金、幼稚なる保險制度である。かねて親睦を圖る機關でもある。其仕方は三百圓乃至六百圓を數十の口數に分け、各人一口宛を以て一定の時、一定の場所に集合して之を出捐し、即座に抽籤を以て其の掛金合計を落札する。若し落札者に於て其時基金を必要としない場合、相互の話合に依つて之を必要とする者に融通することも可能である。一旦落札したものは爾後掛金を掛けながらも抽籤の範圍外に立ち、段々籤の數を減し、數年にして全部一巡、滿了となる組織である。隨つてふだん小額の金を據出して、必要の時大口の金子を使用し得る點に於て、手續手輕、加入者相議の心安い間柄等の點に於て、一般庶民の之を利用する者が甚だ多い。之を管理する者も亦町村の比較的德望高き者が世話人の名目の下に立働く結果安んじて之に加入することが出來る。名稱等も此の會の成立を促した者の名を冠して他と區別する。時には特定の社會團體、例へば宗教中心の相識者間、同一地區の商人仲間、同一商業に從事する者の間に成立する。其場合は又夫々其特質を取つて名とする。以上は從來行なはれた非營利のものであるが、之と並んで世話人の代りに之を營業として爲す會社が存在する。之等會社は皆無盡業法の適用を受ける。前揭の第一條以外の條項を見るに、元來が營利を本質とすべき性質のものでないから加入者保護規定が非常に多い。即ち主務大臣の免許を必要とすと規定し（第二條）、他事業の兼營を禁じ（第五條）、定款乃至免許申請事項の變更等いやしくも加入者の利害に關することは凡て認可申請の義務を負はしてゐる（第七條、第八條）。更に資金の運用方法に迄立入つて規定する等專ら公益第一を標榜してゐる。現在我國に於ける此種會社の數及び狀況は昭和元年度に於て次の數字を示す。會社數本店二四三、同支店一〇四、拂込資本金一一、二〇七千圓、積立金五、〇二七千圓、無盡會數三四、五九八、口數一、一八五、二九四、給付契約高七四五、七一五千圓、掛金契約高七九一、七一九千圓。（友岡久雄）

行爲の宣傳 （Propaganda by Deed. Propaganda der [durch die] Tat） 行爲の宣傳は、無政府主義者がその理想社會を實現せんとするにあたつて用ゆる宣傳の一方法である。すなはち「行爲」、特に殺害その他耳目を聳動するごとき犯罪行爲によつて無政府主義的思想の宣傳をはかるものである。無政府主義は本來は必らずしも暴力と直接に結合せるものではない。無政府主義の二大建設者たるゴッドウイン及びプルードンは共に平和的手段による社會改革を高調した。徹底せるエゴイストの社會を夢想せるステイルネルは、個々人の目的や願望に必要なかぎりは暴力や犯行をも是認したが、それは事實上單に理論圈内に止まつた。かかる暴力的戰術を最初に提唱した者の一人はバクーニンである。彼は無政府主義の目的を達成するに議會活動や選擧權の行使を棄てて現存する一切のものの破壞を主張した。それは實にマルキシストの如く政權の奪取をではなくて其の破壞を當面の目標とした。彼は暴力革命をもつて唯一に正當なる政治行動なりとし、革命をもつて「人が今日惡しき情熱と呼ぶ一切のものの解放であり、公の秩序と稱せられる一切のものの破壞である」と考へる。この思想はロシア人ネチヤエフ（Netschajew）によつて一層力說された。彼はバクーニンの密使としてロシアに無政府主義の宣傳をなす使命をおびてゐたが、彼は革命的問答書を著はして曰く、「革命家は破壞てふ唯一の科學のみを知る。……晝となく夜となく彼は假借なき破壞てふ唯だ一つの思想、ただ一つの目的のみを有する。これを促進すべき一切の手段は正しい……。未來組織は疑もなく國民の運動と生命とから發する、けれども、それは未來組織の問題であつて、吾らの仕事は全部的な假借なき破壞である」と。かかる破壞は多くは新社會秩序を將來する直接の手段であるが、しかし、かかる破壞的な行爲は、往々にして唯だそれが無政府主義的宣傳のために役立つのゆゑだけでも行使されるに至つた。かくて、いはゆる行爲の宣傳は、このネチヤエフに始まつたとされてゐる。それは更にフランス系のスウイス人ポール・ブルース等によつて完成され、この宣傳方法の說明も彼に由來する。曰く「行爲はあらゆる方面から論議され、平生は無關心な大衆も、その行爲の原因を尋ねて、新教義に注意を拂ひ是れを討論する、そこまで人々が來れば彼等のうちから幾人かを得ることは困難でない」と。ここにいふ「行爲」は、前述の如く、主として殺害または目新しい犯行であつて、何の關はりもないカフエーに爆彈を投じたり、罪もない女皇を殺したりする。その行爲が馬鹿げてゐればゐるだけ一層多く、その行爲や其の動機が、あらゆる機會に話題とされ、從つて一層多くプロパガンダの效果を收めるといふのである。クロポトキンも、その著「一暴徒の言葉」の中で犯罪的行爲の宣傳的效果について曰ふ、「おそらく大衆は初めは無關心で、其行爲を氣違ひ沙汰だと見る賢者を信ずるであろうが、しかし間もなく彼等は窃かに是れらの氣違ひ連中を歡迎し彼等を模倣する。一般の注意が喚起され新たなる思想が腦髓に侵入し心臟を捉へる。只一つの行爲が僅か數日の間に千百のパンフレットよりもヨリ多くのプロパガンダをなす」と。（林要）

公營 公營とは地方自治體の經營する事業又は施設を言ふ。單に收益を目的とする公企業のみならず、然らざる公營造物をも包含する。輓近諸國に於ける地方自治體は公營の範圍を益す擴大する傾向がある。就中都市に於てこの傾向は甚しく、市有化の勢は最近頗る盛であるが、一九一九年のドイツ市營化法（Kommunalisierungsgesetz）は、その最も典型的なものである。即ち同法に於ては、市町村は市町村内に於て營まれる私經濟的營利企業を公經濟に移すべき權限を賦與せられ、空中交通以外の乘車運輸、水道瓦斯電力並に電熱、埋葬場、廣告事業、排泄及び剝皮事業、活動寫眞及び觀覽場、浴場、食糧品の生產調達貯藏及び賣却、燃料調達貯藏及び賣却等の經濟的諸事業は、政府の許可なくしてその全部又は一部を市營化することを許されたのである。フックスは、公營事業の發達を六段階に分かつて第一期水道、第二期屠畜場、第三期瓦斯、第四期電氣、第五期市街交通機關、第六期食糧品配給となしてゐるが、市民の生活必需の殆んど大部分は次第に益す公營化せられんとしつつあるのである。之を我國の都市に就て見る。

市歲入累年（單位千圓）

	稅收入	稅外收入	內使用料及手數料
明治三〇年	三、四八〇	一〇、一八一	二六〇
四〇年	一五、二四八	四二、一二九	三、六九五
大正元年	二二、二九七	一一四、八〇〇	一九、一五四
同 五年	二三、五七二	九二、九二四	三一、〇六四
同 一〇年	九四、五一九	三四一、六六〇	九四、六八六
同 一一年	一〇七、二一四	四〇九、九五〇	一〇四、九四七
同 一二年	八八、四七一	四七〇、五三一	八二、九三九
同 一三年	一〇二、二八三	五一九、八九二	一三四、三七四
同 一四年	一〇五、五七六	五二二、五二一	一四五、八二〇
同 一五年	一一五、五四八	五六〇、六二一	一五三、九〇四

使用料及び手數料收入は即ち無料施設（無料圖書館、職業紹介所等）を除く他の公營事業收入であるが、その增大は素晴らしいもので最近は稅收入を突破してゐるのである。更に六大都市のみに就て見れば大正十五年度に於て稅收入合計六九、三八九千圓に對し使用料及び手數料收入は一三四、六八四千圓に達して居り、また東京一市に就て見れば昭和三年度に於て稅收入一九、七九四千圓に對し使用料及び手數料收入五千萬圓を超え、內電車乘車料收入二九、一八七千圓、電燈使用料七、五七五千圓、乘合自動車使用料四、二三七千圓、水道使用料六、八四四千圓。之等近代的大企業より生ずる收入のみにて合計四七、八四四千圓即ち使用料並に手數料收入の大部分を占めてゐる。即ち公營事業の發達は主として水道、電氣、交通機關、瓦斯等の經營にあることを示してゐる。水道は殆んど我國の諸都市に普及してゐるが、電氣供給、電氣軌道、瓦斯事業等は尙私營會社によつて經營せられてゐる所が多い。橫濱市の瓦斯局は我國市營事業として最も古き歷史を有してゐる。之等並に最近に於ける中央卸賣市場經營公設小賣市場經營は主として市民の消費經濟に關する方面であるが、之に關聯してウエッブの都市を以て强制的消費組合（Obligatory Association of Consumers）となす思想や、又所謂都市社會主義（Municipal Socialism）が生じた。イギリスに於ける所謂「瓦斯水道の社會主義」（Gas and Water Socialism）は夙にフエビアン社會主義者の唱導にかかり獨立勞働黨の綱領となつた。又前述せるドイツの Kommunalisierungsgesetz が同樣にこの思想に支持せられてゐることは言ふを俟たぬ。一九二二—二三年度のイギリス全地方財政に於て歲入總額二億一千一百萬磅のうち公營事業收入（Income of reproductive or trading Undertakings）は第一位を占め六千五百萬磅である。その主なるものは水道、ガス、電氣、軌道、乘合自動車、市場、墓地、港灣、船渠、埠頭及び運河よりの收入である。されど市營事業の擴大を以て直ちに社會主義の實現なりと速斷し得ないことは勿論であつて、そこには中央國家權力とその肢體である所の地方自治體との關係に於ける政治過程の嚴密なる認識を必要とする。されど市營事業の發達が都市に於ける消費經濟の組織化を意味しそこに將來の組織經濟の胚種の次第に成熟しつつあることを見得るが、現在の政治關係の下に於てはそれは精々國家資本主義的組織化を意味するものに他ならない。**參考書** 社會政策學會、市營事業。安部磯雄、都市獨占事業論。安井、公營事業論。關一、市營事業の本質。都市問題、昭和三年十月、市營事業特輯號。Fuchs, Gemeindebetrieb, im Handw. d. Kommunalwissenschaften. B. Shaw, The Commonsense of Municipal Trading. J. H. Warren, Municipal Trading.（三宅鹿之助）

黃禍 （Yellow Peril. Gelbe Gefahr. Péril jaune） 黃禍論は、黃色人種の勃興が白色人種に與ふべき脅威を誇張し兩人種の爭覇的鬪爭を妄想するところの一部白人の所論である。黃禍論の最近に於ける提唱は日淸戰役に於ける日本人の軍事的成功に刺戟せられて起つたものであるが、此思想の淵源は、十三、四世紀に於ける蒙古人の大帝國の大軍や、チムールレンクの軍隊が東歐を侵略し白人世界を震撼せしめたる記憶に存する。其後黃色人種の衰微沈滯と白人種の勃興雄飛の時代となり、黃禍は白人の記憶より全く消え去らんとしてゐた。然るに十九世紀末に至り黃色人種の一小國たる日本が興隆し一擊支那大帝國を破り、以て武力

の優秀を天下に發揚するや、當時極東方面に野心を向けつつあつた獨逸皇帝ウイルヘルム二世は突如黃禍論を唱導した。彼は其幻想を逞くして黃色人種の勃興、異教徒の蹶起を想像し、兩人種の大闘爭、異教徒に對する大十字軍の活劇を夢想した。日本は啻に支那大陸を支配して軍事的、政治的、經濟的に白人種を其處より驅逐するに止まらず、更に黃色人種を統一して白人の世界に挑戰し、往昔蒙古人が歐洲を侵略せる如く再び白人を壓倒せんとするに至るを憂慮するに至つた。かかる危害を未然に防ぐため白人種は今に於て東亞の事件に干渉し黃色人種の隆興を阻止せねばならぬと唱導した。日本が二十世紀の初歐洲第一の陸軍國として勢威隆々たる露國を極東の野に於て慘敗せしむるや、黃禍論は白人の世界に根深く喰入らんとするに至つた。列強は日本の膨脹に對し警戒を怠らなかつた。しかし其後黃色人種の發展停頓し何等恐るべきものなきを感知するや、黃禍論は一轉して支那日本人のアングロサクソンの住地及び植民地に對する移住を排斥するの聲と變じ、是等黃人種の文明の相異、生活程度の低劣と增殖率の大などを誇張して移住を防遏し進んで既住民を驅逐せんとするに至つた。二十世紀の十年代より世界戰後に亘り、有色人種の民族的自覺漸く盛んとなり白人種の支配を脫せんとの大運動を開始するや、黃禍論は再轉して有色人種全體の禍害を強說擔造する僻說と化するに至つたのである。**參考書** Fritz Freiherr von der Goltz, Die gelbe Gefahr im Licht der Geschichte, 1907. C. H. Pearson, National Life and Character, 1893. Lothrof Stoddard, The Rising Tide of Color.（神川彥松）

公課「租稅」の項を見よ。

航海條例 今日の國際法に於いては、國家はその港灣間の航海、卽ち謂はゆる沿岸航海及び貿易を自國民にのみ許容し、外國人を排除する權利を有する旨が規定せられてゐる。而して斯かる港灣が同一の海に添ふて在る場合、卽ち小沿岸航海(貿易)(le petit Cabotage)も、二個の異る海に面する港を連絡する大沿岸航海(貿易)(le grand Cabotage)の場合も、共にこれを自國民にのみ留保してゐる。この排他的にして獨占的なる海上法制の確立に與つて力のあつたのは、英、米、佛、獨等の海國の國內法的規定であるが、特に英國の航海條例は之に影響すること大であつた。この條例は十七世紀中葉以來數次發布せられ、その最初のものは、和蘭の海上主權を打破する目的を以つて英國への貨物輸入に制限を附して和蘭の貿易を衰微せしめむと期して制定せられたのである。卽ち一六五一年十月九日の條例は、クロムウエルの發布したものであり、今日の公海自由の原則、自由貿易主義等より見れば著しき閉鎖海的傾向を示してゐる。この條例によれば、歐羅巴以外の地より英國及び其の領地へ輸入する總べての貨物は、英國船に依ること、この船の船長及び乘組員の四分の三が英國人たること、若しこれに違反する場合には、船舶、載貨を沒收すべきこと等が規定せられた。更らに歐羅巴の國より英國及びその領地へ貨物を輸入する場合には、英國船又はその貨物の生產地乃至最初の積荷地の國家の船舶に依ることを必要とした。又海產物、加工物等は、その臣民がそれを捕獲若くは加工したる國家の船舶に依つてのみ英國へ輸入せられ得るものとせられた。但し英國人に依つて捕獲、加工せられたる場合には、英國船に依ることを必要とした。尙ほ外國船による貨物の英國輸入に對しては、高率の關稅が賦課せられた。加之、英國港灣間の沿岸航海は、英國船舶のみに留保せられた。而してこれらの規定は、一六六〇年に至つては更らに擴張せられ、全英國植民地に對する通商貿易は、全くこれを英國船のみの獨占に歸せしめらるることとなつた。一八四九年六月二十五日の航海條例の中にも、亦これに類する規定が設けられた。卽ち英國船以外のものに依つては、如何なる貨物船客も、合衆王國の一港より他港へ、又はマン島より合衆王國へ向けて運搬せらるることを得ない。更に英蘭土又は蘇蘭土の一港より愛蘭土又はマン島の港への航海は、その中間に公海が介在する事實にも拘はらず、これを沿岸貿易と認め、他國船を排除して英國船の獨占に歸せしめられてゐる。但し一八四九年の條例に於いては、外國船が英國領海に關して服しなければならなかつた從來の殆んど總ての法律上の制限は廢止せられ、單に沿岸貿易を英國船に留保する規定のみが保持せられた。これは公海の自由の原則の確立と共に、經濟的諸事情の變更に從ひ、古き航海條例の閉鎖海的なる規定を嚴守することが、英國自身の商業上の利益に對しても不利益と感ぜらるるに至つた爲めである。然し航海條例に認められた海上法の制限的獨占的思想は、今日に於ても尙ほ沿岸海に關する國際法上の英國主義の中に、多分にその痕跡を殘してゐるのである。**參考書** Perels, Das internationale öffentliche Seerecht der Gegenwart, 1903. Stier-Somlo, Die Freiheit der Meere und das Völkerrecht, 1917. Oppenheim, International Law, vol I. 1920.（大澤章）

考課狀（Financial Reports. Geschäftsbericht, Compte rendu）廣義に於ては、商法が規定する會社の計算書類を總稱し、卽ち財產目錄、貸借對照表と共に營業報告書、損益計算書、準備金及び利益又は利息の配當に關する書面を包括するものであると解する。或は、銀行業に於ける業務報告書（營業報告書、貸借對照表、損益計算書、準備金及び利益配當に關する書面、支拂準備に關する明細書より成る）。保險業に於ける決算報告書類（財產目錄、貸借對照表、事業報告書、損益計算書及び基金の償却其の利息の支拂、準備金並に利益又は剩餘金の配當に關する決議書より成る）信託業に於ける業務報告書（營業報告書、貸借對照表、損益計算書、準備金及び利益の配當に關する書面より成る）等を以てこれに當るとなすのである。さればこの意義に於ての考課狀は通常貸借對照表、損益計算書、損益處分計算書、營業報告書を含み、企業財政の現況を明かにし

且該營業年度に於ける企業經營の概要及び其成績を記述するものである。而して會社企業の經營の任に當る重役等の機關が定期に之を作成し、株主其他の利害關係者に報告する書類を云ふ。狹義に於ては、商法第百九十條に揭げられたる營業報告書のみを指稱する。この意義に於ける考課狀―營業報告書―は法規に據り會社の取締役が他の計算書類と共に定時總會の會日より一週間前に之を作成して監査役に提出し其の調査を受け又之を本店に備へて株主及び會社の債權者の閱覽に供し、且之を定時總會に提出して其の承認を求むることを要する。營業報告書は、㈠財產の狀態、㈡營業の景況を明示するが爲めに作成する所の報告書である。實際上行はるるものを見るに其の內容精粗多樣にして一定せず或は文言により、計數により、又は圖表を用ゐて其の敍述の明瞭を期する。通常報告せらるる事項には、貸借對照表の揭ぐる各項目と金額とに關して敷衍詳述し、綜括したる內容を適當に區分說明し、進んで減價計算方法、不確實債務取引量、契約高等の如き貸借對照表に表はれず而も財產狀態に密接なる關係を有する事項計數を以て補足し之に依て企業の物的、人的及び資本的の構造を明かにするものがある。又損益計算書に示されたる諸項目を明瞭にするが爲に之を報告的に說明し、更に原料勞力等に關して使用せる數量及び支拂たる金額の如き細目に涉り、其他經營上緊要なる價値計算的及び數量計算的事項を記載する。次で利益分配の計算內容を記述して企業の收益力に關する問題を解說するものもある。尙企業に對して直接又は間接に有利或は不利なる經濟的結果を及ぼす所の內外よりの影響に就いて報告する。例へば增產新設擴張の企圖、社債募集新株發行の計畫、カルテルの協定、同盟罷業の經過、市況の變動及び經濟界の重要なる出來事、之に對する準備畫策等を述べ、以て營業の概況を知らしむるものがある。會社取締役及び監査役は法規の命ずる所に從ひ營業報告書を作成報告すると共に自ら之に依り營業の實狀を審にし經營の良否を判斷して前途の方針を樹立すべき礎材とする。株主は之に基いて財政表を補足解釋し計算書類を承認すべきか否かを決定し、又其の投資の確實性と收益性とに關して批判を與ふることを得る。債權者は之を觀て企業の支拂能力及び流動性を推知し信用の伸縮を計らんとする。斯の如く營業報告書は貸借對照表、損益計算表に揭げられたる沈默の數列を物語らしめ、私經濟上有用なる報告であるのみならず更に一般經濟上價値あるものである。蓋し企業は有機的なる國民經濟を構成する細胞なれば其の盛衰は直に他の經濟單位に反映し延いて經濟界の消長に影響を及ぼすものである。この故に、營業報告書の國民經濟上の效用を重視して報告書の屆出或は公表をさへ法律上規定する國がある。加ふるに、營業報告書は企業の財政表を補綴し重要なる經營經濟的事象を記述するものなれば、企業經營の經濟性を分析研究する目的に役立つ所の好資料たる點に於て經營經濟的意義を有つものである。**參考書** Financial Handbook. (Edited Robert H. Montgomery) New York 1925. Archiv der Fortschritte betriebswirtschaftlicher Forschung und Lehre. 2. Jahrgang. Stuttgart 1925. S. 2 ff. Der Geschäftsbericht (als Quelle betriebswirtschaftlicher Forschung) Von Fritz Fleege-Althoff. Le Coutre. Walter, Grundzüge der Bilanzkunde. Band II. Leipzig, 1924. Derselbe, Praxis der Bilanzkritik. Band I. Berlin, 1926.（高橋一太郎）

交換（Exchange. Tausch. Échange）〔**交換一般**〕ここには經濟學的概念としての交換を取扱ふ。齊しく交換といつても、經濟社會發展の段階に應じて、その形態並びに意義は甚しく異る。交換てふ視點から見て、經濟史の發展を跡付けるに、まづ第一には交換なき自足經濟的なる社會を見ることが出來、次で、經濟單位が自足自給の生活より一步を踏み出せば謂ゆる物々交換の時代に入り、物々交換は更に發展して商品交換の時代に入る。一般に資本家的生產方法の行はるる社會における交換は卽ち商品交換であり、物々交換ではない。商品交換は資本家的生產方法の生存條件をなし、その社會の新陳代謝の仲介作用を行ふ。資本家的社會の發展として未來に豫想される社會主義社會においては、概して計畫的經濟が行はれ、謂ゆる商品交換はその姿を消すであろう。しからば物々交換に對して商品交換は如何に異るか、また商品交換はそれ自身如何なる特性をもつか。吾々は、資本家社會における交換の特質を究明することにより、一般に交換なる概念の經濟學的意義を闡明し得るであろう。〔**商品交換**〕資本家的生產方法が據つて立つ生存條件たる商品交換てふ過程を、その歷史性を顧みつつその構造を理論的に究明し、それが資本家社會の生成に對してもつ必然性を闡明したのはマルクスであり、「資本論」第一篇「交換過程」の分析の章は卽ちその理論の要約である。今、吾々もそれに據つて考察を廻すことにより最も有力に交換概念の闡明を期し得るであろう。商品は使用價値と交換價値との直接なる統一物である。直接なる統一としての商品は既に具體的なる商品であるが、ここに問題とする交換過程の舞臺にのぼるところの商品も、かかる具體的なる商品でなければならぬ。だが商品そのものは一つの生成せるものであり、また何時かは消滅すべき運命のものである。卽ち、商品てふ概念は一つの歷史的範疇であり、それは資本家的生產方法の上に依存するものである。それは何物かから轉じ來り、何物かへ轉じ去るべきものである。さきに、商品交換の前に物々交換ありとした吾々は、いま大ざつぱではあるが、商品へと發展し來つたものは單なる「物」である、單なる「使用物」である、と見るの他ない。卽ち物々交換において交換せらるるものは單なる物であり、單なる使用物である。單なる物の交換、單なる使用物の交換は、全く偶然的に生起し、所有者の意思行爲によつて行はれるにすぎない。が、かかる單純なる生產物の交換においても、その生產物が社會の使用價値たるこ

とがだん〳〵判つてくるに從ひ、それらの「物」は「商品」へと發展する。といふのは、それらの使用物が相互に價値關係に入り込んで來ることにより、そこに使用價値と交換價値とを同時に含む物（即ち商品）の萠芽が生ずるからである。しかし、かうした「物」から「商品」への運動過程を媒介するものは即ち「交換」にほかならぬ。即ちこの運動は交換を前提する。しかも、交換そのものは、特に商品の交換は、それ自身既に社會的必要勞働の體化としての價値を前提しなければならぬ。しかも又その價値は、商品の使用價値としての讓渡を條件として始めて存立する。從つて價値は再び交換を前提することとなる。かうした堂々めぐりの關係は、現象の單なる因果的關係によつては結局捕捉され得るものではない。それはただ現象の辯證法的發展の形式においてのみ捕捉される。商品交換の資本家的生産方法における地位もまた從つてそこに見られなければならぬ。ただかうした交換の概念を明示するためこれらの發展的關係を停止的に見ようとすれば、即ちこれを平面的に固定的に捉へてその關係の横斷面を窺はうとすれば、次の如く說明するのほかはあるまい。商品交換にあつては諸商品はその價値量に比例して交換せられねばならぬ。ところで諸商品がその價値量に比例して交換せられ得るためには、特定の使用價値をもつ生産物を作り出すところの具體的な個々の勞働が、社會的な必要勞働に引き直ほされねばならぬ。ここにおいてか既に知る、使用價値をもつ生産物を作出するところの具體的な個別勞働から社會的必要勞働への轉化の間には、既に〳〵交換の過程が含まれてゐなければならぬことを。果してさうならば、吾々はマルクスの價値そのものの規定の中に、交換概念のすき透るが如き規定を見出すであらう。しからばその價値の根本規定は如何。それは實に商品生産社會の生存條件をなす根本規律にかかはる。その規律とは、生産者がその生産物と交換し得るところの他の生産物の分量が、彼の賣ろうとしてゐる物に支出された勞働力が社會的再生産行程においてもつ持分に從つて量られる、といふことである。即ち換言すればかうである。個人々々によつて成された個々の勞働の分量が、直接に、その個人が交換の結果として期待すべきところのものに對して決定的であるのではない。ではなくして、この交換の結果として期待されるものの尺度（價値量）となるものは、上述の持分（即ち賣られようとする生産物に支出された勞働力が社會的再生行程に對してもつ持分）である。しからばこの持分は何で量られるかといふに、それは全勞働時間に對するその同一の持分によつて量られる、換言すれば「社會的に必要なる勞働時間」によつて量られる。それゆゑに、價値を決定するところの「社會的に必要なる勞働時間」とは、或る社會が、その交換の瞬間において、その社會の生を再生産する上の必要によつて與へられた限度内で當該商品に支出し得るところの勞働時間にほかならぬのである。マルクスにおける商品交換の概念は、ここにその尖端を見得るであらう。尙ほ商品は交換の過程を通して必然的に貨幣へと發展し、資本家社會における商品交換は事實貨幣を媒介として行はれるがゆゑに、マルクスの交換概念は、上述の概念を基礎とし、更に一段高き貨幣の見地からもう一度ふり返へられねばならぬ。「貨幣」の項參照。

參考書　資本論、第一卷、第一篇、第二章。ヒルフアディング、金融資本論、第一篇第一章。河上肇、資本論入門、第八册。及び同書の批判たる櫛田民藏氏同名の論文（我等第十一卷四號）。（笠信太郎）

鑛業 (Mining. Bergwerk) **〔意義〕** 鑛業とは之を廣い意味に解釋すれば、地中に埋藏する鑛物を採取又は選礦して之を人類の生活に必要な財貨とする經濟行爲である。併し今日普通法律上、鑛業と稱せられてゐるものはもつと狹い意味のものであつて、一定の鑛業法規の下に有用鑛物を採取することを指してゐる。而して、我國に於ては採取權は國有にして、土地所有權とは區別せられ、鑛業者は、其の鑛業許可と共にこの採掘を特許せられるのである。斯く鑛物を國有とすることは佛、獨、墺等に於ても採用せられてゐるところであるが、英國に於ては之と異り、土地所有權者がローヤリテイを取つてゐる。かつて、英國炭坑國有問題の際、此の點が大問題となつて有名である。更に鑛業中に試掘採掘に附屬する事業、例へば選礦精錬等をも含めるか否かにつき各國の規定は區々で、多くは鑛業法中に之を含めてゐないが、我國に於ては、明治六年の日本坑法以來これを鑛業中に入れてゐる。**〔鑛物の種類〕** 鑛物は鑛業の對照となるもので其の種類は頗る多い。大別して、金屬、鹽類、可燃物とする。例へば金屬には、金、鐵、銅、銅鐵鉛、亞鉛等あり、鹽類には、岩鹽、加里鹽、明礬、㯳礬等あり、更らに可燃物には、石炭、石油等がある。我が鑛業法に規定せられた鑛物の範圍は、金、銀、銅、鉛、蒼鉛、錫、安質母尼、水銀、亞鉛、鐵、硫化鐵、格魯謨鐵、滿俺鐵、重石、水鉛、砒、燐、黑鉛、石炭、亞炭、石油、土歴青、硫黃等の諸鑛物である（但し砂鑛は別に砂鑛法に由て規定されて居る）。**〔鑛業と資本主義〕** 近世資本主義社會は工業の發達に由て始めて齎らされたものである。然るに鑛産物中、鐵、石油、石炭等は、或は生産手段其他諸設備の材料として、或は動力用燃料として工業の發達に缺くべからざるものである。從て一國に於ける鑛業の發達の如何は、その國資本主義の發達を左右するものである。例へばこれ等の鑛産に富める英、米、獨等が何れも現在世界の列強となれる事實は最も之を雄辯に物語るものである。ために列强間に鑛産地の爭奪紛擾はしばしば繰返され、現在に於ても、世界各國競て資源の開發、利權の獲得に全力を傾けて居る次第である。**〔世界鑛業の沿革〕** 鑛業の歷史は頗る古い。紀元前三千年已に埃及人は鑛業を營んで居た。紀元前二千年頃にはアッシリア人が銅坑を經營し、紀元前千六百年には金が現はれた。羅馬の全盛時代には既に各地に相當の發達を見、主要鑛産物は金、銀、銅、鐵等に及んで居た。其後人智の發達と共に諸種の器具や機械が發明され鑛業は益す發展した。就中十六世紀中葉に爆發物が發明され、これが採堀に應用され大に鑛業に貢獻した。更に十九世紀工業の發展は鑛物の需用を增し、一方鑛業技術に一大革命を齎らして鑛業は俄然勃興し、就中、鐵石炭の採掘は非常な勢を以て發展した。我國に於ける鑛業は古代、支那文化の輸入と共に發達の緒に就き、德川時代に相當の發達を見たが、明治以降特に長足の發達をなし、銅及び石炭を主要鑛産物としてゐる（我國の鑛業に就いては「日本鑛業史」の項參照）。試に、最近に於ける世界の鑛産中その主要なものを示すと次の如くである。

年次	石炭 百萬佛屯	銅 百萬佛屯	石油 百萬バーレル	銑鐵 百萬佛屯
一九二二	八八四	八六七	八五九	四八
一九二三	一、一五二	一、二四六	一、〇一六	六〇
一九二四	一、一二八	一、三六七	一、〇一四	六〇
一九二五	一、一二八	一、四三五	一、〇六七	七二
一九二六	一、一・六	一、四六九	一、〇八七	七二
一九二七	一、二二二	―	―	八四

これを其の産地に就て云へば（以下括弧中の數字は産額を示し單位は石油は百萬バーレル、その他は百萬噸である）、石油の主産地は米國（七六七）、墨國（八八）、露國（六二）等で、銅は米國（七八九）、アフリカ（九七）、智利（二〇二）、日本（六五）、墨國（五六）等である。鐵は、米國（三六）、獨逸（一二）。石炭は、米國（五一六）、英國（二五一）、獨逸（一六六）等が其の主産地である。（高橋龜吉）

工業 **〔工業の語義〕** 工業なる語は學問上も廣狹二義に用ひられる。狹義―語の本來の意義―では、それは原料の加工（變化及び精製）部門を指すに止まるが、廣義では鑛山業をも包含せしめる。それは此兩者がその技術的見地からも、又組織的關係からも特に緊密な關連を持つてゐ、從て此兩者の考察を結合的に行うことが特に便利であるからである。**〔現代經濟の工業化〕** 經濟的に發達してゐる諸國では何れも謂ゆる工業化の事實が見出される。之に反して、經濟的後進國は謂はば農業國である。試に左に數ヶ國の職業人口中工（鑛）業從業員の割合を見るに、

	一九〇〇年	一九一一年	一九二〇年
英國	四五・八%	四九・六%	五一・五%
ベルギー	四一・六	四六・九	―
獨逸	三九・一	四二・八	―
米國	二四・一	三三・二	三四・四
佛國	三五・五	三五・八	―
イタリー	二四・五	二八・一	―
日本	―	―	二一・四

即ち工業化的發展傾向は明瞭に指示されてゐる。**〔工業の部門的構成〕** 技術の發達につれて部門的構成は漸次細分化されて行くが、吾々は全工業部門を大きく次の二大部門に分類することが出來る。(一) 生産手段を製造する部門―就中、石炭、石油、電力、鐵鋼、銅その他の重工業、機械、器具、車輛、船舶等の製造業、土木、建築業及び若干の化學工業等が中心的位置を占める。(二) 消費財を製造する部門―就中染織工業、被服工業及び飮食品工業等が中心的位置を占める此兩部門の相對的重要さは國々で一樣ではないが、先進國では次の發展傾向を明白に觀取することが出來る。(一) 生産財製造部門の規模は消費財部門より遙に大きく且つその發展は著しい。(二) 消費財部門の規模も絕對的には厖大だが、その發展步調は遲緩であり、相對的には萎縮的である。(三) 兩部門を通じて重心點が粗材的部門から高度の加工部門へ推移しつつある。私は次に英國工業の統計によつて之を立證しておく。

職業人口千人中主要工業部門從業者割合(%)

	一八八一年	一八九一年	一九〇一年	一九一一年 a)	一九一一年 b)	一九二一年
鑛業	四六	四九	五五	六三	六九	七五
煉瓦、セメント其他窯業	一一	一〇	一一	九	一一	一〇
化學工業	三	四	五	六	八	一二
金屬、機械工業	七一	七四	八六	九三	九三	一二四
纖維工業	八九	八三	六九	六九	七二	六七
衣服、身廻品工業	―	―	七二	六四	六五	四七
食料、飮料工業	―	―	―	―	二九	三二
指物工業	―	―	一六	一五	一五	一三
紙、文具工業	―	―	一五	一七	一八	二〇
建築業	―	―	七三	五九	五三	四四
電氣、瓦斯、水道業	一九	二七	三九	四八	六七	九五

表中一八八一―一九一一年a)までは事務員、書記、運轉手その他全産業に共通の職業を除き、一九一一年b)―一九二一年は全從業員を含む。右表によれば(イ) 鑛業、金屬、機械工業等謂ゆる重工業の規模は啻に大なるのみならず、最近に於ても著しく膨脹的である。然るに(ロ) 纖維工業、衣服、身廻品、工業建築等はその規模は尙ほ大であるが、史的傾向は寧ろ相對的縮小である。(ハ) 化學工業はその規模は上記の諸部門より遙に小であるが、確實に擴大されてゐる。殊に世界大戰後に於て然り。(ニ) 瓦斯、電氣及び水道の部面も亦著しく擴大され、今では最大部門の一をなすに到つてゐる。就中電力開發の發展は注目されねばならぬ。獨米その他先進國に於ける事實も大差なき發展仰向を示してゐる。對比のために後進國たる日本の狀勢を見ると先進國と異り、染織工業の著しき優位を中心とした消費財部門の優越がある。即ち次表の通りである。

工業從業員內譯表

	明治三十五年	大正元年	大正八年	大正十四年
一、纖維工業	六〇・七%	六四・七%	五五・八%	五三・八%
二、飮食料嗜好品工業	六・八	五・五	六・六	九・四
三、金屬及び機械工業	七・八	一三・一	一六・三	一七・六

四、化學工業	一七・八	九・三	一一・七	九・四
五、雜工業	六・八	八・六	九・二	九・五
六、電氣、瓦斯工業	〇・五	〇・六	〇・四	〇・四

だが、ここでも世界大戰以降工業化の發展につれて纖維工業の相對的位置が著しく低下し、重工業的部門の顯著な進展が之と鋭く對立してゐることが看過されてはならない。

〔**工業の資本家的組織**〕工業的經營及び企業は技術的發展—機械的技術—の影響の下に著しく擴大された。殊にそれは重工業を中心とする生産財部門に於て著しい。（厖大な固定資本化）。そしてその上に立つ全工業に波及した。實に現代大重工業の確立は全産業組織を一變してしまつたと言ふことが出來る。そして、倭小な劣弱企業は強大な縱斷結合體の出現によつて急速に淘汰され自由競爭制は強く彎曲せしめられた。此大企業化の要求する大資本の調達は證券制度及び信用制度の目覺しき發達を齎らしたが、それによつて巨大な資金の集中を生み、結局大工業の支配權を此大金融資本家の掌中に歸屬せしめた。工業界と金融界とは複雜な財的連鎖網によつて緊密に結合され、全領域に亘つて金融資本的寡頭支配が發展した。そして彼等の指導の下に巨大なるカルテル及びトラストの獨占網が築き上げられた。**參考書**　小島精一、工業政策(現代經濟學全集)。同、鐵鋼業發展史論。同、日本金融資本論。土方成美、日本經濟研究。高橋龜吉、明治大正產業發達史。倘ほ「工業政策」の項參照。A. Marshall, Industry and Trade. W. Sombart, Hochkapitalismus. J. A. Hobson, Evolution of Modern Capitalism (松澤外二氏共譯、近代資本主義發展史論)。Hilferding, Finanzkapital (林要譯、金融資本論)。W. Woytinsky, Welt in Zahlen (IV. Bd. Das Gewerbe)（小島精一）

工業金融　〔**意義**〕別項「金融」の項において、金融に關する一般的な觀念はこれを述べた。そこで觸れてゐるやうに、發展せる資本家的生產方法に對應する金融も根柢において利附資本の取引といふ事實を基礎とし、その基礎の上に立つ信用制度の發展をもつてその發展の限界とする。さて流通信用の發展とともに、單なる利附資本のみに頼れる商業資本の調達は、その活動領域を擴大する。しかし流通信用は、元來商品の流通を基礎とするものであるから、これを利用するものは主として商業資本家であり、從つてまたこの種の信用が節約し得るところの生產資本家の資本は流通資本に限られる。しかるにいま工業資本の生產並びに流通過程における特性は、一言をもつていへば固定資本たることであり、それは生產過程の中に比較的長期に亘つて固定せしめられざるを得ない。そこで工業資本の供給を引受け得る信用は、流通信用とはまた全く異るところの資本信用でなければならぬ（「信用」並に「金融」の項參照）。資本信用とは、一口にいへば、或る資本家のもとで睡眠してゐるところの遊離狀態の資本を掻きあつめて、これを他の資本家の手に渡すことによつて作用態の資本にまで醒さしめるところの信用である。資本家的生產方法の發展とともに益す增大しつつある工業資本の需要を滿し得るには、單なる利附資本の增大のほかに、斯くの如き種類の信用の領土擴大に俟たざるを得ない。〔**工業金融の發展とその歸趨**〕工業資本は以上の原理によつて資本信用の發展を俟つて調達され增大される。ところで近代企業の精華たる株式組織の普及は、この資本信用の活動を飛躍的に擴大する。第一に、工業的企業は、株式會社として自ら株式を發行し更に社債を發行することによつて、單に銀行より資本信用の調達を受くるよりも、より容易に且つ固定的にその事業資金を蒐集し乃至は增資を行ふことができる。そこで工業資本は株式組織の普及につれて專ら有價證券てふ形態のもとに現はれる。有價證券の形態における資本が即ち工業資本の特徵である（といふものに例へばリーフマン）とはいへないが、工業資本は株式會社の普及發達を前提する限りは有價證券の形態をとるのである。ところで有價證券即ち株式又は社債の發行は、別項「金融」下にも述べる如く、資本信用を把持せる銀行によつて最も有利に代行される。謂ゆる證券發行業務によつて企業者利得を取得するところの業務は、いまや銀行の新なる一業務となり、更には發行業務を主たる業務とする證券銀行或は起業銀行の興起を見るに至つた。これらの銀行は、一面において明かに工業金融機關ではあるが、他面、企業者利得てふ特殊の利潤を取得する事業經營家である。かくて、一身をもつて銀行資本家たると同時に產業資本家として大工業の死活を掌握せるところの金融資本家は、この種の工業金融家から生長する。かくて、工業金融は、高度資本主義の現代においては、必然に金融資本家の手に握られるに至る。〔**工業金融機關**〕小工業に對する金融機關として見るべきものは不動產銀行、信用組合等であるが、大工業への金融機關は即ち上述の如き發展を辿る。一二具體的にその名稱をあぐれば、證券發行の引受をなし、或は進んで會社の設立、合併、組織變更等に携るものは、從來普通に動產銀行と稱せられてゐたものに當る。起業銀行、工業銀行、證券銀行、或はまた投機銀行などと呼ばれるものはこれに屬する。次に米國を主とするが、信託會社はその種々なる營業項目の中、證券の引受、會社の起業を加へてをり、特にこの方面に向つて急速に驥足を延しつつある。このほか工業金融機關として見逃し難いものは、主として英米に固有なる個人金融業者である。謂ゆる Merchant Banker, Financier 或は Trust-promoter などと呼ばれるものは、事實において英米における金融資本の牙城であり、產業界に王者の如く君臨してゐる。ロスチャイルド、モルガンの如きはその著名なるものである。倘ほこの外に、商業銀行が益す發行業務を兼ね行ふ傾向あることはいふまでもない。わが國における特殊の工業金融機關としては日本興業銀行、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行の如きであるが、わが國においては此らのものが分業主義のもとに設立せられたにも拘はらず、その成績多くあがらず、それに反して普通銀行の長期資金貸出は却つて助勢され、今日においては事實において商業銀行が主たる工業金融の機關となつてゐる。そのことは、わが普通銀行の貸出が最近においては六割以上固定貸を意味する謂ゆる貸付となつてゐることを見ても明かであろう。蓋し、わが工業の急激なる發展と、これに應ずる特殊金融機關の缺除との必然の結果であろう。**參考書**　林要譯、ヒルファディング・金融資本論。松崎壽氏、工業金融論等。（笠信太郎）

公共組合（Öffentliche Genossenschaft）公共組合は公共團體の一種たる公の社團法人にして、その設立は社員の自由意思に委せられず、國家が之に關與する。國家自ら之を設置する場合と、社員の一部が設立行爲に參加し、他はその意思に拘らず、法律上當然に社員たらしめられる場合とがある。公共組合にして前者の例に屬するものは、水利組合或る場合に於ける重要物產同業組合及び醫師會の如きである。後者の例に屬するものは、耕地整理組合、森林組合、重要物產同業組合、畜產組合、水產組合、酒造組合、商工會議所、農會等である。今學者は公共組合を目的によつて分類する所に從へば、(一)土地及び治水に關するもの、(二)同業者の職業上の共同利益の爲めにするもの、(三)產業の發達を圖る爲めにするもの、(四)社會政策の目的を有するもの(例へば健康保險組合の如し)等四種類に分つことが出來る。これらの諸公共組合の法律上の能力は、その存立目的に依つて定まる。而して、その目的は各組合に就て國家の定むる法律に依り、その法律の許容する範圍に於て、各自定款を以て其細目を定むることが出來る。而して、その存立目的の限度に於て、一般私法人の享有し得ない國家的な公權が賦與せられる。例へば、其の社員に對しては、任意の脫退を許さざる權、強制徵收に依る經費その他の經濟上の負擔を命じ得る權又は義務違反に對し、過怠金を徵し、懲戒を爲すの權等がある。又國家に對しては、政府に建議し、諮問に應じ、又は進んで意見書を提出する權がある。同時に、勿論一般私法人と異る國家の特別の監督に服す義務がある。この外第三者に對しては、大體原則として私法人と同一であるが、特別の場合公の關係として特別の權能を享有してゐる。例へば、水利組合の如し。公共組合の組織に就ては、法律の定むる一定の資格ある者は總て社員權を有し、原則として當然に組合の事務に參加することを得。その議決機關は社員總會を以て通常の場合とし、理事機關は社員總會に於て互選する。これら議員又は理事の地位は公吏の地位を有するものでなく、事務員も亦單純なる私法上の關係に立つものであつて公吏ではない。水利組合のみは例外であつて、法律が特に規定を設けてその使用人に吏員たる地位を與へてゐる。公共組合の消滅は、任意的及び強制的解散の二つの場合に發生する。前者は少數の組合を除き、團體の意思に基き國家の同意を經て生じ、後者は法律の定むる理由ある場合に國家の側より之を命ずる場合である。**參考書**　美濃部達吉、行政法提要（大正十三年版、上卷、二二五—二三六頁)。佐々木惣一、行政法總論（六八三頁以下)。野村淳治、行政法總論（現代法學全集、第十四卷、二五五頁以下)。（蠟山政道）

工業史　工業の歷史的發展の過程は、これを大略四つに分別しうる。その第一は、自給自足のために行はるる工業であつて、交換又は營利の目的をもつて行はるるに非ず、單に自己の欲するものを自ら作出する工業である。從つてこの段階に於いては、工業は未だ一つの職業として分化せず、主業たる農業のかたはらに、行はるるところの工業である。古代又は中世に行はれたものである。アッシュレーはこの階段にある工業を指して、The Family or Household System と呼んでゐる。工業的技術の進化、農業生產力の發展とともに共同體內部又は莊園內部に特定の工業的勞働をなすものが發生し、それらのものは共同體成員のためまたは莊園のため、あるひは莊園主（領主）のために得意とする特定の工業を行ひ、それらの需要を充し、その代りとして或は生活を保證せられ、或は莊園內部の諸種の義務（例へば貢納の義務、賦役の義務、雜稅負擔の義務）を免ぜられた。ここに於いて分明ではないが、工業的勞働に從ふものが獨立した。これらのものは、その後、顧客の要求、需要に應じて、それらの顧客の材料あるひは自己の材料をもつて、自己の職場あるひは顧客の家に於いて、それらのために、工業的勞働をなした。これを稱して顧客勞働 (Kundenarbeit, Kundarbeit) と言ふ。またあるものは、仕事場を有せず、簡單なる勞働器具を持參して近郊を廻り希望者のために勞働する旅手工業者もあつた。ヘラーはそれを稱して、Störhandwerk と稱した。ここに至つて、工業は、農業より分化して一種の獨立したる手工業として發生した。それが更らに發展するとともに、これらの勞働は共同體あるひは莊園內部の需要以上のものを生產し得るに至り、工業は餘剩生產物を市場で賣買するために、乃ち市場のための工業が生じた。これが工業の第二段階である。この段階に至つて、共同體又は莊園內部に於ける手工業者は莊園に於ける領主の壓迫等に堪えずして、當時勃興し自由の氣橫溢したる中世の都市をさして集まり來り、そこで手工業者は都市の一隅に群居し、同一工業に屬するものは組合（ツンフト、ギルド、コルポラション）を作り、もつて工業の發展のために努力した。この時代は、アッシュレーの所謂ギルド或は手工業制度 (Guild or Handicraft System) の時代である。ところが第十五世紀末より新大陸が發見せられ、新航路も開拓せられて、都市に於ける商人は或は交易により、或は高利貸により、資本を蓄積した。これ商業資本主義の時代或は高利貸資本主義の時代と言はるるところのものである。かくの如く資本を蓄積したる商人は、その資本をもつて、手工業者に前貸し或は材料器具を貸與して手工業を營ましめ、それらの生產物を手元に集め、その集めたる生產物を市場に賣つて巨利を獲得した。

工業の第二段階に於いては、生産者と消費者とは直接に交換したのであるが、この第三段階に入るとともに、兩者間に仲介者たる商人が生じた。これがこの時代に於ける特徴である。アッシュレーはこの時代を稱して家内工業（Domestic System or Household System）の時代と呼んだ。獨逸語のフェヤラーグス・システムの時代もこれに當る。かかる家内工業的形態は更に發展して、工場手工業（マヌファクトゥール）の時代となり、商人は散在せる手工業者を一所に集めて、更に合理的なる工業的勞働を營ましめた。第十八世紀から第十九世紀にかけて、所謂産業革命がおこり、ここに生産手段の大變革が行はれ、それと共に機械、蒸汽機關等が工業に採り入れられ、工業はここに一轉して機械工業の時代に入り、工場工業が發生した。アッシュレーは、工業のこの第四段階を稱して、工場制度（Factory System）の時代と呼んだ。この工場工業は、その後漸次發展して今日に至り、歐洲戰後資本主義が安定を失ふや所謂合理化運動おこり、生産手段、生産方法の合理化を見るに至つた。（石濱知行）

工業政策〔**現代工業政策の本質**〕私の問題とするものは決して凡ゆる時代に妥當する工業政策の説明ではない。それは現代資本主義の下に於ける工業政策の本質とその主張の發展である。私は經濟政策を以て社會生活の經濟的部面に向けられた意識的な展開の努力であると解する。そして工業政策とはその中特に工業經濟的部面に向けられたものの謂ひである。私見に於て注目されたきことは、政策の主體は決して特に國家乃至公共團體にのみ限られてゐず、多種多樣の私的團體は勿論のこと、單なる一個人をも包含し得ると見ることである。けだし一方に於て有力なる大資本家の私的施設と雖も屢ば重要なる社會經濟的展開を齎らし得るし、他方に於て國家乃至公共團體の施設と雖もその本質上私的團體のそれと峻別さるべき相違を持たないからである（此の斷定は謂ゆる全社會的利益乃至「一國利民福」なる標語の現實的、史的檢討によつて歸結される）。〔**工業政策の主體**〕上述の如く單なる個人も亦政策の主體たり得るには違ひないが、事實上重要なる政策的影響を及ぼし得るものは團體である。現代資本主義組織の内部には多數の相對立する部分的團體が發展した。が、就中、それに特有なそして最も根本的な對峙は、私有財産と企業制とから成生した資本家階級と無産者階級との夫々の團結化である。資本主義的秩序では生産手段の所有と否とによつて、生産上の役割りが全然相違し、又生産物の分配上の位置が全然對立的になる。資本家即ち企業所有者は生産行程の指揮者となりその生産物の獅子の分前を獲得する。生産はすべて此企業者の利益を增大するためにのみ行はれる。無産者は前者のために、その指揮を受けて働き一定の切りつめた賃銀を支給される外には生産の結果には全く均霑する處がない。即ち資本家の營利のために、その道具として働くのみである。そして、此の階級的差別は資本家的社會の發展と共に次第に顯著になり、兩者の溝渠は深化し、且つ擴大される。それにつれて資本家も無産者も夫々團結してその階級的利益を擁護し、促進しやうとする。だが、此外にも、尙ほ多種多數の謂はば小部門的團結がある。例へば資本家階級の内部には工業資本家的、商業資本家的乃至金融業者的等々……更に、工業の内部でも加工部門的乃至原始部門的小團體等……がある。又勞資双方の、中間的な諸團體例へば技師的事務員的官吏的等……もある。そして、これらの諸團體が、夫々の立場に應じて工業經濟を展開せしめんと努力してゐるのであり、具體的な政策は結局これらの諸團體的努力の闘爭と妥協との上に築上されるものに外ならない。と言つて、すべてこれらの團體的利益は對立の一面のみあつて共通の反面がないのではない。勿論全國民的共通利益と言ふべきものもあるには違ひない。が、問題は(一)此國民的利益のためにする政策は同時に多くの部門的利益を犧牲とし、(二)又此國民的政策から利益を受ける度合は部内によつて屢ば著しい相違があると言ふ點である。そのために必然に各部門的團體の間になるべく自己の負擔を減じて、利益の享有を大ならしめやうとする對立的な努力が生れ、此闘爭に於て勝利を占めたものは全國民的政策の名によつて、主として自己の部門的立場を促進するのである。現代秩序に於ける如く、(イ)部門的勢力が著しく偏倚的であり、(ロ)部門的立場が深刻な對立をなす場合には、利益も犧牲も著しく偏倚的になり、從て激烈な内的軋轢を惹き起すを免れない。處で若干の主要な工業政策的主體を列記するならば、(1)同業組合及び同聯合會（特にカルテル、トラスト等を含めて）、(2)半官的では商工會議所、私的では日本經濟聯盟、工業俱樂部の如き中央綜括的團體、(3)勞働組合を中心とした勞働者的諸團體、(4)議會及び政府の行政諸官廳（特に諸政黨を含めて）、(5)官設（及び私設）調査委員會、諮問委員會類、(6)二、三の先進國に於ける産業議會（經濟委員會）等々が擧げられるだろう。これらの諸團體の立場は産業外に於ける少數大資本家の集中的支配の確立につれて、今や確實に整頓化され集中化されて行く。〔**工業政策の主潮**〕今、細目的考察を割愛して、一國の工業政策的主流の推移を見るに歐洲先進國に就て言へば次の諸段階に要約することが出來る。(一)初期資本主義期・謂ゆる重商主義政策。その原理の特徴は強大な中央主權を確立し、その濃厚な保護（又は干渉）によつて、國民經濟の自立と強化とを助成すること。「金」への特別な偏重、貿易の促進、關税その他の内地産業保護、植民地擴張政策、海運保護等の諸施設は何れも此目的に捧げられる。そして、之は當時の支配階級たる專制君主及びその顯官等の財政的要求と新興商業資本家の利殖的要求との緊密な結合の混血兒である。(二)工業資本主義期・謂ゆる「レッセ・フェア」（自由放任）政策。その原理は國家的干渉の排除、自由貿易による世界的市場の擴大。内には過重の財政的壓迫と特殊大商人的獨占組織の排除、企業の自由の確立、外には海外市場の開放のためにする保護、干渉政策の撤廢。注目すべきは植民地の放棄論さへ唱へられたこと。之は、列國に先んじて産業革命を遂行し、世界的に優越した當時の英國工業資本家、殊にマンチェスター紡績業者の實踐的要求の産物であつた。だから、同じ工業資本家でも獨逸その他後進國では、之とは、逆に幼稚産業哺育の保護政策原理が出現せねばならなかつた（リストの歴史的、國民主義的原理）。之によつても吾々には政策原理が如何に、時、處的に特殊的、相對的だかを知り得る。(三)金融資本主義期。帝國主義政策、表見的には舊重商主義の再來かの如く見える。内地産業の保護、輸出の奬勵、植民地擴張等。それ故往々新重商主義（ネオ・マーカンチリズム）などと呼ばれる。が此類似は表見的に止まる。けだし、帝國主義は、決して、幼稚産業の哺育や國民經濟の確立を目標とはせず、既に獨占化せる内地産業のために獨占領域を確保せんとするものであるから。そこでは生産力は寧ろ内に制限され、資本輸出等によつて海外に移植されさへする。植民地政策も單なる商業的利益のためではなく、内地大工業への原料及び食料品の供給、その過剩資本の吐け口、製品の市場等を確保する目的を持つ。又内地工業への干渉も既に確立されたる大資本家的統制を整頓する役割を持つ。殊に注目さるべき特徴は勞資間の激烈なる階級闘爭を鎭壓すべき改良主義的政策の發展である。**參考書** 小島精一、工業政策（現代經濟學全集）。林要譯、ヒルファディング・金融資本論。佐原貴臣譯、マーシャル・産業貿易論。益田・高山共譯、ローザ・ルクセンブルグ・資本蓄積論。岡田宗司譯、レーニン・帝國主義。友岡久雄譯、ブハーリン・帝國主義と資本蓄積。武井三郎譯、ブハーリン・帝國主義と世界經濟。尙ほ「工業」の項參照。（小島精一）

公共團體（Öffentliche Verband）公共團體とは主として獨逸法系の下に發生した法律的概念である。國家の統治組織を構成する一組織單位であつて、國家的事務を分擔する法人を謂ふ。即ち國家を中心とする統治組織の構成分子である。國家はその成立過程より見るも、又その存立目的よりするもその統治組織中に於て個人以外に團體を認め、之に一定の法律上の權能を與へ、以てその公共事務を分擔せしむるを自然且つ得策のこととする。勿論その團體の成立そのものは、社會學上の獨立固有の現象であるが、その團體に對して國家がその公共事務の一端を傳來的に認め又は認めざるを得ざる時、その團體は公共團體と言はるるのである。故に公共團體の性質は單にその事務又は機能の目的が公共的なりと云ふに止まらず、國家に依つてそれと共に統治を行ふことを認められたる點に特色を有する。公共團體の事務が公の行政であると云ふはこの意味である。又公共團體が國家の特別の監督の下に立つのも、その性質より當然來る所の事柄である。今日公共團體として認められてゐるものは、凡そ次の三種類に分つことを得。(一)(一)地方團體、(二)公共組合及び(三)營造物法人これである。(一)地方團體は、國家と同じく土地及び人民を構成要素とするものであつて、殊に地域團體たる點が、他の私法人と著しく性質を異にする點である。一定の地域をその存立の基礎とし、その地域内に居住滯留する者は、その事實に基き當然強制的にその支配に服するのである。これ限られたる一定の社員より成る社團法人と異る點である。(二)公共組合は地方團體の如く地域的基礎を有せず、一定の社員の結合に依りて組織せらるることに於て私法人たる社團法人と性質を同うするが　それとはその目的が公共事務の遂行に在る點に於て異る所の公の社團法人である。社員は任意の加入又は法律上當然にその社員とせらるることに依つてその團體を組織するものであるが、その團體との關係は一種特別の權力服從關係である。然し乍ら、その權力關係は地域を共同にすると云ふ事實に基くに非ずして、特定の公共目的の必要に基くのである。(三)營造物法人は、公法人たる財團法人である。我國に於て、通常營造物と稱せらるるものは、國家又は地方團體の經營事業を意味し、自ら一箇の權利主體たるものではない。法人たる營造物は、その種類甚だ少く、國家又は地方團體と離れて獨立の法人格を有するものは、現在に於て唯だ産業組合中央金庫と神社あるのみである。**參考書** 美濃部達吉、行政法提要（大正十三年版、上卷、一九三—二〇八頁）。佐々木惣一、行政法總論、六七六頁以下。野村淳治、行政法總論（現代法學全集、十四卷、二三〇頁以下）。（蠟山政道）

工業動員（Industrial Mobilization）〔**工業動員と世界大戰**〕工業動員とは戰時に際して一國の工業を國家權力を行使して軍需品生産に動員することを謂ふ。近代國家間の過去に於ける戰爭に際しては多かれ少かれ工業動員を施行した。然し乍ら、それが全面的に、且つ工業のみならず全産業に亘つて遂行されたのは、過般の世界大戰を以て最初とする。蓋しそれ以前の戰爭にあつては、その規模極めて小さく、砲彈其他の軍需品は、概して過去の蓄積で足りたのである。從つて各國の軍需政策は、大體に於て軍需品の蓄藏を標榜して居つた。然るに過般の世界戰爭にあつては獨逸の恐らく十年に垂んとする計畫的軍需貯藏品に於てさへ忽にして消耗し盡し、新たなる生産を必要とするに至つた。加之一方國民生活の必要品も輸入の杜絶、勞力の兵化資金の缺乏等によつて甚だしく供給難に苦しめられた。かくて、獨逸のみならず平時に於て之に對する何らの準備もなかつた列强は、必要に當面して急遽戰時産業動員を遂行せざるを得なくなつた。即ち先づ工業動員を行ひ、次で他の一般産業—運輸、農業、金融等—をも軍需的に統一せねばならなくなつた。その先鞭をつけたのは、其必要を最初に痛感せしめられた獨逸であつて、續いて佛國、稍や遲れて英、米もこれに倣つた。今、獨、佛兩國に於ける産業動員の概況を引例するに、ドイツは宣戰布告後間もなく宰相直屬の食料局、被服局を新設して國民の消費を節約せしめ、プロシア陸軍省戰時局此上に君臨して凡ゆる産業を統轄し、その軍需化をはかつた。フランスはパンルヴェー戰時

内閣時代に、既存國務省十三省の外に兵器彈藥、工務運輸勞働、補給海運の四省を新設し、閣議の進行を敏活ならしむる爲に特に少數の閣員を以て成る戰時内閣を組織して戰時要務を遂行せしめた。元來歐洲交戰各國の產業動員令は平時何らの準備なく、兵馬倉皇の間に應急的に制定されたものとて、その内容は極めて杜撰なもので、其後時に應じて、增補添削を必要とした程である。然るに米國は、戰爭參加の時機が遲かつた爲め、歐洲諸國の法令を參酌批判し其上に自家の創見を加ふる餘裕を與へられてゐたので、參戰當時までには比較的整然たる動員法の體系を整へることが出來た。〔工業動員と日本〕我國にあつては米國より遲ること二年、一九一九年（大正七年）六月、内閣調令第一號を以て「軍需品供給ニ關スル工業動員法」を制定して軍需局を設置し、「國家有事ノ日ニ迅速ニ軍需品ヲ供給シ」合せて「軍需諸品ノ自給自足ヲ圖ル」を目的として、直接軍需工業、並びに關係工業をその統轄下に置くこととなつた。併し乍ら、未だ實地に動員令を實施する機會は有たない。（高橋龜吉）

鑛業法 鑛業に關する法規にして明治三十八年三月法律第四十五條として公布されたもので、明治四十一年、同四十三年、同四十四年、大正十三年及び昭和二年に其部分的改正が行はれた。第一章總則、第二章鑛業權、第三章土地使用第四章鑛業警察、第五章鑛夫、第六章鑛業稅、第七章訴願、訴訟及び裁決、第八章罰則から成つて居る。中につき鑛業勞働者たる鑛夫に就て、本法ニ於テ鑛夫ト稱スルハ鑛業ニ從事スル勞役者ヲ謂フ（第八條）と規定され、鑛夫に關する章には、第七十五條乃至第八十條に左の事項を規定する。(一)採掘權者は鑛夫の雇傭及び勞役に關する規則を定め鑛由鑛管署長の許可を受くべきこと（第七十五條）。(二)鑛業權者の鑛夫名簿備付義務（第七十六條）。(三)鑛業權者が鑛夫を解雇した場合の證明書交付義務（第七十七條）。(四)鑛業權者の賃金支拂は毎月一回以上期日を定め通貨を以て爲すべきこと（第七十八條）。(五)内務大臣は命令を以て鑛夫の年齡及び就業時間並に婦女幼者の勞役の種類を制限し得ること（第七十九條）。(六)鑛業權者の扶助義務（第八十條）。而して右の五、六項に關し鑛夫勞役扶助規則がある（其項參照）。大正十三年の改正に於て鑛業權者の扶助義務に關する第八十條を左の如く改正した。但し鰥女であり又は正當の事由があるときは辭任が出來る。後見人になり得ない「缺格」の規定及び後見人「免黜」の制度があり、又後見人を監督するための「後見監督人」がある。尙準禁治產者には後見人は附かないで「保佐人」を附ける（民法第八條・第一一條・第九〇〇條乃至九四三條參照）。參考書 穗積重遠、親族法大意。（穗積重遠）

合股（廣說） 合股とはまた合夥ともいひ支那及び臺灣に古くより行はれる共同企業の一形態で、地方により又業務により必ずしも一樣のものではないが、普通には二人又は二人以上のものが共同出資をなし、外部に對しては商號をもつて取引を行ひ事業を經營することを以て目的とする。大體において吾國の組合或は合名乃至株式會社に類似するものであるが、元來支那における家族制度に端を發する商事關體であるが故に、今日わが商法の定むる組合又は會社とは少からずその性質を異にする。第一 合股は法人ではない。公司は公司條例において明瞭に 法人と認められたが、合股にはこのことなきのみならず、事實出資者は合股財產上に各持分を有してをり、支那人自身の觀念もまた合股財產は合股を組成せる總股東（出資者を股東・股主・股夥などといふ）の共有財產であると見る。次にそれがわが匿名組合と異る點は、合股の出資は合股團體に歸するに拘らず、匿名組合の出資は營業者の財產に歸し、且つ後者は損失の負擔に對して有限責任である。又、わが合名會社にあたるものは支那にあつてはむしろ無限公司であり、合股權同じく無限責任とはいへその責任は單に各自の持分に應ずるもので連帶ではない。要するに、合股はその性質上組合

後見（Guardianship. Vormundschaft. Tutelle） 後見とは、(一)未成年者に對して親權を行ふ者がないとき又は親權を行ふ者が財產管理權を有せぬとき、又は、(二)禁治產の宣告があつたとき、其未成年者又は禁治產者の身體財產の世話をするために開始する私法上の職務である。(一)の場合について「後見は親權の延長」と云はれる。其職務を行ふ者を「後見人」と云ひ、後見に附せられる者を「被後見人」と云ふ。後見人は一人たることを要する。但し一人で數人の被後見人に對する後見人となることを妨げぬ。後見人には法定後見人、指定後見人、選定後見人の三種がある。未成年者の後見人は次の順位で就任する。第一順位 未成年者に對して最後に親權を行ふ者が遺言で指定した指定後見人。第二順位 戶主たる法定後見人、第三順位 親族會が選任する選定後見人。又禁治產者のための後見人は次の順位で就任する。第一順位 法定後見人―(1)子が禁治產の宣告を受けたときは親權を行ふ父又は母。(2)妻が禁治產の宣告を受けたときは夫、夫が後見人にならぬときは親權を行ふ父又は母。(3)夫が禁治產の宣告を受けたときは妻、妻が後見人にならぬとき又は夫が未成年者であるときは親權を行ふ父又は母。第二順位 戶主たる法定後見人。第三順位 親族會が選任する選定後見人。後見人になることは法律上の負擔であつて、即ち法定後見人に當つた者又は後見人に指定選定された者は、それを辭し得ないのを原則とする。但し鰥女であり又は正當の事由があるときは辭任が出來る。後見人になり得ない「缺格」の規定及び後見人「免黜」の制度があり、又後見人を監督するための「後見監督人」がある。尙準禁治產者には後見人は附かないで「保佐人」を附ける（民法第八條・第一一條・第九〇〇條乃至九四三條參照）。參考書 穗積重遠、親族法大意。（穗積重遠）

に近いが、一方において却つて會社特に株式會社に似通ひたる點もあり、而してその組合と著しく異る特徵は、一人の業務擔當者が合股を代表し、各の股東には代理權なき點と、業務擔當者と出資者とが必ずしも同一でない點であろう。〔組織〕出資者即ち股東は通常親戚知人に限られ、多くは二三人、稀れに十名内外である。彼等の多くは資產を有するも實業上の經驗技能を缺ぐことが多く、從つて業務經營の支配人たる家長若くは經理（又は總經理、總司理）は出資者中より出すことはむしろ少たく、多くはこれを外部の技能あるものに求める。かくして資本家は經理に一切の業務を委任して干渉せず、利益の配當を受くるのみであり、業務擔當者は勞務を提供し出資者とともに利益の配當に與る。總經理以下の使用人には、副總理、夥計、小夥、學徒などがあり、これらを夥友と總稱す。これら使用人に對しては年度末に餘利の内から賞與に當るものを分配することがあり、これを普通に花紅といふ。次に資本金の構成に關して一言すれば、股東の出資即ち各持分はこれを股份といふ。股份は謂はば株式に當る。その拂込方法は原則としては一時全額であるが、元來が親戚故舊間のことにて必ずしも原則通りではなく、またその拂込みも必ずしも通貨に限らず商品その他の動產時には或る種の債權を以てすることもある。股份に二種あり。一は筮股といひ、實際に出資せる持分で謂はば實株である。他は、蔴股といひ、經理の經營上における重任に酬ゆるため給料外に與ふる特別報酬であるがこの股份は單にそれに對する利益の配當をなす標準たるに過ぎないがゆゑに、その所有者は股東ではなく、從つて股東の權限をもたない。最後に合股は企業形態として種々の長短をもつが、法令の效果薄弱なる支那においては公司條例等の制定はあつても尙ほ將來あるものと觀られざるを得ない。〔沿革〕合股の沿革は極めて明瞭を缺くも、一說には漢の孝文、孝景の時代に、交易事業の發達に伴ひ貸金を業とする富商股を募り資本を集め一種の手形を發行したに胚胎するといふ。尙ほ合股は合夥と呼ぶほか、地方により、連財、合本、合記、公記、公司、協記等とも名づけられる。參考書 木村增太郎、支那經濟と財政。山口高商東亞經濟研究會編、支那經濟通說。臺灣の合股に就ては東川德治、合股（經濟大辭典、一〇〇九頁）參照。（笠信太郎）

黃興 湖南長沙の人、孫文と共に支那民族の生活を段階的に分動である。西湖書院に學んで拔貢となる。革命を志し一八九九年漢口の唐才常と呼應して擧げんとしたが事露はれて遁走し、更に東京に亡命して留學生間の宣傳に從ふ。一九〇五年孫文と初めて東京に會見し新たに同盟會の組織に加入し戰線の統一を圖り、孫文の首領下に黨の指揮に當つた。一九〇七年廣東の欽州、潮州、廣州及び廣西の鎭南關に、又翌年雲南の河口に兵を擧げたが共に失敗した。斯くの如くに彼は天性の剛腹を以て幾度の失敗にも拘はらず、此種の苦闘を繰り返へした。武漢の戰ひには自ら兵を督して奮戰した。南京臨時政府なるや陸軍總長兼參謀長となり、南北統一後は袁の野心を推して南京留守に留まる。第二革命には南京に據つて戰つたが破れて日本に亡命、更に米國に渡り、一九一六年夏袁の死後上海に歸つた。此の年十月四十四歲を以て該地に逝く。過去約二十年の間、彼は常に死に直面する最前線にのみ奮闘して居り、最も人望の厚かつた人物であつたが、不幸其の晩年は甚だ不遇であつた。（鈴江言一）

考古學（Archæology. Archäologie. Archéologie） 最も廣義に云へば殆ど古代學（Altertumskunde）といふに等しく、古代の一般的研究就中古代の人類生活の研究全體を指し、殆ど史學と別ち難い。稍や狹義に於ては古代人類の物質的遺物研究の學問を意味し、最も嚴密に云へば古代の造形藝術即ち彫刻繪畫等の物質的遺物を根據として古代人類の美的要求及び生活を研究する學問である。隨つて研究資料は一般古代學と選ぶ所なく、發掘其他の方法で發見せられた機樣、彫刻、紀念碑、裝飾、日用品等であるが、之を形式的並に内容的に分類して古代民族の生活を段階的に分ちて原始社會の研究を行ふ點は獨自の立場を有つ。一言にして蔽へば古代の造形藝術の科學的取扱による人類生活の原型の推理をなす學問である。Archæology といふ言葉は既にギリシア時代より用ゐられ、過去の人類の歷史、國家形態、風習等の研究を行ふことを意味した。其後十五世紀のイタリイに於て古いローマ文化の回顧が盛となり、引いては一般に古代の研究が盛となり、Antiquarii といふ名稱が用ゐられた。十六世紀に入つてキリスト敎的考古學といふ一部門さへも起り、十七世紀に入つて俄然古代藝術の擡出に伴ひ斯學は勃興し、十八世紀の初ギリシア古代の彫刻が發見せられてより愈よ古代に對する研究熱興り、Archæology の語遍く普及するに至つた。一八二九年にはプロシアの援助の下にローマ考古博物館が創設せられ、一八四一年にはベルリンに考古學會が設立されて世界に於ける斯學研究の中心をなし、漸次深さを加へて行き、最近益す人類社會の歷史を解剖檢討する上に動かす可からざる地歩を占むるに至つた。英米獨等諸國では概して斯學の意味を廣く解し、原始民族或は古代住民の歷史、習慣、遺跡の研究の總てを含むものとなしてゐるが、就中、人類學的考古學が重きをなして居り、比較的古くより興つてゐた。The Society of Antiquaries, 1572. The Royal Irish Academy, 1786. The Scottish Society of Antiquaries, 1780. 等はその先驅をなした。尙、ドイツでは主として石器時代、青銅器時代、鐵器時代等に分つて研究し、イギリスでは專らケルト文明を、アメリカではインデイアン文明を研究する。

用しなければならぬ重要なる學問の部門である。**參考書** Meyers Konversationslexikon. Bd. I. 1893. The Encyclopaedia Britannica. New Vols. I. 1926.（嘉治隆一）

廣告 (Advertisement. Reklame. Annonce. Annonce)

〔廣告の意味〕元來廣告は、單に或る事實を公衆に披露することを目的としたものであるが、其の近代的意味に於ては商工業者が、その商品の普及、營業の繁榮成功を期するために講ずる一種の宣傳である。されば、近代的意味に於ける廣告は商工業の發展と共に急速に發達し、自由競爭の激化と共に益す巧妙を極め、其の手段方法も著しく多樣化するに至つた。實に廣告は自由競爭時代に於ける商品販路擴張の最大武器である。**〔種類〕**廣告の種類は頗る多く、是を系統的に分類して説明する事は困難であるが、大別して口頭によるものと、文書繪畫等によるものと、其他一見廣告の體裁を備へないが、實は廣告に利用されてゐるもの等がある。口頭による廣告の方法は歴史的にも、廣告方法としても原始的なもので、文字の普及なく、印刷法の幼稚な時代から用ひられたもので、その起源は遠くギリシア時代に發してゐる。現在に於ても尙ほ、比較的小範圍の人々に廣告する方法として採用される。しかし其のやり方は進歩して、或は樣々の異裝をなし又は音樂等を奏して人心の注意を集め、口頭を以て廣告の内容を宣傳してゐる。最近勃興したチンドン屋の如きは其の著例である。文書繪畫に由る廣告は印刷術の發達と共に著しく發達した。その方法には(一)定着して其の效果を現すものと、(二)配布されるものと二種がある。例へば、(一)には立看板、揭示板、柱隱、ポスター等其他種々あるが、就中、ポスターの發達は近年特に著く其の效果も亦著大である。(二)に屬するものは、商品目錄、引札、新聞雜誌廣告等があり、特に新聞廣告は新聞の發達と共に盛に採用され、その效果は最も大なりとされてゐる。次に一見廣告の體裁を備へて居ないものに、慈善演藝、救貧事業、贈品配布、福引、景品の如きものがある。其の他最近に於ては凡ゆる文明機關は殆んど總て廣告用に動員されてゐる。例へばイルミネーション、活動寫眞等が續々と廣告に利用せられつつあるが如きである。**〔廣告と新聞〕**新聞廣告發達の原因は、範圍が廣大であること、比較的簡單で費用も其の效果に對して比較的僅少であること等で新聞廣告が始めて歐洲に於て、採用されたのは一八五五年の事である。我國に於ては明治四五年頃に始まり、以後、新聞廣告の價値は廣く一般の認る所となつて、盛んに利用せらるるに至つた。現在、新聞廣告の三分の二は小數の特約大廣告主によつて使用され、その主なるものとしては丸見屋、仁丹、三共、ライオン、胡蝶園、太陽堂等化粧及び藥品商で最近は圓本其他の出版物の廣告などである。他方之を新聞社經營の側より見れば、紙代收入は遙かにその原價を償ふに足らず、その不足分及び利益は之を廣告收入に全部依賴すると云ふ仕組み故、廣告收入の如何は、直ちに新聞の存亡を支配する。かくて、この關係よりして、新聞社は、廣告主の意を迎へざるを得ず、この側面より資本家機關化する傾向に在る。勞働側新聞の日刊が各國ともに振はざる最大原因は玆に在ると云はれる。（高橋龜吉）

公債 (Public Debt. Öffentliche Kredit. Dette publique)

公債は國家其他公共團體の債務であるが、租税と共に近代國家を支へる最も重要な收入をなしてゐる。「公權力を維持するためには、國民の貢獻―租税が必要である。……進歩し行く文明と共に最早租税もまた不充分となる。そして國家は將來のために爲替を振出し、借入をする、卽ち國債である」（エンゲルス）。公債の發達は全く資本主義經濟の發達に伴ふ。「公信用制度の起原は中世紀に於ても旣にゼノア及びヴェニスに見られたのであるが、マニュファクチュアの時代にはこれが全ヨーロッパを征服してしまつたのである。植民制度に伴ふ海上貿易や商業戰爭はこの制度の溫室として役立つた。斯くしてこの制度は先づオランダに根を下ろしたのである。專制國たると立憲國たると共和國たるとを問はず、兎に角國家の讓渡を意味する所の國債こそ資本家的時代に極印を捺したものである。謂はゆる國富と稱するもののうち、現實に於て近世國民の總所有に入る唯一の部分は、卽ち彼等の國債なのである。これが必然の歸結として債務を負ふこと甚しければ甚しい程一國は益す富むと云ふ近代的原理が生じて來た。公信用は資本の信條となる」（マルクス・資本論・第一卷）。寔に國債こそ國民的債務であり同時に國民的資本であるが、その國民的資本は國家の手で消費され支出され最早存在してはゐない。實に存在しないばかりでなく始めから資本として放下される性質のものでなく卽ち一の自己保存的な自己增殖的な價値に轉化されるものではない（最近に於ける國營企業卽ち所謂國家資本の發達に就ては後に述べる）。公債所有者に支拂はれる利子は租税である。公債證書はこの租税收入の一定額に對する請求權であり、その資本價値はこの國家よりの貢賦を利子率で還元したものに他ならない。故に公債は全く幻想的な擬制的な資本である。かくて公債制度の確立は信用制度と株式其他諸々の擬制資本の發達に途を開き「株式投機と近世銀行閥とを造り出すことになつた」が、他方に於て公債の利子支拂の增加は租税額を增大し公債所有者は國家權力を媒介として確實に國民の富を收奪し得たのである。金融資本の成立に伴ふ所謂國家資本主義生產關係の下に於ては公債は生產的資本の價値をも代表するに至り、公債利子は恰かも株式配當―この統一的な集合資本家的企業、統一的株式會社によつて支拂はれる配當となる。大銀行はかかる公債の發行を引受け株式會社の場合と同樣に發行利得を儲ける。公債には次の如き種類がある。(一)財政的公債（財政上の必要によつて起債するもので本來の公債である）と行政的公債（一般行政上の事情により國家の負ふ債務例へば保證金、郵便貯金等）(二)內債と外債（例へば我國の如き後進資本主義國は外債によつて資本主義的發達を賴した所頗る多い）(三)任意公債と强制公債（後者は殆ど租税に近く任意公債を募集し得ない場合とられる所の方法である。德川時代の御用金並に大戰中諸國の濫發した不換紙幣の如きは之に屬する）(四)擔保付公債と無擔保公債（今日の公債は概ね無擔保公債であるが國家の信用が薄弱な場合乃至は政治的意味を持つた外債の場合等には擔保公債が見られる。我が明治三年の九分利英貨公債は海關税及び鐵道收入を擔保とした。又支那に於ける外債は今日も海關税、鐵道、鑛山等の擔保附である）(五)流動公債と確定公債（前者は一定短期か又は何時でも償還しなければならぬ債務で大藏省證券一時借入金、米穀證券、國庫手形等であり後者は償還義務が長期に保證されたものである）。戰前戰後に於ける諸國の公債激增額は左の通りである。

	一九一三年	一九二四年
日本	二、五八四、一二三 千円	四、七四一、八五六 千円
フランス	三二、九七六 百万法	四〇九、七〇八 百万法
ドイツ	四、九二五、七九六 千馬	(貨幣切換後) 二、六八〇、一〇〇 千馬
イギリス	七〇六、一五四 千磅	七、七四七、一一四 千磅
イタリー	一五、〇七五、〇〇〇 千利	一一四、四四九、〇〇〇 千利
アメリカ	一、一九三、〇四八 千弗	二一、二五一、一二〇 千弗

卽はち各國を通じて戰後公債額の激增は驚くべきものがある。之が殆ど幻想的資本であることはその實體の大部分が旣に大砲乃至は火藥として空中に炸裂してしまつたことを考へれば充分である。我國の國債現在額は左の通りであるが、最近金融恐慌克服のため國家が引受けた損失補償の交付公債が激增しつつある。（昭和三年十二月末現在）

五分利公債	一、〇九四、二九九 千円
特別五分利公債	一二〇、八二一
甲號五分利公債	四一九、四〇二
第一回四分利公債	一六九、六九八
第二回四分利公債	九五、九三六
五分利國庫債券	二、二九六、二九七
鐵道債券	七九、九九九
臨時國庫證券	六九、九九八
以上內國債計	四、三四六、四五四
第一回四分利英貨公債	九一、三三七
第二回四分利英貨公債	二三〇、五一四
五分利英貨公債	二二二、六七三
四分利佛貨公債	一六九、三六八
第三回四分利英貨公債	一〇五、四二九
六分半利附米貨公債	二七二、五三七
六分利英貨公債	二四四、〇七五
南滿洲鐵道株式會社英貨公債	一一七、一五六
以上外國債計	一、四五三、〇九二
合計	五、七九九、五四七

參考書 神戶正雄・國債償還論。靑木得三、日本國債論。Adams, Public Debts. Lawrence, Public Debts. Dietzel, System d. Staatsanleihen. Goldscheid, Staatssozialismus oder Staatskapitalismus? Öffentliche Kredit (Handbuch der Finanzwissenschaft, Bd. II.)（三宅鹿之助）

耕作權

小作人がその耕地を、その地主の所有權によつて脅威さるることなく耕作し得る權利である。所有權萬能の現行法制下に於て、耕作權はもとより成文法上の旣成の權利ではなく、潛在法上の未成の權利である。單に耕地を耕作する權利ではない、地主の所有權によつて脅威されないことが必要である。換言すれば耕作權は地主の所有權と相對立し、正面衝突する所の權利である。單に耕作する權利は現行法上、永小作權又は賃借權の名によつて認められてゐる。然し如何にその耕作する權利なるものが、地主の自己の所有物は自己の自由に使用、收益、處分しうると云ふ所有權によつて迫害されつつあることか。極めて少額の一部小作料の不納によつて、又は地主の所有名義が甲より乙に移轉したるの一事によつて、小作人は一夜にして耕地に立入ることを禁止されつつあるのが現狀である。現行法上の小作權は、極めて少數の永小作權を除き、殆んど全部は賃貸借とされてゐる。永小作權に非る小作權は賃貸借なりとする裁判所の暴判決に對し、永小作權にも非ず賃貸借にも非ざる一種無名契約上の、慣習上の小作權を認むべしとする議論がある。論據は現に農村に行はれつつある慣習に依り、且明治維新の藩地奉還前の地主の土地に對する權利如何に出發するのであるから、極めて實狀に適合し、且發生史的にも妥當なる議論であるが、論據の規模が廣大に過ぎる爲めと、其證據を擧げ盡す事の困難の爲めに、耕作權確立の實績を擧げ得ないでゐる。耕作權は地主の所有權の斯る發生史的疑惑よりも、寧ろ地主の所有權萬能の現狀是認の立場に於て著々その確立に向ひつつある。その第一は農民組合なる小作人の集團の力によつて、新らしき慣習を集成しつつ、やがて慣習法の確立に迄至らんとしてゐることである。地主が小作期限の定めなき耕地の明渡を求めんとする時、一年前解約の申入をなせば足るとせる現行法に對し、小作人の集團の力によつて少くとも三年前に解約することを要するものとする慣習を一部落全體に行はしめた山梨縣の一農村の如きその實例である。又その第二は、耕作權を最も脅威しつつある立入禁止（「立入禁止」の項參照）に對し、之が改變又は絶滅を期しつつある小作人の要求が漸次裁判所によつて容れられつつあることである。初め立禁は闇打的に一夜にして、小作人がその耕地に立入ることを禁止した。違犯者は刑法によつて所罰せられる。これ耕作權無視の處分であつた。しかし小作人の血の叫びと集團の力は最近數年間に耕作權の確立に多少の進歩を見せた。判例について見るに、先づ闇打的決定による立禁假處分を廢して、一應口頭辯論を開廷し、地主小作双方の云ひ分を聞いて後判決することにする、小作爭議の本場新潟縣に於ては各裁判所共此の例を始めた。次いで立禁の口頭辯論結審前に小作調停の申立があれば假處分手續を中止することになつた。これ小作調停法第九條により當然のことで

はあるが、裁判所によつて躊躇する所もある。然し、疑義なき裁判所管內に於ては、調停申立てふ手續を屈辱的と考へざる限り立禁は阻止し得ることとなつた。次に立禁は許容するもその耕地に小作人のみの立入を禁止し、地主には立入ることを許すといふことを改め、小作人地主双方を立入らしめず、執達吏の選定又は指定する第三者をして耕作せしむるといふ判決を與へた。小作人はその第三者の日雇勞働者として耕作し得ることによつて、耕作權は必らずしも奪取されない。次に、小作人が現に生育しつつある農作物の收穫を終りたる後は立入を禁止するといふ判例が生れた。これは耕作權の延命である。次で、小作人が小作料一年分の何割（今までの例では三割乃至九割である）を執達吏に託すれば、小作人は引續き小作し得るてふ判例も現はれた。これは小作料の幾割かを供託することは執達吏に對する關係として別問題とすれば、立禁に對する耕作權確立の第一歩である。更に最近に於ては、地主の立禁申請に對し小作人をして耕地を占有せしむる（小作人をして引續き耕作せしむる）趣旨の判決があつた。かくて地主の申請する立入禁止の假處分は、立入保證の假處分となり行く傾向となりつつある。耕作權は斯くして慣習上及び判例上漸實體法上の權利となりつつある。（細野三千雄）

鄕士 〔**鄕士の概念**〕鄕士とは封建時代の農村に居住したる武士階級のことであつて、別に又鄕侍とも書くことがある。夫の山侍と云ひ、地士と云ひ、又は一領具足と書き、一領一匹と記するも、同じく農村在住の准武士を表現する同意義の語である。我國史上に於ける鄕士の存續期間としては王朝末期の莊園隆興より德川末期に至る約七、八百年間を指すことが出來るのであるが、此期間封建制度の特質上に幾多の變遷ありたるが如く、鄕士制度も封建制度の推移に連れて尠からざる變化の路程を辿つて居る。〔**鄕士の起源**〕鄕士制度變遷の跡を知らんとせば、先づ中世に於ける農兵一途なる社會狀態から考察を始めねばならぬ。元來我國の封建制度は最初先づ王朝政府の衰微に伴ふて各地方に起りたる莊園を其の胎盤とするのである。莊園とは土地經濟を本源として起りたる村落の豪戶と中央の野心ある權門勢家とが相結合して一個の社會層を構成し、此の社會層を以て舊王朝政府の政治組織たる國司、郡司の制度に特立して起りたる地方分權運動であり、實力的抗爭であつたのであるから、其間に於て或は其占奪せる土地の境界に於て、或は其乾兒たる浮浪人の所行に就て絕えず闘爭を繰り返さざるを得なかつた。故に地方の莊園に於ても勢ひ多くの兵士を養ふに至つた。是れ我國に於ける武士の興りたる起源である。之より先き王朝時代の武士は藤原氏の爪牙たる微賤の身分者であつたが、後に莊園より起りたる武士階級は之と全く異り、其頃に於ける新興階級の實勢力を表彰するものであつた。彼等は其日常生活に於ては全く農村に住居して自ら鍬を取るか、又は若干の下人を使役して農業に從事し其變事ある時にのみ武器を携へて征戰に從事したのであるから、當時の彼等は紛ふ方無き農兵であつて、社會闘爭期に於ける戰闘員たると共に、社會經濟上の生產者階級でもあつた。〔**鄕士の變遷**〕莊園より起りたる武士の社會心理を支配したる最強大なる能動力は彼等が政權への結合と共が支配權の獲得であつた。莊園制度漸く完成せられんとしたる時、此の莊園を下敷きにして逸早く政權支配に其功を遂げたる中央の勢家は平淸盛によりて代表せられて居る。彼の血は皇室から流れ出て居るけれども、彼の時代的精神には王朝を支持する藤原氏を抑へて武權政治を六十餘州に布くにあつた。其後時代の進むに從つて新興階級たる武士と武士との間に於ける闘爭の激しきに連れて、從來の生產と戰闘とを兼ねたる農兵よりも專ら闘爭のみに從事する戰闘員を必要とする時代となつた。是則ち農兵分離なる社會事實の起り來る原由である。農兵分離は鎌倉時代より始まりて豐臣秀吉の刀狩によりて完成せられたと云ふて不可なかろう。〔**德川時代の鄕士**〕德川時代に至りては武士階級は凡て城下住居となつたから、最早前代の所謂農兵制度は原則上殘存せざるべきが當然であるが、鄕士制度は依然として存在した。而も德川時代の封建制度が各藩により區々なりし如く、鄕士制度の上にも其反映が明に見られ、中には尙ほ中世の農兵制度を殘しつつ、更に他方に於ては德川時代に特有なる制度の起り來るを見た。此時代の鄕士は分ちて次の如く類別することが出來る。德川時代の鄕士。(一)舊族鄕士、(二)特置鄕士、(三)救濟鄕士、(四)登用鄕士、(イ)勸農鄕士、(ロ)獻金鄕士。以上四種の鄕士中、第一の舊族鄕士は中世期に兵農分離の行はれたる際自ら好みて農村に踏み止り、又は戰陣に馳走したる兵士が其志を失して山間に隱れたるものであつて、各地に於ける舊家中には前者の場合に該當するものが尠くなく、後者の例としては信濃の伊那衆、阿波の祖谷衆等是に屬する。第二の特置鄕士とは薩摩の島津氏の封內に於ける外城衆が之に屬する。島津氏は夙に戰國時代より一町衆二町衆等の農兵を鄕村に置いてあつたが、其一たび九州一圓を席捲して後再び九州西南の一局へ蟄居するに至りて其の部下の收容處分に困り、結局從來の農兵制度を更に擴張して彼等を農村に送り出し土着せしめたものが薩摩の鄕士である。第三の救濟鄕士とは末期封建制度の經濟現象たる各藩財政上の困難を救ひ家中武士の二男三男の生活を安定せしむる爲に、彼等を城下より農村に出して土着せしめ、一方には從來通り武士としての待遇を與ふると共に、經濟生活に於ては新たに農產業を營ましめたものを云ふのである。米澤の上杉鷹山公や、肥前の鍋島氏によりて此制度が實行せられて居る。最後に第四の登用鄕士に就て述べんに、德川時代に至れば、武士は最早戰闘員にあらず、彼等は社會組織に於ては全く固定し、社會の支配者たると同時に、一種社會上の名譽階級たる觀念が強く庶民の間に植え付けられた。故に庶民の或者は其民治上の功勞により、又は財物を藩公に獻じて武士の名譽に浴せんことを希望するものがあつたが、此の心理傾

向に投合して行はれたものが登用鄕士である。庄屋、名主、十村、肝煎等が地方功者人として民治上に功績を樹てたる場合に、苗字帶刀御免を蒙りたるものは登用鄕士中の勸農鄕士と稱せられて居る。又市町の富裕者が金穀を獻納して准武士の待遇を許されたものは同じ登用鄕士でも獻金鄕士と云はれて居つた。要するに德川時代の鄕士中には中世農兵制度の變形たる舊族鄕士や、其遺物たる特置鄕士があり、更に又德川時代に於て新たに起用せられたる救濟登用兩鄕士制度のあつたことを知るべきである。〔**明治維新と鄕士制度**〕明治維新に際しては封建制度倒壞に伴ふ當然の結果として鄕士階級も同時に社會的淸算を受け、元來半農半士たりし彼等は明治維新の至ると共に其半面の身分たる武士としての待遇を失ふと共に、他面に於ては從來より既に有したる農村地主としての經濟的特質を新資本主義制度に培はれて益す發展を遂げ得る境遇の下に置かれた。夫の明治時代に於ける農村富豪中には德川時代の舊鄕士階級の身分たりしものが少く無いのである。**參考書** 小野武夫、鄕士制度の研究。（小野武夫）

洪秀全 廣東花縣の人、農家の出。幾度びか試驗に落第したが、一八三八年の失敗を最後として、官吏志望を斷念し、鬱勃たる野心と滿腔の憤怨とを排滿運動の實行に轉じた。彼は先づ「上帝會」を組織し、エホバを天父、キリストを天兄、自己をその弟と稱し「眞言寶話」等の敎典を作つて人類の絕對的平等を高唱し、同志と共に廣西廣東の各地に宣傳した。當時、阿片戰爭の直後に屬し、淸朝の威力とみに減退し、西廣一帶の農民生活は、腐敗官吏の剝奪と地主の搾取、土匪の橫行の爲め非常に不安定な狀態にあつた。上帝會はかかる環境の下に農民間に急激にその勢力を擴大した。かくて、彼は一八五〇年廣西全省に亘る大饑饉を機として所謂る義兵を擧げ、翌年永安に於て國を太平天國と定めた。後ち兵を湖南に向け長沙より漢口に出で、一八五三年遂に南京を陷いれ、都を此の地に定めた。爾後兵を動かすこと十餘年、轉戰數千里、東三省、甘肅、新疆を除いて本部十八省その戰線の到らざる無く、一部は北京に迫り天津を閙んで居る。淸朝廷は之が討伐に李鴻章、曾國藩等文武の人才を總動員し、且つゴルドン將軍首め外國義勇軍の參加をすら得たが、尙ほ南戰北守奔命に疲るの感があつた。彼の運動—所謂る長髮賊の亂—は、一八六三年五月、南京陷落し、彼れが毒死（五十三歲）するに及んで終りを告げた。彼れの運動は客觀的にみて、なんらの建設的計畫をもつて居なかつた。轉戰十餘年の經過は文字通り「甲を棄て乙を奪り、丙を獲つて乙を棄て……」であり、一揆の擴大以外の何ものでもなかつた。彼れは南京に都した後も「政敎一致」を以て非組織的な空想的な善政を夢みて居た。然し、彼れの運動によつて、漢民族の倒滿運動は最も力强く全國的に根づけられ擴大された。尙ほ、彼れが南京政府設立後、農民大會の支持獲得の爲め、耕田をその肥瘠によつて九分し、農家の人口に應じて給與し、且つ之れを每年改配する土地政策を施行したことは、國民黨の所謂「耕者有其田」を更に徹底化せるものとして特に興味がある。（鈴江言一）

工場委員會 (Shop Committee) 工場委員會は勞資の意思を疏通せしめ、相互の理解を增加する目的を以つて組織せられる一企業又は職場內の勞働者側と經營者側の協議會である。多くの場合個々の工場を限界として組織せられるものであるが、場合によつては職場每に組織せられることもある。その名稱は從つて種々異り、現業委員會職場委員會その他經營協議會（その項參照）など呼ばる。〔**その目的**〕その目的は勞資間の意思の疏通を圖り、相互の理解を增し、以て誤解に起因する勞資間の紛爭を回避し、その相互の要求を論議處理するにある。併し、その具體的問題に關しては、如何なるものをその討議の題目とするかによつて極めて異るところが多い。ある場合には、福利事業、貨銀勞働時間をも含む勞働條件、更に雇傭の問題をも附議する場合があるが、最も權限の少い場合には、形式的にこの委員會を組織することによつて、勞働者の不平を抑へ、稀に些細なる枝葉の問題を委員會に附議して諮問するに止めることがある。これらの問題は經營者側の眞の意圖如何により決定せられ、若しも眞に勞働と資本の圓滿なる關係を增進するために、經營者が工場委員會を組織したとするならば、その議せらるべき題目は著しく多く、眞の發言權を得ることになるのであるが、經營者にしてその意思がなく只目前の勞働者の要求を回避するために設けられたものであるとすれば、その結果は反對になるであろうと考へられる。〔**その構成**〕工場委員會は、原則として、又實際上の必要から、勞資兩者が同數の委員を出席せしめることになつてゐる。單なる形式的の諮問機關である場合にはその人員の問題は重要ではないのであるが、相當大なる職能を有するものとすれば、その構成は重大なる問題となつて來る。一般の主張によれば、その構成は勞資同數なることを以つて原則とすべしとなすやうである。この主張は一應尤もの如く聞かれるけれども、重大な問題につき勞資間の意見が扞格相違する場合には決定が不可能であり、その最も重要な機會に委員會が決裂しなければならない結果となる。故に最も適當なる構成の方法は、勞資同數の委員を選出すると同時に、兩者の認むる獨立議長を選定しておくことである。かくすれば、意見の相違から決裂せんとするときに、議長の裁斷によつて委員會は救はれることになるのである。〔**委員會の職能**〕一般には委員會は決議機關である。ある場合には單なる諮問機關として、經營者の諮問に答申する丈の仕事しか與へられてゐないのであるが、普通は、一定の問題に對して決議をなし、その決議を經營者が執行することになる。その執行を委員會が監督する職能も認められてゐるものがあるが、普通の場合は決議諮問の職能である。單に決議機關としても、經營者側が誠意を以つて、勞働條件及び福利事業に關して協議する限り、この工

場委員會の事業は勞働者側にとつて極めて大なる重要性を有すると共に經營者の側にあつても、誤解、猜疑、衝突を避けて圓滿に業務を營むことを得る利益がある。〔勞働組合との關係〕勞働組合は本質的に工場委員會に反對してはゐない。只だそれを非難するのは、經營者側がこれを以て勞働組合の運動に代らしめ、これを助長しようとする意圖を抱持する場合である。又事實、ある經營者はこの意圖を有することが寬知される。勞働者側は組合公認の原則の上に、團體交涉を實現する手段として工場委員會を認めるのである。產業合理化論者は斯くの如き勞資理解の機關の必要を主張するが、その基礎を必ずしも勞働組合に置いて居らない。かくて、主として組織勞働者側の反對はこの點に集中せられてゐるのである。〔**工場委員會の沿革**〕外國に於ては特に世界大戰中に於て、勞資の意思を疎通せしめ、以つて無用なる誤解紛爭を豫防し、戰爭の緊急の必要に應ずるために、この工場委員會は急速に發展したものであつて、產業民主制の一つの表現であることには疑ない。イギリスにあつてはホイットレー委員會(Whitley Councils)によつて大體の體系が設立された。この委員會は一九一七年「使用者と勞働者との間の關係に關して永久的の改善を確保し」將來の條件を協議するために設定せられたものであつて、政府はこの決定を承認することを聲明してゐたのであつた。この委員會の決定は、各產業毎に地域委員會及び工場委員會を有し、その上に全國委員會をおくこととし、各工場に勞資の協議機關をおくことを奬勵した。現在(一九二六年)では六二の產業又は產業の部門に斯の如き產業委員會が設置せられ、漸次增加する傾向にある。その決定の下に於ける工場委員會は團體交涉權を認め、勞働組合を基礎として勞働者代表の委員を選出すること、設置を强制しない自發的團體であることに特徵がある。ドイツでは一九一九年の革命後の新憲法に於て勞働者の勞働條件の決定に參加する權利を認め、一九二〇年には經營協議會法が發布せられ强制的に、各經營內に於て勞資協議の機關を設置することを要求した。極めて廣汎なる問題について勞働者の發言を認めた。取扱ふ題目は、企業經營の事實上の問題、勞働條件の改善、雇傭、福利の全般に亘るのである。日本のものは大正十年前後に多く設定を見たが、有名無實のものであるとに組合回避の目的を有し、單なる諮問の機關たるにすぎず、それらも概ね自然消滅の形になつてしまつた。**參考書** Cole, (G. D. H.) Works Organization. (松澤筆人)

工場衛生 工場衛生とは、工業に從事するものが工場なる特殊の職場に於ける勞働生活のために受くる健康上の影響を研究し、健康の保持と改善をなすことを以つて目的とする衛生學の部門である。工場の勞働生活は、密集生活であることやその生活が他から規定せられてゐる點、危險又は有害料品を取扱ふ點、極度の分業が個人の創意を滅却し勞働が單調化されてゐる點などに於て、個人の家庭生活や封建的手工業乃至は近代的實務職業などと異るところがあり、工場衛生の必要が論ぜられてゐるのである。工場衛生の分科は、大略(一)工場建築、(二)機械器具原料、(三)職場の條件、(四)福利施設、(五)保健及び傷病保護、(六)工場衛生法規となすことが出來る。〔**工場建築**〕工場は屢ば地價安きところを選ぶために低地、濕潤の場所を敷地となし河川の交通便利なるところも工場の條件として主要であるから埋立地濕地が選擇せられる。之等の健康に與へる影響は論ずるまでもない。工場の建築は平家建を適當とするが、種々なる關係上必ずしも一樣ではない。唯だ衛生、災害、避難、動搖、音響、塵埃、溫度、通風、濕氣等を考慮して設計せられねばならぬ。階段、戸扉、通路などは密集生活の安全のために研究を要する點が多々ある。〔**機械器具原料**〕機械器具に關する工場衛生上の施設は、取扱の機械器具の重量、危險性、運轉速度、嚴音、震動に關してなされる。工場產業は漸次大規模にして重量ある機械器具によつて作業せられるが故に、勞働者の疲勞は著しく增加せられることになる。同樣に危險性も增大せられてゐるから安全裝置の必要が主張せられる。速度も增加であつて運轉中は勞働者の意思によつて作業を中斷することが許されないから、顯著な緊張度が勞働者の身心に與へる影響は著しい。騷音震動に對しても、機械の性質上可成甚しきものがあるからこれに對する制限をなす必要がある。原料は、屢ば勞働者の身體に影響を及ぼす。取扱中に發生する有害又は刺戟性瓦斯、中毒症を起す藥物などは注意するを要する。これらの危險又は有害料品の取扱ひに關しては各國共に工場法又は關係法規に規定せられてゐる。〔**職場の條件**〕職場は適當なる溫度、光線、通風あるを要するが、ある種の產業にあつては、屢ば不健康なる程度に冷溫、濕度又は乾燥あることを條件としてゐるために、その中に作業するものにとつて重大なる影響を與へることがある。〔**福利的施設**〕宿舍、食堂、便所、洗面所、浴場、更衣室その他に關係する施設であつて、特殊の藥物を取扱ふ場合には、特別なる洗面所、浴場作業衣を必要とする。食堂は衛生上注意を要する點多く、不潔なる場合には多人數の集會するところであるから一朝傳染病が發生すれば、その蔓延すること甚大である。〔**保健及び傷病保護**〕勞働者の健康は絕えず注意せられてあらねばならぬ。勞働時間や休憩及び休日、婦婦及び産婦に對する保護は工場法によつて要求せられてゐるが、健康診斷所、治療所、應急手當所の如きものも心要である。大規模な工場に於ては絕えず從業員の健康に注意を拂ひ、相當完備したる醫療機關を有してゐる。〔**工場衛生法規**〕我が國に於ける工場衛生に關する法規は不完全であつて、工場法及び關係法令、健康保險法、市街地建築物法その他によつて取締られてゐるが、その方面に於ては更に進步的な法令の制定改正が必要であるとされてゐる。**參考書** E. D. Proud, Welfare Work. (松澤筆人)

工場手工業 マヌファクツール(Manufaktur) 即ち手

工的技術の上に營まれる集居的工場經營である。家內工業と近代工場(Factory)との中間的經營形態である。(イ)家內工業では生產行程は多數の散居的手工業によつて營まれ、それが營業的に商人資本に統制されるに止まつてゐるが、工場手工業では資本家的統制は進んで生產行程にまで及び、その必要上作業者は單一の仕事場に集められそして作業技術上の獨立性をも奪はれ、全く賃銀勞働者となり終る。(ロ)他方近代工場との相違は、その技術の經驗的乃至傳統的な點である。または非機械的な點である。手工的な點である。工場手工業と雖も多數の勞働者を一ヶ所に集中させる以上、分業による協働組織を建設するものではあるが、それは例へばアダム・スミスの有名なピン製造の例に見られるが如く、科學的機械的技術以前のものである。だが、ともかくも工場手工業は多數人を集居せしめ、「分業に基く協業」をなさしめる點、及びそれによつて資本は單純な商業資本ではなく、眞の工業資本(工業企業家化)への進出が行はれる點(それは換言すれば純粹な賃銀勞働者群の發生をも意味する)等に於て甚だ注目されるべきである。經營の內的組織上、家內工業に比べて工場手工業は次の二種の長所を持ち得る。(一)同一種類の作業者を集居させるだけの場合でも、有效な技術的統制、統一的計畫による組織、作業者の競爭心の刺戟等から能率を高めることが出來る。殊に多數者の集居それ自體から、必然に作業の特化的發展を促す。例へば、同じ染工でも從來は各自何れもどんな染色作業でも萬屋式にやつてゐたのが、多數集居となると、彼等の間に必然に黑染工、赤染工と言つた風な專門化が發達し、作業の能率は向上せざるを得ない。(二)異種の手工業者を同一工場に集居させる場合には能率の向上は一層著しいであろう。此場合には全體を統一的見地から組織化することによつて、夫々の專門化のみならず、相互の連絡が緊密になるであろう。例へば馬車製造の如く、大工、指物師、鍛冶工、組立人等からガラス屋までが一經營に統括された場合を考へると、之によつて、大工も、指物師も夫々その作業上の專門化が進められるのみでなく、相互の連絡が、無駄のないやうに規律されるであろう(此の全體の組織化こそ今や、極めて重要なる生產上の役割りとして出現する)。此考察から更に次の三の重要な事實が導き出される。(一)工場手工業の經營の規模は既に相當擴大される。殊に異種勞働者を統合する場合然りである。そして、其の部分が相互に緊密に依存してゐる處の微妙な組織體が現はれる。(二)それによつて、必然に企業家と賃勞働者群との間の作業上の明確な分化が生じ稍や大規模な經營では組織的な仕事が既に、かなり複雜多端になつたために支配人、監督その他多數の專門的事務員等の「精神的」使用人が出現する。筋肉勞働の側に於ても特化の結果熟練的な、高層段階の者と不熟練的な下層段階の者との間に從來見られなかつたやうな幾層もの、明確な段階別が發達する。けだし單純な家內工業乃至手工業では一人の勞働者が同時に熟練的作業も不熟練的作業もすべてが出來たのであるが、今や夫々專門的區別の調達を非常に容易にする。從來は誰れでも多年の習練によつて熟練的技工とならなければ一人前であり得なかつたのであるが、今や多數の勞働者は何等特別の習練なくして使用され得る。だが尙ほ手工的技術が基礎であるから、熟練工は特殊の優遇を受ける。機械的技術の發達を俟つて始めて熟練工の此の特殊的意義は消滅するのである。要するに近代工場經營制を特徵付ける處の、複雜な階級的統制の問題は既に此の工場手工業の中にその原始的な姿を現はしてゐる。そしてかの近代機械的技術さへ、工場手工業によつて匠に著しく、促進せしめられるに到つたのだ。と言ふのは此經營の下では器具も必然に分解され、細目的に專門化されねばならなかつたから。歷史的には工場手工業の時代は概して短命で、且つさう普遍的には行はれなかつた。英國では割合に廣く行はれたと言はれるが、それできへアッシュレイ等有力な經濟史家は寧ろ希覯的のものと考證してゐる。が、ともかくも第十六世紀頃から始まつてアダム・スミスの時代が最も盛んであつたらしい。本邦では維新當時迄專ら家內工業が行はれ、それから一躍して工場制に移つたので此時代はなかつたと言はれる。(小島精一)

工場制度 「產業革命」の項を見よ。

工場占領 勞働運動がその目的として、何等かの意味に於ける勞働者自身の手による產業の管理を目ざして居ると云ふ事に議論の餘地はない。工場占領は謂はばその目的のための直接行動の一種にすぎない。而して、從來サンジカリズム的思想が主としてラテン系諸國の土に培はれ來つた事を思ふ時、此の工場占領なる直接行動が、戰後の勞働不安の時代に於て、イタリアの勞働者の手によつて行使せられたと云ふのは決して不思議な事ではない。大戰後の經濟界の變調と、ロシア革命の影響とは何れの國に於ても然りしが如く、イタリアに於ても異常なる勞働界の不安となつて反映した。一九二〇年一月に於ける郵便電信從業員のストライキ及び鐵道從業員のストライキがあり、その春にはピエモントに於ける紡績工場の爭議が起り、勞働者は工場を政府の承認の下に、自己の支配の下に置いてしまつた。而して、鐵道從業員は到る處に於て爭議地に兵隊警官を送るための鐵道の運轉を拒絕し、又或る地に於てはロシアと交戰狀態にあつたポーランド人武器を送る列車の發送をした理由の下に、驛長が從業員から手嚴しい彈劾をうけたりした。而して、かかる不安狀態はその年の夏に入つた頃極點に達したのである。國を擧げて爭議が農業勞働者の間にも、工業勞働者の間にも、又鐵道從業員の間にも擴がつて行つた。そして夏の末ミラノを中心とした工業地の金屬工の間に大規模の直接行動が行はれんとするに至つた。戰時

中好況の絶頂にあつた之等の金屬工業が戰後の不況時代に非常なる絶望的地位に陷れられた事は各國共通の事柄である。而してイタリアに於ける勞資の關係は此處に最も鋭い對立となつて現れた。最初はミラノのロメオ工場のサボタージュに對して資本家側の應酬した締出しの宣告が、全イタリア金屬工聯盟(F. I. O. M. Federazione italiana operai metallurgici) の奮起となり、聯盟は全イタリアの組合員に檄して工場で働く事なく、併し工場を去る事なくして工場に止れと命令したのである。金屬工業聯盟は此處に於て全國的の締出しを宣言したのである。勞働者はその多くは武裝をして直ちに工場を占領し、ロンバルジアからピエモントにかけて工場の占領せらるるもの非常に多く、占領せられたる工場には赤旗が飜り工場は勞働者によつて組織せられたる赤衞軍によつて守られると云ふ事態に立至つた。ヂオリチ (Giolitti) 政府の不干渉的態度は勞働側をして益すその思ひの儘に振まはしめ、工場主又は工場の支配人を强制的に拉し來つて從來の如く經營に從事せしめ、工場に近より來る者は赤衞隊に誰何せられ、或は屢ば銃殺せられると云ふ如き事件をも生じた。型の如く革命裁判所も設置せられ、北イタリア工業地一帶は宛ら革命ロシアを憶はしむるものがあつた。トリノに於ては工場委員會が設けられ、工場の生產物の分配に當つた。かくして勞働者の年來の希望であつた工場の管理權は完全に勞働者の手に歸したかの如く思はれ、此の事件は多くの內外の勞働者によつて異常なる感慨を以て迎へられた。併し、資本主義の世界に取圍まれつつかかる革命的の試みが單なる感慨か一時の亢奮のみによつて成功すると云ふ事は殆んど望み難い。勞働者はその生產の管理には辛うじて成功し得ても、それの分配又は原料の補給に當つて、周圍の世界の壓力に耐える事が出來なかつた。かくして彼等の大計畫は最初より失敗すべき禍根を藏して居たのである。勞働總同盟は事の勞を察して爭議の指導權をその手に收め、工場占領運動を統制せんと欲したのであるが、極端なる一派は益す露骨に直接行動をとり、反動派の慘殺事件が起つたり、工場の金庫を破壞したりして遂に內閣をして干渉せしむるに至つたのである。而してそれはローマに於ける九月の勞資双方代表者の會議となり、賃銀の値上と、法律による勞働者の產業管理權の保障の約束とが協定せられ、以前通りの勞働者の雇傭も不本意乍ら工場主側の容認する所となつて、九月二十七日工場は從來の持主に開け渡され、十月四日以來從前通り運轉せらるる事になつた。かくして一九二〇年のイタリアに於ける工場占領事件は終りを告げた。勞働者の目前の目的は上述の通り實現せられたけれ共、工場管理その物は一部勞働者乃至サンジカリスト等の考へたる如く簡單なるものでないとみふ事は之を認めざるを得ざる結果となつた。而して、それは眞の社會的變革が如何に一時的亢奮のみを以てしては不可能であるか、又、資本主義社會の機構內に於ける所謂直接行動が如何に限られたるものであり、かかる計畫が如何に周圍の情勢に影響せられざるを得ざるか、更に又、如何にブルジョアの社會が執拗に廣くその根を張り廻して居るかと云ふ事實を勞働階級に敎へたのである。(後藤信夫)

工場法 我國の工場法は明治四十三年に制定せられ翌四十四年三月二十八日法律第四十六號として公布せられたるものにして、法に規定せられたる範圍の工場に適用せらるる法規である。我國明治政府は明治十六年頃より勞役法、師弟契約法及び工場規則の立案に着手し、明治廿年職工條例及職工徒弟條例案を脫稿したるを端緒として數回工場法規を調查立案し明治三十五年第二十六議會に工場法案を提出したが、その時は之を撤回し改めて明治四十三年提案通過してその制定を見るに至つたものである。而もその實施は數年間延期されて漸く大正五年九月一日から施行さるるに至つた。然るに世界大戰を劃しての我工業界の偉大なる發展と國際勞働條約の締結とは更に適用範圍を擴張し職工保護の程度を向上せしめねばならぬ必要に迫られ、大正十二年その一部改正されて大正十五年七月一日より右改正法施行せらるるに至つた。更に昭和四年の部分的改正を經て今日に及んだ。工場法に原則的規定を設け、細目は工場法施行令及び工場法施行規則の規定にゆづられて居る。令及び規則も法と共に改正せられたのである。工場法の內容を次に摘示する。(一)工場法の適用範圍。(イ)當時十人以上の職工を使用する工場、(ロ)事業の性質危險なる工場又は衞生上有害の虞ある工場。(二)就業の制限。(イ)保護職工の範圍(十六歲未滿の者及び女子)、(ロ)時間に關する制限(一日十一時間以下たるべきこと、午後十時乃至午前五時の深夜業禁止、每月二回以上の休日、一日三十分又は一時間の休憩時間、危險又は有害作業の禁止)。(三)設備の取締。(四)職工の扶助。(イ)扶助義務の發生(業務上の負傷、疾病、死亡)、(ロ)扶助權利者(本人、遺族若くは本人の死亡當時其の收入に依り生計を維持したる者)、(ハ)扶助の種類及び範圍、(A)療養の扶助料、(B)休業扶助料(日給の百分の六十、但し百八十日を超ゆるときは百分の四十)、(C)身體障害扶助料(程度に應じ五百四十日分以上、三百六十日分以上、百八十日分以上、四十日分以上等の區別あり)、(D)遺族扶助料(三百六十日分以上)、(E)葬祭料(二十日分又は二十圓)、(F)打切扶助料(五百四十日分以上)。(五)雇入、解雇。(イ)職工名簿の備付、(ロ)賃銀の支拂(每月一回以上通貨を以て)、(ハ)解雇の豫告と豫告手間(二週間分)、(ニ)解雇の場合の證明書請求權(雇傭期間、業務の種類及び賃金)、(六)徒弟。(七)臨檢。(八)工場管理人。(九)罰則。(十)訴願及び行政訴訟。工場法の適用につき重大なる意義を有つものは保護職工の深夜業禁止であつて、大正十五年改正工場法施行の際にも三年間の猶豫をおいたのであるが昭和四年(一九二九年)七月一日を以て實施さるるに至つたのである。(三輪壽壯)

黃色インタナショナル (Yellow International. Gelbe Internationale. Internationale jaune) 第三インタナショナル側の者が、第二インタナショナル及びアムステルダム同盟を侮蔑してかく呼ぶ。第三インタナショナル創立大會(一九一九年三月)の「社會主義的潮流及びベルヌ會議の態度に關する決議」に曰く、「共產インタナショナル大會は、ベルヌ會議(第二インタナショナル再建會議、「第二インタナショナル」の項參照)が設立せんと試みるところの、インタナショナルを黃色の、罷業破りのインタナショナルにして、終始一貫してブルジョアジーの道具にすぎざるものと認める」と。今日では「黃色」の語は主として、モスコウ派の赤色組合及びそのインタナショナルに對して、アムステルダム派及び同派の組合を侮蔑するために、黃色組合インタナショナル、黃色組合といふ風に用ひられる事が多い。(田中九一)

黃色組合 (Yellow Labour Union. Gelbe Gewerkschaft. Syndicale jaune)「黃色インタナショナル」の項を見よ。(田中九一)

公序良俗 (Public policy. Öffentliche Ordnung und Gute Sitten. Ordre public et bonnes Moeurs) (一)「公ノ秩序」とは國家社會の一般的利益を指し「善良ノ風俗」とは社會の一般的道德を指す。然し兩者の範圍は重複し合ふ部分多く、相合して時代の「社會的妥當性」を意味する。(二)第十八世紀末より第十九世紀の法律は個人本位、權利本位の基礎の上に立つたので、個人の活動や權利の行使は原則として自由と考へられた。然し第二十世紀に於いて社會本位、義務本位の思想が法律の全範圍に亘つて强調せらるるに至り、「公の秩序善良ノ風俗」といふ觀念は、前時代の法律思想を修正する指導原理として重要なる地位を與へられ、漸次に全法律システムを支配する理念たらんとして居る。(三)然し特に重要な作用をなす私法の範圍に於けるその地位を示せば次の如し。(イ)個人間の契約はその目的の公序良俗に反せざる限りに於てのみ效力を認められ、時にはその內容もこの理念に適合するやうに改造せらるる(「契約自由の原則」參照)。(ロ)嘗に義務者がその義務の履行に當つて公序良俗に從ふべきのみならず、權利者がその權利を行使するに當つてもこの理想に從ふことを要する。即ち權利の濫用は最早や權利の行使ではない。從つて例へば戶主は家族の居所を指定してこれに從はざる者を離籍する權利を有するけれども、單に戶主の個人的利益又は感情によつてこの權利を行使する場合には離籍の效力を生じない。又所有者と雖もその所有物の不當なる(公序良俗に反する)利用によつて他人に損害を加へた場合にはこれを賠償しなければならない。これ等の點について我が民法には規定はないが、判例は既にその原理を是認して居る。又ドイツ民法(二二六條)には狹い範圍ながら既に明文あり、スウイス民法はその冒頭第二條に「各人ハソノ權利ノ行使ニモ義務ノ履行ニモ誠實信義ノ原則ニ從フコトヲ要ス。明瞭ナル權利ノ濫用ハ法ノ保護ヲ受ケズ」と規定して居る。(3)公序良俗に反する方法によつて他人に損害を加へた者はその賠償をなすべきである。民法は特に他人の權利を侵害せざる以上は損害賠償の義務なしと規定して居る(七〇九條)が、これは舊時代の思想であつて、新しい法律思想の下に於ては個人の行動は假令他人の權利を侵害せざるも苟くも公序良俗に反する以上最早許されざるものとしてその責任を問はるべきものであるといふ思想は既にドイツ民法(八二六條)に明言せられ、我が國の判例にも次第に認められんとして居る。不正競業、ストライキ、ボイコット等による損害賠償は結局この理論に基いて解決せらるるものである。**參考書** 鳩山秀夫、法律問題としての公序良俗(法學志林、明治四十二年、十一卷六號)。末川博、民法第九〇條に就て(法學論叢、大正十一年七卷五號)。我妻榮、判例より見たる「公の秩序善良の風俗」(法學協會雜誌、大正十二年四一卷五號)。牧野英一氏の諸著、殊に法律に於ける意識的と無意識的(三九頁以下一〇一頁以下)。同、民法の基本問題(四四一頁以下四九八頁以下)。末川博、權利濫用禁止の理論的考察(法學論叢大正十四年、一四卷五號)。(我妻榮)

工人會(工會) (**工會の發生**) 支那の產業發達は後れてはゐるが、漸次機械工業が輸入され從來の手工業を壓迫しつつある現狀であつて、一方勞働大衆の團體として古來より「幇」制度(この項參照)が發達して來てゐたが、この機械工業及び自由思想の輸入は遂に勞働大衆に階級意識を覺醒せしめ幇は崩壞し工人會(工會)即ち近代勞働組合が中國共產黨及國民黨の國民革命への宣傳誘導と相俟つて、後進國にあつても尙ほ急速な發達を遂げつつある現狀である。香港に於ては既に前淸時代に研機生熟や煥然工社等の如き勞働組合もあつたが、廣東に民國六年の華僑工業聯合總會が分裂して出來た中華工會を以て組合の嚆矢と云はれてゐるが、近代組合の發生はむしろ「五四運動」以後で、佛國戰線にあつて在佛支那青年李石曾等によつて指導された工團の歸國者が民國十年上海に「歸旅工團」(「赴滬參戰工會」) を組織し吳稚暉の指導をうけてゐたものが濫觴であり、產業及び文化等の關係上先づ南支ことに廣東にその運動を見次で上海より長江沿岸及び北支に波及することとなつたもので、九年春香港機械工組合の同盟罷工が勞働者側の勝利となりその刺戟で數ケ月後には全國の組合百三十に增加し又十一年の香港海員罷工は支那近代勞働運動の時代を劃したもので、時の廣東政府は社會主義的政策を標榜實行した際故この罷工後組合を公認した結果百三十の組合が公認された。近代的組合中最も鬪爭的組合として有力な京漢鐵路從業員組合は最初國立北京大學生を中心とするマルクス主義研究會(後の中國共產黨)に指導され十年長辛店に勞働學校を開いて幹部を養成し十二年二月七日創立大會に際し軍閥の銃劍下に彈壓され、それまで順調の發達をなしてゐた組合運動は其後地下運動に入つたが、翌年の二七工仇紀念日には正式に其復活を宣し併せて全國鐵路總工會の成立を遂げた。(**工會の發展と勞働運動**) 支那の勞働

運動及び組合運動に最も努力貢獻したものは中國社會主義青年團の十一年初頃組織した「中國勞働組合書記部」で十二年八月勞働法案大綱十九條の議會請願をなすとともに全國的運動を捲起し、書記部は毎年一回全國勞働代表會議を開催指揮することとし、第一回は十一年五月一日廣東に開き、代表組合二百有餘であつた。その後十四年北京政府が國民黨の勢力下にあつたので國民黨の勢力澎湃として支那勞働運動界を風靡し、勞働運動の全盛期を現出した。即ち五月一日には廣東で第二回全國大會を開き「中華全國總工會」が成立し、總工會に屬する組合一六〇、組合員四十五萬人に及んだ。共産黨に指導さるる總工會に對抗し右翼の「工團聯合會」が京漢鐵路罷工後湖南勞工會系によつて上海に組織されたが、五卅事件中實戰に於いて總工會に及ばず、同年九月解散するに及んで支那の勞働運動は左翼的傾向を濃くし、國民革命運動の有力なる一翼として活動し、香港の經濟絕交に亦十六年には上海で南軍誘導の政治的一大罷工を十五萬の工人を動員し敢行した。支那の勞働運動の鬪爭は經濟的及び政治的の兩方面に及ぶのであるが、その勞働條件の劣惡なるため主として待遇問題を中心としてなされてゐる。今罷工原因を見るに、

	經濟壓迫	待遇問題	群衆運動	その他	不明	計
民國七	一五	七	｜	｜	｜	二五
八	二三	七	三五	一	｜	六六
九	三二	一一	｜	二	一	四六
一〇	三三	九	｜	七	｜	四九
一一	六一	一二	一	一二	五	九一
一二	三八	四	一	一一	三	四七
一三	三四	九	一	一〇	二	五六
一四	一〇五	五二	一四一	一九	一	三一八

本表は陳達氏の近八年來の國內罷工的分析によるもので、十四年には五卅事件によるものも含む。斯の如き驚異すべき發達をなした工會運動も國民黨と共産黨の分裂を來たすや、蔣介石の十六年三月のクーデターとなり、上海總工會は解散された。依てその善後處置をかねて十六年六月武漢に彈壓を潛つて第四回全國大會を開催し再び地下運動をなすと共に共産黨は農民運動に專念するやうになつた。支那の勞働運動が共産黨の指導下に發達し來たつた爲め當初から第三インタナショナル、赤色インタナショナルとの連絡があつたが、十六年五月漢口に開催された太平洋勞働會議はその勢力狀態を示すものであつた。共産黨の表面の活動がなくなつた後上海にあつては工會統一委員會を、その後工會整理委員會條例を設けて夫々指導するところがあつたが何れも失敗に歸し、現在にあつては國民黨々部及び地方政廳が直接にその任に當つてゐる。〔**組合の組織**〕發生當時は在來の幇の影響を脫しないものが多かつたが、その後近代勞働組合の實質を持ち、國內的に統一され、階級的目的を判然と持つ樣になつたことは前述の通りで、「工會組織暫行條例」（民國十三年の工會條例を修正し右傾した）には「第一條　凡て十六歲以上の男女勞働者にして同一產業或は同一職業の肉體、精神の勞働に從事する者四十五人以上集合せる時は工會を組織することを得」とあり、「第二條　工會の組織は各廠工會或は區會を以て工會の單位とし、小組を以て組織の基本となす」。「第六條　組織系統は全國總工會、全國代表大會、執行委員會、省（同上）。縣（同上）。各廠代表大會、執行委員會。分會員大會、幹事會。小組會議組長」となつて中央集權的組織をもち、各廠工會には組織、宣傳、調練、總務の四股あつて活動をなすものである。〔**國民黨と工會**〕國民黨が勞働組合を認める樣になつたのは香港海員罷工後で、黨が勞働階級の立場に立つたのは十二年の國民黨の宣言後で、改組に當つては之を明瞭にし、各執行委員會に工人部を設け、勞働部長には廖仲愷が當任し、工會條例の發布を見、積極的に工會の指導援助をなして來たが、十六年の淸黨運動後は總工會を解散し、自衞團（糾察隊）を廢止し、協調的立場をとるに至り、勞資調節條例を公布し共産黨派の運動と對立する樣になり、全國的の結束勢力も昔日の如くでなく、上海にあつては市黨部が工會を指導し、職工待遇規則、服務規則、退職待遇辨法等を公布して保護してゐる狀態である。〔**參考書**〕伊藤武雄、現代支那社會研究。東亞經濟調査局、支那の勞働運動。唐海、中國勞働問題。（後藤貞治）

降神術（Spiritism. Spiritismus. Spiritisme）死者の靈魂を媒介者（靈媒）によつて吾々と交通せしむる方法を云ふ。靈媒は普通女子に多く、死者の靈は種々なる事物に働いて言依（Klopftöne）をする。之を解釋して吾々の言葉に飜譯するのが、靈媒である。靈媒は媒介の仕事をしてゐる時は、催眠狀態或はエクスタシーの狀態になるのが常である。降神術は一般に靈魂の存在を信ずる思想に基いてゐる。シャーマニズムの宗教では靈媒は巫覡として神意を琴或は弓等に言依して神降しを行ひ又は自から神懸りして託宣を行ふ。神主は神託の通達者である。豫言は精靈を通じて神託を言依することで、豫言者或は神の子は精靈を通じて神意を豫言する者である。降神術は中世紀に於て廣く信ぜられ、十八世紀になつてはスウェーデンボルグによつて宣傳され、動物磁氣說によつて確信を增し、更に十九世紀に入つてはシェリングの自然哲學によつて根據を占むるやうになつた。現代ではアメリカのフォックス姉妹によつて宣傳され歐洲へも流行した。單に俗間の信仰に止らず、學者の內にも之を信ずる者が多い。アメリカでは數學者の Hare. 法律家の Edmonds 等が此問題を取扱ひ、Andress Jackson Davis は多くの著述をなし、フランスでは Allan Kardec がパリで普及し、又イギリスでは有名な科學者、Wallace, Croock までが關係し、ドイツではロシアの樞密顧問官 Aksakow が心靈研究 (Psychische Studien, Leipz. 1874) によつて宣傳し、Perth, Zöllner, du Prel, Hellenbach 等によつて研究され、Der Sphinx といふ雜誌も發行された。現代の心理學でも Parapsychologie として斯る心靈現象を肯定する者は相當にある。宗教としての降神術が政治と關聯して行はれる場合には祭政一致の神託政治の國家を成立せしめる。（城戸幡太郞）

興信所　興信所は個人又は法人の信用狀態を調査報告する機關である。經濟の發達に伴ひ、時間的にも場所的にも信用取引が擴大する。信用取引が擴大すればするほど益す隔地者間の取引及び將來の取引の安全を企圖する必要がある。然かも自ら之を調査することは莫大なる費用を要するか、或は甚だしき困難が伴ふ。其の欠を補ふ爲め此の必要に應じて生れたものが興信所である。今日經濟界に起る週期的な恐慌は益す此の必要を痛感せしめる。例へば米國に於ける一八三〇年代の恐慌後、信用調査の必要が痛感されて、興信所が簇出せる如き其の顯著なる一例である。米國に於ける興信所の起りは一八四一年に、ルイス・タッパンの創立にかかる。英國に於ては已に一八三〇年代に信用調査を目的とせる商人團體が存在した。我國興信所の起源は明治廿五年四月大阪貯蓄及び三國立銀行業者（大阪貯蓄、十三、三十二、百四十八）間に成立せる大阪商業興信所である。次で明治廿九年二月東京興信所が生れた。東京では日本銀行を中心に十九銀行が協力してゐる。明治廿五年といへば鐵道を始め一般企業熱の盛なりし時代の後を受けたものであり、廿九年は日淸役の直後である。共に經濟界の警戒期に屬する。然も兩者共に自衞的なものであり、且非營利的なものであつた爲め其發達も頗る顯著なるものがある。其業務方面を見るに國に依り地方に依つて多少異る。之を我國の例に就て見るに、東京興信所は其規則第一條に次の如く云つてゐる。「當所ハ主トシテ銀行其他商工業者ニ營業上ノ便利ヲ與フルノ目的ヲ以テ、當所定ムル所ノ地域內ニアル個人、法人ノ資產信用、其他ノ狀況及一般人事ニ關スル事項ヲ調査報告スルヲ以テ主ナル業務トス」大阪商業興信所も大同小異である。組織は會員組織であつて加盟會員は特別普通の兩種に分れ、特別會員は年二百五十圓以上を加盟金として出金し、幾回にても隨意に問合せを爲すことが出來る。尙其他諸種の便益を享受する。之に對し普通會員は更に加盟金額の多寡に依つて四種別となつてゐる。即ち第一種二百圓、第二種百圓、第三種五拾圓、第四種三十圓、問合せ回數にも亦夫々制限が附されてゐる。然も之等會員は加盟の際誓約書を授受することに依つて報告內容を第三者に漏すことを禁ぜられてゐる。隨つて加盟會員は主として銀行會社を初め一般商工業者の資產、負債、信用、性行、營業の狀況を自ら知る必要の多いものに限らる。因に東京、大阪兩興信所の刊行物を示せば次の如し。〔東京興信所〕商工信用錄（全國、主たる商工業者、數萬人を收錄）。銀行會社要錄（全國銀行會社の資本、重役名、營業一班收錄）。〔大阪商工興信所〕日本全國諸會社役員錄。日本全國銀行會社資產要覽。經濟便覽等。以上は本來の興信所の狀態及び業務の一班であるが同じく興信所の名を附した營利的なものが存在する。すなはち、緣組に關する調査、尋人、紛失物の詮索等、元來副業たる可き此の種業務を本業とし、甚だしきに至つては他人の秘事を發く事を以て能事とする。手數料の如きも營利一點張りの、隨つて其調査報答內容も極めて無責任粗漏なものもある。特に我國に於て斯る種類の業態のものが多い。（友岡久雄）

公正貿易（Fair Trade）公正貿易とは、十九世紀の後半特に七八十年代以後、主としてイギリスにおいて自由貿易主義に對して唱導されたもので、自由貿易に對する對蹠的な貿易政策の標語である。その主張は外國貿易を行ふ兩國間において双方とも輸入稅を課しないか乃至は同じ程度の課稅を行ひ、もつてその貿易の公平を期すといふにあり從つて公正貿易論者は從來イギリスの行ひ來つた自由貿易を目して「單獨自由貿易」(One Sided Free Trade) と稱した。しかしながらこの公正貿易の主張は、その本質において報復關稅を、否な保護關稅主義をおほへるところの體のよい面紗にすぎない。それはイギリス自由貿易に對する一つの反動ではあるが、單なる反動的發作ではなくして、十九世紀末葉におけるイギリスを繞ぐる資本家諸國の資本主義的發展にもとづく新たなる均衡狀態を基礎とするのである。一八四六年における自由貿易の勝利以後その高調に達したイギリス貿易の世界制覇は、一八六六年の未曾有の恐慌を轉期として一應停頓の時代に入つた。これに反し、北米合衆國、ドイツ、フランスは急速なる工業的發展を遂げ、特にアメリカは一八六一年の內亂の後、農業國より一躍して工業的資本家國へと進出し、その工業的發明品においても八十年代に於ては既にイギリスを凌ぎ、しかもそのイギリスの後からはドイツが追驅けてこれと第二位を爭ふ有樣であつた。イギリスは、既に產業資本家國として數ある中のその一つに陷り、嘗て夢見た「世界の工場」たることを斷念せざるを得ぬ地位に立到つた。このイギリス產業の頹勢てふ逆ひ難い運命が、從來その守り本尊たりし自由貿易への呪咀に變つたのであるが、未だ祖國の立てる眞の地位を自覺しなかつたイギリス人は「他の諸國がイギリスの示した自由貿易の手本に倣つて動きだすのを空しく四十年間待ち暮した」（一八八六年マンチエスター商業會議所の討議）てふ意識のもとに、自由貿易制度そのものの缺陷を叫び、しかも自國並びに世界における資本主義の推移を忘れたかの如くであつた。かくしてイギリスは、外國の方針如何によつて自國の商業政策を定め、外國が保護政策をとるときは自國も亦これを取り、外國をして保護政策を棄つるの外なきに至らすか、又は保護政策によつて外國產物の輸入を制限して自國の產物のため國內市場を確保しようとした。かくして一八八一年公正貿易同盟 (Fair Trade League) が設立せられ、自由貿易反對の氣勢をあげつつ二十世紀に入つたのである。公正貿易の主張は、それゆゑに商品輸出を主とした產業資本時代の末期における資本の惱みを反映したものであるが、資本主義が資本輸出の時代に入つて關稅が保護哺育關稅からカルテル關稅に轉化することにより、この舊き惱みは一應は克服された。公正貿易の考への萠芽は (Palgrave, Dictionary of Pol. Ec. によ

れば）トーレンス（Torrens）の The Budget に求め得る。**參考書** T. H. Farrer, Free Trade versus Fair Trade, 4th ed., 1887. C. J. Fuchs, Handelspolitik Englands, Leipzig, 1893. pp. 157—172. この他、上述 Fair Trade League の出版物。（笠信太郎）

紅槍會 紅槍會は白蓮教の分派、清代の八卦教の亞流であつて、清末に河南、洛陽附近に金鐘罩鐵布衫なるものがあつて咒符を以て刀砲を避け得ると信じ、亦民國六七年頃河南の西部に硬頭兒と云ふものあつてやはり護符によつて銃刀の難を避け得ると宣傳してゐた。此等の迷信を基礎として民國十年前後に發生した聯莊保安の農民の自衞團で、河南には此の紅槍會の外に黑槍會、黃槍會、白槍會等あるが、それらの名稱は各自の長槍の首根に紅黃白黑等の房をつけてゐるところから呼ばれたものである。その分布現勢は河南を中心とし山東、直隷、山西地帶から南は安徽、江蘇、湖北の北部にまで蔓延し、その會員數は百七十萬に達すると稱せられ、河南榮陽縣須水鎭を以てその本場としてゐる。紅槍會は軍閥、或は匪賊に依て壓迫搾取された窮民の武裝的自衞團であつて、革命運動團體中ことに共產黨にあつては同會に對し最大の注意を拂ひ、軍閥打倒の重大な要素と見做し之を組織し指導せんとしてゐるが、本來秘密結社的乃至土匪的組織內容をもち、入會には會員の紹介を要し宣誓の後に導師から咒文と行法—護身法、排刀法、排炮法—の教授をうけて一人前の會員となるといふ迷信的のもので、その綱領は「一、吾人は逐年增大する匪禍と兵亂と暴政とを極力排斥する。二、中國の眞の統治者は黃帝である。然し乍ら眞の統治者黃帝は目下の社會に嫁らず、世に出づるを欲せず、靜かに形勢を看望中である。三、故に此の眞の統治者黃帝の出現迄は中國は依然たる紛亂の中國たるべし。吾人はその眞の統治者を仰ぐ迄は斷じて被治者となつてはいけない。四、吾人は貪官汚吏や淫威なる軍閥の節制を受くべき義務は更にない。故に吾人の生存は吾人自ら之を計るべき必要がある。五、吾人の身體は黃帝常に保護を垂れ給へり。故に吾人の身體は刀槍を以てするも傷けらるることなし」とあり。その組織は地方を以て單位とし、一村に一會を設け、會長一名その會務を掌り、會長の上に數名の排長（普通十名を以て一排とす）をおき統率指揮し、更に大なる一大會は督辦公署または司令部と稱しその組織も軍隊的で、總會長の督辦の下に教師、參謀、書記等の類が設けられてある。紅槍會中にも派別があり、その中紅學を奉ずるものが最も多く、紅學中にも亦大紅學、中紅學及び小紅學の三派があるが、小紅學最も勢力有勢である。が何れにあつても迷信を唯一絕對の中心とし、內亂又は匪賊の慘禍に抗してそこに一縷の活路を求めんとして結成された自衞團であることは農民大衆の欲求に投じ短日月の間に隆々たる發展をとげ、確固たる基礎の上に立ち軍閥に對し宛然一敵國の觀を呈し、軍閥もこの勢力を利用するのでなければ軍事行動の效果をあげ得ない狀態に達し、現時の國民革命運動に特に農民の武裝問題と關連して有力な勢力と化して來たのである。紅槍會は以上の如く農民の自衞として發生し發展し來つたのであるが、その內部に於て土豪劣紳等の野心家によつて會員の腐化作用が行はれ本來の使命を沒却せる傾向が發生し、又迷信を以て絕對の指導力とする爲にその迷信の風習が深化し文化機關を消滅せしめ封建制度を再現せしめることとなり、一方には異教相殺の蕃風が深刻に行なはれつつあり、一部の有識者の間に紅槍會の本來の使命に副ふ如き改革論が擧がつてゐるが、迷信の消滅は結局會の團結力と鬪爭心とを殺ぐこととなる危險性をもつ者である。（後藤貞治）

講壇社會主義 （Socialism of the Chair. Kathedersozialismus, Socialisme de la Chaire） 講壇社會主義なる名は第十九世紀の後半、ドイツ大學における新歷史學派に屬せる一團の少壯經濟學者が、勞資協調主義社會改良主義の旗幟の下に、各種の社會問題の解決を試みようとする運動に對して、當時ドイツにおけるイギリス派經濟學者の一人、ハインリッヒ・ベルンハルド・オッペンハイム（Heinrich Bernhard Oppenheim 1819—1880）が、一八七一年十二月十七日の國民新聞（Nationalzeitung）紙上において、嘲笑的にそれに命名したることに起源する。一八七二年十月、アイゼナッハ（Eisenach）に開かれたそれ等一派の經濟學者の會議に際し、開會の辭を述べたグスタフ・シュモラー（Gustav Schmoller）が此の名稱を引用して以來、これは一般に極端なる個人主義を卻くると共に、他方マルクス主義を排除し、現在の國家、社會を基礎として漸進的に社會問題を解決するために、先づ各種社會問題の研究に重きを置かうとする一派の主義を呼稱するようになつた。この運動の先驅と見るべき學者は、アルベルト・シエフレー（Albert Schäffle）グスタフ・シエーンベルヒ（Gustav Schönberg）アドルフ・ワグネル（Adolf Wagner）等で、講壇社會主義なるものは大體これ等諸學者の著書によつて確立したものである。この一派への贊成者等は一八七二年十月六日及び七日の兩日に亙り、アイゼナッハに會合し、其の主義・綱領を定め、翌一八七三年に社會政策協會（Verein für Sozialpolitik）を組織し、且つ機關雜誌を刊行して彼等の主張を公表した。その贊成者は前記三名の外、ブルノー・ヒルデブラント（Bruno Hildebrand）、カール・クニース（Karl Knies.）、ルヨ・ブレンタノ（Lujo Brentano）、アドルフ・ヘルド（Adolf Held）、グスターフ・シュモーラー（Gustav Schmoller）、エルウイン・ナッセ（Erwin Nasse）、ハンス・フォン・シェール（Hans von Scheel）等が著名であり、なほイギリス、アメリカ、オーストリー、イタリー等に散在し、日本においてはドイツにおけるそれ等の學派の學者の下に經濟學を研究して歸朝した經濟學者達が、明治四十年十二月「日本社會政策學會」を創設したが（その萌芽は明治二十九年四月）、當時の委員は金井、山崎、高野、添田、窪田、矢作、鹽澤、河津諸氏で、會員は、學者、官吏、政治家、實業家等その數百四十餘名に達した。講壇社會主義の特質は、自由放任主義に極力反對し、國家は常に不平等なる富の分配に注意し、且つ之より生ずる各種の弊害を防止するために、國法による干涉保護を必要とするといふにある。しかも、社會の多數の無產者の保護を主張する點、稍や社會主義論者に相似たる點あるも、あくまで、現在の國家社會を基礎とし、唯だその弊害を可及的に除去矯正しようとするに止まり、社會組織を根柢より改造しようとするものではない。從つてこれは精々稀薄なる國家社會主義である。他の特質は、この派の論者が經濟學と倫理學との密接なる關係の存することを主張し、富の生產及び分配には常に道義的要素を必要とすることを說く點である。彼等を稱して更らに大學社會主義、博士社會主義、教授社會主義などとも呼ぶ。**參考書** Oppenheim, Der Kathedersozialismus, 1873. Schmoller, Ueber einige Grundfragen des Rechts und der Volkswirtschaft, 1875. Held, Sozialismus, Sozialdemokratie und Sozialpolitik, 1878.（住谷悅治）

耕地整理 耕地整理とはこれを要約すれば、耕地整理法に限定せられた土地改良事業に外ならない。耕地整理法が我が國に於いて始めて發布されたのは明治三十二年であつて、同法第一條には「本法ニ於テ耕地整理ト稱スルハ耕地ノ利用ヲ增進スル目的ヲ以テ其所有者共同シテ土地ノ交換若ハ分合、區劃形狀ノ變更、及ビ道路畦畔若ハ溝渠ノ變更廢置ヲ行フヲ謂フ」と述べてある。然るにその後同法は數次の改正を經その解釋も擴張され、現行法（大正八年五月法律第四十五號）第一條には次の如く規定してゐる。「本法ニ於テ耕地整理ト稱スルハ土地ノ農業上ノ利用ヲ增進スル目的ヲ以テ本法ニ依リ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ヲ行フヲ謂フ。一、土地ノ交換分合、開墾、地目變換、其他區劃形質ノ變更、湖海ノ埋立、干拓若ハ道路、堤塘、畦畔、溝渠、溜池等ノ變更廢置又ハ之ニ伴フ灌漑排水ニ關スル設備若ハ工事。二、前號ノ事項施行ノ爲若ハ施行ノ結果必要ナル工作物ノ設置其他ノ設備又ハ其ノ維持管理。三、開墾又ハ湖海ノ埋立若ハ干拓ニ依ル耕地整理ニ附隨シテ行フ耕地整理施行地ノ利用ニ關スル必要ナル工作物ノ設置其他ノ施設。四、前三號ノ事項ニ關シ必要アルトキ國、府縣、市町村其他ノ公共團體ノ認許ヲ得テ行フ造營物ノ修繕」。耕地整理は斯の如く國家の行政的施設の一つとして國法によつて規定されてゐるが故に、整理施行者（原則として土地所有者たる地主であるが、例外として登錄したる地上權、永小作權、小作權を有する人、若は國有地の開墾を豫約せる者、又は埋立、干拓を受けた人も參加することが出來る。之等の人々は單獨又は數人共同して「耕地整理組合」を設立して行ふ）に對して國家的權力其の他の特權を附與してゐる。而してその主なるものは、(一)耕地整理に必要ある土地を强制して編入する權利．(二)耕地整理組合を設立する場合に一定數の同意—組合地區內の土地所有者總數の二分一以上、土地總面積及び總地價の各三分の二以上に當る土地所有者—を得れば他の不同意者を强制加入せしむる權利、(三)整理費用の强制徵收權等である。尙施行者に與へらるる主なる特典は、(一)種々の登錄稅の免除、(二)地區內にて不用に歸した道路等の國有地の無償交付、(三)法定地價の永久据置、(四)低利資金の長期借入、(五)調査設計に對する府縣の援助及び工事等に對する府縣の補助、(六)國庫補助金の交付等である。かくて耕地整理事業は著しく進步し、昭和元年末迄に認可せられた地區數一萬五千九百三十五、面積七十九萬一千九百町步、但し工事の完了せるものはこの約半數三十七萬四千餘町步に過ぎないし、換地處分濟みのものは更に減じて、三十三萬八千町步である。耕地整理は又一面非常な費用を要する事業であつて、整理見積費三億八千百八十一萬圓に達してゐる。昭和元年末現在の本事業借入金は約八千五百八十六萬圓、一地區當り一萬六千圓、昭和二年中の借入金は約千九百萬圓で一地區當り約一萬四千三百圓である。耕地整理の結果一方に於て耕地面積の改良及び增加を來たし、農產物の增收、品質の改善を見、農業經營は合理化されるが、他方に於て地價の騰貴從て又小作料の暴騰を招致し、かくて之に依つて得らるる利益は主として地主によつて壟斷さるるに至るのである。尙北海道には特に「北海道土功組合法」なるものが施行されてゐる。**參考書** 農林省農務局、耕地の擴張及潰廢に關する調査（第一次、第二次）。同、耕地擴張改良に關する參考資料。同、耕地擴張改良事業要覽（第一次、第二次）等。（莊原達）

向忠發 湖北の人。中國勞働運動の元老の一人であり、鐵道勞働者である。此の點に於て蘇兆徵と同樣最も重要な人物である。鐵道勞働者の組織は、總工會未だ成立せざる前、中國勞働組合書記部が一九二〇年來勞働者の組織運動の第一着手として開始したものであつて、それが軍閥の直接支配下にある丈けに、最も悲慘の鬪爭過程を經て居る。彼は鐵道勞働者として、最初から此の困難な仕事に奮鬪して來た。一九二六年、湖北總工會の成立と共に委員長となり、武漢政府の下に於ける最も華やかなプロレタリア運動時代を指揮した。剛勇を以つて知られ英租界の收回、日本租界の襲擊には常に民衆の先頭になつて指揮した。武漢政府沒落後一時入獄した。中國共產黨の最近の戰術に於て、彼は過去の錯誤に痛烈な批評を試み、最も革命的な手段を主張したが、今日、蘇兆徵に代はつて全國總工會の中央執行委員長となつて居る。歲四十三。（鈴江言一）

交通史 紀元前十五世紀に建設されたミケネー城市に於ける諸王の陵墓に埋藏された多くの琥珀玉は南歐の產であり、スカンジナヴイア人の墓の內部には紀元前一千年にキプロス及びエジプトから傳送された多くの寶物があることが近來學者の手によつて發表せられた。このことは交通が既に太古の昔より遠距離の間に行はれた事を證してゐる。古代の交通は陸行には河流に沿ふて或は峠を通ずる路によつて行はれ、水行には舟が使用せられた。道路の敷設は

ギリシア、ローマ時代に非常に進歩したが中世に至つてやや衰へた。舟運は中世に於ける羅針盤その他の技術の發達により一層發展し、遂に第十五世紀に於ける發見時代を招致した。産業革命前に至り、生産力の發達に伴う交易の發展のために交通手段の變革が喚び起され、道路の方面に於いてはメットカーフ(Metcalf)式、テルフォード(Telford)式道路修築法が發明され、續いてマカダム(Macadam)式が行はるるに至つて道路は一變した。この當時に於ける交通手段としては運河があつた。運河はすでに古代に於いてエジプト及び支那に行はれ、十二世紀にはオランダで行はれたが、廣く一般に有用に使用せらるるに至つたのは第十四世紀に於けるイタリーの水閘(Locks)の發明以後である。フランスでは十七世紀末葉、イギリスでは一七五五年に至つて大規模の運河が開鑿せられた。國際的運河としてのスウエズ運河は一八六九年、パナマ運河は一九一四年に開通した。しかし、交通の變革は産業革命に於ける蒸汽機關の發明及びそれに伴う汽車、汽船の發明に至つて一大時期を劃した。勿論それ以前にても人力又は馬力によつて荷車を索引させる以外に、帆車(Sail Car)、馬力車(Horse Car)が軌道の上を走る方法が使用されてゐた。汽車の發明以後、それらのものは急激に廢棄され、交通手段としての汽車の發達はそれ以後頗るめざましかつた。世界に於ける鐵道の哩數は、一八四〇年に於いては七六七九キロメーターであつたのが、一八六〇年には十萬キロメーターとなり、一九〇〇年には八〇萬キロメーターとなり、一九一〇年には百萬キロメーターとなり、一九二二年には百二十萬キロメーターに達した。汽船の發達もいちぢるしく、世界に於ける總噸數は一八九〇年には二千百萬トンであつたものが、一九〇〇年には二千九百萬トンとなり、一九一〇年には四千二百萬トンとなり、一九二〇年には五千八百萬トン、一九二五年には六千五百萬トンにまで達した。汽車、汽船とともに、電信、電話、郵便制度、海底電線等が發達し來り、最近に至つては自動車、ラヂオ、飛行機、飛行船等が重大なる交通手段となりつつある。また、内燃機關の汽船への應用、電氣汽關車の發明等は、交通を更に促進せしめるに至つた。**參考書** Borght, Das Verkerswesen. Huber, Die Geschichtliche Entwicklung des Modernen Verkehrs.(石濱知行)

交通政策 (Transport and Communication Policy. Verkehrspolitik. Politique du Transport et Communication)〔**意義**〕交通政策は經濟政策の一部門と見らるべきであるから、その意義は自ら經濟政策の意義如何にかかるであろう。ところで經濟政策についても交通政策についてもその政策の主體如何の解釋によつて多少の異論を生じ得るわけであるが、しかし自治體や私法人の行ふ政策も 殊においては國家權力の支配力をまぬがれ得ないがゆゑに、從つて政策の主體はこれを國家であると見て毫も差支へないであろう。 しからば、交通政策とはこれを大まかにいつて交通施設に關して國家の行ふ一切の政策であるとなし得る。ところで交通施設には種々ある。例へば、内國交通と對外交通、乃至は鐵道と海運の如き、國家の政策的見地から見れば特に重要であろう。從つて、それに對する政策も自ら判然異るところがなければならぬ。また交通の技術的區別による種類の異るにつけても政策的任務は異る。それ等はいふまでもなく交通政策の一般的對象をなす。しかしながら政策の根幹はもと〱政策の主體たる國家の把握するところであるがゆゑに、一切の交通政策は國家のこれに臨む態度の如何によつて、換言すれば、その國家の態度を決定するに至るところの國家機構の構成要素の如何によつて、變はらざるを得ない。そのことは歴史的發展を跡づけることによつて初めて了解されよう。經濟生活に對する國家の關係は、十六世紀及び十七世紀の國家干渉主義を經、更に十八世紀及び十九世紀初頭の自由主義を經て、現代は十九世紀の後半よりこのかた穩和なる干渉主義の上に立つといはれる。しかしながら現代の干渉主義は 自由主義の跳梁の結果たる悲慘なる犧牲に對する反動としての救濟的社會政策では決してない。それは、從來は國家權力に向つて自由主義てふ武器を以つて抗爭しつつあつた市民階級自身の、今や變化したその地位に應ずる自己保存的政策に他ならぬ。市民階級は、今や自らが國家權力を把捉するに至つた結果として、既に干渉と自由の境を越えて、確立された資本主義の上に立つて資本家國家の自己擁護政策を行へるにすぎない。いま交通施設について見るに、現代の資本家國家の政府は軍事、警察、官營事業、その他政府の職務遂行上の必要からしてまづ第一に交通機關利用者の地位にあつて、國家行政自身として密接の利害關係をもつ。と同時に、多くの資本家國家は自ら國家資本を動かして交通機關經營者の地位に立つ場合が多い。しかも交通機關そのものの性質が謂ゆる公共的性質を有するところから、國家が交通機關に對する統制者の立場に立つことは必然である。しかし、かやうな政府當面の財政及び行政の關係を別として、その國家權力そのものが今や資本家階級の、別して大資本閥の把捉するところであるから、その政策は當然に資本家的政策に陷らざるを得ない。交通機關の設置建設が莫大の資本を要するものである以上、それは益すもつて大資本の掌中に落ちざるを得ない。現下の既成政黨の議會政治における地方鐵道の敷設や私設鐵道買收事情の如き、その最も表面に現はれたる一事象にすぎない。現在における交通政策の實際は、それゆゑに交通機關交通事象と最も密接の關聯にある民衆の生活にその基礎を置くものでなく、専ら資本の立場においてせられるのを根本の特徴とする。

〔**交通政策に於ける要目**〕 現代諸國家の採れる交通政策の要綱を、(一)交通方法の技術的方面、(二)經營形態、(三)國家財政の關係について見る。(一)交通方法に對しては、イ、通路配置の統一の問題、ロ、通路及び運輸機關の技術的問題、ハ、交通警察の問題、ニ、運賃及び料金制定の問題、ホ、國際的交通聯絡の問題を主要項目とし、(二)經營制度については公營、私營の問題があり、これには獨占權附與の問題が附隨する。(三)國家財政の關係といふのは公營の場合に限られるが、營利主義、無償主義、手數料主義等の問題がある。これらは交通機關乃至施設の種類によつて、大衆との利害關係の大小や、その直接なるか間接なるか等によつて決定せらるべきであり、大衆の犧牲において國家の財源を求めようとするが如きは最も避けらるべきものであろう。(笠信太郎)

行動心理學 (Behaviorism. Verhaltungspsychologie) 行動心理學は心理學に於ける行動主義であつて、最初米國のワトソンによつて提唱されたものである。然し此の種の考はロシアではベヒテレフによつて客觀的心理學或は反射學(Reflexiologie)として提唱され、デンマルクのレーマンによつて精神力學 (Psychodynamik) として提唱された。要するに此等の主張は心理學を自己の心の内省によらないで、他人の心の理解によつて研究せんとするもので、他人の心は觀察者にとつては行動としてのみ表現されるものであるから、心理學が經驗科學として客觀的方法を採用する限り、意識といふが如き曖昧な概念を排斥して、最も吾々にとつて確實に經驗される人間の行動に基いて研究せねばならぬと主張するのである。しかし行動の研究が單なる生理學と區別されるためには、その行動が何らかの意味で意識とか精神とかを表現してゐねばならぬ。ワトソンの行動主義の心理學では、自から意識のない心理學といふ事を科學的誇を以て主張してゐるけれども、感覺とか本能とか知能とかいふ意識的な言葉は使用してゐる。ベヒテレフの如き反射學でも又レーマンの如き精神力學でも刺戟に對する反應を單なる物理的な言葉のみで説明してゐるのではなく、説明されてゐるものはやはり感覺とか感情とかいふ意識的な言葉である。一般に此の種の心理學は意識を問題としないのではなく、吾々の意識的なる事實を生物學や生理學で用ゐる術語によつて説明せんとするもので、説明さるべき意識の事實は何らかの方法によつて經驗されてゐねばならぬ。 此を前提として間接に人間の表現する凡ゆる客觀的行動に基いてその意識的なるものを説明するのである。故に其の方法を徹底すれば、精神の生理學、又は物理學となるべきもので、フェヒネルの精神物理學 (Psychophisik)やヴントの生理的心理學に其の由來は求められる。行動心理學は精神作業(クレペリン)とか精神動作學(松本赤太郎)とか稱せられる研究を包括する名稱ともなる。然し此等は主として個人の行動の研究であるが、社會的行動の研究もまた行動心理學の問題となることのでき得ることは勿論である。**參考書** 松本赤太郎、精神的動作。Watson, Behavior, 1914. Psychology. MacDougal, Psychology. Bechterew, Energien d. lebenden Organismus u. ihre psycholog. Bedeutung, 1902. Oljektive Psychologie. Die kollektive Reflexiologie, 1928. Lehmann, A., Die körperlichen Åusserungen psychischer Zustände, 1899. Kräpelin, Psychologischen Arbeiten, 1906—27.(城戸幡太郎)

幸徳傳次郎 無政府主義者にして大逆事件の首謀者。明治四年高知縣幡多郡中村町に生る。秋水と號す。幼時より秀才の譽高く、中村中學卒業後上京、林有造の食客となる。明治二十年保安條例によつて帝都より退去を命ぜられ大阪に赴き中江兆民の門に學んだ。其後兆民に從つて東京に歸り國民英學塾に入り、めざまし新聞、中央新聞、萬朝報等の記者として文名嘖々たるものがあつた。明治三十年頃より社會主義者となり、三十四年堺利彦、安部磯雄、片山潜、西川光次郎、木下尚江、川上清等と共に日本社會民主黨を創立し、爾後引き續き社會主義運動に從ふ。三十六年日露の風雲急なるに及んで極力非戰論を主張し爲めに萬朝報を去つて堺等と「週刊平民新聞」を發刊した。この間新聞紙法違反により禁錮八ケ月に處せられたが、出獄と同時に思想的變化を來たし漸次無政府主義的傾向を帶ぶるに至つた。三十九年病氣療養を兼ねてサンフランシスコに赴き、そこで岡茂樹の經營する平民社を中心として盛んに宣傳運動を行ひ、(外人同志と交友を結び、殊に無政府主義者ジョンソンと相許した。サンフランシスコの大地震の時、彼はこれを以て無政府主義實現の機として歡喜したが、運動意の如くならず、豫定を變更して四十年歸國した。日本社會黨は彼を迎へて神田錦輝館に大演説會を開いた。席上彼は「世界革命の激流」と題し熱辯を揮ひ、議會主義を否定して勞働階級の直接行動を主張した。而して彼のこの主張は時と共に益す高まり、當時發刊の「日刊平民新聞」紙上並に日本社會黨大會に於いても極力これを强調した。日本社會黨の禁止、平民新聞の廢刊、更に四十一年の赤旗事件以後は、純然たるアナーキストとして行動したが、遂に四十三年に至つて大逆事件を惹起し、翌四十四年一月二十四日同志十一名と共に刑場の露と消えた。獄中作るところの最後の詩「昨非皆在我、何怨楚囚身、才拙惟任命、途窮未禱神、死生長夜夢、學辱太虚塵、一笑幽窓底、乾坤入眼新」彼短軀痩身、而かも精悍の氣眉宇に溢れ、文章辯論共に生彩熱氣を帶び、常に青年渇仰の的であつた。**主著** 社會主義神髓。平民主義。基督教抹殺論。クロポトキン・麵麭の略取等。最近解放社より「秋水文集」が發行された。(莊原達)

鴻池 江戸時代に於て鴻池家と言へばその富を以て天下に聞えたもので、祖先は山中鹿之助幸盛で、その一子新六攝津の國鴻池村にて酒造業を營み、江戸積を開始し財を積み、後大阪に移り積極的に營業するに及んで遂に天下の富豪鴻池の基礎成れりと云ふ。新六の嫡子初めて善右衞門と稱し海運業にも着手し亦兩替の業を營み遂に寛永年間には大名小名の金穀方に關係するやうになり、元祿の初めには同家より金の融通をなすもの三十二藩に及ぶとともに、加島屋、辰見屋、住友等の富豪と共に諸侯の廻米の用をも辨じ、これ等の原因が商工都市としての大阪を造る因となつ

たのである。三代善右衞門は農業方面にも着手し河內一帶を開拓し今の鴻池新田を開き、金權大いに旺んなるものがあつたが、明治維新の廢藩置縣に意外の損失を蒙り、又家憲に則り傳統的消極策に終始せる爲め世の發展と共にその富伸張せぬこととなつたのである。大正十年男爵鴻池善右衞門及び一門より成る資本金一千七百萬圓の鴻池合名會社を新設し、保全會社兼農場を經營す。その關係事業は、

	資本	拂込
株式會社鴻池銀行	一〇、〇〇〇千圓	一〇、〇〇〇千圓
株式會社攝津信託	二〇、〇〇〇	五、七五〇
株式會社鴻池ビル	二、〇〇〇	二、〇〇〇
計	三二、〇〇〇	一七、七五〇

の外農業經營であつて、今日に於ては三井、三菱、住友等とは可成りの距りを持つやうになつたが、昭和二年の恐慌以來三百年來の古い暖簾の光りで銀行預金が一億五千萬に垂んとし、大阪に於ては住友、三十四、山口に亞ぐ大銀行である。（後藤貞治）

購買組合 (Supply Society. Einkaufsverein. Société coopérative d'Achats) 購買組合はわが國の法律に認められた産業組合の一種であつて、産業又は經濟に必要なる物を買入れ、これに加工し若くは加工せずして、又はこれを生産して組合員に賣却する組合を云ふ（産業組合法第一條第一項第三號）。即ち肥料その他の産業用品を取扱ふ所謂原料組合と、米その他の生活用品を取扱ふ所謂消費組合とを併せ含むものである。産業組合法制定以來購買組合も著しくその數を增し、明治三十三年に七なりしもの明治四十三年には四千二百四十二に、大正九年には九千八百二十一に、昭和三年には一萬三百三十七に達してゐる。昭和三年末に於ける産業組合總數は一萬四千百四十一であるから、購買組合はその約七割三分に當る。尤もその大部分は信用販賣利用等の他種の産業組合を兼營するものである。組合員數は、昭和元年末に於ける調査組合九千八百五十一について見るに、二百七十四萬四千人、その中農業者二百十八萬二千人であつて、わが購買組合の八割近くは農村に存することが解る。その賣上高は同じく昭和元年末に於ける調査によれば、一億六千二百十九萬三千圓、內産業用品八千八百九十四萬四千圓、經濟用品七千七十六萬八千圓、産業經濟兩用品二百四十八萬一千圓である。更に右の中五千八百九十二萬圓は肥料であつて、産業用品の六割六分、全賣上高の三割六分を占める。これわが國の購買組合が肥料購買組合の觀ある所以である。然しわが國農家の需要する肥料は一年三億圓以上に上るから、購買組合の取扱ふものは未だその二割に達しない。肥料の方面のみに就いても購買組合活動の餘地はなほ極めて大きい。購買組合の聯合會は昭和元年に於てその數百三十七であるが、その賣上高は約千八百五十萬圓であつて、全國の購買組合賣上高の一割一分を占むるに過ぎない。なほ大正十二年創立の全國購買組合聯合會は購買組合の全國的聯合であつて、主として肥料を取扱つてゐる。經濟用品のみを取扱ふ所謂消費組合はわが國ではその發達未だ甚だ幼稚である。産業組合法はその制定以來數次の改正を經て、購買組合の加工乃至生産の事業を法律上認めるに至つたのであるが、原料を有利に購入して利潤の增大を圖ることを目的とする原料組合と、これと全く矛盾する利潤の廢止を目的とする消費組合とを同じ購買組合なるものに統一しつつある點に於て、現行法は未だ極めて不合理なるものを有する。**參考書** 久留間鮫造、丸岡重堯共著、本邦消費組合論。産業組合中央會、産業組合年鑑。同會、産業組合講座。（山村喬）

購買力 「貨幣價値」の項を見よ。

購買力平價說 「爲替」の項を見よ。

鑛夫勞役扶助規則 鑛業法第五章鑛夫に關する第七十五條乃至八十條は命令を以て諸種の事項を定むべきことを規定して居る。鑛夫勞役扶助規則は之を定むるものであつて、大正五年八月農商務省令として發布され、其後工場法改正と共に大正十五年七月改正鑛夫勞役扶助規則の施行を見るに至つた。內容左の如し。(一)、雇傭勞役扶助規則（所定事項を記載して鑛山監督局長の許可を受くべし）。(二)、鑛夫名簿の備付。(三)、保護職工(イ)其範圍（滿十六歲未滿の者及び女子）、(ロ)就業時間の制限（一日十一時間以下、但し例外として選炭業に從事する者に付ては鑛山監督局長の許可を受けて期間を限り十二時間迄延長することを得）。(ハ)高熱度作業禁止（攝氏三十五度以上の場所の就業禁止、三十度以上の制限）。(ニ)深夜業の禁止（之は鑛夫を二組以上に分ちて就業せしむる場合を例外とした爲め全部骨拔となつたが、後述する昭和四年の改正によつて其目的を達するを得るに至つた）。(ホ)休日及び休憩時間、(ヘ)危險又は有害作業の就業禁止。(四)、疾病者の就業禁止。(五)、産婦及び生兒哺育中の女子の就業禁止（産前四週間、産後六週間の休業、一年未滿の乳兒哺育の爲め一日二回各三十分の哺育時間。(六)、業務上傷病者の扶助（工場法と同じ、工場法の項參照）。(七)、扶助規則は鑛山監督局長に屆出で一方鑛夫に周知せしむべきこと。(八)、罰則。昭和四年九月一日附內務省令を以て發布せられた本則の改正により、(一)地下勞働者の就業時間を原則として十時間に制限し、(二)女子及び年少者（十六歲未滿の者）に就ては深夜業禁止より更に一歩を進めて坑內勞働禁止を規定した。但し之が實施には二年の期間を存し、深夜業禁止と坑內勞働禁止にはその上更に三年の猶豫期間がおかれて居るが、それでも印度に類例を見るにすぎない野蠻なる婦人坑內勞働は數年の後跡をたつことになるわけである。（三輪壽壯）

神戶 〔人口〕大正十四年十月第二回國勢調査の結果によれば、神戶市の人口は男女合計六十四萬四千二百十二人、六大都市中第五位に在り、昭和四年四月一日神戶市東郊の二三村の合併を見、人口の增加を見ると共に第四位となる。〔産業〕貿易及び工業を以つてあらはる。貿易額一ヶ年約二〇億圓に達し、東洋第一の港灣都市。工業は貿易と併進して本市發達の二大要素をなし、明治二十三年には生産額約百萬圓なりしものが、大正八年には約四億萬圓に達し最近は大戰後の餘波をうけて著るしく低下してゐる。工業中主なるものは、製糖業、製油業、製粉業、ロープ製造、ゴム工業、燐寸工業、樟腦製造、紡績工業、製船艦業、航空機製造等である。大正十三年の統計にては私立工場四、五五一、官公立一一。職工總數五七、二三一人。勞働賃金は平均男二圓五十錢、女子一圓。〔財政〕昭和四年度の豫算は、歲出經常部千百十六萬九千餘圓、歲出臨時部八百二十四萬千餘圓、合計千九百四十一萬千餘圓である。この豫算中、社會事業費は純歲出額との比率約百分の一であり、六大都市中最下位に在る。因に兵庫縣政は三部制組織なるを以て、兵庫縣に對する神戶市財政は、神戶市部財政として處理される。〔政治〕市會議員定數六二名、市部選出縣會議員十五名。代議士五名。概して政友系の勢力は本市に於て乏しく民政系、無產政黨系の合同勢力が優位を占めてゐる。昭和四年四月二十五日、普選最初の市會議員選擧行はる。〔社會運動〕(一)、勞働組合運動。大正十年に於ける關西全體に亘る爭議の頻發は、先づ大阪を中心として神戶に波及し、遂に同年七月、川崎造船所に於いて未曾有の大爭議の勃發を見た。蓋し本爭議は參加人員三萬に達し、勞働攻勢の最高潮を示したが、その敗るるに及んでは、神戶に於ける勞働組合の組織は遂に瓦解するに至つた。爾來本爭議を分水嶺として、組合運動衰微し、昭和四年春に於ては、陸上組織勞働者は左右全翼を通じて僅かに二千人を上下するのみ。唯だ港灣都市なる故に、海上勞働組合の本據として日本司厨同盟、日本海員組合等の組合的組織は比較的優勢である。(二)、政黨運動。大正十三年政治研究會を以てスタートを切つた當市に於ける無產黨運動は、其後勞働農民黨、日本勞農黨、社會民衆黨の三派鼎立を示したが、勞働農民黨解散を命ぜらるるに及んで、他の二黨となり、日本勞農黨常に壓他的勢力を保持し、昭和三年末、五無產政黨合同によつて、日本大衆黨と改名するや、その指導的勢力の增大を見る。普選下最初の縣會議員總選擧並に國會議員總選擧に於ては、各の一名の當選者を出す。（阪本勝）

衡平運動 〔原因〕衡平運動は內地の水平社運動と同性質のものである。元來朝鮮の社會には兩班階級、常民階級、及び白丁（ビヤクチヨン）の三つの階級があつた。兩班階級は政治的權力と經濟的地位を擁する特權階級であり、常民階級は政治的權力こそ有してゐないが經濟的にはある程度迄惠まれた階級である。然るに白丁に至つては全く一種の奴隸階級であつて、獨り兩班のみならず常民も亦これを動物視し、社會の最下層民として凡ゆる苛酷なる待遇を受けてゐた。從つてかかる不合理不公平なる境遇から脫却することは全鮮四十萬の白丁の等しく希求するところであつた。適ま內地に起つた水平社運動の激浪は强く白丁の胸を打ち、ここに衡平運動の開始を見るに至つたのである。大正十二年四月、姜相鎬、申鉉壽、千錫水等は晋州大安泝に會合して運動の具體的方法を講じ、同二十五日同所に於て衡平社創立大會を開いた。參會者八十餘名、規約、趣意書を決定し、更らに敎育機關並に會館の設置、宣傳方法等を決議した。〔創立趣意書〕公平は社會の根本で愛情は人類の本領である。それが故に我等は階級を打破し、侮辱的稱號を廢止し、敎育を奬勵し、以て我等も本當の人間として生きんことを期するのが本社の主旨だ。今迄我朝鮮の白丁は如何なる地位と如何なる壓迫の下にゐたか。過去を回想すれば終日痛哭の淚を禁ずることが出來ない。（中略）卑しくて貧しく、劣弱にして賤視せられ、自ら屈して來た者は誰ぞ、噫、それは我等白丁ではなかつたか。社會は我等に如何なる態度をとつたか。所謂知識階級と兩班階級は我等に對して壓迫と蔑視と侮辱だけを與へて吳れた。我等は決して侮辱的虐待を受けるものではない。職業に貴賤なし、況して獸類を屠殺する者は我等のみではない。本社は時代と社會の實狀に應じて創立されたのみでなく、甲午年六月の敎令に依つて、我等も亦既に朝鮮民族の同格に加へられてゐる。愛情を以つて相互扶助し、生活の安定を計り、共同の存榮を期するが爲めに、ここに四十萬の同階級を糾合し、本社の目的と主旨を徹底せしめんとするのである。〔その後の活動〕翌大正十三年に入りて衡平運動は異常の進展を遂げ、二月十、十一日釜山大平館に臨時大會を開き、白丁の文字を戶籍より削除せんことを總督府に要求することと、相互の智德を敎養し、一致團結侮辱的態度に出づる一般社會に對し抗爭することを決議して同年三月天安に革新大會を開き、從來晋州に在つた本部を京城に移すこと、資本金二十萬圓の皮革會社を起して、その利益を衡平運動の資金に充つること等を可決した。日本の水平社運動との連絡提携の策されたのもその時のことであつた。更に大正十五年九月二十五日京城雲泥洞中央總本部に於て臨時大會を開催、出席代議員百二十名次の如き綱領を決定した。一、我等は經濟條件を必要とする人權解放を根本的使命とす。二、我等は一般社會的團體と協同提携して合理的社會の建設を期す。三、我等は衡平社運動の圓滑を期す。四、我等は本階級の當面せる實際的利益の爲めに鬪爭す。（莊原達）

衡平法 (Equity) 衡平法の原語たる「エクイテイ」には大體二つの意味がある。第一の意味では凡そ法規に伴ふ嚴格性を緩和して具體的妥當性を與ふる原理の意味である。この意味の「エクイテイ」は既にアリストテレスの倫理學で說かれたところであり、ローマ法の下に於ても、初期の英法に於ても認められ、又現在各國の法典の解釋に就ても廣く認めらるる。特に最近の自由法論に關連して、此の意味の「エクイテイ」が高調せらるる。第二の意味での「エクイテイ」即ち此處に云ふ衡平法は英米法系に獨特な概念であつて、それは普通法裁判所（コンモン・ロー・コート）の法規を補充し完成する主旨で、別個の裁判所たる衡平裁判所（エクイテイ・コート）が發達させた法理の一體である。衡平裁判所は海事裁判所や宗教裁判所等と異つて、一定の事項に就てのみ管轄權を持つて居つたのでな

く、私法の各領域に渉つて個々の事項に就て衡平法理を發達せしめたのである。物權法の範圍で衡平法理の最も顯著な貢獻は「信託法（ロー・オヴ・トラスト）」である。又地役權に就ての「衡平地役（エクイタブル・サーヴィテュード）」の法理、賣渡擔保（モルゲッヂ）に就ての衡平法理等がある。契約法に就ては「特定履行（スペシフィク・パーフォーマンス）」及び「禁止命令（インヂャンクション）」の法理、「違約金（ペナルティ）」に就ての法理、不法行爲に就ては、不法行爲防止に關する法理等が顯著である。コンモン・ローを民法法典であると假定すれば、エクイテイ法理は之に書き加へられた有權的な註の如きものであると見られ得る。右の如く衡平法は衡平裁判所が發達せしめた法理の一體であるが、十九世紀の後半から獨立な裁判所としての衡平裁判所が廢止せられ、同一裁判所に依つてコンモン・ローと衡平法とが運用せらるるに至る傾向にある。英國では一八七三年の司法條令（ジュデイケチア・アクト）でこの改革が達成され、カナダ及びオーストラリア（ニュー・サウス・ウエールスを除く）でも同樣な改革が達せられた。米國でも、デラウエア、ミスシピ、ニュージャージ、テネツシ及びヴアーモンを除いて同一裁判所がコンモン・ローの法理と衡平法の法理とを適用することになつた。**參考書** Maitland, Equity. Strahan, Digest of Equity. Clark, Principles of Equity.（高柳賢三）

合法的運動・非合法的運動 吾國の現在の無產運動界に合法的運動、非合法的運動といふことが論ぜられてゐるが、前者は主として結社の屆出をなしてゐる公然の無產政黨の運動を指し、後者は主として秘密結社なる共產黨の運動を指してゐる如くである。一般に合法的運動と非合法的運動との差違を、法律上の權利として認定されてゐる運動と法律上の違反として否定されてゐる運動といふやうに理解する。卽ち法律の保證の有無を境界としてゐるが、吾國の無產階級運動に於いては未だ何ものも權利として法律上の保證をうけてゐるものはない。ブルジョアの營業權は權利として法律上で認められてゐると同時に、その侵略者を處罰することに於いて保證されてゐる。無產黨の結社權は法律上では認めてゐるが、未だその多くの侵略者に對して保護されてはゐない。それは公然否定されないだけである。ここに法律の階級性のみならず、その執行に於ける階級性が橫はるのである。從つて無產階級にとつては合法と非合法の差異は、法律上の名分よりも、むしろ階級間の力の關係、卽ち實踐に於いて妨害されるかされないかにある。さればこれを法律と關連させて規定するならば、合法的運動とは法律上の肯定を承認された（未だ保護はされず、禁止されないのみであるが）運動及び法律上の否定の如何に關せず默認せしめた運動であり、非合法的運動とは、法律上の肯定の如何に關せず未だ否定さるる運動及び法律上で否定された運動である。法律は事體の認定であつて、事體に先行しない。無產階級の法律及びその執行上の自由―政治的自由は無產階級の力の增大によつてのみ獲得され得るのである。吾國の無產階級は法律上では嘗つても今日と同樣なる結社權を有したのである。しかるに嘗つては通常の政黨及び組合が解散されてゐた。現在は勿論妨害はあるが存在だけはなし得る。これは法律の肯定にもかかはらずその執行に於いて非合法として否定されてゐたのを合法的として法律的肯定にまで獲得したのである。大正七八年頃にはストライキは法律上否定された非合法運動で、煽動誘惑は治警違反とされた。しかし法律の否定と戰つてストライキは起り、默認せしめて合法性をかくとくし、遂に治警十七條を撤廢せしめた。今日に於いては未だストライキ權は法律的肯定を獲得してゐないけれども、肯定的に默認せしめてゐる。共產黨は吾國に於いては非合法であるが、より多くの政治的自由を獲得せる諸外國にては合法性を有する。かくの如く運動の合法性と非合法性の背後にあるものは階級間の力の關係である。しかして無產階級の運動に於いては純一なる合法的運動及び非合法的運動といふものはない。合法的政黨の運動に於いて、ストライキに於いて、その手段に關しては非合法性のものを伴なうであろうし、非合法的共產黨の運動に於いても、多くの合法的手段を利用せざるを得ないであろう。吾國無產運動の當面の過程は、鬪爭過程組織過程であり、それは一切の運動の合法性獲得の過程である。一切の非合法的運動及び運動方法の合法性の獲得は大衆の壓力によらねばならぬが故に、この大衆動員のためには既得の合法性を剩す所なく利用せねばならぬ。無產階級は運動の合法性を剩す所なく利用して大衆の壓力を組成し、且つ必要なる非合法的運動に勇敢に直面するときにのみ、この階級間の力の作用は、事體の認定を壓迫して、法律的に否定された非合法運動を默認せしめて合法性を戰取り、更に法律的肯定を强制し得るであろう。合法的運動にのみ立こもるもの、非合法的運動にのみ耽けるもの何れも階級の自由を增大するものではない。無產階級の壓力は資本家を壓迫して一切の運動の合法性を法律的には獲得し得るであろう。しかしその一切の合法性を執行の上に於いて保護せしめるといふことは、國家の階級性の拒否する處であり、無產階級國家に於いてのみ可能なる、眞實の合法性である。（田所輝明）

黃埔軍官學校 一九一一年十月の民國革命後十數年の支那は倒滿興漢は成就したが、孫文の革命理想とは距るもの甚だ遠いものがあつた。一方民國革命に遲れてなされた露國革命の成功は孫文に好個の教訓を與ふることとなり「以黨治國」を標榜する國民黨も赤衞軍の如き革命黨軍隊の中心勢力の必要を痛感せしむるに至つた。依つて一九二三年夏廣東政府領袖廖仲愷夫妻の當時熱海に靜養中のヨツフェ訪問となり國民黨と共產黨との密約がなされ、その中に軍官學校建設に對する件も含まれてゐた。學校設立案は國民黨第一回大會に於て可決されたもので、民國十三年春露人ボロジンを顧問とし廖仲愷を創立者として一氣に準備に着手し、廣東及び上海で八百名の學生を募集し同年四月廣東黃埔島の海軍學校跡に「國民黨軍官學校」（通稱黃埔軍官學校）の看板を揭げ、露國の赤衞軍の見學を了して歸廣せる蔣介石を校長とし、六月十六日に開校式が擧げられた。民國十五年一月第三期生卒業後、教育科目中に政治教育を加へ、名稱を「中央軍事政治學校」と改稱し、潮洲、南寧、長沙、武昌等の分校を統一し、民國十六年三月國民軍の南京入りと同時に南京に移轉した。〔組織及び教育〕組織は中央軍事政治學校條例によれば、第一條、中央軍事政治學校は陸軍軍官を養成する所とす。第二條、中央軍事政治學校は國民軍政府軍事委員會に直屬す。第三條、教育は教授と訓練の兩部に分ち其綱領は該校の擬定により軍事委員會に呈請し備査す。第四條、教育の細則は卽ち教授綱領に從て該校の擬定により軍事委員會に呈請し備査す。第五條、中央軍事政治學校は左記の各職員を置く。校長一、黨代表一、教長一、副官三、政治主任一、政治學教官若干、軍學主任一、軍學教官若干、總隊長一、總隊附一、隊長二、醫隊長八、醫隊附二四、助教若干、軍需三、軍醫三、書記二、各管理員錄事若干、此外雜項士兵使役等あり、該校を經て事情を斟酌し用に備す。第六條、校長は國民革命軍軍長にして全校の事務を總理し、軍事委員會に隷屬す。第七條、黨代表は黨務の指導をなし、並に本校を監督し黨綱を遵守す（以下略）。〔教育〕教育は革命軍幹部の短期養成を目的とするもので、創立當初は內容簡單なものであつたが、漸次四圍の事情によつて變化した。學生は學生隊（本科）高級班、入伍生、學生軍及び軍事教導團の五種に別れ、各科の教育は軍事訓練、政治訓練、黨務訓練の三項に分れ、本校の特色は實に政治及び黨務訓練をもなす點であつて、學生隊教育中政治及び黨務訓練中の主要科目は次の如くである。中國國民黨史、三民主義、帝國主義、帝國主義中國侵略史、世界革命、社會學、政治學、經濟學、社會進化史、社會問題、黨の組織問題、軍隊政治工作等。〔活動〕創立當初は財政的にも惠まれず、その效果の如何は疑問とされてゐたが、設立後間もなくその威力を發揮するの機が到來した。それは廣東商民團との衝突でこの一戰によつて多數の武器を沒收し益す內容の充實を圖ることが出來た。その後軍官學校學生軍は陳炯明軍を始め、廣東に於ける數萬の雲南、廣西の反革命を廣東より全く驅逐することに成功し、國民政府の基礎の安定を圖つた。軍官學校の活動中特筆すべきものは孫文の願望であつた北伐に當つて第一、二、三期卒業生全部及び第五期入伍生の工砲科學生が參戰して、克く革命工作に從事し、從來の支那戰爭の面目を一變し、半年ならずして北伐軍の長江進出を成功せしめた事である。（後藤貞治）

合目的性（Fitness. Zweckmässigkeit. Convenance, Finalité）一般に、目的に適合する性質。カントはこれに客觀的合目的性と主觀的合目的性とを區別してゐる。（一）客觀的合目的性。合目的性が客觀に於いて、自然に於いて把捉せられる場合。生物若しくは有機體に於いては全體は部分の機械的寄集めではない。各の部分は全體もしくは他の部分に對して一定の內面的必然的關係をもつて結ばれてゐる。部分は全體の目的にかなひ、またかなふやうにその存在、機能、發達を規定せられる。ここに合目的性がある。さて、生物に於けるかかる合目的性は長い間機械觀的には說明できないものとせられてゐたが、ダーウインの自然淘汰說によつて竟にそれが達せられたと考へられてゐる。（二）主觀的合目的性。合目的性が主觀と客觀との關係に於いて形式的に把捉せられる場合。美は對象そのものの性質ではなくて對象の主觀に對する形式的關係にある。しかし美はわれわれに快感を與へるものとして生活の目的にかなふ。ここに主觀的合目的性がある。合目的性の概念は更にその他にもさまざまの方面でさまざまの立場から廣く用ゐられる。たとへば工藝美術に於いて效用性の概念と同義に用ゐられるが如き。**參考書** 大杉榮、ダーウイン・种の起源。Kant, Kritik der Urteilskraft.（谷川徹三）

合理性（Rationality. Rationalität. Rationalité）（一）一般的な意味での理性に適合する性質。それに對して非合理性は情意的、衝動的な性質を指す。（二）先驗的な或はアプリオリな性質。それに對して非合理性は經驗的な或はアポステリオリな性質を指す。「合理論」、「純粹理性」、「アプリオリ」の各項參照。**參考書** 左右田喜一郞、合理性對非合理性の問題を通じて觀たる極限概念の哲學。（谷川徹三）

康有爲 廣東南海の人。字は更生。一八九五年の進士であるが曾つて工部主事の小官に在つた以外官歷なく、早くより故山で「萬木草堂」の私塾を開いて子弟の養成を念とした。當時風を慕つて集まる者千に達し、梁啓超等幾多の人才を出した。後布衣を以て光緖帝に謁し帝師の禮を受け一八九八年所謂る變法自彊の說を以て淸室の大改革を行はんとしたが袁世凱の裏切りで事未前に露はれ、帝の幽閉、西太后の再攝政となり、康は身を以て日本に亡命し、更に歐米に走つた。彼は孔子の哲學を基礎とした帝政の謳歌者であり、前述戊戌政變後も保皇黨を組織し、「王道」をモツトーとする政治改革を夢みて居た。民國以後は、孔教會によつて專ら君子の道の宣傳に從ひ孔教を國教とすべく骨折つて居たが、張勳の復辟に際し帝制の念忘る能はず密かに北京に入り弼德院院長に任ぜられた。事件失敗後天津に逃れたが一九一八年春特赦された。一九二七年七十二を以て上海に死す。彼の書は當時中國第一を以て稱せられた。（鈴江言一）

高利 「資本」の項を見よ。

鴻臚館 王朝時代に外賓を接待するために設けた客舍であつて、それらを接待する所である。當時それが存在したのは博多、難波、京都の三ヶ所であつた。博多の鴻臚館は一名筑紫館とも言はれ、太宰府內志、太宰府考に詳細である。京都の鴻臚館は東西市に置かれた。嵯峨天皇の時代東鴻臚館を東寺とし、西鴻臚館を西寺として更に七條に館舍を建てた。難波の鴻臚館は一名難波館とも稱した。鴻臚館は前にも述べた樣に、外人接待の所であるが、同時にそこで商品の交易も行はれた。陽成天皇時代渤海の使來朝せ

し時和氣奔鈴をして鴻臚館で貨物を交換せしめた記事がある。村上天皇の時代に至つて、鴻臚館がやうやく衰へた事は菅原文時の意見封事によつて知ることを得る。曰く「一請下不レ廢二失鴻臚館一懷二遠人一勵中文士上事、右鴻臚館者爲二外賓一所レ置也。是律多積、雲構頻類、頃年以來、堂宇欲レ盡、所司不レ能二修造一公家空以廢止」以上三ヶ所以外に、敦賀にも客館ありしこと史上に見ゆ。(石濱知行)

ゴータ綱領 (Das Gothaer Programm) ラッサールによりて創設され（一八六三年）その死後もラッサール派と呼ばれた全獨逸勞働組合 (Der Allgemeine Deutsche Arbeitersverein) とベーベル及びリープクネヒトによつて代表さるる所謂アイゼナッハ派の社會民主勞働黨 (Sozialdemokratische Arbeiterpartei) とは同じ勞働階級の陣營內で互に抗爭を續けてゐたが、一方支配階級の無產階級政治運動に對する壓迫は益す峻烈となり、運動指導者は投獄され、集會は禁止され出版及び結社は抑壓された。かかる狀態の下にあつて無產階級が分裂抗爭するの不利益は明かであつて、兩派の有力者間には小異を捨てて共同の敵にあたるの必要漸く痛感せらるるに至り、殊にラッサールの死後其派の獨裁者たりしシュワイツアー (Schweitzer) の隱退によつて兩派の合同の障碍除かれ、かくて大勢は合同へ進み、遂に一八七五年ゴータ大會に於て兩派の合同成り、獨逸社會勞働黨 (Die Sozialistische Arbeiterpartei Deutschlands) が成立したのである。此合同は決して主義の合致によつたものでなく兩派の妥協の上に成立したものであるが故に、合同政黨の指針たるゴータ綱領はマルクス派社會主義理論に立脚せるものではなく、マルクス主義とラッサール主義との折衷とも云ふべきもので、ラッサールの所謂「賃銀鐵則」とか「生產組合」とかいふ言葉がある位で、マルクスの「ゴータ綱領批評」は痛烈にその不徹底不合理を論駁してゐる。此綱領は一八九一年に至りエルフルト綱領に書きかへられた。綱領の全文を次に掲ぐる。一、勞働は全ての富と全ての文化の源泉である。萬人に有用な勞働は、唯だ社會に依つてのみなされ得るが故に、勞働生產物の全部は社會即ち其全ての成員のものである。而して之が分與の割合は―全ての人が等しく勞働義務を負擔して居るから―平等の權利に從ひ各人の正當なる需要に從つてなされねばならぬ。今日の社會に於ては、勞働手段は資本家階級の獨占する所であり、其結果生じたる勞働者階級の不獨立はあらゆる形式に於ける彼等の窮乏と隷屬の原因である。故に勞働を解放しやうと思へば、勞働手段を社會の共有に改め全勞働を組合的に規律し、其勞働收益を公益に從つて充用し、正義に從つて分配することが必要である。勞働の解放は勞働者階級自身の仕事たらねばならぬ。之に對して爾餘のあらゆる階級は單に反動的集團たるに過ぎぬ。二、此原則に基づき、獨逸社會勞働黨はあらゆる合法的手段により、自由國家と社會主義的社會とを現出し、賃銀勞働者を廢除して賃銀鐵則を粉碎し、あらゆる形態に於ける搾取を絶滅し、すべての社會的政治的不平等を除去せんことを努める。獨逸社會勞働黨は差し當り一國內で活動するけれども、勞働運動の國際的性質を自覺し、四海同胞の實をあげる爲めに勞働者の爲すべきすべての義務を履行する覺悟である。獨逸社會勞働黨は社會問題解決に一歩を進めんがため、勞働者階級の民主的統制の下に國費の補給を受くる社會主義的生產組合の設立を要求する。此生產組合をば工業及び農業に於て手廣く創設し、以て此等の組合より全勞働の社會主義的組織が成立する樣にしなければならぬ。獨逸社會勞働黨は國家の基礎として以下の事項を要求する。一、國家及び地方自治體の全ての選擧に於て、二十歳以上の國民は悉く普通平等且直接の選擧權を與へられ、其投票は無記名で且義務的なること。選擧は日曜又は祭日たるべきこと。二、人民の直接立法及び人民の宣戰媾和決定。三、一般兵役義務。常備軍に代ふるに國民軍を以てすること。四、あらゆる除外法、殊に出版結社集合に關する法律を撤廢すること。一般に自由なる思想の發表、自由なる思索及び研究を制限する全ての法律を撤廢すること。五、人民による裁判及び無償の裁判。六、國家に依る一般平等なる國民敎育、一般就學義務、全ての敎育機關に於ける敎育を無償とすること、宗敎を個人の私事なりと宣言すること。獨逸社會勞働黨は現今の社會に於て以下の事項を要求する。一、上述の要求の意味に於ける政治的權利と自由とを出來るだけ擴張すること。二。國家は地方自治體に於てあらゆる現存租税、殊に國民に負擔を課する間接税に代へて、唯一の累進所得税を設くること。三、無制限なる團結權を認むること。四、社會の需要に應ずる標準勞働時間を定むること、日曜日勞働を禁止すること。五、幼少年者の勞働並に健康及び德性を傷くる全ての女子勞働を禁止すること。六、勞働者の生命健康に對する保護法を設くること。勞働者の住宅を衞生的に監督すること。勞働者から選出した役員により、鑛山、工場、職場及び家內工業を監督すること。七、囚徒勞働を規律すること。八、全ての勞働者救濟及び扶助を完全に自治とすること。(三輪壽壯)

コーヘン (Cohen, Hermann 1842―1918) 新カント主義のマールブルク學派の創設者。獨逸コスキッヒに生れ少年時代父から希伯來法典、中世の猶太宗敎哲學を敎へられた。十五歳にしてブレスラウの猶太神學校に學ぶ。一八六一年大學に入り、六四年伯林に轉學、翌年ハルレで學位を得、伯林に戻つて解剖學を修め、再びハルレで生理學を專攻し、その間物理學、化學、高等數學を學んだ。猶太人の故に伯林大學に就職の望なき彼は、自分に好意と同情とを寄せたA・ランゲを慕つてマールブルクに行き、七三年漸く講師となつた。七五年助敎授となり、翌年ランゲの後任として正敎授となる。爾後（一九一二年）その公職を退くまで哲學敎授として自信をもつてその職責を完うした。數學的自然科學を基礎としてカントの批判哲學の精神を復興した。同じく新カント學派のリッケルトの二元論に對して彼は形式と內容とを對立したものとせず、內容は本來形式化さる可きもの、所與は課題として與へられたるものであり、非合理なるものは單に x であつて合理化さる可きものにほかならないと解する。思惟がその內容を生產することによつてこの合理化はなされる。思惟の本質は無限なる生產である。彼はこれを說明するに微分の考をもつてした。**主著** Platons Ideenlehre u. d. Mathematik, Infinitesimalmethode etc., (兩者共に Schriften zur Philosophie, 1928 に收錄) Kants Theorie der Erfahrung. Kants Begründung der Ethik. Kants Begründung der Aesthetik. Logik der reinen Erkenntnis. Ethik des reinen Willens. Aesthetik des reinen Gefühls. **參考書** Kinkel, Hermann Cohen. Natorp, Kant und Marburger Schule. (三木淸)

コール (Call) 元來コールは各國それぞれの金融事情に應じて發達したものであつて國によりて異同あり、これに嚴格なる定義を附することは困難であるが、大體に於て次の如く定義することが出來やう。「コールとは主として金融業者間に於て、擔保を供し（原則として）豫告を要せず、又は短期豫告に基いて、債權者又は債務者より返濟の申出により貸借を決濟する資金を謂ふ」元來コールとは「呼べば返る」と云ふ意味で要求次第直ちに決濟される短期貸借を謂ふのである。コールはこれを出手から見れば一時手許に遊資を生じた際資金の死藏を避けつつ、然も手許準備の性質を失はないやう確實迅速に回收することを目的として放出するものであり、取手側から云へば一時手許資金が缺乏した場合迅速に供給を受け、且つ用濟次第返却し得るやうな資金を吸收することを目的として借入るる性質をもつてゐる。而して之を出手側より見るときはコール・ローンと呼び取手側より見るときはコール・マネーと呼ぶが、普通コールと云ふ場合はコール・ローンを指す。英米に於てはコールの種類は唯一つしかないが、我國に於ては、半日コール、翌日物、無條件、普通物、月越條件、月越無條件、長期物の七種あり。長期物には六十日物と云ふコール本來の用途から外れたものもある。コールの使途はロンドン市場に於ては割引市場に對する資金の供給であり、紐育市場に於ては株式市場に對する資金の供給である。然るに我國に於ては主として市中銀行の手形交換尻の決濟用に充てられ又特殊銀行の所謂コール漁りに利用されてゐる。コールの需要は翌日物最も多く、その利率の變動は金融市場の繁閑を示すバロメーターであるとされてゐる。我國に初めてコールを紹介したのは現三井信託社長米山梅吉氏である。(高橋龜吉)

コール (Cole, Georg Douglas Howard 1889―) オックスフォードに學び、現在オックスフォードに經濟學を講じつつある。現在イギリスの持つ優秀なる勞働問題に關する學者であり、歷史家である。大戰爭直前に「勞働の世界」を著し、一躍して論壇にその名をうたはれて以來、彼の著せる述作の數は甚だ多い。**主著** The World of Labour, 1913. Self-Government in Industry, 1917. Labour in the Commonwealth, 1918. Payment of Wages, 1918 (Revised 1928). Chaos and Order in Industry, 1920. Workshop Organisation, 1923. Labour in the Coal Mining Industry, 1923. Organised Labour, 1924. William Cobbett, 1925. Robert Owen, 1925. A Short History of the British Working Class Movement, 1925―1927. (後藤信夫)

ゴールキイ (Gorki, Maxim 1869―) 本名をアレキセイ・ペシュコーフと稱す。マキシム・ゴールキイといふのは最大の苦痛といふ意味を持つペンネームである。一八六九年三月十四日中央ロシアのニージニイノーブゴロに染物屋の娘を母とし上繪描を父として生る。幼時父母を失ひ尊大なる祖父の手に引取られ、早くより彼の所謂「仲に」突出され人生の「どん底」でつぶさに生活の苦盃を啜る。その生活を描いて勞働者の新しき明日を數へたる「どん底」の作を公にしてより文名全露にひろまり、今や實に世界を旆がす。一九〇五年後革命運動には社會黨の首領として睨まれて國外に追放され、十三年に至りロマノフ皇室三百年祭の特赦で歸國を許さる。その間伊太利のカプリ島で快々樂しまざる日を送る。一九〇二年「どん底」を公にせし以前のゴーリキイの作物は小說、劇ともに强き自由なる人格の讃美として、或ひは熾烈なる想像力の所產として單にロマンチックなる詩的價値を有するもののみなれども「どん底」に至りてその趣を異にす。下層社會の慘狀を社會的道義的見地に立ちて徹頭徹尾寫實的に描き「どん底」の劇能く二三年にしてモスコー藝術座にて數百回の興業を重ねたと云はれる。彼の作は新社會樹立の理想を內に藏し、詩と音樂的美しさを持ち獨自のリアリズムを以つて人を動かす。現在新しきロシアに於て大トルストイをしのぐ盛名あり。作亦多し。(阪本勝)

胡漢民 廣東番禺の人。日本の法政大學の出身。辛亥革命の元勳の一人である。留學中、汪精衞等と民報を發行し革命思想の宣傳に奮鬪。民報が發行禁止となるや、シンガポールに去り南洋一帶の宣傳に從事す。武漢の革命と共に廣東都督となり更に孫文の秘書長となる。第二革命に際し廣州を攻めて失敗し日本に亡命。一九一八年軍政府成立と共に再び孫文の秘書長となり常に去就を共にした。一九二三年廣東省長となり、國民黨の改組に當つて中央執行委員となる。一九二五年廖仲愷暗殺の首謀と認められ一時監禁されたが間もなく許されて露西亞に送られた。一九二六年廣東に歸つたが、當時の當局と相容れず、一九二七年南京政府なるに及んで初めて復活し、九月兩政府合併後、政府常任委員、中央宣傳部主任、軍事委員會主席團委員等を兼ね、一九二八年末五院制實施と共に立法院院長となる。過去に於いてマルキシズムの理論斷片の紹介、資本論解說の翻譯等の歷史あるも、本人は、右派社會民主主義者としてのナショナル・ブルジョアジーである。蔣介石と同じプロ

ツクに屬すべきものなるに拘らず、勢力關係より今日では西山會議派と共に廣西派封建勢力と協同して居る。歲五十。(鈴江言一)

小切手 (Cheque, Check. Scheck Chèque)〔小切手の形式的性質〕 小切手とは、普通、銀行に對して(イギリス手形法は銀行にかぎらない)一定の金額をば證券呈示次第に受取人またはその所持人に支拂ふことを預金者が委託するところの證券である。現今、銀行に當座預金を有するものは、その引出または支拂ひに際して銀行宛小切手を振り出す。そこで小切手は、一つの支拂用具となつて短期ながら流通する。この小切手は法律的に如何なる形式を備へてゐるか。(一)小切手は普通一定の金額(ドイツでは一定量の有價證券をも認む)の支拂委託である。だが、以下の諸點において爲替手形と區別される小切手の特性がある。即ち、(二)小切手はすべて一覽拂ひである。(三)小切手の期限は自由に附し得ないが、その所持人の方でも日附より十日以内にこれを呈示して支拂を求むることを要する。(四)振出人は呈示期間の經過前には支拂の委託を取消し得ない。これは小切手には引受けがないので流通を確保するためである。しかしその代りには、(五)小切手を振出すには必らずその額以上の預金若くは信用契約をもつてゐることを要する。以上は爲替手形との相異にもとづく小切手の特徴である。尙ほ(六)小切手面の記載事項は商法第五百三十條に規定されてゐる。〔小切手の經濟的性質〕 經濟的性質といつても吾々はここで私經濟的な立場から見られるところの、小切手の宣す種々の便益貢獻については觸れないこととし、專ら小切手の資本制經濟においてもつ意義を顧るに止める。小切手制度は、社會經濟的乃至國民經濟的に見られる場合、まづその第一の作用として、それは一國の貨幣需要額を節減するといはれる。即ち、小切手の支拂人が順次に他の支拂に小切手を用ゐるとき、もしくは小も手をもつ諸銀行が手形交換所において相互に相殺するとき、または同一銀行に小切手が預け入れられる場合には帳簿上の振替によつて相殺するときは、殆んど貨幣を動す必要が起らない。そこで銀行が實際に支拂のために保有せねばならぬ貨幣額は小額となるがゆゑに、銀行はそれ以外の貨幣を他の資金需要に應じて貸出し得ることになる。なるほどこの結果から見れば、一社會に既存の貨幣額より以上の貨幣額の運用を可能ならしめるといふ意味において、一國に必要であるところの貨幣の額を節減し得るといひ得よう。しかし乍ら、これのみのことにどれほどの社會經濟的意義があるであろうか。これに反して、もし銀行がかくの如き小切手流通によつてその處分し得る貨幣額を增すとするならば、それは取も直ほさず銀行の信用擴大を齎すものにほかならぬ。かかる信用は、るのみで、別に資本家的生産そのものを前提するわけではないが、資本家的生產が發展するにつれて商品流通も發展するがゆゑに、從つてこの種の信用も發展する。かくてこの信用は益す資本家の、特に商業資本家の利用するところとなり、理論上は謂ゆる流通資本として作用し、かくて今度は逆に資本家的生產そのものの發展を促すべく交互作用の中に入る。小切手制度のもつ最も重要なる意義は、まさにこの點にあるであろう。なほかうした小切手制度のもつ特徴は、銀行預金そのものが銀行の貸出の振替によつて更に膨脹し新たに成立することにより、かくてその膨脹を基礎として小切手の流用されることにより、二重の效果を發揮すると見得るであろう。(笠信太郎)

國際(仲裁)裁判 (Arbitration, Arbitrage. Schiedsgerichtsbarkeit) 國際裁判の語はまだ充分に熟せず、一般に仲裁裁判と呼ばれてゐる。しかし、常設國際司法裁判所の設立以來司法裁判が生じたのであるから、兩者を包括する名辭として國際裁判の語を用うることが妥當であろう。仲裁裁判と司法裁判との差異は形式的には前者が仲裁裁判所の裁判であり、後者が常設國際司法裁判所の裁判であるが、實質的には前者が紛爭當事國によつて選任された裁判所の裁判であり、後者が特に當事國の選任にかかるのでない裁判所の裁判である點に在る。しかし、法律に準據して紛爭を決定し、決定が判決として拘束力を有する點に於て兩者はともに適當な意義に於ける裁判だ。國際裁判は仲裁裁判の形式に於いて既に古くより行はれた。古代アジアおよびギリシアに於いても行はれたが十九世紀に至つて著しく增加し、學者によつて一三六件、一七三件、二一二件等と計上されてゐる。二十世紀に入つてからは更に一層多く行はれ、一九二八年までに常設仲裁裁判所のみで十九件、常設國際司法裁判所のみで十三件に及んでゐる。國際裁判所には三つの種類がある。個別的または對事仲裁裁判所は特定の紛爭を裁判するための仲裁裁判所で、その紛爭の裁判が終れば、直ちに解體される最も幼稚なものであり、第一平和會議(一八九九年)までの仲裁裁判は常にこの種の裁判所で行はれた。次に常設仲裁裁判所は第一平和會議で設立せられたもので、各締約國が先づ四名づつの判事を選定しておき、事件毎にその中から當事國が選出した裁判官からなる仲裁裁判部が裁判に當る、不完全な常設的裁判所である。最後に常設國際司法裁判所は聯盟規約第十四條に基づき聯盟の機關として設立せられたもので、理事會と總會とで各過半數の票決を得た任期九年の正裁判官十一名を以て構成される。完全に常設的國際的の裁判所として先づ理想に近いものである。裁判所への事件の付託は仲裁裁判の場合には當事國間に仲裁契約を締結して紛爭の目的や裁判官の選任方法などを協定し、司法裁判の場合には双方の合意または一方の請求による。その後の手續は何れの裁判においても書面提出と辯論を經て判決が下される。判決は法律に準據し確定的であり、當事國を拘束する。裁判に付託せらるべき紛爭は一般的にはまだ總ての紛爭に及んでゐない。勿論當事國が合意すればいかなる紛爭

でも付託し得られるが、裁判に付託さるべきものとして豫め約定される紛爭は、少數の國の間を除いては有限的である。最も廣く行はれてゐる標準を示せば、世界大戰前には國家の名譽、獨立、重大な利益、第三國の利益に關する紛爭を除いた法律的性質または條約の解釋に關する紛爭であり、大戰後には法律的紛爭殊に條約の解釋、國際法上の問題、國際義務の違反となるべき事實の存否、國際義務の違反に對する賠償の性質または範圍に關する紛爭である。裁判に付託すべき紛爭の種類やそれを付託すべき裁判所を約定する特別の條約を仲裁條約といふ。仲裁裁判の場合には裁判所の構成、權限、手續までが詳細に規定される。第一平和會議以後になつて始めて成立し、大戰前に於て有效であつたものが一六二、大戰後一九二八年までに新たに締結されたものが八五に及んでゐる。仲裁裁判義務は仲裁條約以外の條約でも設定される。條約がその條約に規定する事項またはその條約の解釋適用に關する紛爭を裁判に付託するといふ條項(仲裁條項)を含む場合である。また聯盟規約第十二條第十三條と常設國際司法裁判所規程第三十六條は多數の國の間に廣い範圍で仲裁義務を設定するものとして非常に重要である。國際裁判が國際法および國際社會の最も重要な問題であることは云ふまでもない。國際法の發達の上にも、國際正義と國際平和との實現の上にも、實に必須の要請である。その發達は現在および將來の國際社會に於ける最大の課題だと一般に云はれてゐる。〔參考書〕 岩田喜三郎、國際裁判の歷史的研究(國家學會雜誌三七卷二一八號)Darby, International Tribunals, 4th ed., 1904. Moore, History and Digest of Arbitrations, 6 vols. 1898. Ralston, International Arbitral Law and Procedure, 1910. Mérignac, Traité théorique et pratique de l'Arbitrage. Politis, La Justice internationale. La Fontaine, Pasicrisie. Fried, Handbuch der Friedensbewegung. Nippold, Fortbildung des Verfahr ns. (横田喜三郎)

國際行政 「行政及び行政學」、「國際聯盟」、「國際聯盟機關」の項を見よ。

國際政治 (International Politics. Internationale Politik. Politique Internationale) 國際政治といふ語辭は世界戰後國際聯盟の出現と相俟ち漸く行はるるに至つたもので、未だ一般には人口に膾炙するに至らざるものである。從前には普通に外交又は對外政策の語が用ゐられた。しかし今日謂ふ所の國際政治は必ずしも外交又は對外政策と同一の意義を有するものではない。國際政治はかくの如く新規の熟語であるので其の意味も未だ一定するに至らない。國際政治が國際社會に於ける政治現象なる事には何人も異論はないが、然し國際社會とは何ぞ、政治現象とは何ぞ、と謂へば所論區々たるを免れない。今國際政治を實證的意味に解すれば國際社會に於ける國家其他の政治的團體間に行はるる勢力關爭の過程並に之に對し一定の目的方向を有する統制を加へ國際社會に對し秩序と組織を與へ若しくは與へんとする行動であると謂へる。國際政治の行はるる畛域は國際社會である。國際社會は世界社會に於ける部分社會で、勢力關爭や組織統制行爲に參加する所の國家其他の政治的團體より構成せらるる社會である。世界社會は凡そ地球上に生存する一切の個人及び社會集團より成り凡そ一切の人間の社會的結合關係を包攬する所の全體社會である。國際社會は政治的に制約せらるる社會であるから、世界社會其ものではない。國際社會内に於ける一の部分社會であつて世界社會の最も重要なる構成要素の一である。それは國家其他の權力團體より構成せられる基礎社會である。國家は國際社會の最も主要なる構成要素である。從來國際社會體は國家より成るといふ通説の如き其例である。しかし今日に於ては國際社會は國家のみより成立するものに非ることは一般に明認せらるるに至つた。國際聯盟が多數の國家を包攝する所の政治團體であつて、其自體國際社會の主なる要素であるは勿論、所謂國際行政機關と稱せらるるユーブ河國際委員會其他の國際河川委員會、國際衞生委員會の如きも亦國際社會の成員である。しかし國際社會の成員たるものは權力團體の性質を有するものに限り、單に私的性質を有するに過ぎざる團體又は個人の如きは國際社會の間接成員たるを得るも、直接的成員たるを得ずと解すべきである。國際政治を規定する根本法則は生物社會を支配する基本法則と同じく一は生存競爭の法則であり他は連帶の法則である。生存競爭の法則が國際社會に現はれて國際關爭の事象となる。國際社會に於ては、國家社會に於ける如く組織統制の權力が確立せざるが故に、國際關爭は無秩序的に行はれ平和的關爭よりも武力的關爭が顯著となる。從來の國際政治史を顧れば、國際政治は國家間の勢力關爭の過程であることが直ちに發見せられる。ラッツェンホーファーの如きは、國家間に於ては絶對的敵對の原則が行はれ國家は相互に不斷の敵對的狀態にあると强調してゐる。國家は其生存及び發展を確立するために戰爭に訴ふるのみならず又外交術を用ゐ權謀術數を弄するは著明の事實である。しかし國際社會に於ては他の一方に於て社會連帶の法則の行はるることも亦蔽ふべからざる事實である。國際間に於ては社會的、經濟的、文化的の利益連帶關係を生じ各種の協力が行はれる。國際間の無政府狀態を克服するため國際統制が行はれ一定の組織秩序を與へらるるに至る。この國際統制の努力が現はれて法律的には國際法律となり、政治的には國際協調、國際聯合、國際聯盟の如き現象となるのである。〔參考書〕 神川彦松、國際聯盟政策論(昭和二年)。Pitman Potter, An Introduction to the Study of International Organization, 1922. Leonard Woolf, International Government, 1916. J. W. Hughan, A Study of International Government, 1923. M. Gonsorowski, Société des Nations et Problème de la Paix, 2 vols. 1927. J. Novicow, La Fédération de l'Europe, 2 ed.

1901. O. G. v. Wesendonk, Auswärtige Politik, 1926. Ter Meulen, Der Gedanke der Internationalen Organisation, 1917. Max Huber, Die allgemeinen politischen Grundlagen des Völkerbundvertrages. Schücking u. Wehberg, Die Satzung des Völkerbundes. Gustav Ratzenhofer, Wesen und Zweck der Politik. II. (神川彦松)

國際貸借 (International Balance of Payments) 國際貸借は國際收支とも言ひ、普通一國と他國との年々の收支勘定を云ふ。然らばこの國際貸借を構成する要素は何であるかと云ふに、之を大きく分類すれば貿易上の貸借と貿易外の貸借となす。貿易上の貸借とは一國が商品の輸出入をなすことによつて生ずる收支であつて、輸出貿易は收入となり輸入貿易は支出となる。貿易外の貸借とは輸出入貿易によらざる貸借であつて、これを構成する項目は極めて多岐に亘り、所謂 Invisible Items であつて正確な計算を得ることは何れの國に於ても困難であるとされてゐる。貿易外貸借を構成する主要項目を列擧すれば、(一)運賃保險料及び手數料、(二)、外債利子の收支、(三)、邦人の海外事業、外人の內地事業損益收支、(四)、海外出稼人の送金及び持歸金(五)、公館及び留學生費用の收支、(六)、外國人內地消費及び邦人の海外消費、(七)、外債の償還、又は賣買、(八)、海外投資及びその回收等があるが、右の中(一)—(六)は經常收支と稱して本來的意味に於ける貿易外收支の內容をなすものであり、(七)、(八)は臨時收支に屬する。從つて普通國際貸借に於て問題となる貿易外收支は專ら經常收支に限られる。最近に於ける我國收支勘定を見るに、貿易勘定に於て約三億の入超(植民地も含む)、貿易外經常勘定に於ては約一億五千萬圓の受取勘定になり、差引一億五千萬圓の支拂超過額は外債發行等の臨時收入によつて埋合されてゐる。國際間の貸借決濟尻は本來ならば金又は銀の如き正貨の輸送によつて行はれるのであるが、債務國にして若し正貨が缺乏してゐるとすれば、外債(公社債)を發行して債務を繼續する。これを債權國側から云ふならば、資本を投下することになる。而してその利子の支拂は貨物の輸出の形をとる。かくて近代の國際貿易關係に於ては債權國が輸入超過國となり、債務國が輸出超過國の狀態に變化する現象を見るのである。十九世紀後半の英佛獨の如き債權國のチピカルな例である。債權國の債務國に對する投下資本(債務國から云へば支拂超過による借金)が生產力となつて債務國の生產を增加すれば、貿易出超增加によつて支拂が決濟されるが、債務の原因が奢侈品、消費財の入超によるときは逐年支拂の見込なき債務を累加する事になる。(高橋龜吉)

國際聯盟 (League of Nations. Völkerbund. Société des Nations) 國際聯盟は世界平和の確立と人類文化の向上とを目的とし、國際社會全體の共同事項につき永續的機關により共同管理を行ふ所の世界的政治團體である。現實國際聯盟は世界戰爭の大慘禍に鑑み、戰爭は人類の生存と文化とを脅威する害惡なるを實感し、世界永續平和に對する不可避の欲求より生れ來りたるもので、世界戰爭中より米國大統領ウイルソンによりて代表的に其必要を提唱せられ、パリ講和會議に於いて創設せらるるに至つたものである。國際聯盟の根本法たる聯盟規約はヴエルサイユ條約其他の世界戰爭の諸講和條約の劈頭に揭げられヴエルサイユ條約が一九二〇年一月十日愈よ效力を發生すると同時に國際聯盟は正式に成立を告げたのである。國際聯盟は概念的には凡そ地球上に存立する總ての國家及び民族を包擁するの世界的政治機構である。かかる大規模なる政治團體は有史以來始めて見る所である。之を國際公法的に觀察すれば國際聯盟は世界的聯邦であると謂へる。從來の所謂シユタールテン・ブンドなるものは地方的特殊的のものであるが、國際聯盟は世界的普遍的なる點に於て特色を有する。聯盟國には現實國際聯盟には五十四箇國が參加してゐる。聯盟國には世界戰爭中獨逸と、交戰又は絕交した諸國たる第一種原聯盟國廿八箇國と大戰中中立の地位にあつた第二種原聯盟國たる十三箇國と成立後加盟を許されたる加入聯盟國十三箇國の別がある。聯盟國たるべきものは原則として獨立國家であるが、領地又は植民地にして完全なる自治を有するものは例外として聯盟國たるを許さる。英國のドミニオンズ及び印度は原聯盟國の列に入つてゐる。聯盟外に立てる所謂非聯盟國は極少數で其主たるものは米國、サヴエート聯邦、トルコ、アフガニスタン、メキシコの五箇國に過ぎない。國際聯盟の目的は世界平和の確保と人類文化の促進である。國際聯盟は戰爭の防止、世界平和の確立を神聖なる使命として出生したるものである。國際聯盟は第一に平和團體である。此の目的を實現するために聯盟國は「戰爭ニ訴ヘザルノ義務ヲ受諾シ」聯盟國間に國交斷絕に至る虞ある紛爭發生するときは、聯盟國は事件を國際司法解決、國際仲裁裁判又は聯盟理事會の審査の何れか一に附託して解決を期するを要し、裁判の判決後、又は聯盟理事會の報告後三月の停止期間を經過するまではいかなる場合に於ても戰爭に訴へざるの義務を負ふ。又戰爭若くは戰爭の脅威は聯盟國の何れかに直接の影響あると否とを問はず總て聯盟全體の利害事項たることを承認し、聯盟は國際平和を擁護するため適當且有效と認むる措置を執るの權能を有する。非聯盟國が當事國たる場合と雖も聯盟は國際紛爭に干涉し其の平和的解決を計るを得る。若し聯盟國が國際紛爭の平和的解決に關する聯盟規約の條項に違反して戰爭に訴へたる場合には、其國は當然他の總ての聯盟國に對し戰爭行爲を爲したるものと看做され、其國と他の聯盟國との間に當然に交戰狀態成立するに至り、聯盟國は違反國に對し經濟的財政的武力的制裁を課し之を膺懲するを得るのである。國際聯盟は次に各種の文化目的を有する。此點に於いて聯盟は文化團體であり、經濟團體であり、勞働團體である。社會正義を實現し、勞働者の狀態を改善し、其の人道的取扱、生活の改良を計るため、聯盟は國際勞働機關を設立する。通商の自由及び平等を實現し世界の經濟的繁榮を期す

るための施設をなす。婦人及び兒童の賣買、阿片其他の有害藥物の取引を監督するため諸種の施設を爲し、病の豫防、撲滅の爲め赤十字の奬勵を爲し、其他の措置を講ずる。國際の學藝協力を促進するため努力をする。國際聯盟は永續的機關により共同管理を行ふ組織である。永續的機關を有する點に於いて從來のあらゆる國際組織に對し長所を有する。聯盟の中央機關は聯盟總會、聯盟理事會及び聯盟事務局である。左右兩翼機關として司法機關としてヘーグに於ける常設國際司法裁判所があり、勞働機關としては勞働總會、勞働理事會、勞働事務局がある。この他に常設又は臨時の各種の專門機關、補助機關が存在する。參考書 神川彦松、國際聯盟政策論(昭和三年)。Frederick Pollock, The League of Nations, 2nd ed., 1922. Duggan (ed.) League of Nations: the Principle and the Practice, 1919. C. Howard-Ellis, The Origin, Structure and Working of the League of Nations, 1928. Larnaude, La Société des Nations, 1920. Hoijer, Le Pacte de la Société des Nations, 1926. R. Redslob, Théorie de la Société des Nations, 1927. Miroslas Gonsiorowski, Société des Nations et Problème de la Paix. 2 vols. 1927. Schücking u. Wehberg, Die Satzung des Völkerbundes. Wehberg, Grundprobleme der Völkerbundes (神川彦松)

國際勞働機關 (International Labour Organization. L'Organisation Internationale du Travail) 國際勞働立法促進のための常設的國際機關として、ヴエルサイユ平和條約第十三篇(勞働篇)によりて創設せられたものである。第十三篇の冒頭には、國際聯盟の目的たる世界平和は、社會正義の基礎の上にのみ建設することを得、現存の不公正なる勞働狀態を改革するによりてのみ社會正義は實現せられ得べく、この改革には國際的の協力が必要であるといつて本機關の目的を述べて居る。而して、平和條約第四二七條には、勞働非商品の原則、八時間制、結社の自由、幼年勞働の禁止等九ヶ條にわたる諸原則を掲げて、本機關の活動方向を示して居る。本機關の締盟國即ち本機關の構成員は原則として、國際聯盟加入國の全部(條約第三八七條)であり、米國とロシアとは加入して居ない。これが本機關の弱味であることは謂ふ迄もない。組織の上より見たる本機關は(一)、締盟國代表者から成立つ勞働總會、(二)、勞働理事會に依つて管理せらるる國際勞働事務局(International du Travail)の二部分より成つて居る。總會は、謂はば議決機關であり、少なくとも年一回は開かれ、各締盟國は四名の代表者(二名は政府代表、他の二名は、各の勞働と資本とを代表し、政府が勞資の代表的諸團體と合議の上選任するもの)を遣る。總會は理事會によりて選定せられ且つ開會前四ヶ月に締盟國政府に交附せられたる議題につき、討論し採決する。採決は勸告又は條約案の二形式によりて行はれるが共に出席代表の三分の二以上の賛成によりて成立する。締盟國は總會終了後一年以內に(特別の事情あるときは一ヶ年半以內に)立法その他の處置を執るが爲め、條約案又は勸告を權限ある機關(我國では、之を樞密院なりと解せらる。英國等にては勿論議會である)の議に付す可き義務がある。勸告の場合に於いては各國は、その勸告の採否及びその採りたる處置を、聯盟事務總長宛に單に報告すればよいのであるが、條約案の場合に於いては各國は右條約の規定の實施に必要なる同意ありたる場合には、締盟國は右條約の正式批准を事務總長に通告すると共に、右條約の規定の實施に必要なる處置を執らねばならぬ(但し權限ある機關が同意を與へなかつた場合には、是れ以上何等の義務はない)。條約が之れを批准した締盟國のみを拘束するのもない。一般締盟國はすべての條約案を批准する義務はないが、それを權限ある機關に付議するだけの義務はある。かかる機構は全然新規のものであつて、結局批准するもせざるも一國の勝手であるから、表面上はこの機構は甚だ薄弱なるものである如くに見えるが、本機關の活動全體が各國の正しき輿論の後援を有するものなるが故に、實質に於ては、本機關は相當に有力なる活動を爲し得るのである。批准を爲したる締盟國が條約の規定を實施せず、又はその實施が不充分である場合は、他の批准國は異議の申立てを、而して勞資各團體は申告を爲すことが出來る。必要な時は國際勞働事務局は調査委員會を設置することも出來る。常設司法裁判所の裁判を求むることも出來る。最後には他の諸締盟國による經濟的の制裁にも付し得る。一方、謂はば、中央執行機關たる國際勞働事務局は國際勞働條約締結の目的を以て勞働總會に提出せんとする事項の審査をなし、また勞資者の生活狀態及び勞働條件の國際的調節に關する一切の情報の蒐集及び配付、その他勞働總會の命による特別調査の遂行を爲し、國際的に利害關係ある產業問題、勞働問題に關する定期刊行物を出して居る。その他、勞働總會の決議によりて委託せられた一切の事務を執行するの職能を有し、勞働問題に關する國際的手形交換所たるの觀がある。外交部、調査部、情報聯絡部に分たれ、三十ヶ國を代表する四百名近くの局員が活動して居る。勞働理事會は勞働局の管理機關であり、政府代表十二名、資本代表六名、勞働代表六名合計二十四名の理事より成つて居る。英、佛、獨、伊、白、日、印、加奈太の八大產業國の政府は當然之に席を有する。每三ヶ月定例會を開き、總會の議事事項目の決定、事務局活動の目的物及びその範圍を決定し、本機關の豫算を議定し、勞働局長を任命し、また諸種の常設委員會を設置する。委員會の重なるものは、聯合海事委員會(Joint Maritime Commission)常設移民委員會、農事混合委員會等である。(松本重治)

國際勞働組合同盟 (International Federation of Trade Unions. Internationale Gewerkschaftsbund. Federation Syndicale Internationale)第二インタナショナルと同一立場に立つ諸國勞働組合の國際組織。其本部所在地の

名アムステルダム(Amsterdam)に因んで「アムステルダム同盟」又は單に「アムステルダム」とも言はれる。設立一九一九年二月。戰前の第二インタナショナルは、最初政黨及び勞働組合の兩者を含んでゐたが、一九〇一年イギリス、ドイツ等七ケ國の勞働組合のみの國際組織をつくる事を企圖し、一九〇三年に諸國組合の聯絡機關としてベルリンに書記局を設け、勞働組合のインタナショナルはその體をなした。更に一九一三年チューリヒ(Zürich)の國際大會に於て、このインタナショナルは「國際勞働組合同盟」と名づけられた。之は二十餘國の勞働組合同盟の成員約一千萬人を擁してゐたが、しかし一九一四年八月の世界大戰勃發の時その成員が自國の政府の戰政策に與したため瓦解してしまつた。一九一九年二月第二インタナショナルの再建會議がベルヌ(Berne)に開かれた時、之に出席せる諸國の組合代表者が別に會合して、「國際勞働組合同盟」の再建を可決した。この同盟は第二インタナショナルと傾向を同じくし、從つて第三インタナショナル及びそれと同一立場にある赤色勞働組合同盟と、常に對立抗爭し、赤色勞働組合同盟の統一戰線戰術の現はれたる組合インタナショナル統一運動に對しては、若し赤色勞働組合インタナショナル内の諸組合が眞に統一インタナショナルを欲するならば、アムステルダム派に加盟し來れ、といふ意味のウイーン大會(一九二四年)の決議を常に固守して、事實上統一に反對してゐる。アムステルダム派に於てもイギリスの組合だけは、一九二四年頃からロシアの組合統一運動に協力してゐたが(英露委員會」の項參照)、一九二六年のイギリスの總同盟罷業以來、英露兩國の組合運動に不和を生じてより、イギリスの組合も統一運動にサボタージュしてゐるから、今はアムステルダム派を擧げて統一運動に反對してゐるのである。資本家に對しては協調的立場をとり、國際勞働局の如き協調機關にも積極的に參加し、又各國に於けるその加盟組合は、資本家の產業合理化政策に協力して、ドイツ勞働者の主唱の下に造り上げられた國際的組織なのであるが、此の機關が飢饉に脅かされつつある多くの人口に對する必要品の分配に成功し、更に進んで經濟的再建のために必需なる生產手段の供給に迄もその手を及ぼしてその最初の目的を達した後も、存續して廣く一般に勞働階級の危急に際しての救援機關となつた。此のI・A・Hの第二の仕事は關東大震災に於いて打擊を蒙つた日本の勞働者への援助であつた。又、ルール地方その他の大ストライキに際し、或はその他の重大なるストライキのある毎に此の團體は廣く意義ある勞働階級の相互扶助の機關となつて資金の調達乃至は物資の供給、或は又兒童の扶養等の事に當つた。更に又此の組織は上述の如き經濟的活動に止らず、勞働階級の文化運動にも關與し、ロシアの如きは出版映畫製作等を經營して居る。(後藤信夫)

國際勞働者同盟 「第一インタナショナル」の項をみよ。

國際勞働立法 一國内に於ける勞働條件の改善が經濟的國際競爭の故に阻害せらるる事實に鑑みて、各國平等なる一定の勞働條件の維持實現を刺戟、促進若しくは强制するために、多邊的國際勞働條約の締結といふ形式に於いて行はるる國際的の立法である。勞働者の境遇を國際協約によりて保護せんとする思想は、既に十九世紀前半にその起源を有する(一八一八年にアーヘンの會議に提出されたロバート・オーウエンの覺書は、未だ勞働者保護を各國政府間の合意によりて達せんとするの思想を含まず、從つて彼を國際勞働立法の父とするは當らぬ)。個人として此の思想を發表主張した最初の人はアルザスの工業家ダニエル・グラン(Daniel Le Grand)であり、彼は一八四〇—一八六〇年間に、佛、英、獨、瑞西等の諸政府に運動して國際勞働法の必要を力說したが、機未だ熟せず顧みらるる處がなかつた。然るに、各國資本主義經濟の發達に伴れて、國際勞働立法の必要はやがて歐洲數國政府の認むる處となり、

先づ瑞西政府は一八八一年及び一八八八年に國際勞働會議開催の提議を爲し、一八九〇年(ウイルヘルム二世の積極があり、會議は獨逸を主催國と爲した)伯林に於て國際的勞働會議が開かれた。伯林會議は希望的決議を爲したるに止つたが、その精神的效果は少なからず、之に刺戟せられたる國際勞働立法の運動は、一九〇一年「國際勞働保護立法協會」(Association Internationale pour la Protection Légale des Travailleurs, 本據、瑞西バーゼル)を設立して、その具體化の一步を踏み出すに至つた。同協會の努力の結果一九〇五年ベルン會議の開催となり、燐寸製造に於ける黃燐使用の禁止及び婦人夜業の禁止といふ二條約案を可決確定した(一九〇五年專門家會議。一九〇六年外交的會議)。第二回のベルン會議は、その專門家會議を一九一三年に開き、十六歲未滿の少年夜業禁止及び婦人及び十六歲未滿の少年の十時間勞働制といふ、二條約案を可決したが、翌年外交的會議によつて確定されるべき處を大戰の勃發によつて中絕されてしまつた。大戰はすべての國際的運動を一時絕望に陷らしめたが、大戰中に於ける經驗は、政府及び資本家をして勞働者の力を知らしめると共に、勞働者をして國家生活内に於ける自己の力を自覺せしめ、國際勞働立法その他あらゆる方法による勞働條件の改善を力强く主張せしむるに至つた。大戰後の國際勞働運動は、各國勞働大衆が直接之を支持するといふ點に於て、戰前の運動が主として人道主義者、知識階級、勞働行政專門家のみの運動であつたのに比して、一大躍進を遂げたと見るべきであるが、戰前とても勞働運動は、國際勞働立法に對して全然無關心であつたのではなかつた。即ち、第一インタナショナルは、一八六六年のゼネヴア會議に於て、勞働の國際的保護の必要を決議し、第二インタナショナルは一八八九年のパリ創立大會に於て國際的工場監督の必要に言及し、一九〇〇年には、社會主義國際事務局をブルッセルに創設した。また國際勞働組合聯盟も、その設立(一八九八年)以來、國際勞働立法の必要を力說して來たのであつたが、各國勞働者が、國際勞働立法の必要の前に、政府及び資本家を屈服せしむるには尙ほ大戰を待たねばならなかつた。開戰後間もなく、米國勞働總聯合は率先して、國際的の勞働會議を開くべきことを提唱し、一九一五年には佛國勞働總聯合(C・G・T)が平和條約中に勞働篇を設くべしと主張した。最も重要にして有力であつたのは一九一六年七月リーヴ(Leeds)で開かれた聯合國側勞働者會議であつて、同會議は十時間勞働制その他の國際的の勞働立法を平和條約中に挿入すること、及び國際勞働會議を召集し其國際勞働事務局を設置すること等を決議した。リーヴの決議が、一九一七年の聯合國勞働者會議(ロンドン)、一九一八年の聯合國社會主義者及び勞働者大會(ロンドン)及び聯合國社會主義者及び勞働組合大會(ロンドン)等に依りて裏書きせらるるに及んで、各國政府及び資本家も遂に動かされ、平和會議に際しては十五名よりなる國際勞働法制委員會を特設した。同委員會は米のゴムパーミーン(現に國際勞働機關理事會議長)を書記長、英のバトラー(現に國際勞働事務局副局長)を副書記長として、議事を進めたが、恰も同時にベルンで開かれた國際社會主義者大會の決議に刺戟影響せられつつ、三十五回の會合の後平和條約勞働篇草案を起草したのである。同草案は四月の本會議にて可決せられ、此處に國際勞働の大憲章と稱せらるる平和條約第十三篇が出現したのである。同篇は「世界の平和は社會正義を基礎とする」といふ大原則を確立し、國際勞働機關の構成及び手續を規定し、殊にその第四二七條には勞働非商品、結社自由、八時間制、幼年勞働禁止等九箇の一般原則を認めて、締盟諸國の勞働行政の根本方針と規準とを宣言して居る。一九一九年一〇月の華府に於ける第一回の國際勞働總會(參照、「ワシントン勞働會議」)に於いて、國際勞働事務局が成立し、アルベール・トマ局長以下の任命を見、此處に國際勞働立法運動はその常設機關を有することとなり、新らしき時代に入つたのである(參照、「國際勞働機關」)。國際勞働機關は、出現後すでに十年以上を閱し、その業績と存在とは何人も無視し得ない處となつた。その業績に對しては、勞働者側は決して滿足せるものではないが、本機關の性質が國際的であり、且つ政府、資本及び勞働三者間の互讓的のものであること、大戰後の歐洲諸國の經濟的疲弊とを考ふるとき、その業績はその存在を是正するに充分であるといはなければならぬ。殊に日本に於ては、公設職業紹介所法、勞働者最低年齡法、健康保險法、婦人夜業禁止を含む改正工場法等、その制定に當つては、一として直接又は間接に國際勞働機關の刺戟鞭撻を被らぬものはない。日本に於ける建設的勞働組合が、一は勞働政黨に對し、他は極左勞働組合に對し、獨自の地步を固むるに至つたことについても、本機關の影響を無視することは出來ない。勞働總會で議決した條約案中最重要なるは八時間制條約案であるが、その批准問題が一時停頓の狀態に在つたがため、惹いて國際勞働立法全體の運命に對し悲觀的の考へを懷かしめたが、一九二九年に於ける英國勞働黨第二次内閣の曙明及び努力は本問題の前途に大なる光明を投げて居る。國際勞働立法は國際經濟の統制の一部として見れば、勞働力の國際的統制と見らるるが、移民の國際的統制、原料及び食糧品の國際的統制が之と併行せざる限り、片手落ちの觀なしとしない。**參考書** 前田多門、國際勞働。I. Aynsworth, History of International Labor Legislation. 大英百科辭典十三版、アルベール・トマ稿の International Labor Organization. (松本重治)

黑色組合インタナショナル (Black Labour Unions International. Schwarze Gewerkschafts-Internationale, Internationale noire des Syndicats) アナルコ・サンヂカリスト・インタナショナルの別名。

黑人問題 (Negro Problem) 黑人問題とは、コロンブス

の亞米利加發見以來新大陸に輸入せられたるアフリカ土人に關する問題である。植民地開發に要する勞働力をアフリカ土人を奴隷として輸入したる時期、アメリカ獨立後近代資本主義の萠芽と共に生じた奴隷解放の時期（近代的勞働者となる）並びに被壓迫民族解放運動の時期の三時期に應じてその意義も變遷してゐる。米大陸に對する奴隷輸入は一五一〇年西班牙の手により爲されたのを嚆矢とする。一時中絶したが一五六二年頃から再開され十九世紀初頭には北米合衆國のみで百萬の黑人を數へた。鑛山、農業等に主として使役され殊に後者に於ては奴隷使用のため家畜による農耕法が餘り發達しなかつた程である。奴隷の解放運動が黑人の側に於て、無組織的に、反抗暴動として輸入の當初から發生してゐたばかりではなく、清教徒によつて奴隷廢止協會は一七七五年設立されてゐる。獨立戰爭後次第に發達し、奴隷制廢止、奴隷貿易の制限、禁止、自由黑人の保護、アフリカ人の待遇改善等各方面に亙つて運動が擴へされ、一七七七年ヴアーモン州憲法の奴隷使用禁止、奴隷解放の條項をはじめとして次第に各州の立法にその趣旨が表示されて來た。黑人の自己解放運動も宗教運動としてはじまり、十八世紀の後半ジヨージ・リール、アンドリユー・ブライアン等その指導者であつた。リチヤード・アレン、アブサロム・ジヨーンス等の相互扶助を目的とする「自由阿弗利加人協會」、阿弗利加への復歸を目的とするポール・カツフの「黑人組合」等も此時代に興起した。教育者ベンジヤミン・バンネツカー、詩人フイーリス・ホイートレイ等の黑人の學者を出したのも此頃である。棉花栽培が綿繰機械の發明により刺戟せられ黑人の奴隷を必要とする程度を增大したために解放運動は衰頽し、暴動が時々行はるるのみであつた。一八〇〇年ヴアージニア州に於けるガブリエル等の叛亂、一八一六年カロライナ州に於ける暴動、一八一九年ジオルジア州の騷擾、一八二二年南カロライナのデンマーク・ヴエシーの陰謀等その主なものであつた。フリードム・ジヤーナルが一八二七年に發刊され、一八三〇年以來フイラデルフイアに全國黑人會議が開催され、佛蘭西革命の影響で、ガリソン等の宣傳運動も之れを助成したが、政府（ジヤクソン大統領等の抑壓）並びに社會的迫害は舊態依然たるものであつた。一八六〇年アブラハム・リンコルンの大統領就任後勃發した南北戰爭中、一八六三年一月一日のリンコルンの有名な奴隷解放の宣言が爲され、黑人は北軍の戰士として使用されつつ解放の第一地歩を獲得した。社會上の差別待遇は舊來の狀態を改め得なかつたが、公民權は一八六六年の聯邦議會の市民權法案、一八六八年憲法修正案により確定されたのである。この黑人の進出に對する反動として、南部諸州のナイト・オブ・ゼ・ゴールドン・サークル或はナイト・オブ・ゼ・ホワイトカメリア等の反黑人團體を糾合するほどの大勢力をもつたK・K・Kが一八六五年に生れた。一八八四年クリーブランド大統領時代黑人迫害の頂點に達した。リンチング、黑人奴僕、黑人放逐、慘虐行爲等である。歐洲大戰當時の黑白人の爭鬪、ワシントン、シカゴに於ける一九一九年の黑人虐殺の如き悲事を見るに至つた。如斯初期植民時代の虐使の時代を經、近代自由主義の勝利と共に獲得した解放も、その社會的生活に寄與するところは幾何でもなかつた。A・F・Lは黑人組合をも參加せしめてゐるが僅少の數にとどまり、未啓蒙な一般勞働者からの迫害をも否定し得ない。けれど一千萬人を超ゆる黑人人口の現在數、十五億弗を超ゆる財產所有、教育の普及等に應じて、その運動も底力を增しつつある。ブーカー・ワシントン系統のロバート・モルトンの產業能率增進主義、デユボア博士等の黑人參政運動、マーカス・カーヴエーの民族運動、卽ち黑人アフリカ運動等がある。然し一九二〇年一千四十六萬餘の黑人人口中男女約五百萬の勞働者を數へてゐるので、米國に於ける勞働運動と關連する方面が最も注目す可き重要性をもつ。農業、林業に從事するものの約二百二十萬人で、工場勞働者約九十萬、家庭勞働者約百萬人であるが、その組織並びに指導精神に於て注目せらるるものは運輸業勞働者である。殊に、紐育メツセンジヤア」はフイリツプ、ランドルフ・ロイ、ランカスタアにより指導される黑人の急進的月刊雜誌であるが、極力會社御用組合の排除を主張しつつある。S・Pが黑人の組合加入の完全なる自由、リンチング禁止法案による保護、社會・政治・產業的完全なる權利を黑人のために努力し、W・Pは完全な社會的平等を主張し、「黑人は勞働者または農民として搾取される。白人勞働者農民が蒙むる同じ資本家的搾取に强ひられるばかりでなく、同時に人種的差別待遇の苦艱を併せ負擔せねばならぬ」と云つてゐるのも、其黑人の解放運動が此方面に多大の關連を有することを示す。故に必然的に第二、または第三インタナショナルとの國際的運動による解放運動の萠芽を示しつつある。國際聯盟を通じてのアフリカ復歸運動は、チイオニズムのやうに初期の民族運動の色彩をもつてゐる。多少成功を見ると假定しても、米國社會内の黑人大衆の社會的地位に影響することは僅少であろう。**參考書** 稻田周之助、人種問題。綾川武治、人種問題研究。北澤新次郎、黑人解放論（解放、大正八年五號）。赤松克麿、黑人種解放運動の現勢とその傾向（改造、大正十二年八號）。大川周明、北米に於ける黑人問題（外交時報、昭和二年）。Brawley, B. A., Social History of the American Negro. Phillips, U. B., American Negro Slavery. American Labour Yearbook.（佐々弘雄）

國勢調査 (Census) 國勢調査は人類社會の共同生活現象を觀察する科學的方法で、廣義には人口其他經濟上社會上一般事實を調査するに解され、アメリカ、カナダ等に行なはれ、狹義には人口調査を目的とし、稀に便宜上家屋、家畜等少數の事項を附加し行ふもので歐洲諸國で行なはれ、大正九年の本邦の第一回國勢調査は將にこの範圍に屬するものである。ブロツクが國家存するところ統計ありと言へる如く、納稅、國防及び其他の特種目的の爲になされた人口調査は東西を問はず古代よりあるが、國家を調査範圍とする人口靜態調査の始めて行はれたのはケトレーの創案になる一八四六年のベルギーの國勢調査で、それより歐洲各國に流行し、イギリスは一八〇一年、ドイツは一八七一年に初めて之を行つた。我國では明治三十五年法律第四九號で三十八年第一回を行ふべく定められたが戰爭の爲め中止となり、同年十月一日臺灣に於て臨時戶口調査の名に於て行なはれたるを以て嚆矢と言ひ得られる。國勢調査は人口靜態統計調査で、國家を單位とし、一定の時期を選び、その時期に於ける全國の現在人口に就いて直接有りのままを正確に調査するもので、一定の週期を以て繰返さるることを要し、我國では十年每であるが、時勢推移と距るを以てその間五年每に簡易國勢調査を行ふ事となつてゐる。然してこの調査事項は現在人口に就て一般的には(一)氏名、(二)男女の別、(三)年齡、(四)配偶關係、(五)職業、(六)世帶に於ける地位、(七)出生地、(八)國籍であるが、特殊の場合には宗教、常用語、不具、教育、兵役關係、婚姻の狀態、失業、人種、渡來の年等が附加調査せられる。調査機關としては其目的及び目的物の關係上國家中央機關に於て施行するのが各國共通で、我國では臨時國勢調査局を特設して行つた。

第一回（大正九年十月一日 國勢調査の結果（昭和三年十月發表）

	面積（方粁）	人口 總數	男	女	女百に付男	一方粁に付人口
全國	三八一,八〇八	五五,九六三,〇五三	二八,〇四四,一八五	二七,九一八,八六八	一〇〇・四五	一四七
北海道	八八,四五四	二,三五九,一八三	一,二四四,三二二	一,一一四,八六一	一一一・六一	二七
東北	六六,九六五	五,七九三,九七四	二,八九三,二〇六	二,九〇〇,七六八	九九・七四	八七
關東	三二,二四〇	一一,一二七,九九五	五,六三一,三五八	五,四九六,六三七	一〇二・四五	三四五
北陸	二五,〇五一	三,八四七,二六五	一,八八三,八六三	一,九六三,四〇二	九六・九五	一五四
東山	二八,四七四	三,二一六,五八二	一,五八五,七七〇	一,六三〇,七九二	九七・二四	一一三
東海	一八,五二七	四,七〇九,四一九	二,三三三,九八六	二,三七五,四三三	九八・二六	二五四
近畿	二七,三一三	八,一四二,八六一	四,一三七,二三〇	四,〇〇五,六三一	一〇三・二九	二九八
中國	三一,六四四	四,九七〇,〇〇三	二,四七九,一九八	二,四九〇,八〇五	九九・五五	一五七
四國	一八,七六〇	三,〇六五,六七九	一,五一五,四三九	一,五五〇,二四〇	九七・七六	一六三
九州	四一,九八二	八,一五八,五三二	四,〇六四,九六四	四,〇九三,五六八	九九・三〇	一九四
沖繩	二,三八七	五七一,五七二	二七四,八二九	二九六,七四三	九二・六二	二三九

參考書 光岡安藝、國勢調査論。F. Zizek, Grundriss der Statistik.（後藤貞治）

國防問題 國防問題が政治上重要な地位を占める樣になつたのは歐洲大戰以來のことである。その揭揚してゐる根據は、要約するに外敵の侵入を擬退し、國家の平和を保持し、以て國家の安全を擁護することにあると稱してゐる。然し多くの政治上の主張と同樣に文字上の意義からその精神を覗ふことは事實の正體を見失ふ憂がある。歐洲大戰により何故にこの國防問題が關心される樣になつて來たかと云ふと、それは主として英米の戰備の大改造の必要から生れたと見ることが出來る。英國は從來海軍國として列强に伍してゐたのである。英國の帝國主義的侵略及び植民地に於ける特殊利益の擁護はその有する優越した海軍の力で足りて來てゐた。ところが世界戰爭は海軍の力のみではその地位を持續することの困難を克明に英國に教へた。更らに合衆國は米大陸の王座を擅にし、アメリカはアメリカ人のアメリカであると稱し、所謂モンロー主義を推し立てて進んで來たものの大戰に際會して方向轉回をしなければならぬ事になつた。大戰により獲得した新しき經濟的威力は昔しながらの他大陸に對する不干涉主義を守つて、世界的政局特に歐洲政局の紛糾の埒外に立つては到底維持して行けなくなつた。そこで一般的軍事教育及び一般的兵役の義務と云ふ樣な諸施設諸宣傳が必要となつた。それは從來主として海軍力によりその地位を守つて來た英國が陸軍の軍備に覺醒し國防なる新方策を立てたと同軌である。これ等は明かに帝國主義的經濟が第二の世界戰爭を豫定してゐることを物語るものである。かくの如く英米兩國に起つた軍備の補充が國内的にも國際的にも軍備縮少が喧く呼ばれてゐるので國防なる言葉によつて紹介されたのである。換言すれば軍縮の逃げ道として國防が取り上げられたのである。更らに國防問題は對内的情況からも釀成されることになつた。卽ちそれは無產階級の進出に對する一防備として考案されたのである。無產階級の意識的統一に對する支配階級の技工的統一として國防問題が現はれたのである。ハーベート・スペンサーは國家の機能を「國防と平等的自由の法則の勵行」に極限したが、この場合の國防は消極的意味にだけ解してよいものである。然し帝國主義的國家としての軍備をもつ諸國家の國防は全然消極的な意味ではあり得ない。國防問題に左擔するものは、軍國主義の精神は攻擊的本能に根據してゐて征服せんとする意志であるが、國防はデモクラチツクであり、平等であり、且つ公正である等とそれを是正してゐる。だが危險と死との前にだけ凡ての人を平等ならしめるものは軍國主義のみではない。現在我國での國防政策は軍事教練及び青年訓練に向けられてゐる。軍事教練は各中等學校專門學校に於て强制的に施行されてゐる。青年訓練は全國に一萬五千六百の訓練所をもつて居て、國庫補助費四百萬圓地方負擔六百萬圓に達してゐる。（市村今朝藏）

國民革命運動史 支那四千年の歷史は革命の歷史であつたが、今日の國民革命（National Revolution）は從來の革命と趣を異にし、全支那國民の政治的及び社會的革命運動であつて、外帝國主義列强の武力を背景とする經濟的侵略の排除と、內は帝國主義と提携し或は走狗となれる軍閥及び土豪劣紳の剷除とを目的とするもので、從つて運動は罷工排貨等による經濟鬪爭の形式を採る場合が多いのは當然である。この國民革命運動を指導するものは「中國國民黨」であつて、中國同盟會よりの革命精神を傳承するものであるが、政治革命偏重の國民黨をして國民革命の精神と組織を與へ、今日の勢力を得るに至らしめたのは實に「中國共產黨」の協力と蘇俄の援助とがあつた爲である。民國革命（一九一一年）は中國同盟會の活動によつて倒滿興漢

の目的を達し、共和國の中華民國は成立したが、南方壓迫の野心を藏してゐた袁世凱との南北妥協及び國民黨が政治革命後に於ける建設方面への無關心の態度は遂に袁のクーデターとなり、懷柔威壓政策の爲に牧者なき羊群となり、第二革命（民國二年七月）は却つて逆用され二年十一月國民黨議院四百三十八名の議員當選證の剝奪となり國會は停會され民國革命はその實に於て空に歸した。その後の支那政府は逆轉より混亂であつて袁の獨裁は遂に洪憲皇帝を僭稱するに至り（民國四年十二月）之に對し民黨は雲南の唐繼堯を第一戰に南方八省の獨立となり民國五年四月廣東に「護國軍政府」を組織し之に對抗したが、袁の忽然の死によつて七月解散を宣するに至つたが、その影響は大きく今迄統一されてゐた北洋軍閥獨裁勢力が袁の中心を失つて分解作用を來たし、軍閥割據の內亂時代が逆轉して來た。袁の死後は段祺瑞を中心とする安福俱樂部は日本の軍閥資本との提携によつて民黨を壓迫し、對獨宣戰問題を中心に臨時參議院新國會を武力によつて解散するや（民國六年六月）民黨議員は廣東に下り八月廿五日「廣東非常國會」を開き「廣東護法軍政府」を組織し、孫文大元帥となり、約法と國會擁護をスローガンとして北京政府に對抗し、十七年六月の北伐完成まで繼續せられた。段內閣は參戰問題以來日支軍事協定或は西原借款等による日本の援段政策によつて武力統一をなすことによつて益す南方との反目を強め、民黨は日支問題を以て段內閣及び新交通系の賣國行爲なりとし輿論の煽動を以て突貫し、巴里講和會議に於ける山東半島回收不能は輿論の激昂となり、社會解放の思想に覺醒せる北京大學を中心とする學生運動は「五四運動」を惹起し、排日宣傳が全國的に行はれた。この風潮は全國殊に學生間に非常な愛國的啓蒙教育となり、日貨排斥の流行となり、空前の民衆運動となり民國革命が爲し得なかつた民族意識と國家觀念とを喚起さした。このことは革命黨たる民黨派の自己內省となり、改造を促進せしむることとなり、廣東軍政府にあつても政學會派の爲上海に去り來れる孫文はここで雜誌「建設」を刊行し、建國方略、行易知難說を發表し民衆に訴へるとともに八年純革命派を以て「中國國民黨」を復活し、中國國民黨總章及び規約を修訂し、本部を上海に、廣東に辦事處を特設した。當時の幹部は鄧鏗、張繼、汪兆銘、胡漢民、廖仲愷、戴天仇等で從前の同盟會の主義に復つた。廣東は政學會派の手から國民黨の陳炯明の手で獲得する事が出來、孫文は再び南下し、十年五月五日「廣東正式政府」を組織し、民生主義を實行するの宣言を發し、廣東を模範省たらしめんとして禁賭禁烟政策の勵行、聯省自治條例、中華民國政府組織大綱が制定された。そして民生主義政策の實行に着手し、特に教育に關しては陳獨秀を高等師範（後の中山大學）校長に聘し男女共學等を行つた。思想方面に於ても言論結社集會の自由を認めたるため新思想の自由境を現出し、香港海員罷工（民國十一年）の成功に刺戟され、これより支那勞働運動の黎明が到來した。南方に於ては孫文は北伐親征に失敗し陳の爲に十一年八月再び上海に逃れることとなり、亦北方に於ては安直兩派の爭は直隸派の勝利となり、舊國會の恢復となり、孫も妥協の氣運があつたが未だその機に非ずとして妥協策を棄て十一月「國民黨の新政綱」を亦型年一月に宣言を發表し三民主義を天下に公表し無產政黨としての態度を內外に宣明した。二月には陳軍を破り、廣東にかへり大元帥となり再び北伐を決行したが成功しなかつた。然し乍ら黨勢は擴張し國內支部機關四百餘、黨員廿萬餘を數ふるに至つた。民衆運動參加の具體的計畫を立て團結を固め社會運動の指導に當り、北京に於ては共產黨の先驅をなす中國社會主義青年團は共同戰線の主張を以て國民黨中心主義を唱導し、北京大學を策源地として學生の入黨者が增加した。國共合作の教訓は孫文に多大の感銘を與へ、共產黨の指導による民衆運動の發展は遂に共產黨との提携となり、十二年十月より廣東に於て國民黨の組織改造の準備がなされ、十三年一月二十日より九日間改組全國代表大會を開き、大會宣言、政綱、政策、國民黨黨規等を可決した。この改組によつて共產黨の公然の入黨となり、露國より財政的その他の援助をうけて國民革命運動の指導黨としての組織內容を整備するに至つた。又蔣介石を校長とする軍官學校を創設し黨軍の養成訓練をなすとともに勞農團體を助成しその黨化教育を行つた。一方北京政府は軍閥の對立の結果益す勢力を失墜し馮のクーデター後は國民黨の勢力が北方にまで延びて來た。段執政は和平を謀り孫文も國民會議開催の宣言を發し廣東より北京に北上したが、妥協ならずして十四年三月十二日六十歲を最後として中道にして遺囑を殘し客死した。孫文の死後極右派の國民黨同志俱樂部、右派の西山派は指導精神の相違より沒落し、左派は益す結束を固め革命運動に精進し七月一日「國民政府」を組織し、民政統一、軍政統一、財政統一、軍需の獨立、黨軍の政治訓練等を完成し、第二次全國代表大會（民國十六年一月一日より十九日まで）に於ては總理遺囑を接受し、宣言を發し西山派に制裁を加へ愈よ左派を以て獨占され、五卅事件は共產黨の活動によつて一大民衆運動となり、打倒帝國主義の輿論と運動は列強の心臟を寒からしめた事は共產黨との聯絡を密接ならしめ結束固く見えたが、十四年八月に左派と目されてゐた廖仲愷の暗殺、次いで翌年三月の中山艦事件を契機として共產黨との紛糾が表面化するに到つた。軍官學校を背景として中央執行委員會主席及び革命軍總司令の權力を併有した蔣介石はこの紛糾の轉換と、一つには孫文の遺志を繼承して七月に北伐を決行した。「北伐」の意外の成功は一時紛爭を終熄したかに思はれたが、十五年末武漢占領後中央黨部並に國民政府の北遷問題を機として早くも內訌再燃し、ボロヂンを背景とし徐謙、鄧演達、唐生智を中心とする左派は蔣介石の獨裁的勢力牽制を畫策し、十六年二月黨部及び政府は完全なる形式の下に武漢に移遷を了したが、武漢政府は勞農

革命遂行の方針の下に、ことに兩湖地方に勞農專制の無秩序時代を現出し、排外運動亦過激となり、一面之を利用し倒蔣運動をなすに至つた爲に南昌派の首領蔣介石は三月上海南京を占領と同時に南京國民政府を組織し武漢派に對抗した。南京政府は財政的或は對內外の關係上右傾化し共產黨を壓迫して所謂「淸黨運動」を敢行し、一方左派武漢政府にあつても湖南の勞農自衞團は軍隊との衝突をなし遂に七月共產黨との絕緣を宣し十三年來の國共提携は完全に絕たれ、共產黨は地下の運動に專念し十二月廣東に於て共產政府を樹立するに及んで勞農露國との國交をも斷絕せしめた。共產黨との分離は漢寧兩政府の合同を促し九月には西山派をも加へ三派の妥協合同成り南京に中央黨部と國民政府とを樹立したが、黨內の軍閥、文治派の紛糾絕えなかつた。十七年二月第四回全體會議を曲りなりにも開き表面各派は協力し一意北伐を續行し六月北京を占領し七月六日將、閻、馮、李の巨頭は孫文の靈前に北伐完成の報告祭を擧行した。八月には第五次全體會議を開き、十月五院制度—行政院（譚延闓）立法院（胡漢民）司法院（王寵惠）考試院（戴天仇）監察院（蔡元培）首席（蔣介石）—を定め訓政期に入ることとなり、十八年三月第三次全國代表大會を開催するに至つた。玆に於て國民革命中政治的の一部は解決されたが、所謂民生主義の大部分は未解決のままで之れに對する國民政府の方針、共產黨の運動による勞農運動とが今後の問題として殘されてゐる。**參考書** 伊藤武雄、現代支那社會研究。（後藤貞治）

國民經濟（Volkswirtschaft） この言葉は二つの意味に解せられてゐる。一は經濟學と同義で經濟現象の理論的研究の意であり、英語の Political Economy にあたる。ロッシャー（W. Roscher）が、「吾人は國民經濟學を國民經濟即ち經濟的國民生活の發展法則の學と解する」と言ひ、シュモラー（Schmoller）が、「それは國民經濟的現象を記載し、定義し、原因によつて說明し、並びに一箇の聯結せる全體として理解せんとする學である。……この學の中心をなすものは、今日の文化的國民の間に反復されつつある典型的諸現象、卽ち分業及び勞働編制、交通、所得分配、社會的經濟文物であつて……その總體的記述は、そのまま現在の經濟的文化世界の靜態、この文化世界の一種の平均的組織を說明するものである」と言つたところのものである。ビュッヘル（Bücher）が、經濟階段說のものの謂である。單に國民經濟といふときは、多くこの場合に用ゐられる。都市經濟又は國民經濟の時代とは何ぞやについては、彼の主著 Entstehung der Volkswirtschaft に詳細なる記述がある。いまその大要を、次ぎに記述しやう。國民經濟の成立は、第十五世紀後半以後に於ける中央集權的國家が形成せられたるに原因する。卽ちスペイン、ポルトガル、イギリス、フランス、オランダ等の諸國に於ける國民的統一なり、續いてドイツ、イタリーにも統一國家が成立し、ここに國內の統一を計るとともに外國に對しては排他的政策を行ひ、所謂マーカンテイリズム政策なるものを採り、國內に於ける國民自給の經濟が成立した。國民經濟は、一名これを排他的國家經濟（reine nach Aussen abgeschlossene Staatswirtschaft）とも呼んだ。ビュッヘルは國民經濟を定義して曰く「一國民全體の慾望の充足が惹起するところの設備、文物、所得の總體が國民經濟を形成する。國民經濟はまた幾多の個別經濟に岐れ、後者は交通に依つて相互に結合されてゐる。そして個別經濟が各自他のすべてのために或る任務を負ひ、他のすべてからかかる任務を負はされてゐることに依つて、相互に對して種々に依存し合つてゐる。」。またビュッヘルは國民經濟と資本主義經濟の發生を同じくすることを言つてゐる。卽ちこの時代に資本が發生し、商業資本、高利貸資本として活動した。利子の發生は信用經濟を發生せしめ、交換經濟は異常に發展し、それとともに直接交換は間接交換となり、市場販賣を目的とする商品生產が盛に行はるるに至つた。從つて、國民經濟の段階は、同時にまた商品生產の段階、財の流通の段階であり、財は生產者と消費者との間に多くの仲介を經ざるべからざるに至つたのである。以上が、ビュッヘルの名づけた國民經濟なる名稱に對する彼れ自身の解說であるが、これに對してローザ・ルクセンブルグは次ぎの如く、その著 Einführung in die Nationalökonomie に於て批判してゐる。「……だが、中世都市の實際の特徵は何かと言へば、中世都市が商品生產の中心點だつたことであつて、ここに初めて商品生產が一限局された地域に於いてではあるが—支配的な生產形態となつたのであつた。この事實にビュッヘル教授は氣がついてゐない。反對にビュッヘルにあつては、商品生產は、漸やく「國民經濟」に於いて始まるのである。周知の如く、ブルジョア經濟學は、現在の資本家的經濟制度を左樣な作り話で以て特徵づけるのが習はしであつて、商品生產でなく資本家的生產であるといふ點をこそ特徵としてゐるところの、經濟的生活のある一つの「段階」を、ブルジョア經濟學はそういふ風にごまかしてゐるのである」。そのほか、シュモーレル、イリ（Ely）等は、この國民經濟が更に擴大して、世界經濟に至るを說き、國民經濟の次に更に世界經濟の一段階を追加してゐる。**參考書** K. Bücher, Entstehung der Volkswirtschaft. Rosa Luxemburg, Die Einführung in die Nationalökonomie. Ely, The Evolution of Industrial History. Schmoller, Grundriss der allgemeinen Volkswirtschaftslehre.（石濱知行）

國民主義運動（Nationalist Movement, Nationalbewegung, Mouvement nationaliste） 國民主義若しくは民族主義運動は近世國際的政治史の最も著しき特色である。近世國際政治史は民族主義運動の歷史であると謂ふも敢て過言ではない。民族主義運動の原動力は民族主義である。民族主義とは一の民族といふ共同團體は獨立なる國家を構

成すべきであるとする所の國際政治上の原理であり、主張であり、運動である。民族は住地、種族の如き自然的因素や言語、宗教、政府、法制、經濟、風俗、習慣、歷史、傳統の如き文化因素を共通するにより相集つて共同生活を成し、各員が共團結關係につき自意識を存するに至れる所の共同社會である。古代に於ても民族意識、民族感情、民族宗教、民族文化を强烈に有したるユダヤ民族の如き典型的の民族が存在した。古代希臘人の如きも既に民族を形成せるものと謂ふを得る。しかし古代に於ては未だ一般には民族意識に眼覺めたる眞の民族を存しなかつた。民族の個性的自覺は古代羅馬帝國の劃一的統制や中世に於ける神聖羅馬皇帝の普遍的支配權の主張や、羅馬教會の絕對的宗教權の主張の鍛煉を經由して始めて抵抗的に出現するに至つたのである。かくて中世の末期より近代的民族は次第に成長し、近世の黎明と共に近代民族國家を成立せしむるに至つた。神聖羅馬皇帝の權力も羅馬法王の權威も共に最も及び難き遠隔のイギリスに於てノーマン王朝の專制的王權の下に始めて民族的國家は出現した。次で、フランス、スペイン、ポルトガル、オランダ、スウイスの如き民族的統一を成就し、神聖羅馬帝國や羅馬教會の權力や新興の他の民族國家と鬪爭を爲すに至り、玆に近世國際政治の特色は顯著に發現するを見た。民族的自由及び獨立を遂げたる新興諸國は相競ふて膨脹發展を企て歐洲及び海外植民地に於て幾多の大戰爭が戰はれた。カロロ五世、フイリップ二世、ルイ十四世の世界帝國的野心は他國の自由獨立の惡鬪苦戰によつて遂に破碎せられ、ナポレオンの鐵蹄の蹂躪の下より歐洲の全野に一時に民族的感情、民族的自覺は發現し成長した。ウイーン會議に於ては、反動主義、正統主義勝利を占め、民族主義は一時屛息せしめられたが、其後時と共に民族主義は擡頭し來りて反動的保守主義や帝國的征服主義に挑戰し、國際變動の根本動力を成すに至つた。民族主義は同根より發生したる自由主義、立憲主義と共に十九世紀の歷史を經緯する二大動力であり、十九世紀は「民族主義の世紀」と呼ばれる。十九世紀に於ける民族主義の狼火は先づバルカンの一角に於てギリシア人によりて揚げられ遂にトルコの羈絆を脫して獨立國を再建するに終つた。次でベルギーの獨立となり、十九世紀の中葉に於て歐洲の二大民族たるイタリー、ドイツの民族國家建設に於て民族主義運動は絕頂を劃した。十九世紀の後半を通じてバルカンの諸邦は、ロシア、イギリス等の强國の後援を得て次第にトルコより獨立した。かくて十九世紀の經過中に歐洲に於ける殆ど總ての民族は自由獨立を獲得するに至つたが、猶オーストリア・ハンガリー國、ロシヤ國、トルコ國の版圖內には多くの異民族が獨立を求めて呻吟して居た。之等の民族に對し宿志を遂ぐるの好機を與へたるものは世界戰爭で、ウイルソンの提唱したる民族自決主義は聯合國の重要なる旗印となり、巴里講和會議に於て講和の原則の一となり、之により多くの民族は自由獨立を遂げた。オーストリア・ハンガリーの廢墟より、ハンガリー、チエツコスロヴアキヤの新立國、ユーゴスラビヤ、大羅馬尼亞の民族國が出現し、ロシアの解體によりポーランド、フインランド、エストニア、ラトヴイア、リトアニヤ等の新民族國が發現しトルコの舊領よりはシリア、パレスチナ、ヘジャズ、イラク等の半獨立の民族國が輩出したのである。兩米大陸は十八世紀末葉に於ける合衆國の獨立を始めとし十九世紀の前半に於て次々に母國より獨立して國家を建設し新民族形成の道途に上つた。かくて世界戰爭迄に於て歐洲兩米大陸に關する限り民族主義運動は成功の桂冠を以て落着を告げたのであるが、アジヤ、アフリカ、大洋洲の三大陸に於ては民族的覺醒、民族的運動は今や正に大に進展せんとしつつある。民族主義運動は廿世紀に於て之等の方面に於て國際變動の重大なる役割を演ずるであろう。**參考書** Holland Rose, Nationality in Modern History, 1916. Carlton Hayes, Essays on Nationalism, 1926. R. Johannet, Le Principe des Nationalités, 1918. Le Fur, Races, Nationalités, États. W. Mitscherlich, Der Nationalismus Westeuropas, 1919. Otto Bauer, Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie. 2 Aufl., 1924.（神川彥松）

穀物 (Corn, Grain. Getreide. Blé) 〔**主要穀物と其分布**〕穀物はこれを植物學的に見れば米、麥、粟、黍、稗等の禾穀類と、大豆、小豆、豌豆、蠶豆等の菽穀類との總稱である。しかし乍らこれを經濟的に見れば、今日世界に於ける、各國民の主要食料としての米、小麥、ライ麥、燕麥、大麥、玉蜀黍等を主として指す。米は主として支那、日本、シアム、南洋諸島等の東洋諸國に需要生産され、其他の穀物は主として歐洲各國、米國其他に需要生産されてゐる。今世界に於ける穀物の生産分布狀態を見ると、歐洲に在りてはロシヤ、ルーマニア、米大陸にありては合衆國、カナダ、アルゼンチン、東京方面、印度及び濠洲、日本等がその主要なるものである。この中米穀に於ては日本の年額約六千萬石を筆頭に支那、ジャバ、印度、シアム等これにつぎ、小麥其他の穀類に於ては米國の一億餘佛屯を第一に、歐露、ルーマニア、ドイツ、オーストリー、ハンガリーの順である。猶米の輸出國としては、海峽殖民地、シアム、印度等があり、小麥の輸出國としては、合衆國、カナダ、南米諸國等がある。輸入國としては英、獨、佛等がある（米、小麥等に就いての詳細は當該項目參照）。我國の主要穀産物は、米、大麥、小麥、裸麥、大豆、小豆等であるが、臺灣、朝鮮の植民地獲得による穀類の無稅移入、安價なる外國及び植民地農産物の流入に壓迫されて價格が下落しつつあるが、唯だ米のみは內地人の特殊の嗜好と政府の米價調節政策、關稅等の保護の爲め輸入品の壓迫が尠い。〔**穀物條例**〕(Corn Laws)この條例は十五世紀頃植民地から安價に輸入される穀物に對して關稅の障壁を設け、以て自國の穀物の値下りを防止せんため、英國が設けた農業保護の制度であつて、當時英國の國民經濟が農本主義であつたことを示すものである。この條例は數世紀の間施行されてゐたが、一八四六年、商工資本家を代表するブライト、コブデン等の政治家を先導とする國民的撤廢運動の力に押されて、終に此の條例は撤廢された。尙ほ別項「穀物條例」を參照されたし。**參考書** 東洋經濟新報社編、本邦輸入品詳解。高橋龜吉、明治大正産業史。（高橋龜吉）

穀物條例 (Corn Laws) 所謂穀物條例とは十五世紀の頃から十九世紀の中頃に至る數百年間において英國において穀物の輸出入拘束のために行はれた諸々の法律を總稱するものである。そのうち、初期においてこれら諸法律の基調をなしてゐた根本的な原理は、多くは軍事的な、もしくば國家的な見地に立つものであつて、內國において穀物の充分なる收穫をあげなければならないといふにあつた。かかる原理は當然農業保護の政策を招來し、或ひは穀物輸入を禁止し、或ひは國家から農業獎勵金を交附せしめた。第一の方法による最初の法律はエドワード四世時代（1461—1485）に定められた。第二の最初の例はウイリアム王及びマリー女王時代の一六八九年に定められた。しかし農業保護の政策は、本質上農業者殊に土地所有者（地主貴族）の利益を擁護する性質のものである。されば此の政策は漸次地主貴族の政治的勢力のために、彼等の私的利益の擁護の手段として露骨に強用されて行くこととなつた。チャールス二世時代（1660—1685）に定められたスライジング・スケール法はすでにこの性質を有した。爾來幾多の改正または新法の施行を見たが、大體において時代の經過と共にこの性質は益す強められて行つた。一八一五年では、小麥は一クオター八十志、ライ麥は五十三志、大麥は四十志、裸麥は二六志以上の市價に昂らざる限りその輸入を禁止された。一八二八年には新たなるスライジング・スケール課稅法が通過した。これらの諸條例は何れも穀物價格の釣上げを目指すものに外ならなかつた。しかし既に當時、英國經濟の主流的傾向をなしたものは製造工業の急速なる發展であつた（別項「イギリス資本主義の發達」參照）。そして製造工業家は地主とは逆に低い穀價を要求して止まなかつた。ここにおいてか地主貴族の輸入禁止政策は新興工業資本の増大的勢力と撞着せざるを得ないこととなつた。かくて一八三九年リチャード・コブデンを會長として工業資本家は反穀物條例同盟を組織し彼等の指導原理に基いて自由貿易を力強く要請するに到つた。遂に一八四六年には穀物條例廢止案が議會において討論され、名目上少し許りの保護稅を一八四九年まで殘して大體その主張を貫徹することが出來た。かくて實に數百年間にわたつて存續し來つた穀物條例は廢棄され、自由主義の旗幟は闡明に揭揚されるに到つた。尙ほ「イギリス資本主義の發達」項參照。（小島精一）

國有財産 收入の見地に立つた財政史の分類は、通常第一期を官有地收入時代、第二期を特權收入時代、第三期を租稅收入時代となしてゐる。現代は所謂、この租稅收入時代に屬するのであるが、國家財政の範圍が擴大するに及んで所謂「公的財産」たる國有財産（道路、兵營、軍艦、學校、廳舍等）も巨額に達し、就中社會化國有化の洗禮後官業乃至は國家の企業參與等が盛となるに至り、所謂「私的財産」たる國有財産の收入も侮るべからざるに至つた。我國有財産は、國有財産法の規定する所に據れば、國有財産を分つて次の四種とする。(一)公共用財産（國に於て直接公共の用に供し又は供するものと決したるもの）。(二)公用財産（國に於て神社の用又は國の事務事業若は官吏其他の職員の住居の用に供し又は供するものと決定したるもの）。(三)營林財産（國に於て森林經營の目的に供し又は供するものと決定したるもの）。(四)雜種財産（以上の財産に屬せざるもの）。之等の國有財産は一般會計に屬するものもあり特別會計に屬するものもあるが、右のうち公共用財産即ち道路河川港灣などの價格見積り困難なものを除き、他の三種財産に就てその總額を求むるに左の如く、大正十四年末に於て約六十五億圓を占めてゐる。

	百萬圓	%
土地	一、五七七	二五・〇
立竹木	一、二八一	二〇・〇
建物	六七五	一一・〇
工作物及器械器具	二、〇〇七	三一・五
船舶	七八二	一二・〇
砂鑛業及鑛業權	六	〇・一
株式及持分	二四〇	〇・四
合計	六、五七〇	一〇〇・〇

即ち工作物及び器具器械が一番大きい。之は鐵道其の他官業資本が大部分である。株式持分は特殊會社（滿鐵、東拓等）特殊銀行のが多い。更に各省別は左表の如くである。

省別	公用財産	營林財産	雜種財産	合計
外務省	一一、九一六	—	五、一二八	一七、〇四四
內務省	八二、九六五	五七七、八八七	一一、一四六	六七一、九九八
大藏省	二五三、六八一	……	三一三、〇八五	五六六、七六六
陸軍省	八一八、五〇八	—	一六、七三九	八三五、二四七
海軍省	一、〇五〇、九〇三	—	六、一〇一	一、〇五七、〇〇四
司法省	七七、〇〇〇	—	一三六	七七、一三六
文部省	三三七、七三五	—	—	三三七、七三五
農林省	五八、三〇三	九一八、四五三	一七、五四七	九九四、三〇三
商工省	一三三、四一六	—	—	一三三、四一六
遞信省	二二二、〇八九	—	—	二二二、〇八九
鐵道省	一、七一四、三九二	—	二、〇三六	一、七一六、四二八
合計	四、六四八、五六六	一、五五九、三三九	三七〇、九二一	六、五七八、八二六

之に依つて見ると陸海軍所屬の財産が最大である。陸軍省では土地約五億圓、建物工作物三億二千萬圓等、海軍省では艦船の六億九千萬圓、建物工作物の二億六千萬圓等が主要である。次が鐵道である。國有財産の運用が極めて不生産的なことは既に定評があり、また土地林野等の拂下に際して往々政黨的醜關係伏在する。昭和二年國有財産評價委員會が設けられて拂下等の場合評價の正確を期することに

なつた。**参考書** 小川郷太郎、財政學。加藤、國有財産法詳論其他。（三宅鹿之助）

國立銀行 明治三年通商司の下に設けられた爲替會社は當時歐米銀行業の制式に則りて金融業務を營みたる我國最初の機關で一般銀行業務の外紙幣發行の特權さへ有つてゐた。併し政府の熱心なる保護干渉の結果は會社の業態放漫となり收支償はず明治四年通商司の廢止と共に自滅した。之は一方に於て民間私營の普通銀行の勃興を促したが、他方に於て明治五年十一月國立銀行條例に基づく國立銀行設立の動機となつた。此國立銀行は米國のナショナル・バンクの制度と英國のゴールド・バンクの制度とを按配斟酌したもので、條例に從へば、國立銀行は資本金の六割を政府紙幣で政府に上納し、政府は之と引換に六分利附金札引替公債證書を下附し、銀行は發行紙幣の擔保として政府に預入れ、同額の銀行紙幣の下附を受けて其營業資金に充てる。併し其紙幣に對しては正貨兌換の義務を負ひ、其資本の十分の四に相當する正貨準備を保有しなければならない。從つて政府の國立銀行に期待する所は啻に曩の爲替會社に代はる商業上の金融機關たること許りでなく、當時政府發行の多額の不換紙幣銷却にあつたことは明かである。然るに當時不換紙幣の膨脹甚だしく金貨百圓に對する十七、八圓の打步を生じた位であつたので、國立銀行の兌換紙幣は發行さるれば忽ち兌換の要求に會ひ暫も市場に止まり得ず從つて當初の政府の期待に反して條例實施の際開業したもの僅かに四行に過ぎず、それさへ未だ創業期にある爲信用薄く預金少く加ふるに發行紙幣の流通は年々著減して最初の二百七萬圓は明治九年には僅かに六萬圓餘となつたので遂に事實上經營困難に陥り結局明治九年八月國立銀行條例の一大改正となつた。尤も此改正には猶ほ今一つ有力なる原因があつた。恰も政府は華士族の家祿、賞典祿を處分する爲め一億七千四百萬圓の金祿公債發行の必要に迫られてゐたが、その市價の下落を防止する窮策として該公債證書を銀行紙幣の抵當とする事を案出した。その改正條例の主眼は國立銀行は四分利以上の國債證書實價資本金の十分の八を政府に提供する時は同額の銀行紙幣を下附せられ、紙幣發行に制限なく、且つ正貨の兌換に代ふるに通貨で兌換し得る事である。此施設は一般に非常に歡迎され國立銀行の設立相踵ぎ數年ならずして許可數百五十三行に及び、發行紙幣亦明治十一年濫設の傾向に鑑みて設けた紙幣發行制限三千四百四十二萬圓を超えるに至つたので政府は斷然十二年十二月第五十三銀行の許可後は一切創立を認めざるに至つた。然るに明治十五年政府は國立銀行が互に連絡なく金融上種々の不便を免れないので、中央銀行の必要を認め玆に日本銀行を設立すると共に兌換券の發行を同行に集中する事とした。從つて明治十六年五月國立銀行條例を更に改正し國立銀行の紙幣發行の特權を奪ひ、猶其發行紙幣の銷却を命じ、且つ開業許可の時から滿二十ケ年を營業年限とし其以後は私營銀行としてのみ存續し得ることを定めた。此國立銀行整理案は其後財界の變動の爲め紙幣銷却上多少の齟齬を免れなかつたが、略ぼ豫定の如く進捗して百三十三行の中約十行を除き私立普通銀行に轉形して明治三十二年には國立銀行は完全に其の跡を絶つに至つた。併し國立銀行其者の消長は爲政者の功罪ではなく、寧ろ維新革命直後の「嵐の中」に生長した我資本主義其者の消長の姿である。（友岡久雄）

吳敬恒 浙江の人。字は稚暉。前淸の擧人である。日本宏文學院師範科卒業。歸國後蔡元培と上海で愛國學校を經營し、靑年の間に共和革命を宣傳して居たが、逮捕令を發せられて佛蘭西に亡命した。滯佛中無政府主義の研究に大に興味をもつた。彼並びに張繼、李石曾等はいづれも其の滯佛中同じ樣な影響を受け、歸國後は無政府主義の理論を頻りに紹介した。その結果一九一七・八年以後約三年に亘り、即ち支那に於て無政府主義思想の最も流行して居た頃これ等の人々は中國無政府主義の代表者視されたものである。だが實際に於ては一時の研究たるに留まり、主義者としての的確な根據も信念もなく、終始國民黨のメンバーとして然も樞要の地位を追つて居る。例へば張繼、李石曾が西山派の中心である如く、彼は第一回國民黨全國大會以後引續き中央監察委員として、黨內右派の陣營中に活動して居る。諧謔に富んだ演説を以て有名であり、南京武漢對立の當時、武漢派に對する攻擊に最も熱心に此の武器を利用した。現在政治會議委員を兼ぬ。歳六十七。（鈴江言一）

小作制度 土地私有制度の成立すると共に土地を所有する者の外に土地を所有せざる者の生ずるに至つたことは勿論であるが、土地を所有せざる者が農業經營を爲さんが爲めには土地の所有者よりその土地を借受け、之れに對して小作料を支拂はなければならぬ。かくして生ずるものが即ち小作制度であるが、その小作條件の異なるに從つて更に之れを種々に分類することが出來る。而して現今行はるる小作諸制度中最も原始的なるものは所謂分益小作制であつて、これにありては地主は土地の外に尙農業經營に必要なる家畜、農具、種子等を供給し、小作人は主として勞務を提供し、而してその生産經營を行ひたる結果その收穫物は一定の割合（通常半々であるが三分の二と三分の一とに分つ場合もある）を以て兩者の間に分割するのである。即ち小作人は小作料として豫め一定せられたる貨幣額を支拂ふのではなく、年々の收穫物を一定の割合にて地主と分割する點に此制度の特色が存するのである。分益小作制の最も廣く行はるるのはラテン民族の國々であつて、即ちイタリー、スペイン及び南部フランスの諸地方を主とするが、其他のヨーロッパ諸國にも部分的には行はれ、又アメリカに於ても一種の分益小作制が行はれてゐる。我國の邊陬の諸地方に見る「刈分小作」、「作り分け」、「分け作」、「半作」等の名稱を以て呼ばるる小作制度も亦之れに屬する。次に小作契約期間を標準として隨意小作、定期小作及び永小作に分類することが出來る。隨意小作とは地主が隨意に何時にても小作人を解除し得る制度、即ち換言すれば小作人が小作地に對する一定期間の權利を何等與へられてゐない制度であつて、小作人にとつては最も不利なる、從つて農業經營上最も劣惡なる小作制度である。アイルランドに於て改革以前まで行はれて居つたのが此制度であり、又我國の小作慣行も多くは之れに屬する。現行の小作諸制度中制度として最も發達せるものは定期小作制であつて、即ち契約によつて一定の年數の小作期間を締結するものである。此の定期小作契約には、右の小作期間の外、小作料その他の事項に就ても明確なる決定を與へ、その代り一旦小作契約の成立したる以上は地主も小作人も十分なる責任を以て契約遂行の義務を負ふものとする。現今イギリス其他に行はるる企業的小作は多くは之れによる。次に永小作制にありては小作人は頗る長期に亘る土地の賃借權を有し、原則としては子々孫々に相續せしめ得べき永久的小作權を有するを特色とする。我國の現行法に於ては、永小作權に對しては一定の期間（二十年以上五十年以下）を附すべきことを規定し、五十年以上に亘ることを許さず、又その契約の更新さるる場合には、同じくその期間は更新の時より五十年を超過すべからざるものとなつてゐる。しかしかかる期間の規定なき場合に於ては實質上自作農と殆んど異なるところがないのである。尙小作料の支拂は、定期小作及び永小作を通じて現今は一般に金納制を採り、唯だ分益小作及びそれに類似の小作制度の下に於てのみ物納制が維持されてゐる。一般に小作制度に於いて最も問題となるのは小作期間及び小作料の額であつて、就中後者の決定が小作人の經營及び生活を脅やかす程度に及べば必然に小作爭議の導火線となり、地主小作人間の關係が切迫せざるを得ない。又之を農業經營の上より見るも、小作期間の不定乃至短期決定は小作人の投資を差控へしめ、地力の掠奪を導くのみならず、地主による搾取はそれだけ小作人の經營資本を減縮せしむるものであるから、一般に小作制度は農業生産力の增進を阻害するものであつて、之れを促進するものではないのである。而も資本主義の下に於ける土地所有集中の傾向並に所有と經營との分離の趨勢に伴うて現今小作制度は次第に增大しつつあるのである。例へばイギリスに於ける自作小作耕地反別の割合の推移を見るに、一九〇五年に自作地一二・七%、小作地八七・三%であつたのが、一九一四年には前者一〇・九%後者八九・一%に達してゐる。次にアメリカに於ける自作小作農場の推移を見るに、一八八〇年には自作農場七四・五%、小作農場二五・五%であつたのが、一九二〇年には前者六〇・九%、後者は三八・一%に增加してゐるのである。尙我國では小作地は大正十一年までは漸增し來つたが、爾後減少の傾向を示してゐる。**参考書** 河田嗣郎、農業經濟學。農業勞働と小作制。澤村康、小作法と自作農創定法。August Skalweit, Das Pachtproblem, 1922. Elsters H. w. b. Art., Pacht.（河西太一郎）

小作調停法 世界大戰後澎湃として我國に押寄せた無產階級解放の思潮は、都會には勞働爭議を頻發せしめ、農村には小作爭議を勃發せしめた。そして資本主義社會の優者である都會の資本家は此の勞働爭議に備ふるに尙一分の餘裕を有つたが、資本主義的に遲れてゐる農村の地主は其の餘裕を持たなかつた。從て農村に於ける小作爭議は年一年と深刻化され、其の解決に苦しむに至つた。玆に小作關係の實體を定むる小作法と、爭議其物の一時的解決を目的とする小作調停法とが發案せらるることとなつた。小作人は小作關係の不公正を廢除すべく、實體的なる小作法の制定を求め、地主は寧ろ一時的偸安を望んで、爭議解決の手續法たる小作調停法の制定を求めた。而して一九二四年七月後者は臨時議會を通過して、同年十二月一日より施行さるることとなつたのである。同法に依れば、小作料其他小作關係に付爭議を生じたる時は、地主又は小作人は爭議の實情を明かにして、其地の地方裁判所に調停の申立を爲し得る。裁判所は同上調停の申立あつた場合には調停委員會を開いて調停を行ふ。調停委員會は判事の中より地方裁判所長の指定したる調停主任一人及び調停に適當なる者に就き地方裁判所長の選任したる者の中より調停主任の指定したる調停委員二人以上を以て組織する。此の調停委員會が地主小作人間を調停して爭議の解決に導くのである。然し之を強制して調停する權は無い。これが本法の大きな弱點となる。生活の窮迫の故に、因襲の深きが故に、平和的なる農民は此の力弱き調停法に據りて爭議を解決することは尙ほ尠くはない。然し爭議一度深刻となれば斯る手續法は何等の效果をも收め得ない。階級的意識に目覺め戰鬪的となつた小作人は、斯る手續法に依る微溫的屈辱的調停には滿足しないで、只時に戰術として同法を利用することあるに過ぎない。斯くて此の小作調停法は、實體法たる小作法の制定施行迄、過渡的なる法律として存在するに過ぎないであろう。（澤田淸兵衞）

小作立法 〔**概説**〕 小作問題は我國に於ても、階級鬪爭化した集團的小作爭議の盛な勃發と共に、漸く社會問題として又農業經濟の問題として各方面から注目さるるに到つた。かかる小作爭議の發生についてはいろ〳〵な原因を擧げることが出來るが、法律的に見れば、現行民法に規定された永小作權及び土地賃借權なる二つの型が實際には地方的に複雜して成長した各樣の小作關係をあてはめるのに甚だしく適當でないことと、又根本に於て、資本主義的立法としての民法及び民事訴訟法は必然土地所有權に重點をおいた地主本位の法律である爲め、小作人は世界大戰後の社會化思想の進展につれて、かてて加へて經濟上の逼迫に餘儀なくされて、かくの如き法律の規範と手段とには到底承服することが出來なくなつてゐたのである。更に加ふるに地主小作人の關係は依然封建的臭氣を脫せず、主從關係としての明白な身分の相異と隷屬的拘束とを存し、一面溫情を譲するが如くして而も小作人を不利な契約の下に壓迫す

る爲に、事實の上にも人格の解放されんことを呼ぶ聲となつて現はれ、延んでは爭議の結果を團體協約によつて小作權の安定と小作人階級のよりよき生活とを戰ひ奪らんとする農民運動へ結成したものである。卽ち本質的に、小作爭議は現行法による處理と解決とに反逆するが故に、法律と裁判所との嚴存に拘はらず之が鎭靜を期し得ないのはもとより、如何なる彈壓を以てしても小作問題の根本が經濟的に解決され法律的に確保されない限り此の階級間の紛爭を芟除することは不可能であろう。而も小作爭議を機會に潛行する革命的思想とその恐るべき蔓延性とは、當局をして愈よ社會化の要求に應じた小作法立法を急がしめる刺戟となるのである。かくして我國に於ては先づ大正九年に農商務省内に小作制度調査委員會が設けられ、これが大正十二年には官制を以て小作調査會に改められ、更に翌年帝國經濟會議農業部に引繼がれ、最後に大正十五年再び小作調査機關を通じて二三の立法施設と小作法案が世に現はれた。卽ち小作爭議對策として第一には小作調停法が制定され、別に小作官が中央地方に配置されたのである。〔**小作調停法**〕（大正十三年法律十八號）は實は當時實施間もない借地借家調停法を模倣して無思慮に立法されたものである。從つて小作爭議が團體爭議として展開しつつあり而して團體協約により新たなる小作規範が設定されつつある所謂立法爭議を本體とするに拘はらず、個人間の契約の解釋又は履行に關する紛議にとどまるところの所謂個人爭議及び解釋爭議に對する借地借家の調停手續を粉飾したるは根本的に誤謬でなければならぬ。それはともかく、本法は爭議を法律外の妥當標準に合理的に導くことと、簡易迅速な解決を旨とすることは他の調停法の精神と同一である。而して調停法上の手續と效果とは民事訴訟法に於ける和解と仲裁の制度を混用調和せしめたもので、第三者たる居中調停者が入つて斡旋し爭の當事者たる地主小作人の歩みよりによつてその間に妥協の一致點を見出して和解せしむるのである。居中調停は裁判所又は調停委員會が之に當り、而しては豫算の範圍内にて行はれる小規模の事業であり、又當事調停委員會の構成は判事を調停主任とし之に官選の中立委者の任意の話合で取決められるものを助成する程度のもの員を配せしめられて居る。調停は當事者の申立により行はで、而も之により創定せられる自作農もその貧小な家産をれるので强制調停の制度は認められない。調停成立の上は保全する保護手段が講ぜられるでもなく、甚だ不安定な自裁判所の認可決定を受け民事訴訟手續上の和解と同一の效作農家を僅に創定するに過ぎず、恐らく實質は、小作期間力を附與される。卽ち當事者間に成立した協定は債務名義を長期に、小作料を金納に、而して耕作權が所有權的に確となり之が不履行は直ちに强制執行を受ける。小作官は官立されたる部分的小作立法の一に終るであろうことを信じ制により設けられ調停法による調停者としての地位はないて疑はぬものである。故に之によつて利せらるるものは地が、爭議を未然に防止する爲に、又は發生したる爭議を事主が現に小作爭議に疲れ、而も小作料漸減の傾向にある不實調停處理する爲に活動し、兼て小作慣行又は小作の實情安の時に、大體現時の賣買値段を以て賣逃げを爲し得ることを調査する任務を有する。而して爭議が調停法による調停と、之を機會に自作農となり得たる特定の小作農民が制手續に移れば、小作官は補助機關として資料の提供意見の限附所有權、逆にいへば前記の如き所有權的小作權を獲得陳述を爲す外紛爭事實の調査に當るのである。〔**自作農保護立法**〕第二に現はれたのが農村の中堅たる自作農の保護及び創定の施設である。かく當局が小作爭議對策の一として自作農問題に專ら急なる所以は一面には之によつて地主小作の階級對立の尖銳化を防ぎ、他面小作人に對し主觀的にプテイブルジョア意識を發生せしめて鬪爭を鈍らさんとするにあるものと觀察する外ない。自作農の保護施設としては、自作農が負擔過重の爲に小作農へ轉化する傾向を阻止すべく地租條例を改正（大正十五年法律第六號）して之に第十三條の二を追加し、法定地價二百圓未滿の土地（田畑平均約一町歩）を有する小自作農家の地租免除を行つた。農林省令を以て、自作農創設維持省令一〇號）を立て、道府縣、市町村、産業組合等が自作農創定を行ふ爲に簡易保險積立金又は之と類似の低利資金を借入れる場合に、その利子を三分五厘に止める方針のもとに農林省は毎年度豫算の範圍内で補助金を交付するのである。而して小作人の購入土地の價格が一定の公式を以て算定したる標準價格以下の場合に、四千圓（田畑平均約一町歩の賣買値段）を限度として貸付け、その元利金は二十四年内に小作料相當額の年賦均等の償還金を以て濟崩しに返濟せしめる。勿論この自作農創定は豫算の範圍内にて行はれる小規模の事業であり、又當事者の任意の話合で取決められるものを助成する程度のもので、而も之により創定せられる自作農もその貧小な家産を保全する保護手段が講ぜられるでもなく、甚だ不安定な自作農家を僅に創定するに過ぎず、恐らく實質は、小作期間を長期に、小作料を金納に、而して耕作權が所有權的に確立されたる部分的小作立法の一に終るであろうことを信じて疑はぬものである。故に之によつて利せらるるものは地主が現に小作爭議に疲れ、而も小作料漸減の傾向にある不安の時に、大體現時の賣買値段を以て賣逃げを爲し得ることと、之を機會に自作農となり得たる特定の小作農民が制限附所有權、逆にいへば前記の如き所有權的小作權を獲得することにある。但し民法上の永小作權に關する誤まれる規定の爲に今や整理の時期にのぞめる永小作地につき、自作農創定を行ひつつあるはその適用最もよろしきを得たる唯一のものといふべきである。或はドイツに於ける地代農地制（Rentengüter）の如く內地植民と關聯せしめて開墾地に自作農を創設せしむること、及びその方法として地代銀行（Rentenbanken）の如きを設くる農地金庫案は自作農創定そのものとして見るとき必ずしも非難すべきではない。〔**小作法立法**〕第三の方策として目下審議中に屬するものが小作法立法である。實體法たる小作法未だ制定されずして、小作調停法たる手續法が先行して實施されたことについては當時既に議論のあつたことであるが、小作權の實體に關する調査研究の全からざる今日では、寧ろ調停の結果の具體的協約の相當の堆積と、小作官の慣行その他實情調査の完成を待つて然る後裁判規範たる小作法立法に移るが適當と思はれる。かく小作法そのものは未だ我國に於て立法さるるに到らないが、然し吾々は二つの法案と小作調査令の小作權及び永小作權につき小作法制定上規定すべき事項及び舊慣永代小作整理についての要綱を答申發表せるも

のとに接して居るので、大體立法の內容及びその傾向を知ることが出來るのである。法案の一つは大正十年十月二十一日朝日新聞紙上に突然揭載せられたもので、時の小作制度調査委員會の幹事の私案たりしものである。此の幹事私案はやや進歩的立案であつて見るべき規定も多いが、遂にそのままほうむり去られて、大正十五年及び昭和二年兩度にわたり小作調査會の要綱答申となり、次で之に基き小作法草案が作成せられて社會の批判を求むる爲め公表せられるに到つた。よつてここでは小作法草案につき概觀を與へることとする。小作法草案は大體之を二分することが出來る。卽ち一は小作權の實體に關する規定であり、他は小作爭議の緩和の爲にする手續規定である。小作權の實體に關しては第一に小作權を物權化して其の登記なくも小作地の引渡を以て第三者に對抗し得る效力を與へ、小作權の轉貸を禁じ、地主が小作地を賣却せんとするときは其の小作人に先賣權を附與する等、ともかく小作權の繼續を期待して微弱ながらその效力を確保して居る。第二には小作權の存續期間については定期小作の場合は最短期間を五年とし、地主に於て期間滿了を以て契約を終了せしめんとせば、豫め期間滿了前六月乃至一年內に更新拒絕の通知又は條件を變更するに非れば、契約を更新せざる旨の通知をなさない限り、前賃貸借と同一の條件を以て默示のうちに更新されたものと看做される。而して不定期小作は告知期間を一年とし何時にても解約申入が出來るが、契約の終了はその告知期間の經過を必要とした。又定期不定期何れの小作であつても地主は權利を濫用して解約の申入又は契約更新の拒絕を爲し得ないのである。但し小作人に於て小作料を一年以上滯納した時は地主は解約權を有する。第三は契約解除の結果小作地を返還するに際しては小作人は地主に對し以上の買取請求權を有し、兼て地主の承諾を得て爲したる土地改良工事等の有益費の償還請求權をも有する。此外地主側から解約し又は更新拒絕を爲したる時は小作人に對し一年分の小作料額乃至その十二分の一の額の範圍內の作離料を支給しなければならぬ。第四は小作料に關するもので、不可抗力に基く減收の場合に、小作料の減免を受けんとするときは、收穫着手前少くも十五日前にその申出を爲すを要する。又小作料等の條件を改定せんとせば所在地の小作委員會に請求することを得る。而して實納小作料額未定の間小作人が小作料の一部辨濟を爲すに於ては地主は之を受領する義務があるのである。第五は地主の承諾なき小作權の賣買は原則としてその效力を認められないが、但し小作權作權に對しては此限でなく、而してかかる小作權は支拂はねばならぬ。以上の實體規定に對立する手續規定の部分は、第一、地主の解約申入に對し小作人が二月內に小作權の繼續に關して調停を申立ててそれが受理されると調停終了迄小作權存續するものと看做され、第二、毛上の買取價額、有益費の償還額及び作離料の額に關し當事者間に協議が調はない時は裁判所は鑑定委員會の意見を求めて之を決するか又は調停に付することを得る。第三、小作料減免の申出に對しては、或は小作官の指定する方法による檢見を行ふか又は減收調査委員をして作柄の調査を爲さしめる。第四、小作條件の改定につき小作委員會又は仲裁者をして判定せしむることを得る。第五、小作料請求又は小作地返還請求の訴訟に伴ひ强制執行保全の爲に行はるる立毛其他の動產の假差押又は耕地立入禁止の假處分に對し裁判所は小作人に保證金を供託せしめて或は執行を停止し又は取消し、或は小作地の使用を許し又收穫を爲さしむることを得る等であるその外永小作權に關する明文をも若干包含するが、永小作か普通小作か不明なる、寧ろその中間に位き何等規定する所なきは、最も誠實を缺く態度と論斷するもはばからぬ。德川時代には二十年以上小作を繼續せる場合に之を永小作なりと認定した幕府法及び地方慣習は明治聖代の立法によつて踏みにぢられて來たのである。幹事私案に於ける永小作權なるや否やに就爭ある時は永小作權と推定する規定は此意味に於て重要なるものである。以上我國に於ける小作立法を大觀したのであるが、之により何人も窺知出來る如く、如上の立法施設及び立案は何れも小作爭議といふ當面の突發的事變に對してうろたへ氣味に、そして應急の彌縫策として、差當りは爭議の鎭壓緩和を目標とし、又一方超階級的に何れの側にも好都合なるべきことを期待して所謂公平を趣旨としての方策が立てられたやうである。然しながら社會化立法の一實現としての小作立法は小作人大衆に「よりよき生活」（Better life）を保障する基準でなければならず、加ふるに國家の食糧政策の上から「よりよき農業」（Better farming）が營まるべき生產上の根據とならねばならぬ。此目的の爲に小作法上規定を要する諸點は、アイルランド小作人同盟の三Fの要求が簡明に之を指摘してゐるが、少しく細說を試みると、(一)小作人の勞働の上に立ち而して直接に土地を生產せしめる所の耕作權に土地所有權と對立する地位を與へ、所謂耕作權を確立して何人にも對抗し得る物權的效力を認めて小作人追放の危險を防止すること。(二)物權化せられた小作權には必然賣買の自由を承認せざるを得ぬ。小作權の自由賣買は小作人を安んじて土地改良に從事せしめるのである。(三)又當然小作權相續につき立法上特別なる考慮を要する。殊に農業經營に必要なる小作人の一括財產卽ち家產（Wirtschaftsheimstätten）の分離を防止すること。(四)小作權の存續期間を出來るだけ長期に定め、不定期のものは地主の都合による解約を困難ならしむること。(五)二十年以上耕作を更新繼續したる者には永小作權を認定し、(六)小作料を公正ならしむる爲め一定の標準とその決定手續とを法定し、(七)小作料金納制を原則とすること（農業倉庫の普及發達を條件とする）。(八)小作地賣却の場合は小作人に先賣權を附與し、(九)耕地返還の場合には小作權の代償及

び廣き意味の土地改良費の賠償又作毛及農具家畜工作物等の買取請求權を認め地主の都合よりするときは此外に作雜料を支給せしめる。(十) 農民組合を法律上公認して團體協約による自治的協約法の成立を促進すること。要するに小作法を完全せしむることは小作人の人格を完成せしむることであり、そのことは引いて健實なる農村社會を建設する所以ともなり、又かくして小作經營が企業化せらるることは土地利用を合理的に增進する契機ともなる。而してそれは一小作法により普遍的に强制規律せしめらるるのである。イギリスの勞働黨は土地國有化 (Nationalise the land) の基礎の上に小作法を樹立せんとして居る。小作立法の將來はまことに多事である。**參考書** 大日本農會、本邦小作慣行調査 (大正十五年)。農林省、小作年報 (每年)。末弘嚴太郎、農村法律問題 (大正十三年)。小野武夫、永小作論 (大正十三年)。農業經濟學會、小作法批判號 (農業經濟研究三卷一號)。澤村康、小作法と自作農創定法 (昭和二年)。那須皓、農政論考 (昭和三年)。田中長茂、小作法草案解說 (帝國農會報一七卷五—九號)。澤村康、ドイツの小作法 (國家學會雜誌三九卷二—四號)。同、ドイツの小作 (同誌四二卷一一號、四三卷一、三號)。河田嗣郎、農業社會化運動 (昭和四年)。Spencer, A. J., The Agricultural Holdings Act, 1923. Ponfick u. Wenzel, Reichspachtschutz. Orwin & Peel, The Tenure of Agricultural Land. (野間海造)

小作料 小作人が農業經營のために他人より土地を借受けたる場合その地主に對して一定の使用料を支拂はなければならぬ、小作料卽ち之れである。小作料の經濟的性質は所謂地代に相當し、從つて所謂絕對地代及び差額地代 (地代一の項參照) の兩者を包含する。從つて小作料なるものは小作人又はその賃銀勞働者の勞働が、賃銀並に投資の普通利潤を償却するより以上に齎らすところの剩餘を悉く包含する所のものである。而して現實の小作料の額はかかる理論地代を中心として、小作地に對する需要供給關係の變動に伴うて變動し、或は地主に有利に或は小作人に有利に決定せらるる譯である。但しこれは資本主義的原理より見たる小作料である、卽ちイギリス式小作制度に於けるが如く、小作經營が純粹の企業として自由競爭の支配下に行はるる場合に於て始めて實現を見る小作料であつて、小作料が一般にかかる原理に基いて決定せられてゐる譯では決してない。卽ち農業に於ける資本家的經營が餘り發展せず、封建的殘滓の尙存續せる多くの小農國に於ては小作人はその投資に對する普通利潤どころか、その勞働賃銀に相當する額すら手許に殘らない程に過大なる小作料を地主のために搾取せられてゐるのである。卽ち「過小農經營が小作地に於て行はるる場合には、小作料は他の如何なる狀態の下に於けるよりも遙かに多く利潤の一部を含み、甚しきは勞賃よりの控除分をも含むのであつて、かかる場合の小作料なるものは單に名義上の地代に過ぎず、勞賃及び利潤に對立せる獨立の範疇としての地代ではないのである」(マルクス)。例へば我國に於ける大正四年乃至九年の五ヶ年平均實納小作料の收穫高に對する割合を見るに、農林省農務局の調査によれば、二毛作田に於て五割一分、二毛作田に於て五割五分に達する。卽ち我國の小作人は小作料としてその收穫の半ば以上を地主に搾取せられてゐるが故にその小作收益はその生活賃銀にも相當せず、更に他に勞賃其他の副業的收入を得て漸やくその低級なる有樣である。此種の小作料の決定には何等理論上の標準あるにあらず、專ら慣習的に行はれ來つたものであつて、その決定は結局のところ地主小作兩階級の實力の關係に依據するのである。我國の小作人運動が從來小作料の輕減を中心として展開し來つたことは決して偶然ではないのである。又た小作料支拂方法としての金納制及び物納制の可非が、此問題は要するに小作人が生産物實却の全部の責任を負ふことを有利とするか否かに歸着する問題であつて、之れに就ては特に次の三點を注意しなければならぬ。その第一は、小作人が生産物の賣手として如何なる狀態にあるかと云ふことである。若しも農業倉庫が發達し、農産物を擔保とする金融方法が完備し、且つ小作人が農産物市場の形勢に通曉せる場合には金納は甚だ便利なる支拂方法であるけれども、若しもかかる條件が存在せず且つ小作人の經濟に餘裕なき場合には小作人はその小作料支拂のために新收穫物を急速に賣却しなければならぬから、收穫直後に於ける穀物供給過剩に基づく穀價暴落の不利益を小作人は蒙るのみならず、ひいては一年間に於ける穀價の變動を甚大ならしむる結果を招致することになる。第二に、若し比較的長期間に亘つて小作料が變更せられない場合には、農産物の價格は漸次に騰貴する傾向を有するが故に、金納制は其期間に增加せる地代をば小作人に收得せしめ、小作料の負擔を輕減せしむる結果となる。第三に、金納制は小作人に大なる經營上の自由を與へる。蓋し此制度の下に於ては小作人は必らずしも一定の農產物を引渡す必要がなく、市場の狀況に應じて最も有利なる作物を選擇することが出來るからである。かくして貨幣經濟の發達すると共に物納制が漸次金納制に推移し行くことは必然の趨勢である。**參考書** 河田嗣郎、農業經濟學。マルクス、資本論、第三卷。Karl Kautsky, Die Agrarfrage, 1899. (河西太一郎)

誤差の法則 (Law of Erors. Fehlergesetz. Loi des Erreurs) 實驗的に或る量を測定しようとするに當つてはいかに精密に錯誤のないことを期待しても常に幾分の相異を生ずるのを免がれない。測定の結果が眞實の値として想像せられる一定の數量から外れる差異を誤差と名づける。かやうな誤差の生ずる理由は、感覺の不精確及び注意の不足に依る主觀的方面、並びに測定機械及び裝置の不完全なるために起る客觀的方面に區別される。併し原因の明瞭な系統的誤差 (Systematic Errors) を取り除いてしまふならば、その他のものはすべて偶然に生じたるものとして見做すことができる。從つて種々の可能な誤差が同一の確度 (Probability) をもつてあらはれると假定するならば、數學に於ける確度論の方法を應用して、誤差の種々の大いさに對して之れが生起する度數の割合を決定することができる。この關係を云ひあらはしたものは通常ガウス (Gauss) の誤差分布の法則と名づけられてゐる。實際上に於ては併し實驗者が十分の注意を施し、且つ求むべき正確の値に對する或る程度までの豫想を期待し得る場合には、誤差の大なるものがより小さなものよりも多く避けられることも當然である。從つて之に關する適當な假定によつて、尙ほ複雜な誤差の法則が見出だされる。誤差を含んだ多數の測定結果から最も確からしい値並びに誤差を見出だすための最も簡單な方法として、通常は算術平均法 (Method of arithmetical Mean) 及び最小二乘法 (Method of least Squares) などが採用せられてゐる。前者は單に多くの値の算術平均を取るものであり、後者はこの平均値からの正負の差の二乘を平均してその平方根を取つたものをもつて最も確からしい誤差となし、その大小によつて測定の精粗の程度を判斷しようとするものである。(石原純)

五卅事件 上海にある邦人の經營する內外綿紡績會社の罷業に端を發した五月三十日に於ける上海南京路の示威行列は幾ての共產黨の計畫に基き、外人警察との衝突を來し之をきつかけに上海全市の外人關係事業の總同盟罷業、總罷市となり、其波動は漢口に於ける外支人の衝突、廣東沙面に於ける英兵と支那人行列との衝突事件となり、支那全國に火の手を擧げ、北支那にまで波及して全國に亘る大罷業と暴行が行はれ、廣東と香港との罷業封鎖は互に頑强に相對峙して翌年秋に至るまで約一ヶ年以上繼續された。その結果として反帝國主義運動が全國に波及し支那の對外關係が一變した。從來支那の對外運動は英米系學生を主として排日だけを續けて來たが、共產主義青年團が基督教青年會幹事に代つて學生會の牛耳を取るや、盛んに反帝國主義運動を煽つて來たが、ここに五卅事件を機會に遂に爆發して全國的大動亂を起すに至つた。その結果從來支那を壓迫し輕視し來つた列國は、反對に爭ふて支那の歡心を得んとに努め支那は益す勢ひに乘じて不平等條約撤廢に向つて進むに至つた。かくて支那の對外關係は之を機會に一變し支那は逆風から順風に向ふに至つた。之の運動は共產黨の豫定計畫に依ると思はれる點が多い。卽ち共產黨は之を利用して勞働組合を組織し、それにより罷業を起して更に勢力を擴大して組織を進めた。從て五卅事件の結果上海の勞働界は全く共產黨の手に入り、河南、濟南、天津、北京に共に、勞働界は共產黨の手に握らるるに至つた。學生會も同じく之の運動を機會に殆んど全部が共產系となつた。之の運動の結果は全國的大罷業となり、罷業の範圍は航業、金融機關、會社商店、工場の全部に及んだため、外人の蒙つた損害は決して少くなかつた。從て列國に大なる驚駭を與へたのである。**參考書** 上海工業會議所編、五卅事件。(長野朗)

五四運動 大正八年の五月四日の曹汝霖邸の毆打事件に始まつた五四運動は、學生團體運動の起原であると共に、現在に於ける支那國家解放運動の端緒を造つた重大なる出來事である。あの事件の中心となつた北京大學では蔡元培が校長として陳獨秀、李大釗、胡適等の新進數授があつて學生の新思想開發に努めて居たが、歐洲大戰に入つてから世界思想界動搖の影響を受け新しい空氣が北京大學內部に醞釀されて居た。そこに巴里會議に於ける山東問題の外交的失敗が彼等を刺戟した所に、意政客が火を點けたので、運動は忽ち燎原の火の如く蔓延して全國的に擴がつた。五月四日の出來事は上海へ飛んで七日には上海學生の國民大會となり、次で廣東、南京、天津、武漢其他各地に及んだ。その運動は政治的には親日派の曹汝霖、陸宗輿、章宗祥の罷免となり、對外的には排日運動を起し、その結果排日運動は其後約十年間慢性的に行はれて今日に及んで居る。之の運動の結果全國に亘つて學生會が組織され、機會ある毎に學生運動が起さるるに至つた。之の運動に背後から油を注いだのは英米人であつて各地で運動の中心となつたのは英米系の學校と基督教會であつた。從て學生會の指導者も多くは基督教青年會の幹事であつたが、當時の學生會の組織は極めて散漫なものであつて、平時は殆んど有名無實で、ただ事があつた時に集つて騷ぐに過ぎなかつた。然るに五四運動の結果は學生に自信を與へた。彼等は曹汝霖邸を破壞し駐日公使章宗祥を傷けた時には大に恐惶して居たが、政府の處置が緩漫な上に世間の好評と反響の大なるに自ら怪しみ且つ驚いた。同時に彼等は自信を得て益す猛進した。次でロシアの勞力が學生會に伸ぶるに至つて學生會の組織も統一と確實を加へ、排日運動は國家解放運動となり、反帝國主義運動となり、五卅事件によつて愈よ其運動が大成さるるに至つた。**參考書** 波多野乾一、現代支那。中國青年 (支那文雜誌)。(長野朗)

孤兒手當 (Orphan Pension) 孤兒に關する救助手當は一般には兒童保護法の中に含まれる。而して同法は孤兒、棄兒、貧兒、窮兒、遺兒、私生兒、病兒等を始めとして被虐待兒、盲啞兒、低能兒、白痴兒、不良兒等を其對象とするが故に孤兒のみに關する手當を分離して叙述することは外國のみならず本邦の制度についても聊か困難とせざるを得ない。故に玆には主として孤兒に關する規定並に手當を擧げることを主旨とはするが勞ひ一般的兒童救助を含み從つて又母親扶助法等に觸れることは蓋し已むを得ない。英國に於ては一六〇一年救貧法實施以來その規定の下に孤兒及び其他貧窮兒童を救助することになり、之に該當して公費救助に浴するものは戰後に於て凡そ二十四五萬を上下し之に要する金額は三千五百萬圓一人當百五十圓である。更にフランスは一九〇四年に制定せる兒童保護法による救育

兒童約二十萬にして、公費千四百四十萬圓、一人當約七十圓である。尤も教育兒は委託制 (Out-boarding System) と院内救助 (Indoor Relief) との二種類に分かれてゐて、手當もそれに從つて相異する。之らの規定は各國それぞれの特色があるが、扶助の最も進んでゐる米國の例を擧げよう。ニューヨーク州、マサチユセッツ州に於ては、適當に小供を養育するに十分なる額を支給すべしとの規定があるが、ニューヨーク州には其額が孤兒院に於て要する養育費を超過すべからずとの制限が加へられてゐる。而て法定額は一日を以て定めたるものと、一週間を以て定めたるものと、一ケ月を以て定めたるものとがある。日極のものは五歳未滿の子供には一兒一日六十仙、五歳以上のものには一兒一日五十仙（インデアナ州）と規定するものがある。週極のものには一週一兒二弗（アイオワ州）、三弗（ミシガン州）又は三弗五十仙(セントルイ市)とするものがある。月極では一兒九弗、二兒に對して十四弗、三兒以上一兒毎に四弗を加ふるもの（ニユージャージ州）、又一兒に對して九弗を支給し、更に一兒を增す毎に五弗を加へてゐる等である。次に我國に於ける孤兒救助は公的及び私的救助に分れ、前者に關する現行法は明治四年に幕府遺制に改正を加へ、恤救規則及び棄兒養育米給與の規定によるものである。これによれば極貧の獨身なる幼者は十三歳迄一ケ年米七斗給與され、棄兒（孤兒を含むものである）はその預り人または貰人孰れへも年々米七斗づつ支給される規定である。我國に於ける救助兒童數は歐米に比すれば遙に少いのである。今最近に於けるこれらの統計を示せば左の如くである。大正十三年度に於ける養育棄兒全數は六八二人、その養育費合計九二、七三五圓であり、その内譯は國庫費一三、六八五圓、國庫貲補助の者に地方費より補給六四、〇三六圓、地方費一五、〇一四圓である。從つて一人當は僅かに四三圓餘といふことになる。（笠信太郎）

個人主義 (Individualism. Individualismus. Individualisme)個人主義は國家社會の優越性に對する自己主張の原理で國家社會は個人を支配し必要の場合にはこれを犧牲に供す可き自己目的と自存的體制を有せず、個人の意思と幸福のために存在すると主張するのを通例とする。併し利己主義 (Egoismus) が單に個々の行爲に於ける利己的動機を指示する名稱であるのに反し個人主義は國家社會の權力を個人的利益の範圍に把握せんと努力する一つの人生觀である。個人主義は文化的發達に相應じて政治、社會、經濟宗教、倫理各斑に互り重大な影響を與へた。古代國家では組織的統一的原則が支配してゐたが、それは多數者が奴隷又は被抑壓者として法律上の權利なく少數市民が支配的地位に立つてゐて對内的に支配を維持し、對外的に外敵を防ぐ上に强固な統一と連帶を必要としたことに起因する。基督敎の興起に伴ひ、羅馬世界帝國の官僚國家は天下の人心を失ひ、その代りに、他の世界的組織が成立した。カソリツク敎會の精神を宗敎的倫理的に支配しただけでなく、その世界觀、世界支配に從屬せしめた。その組織の根據に個人的利益が橫はつてゐたが、世俗的のものでなく、超越的な來世に關するものであつた。宗敎改革は結局宗敎倫理的個人主義への反動で、自由討究の科學的精神、在來のドグマの批判に存した。かくて個人主義は科學的理論として形成され、國家論としては國家は個人の爲めに存すとする自然法學說生れ國家の個人に對する使命につきスピノザ、ホツブスは强者抑制の思想に達し（ニイチエは同じ根據から Übermenschen にのみ Willens zur Macht を許容す）、グロチユウス、ロックは自由主義 (Liberalismus) 思想に達す。萬人に自然權あり國家は各人の權利を同等に保護す可しと主張する。法律上個人主義は人格（個人）自由、財產所有を中心とする權利思想となり、出版、結社、集會の自由の外自由契約の原則を獲得す。政治上、立法權參與、普通選擧の主張となる。經濟上に於て、國内經濟に個人活動の自由から經濟警察の監督、組合的指導、特權優先權の排除を、國際取引に於て、保護關稅、輸出入禁止の廢止を主眼とし自由貿易派生る。英國でのマンチエスタア學派の勝利は世界に自由貿易主義を確立する端緒となつた。經濟上强者弱者の關係につき强者制限、弱者保護の思想とあるが、婦人小兒の保護の程度で成年男子は財產所有の差に不關自由競爭を餘儀なくされ、此處に社會主義が生る。現在世界觀的歷史哲學的體系にまで完成されたが、發生的には經濟的生活に於ける個人主義の實際經驗に出發せるものである。併し一般に社會主義も社會主義的社會國家が終極に於て自己目的でないことはマルクス、エンゲルス、レニンを通じて認め得可く個人の解放の手段に存する。此の究極目的を即時に國家社會私有財產の否定によつて實現せんとするものは無政府主義で、これはプルードンの所謂非支配 (Nichtherrschaft) で國家的强制なく、個人相互の契約的秩序を思念する。倫理上個人主義は責任ある人格の觀念から出發してゐるから專制政治の下に多數が無意思となり機械的に隷屬するを廢し、有機的意思關係の民主思想と結合す。政治的自由だけでは不充分で經濟的自由が唱導され、個人主義が社會主義に發展して行き、個人主義が歷史文化の發展過程に常に新しき展望を與へつつある。（佐々弘雄）

古神道 古神道は即ち日本の原始信仰である。古神道の研究は從來專ら記紀、拾遺、祝詞等の古文獻によつて爲されてゐた。然し近來は古文獻のみによらずして廣く日本及び其周圍の民族の俗間信仰を調査することによつて日本の原始信仰を研究することが盛んに行はれるに至つた。我が原始信仰の中心觀念たるカミ（神）は、カミ(上)、カミ(髮)カミ（長官）、ナルカミ（雷）、オホカミ（狼）、カミサル（死）等の語によつて知られる如く、威靈ある自然物及び人間の靈魂であつて、日月星辰、名山大川、巨巖大木、猛獸大蛇の類は何れもカミとして國民の崇拜を受けた。されば我が國の原始信仰は、多くの原始民族の間に見られるアニミズムであつたと云つてよい。而してこれらの自然物の中では

當時の產業たる農業と最も密接なる關係にある太陽が最も尊信せられ、人間の靈魂の中では當時の社會制度たる氏族制度と最も密接の關係にある祖先の靈魂が最も尊信せられた。故に我が國の原始信仰は太陽トーテミズムとも祖先崇拜の宗敎とも稱せられる。大和朝廷の成立以後は、この太陽の崇拜が皇室の祖先神の崇拜と合致して天照大神の信仰となつた。神殊に人間の靈魂の神は、高天原即ち天に住んで人間的生活を營み、人間的感情によつてその靈的威力を自然人間界に示すものと考へられてゐた。故に人々は神樂を廣前に奏し、神酒を祭壇に滿て竝べて神慮を迎へ、不淨を去り不純を除いて神慮に戾らざらんことをこれ努めた。マツリは即ちこの神慮を迎へる行爲であり、ノリは即ちこの神慮に戾らざらんとする規範である。故にノリに反することはすべてツミであり、ツミあれば即ちマガツミ（禍）ある故にハラヒ（祓除）が必要であつた。さればツミの有無について疑あるときはクガダチ（盟神探湯）を行つて神意をきいた。而してまた、カミは人間若しくは自然物器物等に憑依してその意思感情を啓示するものと考へられてゐた。カンガカリ（神憑）、キツネツキと稱するものが即ち之であつて、祖先神は特に其子孫に憑依するものと考へられてゐた。故に祖先神の憑依するウヂコノカミ（氏上）のノリゴトは氏人の行動を規律し、社會の規範は神意の啓示を受ける巫覡の徒によつて維持せられた。而してこのカンガカリとなる能力は、血に特有なるものと考へられてゐたから、氏上を初め神を祭る人々の間には同族結婚が喜ばれ萬世一系が重んぜられた。カンガカリの狀態に入る方法としては、或ひは流水を見つめ或ひは冷水をあび或ひは打臥の巫子の如く俯伏する等の自己催眠術が用ひられたが、所謂キヨキ（淨）、アカキ（明）、ナホキ（直）、マコト（誠）の心もて神を凝視することは、神を祭るものの最も大切なる心術であつた。これ後世の神道論が何れもマコトの道を以て惟神隨神の道としてゐる所以である。（瀧川政次郎）

戸數割 我國に於ける戸數割は、從來道府縣の獨立稅であつたが、大正十五年地方稅に關する法律を以て市町村に委讓せられ市町村の一般的獨立稅となつた。課稅標準は納稅義務者の資力で、それは納稅義務者の所得額及び資產の狀況によつて算定する。この點は從來の戸數割が住家坪數等を資力算定の標準に加へてゐたのと比べて、一段所得稅に接近せることを示すものである。また納稅義務者の所得が俸給、給料、歲費、年金、恩給、退隱料、賞與等所謂勤勞所得である場合には控除が行はれる（總所得額一萬二千圓以下なるとき右勤勞所得部分に付て十分の一、同六千圓以下十分の二、同三千圓以下十分の三、同千五百圓以下十分の四、同八百圓以下十五分の五）こと、老幼不具癈疾の同居者に付ても控除を認めてゐる（所得千圓以下一人に付百圓以內、所得二千圓以下同七十圓以內、所得三千圓以下同五十圓以內）こと等に於ては、益す所得稅に近い性質を有してゐる。故に大正十五年改正「地方稅制限に關する法律」によつて、戸數割課稅をなし難き市町村の他は、所得稅附加稅を課することを禁じたのである。これ即ち戸數割が所得稅の補充稅たる性質を持ち來つたからである。併し上述した如く戸數割は今や殆んど所得稅と異る所はないから、たとへ補充稅としてもその獨立の存在理由は頗る薄弱であると云はなければならぬ。唯だ戸數割は第三種所得稅の如くに法定免稅點を有してゐない。戸數割と所得稅との主たる差異はこの點である。即ち戸數割は國稅所得稅が所謂負擔の公正上免稅するを適當と認めた所得に對しても課稅せられるのである。戸數割が所得稅の補充稅たる性質を持つてゐると云ふことは、實際は此意味に於てこそ言ひ得るのである。統計は少し古いが、大正十四年の調查によれば、當時の第三種所得稅免稅點八百圓以下の所得を有する戸數は、全國總戸數の八八・〇六％を占めてゐた。戸數割が主として如何なる階級層を課稅對象としてゐるものであるかは、この統計が何よりも雄辯に物語つてゐる。既成政黨の地盤擴張的稅制改革が帝國議會に提案せられて、所得稅の「社會政策」的免稅點引上が議決せられても、地方ではその免れた部分をこの戸數割が吸ひ取つてしまう。農民—就中地租を納める必要のない小作農民にとつて凡てこの戸數割が大きな負擔であることは地方農會の農家經濟調查を見れば分る。然も小作農民はその所得額に就て上述の勤勞所得控除の恩典を受け得ないのである。**參考書** 田中廣太郎、地方稅制講話。同、地方稅戸數割。（三宅鹿之助）

ゴスプラン (Gosplan) 勞農ロシアに於ける計畫經濟立案の中心機關であつて、國家經濟企畫委員會とも稱すべきものである。一九二〇年全ロシアの產業狀態を改良するため電化の企があつた時、其の立案に必要な經濟專門家がレニンに召集せられたのに始まる。即ち同年四月創立せられた勞働及び防衞委員會といふ國防資源に關する最高執行機關の活動を敏活ならしめるために設けられたものである。隨つてゴスプランは同委員會（之は各人民委員及び全國勞働組合會議代表より成り・委員長には人民委員會議長自ら之に任ずる）に直屬するものであつて、全國の經濟狀態を詳細に調查し、之に基いて一ケ年、五ケ年及び十ケ年の將來に及ぼすべき三種の經濟上の豫定計畫を立て、其成案を勞働及び防衞委員會に提出して、そこでの討議と修正と執行とに委ねる譯である。ゴスプランはモスコウに本部を置き二百人の專門家が中央委員會を組織し、各地方に支部、代理部を置き學者、技術家及び實際經營家等の粹を集め生產の向上、勞農階級の調和等に必要な資料の蒐集、計畫の發案等如何なることもなし得る。ただそれが如何なる程度まで實現されるかといふことは、中央委員會中に設けられた常任理事會の決定によることになつて居る。常任理事會はゴスプランの最高機關であつて、各方面の實際的知識ある專門家を網羅し、農業、工業、商業、燃料、電化、財政豫算等の諸部門に事務を分掌し、その各部が夫々自らに必要なる資料を蒐藏して、分擔部門に關する調查と計畫立案

とをなす。各部の成案が常任理事會の審議を通過すれば、更に之を直上機關たる勞働及び防衛委員會に提出し、同委員會はその適否を檢討し、同時に豫算の關係もあるから、財政人民委員會とも協定の上、差支ないとなれば始めて之を實行に移す。ゴスプランの事業そのものは直接に實際政策とは關係がないが、然し、それがラヂオや文書を以て每日各方面から集める技術上及び統計上の材料がやがて整理せられて具體案の基礎となり、それが間接に勞農聯邦の經濟政策を左右することになるのであるが、決して輕視すべきものではない。現にそれが設けられた當時のロシア經濟は世界大戰、革命、內亂、列國干涉、饑饉等の後をうけ疲弊の極に達してゐたが、その翌年頃から漸次回復し、五年も經つ間に殆ど面目一新したことは注目に値する。世界に於ける計畫經濟は勞農聯邦に始まるといへるならば、それは又ゴスプランに始まるといつても過言ではない。**參考書** 嘉治隆一、彼岸の合理化機關ゴスプラン（社會思想、昭和四年一月）。（嘉治隆一）

ゴスリング (Gosling, Harry 1861—　) ゴスリング一家は百二十年間ほど引續きイースト・ロンドンに住みテームス河畔の波止場に働いてゐた。一八六一年現在州廳のある場所で生れ、船夫として父の助手として後に一本立ちで働いたのである。一八九三年に至り勞働組合の役員—船夫・艀の船頭・遊山船船夫合同勞働組合の書記—となり、その組合が後に至り運輸並びに一般勞働者聯盟に合流するまでその地位にあつたのである。一九一一年及び一九一二年ドック・ストライキの指導者たり、一九二〇年には陸海軍務に關する調査裁判等を司る所のコート・オブ・インクアイヤリーの一員となり、ドック勞働者の新賃銀を決定した。ゴスリングはまたポート・オブ・ロンドン・オーソリテイーその他多數の委員會の委員である。一八九八年には倫敦の市參事會員に選出され、そこの勞働議員の議長たり、廿五年以上の勤續の會員である。一九二三年下院議員に選出され勞働黨內閣運輸大臣となつた。一九二四年には運輸勞働者聯盟會長たるの地位に再び就任したのである。**參考書** The Labour Who's Who, 1927. The Encyclopedia of Labour Movement.（佐々弘雄）

個性 (Individuality. Individualität. Individualité) (一)個體・個物・個人を構成し、特性づける性質乃至表徵。個體・個物・個人がこれあるによつて一の統一的全體をなし、それらが、それらであつて他ではないことになるやうなもの。(二)特に人間について、常人と異る性格或は顯著な特性を強調し、それをもつて個性がある、個性が強いなどといふ場合がある。ところで個性の本質、或は個性の意義については、生物學や心理學その他多くの科學が問題にしてゐるが、輓近の多くの立場特に（新カント派）に於ては倫理學、教育學等の方面に於て特殊の關心が向けられてゐる。かかる諸領域に於いては一般に個性が價値として見られる。價値として見られる個性は自然的所與ではなくて、却つて實現すべき（せらるべき）理想的課題である。勿論その課題は自然的所與的內容を豫想する。が、その內容そのままではなくて、その中に包まれてゐるもの、潛在するものを、展開し實現しなければならないのである。かかる實現によつて特殊は普遍妥當性をもつ。眞の個性は獨自性と共に普遍妥當性をもつ。個人も、民族も、その文化的表現に於いて、かかる個性をもたねばならぬ。さてしかし、かかる意味の個性の尊重が近代の傾向で、特に自由主義と個人主義との成長に伴はれた現象であることは一應注意すべきであろう。**參考書** Bosanquet, Principle of Individuality and Value. Spranger, Lebensformen. Simmel, Lebensanschauung. Müller, Freienfels, Philosophie der Individualität.（谷川徹三）

悟性 (Understanding. Verstand. Entendement) 知性、知力、理解力等とも言はれる。論理的思惟能力。對象とその關係とを概念によつて思惟し把捉する能力。一般的に感性に對立する。しかし更に、狹義の理性に對立させられることによつて特殊の意味をもつ。悟性と理性との對立に相當する對立は既にプラトンに見られる。ロゴス (logos) とヌース (nous) との對立である。中世の哲學に於いては悟性にあたるものは ratio と呼ばれ、ニコラウス・クザーヌスに於いてはそれは比量的なものとして、intelligentia —理性にあたる—のやうに矛盾と對立とを克服する能力をもたなかつた。カントにとつても、悟性は一方積極的精神力・自發性・として感性や直觀に對立させられ、純粹悟性は、「あらゆる經驗の形式的並びに綜合的原理」であり、それによつて經驗が始めて秩序と法則性とを・客觀的妥當性を・與へられる範疇の根源であると共に、他方また理念の（卽ち超感覺的なもの、絕對的のもの、永遠者の概念の）能力でも根源でもある狹義の理性の對象となり、その制約のもとに立つ。ヘーゲルもまたかかる用法を彼獨自の仕方で把捉した。卽ち悟性は抽象概念の能力であり、理性は具體概念の能力である。卽ち悟性が一面性、區別性、對立性をそれだけとしてより把捉できないのに對して、理性はそれを辯證法的に把捉しうるものなのである。ベルグソンは悟性を、實際的目的、行動に仕へるもの、生の不斷の流動を同質的固定的要素に分解し、空間化し、外化し、幾何學的圖形化するものとして、本能に或は直觀に對立させてゐる。**參考書** Platon, Phaidon. Theaitetos. Phaidros. Politeia. Kant, Kritik der reinen Vernunft. Hegel, Enzyklopädie. Bergson, L'évolution créatrice.（谷川徹三）

五大銀行 (Big Five) 通常五大銀行と云はれるのはイギリスのバークレイス・バンク（一七二九年個人銀行として設立、一八九六年株式組織となる）、ロイヅ・バンク（一七六五年個人銀行として設立、一八六五年株式組織となる）、ミツドランド・バンク（一八三六年設立）、ナショナル・プロヴインシアル・バンク（一八三三年設立）、ウエストミンスター・バンク（一八三六年設立）の五行を指稱するものである。蓋し右の五行は世界の金融市場と稱せられるイギリス銀行界の五大盟主であるから。五大銀行が斯かる卓越せる地位を獲得したのは、是等五大銀行による他の諸銀行の合併合同に基づくもので、一九二八年現在株式銀行は全英を通じて二十七行（英蘭銀行を除く）個人銀行は四行に過ぎない。一九〇〇年には猶ほ未だ株式銀行は九十六行、（同上）個人銀行は十九行があり、大戰直前は株式銀行六十一行、個人銀行八行があつた。五大銀行が爾餘の諸銀行に對して如何に優越してゐるかは次の表で大體想見する事が出來る（「エコノミスト誌」一九二九年五月十一日附錄「銀行」號に據る）。

	資本及積立金	預金	資産	支店
全英銀行	一七五,二〇〇,七九五	二,二八〇,九三一,八三三	二,七〇五,五七九,七一八	九,五九五
五大銀行	一二六,三八五,五五一	一,六六六,三三六,七〇一	一,九九三,七七五,一四四	八,〇九一
百分比	六九%	七三%	七三%	八四%

所で近來英國では從前の如く各銀行の直接なる合併、合同の方法でなく、寧ろ銀行株の買收により當該銀行の實權を掌握する間接方法が行はれ、五大銀行も此方法によつて啻にイングランド、ウエールスに止まらずスコットランド、アイルランドの諸銀行の實權を掌握しつつあると云はれるので、その實力は更に一層大なるものがある事は想像に難くない。併し國內は最早五大銀行にとつて發展の餘地に乏しいので、戰後五大銀行、就中「ミッドランド」銀行を除く四大銀行は株式買收による海外植民地銀行の合併若くは新設によつて佛蘭西、白耳義、伊太利、地中海沿岸諸國、亞弗利加大陸、パレスチナ、メソポタミア、印度、新西蘭英領ギイアナ、西印度、南米諸國等實に廣汎の地域に亘つて其驥足を伸ばしつつあると云ふ。現在其の株式の一部又は全部が五大銀行の所有に係るものを示せば、次の如くである。(一)バークレイス銀行。(イ)ユニオンバンク・オブ・マンチエスター、(ロ)ブリテイッシュ・リネン銀行、(ハ)海外屬領植民地「バークレイス」銀行、(ニ)フランス所在「バークレイス」銀行、(ホ)ローマ所在「バークレイス」銀行、(ヘ)「ヨークシャー・ペンニー」銀行。(二)ロイヅ銀行。(イ)ナショナルバンク・オブ・スコットランド、(ロ)「ロイヅ・エンド・ナショナル・プロヴインシャル」外國銀行、(ハ)英伊合同銀行、(ニ)倫敦及び南亞米利加銀行、(ホ)英・西部亞弗利加銀行、(ヘ)新西蘭國民銀行、(ト)「ヨークシャー・ペンニー」銀行。(三)ミッドランド銀行。(イ)「ベルファスト」金融會社、(ロ)「クライデステール」銀行、(ハ)北部蘇格蘭銀行、(ニ)「ヨークシャー・ペンニー」銀行。(四)ナショナル・プロヴインシャル銀行。(イ)「コウツ」銀行、(ロ)「グリンドレイ」銀行、(ハ)「ロイヅ・エンド・ナショナル・プロヴインシャル」外國銀行、(ニ)英・西部亞弗利加銀行、(ホ)「ビー・エンド・オー」合同銀行、(ヘ)「ヨークシャー・ペンニー」銀行。(五)ウエストミンスター銀行。(イ)「ウルスター」銀行、(ロ)「ウエストミンスター」外國銀行、(ハ)「ヨークシャー・ペンニー」銀行。（友岡久雄）

古代經濟史 (Antike Wirtschaftsgeschichte)〔**總說**〕茲に古代諸國とはエジプト、バビロニア、アッシリア、ペルシア、フェニキア、ヘブライ、アラビア、ギリシア、ローマ等の古代に繁榮せる諸國を指稱する。いまこれらの諸國のうち、代表的なるものとしてエジプト、バビロニア、フェニキア、ギリシア、ローマの經濟史を略述しよう。これらの古代諸國は共通の現象としてすべて奴隸勞働の上に基礎を置いてゐた。〔**エジプト**〕ニールの河の汎濫による肯腴なる沃土の上には農業が行はれた。と同時に工業も亦行はれた。麻織物業、刺繡業、硝子工業、木製革製金屬性の美術品製作業、製壺瓶業等がそれである。運河舟揖による國內交通は夙に開けてゐたが、宗教的禁令と造船材の不足との爲に海上交通は發達が遲かつた。海上交通の企は度々失敗し、それ迄はフェニキア人が交易の仲介をなしたが、紀元前六百年頃に至り諸王が海上交易を奬勵し、他國商人の爲に居留地を設け特權を附與したので商品の販路ひらけ、交通又盛となり、古代に於ける世界最大の商業中心地となつた。〔**バビロニア**〕ここでも農業及び工業が盛であつた。工業では機織業、染色業、刺繡業が特に盛であつた。その他香水、香油、軟膏の輸出、寶石の彫刻等も行はれた。商業も古くより行はれ、東洋との交易も行はれ、支那印度への隊商路が通じてゐた。バビロニアは奴隸のために滅びたと言はれてゐる。世界最古の法典たるハムラビ法典により當時の商業の盛況が知られた。〔**フェニキア**〕地味の瘦せたると地形の惡きとのために、夙に海上で漁業を營み、進んで地中海諸國、東方諸國の產物の仲介業により巨富を獲得した。地中海を殆んど獨占し、各地に居留地を設けた。海上と同じく陸上にても砂漠商業なるものが廣く行はれ、アジアに向つて三條の大通路が開かれてゐた。金屬工業が古くより行はれ、又、貴金屬を以て交易の媒介物とした。銀瓶、銅器具、青銅の武器、金屬製の美術品が行はれた。しかし大部分はエジプトの模倣であつたと言はれる。ただ紫色の染料製造は特色ある工業で、工場を設けて盛んに製造を營んだ。奴隸制度大に行はれ、奴隸の賣買盛にして、奴隸は工場の勞働者又は軍艦商船の守備兵として使役せられた。フェニキア人は地中海の貿易を獨占せんがために、妖怪談等を作つて他國人の交通を阻害せんとしたが、ギリシア人の海外發展始まるとともに、フェニキア人は遂に却ぞけられた。海上船の造船の鼻祖であつた。〔**ギリシア**〕ヘレネス族がバルカン半島を南下して希臘の地に來た當時は、未だ原始共產體時代で、從つて自給經濟で他との交易は行はれてゐなかつた。交易はただフェニキア人によつて僅かに行はるるに過ぎなかつた。その後漸次に私有財產發生し、土地の私有も發生し、貴族起り、貴族政治が行はれた。私有財產は大體ホーマー時代より發生した。ヘシオドスの時代に至り、鑄貨採用せられ、手工業發達し來つて、經濟事情が大に變化した。鑄貨の採用は交易の發達を助長するとともにまた財產の不平均を招致し、債務奴隸が增加

した。手工業の發達はまた商業の發達を促し、土地痩せて穀物充分ならざりしかば之を外國に仰ぎ、手工業より得たる利益を以て支拂つた。商工業の發達は、商工業者の勢力を增進せしめ、その結果として貴族政治の代りに僭王政治を成立せしめた。ソロンは商工業者を背景とせる政治家でセイサクテイと稱する德政を行ひ、更に商工業者に有利なる改革を行つた。その他希臘全土には織物業、鍛造工業、製鋼業、染色業、製陶業等が行はれ、從つて商業も促進され、この時代には又植民政策が行はれて西は太西洋、東は黑海、北はセイヌ地方、南はアフリカまでその植民地が擴大した。クリステネスの時代に至り、古き氏族制度が打破せられて、全ギリシアが地域的集團となり、ここにアテネ國家が成立した。後スパルタと共にペルシアを破り、ギリシアの勢威大に揚つた。アテネの經濟にて注意すべきは、レスポンデンテイア契約による外國よりの穀物輸入、銀行業の發達及びローリアムを始として多くの鑛山業の發展であつた。スパルタは主として農業を行つた。〔ローマ〕ローマも初期には氏族的共同經濟を行つたが、有史時代に入るとともに私有財產發生し、貴族は土地を私有するに至つた。貴族は農業とともに手工業を奬勵したので、交易も發達し多くの都市が成立した。ローマ市はそのうちで最大なるものであつた。ローマ人は元來農業と牧畜を營み、手工業を輕んじ奴隷に任した。ポンピリウス王の時には既に八個の手工業組合設立せられ、セルヴイス王の時は牝牛を剔した金銀塊が貨幣として使用せられた。此時代に氏族組織は全く崩壞して、國家的體制が成立した。ローマ市はかくして近隣の小國家を征服して全伊太利を支配し、戰爭によつて領土を獲得したる時には、三分の一をローマの植民地とし、三分の一を固有羅馬人に分配し、三分の一をアゲル・プブリクスとして國有財產とし之を私人に賃貸した。貴族は後にこの國有地をも私有するに至つた。希臘カルタゴとの通商は、手工業的製品及び技術をローマに齎した。紀元前二三世紀に至りローマの商業大に起り、中南イタリーを統一し、富めるギリシアの商業都市タレントを奪ひ、更にスペインの鑛山を掠奪し、幾多の戰爭による償金はローマ人をして奢侈品に對する需要を增加せしめ、ローマ市はここに至つて世界の商業の中心となつた。しかしローマの重要產業は農業で、諸國に穀物を輸出し、その支拂を以て工業的諸製品を輸入した。ポエニ戰役によるカルタゴ、シチリアの占取は、これら農業の發達した地方よりの穀物の輸入を增加せしめ、穀價下落し農民は大に困窮した。その結果は農民にして土地を奪はれ奴隷となるもの增加し、貴族はそれらの土地を併合して大土地を所有し、そこにラテイフンデューム（其項參照）が成立した。かくして農業の利うすくなるとともにラテイフンデュームは農業よりも牧畜を一般に行ふに至り、その結果反對に穀物の輸入を外國に仰ぐに至つた。その必要及び大帝國を統一する必要より一人の權力者を中心とする國家體制發生し、ローマは民主政より帝政となりローマ帝國となつた。ローマ帝政成るとともに貧富の懸隔益す甚しくなり、貴族達は商業、高利貸、投機により益々巨富を擁し、土地を奪はれた農民は奴隷となつた。殊に數十度に亘る外戰は奴隷を增加せしめ、小農を奴隷の境遇に陷れ職なき貧民はローマに殺到し來つては未だ科學と哲學、倫理學と社會學の觀念が明白になつて居ない。故にプラトンの政治學說は同時にまた倫理思想であつた。卽ちその「理想國論」は倫理的な理想社會論であり、その「法律論」は實踐的倫理學に外ならなかつたのである。アリストテレスに於いても此の傾向は殘存して居り、「倫理學」と「政治學」とは不可分のものである。然し彼に於いてはプラトンよりも多く兩者の區別を認める樣になり、政治學は個人善の問題でなく、社會善の問題を取扱ふものと考へられた。然るにローマのヘレニズムは再び倫理的に向ひ、ペリパテチークの傾向を脫却してアカデミークの復興を見る頃には、倫理的なるものから、更に宗教的なるものに成つて居つた。セネカ、シセロの頃までは

at Work. Salvioli, Le Capitalisme dans le Monde antique. Frank, Economic History of Rome. (石濱知行)

古代政治學說 古代ギリシア、ローマの政治學說は次の如き人々の文獻に現はれて居る。ソフイスト(Sophists)、プラトン (Plato 427—347B. C.)—「理想國論」(Republic)、「政治家論」(Statesman)「法律論」(Laws)、アリストテレス (Aristotle 384—322 B. C.)—「政治學」(Politics)「倫理學」(Nicomachian Ethics)、史學者（ヘロドトス (Herodotus 500—424 B.C.)ツキジデス (Thucydides 456—398 B.C.) クセノフォン (Xenophon, 430—354 B. C.)、ポリビウス (Polybius 210—127 B.C.)、ルクレシウス (Titus Lucretius Carus 90—55 B. C.)—「自然法則論」(De rerum natura)、セネカ (Lucius Annaeus Seneca, 3 B.C.—65A.D.)—「賢人閑居論」(De otio secessu sapientis.)シセロ (Marcus Julius Cicero 106—43 B.C.)—「國家論」(De republica)「官吏論」(de officiis)「法律論」(de legse)、ローマ法學者(Imperial Jurists)、教父(Aurelius Augustinus, 354—430 A.D.)—「神の都」(de civitate Dei)。〔總說〕ソフイストの論じたものは未だ政治論の域を脫しない。プラトンに至つて初めて體系を有する樣になつた。けれども彼にあつては未だ科學と哲學、倫理學と社會學の觀念が明白になつて居ない。故にプラトンの政治學說は同時にまた倫理思想であつた。卽ちその「理想國論」は倫理的な理想社會論であり、その「法律論」は實踐的倫理學に外ならなかつたのである。アリストテレスに於いても此の傾向は殘存して居り、「倫理學」と「政治學」とは不可分のものである。然し彼に於いてはプラトンよりも多く兩者の區別を認める樣になり、政治學は個人善の問題でなく、社會善の問題を取扱ふものと考へられた。然るにローマのヘレニズムは再び倫理的に向ひ、ペリパテチークの傾向を脫却してアカデミークの復興を見る頃には、倫理的なるものから、更に宗教的なるものに成つて居つた。セネカ、シセロの頃までは

Schmidt, Geschichte des Weithandels. Calhoun, The Business Life of Ancient Athens. Glotz, Ancient Greece

來だ倫理的であるが、その後新プラトン學派の興隆を見るに至り、更にそこにユダヤのキリスト教が侵入して來たために純宗教的なものとなつてしまつた。かかる時代の產物として私共はアウグスチヌスの「神の都」と云ふ著作を眺めねばならない。故に古代の政治學說はアリストテレスに於て將に科學的基礎の上に据ゑられようとしたのであつたが、この傾向への完成なくして終つた倫理的宗教的のものであつたのである。政治現象に對する研究方法がそうであつたのみでなく、政治學說の內容自體がまた倫理的宗教的であつたのである。故に古代の政治學は常に人的又は神的正義の實現を窮極的價值とした。この傾向を打破したものは中世紀に於けるイスラム思想であり、それを完成したものがマキヤベリであつた。〔國家論〕古代の政治學說に於いて國家と社會との區別の明白でないことは一般的傾向である。故に特に國家の目的に關する特別な考察がない。人生目的の實現、卽ち正善の完成のために國家が存在すると考へられて居る。アリストテレスが「人はその本性に於いて政治的動物である」と云つたことは、等しく「社會的動物」卽ち共同生活を必要とするものだと云ふ意味に外ならぬのである。プラトンに於いてもアリストテレスに於ても、國家の起源の說明は 族父權一に置かれて居る。卽ち國家は一大家族に外ならず、元首はその族父であるといふのである。この思想はローマの教父の思想に於いても亦繼承せられて居り、各國家の元首が有する統治權は、人類の唯一的始祖たるアダムが有せし族父權に基くものであると主張された。この學說が古代に於ける國家起源論の正統的なものであるが、これに對抗して民權の基礎を固めんとする學說があつた。それはギリシアのソフイストの說とローマのペリパテチークの學說である。前者の說によれば、國家は正善を目的とするものではなくて、部分的利益卽ち階級的利益又は强者の權利のために存するものに過ぎないと云ふことであり、後者のうちには、エピクール學派に屬するルクレシウスの樣に社會契約によつて國家が出來たと云ふものもあり、シセロの樣に人民の一般的承認によつて國家が成立したと考ふるものもあり、極めて民主的な理論もローマ帝國成立し、次いでローマ教會の專權するに及んで、かくの如き民主主義の理論も終つた。從つて國家の主體を人民にして居ることを主張した。中世末期に至つて代議制度の理論が發達し、ここに立憲政治の理論は充分發達しなかつた。從つて古代の民主政治は審議機關を持つては居たが、今日の議會の如く代議制度の原理に依るものではなかつた。その外古代には政體の循還と云ふことが論ぜられたが、混合政體のみは最も理想的な制度であつて決して墮落しないことがその特徵だとされた。〔政體論〕古代の政治政策理論は大體に於いて民主的なものであつた。プラトンに於ける共產主義やアリストテレスに於ける質は量に伴うとする觀念に於いて、これを認むることが出來るけれども、ローマのペリパテチーク思想のうちに發達せる自然法(natural Law)の觀念も亦後世の民主政治理論と離すことの出來難いものである。シセロの學說に於て見らるる樣に、自然法と天賦人權(Natural Right)の學說がローマの政治思想を異彩あらしめて居る。卽ち人は生れ乍らにして自由且つ平等なりとする理論がこの時に初めて生れ、アリストテレスの民主學說が一層宣傳力を與へられた。然るにキリスト教の宣布及びローマ教會の勃興に伴ひ、自然法の觀念は律法又は神法としての起在命令的なものに變へられ、天賦人權は「原罪」(Original Sin) の觀念に代置され、人はアダム、イブの罪惡後意思の自由を失ひ、罪の奴隷となつてしまつたと考へられる樣に、國家及び教會の專制的統制權が是認される樣になつた。

參考書 今中次麿、政治思想史、上卷。戶澤鐵彥、政治學史講義。高橋清吾、政治思想の變遷。Dunning, History of Political Theories, Ancient & Medieval, 1910. Willoughby, Political Theories of the Ancient World, 1903. Arnim, Die politischen Theorien des Altertums, 1910. Barker, Greek Political Theories, Plato and His Predecessors, 1918. Political Thought of Plato and Aristotle, 1907. (今中次麿)

古代政治史 歷史上に現はれた最初の國家は埃及、バビロニア、アッシリア等で、今日を遡ること約四五千年前に當る。しかし既にして波斯とアッシリアと相接觸し更に希臘の勃興を見るに至つて古代文明はその頂點に達した。政治の體を具ふるに至つたのも亦この時代であつて、古代政治史を見んとするものは、先づこの邊りに注目の第一